

平成 24 年度政策チェックアップ評価書について

1. 政策チェックアップの概要

国土交通省の基本的な評価方式の一つ（政策評価法に基づく事後評価）。

国土交通省の施策目標及び業績指標について、毎年度、前年度の実績値等により事後評価を行うもの。（今年度は、平成 23 年度施策を対象に施策目標 44、業績指標 183（細分類 234）について評価を実施。）

2. 結果概要

○施策目標の評価結果

	24 年度	23 年度	22 年度
順調である	26 件 (59.1%)	12 件 (27.3%)	14 件 (29.8%)
おおむね順調である	13 件 (29.5%)	23 件 (52.3%)	19 件 (40.4%)
努力が必要である	5 件 (11.4%)	9 件 (20.5%)	14 件 (29.8%)

※施策目標の評価の目安（最終的には総合的に判断）

順調である	A 評価と B 評価の合計のうち A 評価の割合が 80% 以上
おおむね順調である	A 評価と B 評価の合計のうち A 評価の割合が 50% 以上 80% 未満
努力が必要である	A 評価と B 評価の合計のうち A 評価の割合が 50% 未満

○業績指標の評価結果

	24 年度	23 年度	22 年度	21 年度	20 年度
A 評価	162 件 (69.2%)	156 件 (60.5%)	164 件 (59.6%)	199 件 (69.3%)	200 件 (69.7%)
B 評価	58 件 (24.8%)	96 件 (37.2%)	106 件 (38.5%)	75 件 (26.1%)	41 件 (14.3%)
N (C) 評価	14 件 (6.0%)	6 件 (2.3%)	5 件 (1.8%)	13 件 (4.5%)	46 件 (16.0%)

- A 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
- B 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
- N 判断できない

	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
1 評価	38 件 (16.2%)	37 件 (14.3%)	70 件 (25.5%)	57 件 (19.9%)	74 件 (25.8%)
2 評価	191 件 (81.6%)	147 件 (57.0%)	180 件 (65.5%)	212 件 (73.9%)	201 件 (70.0%)
3 評価	5 件 (2.1%)	74 件 (28.7%)	25 件 (9.1%)	18 件 (6.3%)	12 件 (4.2%)

- 1 施策の改善等を検討
- 2 これまでの施策を維持
- 3 施策の中止(①目標の達成に伴う指標の廃止(変更)、②その他の指標の廃止・合理化)

平成24年度 施策目標別政策チェックアップ結果一覧表(案)

資料 2

○施策目標の評価の目安(最終的には総合的に判断)
 順調である A評価とB評価の合計のうちA評価の割合が80%以上
 おおむね順調である A評価とB評価の合計のうちA評価の割合が50%以上80%未満
 努力が必要である A評価とB評価の合計のうちA評価の割合が50%未満

○業績指標の評価
 A 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している
 B 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していない
 N 判断できない

施策目標	評価	業績指標数	指標数(細分類)			A・B評価のうちAの割合 A/(A+B)	
			うちA評価	うちB評価	うちN評価		
○暮らし・環境							
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進							
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	努力が必要である	4	5	2	3	0	40%
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	おおむね順調である	7	9	4	4	1	50%
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現							
3 総合的なバリアフリー化を推進する	おおむね順調である	4	19	14	5	0	74%
4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	順調である	5	5	4	1	0	80%
5 快適な道路環境等を創造する	順調である	2	2	2	0	0	100%
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	順調である	3	3	3	0	0	100%
7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	順調である	4	4	4	0	0	100%
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	順調である	5	5	4	0	1	100%
3 地球環境の保全							
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う	おおむね順調である	10	22	12	8	2	60%
○安全							
4 水害等災害による被害の軽減							
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	おおむね順調である	5	5	3	1	1	75%
11 住宅・市街地の防災性を向上する	順調である	9	10	9	1	0	90%
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する	順調である	16	21	17	2	2	89%
13 津波・高潮・浸食等による災害の防止・減災を推進する	順調である	6	6	5	0	1	100%
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保							
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	おおむね順調である	7	9	6	3	0	67%
15 道路交通の安全性を確保・向上する	順調である	5	5	4	0	1	100%
16 自動車事故の被害者の救済を図る	順調である	1	1	1	0	0	100%
17 自動車の安全性を高める	順調である	1	1	1	0	0	100%
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する	順調である	3	3	3	0	0	100%
○活力							
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化							
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	順調である	12	12	10	1	1	91%
20 観光立国を推進する	努力が必要である	5	5	1	4	0	20%
21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	順調である	3	3	3	0	0	100%
22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	順調である	2	2	2	0	0	100%
23 整備新幹線の整備を推進する	順調である	1	1	1	0	0	100%
24 航空交通ネットワークを強化する	順調である	3	3	3	0	0	100%
7 都市再生・地域再生の推進							
25 都市再生・地域再生を推進する	努力が必要である	13	15	7	8	0	47%
8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上							
26 鉄道網を充実・活性化させる	おおむね順調である	5	6	2	1	3	67%
27 地域公共交通の維持・活性化を推進する	おおむね順調である	4	5	3	2	0	60%
28 都市・地域における総合交通戦略を推進する	順調である	1	3	3	0	0	100%
29 道路交通の円滑化を推進する	順調である	2	2	2	0	0	100%
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護							
30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する	順調である	4	4	4	0	0	100%
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	努力が必要である	4	4	1	3	0	25%
32 建設市場の整備を推進する	おおむね順調である	5	7	4	3	0	57%
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	おおむね順調である	1	2	1	1	0	50%
34 地籍の整備等の国土調査を推進する	おおむね順調である	2	2	1	1	0	50%
35 自動車運送業の市場環境整備を推進する	順調である	1	1	1	0	0	100%
36 海事業業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	努力が必要である	2	2	0	2	0	0%
○横断的な政策課題							
10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備							
37 総合的な国土形成を推進する	おおむね順調である	2	3	2	1	0	67%
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	おおむね順調である	2	2	1	0	1	100%
39 離島等の振興を図る	順調である	1	3	3	0	0	100%
40 北海道総合開発を推進する	おおむね順調である	6	6	3	3	0	50%
11 ICTの活用及び技術研究開発の推進							
41 技術研究開発を推進する	順調である	1	1	1	0	0	100%
42 情報化を推進する	順調である	1	1	1	0	0	100%
12 国際協力、連携等の推進							
43 国際協力、連携等を推進する	順調である	1	1	1	0	0	100%
13 官庁施設の利便性、安全性等の向上							
44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	順調である	2	3	3	0	0	100%
合計		44	183	234	162	58	14
順調である		26					
おおむね順調である		13					
努力が必要である		5					

平成24年度 業績指標別政策チェックアップ結果一覧表(案)

「評価」欄「A-1」「A-2」「A-3-①」「A-3-②」、「B-1」「B-2」「B-3-①」「B-3-②」、「N-1」「N-2」「N-3-①」「N-3-②」の記号は、以下の2つの分類(AからN及び1から3)の組み合わせ。

- A 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している
B 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していない
N 判断できない

- 1 施策の改善等を検討
2 これまでの施策を維持
3 施策の中止等
① 目標の達成に伴う指標の廃止(変更)
② その他の指標の廃止・合理化

業績指標の大字は「社会資本整備重点計画第3章」に位置づけられ、政策評価を義務づけられている指標。

Table with columns: Policy Target (アウトカム), Performance Indicators (業績指標), Initial Value (初期値), Actual Value (実績値), Evaluation (評価), Previous Year (前年度評価), Target Value (目標値), and Page. It details the metrics for 'Social Infrastructure Investment Priority Plan Chapter 3'.

〇暮らし環境

Main data table starting with '1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進' and ending with '3 地球環境の保全'. It contains numerous rows (1-104) detailing various social and environmental indicators such as housing, infrastructure, and energy efficiency.

○政策目標(アウトカム)		業績目標								ページ
○施策目標(評価の単位)		初期値	平成24年度実績(3段階評価)			前年度評価	目標値			
○業績目標・関連指標 ※1太字は「社会資本整備重点計画第3章」の指標 ※2斜体は関連指標(施策目標に関連する指標であり、当該指標ごとの評価は行わないが、その達成状況を把握するもの。)			(年度)	実績値	(年度)		評価	(年度)	(年度)	
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する									420
163	荷主への安全協力要請の発出件数	88件	平成23年度	60件	平成24年度	A-2	新規	44件	平成27年度	420
36	海事業業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る									422
164	海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準(平成17年度比)	100	平成17年度	119	平成23年度	B-3-②	B-2	165	平成27年度	422
165	造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	100%	平成21年度	96%	平成24年度	B-2	B-2	50%	平成25年度	425
○横断的な政策目標										
10	国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
37	総合的な国土形成を推進する									427
166	国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数)	11	平成22年度	7	平成23年度	B-1	A-2	現状維持又は増加	毎年度	427
167	大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	① 91%(80自治体) ② 0%(36,543kg/日)	平成23年度	91%(80自治体) 82%(33,075kg/日)	平成23年度	A-2	A-2	100%(88自治体) 58%(33,278kg/日)	平成28年度 平成27年度	430
168	国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報のダウンロード件数)	33万件	平成18年度	94万件	平成24年度	-	-	現状維持又は増加	毎年度	432
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する									434
168	電子基準点の観測データの欠測率	0.43%	平成22年度	0.47%	平成24年度	A-2	B-2	0.5%未満	毎年度	434
169	地理空間情報ライブラリーの運用(国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数)	0件	平成23年度	145件	平成24年度	N-2	新規	24,000件/年	平成26年度	436
39	離島等の振興を図る									438
170	離島等の総人口	① 394千人	平成22年度	394千人	平成22年度	A-2	A-2	353千人以上	平成27年度	438
	①離島地域の総人口	② 122千人	平成20年度	117千人	平成24年度	A-2	A-2	114千人以上	平成25年度	438
	②奄美群島の総人口	③ 2.3千人	平成20年度	2.5千人	平成24年度	A-2	A-2	2.5千人以上	平成25年度	438
	③小笠原村の総人口									438
40	北海道総合開発を推進する									443
171	農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	-	-	10.0%	平成24年度	A-2	A-2	7%以上上昇(事業着手前との差)	平成27年度	443
172	北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	20%	平成21年度	26%	平成24年度	B-2	B-2	48%	平成28年度	445
173	道外からの観光入込客数のうち外国人の数	51万人(46.4%)	平成17年度	57万人(51.8%)	平成23年度	B-1	B-2	110万人(100%)	平成24年度	447
174	育成林であり水士保全林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	65.3%	平成20年度	66.8%	平成24年度	B-1	B-2	73.3%	平成25年度	449
175	アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	22,867人	平成19年度	31,091人	平成24年度	A-2	A-2	31,000人	平成24年度	451
176	北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	310百万円/人	平成17年度	341.8百万円/人	平成22年度	A-2	A-2	310百万円/人以上	平成24年度	453
11	ICTの利活用及び技術研究開発の推進									
41	技術研究開発を推進する									455
177	目標を達成した技術研究開発課題の割合	-	-	87.2%	平成24年度	A-2	A-2	80%	毎年度	455
42	情報化を推進する									457
178	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	2件	平成19年度	0件	平成24年度	A-2	A-2	限りなくゼロ	平成24年度	457
12	国際協力、連携等の推進									
43	国際協力・連携等を推進する									459
179	国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	124件	平成23年度	126件	平成24年度	A-2	A-1	131件	平成28年度	459
13	官庁施設の利便性、安全性等の向上									
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する									461
180	官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震)	83%	平成23年度	86%	平成24年度	A-2	B-2	95%	平成28年度	461
181	保全状態の良い官庁施設の割合等(①保全状態の良い官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準等類の策定事項数)	① 48%	平成23年度	52.8%	平成24年度	A-2	A-2	60%	平成28年度	463
		② 25事項	平成23年度	38事項	平成24年度	A-2	A-2	50事項	平成28年度	463

平成24年度政策チェックアップ評価書（案）
（施策目標個票）

平成25年6月14日

施策目標個票

(国土交通省24-①)

施策目標	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>居住の安定確保、居住環境・良質な住宅ストックの形成が実現されるためには、良質な住宅の取得支援を行うとともに、既存ストックの有効活用を図りつつ、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用等による重層的な住宅セーフティネットの構築や、住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備等を行う必要がある。施策目標の評価としては、関係業績指標の目標達成に向けて、更なる努力が必要な状況である。</p> <p>平成25年度においては、民間賃貸住宅の質の向上を図り、既存ストックの有効活用を推進するとともに、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給促進や税制面での良質な住宅の取得支援など、住生活基本計画に基づき、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を一層推進する。</p>

業績指標	1 最低居住面積水準未満率	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
		4.3%	4.3%	—	—	—	—	B-2	概ね0%
	暦年ごとの目標値	/	—	—	—	—	/		/
	2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
		40%	40%	—	—	—	—	B-2	50%
	暦年ごとの目標値	/	—	—	—	—	/		/
	2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(②大都市圏)	初期値	実績値					評価	目標
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
		35%	35%	—	—	—	—	B-2	43.8%
	暦年ごとの目標値	/	—	—	—	—	/		/
	3 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	初期値	実績値					評価	目標
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		16%	—	16%	19%	24%	集計中	A-2	21%
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/		/
	4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	初期値	実績値					評価	目標
		17年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
		0.9%	1.5%	—	—	—	—	A-2	2.3~3.7%
	暦年ごとの目標値	/	—	—	—	—	/		/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)				
補正予算(b)						/
前年度繰越等(c)						/
合計(a+b+c)						/
	執行額(百万円)			/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)			/	/	/
	不用額(百万円)			/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	住宅局	作成責任者名	住宅政策課 (課長 福島 直樹)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-②)

施策目標	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の実現に向けた取組を行い、それらの効果は着実に発揮され、過去の実績値によるトレンドを分析すると、関係業績指標の目標達成に向けて、おおむね順調な状況である。 平成25年度においては、更に中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を目指すとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、各施策を積極的に展開していく。今後とも、目標値の達成に向けて、新たな施策や、既存の取組みの拡充などにより、新築中心の住宅市場から、リフォームにより住宅ストックの品質・性能を高め、中古住宅流通により循環利用されるストック型の住宅市場への転換を図る。

業績指標	5 住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
		約27年	約27年	—	—	—	—	B-1	約35年
		暦年ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	5 住宅の利活用期間(②住宅の減失率)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
		約7.0%	約7.0%	—	—	—	—	A-1	約6.5%
		暦年ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	6 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
		3.5%	3.5%	—	—	—	—	A-1	5.0%
暦年ごとの目標値		—	—	—	—	—			
7 既存住宅の流通シェア	初期値	実績値					評価	目標値	
	20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年	
	14%	14%	—	—	—	—	B-1	20%	
	暦年ごとの目標値	—	—	—	—	—			
8 マンションの適正な維持管理(①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	初期値	実績値					評価	目標値	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度	
	37%	37%	—	—	—	—	A-1	56%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
8 マンションの適正な維持管理(②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	初期値	実績値					評価	目標値	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度	
	51%	51%	—	—	—	—	A-1	概ね80%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
9 新築住宅における住宅性能表示の実施率	初期値	実績値					評価	目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度	
	24%	19.3%	19.1%	24%	23.5%	22.3%	B-1	37%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
10 リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	22年(4~12月)	20年	21年	22年(4~12月)	23年	24年		27年	
	0.2%	—	—	0.2%	—	—	N-2	5.1%	
	暦年ごとの目標値	—	—	—	—	—			
11 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	初期値	実績値					評価	目標	
	21年度(21年6~22年3月)	20年度	21年度(21年6~22年3月)	22年度	23年度	24年度		27年度	
	8.8%	—	8.8%	12.7%	12.5%	12.0%	B-1	14.4%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	住宅局	作成責任者名	住宅政策課 (課長 福島 直樹)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-③)

施策目標	総合的なバリアフリー化を推進する。	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>バリアフリー化については、旅客施設、建築物等の整備に対する補助等の支援、市町村が作成する基本構想の作成促進等により、目標達成に向けて着実に進んでいる。一方、構造等の制約により整備が困難な施設の顕在化、地方部への展開に対する要請などの課題もあり、バリアフリー施策は道半ばの状況にある。</p> <p>このため、平成22年度末にバリアフリー法に基づく基本方針を改正し、より高い水準の目標設定等を行ったところであり、当該目標の達成を目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を引き続き推進する。</p>

業績指標	12 公共施設等のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度		
	①特定道路におけるバリアフリー化率	77%(23年度)	60%	67%	74%	77%	81%	A-2	約87%
	②段差解消をした旅客施設の割合	70%(21年度)	-	70%	78%	81%	集計中	A-2	約85%
	③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合	89%(21年度)	-	89%	92%	93%	集計中	A-2	約95%
	④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合	75%(22年度)	-	67%	75%	78%	集計中	A-2	約88%
	⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	47%(21年度)	46%	47%	48%	50%	集計中	A-2	約54%
	⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	14%(21年度)	15%	14%	17%	18%	集計中	A-2	22%
	⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合								
	(i)	約47%(22年度)	約45%	約46%	約47%	約48%	集計中	A-2	約54%
	(ii)	約32%(18年度)	約36%	約38%	約39%	約44%	集計中	A-2	約50%
	(iii)	約25%(18年度)	約29%	約31%	約32%	約33%	集計中	A-2	約39%
	⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合	45%(22年度)	37%	41%	45%	47%	集計中	A-2	約58%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	13 バリアフリー化された車両等の割合	初期値	実績値					評価	目標
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度		
	①鉄軌道車両	45.7%(21年度)	41.3%	45.7%	49.5%	52.8%	集計中	A-2	約60%
	②ノンステップバス	- (21年度)	-	-	35.5%	38.4%	集計中	B-2	約52%
	③リフト付きバス等	- (21年度)	-	-	3.0%	3.3%	集計中	B-2	約12%
	④福祉タクシー	12,256台(22年度)	10,742台	11,165台	12,256台	13,099台	集計中	A-2	20,000台
⑤旅客船	18.1%(22年度)	16.4%	18.0%	18.1%	20.6%	集計中	B-2	約34%	
⑥航空機	81.4%(22年度)	64.3%	70.2%	81.4%	86.1%	集計中	A-2	約85%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
14 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標	
	20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年	
①一定のバリアフリー化	37%	37%	-	-	-	-	B-1	59%	
②高度のバリアフリー化	9.5%	9.5%	-	-	-	-	B-1	18.5%	
暦年ごとの目標値									

15 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	初期値	実績値					評価	目標
	20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
	16%	16%	-	-	-	-	A-1	23%
暦年ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	総合政策局 関係局：道路局、住宅局、都市局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局	作成責任者名	総合政策局 安心生活政策課 (課長 山口 一朗)	政策評価実施時期	
-------	---	--------	--------------------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-④)

施策目標	海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。	
施策目標の概要及び達成すべき目標	海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸浸食対策等を実施することにより、良港な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	良好な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成等のため、浚渫土砂を有効活用した効率的な海岸浸食対策や閉鎖性水域における水環境の改善、海運業界への直接的指導による海洋汚染防止対策等を実施しているところである。多くの業績指標において目標達成に向けた傾向が示されており、各施策は順調な推移を示している。 今後も施策目標の達成に向けた取り組みを継続していく。

業績指標	16 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件
	年度ごとの目標値	/	0件	0件	0件	0件	0件		/
	17 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	A-2	0隻
	年度ごとの目標値	/	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻		/
	18 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約37.8%	-	-	-	37.76%	38.04%	B-2	約40%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	19 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		約6年	約7年	約7年	約7年	約7年	約7年	A-2	約7年
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	20 三大湾において水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約46%	-	-	-	46.2%	47.0%	A-2	約50%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)					
補正予算(b)							/
前年度繰越等(c)							/
合計(a+b+c)							/
	執行額(百万円)			/	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)			/	/	/	/
	不用額(百万円)			/	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用

担当部局名	港湾局	作成責任者名	港湾計画課 (課長 菊地 身智雄)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	----------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑤)

施策目標	快適な道路環境等を創造する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>快適な道路環境等の創造のため、無電柱化を進め、その際、道路の新設又は拡幅と同時に電線共同溝整備を実施するなどコスト縮減に努め、また、環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の時限的減免措置を実施してきたところである。業績指標については順調かつ着実に推移しているところである。</p> <p>今後も道路法の改正を踏まえた無電柱化の更なる推進等、施策の改善も含め、環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を図る。</p>

業績指標	21 市街地等の幹線道路の無電柱化率	初期値	実績値				評価	目標値	
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		15%	13.2%	13.4%	14.0%	15.0%	15.3%	A-1	18%
	年度ごとの目標値		—					A-1	—
	22 新車販売に占める次世代自動車の割合	初期値	実績値				評価		目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度
10.5%		—	9.9%	10.5%	14.7%	集計中	A-1	15%	
年度ごとの目標値		—					A-1	—	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	道路局 関係局:自動車局	作成責任者名	<ul style="list-style-type: none"> ・道路局環境安全課 (交通安全政策分析官 鹿野 正人) ・自動車局環境政策課 (課長 板崎 龍介) 	政策評価実施時期	
-------	-----------------	--------	--	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑥)

施策目標	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	平成24年度は、多様な水源の確保による都市用水の供給安定度の向上を図り、水資源の確保の推進に寄与したほか、要綱地域における地下水採取量の抑制にも引き続き取り組み、採取目標量の達成率向上を図っている。また、水源地域における社会基盤整備事業は順調に進捗が図られており、水源地域の活性化に寄与している。今後とも、安全・安心な水資源の確保や水源地域の活性化等のための諸施策を着実に実施する。

業績指標	23 多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		69%	66%	67%	67%	69%	71%	A-2	約74%
		年度ごとの目標値	-						
	24 地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		26年度
		95%	95%	95%	92%	98%	調査中	A-2	100%
		年度ごとの目標値	-						
	25 貯水池の建設に伴う水源地域における社会基盤整備事業の完了割合	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		58%	49%	51%	54%	58%	63%	A-2	約78%
		年度ごとの目標値	-						
関連指標	関1 水に関する国際会議においてプレゼンテーション等を行った日本企業等の団体数	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	23年度	24年度					28年度
		22団体	22団体	30団体				-	81団体
	年度ごとの目標値	-							

施策の予算額・執行額等【参考】	予算の状況(百万円)	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
		当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
	合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	水管理・国土保全局 水資源部	作成責任者名	水資源政策課 (課長 池本 武広)	政策評価実施時期	
-------	-------------------	--------	----------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑦)

施策目標	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する施策目標の達成に向けて都市公園の整備、緑地保全等を推進してきたところであり、目標達成に向けて着実に進んでいる。 今後とも道路・河川等との事業間連携、官民協働による効率的・効果的な施策の実施を推進していく。

業績指標 (指標ごとに記載)	26 歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約69%	約67%	約67%	約69%	約69%	集計中	A-2	約75%
		年度ごとの目標値	-						
	27 1人あたり都市公園等面積	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		9.8㎡/人	9.6㎡/人	9.7㎡/人	9.8㎡/人	9.9㎡/人	集計中	A-2	10.5㎡/人
		年度ごとの目標値	-						
	28 都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		12.6㎡/人	12.3㎡/人	12.5㎡/人	12.6㎡/人	12.7㎡/人	集計中	A-2	13.5㎡/人
		年度ごとの目標値	-						
	29 地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		16%	-	-	-	16%	25%	A-2	60%
		年度ごとの目標値	-						

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課 (課長 舟引 敏明)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	------------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑧)

施策目標	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	自然再生事業、下水道事業等の実施により業績指標については目標達成に向けた成果を示しており、全体として施策目標に対して順調に推移していると言える。 今後も引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

業績指標	30 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約33%	—	—	約33%	約35%	—	A-2	約50%
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	31 下水汚泥エネルギー化率(下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合)	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約13%	約14%	約13%	約13%	集計中	—	N-2 (集計中)	約29%
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	32 汚水処理人口普及率(総人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合)	初期値	実績値					評価	目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約87%※	約85%	約86%	約87%※	約88%※	集計中	A-2	約95%
		年度ごとの目標値	※東日本大震災の影響で、岩手県・宮城県・福島県の3県において調査不能な自治体があるため参考値						—
	33 特に重要な水系における湿地の再生の割合	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約3割	—	—	—	約3割	約39%	A-2	約5割
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	34 良好な水環境創出のための高度処理実施率(高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている人口の割合)	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
約33%		約27%	約29%	約31%	約33%	集計中	A-2	約43%	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	—	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	水管理・国土保全局	作成責任者名	河川環境課 (課長 金尾 健司)	政策評価実施時期	
-------	-----------	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-9)

施策目標	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地球温暖化対策を初めとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	各業績目標の達成状況はおおむね順調であり、国土交通分野における環境負荷の低減を図っていると評価できる。 順調に推移している地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数等については、現在の事務事業を引き続き着実に実施するとともに、目標達成に向けた成果を示していない特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者の省エネ改善率の指標については、運輸部門のエネルギーの使用の更なる合理化に向け、引き続き当該事業者に対する実態調査・指導等を行っていく。

業績指標	35 特定輸送事業者の省エネ改善率	初期値	実績値					評価	目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
	①特定貨物輸送事業者	-	-2.43%	-2.41%	-1.30%	-1.33%	集計中	A-2	前年度比-1%
	②特定旅客輸送事業者	-	-0.48%	-0.79%	+0.04%	-0.25%	集計中	B-2	前年度比-1%
	③特定航空輸送事業者	-	-2.40%	-2.10%	-0.39%	+3.47%	集計中	B-2	前年度比-1%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	36 建設工事用機械機器による環境の保全	初期値	実績値					評価	目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	①建設機械から排出されるPMの削減量	1.9千t(21年度)	-	1.9千t	集計中	集計中	集計中	A-2	8.1千t(28年度)
	②建設機械から排出されるNOxの削減量	39.1千t(21年度)	-	39.1千t	集計中	集計中	集計中	A-2	153.0千t(28年度)
	③ハイブリッド建設機械の普及台数	200台(21年度)	-	200台	470台	960台	1,560台	A-2	1,200台(26年度)
	④建設機械等で使用されるバイオディーゼル燃料の使用量	692kL(22年度)	-	-	692kL	集計中	集計中	N-2	1,172kL(28年度)
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	37 建設廃棄物の再資源化率、再資源化等率及び建設発生土の有効利用率	初期値	実績値					評価	目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
	①アスファルト・コンクリート塊	98.6%	98.4%	-	-	-	集計中	A-2	98%以上
	②コンクリート塊	98.1%	97.3%	-	-	-	集計中	B-2	98%以上
	③建設発生木材(再資源化等率)	68.2%(90.7%)	80.3%(89.4%)	-	-	-	集計中	A-2	77%(95%以上)
	④建設汚泥	74.5%	85.1%	-	-	-	集計中	A-2	82%
⑤建設混合廃棄物	0%	9%	-	-	-	集計中	B-2	平成17年度排出量に対して30%削減	
⑥建設発生土	80.1%	78.6%	-	-	-	集計中	B-2	87%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
38 住宅、建築物の省エネルギー化	初期値	実績値					評価	目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度	
①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率	42%	-	-	42%	45%	集計中	B-1	70%	
②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率	71%	-	-	71%	73%	集計中	A-2	85%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
39 重量車の平均燃費向上率(平成14年度比)	初期値	実績値					評価	目標値	
	14年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度	
0%	6.7%	8.1%	9.2%	13.1%	集計中	A-2	12%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

40 モーダルシフトに関する指標	初期値	実績値					評価	目標
	18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量	21億トンキロ増	16億トンキロ増	0.2億トンキロ増	0.7億トンキロ減	-5億トンキロ減	集計中	B-2	36億トンキロ増
②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨)量)	301億トンキロ	287億トンキロ	267億トンキロ	315億トンキロ	305億トンキロ	集計中	B-2	320億トンキロ
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
41 地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	初期値	実績値					評価	目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
	3都市	15都市	18都市	25都市	29都市	32都市	A-2	30都市
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
42 年度評価における採択案件の採点の平均値(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標)	初期値	実績値					評価	目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
	-	-	-	-	4	4	A-3-①	3
年度ごとの目標値		-	-	-	3	3		
43 都市公園の整備、公共施設等の緑化等による温室効果ガス吸収量	初期値	実績値					評価	目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	105万t-CO2/年	100万t-CO2/年	103万t-CO2/年	105万t-CO2/年	106万t-CO2/年	集計中	A-2	107万t-CO2/年
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
44 下水道に係る温室効果ガス排出削減(省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減目標量)	初期値	実績値					評価	目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	129万t-CO2	125万t-CO2	129万t-CO2	143万t-CO2	集計中	集計中	N-2(集計中)	246万t-CO2
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
関連指標	初期値	実績値					評価	目標
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	平均約3,266件/月(年度平均)	平均約1,529件/月(年度平均)	平均約2,647件/月(年度平均)	平均約3,425件/月(年度平均)	平均約3,266件/月(年度平均)	平均約18,287件/月(年度平均)(P)		平均約1万件/月(年度平均)
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)				
補正予算(b)						
前年度繰越等(c)						
合計(a+b+c)						
執行額(百万円)						
翌年度繰越額(百万円)						
不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	環境政策課(課長 山本 博之)	政策評価実施時期	
-------	-------	--------	-----------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑩)

施策目標	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>防災情報等の精度向上に向けた予測モデル開発、ソフトウェア改善等の対策を実施し、また情報伝達体制の充実のための通信体制整備、防災地理情報の提供推進等の取組を実施しているところであり、おおむね順調に推移しているところである。</p> <p>特に、「緊急地震速報の精度向上」などの業績指標は順調な推移を示している。</p> <p>平成25年度も、引き続き予測精度を高める等、自然災害による被害軽減の取組の継続を図り、今後とも、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制の拡充を図っていく。</p>

	項目	初期値	実績値					評価	目標値		
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度		
業績指標	45 緊急地震速報の精度向上	28%	82%	76%	28%	56%	79%	A-2	85%以上		
		年度ごとの目標値	—								
		32%	17%	22%	31%	32%	33%			A-2	41%
	46 一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数	0観測点	—	—	—	0観測点	0観測点	N-2	35観測点		
		年度ごとの目標値	—								
		56%	—	—	—	56%	59%			A-2	70%
	47 台風中心位置予報の精度	302km	298km	289km	302km	305km	314km	B-2	260km		
		年度ごとの目標値	—								
		302km	298km	289km	302km	305km	314km			B-2	260km
	48 津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用できる沖合津波観測点の数	0観測点	—	—	—	0観測点	0観測点	N-2	35観測点		
		年度ごとの目標値	—								
		56%	—	—	—	56%	59%			A-2	70%
49 防災地理情報の整備率	56%	—	—	—	56%	59%	A-2	70%			
	年度ごとの目標値	—									
	56%	—	—	—	56%	59%			A-2	70%	
関連指標	関3 異常天候早期警戒情報の精度向上	0%	—	—	—	0%	0%	—			25%
		年度ごとの目標値	—								
		0%	—	—	—	0%	0%		—	25%	
	関4 天気予報の精度(明日予報が大きくはずれた年間日数) ①降水確率 ②最高気温 ③最低気温	①26日 ②38日 ③24日	①27日 ②45日 ③27日	①24日 ②40日 ③26日	①25日 ②39日 ③25日	①26日 ②38日 ③24日	①27日 ②37日 ③23日	—			①23日以下 ②34日以下 ③22日以下
		年度ごとの目標値	—								
		①26日 ②38日 ③24日	①27日 ②45日 ③27日	①24日 ②40日 ③26日	①25日 ②39日 ③25日	①26日 ②38日 ③24日	①27日 ②37日 ③23日		—	①23日以下 ②34日以下 ③22日以下	
年度ごとの目標値	—										
①26日 ②38日 ③24日	①27日 ②45日 ③27日	①24日 ②40日 ③26日	①25日 ②39日 ③25日	①26日 ②38日 ③24日	①27日 ②37日 ③23日	—	①23日以下 ②34日以下 ③22日以下				
年度ごとの目標値	—										

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
		予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)			
補正予算(b)						/
前年度繰越等(c)						/
合計(a+b+c)						/

	執行額(百万円)					
	翌年度繰越額(百万円)					
	不用額(百万円)					

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	気象庁	作成責任者名	総務部総務課 業務評価室 (室長 里田 弘志)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	-------------------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑪)

施策目標	住宅・市街地の防災性を向上する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積、一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合等の業績指標については、目標値に向け順調に推移。一方、今年度目標値を見直したところであり、目標値の達成に向けた成果を一概に判断できない業績指標もあるが、施策目標全体の評価としては、順調であると認められる。</p> <p>今後については、大規模地震や気候変動による降雨強度の増加といった災害リスクを踏まえ、住宅・市街地の脆弱性を軽減させるようなハード・ソフト両面にわたる諸施策を講じ、総合的な観点から安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。</p>

	50 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		6,466ha	3,234ha	3,573ha	6,158ha	6,466ha	8,016ha	A-2	13,000ha
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		-
	51 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約73%	約63%	約67%	約73%	約78%	集計中	A-2	約84%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		-
	52 下水道による都市浸水対策達成率(都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道(雨水)整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合)	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約53%	約50%	約51%	約52%	約53%	約55%	A-2	約60%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		-
	53 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	初期値	実績値					評価	目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		約6,000ha(100%)	-	-	約6,000ha(100%)	5,745ha(96%)	-	B-1	約3,000ha(50%)
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		-
	54 地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害が生じる可能性を示す大規模盛土造成地マップを作成・公表すること等により、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約5%	-	-	-	約5%	約9%	A-1	約50%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		-
	55 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率(地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合)	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約34%	-	-	-	約34%	集計中	A-2	約70%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		-
	56 内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市区町村の割合	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約15%	約9%	約12%	約14%	約15%	約31%	A-2	約100%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		-
	57 下水道施設の長寿命化計画策定率(地方公共団体)	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約51%	-	-	-	約51%	集計中	A-2	約100%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		-

58 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率 (①建築物、②住宅)	初期値	実績値					評価	目標
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
	①80%	①80%	-	-	-	-	A-1	①約90%
	②79%	②79%	-	-	-	-	A-1	②約90%
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	都市局	作成責任者名	都市安全課 (課長 清水喜代志)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑫)

施策目標	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	東日本大震災等も踏まえ、既存及び目標年度までの間に拡充・創設した事業制度等によりハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を推進しているところであるが、引き続き水害・土砂災害による災害の防止・減災を推進する必要がある。

59 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率 (①河川堤防) (②水門・樋門等)	初期値	実績値					評価	目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	0%	—	—	—	0%	約16%	A-2	約77%
	0%	—	—	—	0%	約29%	A-2	約84%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
60 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	初期値	実績値					評価	目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	0%	—	—	—	0%	約33%	A-2	約57%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
61 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率	初期値	実績値					評価	目標
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	0%	—	—	—	0%	約13%	A-2	約75%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
62 人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 (①国管理区間) (②県管理区間)	初期値	実績値					評価	目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	約72%	—	—	—	約72%	約74%	A-2	約76%
	約57%	—	—	—	約57%	約58%	A-2	約59%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
63 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	初期値	実績値					評価	目標
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	約6.1万戸	—	—	—	約6.1万戸	約5.6万戸	A-2	約4.1万戸
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
64 人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量	初期値	実績値					評価	目標
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	約27万m3	—	—	—	約27万m3	約27万m3	B-1	約50万m3
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

業績指標

65 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	49%	10%	20%	30%	49%	62%	A-2	100%	
	年度ごとの目標値	—							
66 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	約45%	—	—	—	約45%	約54%	B-2	100%	
	年度ごとの目標値	—							
67 リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合)	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	約48%	約3%	約24%	約34%	約48%	約59%	A-2	100%	
	年度ごとの目標値	—							
68 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率 (①重要交通網にかかる箇所) (②主要な災害時要援護者関連施設)	初期値	実績値					評価	目標	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	約46%	—	—	—	約46%	約47%	A-2	約51%	
	約29%	—	—	—	約29%	約31%	A-2	約39%	
年度ごとの目標値	—								
69 土砂災害警戒区域指定数	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	約25万9千区域	約13万2千区域	約17万8千区域	約22万区域	約25万9千区域	約31万区域	A-2	約46万区域	
	年度ごとの目標値	—							
70 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率	初期値	実績値					評価	目標	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	0%	—	—	—	0%	0%	N-2	100%	
	年度ごとの目標値	—							
71 リエゾン協定締結率(国土交通省等とリエゾン(災害対策現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合)	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	71%	—	—	—	71%	91%	A-2	100%	
	年度ごとの目標値	—							
72 大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」	初期値	実績値					評価	目標	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	①実施地域ブロック数	1ブロック(10%)	—	—	—	1ブロック(10%)	4ブロック(40%)	A-2	10ブロック(100%)
	②参加都道府県	5団体(11%)	—	—	—	5団体(11%)	22団体(47%)	A-2	47団体(100%)
	③政令指定都市数	2団体(10%)	—	—	—	2団体(10%)	9団体(45%)	A-2	20団体(100%)
年度ごとの目標値	—								
73 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	約3%	—	—	—	約3%	約30%	A-2	100%	
	年度ごとの目標値	—							
74 大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	初期値	実績値					評価	目標	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度	
	0台	—	—	0台	0台	0台	N-2	20台	
	年度ごとの目標値	—							

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	水管理・国土保全局	作成責任者名	河川計画課 (課長 池内 幸司)	政策評価実施時期	
-------	-----------	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑬)

施策目標	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	東日本大震災等も踏まえ、既存及び目標年度までの間に拡充・創設した事業制度等によりハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を推進しているところである。引き続き、津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進していく。

	75 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約28%	-	-	-	約28%	約31%	A-2	約66%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	60 【再掲】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		0%	-	-	-	0%	約33%	A-2	約57%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	76 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約78%	-	-	-	約78%	約80%	A-2	約85%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	77 最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		0%	-	-	-	0%	14%	A-2	100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	78 下水道津波BCP策定率(BCP:事業継続計画)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約6%	-	-	-	約6%	集計中	A-2	約100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	79 海岸堤防等の老朽化調査実施率	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約53%	-	-	-	約53%	約66%	A-2	約100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
		予算の状況(百万円)	当初予算(a)			
補正予算(b)						/
前年度繰越等(c)						/
合計(a+b+c)						/
執行額(百万円)				/	/	/
翌年度繰越額(百万円)				/	/	/
不用額(百万円)				/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	水管理・国土保全局 港湾局	作成責任者名	水管理・国土保全局海岸 室 (室長 五道 仁美) 港湾局海岸・防災課 (課長 守屋正平)	政策評価実施時期	
-------	------------------	--------	--	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑭)

施策目標	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	各モードの取組の着実な実施により、目標の達成状況については一部指標を除いて概ね順調である。今後も引き続き公共交通の安全確保のために運輸安全マネジメント制度の充実、保安監査の強化等の諸施策を継続する必要がある。

業績指標	80 主要なターミナル駅の耐震化率	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		89%	-	-	88%	89%	集計中	A-2	100%
	年度ごとの目標値								
	81 鉄道運転事故による乗客の死亡者数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		0人	0人	0人	0人	0人	0人	A-2	0人
	年度ごとの目標値								
	82-① 事業用自動車による事故に関する指標(①事業用自動車による交通事故死者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		25年
		513人	513人	468人	490人	447人	466人	B-1	380人
	暦年ごとの目標値								
	82-② 事業用自動車による事故に関する指標(②事業用自動車による人身事故件数)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		25年
		56,295人	56,295人	51,510人	51,061人	49,080人	45,346人	A-1	43,000人
	暦年ごとの目標値								
82-③ 事業用自動車による事故に関する指標(③事業用自動車による飲酒運転件数)	初期値	実績値					評価	目標値	
	20年	20年	21年	22年	23年	24年		25年	
	287人	287人	207人	177人	151人	121人	B-2	0人	
暦年ごとの目標値									
83 商船の海難船舶隻数	初期値	実績値					評価	目標	
	18~22年の平均	20年	21年	22年	23年	24年		27年	
	506隻	494隻	475隻	482隻	367隻	430隻	A-3-②	455隻以下	
暦年ごとの目標値									
84 船員災害発生率(千人率)	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度	
	11.3‰	11.5‰	11.1‰	10.9‰	10.5‰	集計中	B-1	8.9‰	
年度ごとの目標値									
85 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	14年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度	
	0件	0件	0件	0件	0件	0件	A-1	0件	
年度ごとの目標値									
86 国内航空における航空事故発生件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	15~19年平均	16~20年平均	17~21年平均	18~22年平均	19~23年平均	20~24年平均		20~24年平均	
	13.6件	13.4件	11.6件	10.4件	11.2件	10.8件	A-2	12.2件	
暦年ごとの目標値									

関連指標	関5-① 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		-	-	-	-	-	39人	約150人	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	関5-② 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる民間支援団体等の数)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		-	-	-	-	-	集計中	約150箇所	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	関6 鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年6月末
		82%	-	-	-	82%	集計中	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	関7 鉄道の対象車両における安全装置の整備率(①運転士異常時列車停止装置)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年6月末
		94%	-	-	-	94%	集計中	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	関7 鉄道の対象車両における安全装置の整備率(②運転状況記録装置)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年6月末
85%		-	-	-	85%	集計中	100%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		

区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
予算の状況 (百万円) 【参考】	当初予算(a)					
	補正予算(b)					
	前年度繰越等(c)					
	合計(a+b+c)					
執行額(百万円)						
翌年度繰越額(百万円)						
不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	大臣官房	作成責任者名	運輸安全監理官 (露木 伸宏)	政策評価実施時期	
-------	------	--------	--------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑮)

施策目標	道路交通の安全性を確保・向上する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>道路交通の安全性の確保・向上のため、生活道路と幹線道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策を実施し、また、地方自治体における長寿命化修繕計画策定への支援、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を始めとする防災対策を行ってきたところである。業績指標については、一部を除き、順調かつ着実に推移しているところである。</p> <p>今後も引き続き、信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な維持管理を推進していく。</p>

業績指標	87 全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	初期値	実績値				評価	目標値	
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		76%	41%	54%	63%	76%	89%	A-2	概ね100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	88 道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率	初期値	実績値				評価	目標値	
		-	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		-	-	-	-	-	-	N-2	約3割抑止
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	89 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	初期値	実績値				評価	目標	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		77%	-	-	77%	78%	集計中	A-2	82%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	90 通学路※の歩道整備率 ※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条で指定された道路における通学路	初期値	実績値				評価	目標	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		51%	50%	51%	51%	52%	集計中	A-2	約6割
	年度ごとの目標値	/	-	0	-	-	-		/
	91 道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率	初期値	実績値				評価	目標	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		54%	-	-	54%	56%	集計中	A-2	68%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
		予算の状況 (百万円)	当初予算(a)			
補正予算(b)						/
前年度繰越等(c)						/
合計(a+b+c)						/
	執行額(百万円)					/
	翌年度繰越額(百万円)					/
	不用額(百万円)					/

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	道路局	作成責任者名	<ul style="list-style-type: none"> ・国道・防災課 道路保全企画室 (室長 土井 弘次) ・国道・防災課 道路防災対策室 (室長 若田 隆一) ・環境安全課 道路交通安全対策室 (室長 阿部 悟) 	政策評価実施時期
-------	-----	--------	--	----------

施策目標個票

(国土交通省24-⑯)

施策目標	自動車事故の被害者の救済を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現状、年間約90万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援サービス等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>自動車事故の被害者救済については、自賠責保険金支払の適正化、ひき逃げ事故等の被害者に対する保障金支払、重度後遺障害者のための療護センターの運営など各般の施策を継続的かつ安定的に実施しているところである。</p> <p>また、自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスにおいても、目標である50%以上(平成27年度)の実施に向けて、独立行政法人自動車事故対策機構は、業務の効率化を図りながら順調に実施しているところである。</p> <p>今後とも、同機構を通じた介護料支給や訪問支援サービスをはじめとする被害者救済対策事業を引き続き実施し、施策目標の達成に向けた取り組みを継続していく。</p>

業績指標	92 自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	初期値	実績値				評価	目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	27年度
		34.7%	10.8%	24.5%	34.7%	42.2%		48.9%	50.0%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	A-2	—	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
------------------------	--

担当部局名	自動車局	作成責任者名	保障制度参事官室 (参事官 後藤 浩平)	政策評価実施時期	
--------------	------	---------------	-------------------------	-----------------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑰)

施策目標	自動車の安全性を高める	
施策目標の概要及び達成すべき目標	車両安全対策を実施し自動車の安全性を向上させることにより、平成30年を目処に交通事故死者数を2,500人以下に減少させる。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	自動車に係る技術基準の強化等を行い自動車の安全性能が向上したこと等により、交通事故による死亡事故件数は近年減少している。 交通事故被害の軽減に資する衝突被害軽減ブレーキを装着した自動車に対する補助の実施により、同装置の年間装着台数は大幅に増加している。 今後とも、自動車の安全性を向上させる施策を実施していくこととする。

業績指標	93 衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数	初期値	実績値				評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		4,201台	1,994台	894台	4,201台	12,259台	19,027台	A-2
	年度ごとの目標値		—	—	—	—		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	自動車局	作成責任者名	技術政策課 (課長 江角 直樹)	政策評価実施時期	
-------	------	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-18)

施策目標	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>施策目標達成にかかる各業績指標等は順調に推移している。</p> <p>船舶交通の安全については、海域利用個々の意識啓発、海上交通センター等からの船舶への効率的、かつ有効な情報提供、海難発生時の即応体制確保といった諸施策を着実に実施、推進していく。</p> <p>また、治安の確保については、不安定な国際情勢の中で未だに予断を許さない警備情勢を踏まえ、引き続き、巡視船艇・航空機等による原子力発電所等の臨海部の重要インフラ施設及び旅客ターミナル等の監視・警戒、国際船舶・港湾保安法等に基づく入港規制、公安情報の収集分析、領海警備法に基づく厳正な領海警備等のテロ対策を徹底していく。</p>

	94 海上及び海上からのテロ活動による被害発生件数	初期値	実績値				評価	目標値	
		14年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	毎年度
業績指標		0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/	
	95 要救助海難の救助率	初期値	実績値				評価	目標値	
		18～22年の平均	23年度	24年度	-	-		-	毎年
		95.2%	95%	96%	-	-	-	A-2	95%以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
96 ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数	初期値	実績値				評価	目標		
	14年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	毎年度	
		0件	0件	1件	0件	0件	0件	A-2	0件
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
関連指標	関8 航路標識の自立型電源導入率	初期値	実績値				評価	目標	
		23年度	23年度	24年度	-	-		-	28年度
		82%	82%	84%	-	-	-	-	86%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
補正予算(b)							/
前年度繰越等(c)							/
合計(a+b+c)							/
	執行額(百万円)				/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)				/	/	/
	不用額(百万円)				/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	海上保安庁	作成責任者名	総務部政務課 (課長 永松 健次)	政策評価実施時期
-------	-------	--------	----------------------	----------

施策目標個票

(国土交通省24-⑱)

施策目標	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	港湾及び海上等における総合的な物流体系の整備を促進することで、我が国の国際競争力の強化を図る	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>海運に関しては効率的で安定した海上輸送を確保していくための内航貨物船の整備の促進、また港湾に関しては国際コンテナ戦略港湾政策の推進(平成22年8月に阪神港・京浜港を選定)など、我が国の国際競争力の強化に向けた取組が着実に進められており、多くの業績指標において目標達成に向けた傾向が示されている。</p> <p>平成25年度以降も引き続き、我が国の国際競争力の強化に向けて、上記の施策を継続的に取り組んでいく。</p>

業績指標	97 国際船舶の隻数	初期値	実績値					評価	目標値
		23年央	20年央	21年央	22年央	23年央	24年央		28年央
		135隻	95隻	106隻	117隻	135隻	150隻		約230隻
	年央ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	98 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		約10%	10.6%	10.6%	9.5%	10.6%	10.3%(暫定値)		約10%
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	99 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		51%(92隻)	54%(98隻)	59%(107隻)	66%(119隻)	74%(136隻)	82%(150隻)		100%(184隻)
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	100 マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数	初期値	実績値					評価	目標
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件		0件
年度ごとの目標値		/	0件	0件	0件	0件	0件	/	
101 内航船舶の平均総トン数	初期値	実績値					評価	目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度	
	619	614	618	619	654	672		610	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
102 国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率	初期値	実績値					評価	目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	0	-	-	-	-	平成22年度比1.2%減		平成22年度比5%減	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/		
103 国内海上貨物輸送コスト低減率	初期値	実績値					評価	目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	0	-	-	-	-	平成22年度比0.6%減		平成22年度比3%減	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/		
104 長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	6%	1%	5%	6%	6%	20%		100%	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/		
105 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	初期値	実績値					評価	目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	約54%	-	-	約54%	-	-		60%	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/		

	106 リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数	初期値	実績値					評価	目標
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		188社	221社	232社	230社	231社	230社	A-2	230社
		年度ごとの目標値	-						
	107 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約2,640万人	約2,410万人	約2,510万人	約2,550万人	約2,640万人	約2,700万人	A-2	約2,950万人
		年度ごとの目標値	-						
	108 日本発着コンテナ貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	20年	21年	22年	23年	24年		27年
		10%	10%	-	-	-	-	N-2	5%
		暦年ごとの目標値	-						
関連指標	関9 国際コンテナターミナルの出入管理情報システムの使用に必要なPSカード(Port Security カード)の普及率	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		65%	-	-	-	65%	79%		95%
		年度ごとの目標値	-						
	関10 国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流情報システムと相互連携している港湾数	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		0港	-	-	-	0港	2港		5港
		年度ごとの目標値	-						

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	当初予算(a)				
補正予算(b)					
前年度繰越等(c)					
合計(a+b+c)					
執行額(百万円)					
翌年度繰越額(百万円)					
不用額(百万円)					

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	物流政策課 (課長 馬場崎 靖)	政策評価実施時期	
-------	-------	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-⑳)

施策目標	観光立国を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	震災からの復興、国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上等の意義を有する観光立国の実現を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	訪日旅行者については、放射能不安を払拭するための正確な情報発信等、様々な取組を推進した結果、一定の回復が見られたが、なお一層の取組が必要である。国内旅行については、宿泊者数全体としては回復傾向にあるものの、観光客中心の宿泊施設はまだ厳しい状況が続いている。観光は、国の成長戦略の柱の一つであり、長らく経済が低迷し地域が疲弊する中、人口減少・少子高齢化の閉塞状況を打ち破り、急速に経済成長するアジアの観光需要を取込むとともに、地域経済の活性化・雇用機会の増大等を図る。

業績指標	109 訪日外国人旅行者数	初期値	実績値					評価	目標値
		23年	20年	21年	22年	23年	24年		28年
		622万人	835万人	679万人	861万人	622万人	837万人	B-1	1,800万人
	歴年ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	110 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	初期値	実績値					評価	目標値
		22年	20年	21年	22年	23年	24年		28年
		2.12泊	2.37泊	2.38泊	2.09泊 (2.12泊)*1	2.08泊 (2.10泊)*1	集計中	B-1	2.5泊
	歴年ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	111 日本人海外旅行者数	初期値	実績値					評価	目標
		23年	20年	21年	22年	23年	24年		28年
		1,699万人	1,599万人	1,547万人	1,664万人	1,699万人	1,849万人	A-2	2,000万人
	歴年ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	112 国内における観光旅行消費額	初期値	実績値					評価	目標
		21年	20年	21年	22年	23年	24年		28年
		25.3兆円 (25.5兆円) *2	27.8兆円 (28.1兆円) *2	25.3兆円 (25.5兆円) *2	23.4兆円 (23.8兆円) *3	22.4兆円	集計中	B-1	30兆円
	歴年ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	113 主要な国際会議の開催件数	初期値	実績値					評価	目標
		22年	20年	21年	22年	23年	24年		28年
		741件	575件	538件	741件	598件	集計中	B-1	5割以上増 (1,111件以上)
	歴年ごとの目標値		-	-	-	-	-		
関連指標	関11 訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい	初期値	実績値					評価	目標
		23年	23年	24年	25年	26年	27年		28年
		①43.5% ②58.2%	①43.5% ②58.2%	①40.7% ②57.8%	-	-	-	-	①45% ②60%
	歴年ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	関12 国内観光地域の旅行者満足度、①総合満足度「大変満足」、②再来訪意向「必ず再訪したい」	初期値	実績値					評価	目標
		-	24年	25年	26年	27年	28年		28年
		-	集計中	-	-	-	-	-	①25%程度 ②25%程度
	歴年ごとの目標値		-	-	-	-	-		

*1…平成22年及び平成23年実績値は推計方法の見直しにより再推計したもの。

*2…平成20年～H21年実績値はSNA(国民経済計算)に基づいて算出しているが、今回SNAの5年に1回の過去に遡及しての基準改定が行われたため、再推計したもの。

*3…H22年実績値は推計方法の見直しにより再推計したもの。

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	観光庁	作成責任者名	総務課 (課長 河野 春彦)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	-------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-②)

施策目標	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>良好な景観や歴史的資産を活かした国土・観光地づくりの推進に向けた取り組みの支援を行っており、各指標の実績値は増加しており、目標達成に向けて着実に進んでいる。</p> <p>平成24年度からは、良好な景観や歴史的まち並みの形成における課題の解決に向けた取り組みを推進していくため、先進的な取組を募集し、優れた提案について歴史的風致維持向上推進等調査を行っている。また、地域のニーズを踏まえつつ、行政だけでなく住民・事業者等と連携した取組を推進するため、「景観法」の基本理念の普及啓発や、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の趣旨に沿った制度的確な運用の支援を図る。</p>

業績指標	114 景観法に基づく景観重要建造物の指定件数	初期値	実績値				評価	目標値	
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		246件	74件	130件	185件	246件	296件	A-3-②	470件
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/	/
	115 景観計画を策定した市区町村の数	初期値	実績値				評価	目標値	
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		315団体	152団体	206団体	267団体	315団体	364団体	A-2	550団体
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/	/
	116 歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数	初期値	実績値				評価	目標	
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		31団体	10団体	16団体	22団体	31団体	35団体	A-2	60団体
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/	/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
補正予算(b)							/
前年度繰越等(c)							/
合計(a+b+c)							/
	執行額(百万円)			/	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)			/	/	/	/
	不用額(百万円)			/	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 室長 後藤慎一	政策評価実施時期
-------	-----	--------	-------------------------------------	----------

施策目標個票

(国土交通省24-②)

施策目標	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>国際物流に対応した基幹ネットワークの構築および日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークの構築に向け、三大都市圏環状道路の整備をはじめとした基幹ネットワークや生活幹線道路ネットワーク等を整備してきたところである。業績指標については順調かつ着実に推移しているところである。</p> <p>今後も引き続き、重点的かつ効率的な道路ネットワークの整備を推進し、国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークの形成を推進する。</p>

業績指標	117 三大都市圏環境道路整備率	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		56%	53%	54%	56%	56%	58%	A-2	約75%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	
	118 道路による都市間速達性の確保率※(※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの。60km/hが確保されている割合)	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
46%				46%	47%	集計中	A-2	約50%	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—		

	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	施策の予算額・執行額等【参考】	当初予算(a)				
補正予算(b)						
前年度繰越等(c)						
合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)					
	翌年度繰越額(百万円)					
	不用額(百万円)					

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	道路局	作成責任者名	企画課 道路経済調査室 (室長 吉岡 幹夫)	政策評価実施時期
-------	-----	--------	---------------------------	----------

施策目標個票

(国土交通省24-②)

施策目標	整備新幹線の整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>平成24年度については、外的要因としてJR東日本の平成25年3月16日のダイヤ改正により、実績値の増加となったほか、整備新幹線の現在の建設中の路線の開業等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、目標値への到達が可能と考えられることから、順調に推移している。</p> <p>また、広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、施策目標「整備新幹線の整備を推進する」の実現に向け、整備新幹線整備事業等を行った。また、平成24年6月29日に北海道新幹線(新函館(仮称)・札幌)、北陸新幹線(金沢・敦賀)、九州新幹線(武雄温泉・長崎)の工事実施計画を認可したところである。</p> <p>今後も広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進する。</p>

業績指標	119 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		—	—	—	—	—	21% (30万人)	A-2	100% (140万人)
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		—	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)					
補正予算(b)							
前年度繰越等(c)							
合計(a+b+c)							
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	鉄道局	作成責任者名	幹線鉄道課長 石井 昌平	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	-----------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-②)

施策目標	航空交通ネットワークを強化する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	羽田空港における新滑走路及び国際線旅客ターミナルの供用開始、成田空港における平行滑走路の北伸等により、全体的に施策目標の達成に向けて順調な推移を示している。今後は航空需要の動向等を踏まえつつ、国際競争力の強化、地域活力の向上等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を通じ、引き続き航空交通ネットワークの強化を図る。同時に、航空における安全・安心の確保のため、騒音対策、空港の耐震性向上を引き続き実施する。

		初期値	実績値				評価	目標値	
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
業績指標	120 大都市圏拠点空港の空港容量の増加	85.7% (64万回)	67.3% (50.3万回)	70.0% (52.3万回)	81.7% (61万回)	85.7% (64万回)	91.0% (68万回)	100% (74.7万回)	
		年度ごとの目標値						-	-
		初期値						実績値	
	121 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	94.1%	-	-	-	94.1%	94.1%	94.3%	
		年度ごとの目標値						-	-
		初期値						実績値	
	122 航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急、救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	57%	-	-	-	57%	59%	74%	
		年度ごとの目標値						-	-
		初期値						実績値	

		区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
		予算の状況 (百万円)	当初予算(a)				
補正予算(b)							
前年度繰越等(c)							
合計(a+b+c)							
執行額(百万円)							
翌年度繰越額(百万円)							
不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	航空局	作成責任者名	航空戦略課 (課長 海谷 厚志)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-②)

施策目標	都市再生・地域再生を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策を実施するとともに、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施した。目標達成に向け着実に進んでいる施策がある一方、経済社会情勢の変化等により、今後も目標達成に向け努力が必要である施策が存在している。そのため施策のさらなる改善を含め、引き続き、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るため、都市の再生、地域の再生に向けた施策を実施していく。

業績指標	123 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		86.7%	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%	86.6%	A-2	82%
	年度ごとの目標値	-							
	124 都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		9,270ha	6,716ha	6,964ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	B-2	14,700ha
	年度ごとの目標値	-							
	125 文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		①74件(21年度) ②115施設(23年度) ③217人(22年度)	①80件 ②113施設 ③212人	①74件 ②114施設 ③221人	①69件 ②113施設 ③217人	①46件 ②115施設 ③221人	①集計中 ②118施設 ③集計中	①B-2 ②B-2 ③B-2	①80件(27年度) ②140施設(28年度) ③240人(27年度)
	年度ごとの目標値	-							
	126 半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	初期値	実績値					評価	目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		-	-	-	0.94	1.02	集計中	A-2(P)	全国の増加率比1.00以上
年度ごとの目標値	-					1.00以上 1.00以上 1.00以上			
127 高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度	
	59%	62%	65%	67%	68%	68%	B-3-②	100%	
年度ごとの目標値	-								
128 特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
	3件	-	-	-	3件	7件	A-2	11件	
年度ごとの目標値	-								
129 民間都市開発の誘発係数(民都機構が係わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの)	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24~28年度の平均	
	11.6倍	6.1倍	6.8倍	22.8倍	11.6倍	3.8倍	B-2	12.0倍	
年度ごとの目標値	-								
130 駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	初期値	実績値					評価	目標値	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度	
	45%(4.5万台)	45%(4.5万台)	39%(3.9万台)	47%(4.7万台)	45%(4.5万台)	集計中	B-2(P)	100%(約10万台)	
年度ごとの目標値	-								
131 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	初期値	実績値					評価	目標値	
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度	
	36.9%	36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	40.0%	A-2	41.0%	
年度ごとの目標値	-								

132 中心市街地人口比率の増加率	初期値	実績値					評価	目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		26年度
	前年度比 0.16%減	0.04%減	0.16%減	0.35%減	0.04%増	集計中	B-1	前年度比 1.0%増
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	/
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	目標値
79%(63地区)	60%(48地区)	66%(53地区)	73%(58地区)	79%(63地区)	83%(66地区)	A-2		100%(80地区)
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	/	
134 主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率	初期値	実績値					評価	目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
	-	前年度比 +0%	前年度比 +0%	前年度比 +0%	前年度比 +0%	集計中	A-2	前年度比 +0%以上
	年度ごとの目標値	/	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	/
135 在宅型テレワーカー(ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人)人口	初期値	実績値					評価	目標
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
	46% (約320万人)	47% (約330万人)	49% (約340万人)	46% (約320万人)	70% (約490万人)	133% (約930万人)	A-2	100% (約700万人)
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	/

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)					/
		補正予算(b)					/
		前年度繰越等(c)					/
		合計(a+b+c)					/
執行額(百万円)			/	/	/		
翌年度繰越額(百万円)			/	/	/		
不用額(百万円)			/	/	/		

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	担当部局: 都市局 関係部局: 国土政策局 住宅局 港湾局	作成責任者名	担当課: 都市局都市政策課 (課長 東 潔) 関係課: 国土政策局地方振興課 (課長 長崎 卓) 住宅局市街地建築課 (課長 杉藤 崇) 市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 真鍋 純) 港湾局計画課官民連携推進室 (室長 西尾 保之)	政策評価実施時期	
-------	--	--------	---	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-②6)

施策目標	鉄道網を充実・活性化させる	
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現を図る観点から、施策目標「鉄道網を充実・活性化させる」の実現に向け、大都市圏における交通混雑緩和等のために実施する地下高速鉄道整備や地域公共交通活性化・再生法に基づく総合連携計画の枠組みを活用した施設整備等に対して支援を行った。その結果、複数の業績指標において目標達成に向けた成果を示しており、施策目標に対しておおむね順調に推移している。(P) 今後とも鉄道網を充実・活性化させるため、関連する施策を推進していく。

業績指標	136 トラックから鉄道コンテナに転換した輸送トンキロ数	初期値	実績値						評価	目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度		
		21億トンキロ	16億トンキロ	0.2億トンキロ	-0.7億トンキロ	-5億トンキロ	集計中	B-1	36億トンキロ	
		年度ごとの目標値	28億トンキロ	31億トンキロ	32億トンキロ	35億トンキロ	36億トンキロ		36億トンキロ	
	119 【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	初期値	実績値						評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度		
		-	-	-	-	-	21% (30万人)	A-2	100% (140万人)	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		-	
	137 都市鉄道路線整備により創出される利用者数	初期値	実績値						評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度		
		-	-	-	-	-	-	N-2	206千人/日	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		-	
	138 東京圏鉄道における混雑率 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率②全区間のピーク時混雑率	初期値	実績値						評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度		
		①164% ②201%	①171% ②209%	①167% ②203%	①166% ②203%	①164% ②201%	①集計中 ②集計中	N-2 (集計中)	①150% ②180%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		-	
	139 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	初期値	実績値						評価	目標
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度		
39%		54%	61%	67%	75%	78%	A-2	85%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	鉄道局	作成責任者名	総務課企画室 (室長 五十嵐 徹人)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	-----------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-27)

施策目標	地域公共交通の維持・活性化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	地域公共交通の維持・活性化の推進については、自動車、鉄道、旅客船、航空の各モードで取り組んでいる。平成24年度においては、「バスロケーションシステムが導入された系統数」及び「航路、航空路が確保されている離島の割合(①航路、②航空路)」が目標達成に向けた成果を示しており、施策目標に対しておおむね順調に推移している。引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

業績指標	140 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		60件	263件	398件	465件	492件	510件	B-1	800件
		年度ごとの目標値	—						—
	141 バスロケーションシステムが導入された系統数	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		9,054系統	9,054系統	9,336系統	10,720系統	11,065系統	集計中	A-2	12,000系統
		年度ごとの目標値	—						—
	142 地方バス路線の維持率	初期値	実績値					評価	目標
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度
		97.1%	97.1%	96.9%	97.0%	97.1%	97.7%	B-2	100%
		年度ごとの目標値	—						—
	143 航路、航空路が確保されている離島の割合(①航路、②航空路)	初期値	実績値					評価	目標
		①平成22年度 ②平成23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		①70% ②100%	①70% ②—	①70% ②—	①70% ②—	①70% ②100%	①70% ②100%	A-2	①68% ②100%
		年度ごとの目標値	—						—

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	総合政策局 公共交通政策部	作成責任者名	交通計画課長 (水嶋 智)	政策評価実施時期	
-------	------------------	--------	------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-28)

施策目標	都市・地域における総合交通戦略を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	当該指標については、昨年度に見直しを行ったところであり、平成24年度の実績値については現在集計中である。 平成24年度は、社会資本整備総合交付金等により都市・地域交通戦略推進事業等を実施しており、過去の実績を勘案すると、進捗状況は順調であると推測される。

業績指標	144 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏)	初期値	実績値				評価	目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	28年度
		①85.8% ②69.1% ③33.0%	①85.8% ②69.0% ③33.1%	①85.8% ②69.0% ③33.0%	①85.8% ②69.1% ③33.0%	①85.8% ②69.2% ③32.9%		集計中	A-2
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	都市局	作成責任者名	街路交通施設課 (課長 高橋 忍)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	----------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-㊹)

施策目標	道路交通の円滑化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上に向け、道路網の整備、現道路拡幅、及びバイパス整備を効果の高い箇所に対し重点化して実施するとともに、開かずの踏切等に対して、連続立体交差事業等の抜本的な対策を、スピードアップの工夫をしながら実施してきたところであり、道路交通の円滑化推進に向け、順調かつ着実に推移しているところである。</p> <p>今後も引き続き、渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上を測り、道路交通の円滑化に資する施策を推進する。</p>

業績指標	145 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		約128万人・時/日	約131万人・時/日	約130万人・時/日	約129万人・時/日	約128万人・時/日	約124万人・時/日	約121万人・時/日	
	年度ごとの目標値	—					A-2	—	
	146 都市計画道路(幹線道路)の整備率	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
59.1%		58.1%	59.1%	60.2%	集計中	集計中	63%		
年度ごとの目標値	—					A-2	—		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	道路局	作成責任者名	<ul style="list-style-type: none"> ・路政課 (課長 田尻 直人) ・都市局都市計画課 (課長 和田 信貴) 	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	---	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-30)

施策目標	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等の社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	施策目標の達成に向けて順調な成果を示している。今後とも、社会資本整備・管理等の効果的な推進を着実に進めるため、VFM最大化を重視した国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等に基づく各種施策や、事業認定処分の適正な実施、企画立案等の質の向上等を図る施策の一層の推進を図る。

業績指標	147 公共事業の総合コスト改善率	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		-	3.7%	5.6%	8.6%	11.3%	集計中	A-2	15%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	148 省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度
		0%	-	0%	20%	40%	60%	A-2	100%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	149 情報通信技術(ICT)を利用した建設施工技術(情報化施工技術)を導入した直轄工事件数	初期値	実績値					評価	目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		26年度
		313件	37件	146件	313件	649件	集計中	A-2	900件
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	150 国土交通省の各地方整備局等が施工する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)	初期値	実績値					評価	目標
		18~22年度の平均	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24~28年度の平均
		3.06%	2.76%	2.98%	2.70%	2.70%	集計中	A-2	2.75%
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	-	
関連指標	関13 事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		0件	0件	0件	0件	0件	0件	-	0件
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	関14 国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
92.6%		92.6%	96.9%	97.0%	97.2%	97.4%	-	90.0%以上	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)	0	0	0	0	
	執行額(百万円)	<0>	<0>	<0>	<0>		
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
------------------------	--

担当部局名	大臣官房技術調査課	作成責任者名	技術調査課 (課長 越智 繁雄)	政策評価実施時期
--------------	-----------	---------------	---------------------	-----------------

施策目標個票

(国土交通省24-③)

施策目標	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>平成24年度においては、不動産流通市場の環境整備の推進による取引の活性化を背景に、指定流通機構における売却物件の成約報告件数が順調に推移したものの、他の業績指標については目標達成への水準を下回り、目標達成に向け努力が必要な状況であると認められる。</p> <p>平成25年度においては、引き続き、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、消費者の安全・安心のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進し、もって、不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化等を図っていく。</p>

	項目	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
業績指標	151 不動産証券化実績総額	51兆円	45兆円	47兆円	49兆円	51兆円	55兆円	B-2	75兆円
		年度ごとの目標値							-
		/							-
	152 指定流通機構(レイズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数	136千件	115千件	124千件	130千件	136千件	151千件	A-2	165千件
		年度ごとの目標値							-
/							-	-	
153 賃貸住宅管理業者登録制度における登録業者目標数の達成率	20%(1,579業者)	-	-	-	20%(1,579業者)	35%(2,767業者)	B-2	100%(8,000業者)	
	年度ごとの目標値							-	
	/							-	-
154 土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数	179,474,703件	85,790,125件	92,517,505件	176,469,011件	179,474,703件	153,084,550件	B-2	203,000,000件	
	年度ごとの目標値							-	
	/							-	-
関連指標	関15 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積	13.1万ha	12.2万ha	-	-	-	/	13.1万ha	
		年ごとの目標値							-
	/							-	-

	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
		/					
施策の予算額・執行額等【参考】	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
翌年度繰越額(百万円)							
不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	不動産業課 (課長 野村 正史)	政策評価実施時期	
-------	----------	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-32)

施策目標	建設市場の整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	建設業界の厳しい経営環境を踏まえ、海外展開を支援することや、入札・契約の適正化を推進することなど、建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	一部の指標では伸び悩みが見られるが、全体としては概ね成果がみられることから、引き続き、建設企業、特に中小・中堅建設企業の経営基盤の強化を図るため国際競争力強化の取組等を図るとともに、公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展に向けた取組を進めていくことで、建設市場の整備を推進していく。

業績指標	155 我が国建設企業の海外建設受注高	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		1.35兆円	-	-	-	1.35兆円	1.18兆円	B-1	1.5兆円
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		/
	156 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況)	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		97%	91%	100%	97%	集計中	集計中	A-2	100%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		/
	156 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(②入札時における工事費内訳書の提出状況)	初期値	実績値					評価	目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		82%	91%	94%	82%	集計中	集計中	B-2	100%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		/
	157 専門工事業者の売上高経常利益率	初期値	実績値					評価	目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		3.5%	-	-	3.5%	-	-	B-2	4.0%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		/
	158 建設技能労働者の過不足状況(①不足率)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年	20年	21年	22年	23年	24年		28年
		0.8%	-0.7%	-1.5%	-0.6%	0.8%	1.0%	A-1	1.2%以下
暦年ごとの目標値		-	-	-	-	-	/		
158 建設技能労働者の過不足状況(②技能工のD. I.)	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年	20年	21年	22年	23年	24年		28年	
	2ポイント	17ポイント	0ポイント	3ポイント	2ポイント	22ポイント	A-1	30ポイント以下	
	暦年ごとの目標値	-	-	-	-	-		/	
159 新事業展開等を行う建設企業数	初期値	実績値					評価	目標	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度	
	-	-	-	1,884社	-	-	A-2	5,000件	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		/	
関連指標	関16 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		88.4%	-	-	-	88.4%	88.7%	-	90.0%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		/
	関17 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	初期値	実績値					評価	目標
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
63.89日		69.53日	63.89日	55.22日	50.00日	44.54日	-	3割減(44.72日)	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		/	

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	建設業課	作成責任者名	青木由行	政策評価実施時期	
-------	------	--------	------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-33)

施策目標	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	ニーズに即した一層の改善、結果利用の拡大などの要請が高くなっており、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る施策目標の達成に向けて、整備、インターネット利用に係る収録ファイル数の増強等を実施し、成果が得られていることから、「順調である」と評価した。今後も、統計調査の見直し検討を継続すると共に、目標年度が到来した指標については、新たな目標年度・目標値の下で、引き続き将来を見据えた統計ニーズへの対応を図っていくこととする。

業績指標	160-① 統計の情報提供量及びその利用状況(①収録ファイル数)	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		約5,000件	約6,400件	約7,000件	約10,000件	約10,500件	約12,000件		約14,800件
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
	160-② 統計の情報提供量及びその利用状況(②HPアクセス件数)	初期値	実績値					評価	目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
約915,000件		約613,000件	約738,000件	約915,000件	約812,000件	約808,000件	約960,000件		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	情報政策課 (課長 石澤 龍彦)	政策評価実施時期	
-------	-------	--------	---------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-34)

施策目標	地籍の整備等の国土調査を推進する。	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>地籍調査については、平成24年度には実績値が50%となったが、平成31年度までの目標(57%)に照らして検討すると、目標達成に向けて今後一層の取組が必要な状況である。</p> <p>今後も、都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査を継続して実施するほか、国土調査法第19条第5項の指定制度の更なる活用等を通じて引き続き地籍整備を推進していく。</p> <p>土地分類基本調査(土地履歴調査)については、平成24年度には実績値が60.9%となり、平成31年度までの目標100%に向け、引き続き推進していく。</p>

業績指標	161 地籍調査面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	初期値	実績値				評価	目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		49%	48%	49%	49%	50%	50%	B-1
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	162 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	初期値	実績値				評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
40.3%		—	—	17.1%	40.3%	60.9%	A-2	100%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	土地・建設産業局	作成責任者名	地籍整備課 (課長 佐藤勝彦)	政策評価実施時期	
-------	----------	--------	--------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-35)

施策目標	自動車運送業の市場環境整備を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に供給できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	平成24年度における実績値は、過去の実績値と比べて減少しているものの、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく必要がある。

業績指標	163 荷主への安全協力要請の発出件数	初期値	実績値				評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		88件	175件	92件	68件	88件	60件	A-2
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	自動車局	作成責任者名	貨物課 (課長 加賀 至)	政策評価実施時期	
-------	------	--------	------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-36)

施策目標	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	四面環海の我が国の経済及び国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化並びに人的基盤である技能者・技術者及び船員(海技者)の確保・育成等を行う。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「努力が必要である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	造船業・船用工業については、平成20年秋以降の世界的な景気の減速や国際競争の激化により、適正な国際市場環境の整備や産業基盤の強化が一層必要な状況となっている。一方、船員(海技者)の確保・育成等については、前年度まで極めて高い水準の採用が行われていたことの反動減や、世界的な景気の減速による船員の採用の抑制等により、平成23年度の実績値は前年度より若干持ち直したものの、単年度での目標見込みを下回っている。 従って、今後の方向性としては、引き続きOECD造船部会への参画を行い、造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合の更なる低下に努めるとともに、引き続き着実な新人船員等の採用の確保を図る。

業績指標	164 海運業(外航及び内航)における年間の船員採用者数の水準(平成17年度比)	初期値	実績値					評価	目標値	
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度	
		100	177	164	115	119	集中中	165		
	年度ごとの目標値	—						B-3-②	—	
	165 造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	初期値	実績値						評価	目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			25年度
100%		—	100%	100%	100%	96%	50%			
年度ごとの目標値	—						B-2	—		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		前年度繰越等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	海事局	作成責任者名	総務課企画室(長崎 敏志)	政策評価実施時期	
-------	-----	--------	---------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-37)

施策目標	総合的な国土形成を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土形成計画等の策定・推進により多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	国土形成計画の着実な推進については進捗状況が低調であるものの、大都市圏の整備推進については各業績指標とも順調に推移しており、全体として施策目標に対しておおむね順調に進捗しているといえる。引き続き、国土形成計画の着実な推進や国土に関する的確な情報の整備推進等を図ることにより、質の高い国土づくりを進める。

業績指標	166 国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数)	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		11	-	-	11	7	集計中	B-1	現状維持又は増加
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		/
	167-① 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取り組みへ参加した延べ自治体数(首都圏))	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		91%(80自治体)	51自治体	60自治体	61自治体	80自治体	集計中	A-2	100%(88自治体)
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	
	167-② 大都市圏の整備推進に関する指標(②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		0%(36.543kg/日)	-	-	62%(33.075kg/日)	-	-	A-2	58%(33.278kg/日)
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	
関連指標	関18 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数)	初期値	実績値					評価	目標
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		33万件	81万件	50万件	52万件	82万件	94万件	-	現状維持又は増加
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					/
		補正予算(b)					/
		前年度繰越等(c)					/
		合計(a+b+c)					/
	執行額(百万円)			/	/	/	
	翌年度繰越額(百万円)			/	/	/	
	不用額(百万円)			/	/	/	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	国土政策局	作成責任者名	総務課 (課長 岩本 千樹)	政策評価実施時期
-------	-------	--------	-------------------	----------

施策目標個票

(国土交通省24-38)

施策目標	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土の管理、災害・危機管理対応等や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化に資するため、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>施策目標の達成に向けて電子基準点や地理空間情報ライブラリーに関する施策を実施している。</p> <p>電子基準点については、0.47%の観測データの欠測率で目標値を達成し、概ね順調に推移している。</p> <p>また、地理空間情報ライブラリーについては、情報の登録・蓄積を行っている段階であるため、評価を判断できない状況であった。</p> <p>今後は、電子基準点の防災対応能力の維持、地理空間情報ライブラリーの普及を推進していく。</p>

業績指標	168 電子基準点の観測データの欠測率	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
		0.43%	0.37%	0.42%	0.43%	0.61%	0.47%	A-2	0.5%未満
	年度ごとの目標値		/	1%未満	1%未満	1%未満	0.5%未満	0.5%未満	/
	169 地理空間情報ライブラリーの運用(国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		26年度
0件		-	-	-	0件	145件	N-2	24,000件	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
補正予算(b)							/
前年度繰越等(c)							/
合計(a+b+c)							/
執行額(百万円)				/	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)				/	/	/	/
不用額(百万円)				/	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	国土地理院	作成責任者名	総務部政策調整室(室長 大塚 義則) 関係課: 企画部企画調整課(課長 明野 和彦)	政策評価実施時期	
-------	-------	--------	---	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-39)

施策目標	離島等の振興を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	<p>離島地域においては、著しい人口の高齢化・少子化が進展し、また、その地理的状況等から、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差が存在する。このため、離島地域等の地理的及び自然的特性を活かした振興施策を実施し、離島地域等の人口減少を極力抑えることとしている。現在のところ、目標年度における施策目標の達成は実現可能であると考えられ、この可能性を高めるため、今後も引き続き、現行の施策を実施するとともに、その効果について検証する。</p> <p>奄美群島及び小笠原諸島については、着実に経済、社会資本が整備され、住民の生活水準は向上し、自立的発展についても、その萌芽がみられ一定の成果が出ている。しかしながら、依然として本土との格差が存在し、若年層を始めとする人口流出が多い地域もあるなど、現時点では人口に関する施策目標は目標年度において達成可能な水準にあるものの、引き続き、島内の雇用機会の拡充や職業能力の開発その他の就業の促進など、産業振興に資する諸施策を実施していく必要があり、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努めるとともに、振興開発のフォローの充実を検討する。</p>

業績指標	170 離島等の総人口 ①離島地域の総人口	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		27年度
		394千人	425,919人	417,158人	409,162人	402,333人	394,653人	A-2	353千人以上
	年度ごとの目標値	/							/
	170 離島等の総人口 ②奄美群島の総人口	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度
		122千人	122,039人	120,869人	119,503人	118,082人	116,908人	A-2	114千人以上
	年度ごとの目標値	/							/
	170 離島等の総人口 ③小笠原村の総人口	初期値	実績値					評価	目標
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度
2.3千人		2,387人	2,417人	2,397人	2,529人	2,509人	A-2	2.5千人以上	
年度ごとの目標値	/							/	

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	/	/	/	/	/
		補正予算(b)	/	/	/	/	/
		前年度繰越等(c)	/	/	/	/	/
		合計(a+b+c)	/	/	/	/	/
	執行額(百万円)		/	/	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		/	/	/	/	/
	不用額(百万円)		/	/	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	国土政策局	作成責任者名	離島振興課 (課長 大野淳) 特別地域振興官 (岡野 克弥)	政策評価実施時期
-------	-------	--------	---	----------

施策目標個票

(国土交通省24-40)

施策目標	北海道総合開発を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く北の拠点」、「森と水の豊かな北の大地」、「地域力のある北の広域分散型社会」を戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「新たな北海道総合開発計画」を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	北海道開発予算が年々減少している中、限られた予算で効果を得られるよう、事業効果の高い社会資本整備や産業振興に資する施策を着実に展開している所であるが、業績指標の中には目標達成の見通しが難しい施策があり、これらについては一層の努力が必要である。このような状況を踏まえ、「新たな北海道総合開発計画」本計画の戦略的目標の達成に向け、一層の努力をしていく。なお、H23.7政策評価会の意見を踏まえ、北海道総合開発全体をより適切に評価できる指標について検討中。

業績指標	171 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	初期値	実績値					評価	目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		-	14.6%	13.8%	10.7%	12.6%	10.0%	A-2	7%以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	172 北海道における水産物の流通拠点となる取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		20%	-	20%	21%	23%	26%	B-2	48%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	173 道外からの観光入込客数のうち外国人の数	初期値	実績値					評価	目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		51万人(46.4%)	69万人(62.7%)	68万人(61.8%)	74万人(67.3%)	57万人(51.8%)	集計中	B-1	110万人(100%)
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	174 育成林であり水土保持保全林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度
		65.3%	65.3%	64.9%	65.8%	66.7%	66.8%	B-1	73.3%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	175 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		22,867人	24,262人	26,002人	27,778人	29,441人	31,091人	A-2	31,000人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	176 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	初期値	実績値					評価	目標
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		3.10百万円/人	3,449百万円/人	3,452百万円/人	3,418百万円/人	集計中	集計中	A-2	3,100百万円/人以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
		当初予算(a)				
予算の状況(百万円)	補正予算(b)					/
	前年度繰越等(c)					/
	合計(a+b+c)					/
	執行額(百万円)			/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)			/	/	/
	不用額(百万円)			/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	北海道局	作成責任者名	北海道局 参事官 (参事官 川合 紀章)	政策評価実施時期	
-------	------	--------	----------------------	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-④)

施策目標	技術研究開発を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	国土交通省技術基本計画に基づいた施策の着実な展開により、業績指標の実績値は、施策目標の達成に向けて着実な成果を示している。 今後とも、技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、着実な施策の実施が必要であり、国土交通省技術基本計画(平成24年12月策定)に基づき、技術研究開発の特性に応じた施策を展開する。

業績指標	177 目標を達成した技術研究開発課題の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		A-2
		-	-	-	-	95.7%	87.2%	80%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	80%	80%		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	大臣官房 総合政策局	作成責任者名	大臣官房技術調査課 (課長 越智 繁雄) 総合政策局技術政策課 (課長 吉田 正彦)	政策評価実施時期
-------	---------------	--------	---	----------

施策目標個票

(国土交通省24-42)

施策目標	情報化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	行政及び国民生活・社会生活の安定的運営を図るための情報システムの管理・運営・情報セキュリティ対策に係る施策を実施した。施策目標の達成に向けて順調な進捗がみられることから、施策目標の達成に向けて引き続き本施策を継続する必要がある。 今後も、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、所掌分野における情報セキュリティ対策を推進していく。

業績指標	178 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		2件	3件	3件	2件	2件	0件	A-2	限りなくゼロ
	年度ごとの目標値		—	—	—	—			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
補正予算(b)							
前年度繰越等(c)							
合計(a+b+c)							
	執行額(百万円)						
	翌年度繰越額(百万円)						
	不用額(百万円)						

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	情報政策課 (課長 石澤 龍彦) 行政情報化推進課 (課長 木下 慎哉)	政策評価実施時期	
-------	-------	--------	---	----------	--

施策目標個票

(国土交通省24-④)

施策目標	国際協力、連携等を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受入、専門家派遣、各種調査等の協力・支援を推進する。また、官民連携による海外プロジェクトの推進に取り組むため、政治のリーダーシップによる官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等を推進するとともに、我が国の優れた技術・システムの国際標準化等へ向けた取組みを推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	平成24年度は、アジアをはじめとする各国との各種会合やトップセールスの実施等により実績値が前年度を上回ったところである。

業績指標	179 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	124件	118件	122件	120件	124件	126件	A-2	131件	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)					
補正予算(b)							
前年度繰越等(c)							
合計(a+b+c)							
執行額(百万円)							
翌年度繰越額(百万円)							
不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	平成24年5月に家田東京大学大学院工学系研究科教授を座長として、「インフラ海外展開推進のための有識者懇談会」を立ち上げた。各界の有識者とともに、インフラプロジェクトの海外展開について、これまでの取組みを評価・検証し、今後の課題克服に向けた戦略及びそれらを実現するための具体的政策を検討した。検討結果は、「これからのインフラ・システム輸出戦略」として平成25年2月にとりまとめた。
-----------------	---

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	総合政策局国際政策課 (課長 松本大樹) 総合政策局海外プロジェクト推進課 (課長 石川雄一)	政策評価実施時期
-------	-------	--------	--	----------

施策目標個票

(国土交通省24-44)

施策目標	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	今年度の状況を見ると、耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設等の耐震化を推進し、また、保全の推進に関する各種取組を着実に行った結果、いずれの業績指標の実績値についても目標に向けて順調に推移している。 官庁施設の整備については、引き続き耐震安全性の確保等に重点をおいて実施する。また、保全の適正化のための指導や技術事項を定めた基準類等の策定について、引き続き推進を図る。

業績指標	180 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		83%	75%	78%	81%	83%	86%	A-2	95%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	A-2	-
	181-① 保全状態の良い官庁施設の割合等(①保全状態の良い官庁施設の割合)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		48%	32.4%	36.5%	41.2%	48.1%	52.8%	A-2	60%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	A-2	-
	181-② 保全状態の良い官庁施設の割合等(②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	初期値	実績値					評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
		25事項	16事項	19事項	23事項	25事項	38事項	A-2	50事項
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	A-2	-

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		前年度繰越等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(百万円)							
	翌年度繰越額(百万円)							
	不用額(百万円)							

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

担当部局名	官庁営繕部	作成責任者名	計画課 (課長 西村 好文)	政策評価実施時期	
-------	-------	--------	-------------------	----------	--

平成24年度政策チェックアップ評価書（案）
（業績指標個票）

平成25年6月14日

業績指標 1

最低居住面積水準未達率

評価

B-2	目標値：概ね0%（平成27年） 実績値：4.3%（平成20年） 初期値：4.3%（平成20年）
-----	---

(指標の定義)

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（最低居住面積水準）未達の住宅に居住する世帯の割合。（A/B）

※A：最低居住面積水準未達世帯数 B：主世帯総数

注 最低居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）において設定）の概要

(1) 単身者 25㎡（ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。）

(2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

（出典）平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準として、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

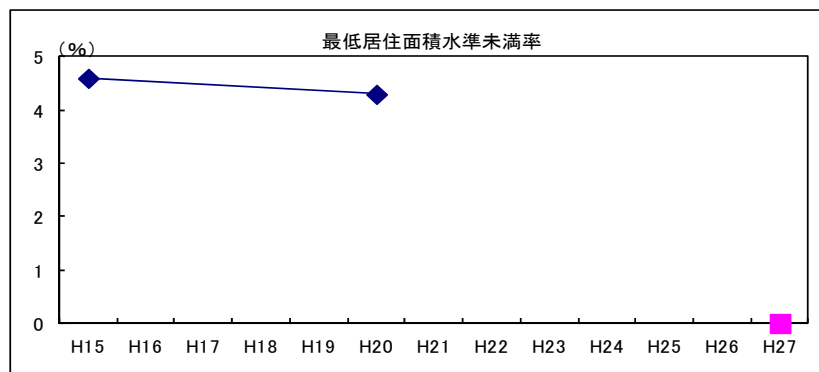
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

(暦年)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
4.6%	-	-	-	-	4.3%	-	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得資金の贈与税の特例措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者

世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。

- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・業績指標は5年に1度の調査の調査により把握しており、平成21年から平成24年の実績値はない。
- ・直近の実績値である平成20年の最低居住面積水準未達率は4.3%となっており、過去の実績値（平成15年）と比べると減少しているものの、実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標を達成できないこととなる。

（事務事業の実施状況）

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
（平成24年度実績（証券化支援事業）：84,567戸）
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
（平成23年度整備戸数実績：811戸）（P）
- ・都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。（平成24年度までの累計実績：387戸）
- ・UR賃貸住宅における居住の安定のための補助制度を活用し、都市再生機構の賃貸住宅のストック再編に伴う家賃の上昇が、低所得入居者の居住の安定に影響を与えないよう、低所得入居者に対し家賃減額措置を実施した。
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（平成23年度整備戸数実績：14,181戸）（P）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなるため、「B」（目標達成に向けた成果を示していない）と評価した。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・本業績指標は、政策上も重要なことから、住生活基本計画（平成23年3月15日）で定められている通り、平成32年度を目標年度とし健康で文化的な住生活を営む基礎として、引き続き、早期に解消を図ることを目指す。
- ・以上から、「2」（現在の施策を維持）と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

平成25年度税制改正において、住宅ローン減税、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置等を延長・拡充することとした。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 福島 直樹）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 天河 宏文）

住宅局住宅総合整備課（課長 里見 晋）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 木下 一也）

住宅局安心居住推進課（課長 瀬良 智機）

土地・建設産業局企画課（課長 開出 英之）

業績指標 2

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国、②大都市圏)

評価		目標値	実績値	初期値
①	B-2	50% (平成27年)	40% (平成20年)	40% (平成20年)
②	B-2	43.8% (平成27年)	35% (平成20年)	35% (平成20年)

(指標の定義)

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合 (A/B)

①※A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数

②※A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数

注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

注2 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 55㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡

(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 40㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

(出典)平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画で設定されている目標値(全国：50%(平成27年)、大都市圏：50%(平成32年))をもとに、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)

【閣決(重点)】

なし

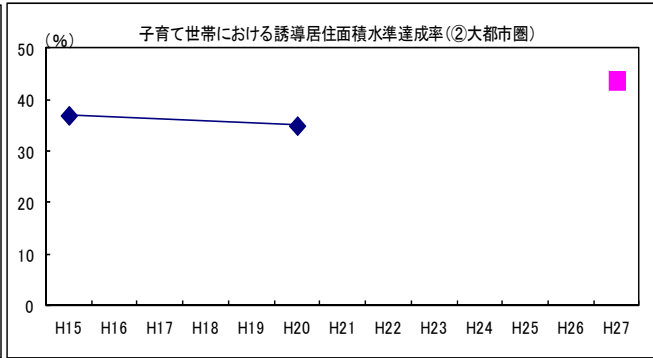
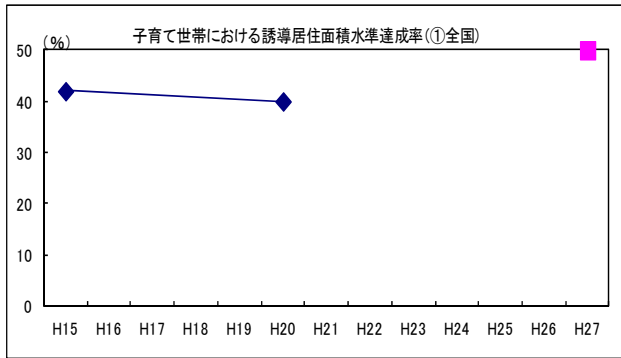
【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)〈住宅・都市分野〉

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

	過去の実績値 (暦年)									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
①	42%	—	—	—	—	40%	—	—	—	—
②	37%	—	—	—	—	35%	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う。

関連する事務事業の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金の贈与税の特例措置、住宅用家屋の所有権登記に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業等による、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・業績指標は5年に1度の調査により把握しているため、平成21年から平成24年の実績値はない。
- ・直近の実績値である平成20年における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の実績値は、「①全国」で40%、「②大都市圏」で35%となっており、いずれも過去の実績値（平成15年）を下回っている。従って、実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標を達成できないこととなる。

(事務事業の実施状況)

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
(平成24年度実績（証券化支援事業）：84, 567戸)
- ・都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。
(平成24年度までの累計実績：387戸)
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
(平成23年度整備戸数実績：811戸) (P)
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、厳しい経済状況を反映して達成率は低下し、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなるため、「B」（目標達成に向けた成果を示していない）と評価した。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。

- ・全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画（平成23年3月15日）に基づき、全体として居住水準を向上させることを目指す。
- ・以上から、「2」（現在の施策を維持）と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

平成25年度税制改正において、住宅ローン減税、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置等を延長・拡充することとした。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 福島 直樹）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 天河 宏文）

住宅局住宅総合整備課（課長 里見 晋）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 木下 一也）

住宅局安心居住推進課（課長 瀬良 智機）

土地・建設産業局企画課（課長 開出 英之）

業績指標 3

生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合

評 価

A-2	目標値：21%（平成27年度） 実績値：24%（平成23年度） 初期値：16%（平成21年度）
-----	---

(指標の定義)

公的賃貸住宅団地数（100戸以上）のうち、生活支援施設を併設している団地数の割合（A/B）

※ A：生活支援施設（注）を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の数

B：公的賃貸住宅団地（100戸以上）の総数

注）生活支援施設：高齢者福祉施設、障害者福祉施設、子育て支援施設等

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子育て世帯等の地域における福祉拠点等を構築するため、公的賃貸住宅団地等において、民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を促進すること等が重要であることから、今後、建て替えが想定される公的賃貸住宅団地数を踏まえて目標値（25%（平成32年））を設定。これらを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

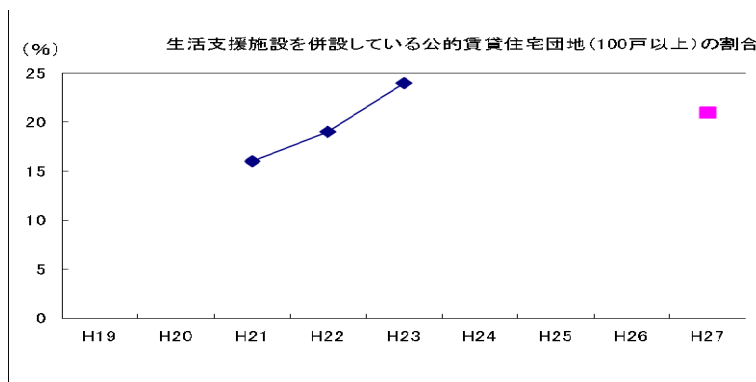
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
—	16%	19%	24%	集計中

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、対象要綱上、100戸以上の公営住宅団地の建替えについては、原則、保育所等の生活支援施設を併設するもののみを補助対象の要件としている。
- ・高齢者生活支援施設等を公的賃貸住宅等と一体的に整備する事業に対し、補助を行う。
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合は、平成21年度の16%から平成23年度24%と着実に進捗しており、平成23年度において目標値を達成している。

(事務事業の実施状況)

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
(平成24年度整備戸数実績：14,745戸)
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。
(平成23年度併設施設数：3,956施設(2,195団地))
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設(子育て支援施設、高齢者生活施設等)の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。
(平成24年度供給施設数：2施設(1団地)(都市再生機構賃貸住宅分))

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A-2」と評価した。公的賃貸住宅団地は、生活支援施設を併設し地域の福祉の拠点として整備することで、高齢者や子育て世帯等に対する多様なサービスを提供する場となりうるものであり、サービスが提供される環境整備は政策上も重要であることから、今後も引き続き生活支援施設の設置を促進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅総合整備課(課長 里見 晋)

関係課：住宅局安心居住推進課(課長 瀬良 智機)

住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 天河 宏文)

業績指標 4

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

評 価

A-2	目標値：2.3～3.7% (平成27年) 実績値：1.5% (平成20年) 初期値：0.9% (平成17年)
-----	--

(指標の定義)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 (A/B)

※A=高齢者向け住宅(注)の戸数・定員数の合計値、B=高齢者(65歳以上)人口

(注) 高齢者向け賃貸住宅及び高齢者居住系施設

(目標設定の考え方・根拠)

単身高齢者や要介護高齢者の急増(単身高齢者は約1.5倍(2005(平成17年)→2015(平成27年))、要介護高齢者は約1.7倍(2005(平成17年)→2025(平成37年)))が見込まれる中で、可能な限り、住み慣れた地域で医療・介護を受けながら安心して暮らすことができる住まいを確保することが重要である。

現状では、諸外国に比べ、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合が低く、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)において、この割合を平成32年目途で欧米並み(3～5%)とすることを目標として掲げている。

これらを踏まえ、現況値と平成32年までの目標値との差を按分し、平成27年までの数値を形式的に設定した。

[参考] 日本0.9%(2005)、デンマーク8.1%(2006)、スウェーデン2.3%(2005)、イギリス8.0%(2001)、アメリカ2.2%(2000)

(外部要因)

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・高齢社会対策大綱(平成24年9月7日)

【閣決(重点)】

なし

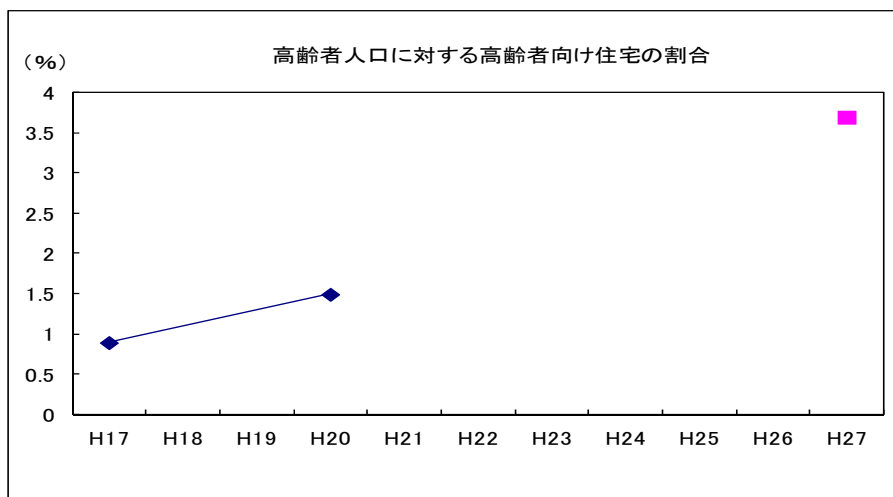
【その他】

なし

【施政方針】

なし

過去の実績値							(暦年)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
0.9%	—	—	1.5%	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造となるよう促進するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費等に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。
予算額：高齢者等居住安定化推進事業（平成24年度355億円）
- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制として、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を行う。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成17年度の0.9%から平成20年度の1.5%と着実に進捗しており、現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成27年度に目標値を達成していると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
(平成24年度末登録実績：総登録件数3,391件、総登録戸数109,239戸)
- ・バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。
(平成24年度新規整備戸数実績：14,745戸)
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。
(平成23年度バリアフリー化の図られたストック戸数：995,402戸)
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。
(平成24年度整備戸数実績：413戸)
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗していることから、平成25年度は既存施策を引き続き推進していくこととし、「A-2」と評価した。

今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

平成25年度税制改正において、サービス付き高齢者向け住宅に対する税制上の特例措置（所得税・法人税、固定資産税、不動産取得税）の適用期限を延長し、引き続き供給を促進する。

(平成26年度以降)

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 瀬良 智機）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 里見 晋）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 天河 宏文）

業績指標 5

住宅の利活用期間（①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率）

評価

①減失住宅の平均築後年数 B-1	①目標値：約35年（平成27年） 実績値：約27年（平成20年） 初期値：約27年（平成20年）
②住宅の減失率 A-1	②目標値：約6.5%（平成22～27年） 実績値：約7.0%（平成15～20年） 初期値：約7.0%（平成15～20年）

（指標の定義）

- ① 減失住宅の平均築後年数…減失住宅の築後年数の平均（ $\sum(N \times y) / \sum N$ ）
 - ② 住宅の減失率…過去5年間に減失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合（ $\sum N / S$ ）
 - ※N：過去5年間に減失した住宅戸数（建築時期区別）
 - ※y：経過年数（建築時期区別）
 - ※S：期間当初の住宅総戸数
- 出典）平成20年住宅・土地統計調査

（目標設定の考え方・根拠）

住宅の利活用期間の状況を示す指標として、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値（①約40年（平成32年）、②約6%（平成27～32年））をもとに、平成27年の目標値を形式的に設定。

（外部要因）

資金調達可能額の動向等

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）
（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

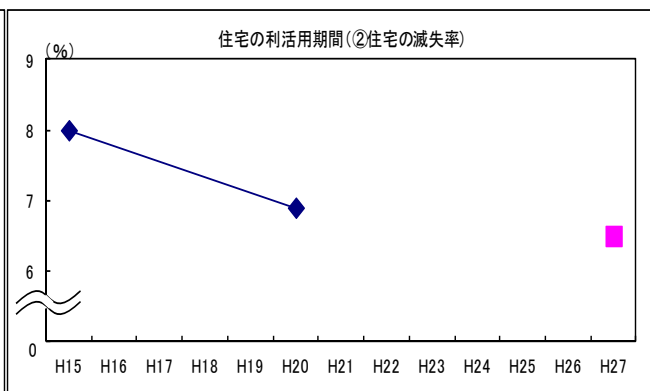
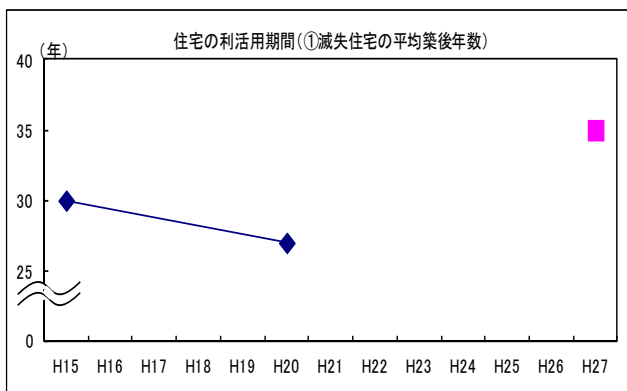
【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

（暦年）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
①	約30年	—	—	—	—	約27年	—	—	—	—
②	約8.0%	—	—	—	—	約7.0%	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく措置
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅の認定等を通じて、その普及を促進。
 - 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
 - 住宅金融支援機構の証券化支援事業による長期優良住宅に対応した住宅ローン制度（フラット50）
住宅金融支援機構の証券化支援事業について、住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの供給を促進する観点から、償還期間の上限を50年とする制度。
 - 住宅金融支援機構の証券化支援事業によるフラット35S
独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
 - 土地総合情報システムの運用
不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 3.0億円（うち0.1億円は復興特会）（平成24年度）
 - 中古不動産流通市場整備・活性化経費
宅地建物取引業者と関連事業者の連携によるワンストップサービスの提供を促進することで、消費者が中古住宅を安心して取引できる環境を整備し、不動産流通市場の活性化を図る。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 1.2億円（平成24年度）
- 【税制上の特例措置】**
- 住宅の長寿命化を促進する税制上の特例措置
耐久性、耐震性及び可変性等を備える質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、認定を受けた長期優良住宅に対する税制上の特例措置を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

直近の平成20年の実績値によれば、住宅の利活用期間を構成する2つの業績指標のうち、「滅失住宅の平均築後年数」は、過去の実績値の30年から27年となり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っているが、もう一方の指標「住宅の滅失率」は、過去の実績値の8.0%から7.0%となり、目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。このように2つの指標が相反する結果となったが、今後、中古住宅流通市場及び住宅リフォーム市場の規模拡大を図ることにより、目標値の達成に向けた成果を示すものと考えられる。

（事務事業の実施状況）

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定実績は373,778戸（平成21年6月4日から平成25年3月末）。また、共同住宅の基準の合理化を図った告示改正を、平成24年4月1日より施行したほか、適正な維持保全を確保するため、認定取得者に配布してもらう維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送。
- ・長期優良住宅の普及啓発に寄与するプロジェクトを支援するため、環境・リフォーム推進事業（長期優良住宅等推進タイプ）において、計2回の公募を実施し、計108件のモデル事業を採択。
- ・長期優良住宅等推進環境整備事業について、住替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等へ助成。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- ・既存住宅の性能評価・表示等の一層の普及を図るよう検討。
- ・住宅金融支援機構のフラット50により、住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの供給を支援。
- ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援。
- ・土地総合情報システムについて、掲載内容の拡充方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・マンションの管理組合の運営状況や修繕履歴等の蓄積・開示を行う「マンションみらいネット」について、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。
- ・平成24年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（所得税（投資型）、登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進。
- ・全国で12の地域連携協議会が立ち上がり、宅地建物取引業者と関連事業者の連携によるワンストップサービスの開発・提供を開始。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、直近の平成20年の実績値によれば、「住宅の滅失率」は、過去の実績値の8.0%から7.0%となり、目標値の達成に向けたトレンドを上回っているが、「滅失住宅の平均築後年数」は、過去の実績値の30年から27年となり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。

このような状況の中、良質なストックの形成の促進に向けて、平成25年度に新たな措置を講じるとともに既存施策についても拡充を図っていく必要があることから、「滅失住宅の平均築後年数」は「B-1」、「住宅の滅失率」は「A-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・平成25年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（住宅ローン減税、所得税（投資型）の適用期限を4年延長し、さらに控除対象限度額の引き上げを行う等引き続き長期優良住宅の普及を促進。
- ・既存住宅に係る評価の適正化によって中古住宅流通市場の活性化を図るため、新たな建物評価手法構築に係る指針を策定する。
- ・不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るため、既存住宅に係る各種情報の収集・提供の現状等に関する調査を行い、情報ストック整備に係る基本構想を策定する。
- ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格の情報等を基に、不動産価格の動向指標の整備について検討。

(平成26年度以降)

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 福島 直樹）
関係課：土地・建設産業局不動産課（課長 野村 正史）
大臣官房参事官（参事官〔土地市場担当〕 平岩 裕規）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 天河 宏文）
住宅局住宅生産課（課長 伊藤 明子）
住宅局市街地建築課（課長 杉藤 崇）
住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 西海 重和）

業績指標 6

リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

評価

A-1	目標値：5.0%（平成27年） 実績値：3.5%（平成16～20年平均値） 初期値：3.5%（平成16～20年平均値）
-----	---

(指標の定義)

過去5年間の1年あたりのリフォーム実施戸数を当該5年間の最終年の住宅ストック戸数で除したものの。(A/B)

※A：リフォーム実施戸数（年間）、B：住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

(目標設定の考え方・根拠)

リフォームの実施状況を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値（6%（平成32年）をもとに、平成27年の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

リフォーム事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

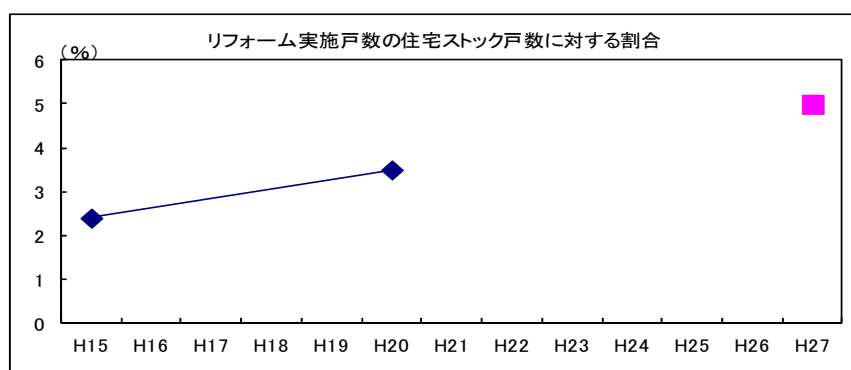
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

(暦年)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
2.4%	—	—	—	—	3.5%	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○住宅・建築物安全ストック形成事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行なう制度。平成24年度補正予算において、住宅の耐震改修等に対する取組みに対する補助の充実等を図った。

予算額：社会資本整備総合交付金 1.44兆円の内数（平成24年度）、防災安全交付金5.497億円の内数（平成24年度補正）

○住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業

住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修に対して支援を行う制度。

予算額：50億円（平成24年度補正）

○住宅・建築物省CO₂先導事業

住宅・建築物における省CO₂対策を推進するため、省CO₂技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物プロジェクトに対して助成する制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 173.1億円の内数（平成24年度）

○住宅履歴情報の整備

円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

○住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント

エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修、またはこれらの改修と併せて行う太陽熱利用システム等の住宅設備の設置等により、一定のポイントを発行し、これを使って被災地で生産された商品や省エネ・環境配慮に優れた商品とのに交換や追加工事の費用に充当できる制度。

予算額：3,888億円（国土交通省、経済産業省（住宅エコポイントのみ）、環境省）

○リフォーム工事に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。

○既存住宅流通・リフォーム推進事業

住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通活性化を図るため、消費者が自ら居住の用に供するため既存住宅を取得し、リフォームを行う場合に、住宅瑕疵担保責任保険法人による検査、瑕疵保険への加入、履歴情報の登録・蓄積等を行う事業について、その工事費用等の一部を助成する制度。

予算額：既存住宅流通・リフォーム推進事業 20億円の内数（平成24年度）

○住宅金融支援機構による耐震改修工事融資

住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける制度。

○住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度

住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする融資制度。

○住宅金融支援機構によるリバースモーゲージの住宅融資保険制度

民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構による住宅融資保険の付保対象とする制度。

【税制上の特例措置】

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

耐震改修、バリアフリー改修又は省エネ改修が行われた住宅等に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

直近の平成20年の実績値によれば、過去の実績値の2.4%から3.5%と着実に進捗しており、現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成27年度に目標値を達成していると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震改修等に係る地域要件の撤廃や補助率の拡張、緊急輸送道路沿道及び避難路沿道等の住宅・建築物の耐震改修等に係る地域要件及び建物要件の一部を撤廃等、取組みを強化。
- ・住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業において、公募を実施し、応募が880件あり、791件を採択。
- ・住宅・建築物省CO₂先導事業において、公募を実施し、応募が92件あり、25件を採択。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。
- ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントのエコリフォームについては、789,508戸にポイント発行（約507億ポイント）（平成22年3月末から平成25年3月末）。
- ・消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。（平成24年度申込実績：リフォーム瑕疵保険2,625戸、大規模修繕瑕疵保険495棟）
- ・リフォーム市場の環境整備として、大規模小売店舗、住宅フェア、リフォームショールーム等において、消費者向けセミナーを全国で実施し、リフォームの魅力や気を付けるべきポイントを説明したほか、マンション居住者、管理組合等を対象としたマンション大規模修繕セミナーを実施した。
- ・既存住宅流通・リフォーム推進事業において、1回の公募を実施し、164件について交付決定。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを実施。

- ・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の付保対象に、民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資を追加した。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しているが、リフォームに対する消費者の不安感の排除に向けて平成25年度に新たな措置を講じることや既存施策についても拡充を図っていく必要があることから、「A-1」と評価した。今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・平成25年度税制改正において、リフォームが行われた住宅に対する所得税、固定資産税の減額措置の適用期限を4年間延長するとともに、控除対象限度額の引き上げ等の拡充を行う。
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、引き続き、住宅の耐震改修等に対する取組みに対する補助の充実を図る。
- ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業において、住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修、耐震改修に対して支援を行う。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を創設する。
- ・住宅リフォーム等に関する消費者の相談体制の整備やリフォームの担い手を強化する取組等に対して補助を行う「住宅ストック活用・リフォーム推進事業」を創設する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 福島 直樹)
 関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 天河 宏文)
 住宅局住宅生産課(課長 伊藤 明子)
 住宅局住宅瑕疵担保対策室(室長 山田 哲也)
 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(室長 真鍋 純)
 住宅局住宅総合整備課(課長 里見 晋)

業績指標 7

既存住宅の流通シェア

評価

B-1	目標値：20%（平成27年） 実績値：14%（平成20年） 初期値：14%（平成20年）
-----	--

(指標の定義)

全住宅流通戸数に占める既存住宅の流通戸数の割合（A / (A + B)）

※A：既存住宅の流通戸数（年間）、B：新築戸数（年間）

(目標設定の考え方・根拠)

現状では、諸外国に比べ、既存住宅の流通シェアが低く、新成長戦略において既存住宅流通の市場規模を倍増することを戦略目標として掲げられたことを踏まえ、住生活基本計画において、平成32年度までに25%と目標を設定。これを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

住宅建設業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

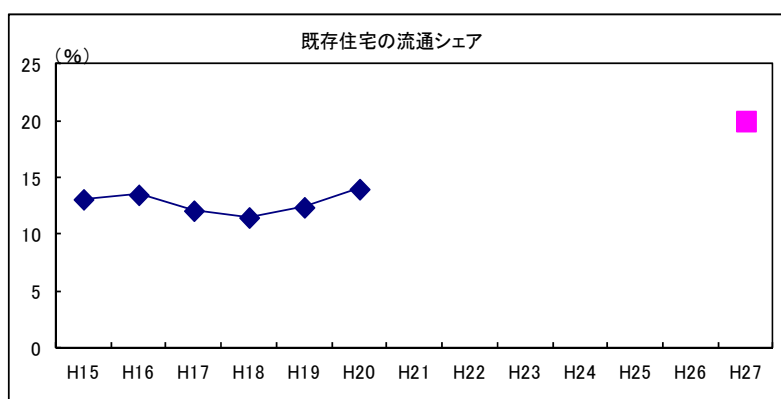
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値									(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
13.1%	13.5%	12.1%	11.5%	12.4%	14%	-	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- 既存住宅売買に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。
- 既存住宅流通・リフォーム推進事業
住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通活性化を図るため、消費者が自ら居住の用に供するため既存住宅を

取得し、リフォームを行う場合に、住宅瑕疵担保責任保険法人による検査、瑕疵保険への加入、履歴情報の登録・蓄積等を行う事業について、その工事費用等の一部を助成する制度。

予算額：既存住宅流通・リフォーム推進事業 20億円の内数（平成24年度）

○住宅金融支援機構の証券化支援事業

住宅金融支援機構との連携のもとで民間金融機関が提供しているフラット35は、既存住宅購入資金も融資対象であり、既存住宅の取得を支援。

○住宅金融支援機構の証券化支援事業によるフラット35S

住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sは既存住宅についても対象とし、耐久性・可変性等の性能に優れた既存住宅の取得を金利引下げにより支援。

○土地総合情報システムの運用

不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。

予算額：不動産市場整備等推進調査費 3.0億円（うち0.1億円は復興特会）（平成24年度）

○中古不動産流通市場整備・活性化経費

宅地建物取引業者と関連事業者の連携によるワンストップサービスの提供を促進することで、消費者が中古住宅を安心して取引できる環境を整備し、不動産流通市場の活性化を図る。

予算額：不動産市場整備等推進調査費 1.2億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

業績指標については、直近の平成20年までの実績値によれば、過去の実績値から概ね横ばいで推移し近年上昇傾向にあるが、平成20年は14%となっている。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標値を達成できていない可能性がある。

（事務事業の実施状況）

- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（平成24年度既存住宅売買瑕疵保険申込実績：宅建業者販売タイプ1,918戸、個人間売買タイプ259戸）
- ・中古マンションの1戸毎の売買に対応した既存住宅売買瑕疵保険を商品認可した。
- ・既存住宅流通・リフォーム推進事業において、1回の公募を実施し、164件について交付決定。
- ・既存住宅の性能評価・表示等の一層の普及を図るように検討。
- ・住宅金融支援機構のフラット35により、既存住宅の取得を支援（既存住宅に対する融資実績16,967戸（平成24年度））。
- ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援。
- ・土地総合情報システムについて、掲載内容の拡充方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・マンションの管理組合の運営状況や修繕履歴等の蓄積・開示を行う「マンションみらいネット」について、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。
- ・全国で12の地域連携協議会が立ち上がり、宅地建物取引業者と関連事業者の連携によるワンストップサービスの開発・提供を開始。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、当該業績指標は目標値を達成できていない可能性があり、既存住宅の購入に当たっての消費者の不安感や情報不足の解消に向けて、既存施策を着実に推進するとともに、平成25年度に新たな措置を講じる必要があるため、「B-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・既存住宅に係る評価の適正化によって中古住宅流通市場の活性化を図るため、新たな建物評価手法構築に係る指針を策定する。
- ・不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るため、既存住宅に係る各種情報の収集・提供の現状等に関する調査を行い、情報ストック整備に係る基本構想を策定する。
- ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格の情報等を基に、不動産価格の動向指標の整備について検討。
- ・住宅団地における既存住宅の流通・活用に向けたモデル的な取組に対して補助を行う「住宅ストック活用・リフォーム推進事業」を創設する。

（平成26年度以降）

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 福島 直樹）
関係課：土地・建設産業局不動産課（課長 野村 正史）
大臣官房参事官（参事官〔土地市場担当〕 平岩 裕規）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 天河 宏文）
住宅局住宅生産課（課長 伊藤 明子）
住宅局住宅瑕疵担保対策室（室長 山田 哲也）
住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 西海 重和）

業績指標 8

マンションの適正な維持管理

- (① 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合、
- ②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)

評価	
①A-1	①目標値：56% (平成27年度) 実績値：37% (平成20年度) 初期値：37% (平成20年度)
②A-1	②目標値：概ね80% (平成27年度) 実績値：51% (平成20年度) 初期値：51% (平成20年度)

(指標の定義)

①計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合。(B/A) (ストック)

※A：5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数

B：Aのうち計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

②新築で計画期間が30年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数の割合。(B/A) (フロー)

※A：5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数

B：Aのうち計画期間が30年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

(目標設定の考え方・根拠)

① 分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適切な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とこれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値(70%(H32))を基に目標設定。

② 分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適切な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とこれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値(概ね100%(H32))を基に目標設定。

①、②ともに住生活基本計画を踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)

【施政方針】

【閣議決定】

- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・新成長戦略(平成22年6月18日)
- (4)観光立国・地域活性化戦略

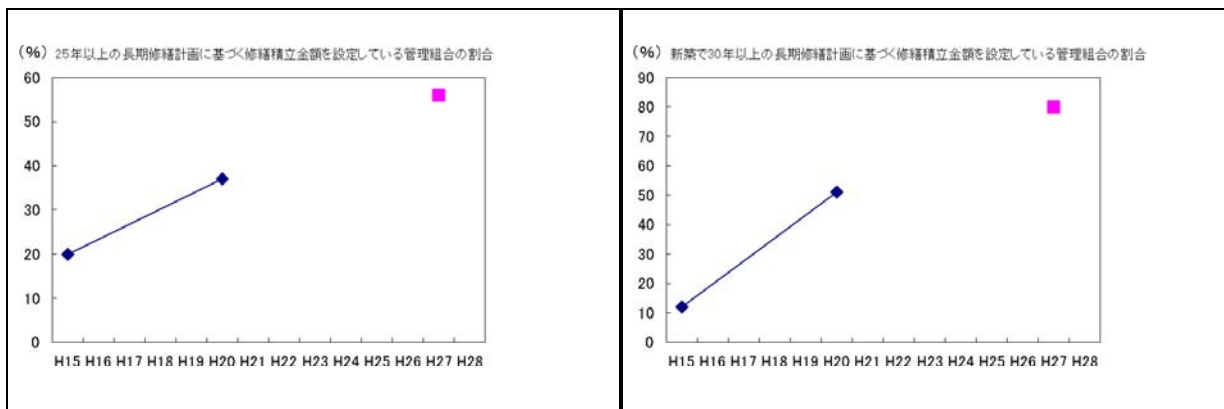
【閣決(重点)】

【その他】

- ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日) <都市・住宅分野>
- Ⅲ住宅・建築投資活性化ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中途住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

	過去の実績値 (年度)				
	H20	H21	H22	H23	H24
①	37%	-	-	-	-
②	51%	-	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 適切なマンションの長期修繕計画の策定のための仕組みづくり
マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要であり、経年による劣化に対応するため、適切な長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておくことが必要であるため、長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表し、セミナー等を実施し普及促進する。
- マンションの修繕積立金に関するガイドライン
新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基本的な知識や、修繕積立金額の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定・公表し、セミナー等を実施し普及促進する。

関連する事務事業の概要

- ・管理組合の円滑な運営、適切な修繕の実施等を推進するため、居住者間で定めるべき基本的ルールである管理規約の標準モデルであるマンション標準管理規約の普及。
- ・マンションの維持・管理のため「何を」「どのような点に」留意すべきかを定めたマンション管理標準指針の普及。
- ・管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。
- ・「持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会」（平成24年2月～8月）においてとりまとめた既存共同住宅再生のための改修の考え方や複数の技術を同時適用できる可能性等を示した技術情報や再生技術について適用できるマンションのタイプ、建物の部位、足場の設置の要否等を記載した個別技術シートの提供。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成20年度の実績値である。よって、平成24年度のデータは現時点では把握できないものの、平成15年度～平成20年度のトレンドから勘案すると、目標を達成できるものと想定され、順調である。
- ② 新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成20年度の実績値である。よって、平成24年度のデータは現時点では把握できないものの、平成15年度～平成20年度のトレンドから勘案すると、目標を達成できるものと想定され、順調である。

(事務事業の実施状況)

- ・長期修繕計画標準様式・長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの普及。
- ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、全国値は過去の実績値が平成20年度の37%と過去5年間の伸び率から推測すると平成24年度も順調に数値が伸びているが、引き続き住生活基本計画（全国計画）に基づき、適切な長期修繕計画の作成の促進を図るため、「長期修繕計画標準様式」の普及や「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」の普及が着実に図るとともに以下の施策を実施していくこととし、「A-1」と評価した。

- ・長期修繕計画標準様式、長期修繕計画ガイドライン及び同コメントの普及。
- ・マンション標準管理規約の普及。
- ・マンション管理標準指針の普及。
- ・管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。
- ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及。
- ・既存共同住宅再生のための技術情報や個別技術シートの普及。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けて、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする活動に対して補助を行う「マンション管理適正化・再生推進事業」を創設する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 西海 重和）

業績指標 9

新築住宅における住宅性能表示の実施率

評価

B-1	目標値：37% (平成27年度) 実績値：22.3% (平成24年度) ※平成25年1月末時点 初期値：24% (平成22年度)
-----	---

(指標の定義)

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、住宅性能法に基づく住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数の割合。（A/B）

A：住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数、B：年間の新設住宅着工戸数

注）住宅性能表示制度：「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、耐震、省エネルギー、バリアフリーなどの住宅の基本的な性能について、公正・中立な第三者機関が評価を行い、評価書を交付する制度。

(目標設定の考え方・根拠)

住宅を安心して選択できるためには、住宅の質に関する情報を提供する住宅性能表示制度が有効である。

このため、同制度の現在の普及状況を踏まえ、当面の目標として、新設住宅着工戸数（フロー）に対して、半数以上の住宅が住宅性能表示制度の評価を受け、性能が表示される住宅となることを目標とする。住生活基本計画において、平成32年度までに50%と目標を設定されたことを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

住宅・不動産市場

(他の関係主体)

住宅供給事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

【閣決（重点）】

なし

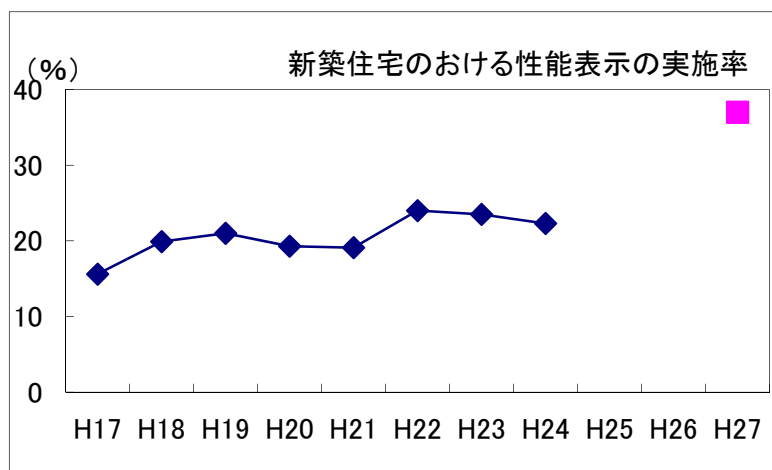
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値							(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
15.6%	19.9%	21.0%	19.3%	19.1%	24%	23.5%	22.3% (平成25年 1月末時点)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①住宅性能表示制度を利用した住宅の性能等に関する諸情報の分析等を実施し、住宅性能に関する消費者ニーズを的確に捉えた制度の充実に向け、技術面・制度面より検討を実施。
- ②インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、制度の普及を促進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成24年度の実績値は、23年度の23.5%から22.3%（平成25年1月末時点）と低下し、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、引き続き目標を堅持しつつ、今後一層の取り組みを図る。

(事務事業の実施状況)

- ・一定の等級を満たした住宅に対する地震保険料の優遇や、住宅金融支援機構の証券化支援業務における金利の引下げの実施により制度利用の促進が図られている。
- ・平成24年度は住生活月間（10月）等の機会に、インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、住宅性能表示制度の普及を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、平成24年度の実績値は22.3%（平成25年1月末時点）であり、前年度より1.2%下がっている。実績値が伸びていない要因としては、必ずしも十分に制度が認知されていないことや手続きの煩雑さが考えられる。
- ・今後は、住生活基本計画（平成23年3月15日）で定められている通り、平成32年度を新たな目標年度とし、実施率の目標（50%）は堅持したうえで、一層の普及の促進を図ることを目指す。
- ・消費者や住宅生産者等利用者にとって、わかりやすく、使いやすい制度とするためには、住宅全般に対するニーズに加え、住宅の属性ごとの利用者のニーズについても把握することが重要であり、これらを踏まえ、制度・基準の更なる見直しに着手する必要がある。
- ・住宅の取得に関心のある者に対して、インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。
- ・本制度の評価方法基準が引用されている長期優良住宅の普及を着実に推進するとともに、平成25年度に制度・基準の見直しを講じる必要があるため、評価を「B-1」とした。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・住生活基本計画に基づき、住宅性能表示制度の普及についての一層の取組が必要な状況であることから、平成24年度から引き続き、より住宅性能に関する消費者ニーズを的確に捉えた制度の充実に向け、制度・基準の見直しを実施する。
- ・長期優良住宅の認定基準において住宅性能表示制度の評価方法基準が引用されていることから、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の普及を図る中で引き続き住宅性能表示制度の普及・促進を図る。

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 伊藤 明子）

業績指標 10

リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合

評価	
N-2	目標値：5.1%（平成27年） 実績値：— 初期値：0.2%（平成22年4～12月）

(指標の定義)

全リフォーム実施戸数・棟数に占めるリフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅戸数・棟数の割合(A/B)。

※A：リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅戸数・棟数（年間）

B：住宅のリフォーム実施戸数・棟数（DIY分※を除く）（年間）

※DIY（Do it yourself）分：請負によらず自ら行ったリフォームの件数。

(目標設定の考え方・根拠)

安心してリフォームを実施できる市場環境整備状況をみる指標として、住生活基本計画で設定しているリフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合の目標値（10%（平成32年））を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

リフォーム事業者、住宅瑕疵担保責任保険法人

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

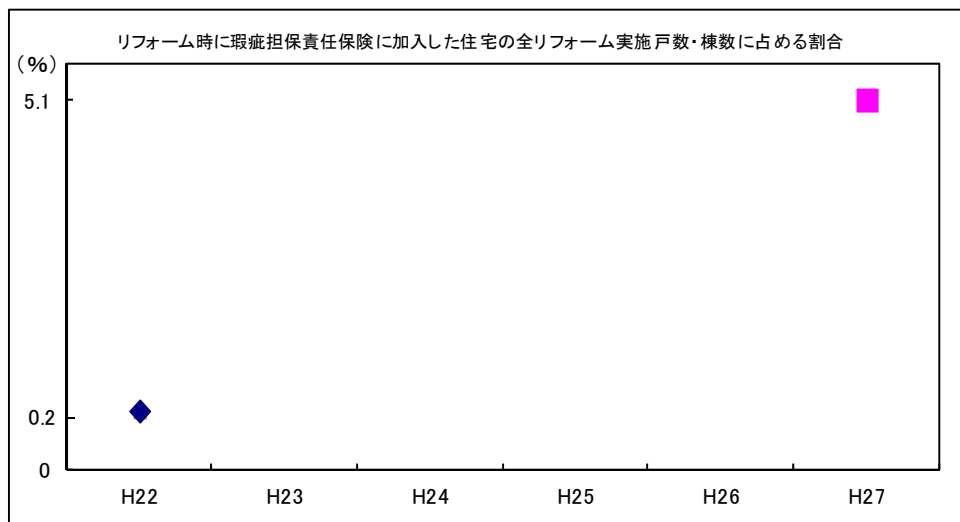
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値					(暦年)	
—	—	—	H22（4～12月）	H23	H24	
—	—	—	0.2%	—	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険の周知普及
- 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント制度
エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修、またはこれらの改修と併せて行う太陽熱利用システム等の住宅設備の設置、リフォーム瑕疵保険への加入等により、一定のポイントを発行し、これを使って被災地産品、省エネ・環境配慮に優れた商品等への交換や追加工事の費用に充当できる制度（リフォーム瑕疵保険への加入は、復興支援・住宅エコポイントのみ）。
予算額：3,888億円（国土交通省、経済産業省（住宅エコポイントのみ）、環境省）
- リフォーム工事に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。
- 既存住宅流通・リフォーム推進事業
住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通活性化を図るため、消費者が自ら居住の用に供するため既存住宅を取得し、リフォームを行う場合に、住宅瑕疵担保責任保険法人による検査、瑕疵保険への加入、履歴情報の登録・蓄積等を行う事業について、その工事費用等の一部を助成する制度。
予算額：既存住宅流通・リフォーム推進事業 20億円の内数（平成24年度）
- リフォームすることによりフラット35の融資基準に適合する中古住宅について、リフォーム瑕疵保険及び住宅金融支援機構の住宅融資保険制度の活用により、フラット35の融資が可能となる仕組みを導入。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

目標の達成状況については、実績値の算出根拠である住宅・土地統計調査が5年に一度の調査であるため、現時点においては判断できない。

（事務事業の実施状況）

- ・大規模小売店舗、住宅フェア、リフォームショールーム等において、消費者向けセミナーを全国で実施し、リフォームの魅力や気を付けるべきポイントを説明したほか、マンション居住者、管理組合等を対象としたマンション大規模修繕セミナーを実施し、リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険等の周知普及を図った。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。
（平成24年度申込実績：リフォーム瑕疵保険2,625戸、大規模修繕瑕疵保険495棟）
- ・復興支援・住宅エコポイントについては、従来の住宅エコポイントを含め、789,508戸にポイント発行（約507億ポイント）（平成22年3月末から平成25年3月末）。
- ・既存住宅流通・リフォーム推進事業において、1回の公募を実施し、164件について交付決定。
- ・リフォームすることによりフラット35の融資基準に適合する中古住宅について、リフォーム瑕疵保険及び住宅金融支援機構の住宅融資保険制度の活用により、フラット35の融資が可能となる仕組みを導入した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、目標の達成状況については、実績値の算出根拠である住宅・土地統計調査が5年に一度の調査であるため、現時点においては判断できないこと、既存施策を着実に推進することから、「N-2」と評価した。今後とも瑕疵担保責任保険の充実等を図るため、これらの施策を着実に推進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

該当なし

（平成26年度以降）

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 山田 哲也）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 天河 宏文）

住宅局住宅生産課（課長 伊藤 明子）

業績指標 1 1

新築住宅における認定長期優良住宅の割合

評 価	
B-1	目標値：14.4%（平成27年度） 実績値：12.0%（平成24年度） ※平成25年2月末時点 初期値：8.8%（認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月から平成22年3月までの数値）

(指標の定義)

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、長期優良住宅に係る認定を取得した住宅の戸数（A/B）

※A：年度の長期優良住宅の認定戸数、B：年度の新設住宅着工戸数

(目標設定の考え方・根拠)

将来は、住生活の向上及び環境への負荷の低減の観点から、より多くの長期優良住宅が普及することが望ましい。当初2～3年で新築住宅の1割程度を目指していたところ、概ね順調に推移してきたことから、当面は、着実にその割合を高めることとし、住生活基本計画において、当初目標の倍を目安として20%（平成32年度）に設定。これをもとに現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

住宅供給事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

なし

【その他】

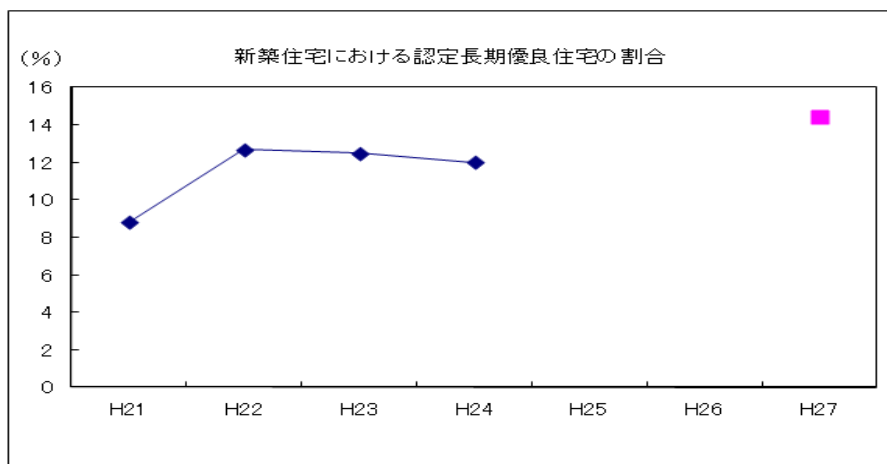
・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値	(年度)		
(注)	H22	H23	H24
8.8%	12.7%	12.5%	12.0% (平成25年2月末現在)

(注) 認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月から平成22年3月までの数値



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅について支援、認定制度及び基準の合理化等により普及の促進を図る。
 - インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、制度の普及を促進。
- 【税制上の特例措置】
- 長期優良住宅に対する税制上の特例措置
耐久性、耐震性及び可変性等を備える質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、認定を受けた長期優良住宅に対する税制上の特例措置を実施。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成24年度の実績値は、23年度の12.5%から12.0%（平成25年2月末現在）となり、前年度とほぼ横ばいであり、引き続き目標を堅持しつつ、今後一層の取り組みを図る。
- ・住宅の利用関係別に普及状況を見ると、共同住宅に係る認定実績の認定全体に占める割合は、平成23年度の2.6%から平成24年度は4.3%と上昇している。

(事務事業の実施状況)

- ・規則の改正により、平成22年6月1日より長期優良住宅の認定に係る書類の簡素化等を実施。
- ・維持保全の確保について配慮をお願いする旨の通知を、平成22年11月に各都道府県に対し発出し、認定取得者に配布してもらい維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送した。
- ・共同住宅に係る認定基準の合理化を図った告示改正を、平成24年4月1日より施行した。
- ・インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、長期優良住宅の認定制度の普及を促進した。
- ・平成24年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（所得税（投資型）、登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度の実績値は12.0%（平成25年2月末現在）であり、共同住宅に係る認定実績は伸びを見せつつあるが、全体としては前年度とほぼ横ばいであり、本制度の認定基準として引用している住宅性能表示制度の制度・基準の見直しを講じる必要があるため、評価を「B-1」とした。
- ・今後は、住生活基本計画（平成23年3月15日）で定められている通り、平成32年度を新たな目標年度とし、実施率の目標（20%）は堅持したうえで、一層の普及の促進を図ることを目指す。
- ・住宅の取得に関心のある者に対して、必ずしも十分に制度が認知されていないため、インターネットやパンフレットや事例集等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・既存住宅の質の向上を図るリフォームと適切な維持保全の取組を促進するため、既存住宅を長期優良住宅等として認定・評価するために必要となる認定・評価基準や評価手法等を検討する。
- ・平成25年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（住宅ローン減税、所得税（投資型））の適用期限を4年延長し、さらに控除対象限度額の引き上げを行う等引き続き長期優良住宅の普及を促進。

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 伊藤 明子）

業績指標 12

公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合、⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合）、⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（(i) 園路及び広場、(ii) 駐車場、(iii) 便所）、⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合

評 価	
①A-2	①目標値：約87%（平成27年度） 実績値：81%（平成24年度） 初期値：77%（平成23年度）
②A-2	②目標値：約85%（平成27年度） 実績値：81%（平成23年度） 初期値：70%（平成21年度）
③A-2	③目標値：約95%（平成27年度） 実績値：93%（平成23年度） 初期値：89%（平成21年度）
④A-2	④目標値：約88%（平成27年度） 実績値：78%（平成23年度） 初期値：75%（平成22年度）
⑤A-2	⑤目標値：約54%（平成27年度） 実績値：50%（平成23年度） 初期値：47%（平成21年度）
⑥A-2	⑥目標値：22%（平成27年度） 実績値：18%（平成23年度） 初期値：14%（平成21年度）
⑦	⑦(i) 目標値：約54%（平成27年度） 実績値：約48%（平成23年度） 初期値：約47%（平成22年度）
(i) A-2	(ii): 目標値：約50%（平成27年度） 実績値：約44%（平成23年度） 初期値：約32%（平成18年度）
(ii) A-2	(iii): 目標値：約39%（平成27年度） 実績値：約33%（平成23年度） 初期値：約25%（平成18年度）
(iii) A-2	⑧目標値：約58%（平成27年度） 実績値：47%（平成23年度） 初期値：45%（平成22年度）
⑧A-2	

(指標の定義)

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に規定する特定道路（※）のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第116号）で定める基準を満たす道路の割合。

特定道路におけるバリアフリー化率＝

$$\frac{\text{特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長}}{\text{特定道路の道路延長}}$$

※特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの

②段差解消をした旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第4条に掲げる基準に適合し、段差解消をしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第4条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}}$$

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、公共交通移動等円滑化基準第9条に掲げる基準に適合し、視覚障害者誘導用ブロックを整備したものの割合。

視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第9条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}}$$

④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合

便所を設置している1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までに掲げる基準に適合し、障害者対応型便所を設置したものの割合。

障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までを満たした便所を設置した1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{便所を設置している1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}$$

⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）第11条から第23条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注2）に適合するものの割合。

（注1）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物
（注2）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

$$\frac{\text{建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}}{\text{床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}}$$

⑥床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注3）のフローのうち、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第114号）に定める基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）（注4）に適合するものの割合（A/B）。

（注3）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物
（注4）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する誘導的基準

※A：建築物移動等円滑化誘導基準に適合する、床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

B：床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

⑦バリアフリー法に規定する特定公園施設（注5）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注6）に適合した都市公園の割合。

（注5）バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注6）「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）」で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

⑧バリアフリー法に規定する特定路外駐車場（注7）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注8）に適合した路外駐車場の割合。

（注7）駐車場の用に供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注8）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第112号）で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準。

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

（目標設定の考え方・根拠）

①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）において、平成32年度までの目標値（約100%）を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

②③④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている（この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。）。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針（国土交通大臣告示）において、平成32年度までの目標値（約60%）を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を

形式的に設定したものを。

⑥これまでの取組と平成14年（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）改正）からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成32年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標値（30%）を設定し、これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を案分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものを。

⑦移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして、園路及び広場については約54%、駐車場については約50%、便所については約39%に設定したものを。

⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして約58%に設定したものを。

（外部要因）

- ②③④旅客施設の構造等
- ⑤⑥経済状況等による新規建築物着工数等

（他の関係主体）

- ①⑦地方公共団体（事業主体）
- ②③④地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
- ⑤⑥地方公共団体（事業主体）、建築事業者（事業主体）
- ⑧路外駐車場管理者

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）

【閣決（重点）】

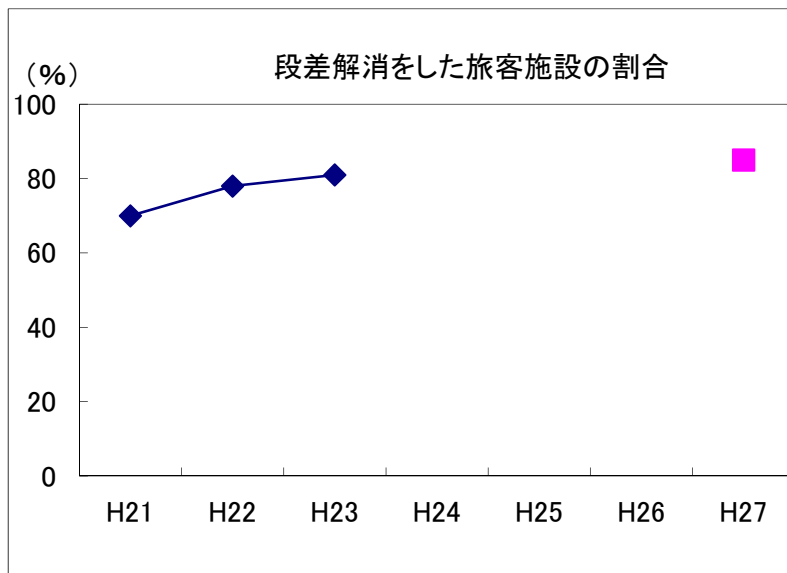
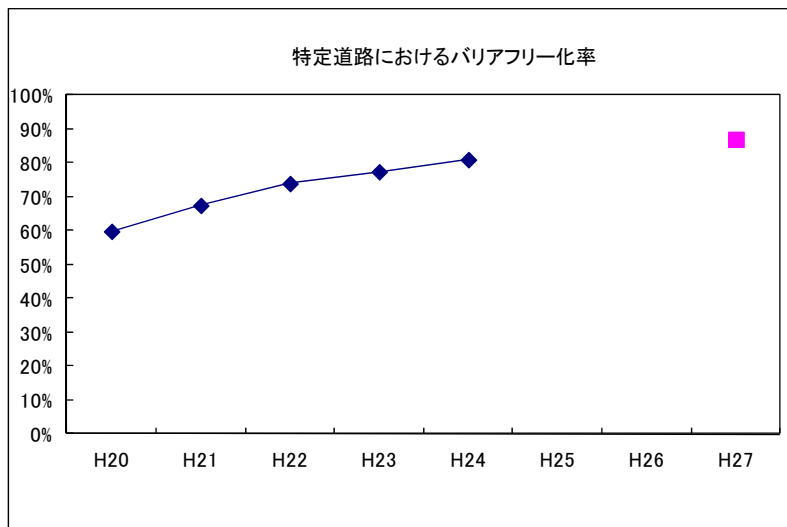
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」

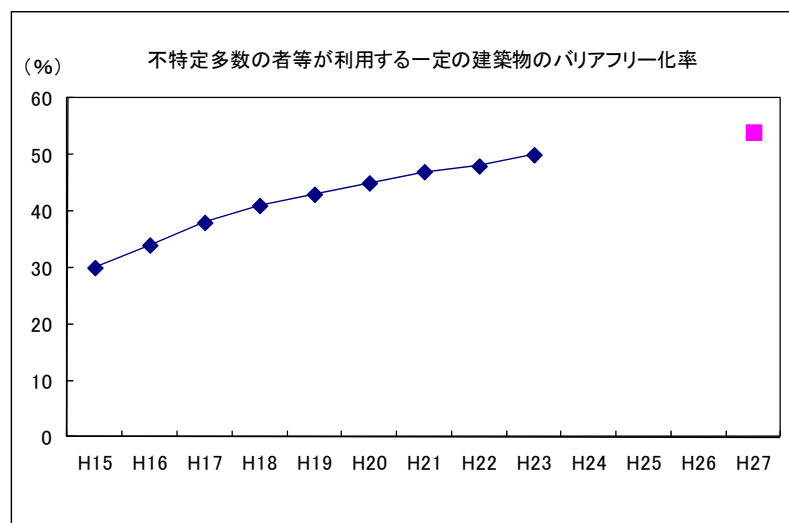
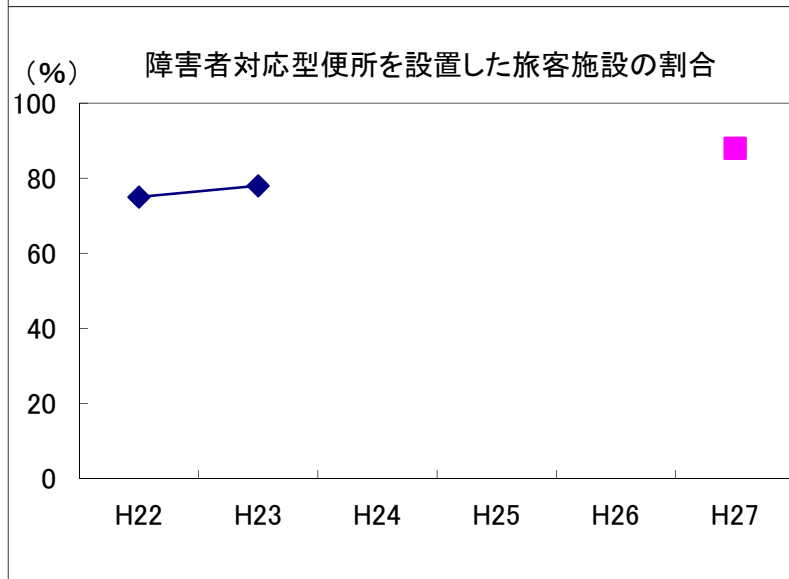
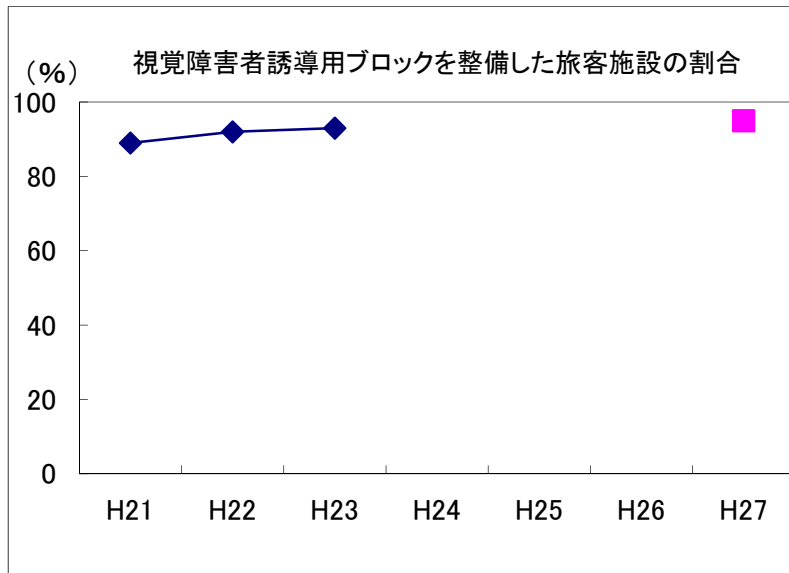
【その他】

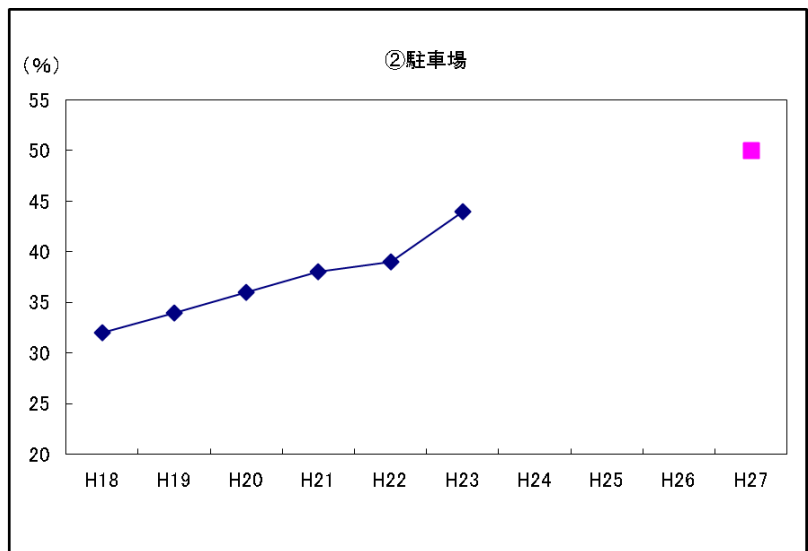
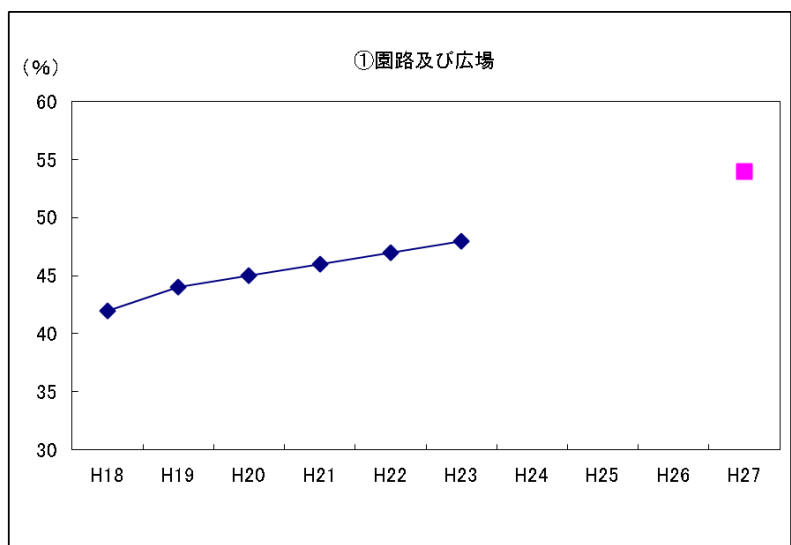
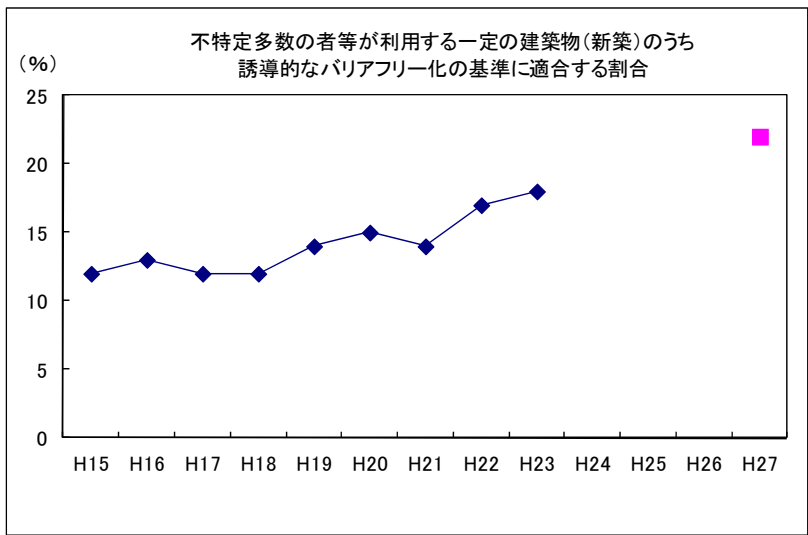
なし

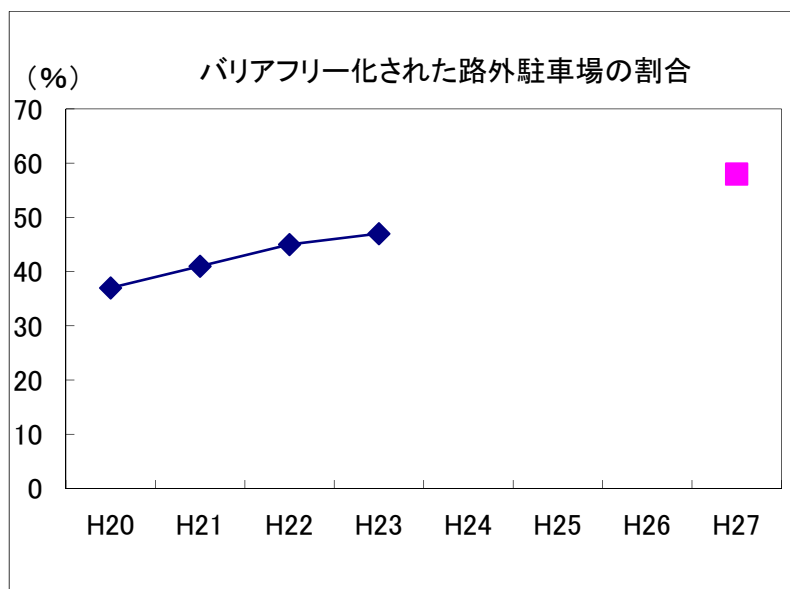
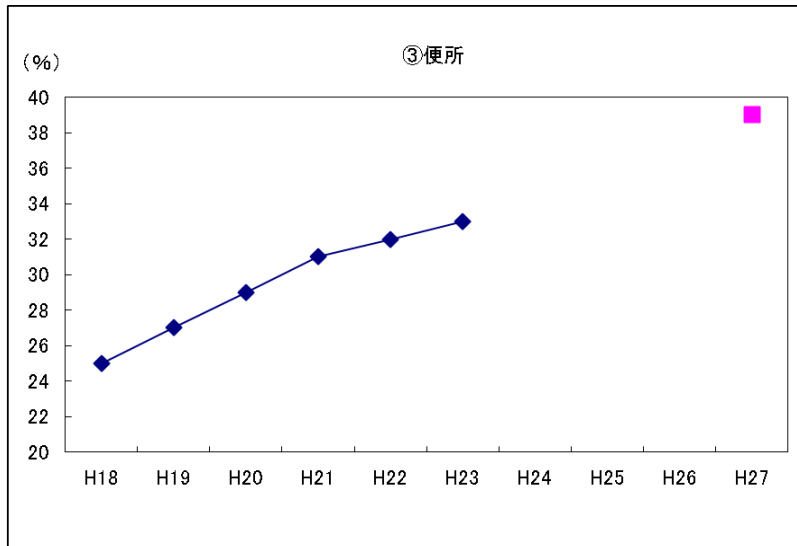
過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
60%	67%	74%	77%	81%	
過去の実績値（②段差解消をした旅客施設の割合）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
—	70%	78%	81%	集計中	
過去の実績値（③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
—	89%	92%	93%	集計中	
過去の実績値（④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
—	67%	75%	78%	集計中	
過去の実績値（⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	

46%	47%	48%	50%	集計中
過去の実績値 (⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合)				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
15%	14%	17%	18%	集計中
過去の実績値 (⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合)				
(i) 園路及び広場				
H20	H21	H22	H23	H24
約45%	約46%	約47%	約48%	集計中
(ii) 駐車場				
約36%	約38%	約39%	約44%	集計中
(iii) 便所				
約29%	約31%	約32%	約33%	集計中
過去の実績値 (⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合)				
H20	H21	H22	H23	H24
37%	41%	45%	47%	集計中









事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・歩行空間のバリアフリー化の推進 (◎)
 多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。
 予算額：道路整備費 13,251億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 14,395億円（国費）等の内数（平成24年度）
- ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
 バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。
 予算額：地域公共交通確保維持改善事業 332億円の内数（平成24年度）
- ・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進 (◎)
 旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。
 予算額：旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化 1,685億円の内数（平成24年度）
- ・建築物のバリアフリー化の推進 (◎)
 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積 2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものを新築等する際の段差解消等のバリアフリー化を推進。
 予算額：バリアフリー環境整備促進事業 1.44兆円の内数（平成24年度、社会資本整備総合交付金）
- ・バリアフリー法に基づく支援措置
 百貨店、劇場、老人ホーム等の多数の者（高齢者や障害者等も含む）が利用する建築物について、段差解消等のバリアフリー化を推進し、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対して容積率の算定の特例、表示制度の導入等の他、助成等の各種支援を措置。
 予算額：バリアフリー環境整備促進事業 1.44兆円の内数（平成24年度、社会資本整備総合交付金）

- ・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)
窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。
予算額：官庁営繕費 178億円の内数(平成23年度)
- ・バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策(「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展(スパイラルアップ)を図るための体制確立)を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 0.3億円(平成24年度)
- ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施 (◎)
「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。
予算額：社会資本整備総合交付金14,395億円(国費)及び内閣府計上の地域自主戦略交付金6,754億円(国費)及び沖縄振興公共投資交付金771億円(国費)の内数(平成24年度)
- ・路外駐車場のバリアフリー化の推進
バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体等を対象とした担当者会議や講習会等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
 - ・特定道路におけるバリアフリー化率は平成23年度から平成24年度にかけて4%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合
 - ・段差解消をした旅客施設の割合は平成21年度から平成23年度にかけて11%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
 - ・視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合は平成21年度から平成23年度にかけて4%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ④ 障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合
 - ・障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合は平成21年度から平成23年度にかけて11%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ⑤ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
 - ・不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は、平成20年度から平成23年度にかけての3年間で年度平均の増加率が1.3%となっており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ⑥ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
 - ・2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の割合については、業績指標として設定している棟数ベースでは横ばいであるが、面積ベースではフロー全体の約6割を占めており、規模の大きな建築物の誘導的なバリアフリー化は着実に進んでいる。また、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対する支援措置を通じて施策の実施を図っており、累積認定件数は平成14年(2,272件)から平成23年(4,770件)へと着実に増加している。
- ⑦ 平成23年度の実績値は、園路及び広場が約48%、駐車場が約44%、便所が約33%であり、目標値の達成に向けて順調に推移している。
- ⑧ 平成23年度については約47%となっており、前年度比+2%と順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
 - ・多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の作成が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④ 障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合
 - ・旅客施設のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が困難な施設もあるが、各支援制度の有効活用などによって推進しているところである。
 - ・バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成24年9月末現在275市町村により395基本構想が作成されており、旅客施設のバリアフリー化の

推進に貢献しているものと考えられる。

- ⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
 - ・建築物のバリアフリー化については、平成14年の旧ハートビル法改正において2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられ、バリアフリー法においても引き続き的確な運用が行われている。
- ⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
 - ・今後、バリアフリー新法における基本構想の作成が進むに従い、引き続き実施する各支援措置と併せて、整備の進捗が図られると考えられる。
- ⑦地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた都市公園整備に対する補助事業により支援を実施した。また、平成24年3月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂し、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。
- ⑧バリアフリー法の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①特定道路におけるバリアフリー化率
 - ・特定道路におけるバリアフリー化率については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標達成に向け、特定道路のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。
- ②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合
 - ・旅客施設のバリアフリー化率については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。
- ⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
 - ・平成23年度までの指標が順調に推移している建築物のバリアフリー化については、「A」と評価した。
 - ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー法が施行された。このバリアフリー法で、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
 - ・平成19年11月に、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
 - ・平成20年度に策定した建築主向けのガイドラインに基づき、引き続き上記設計標準による設計者に対する啓発を行うとともに、建築主に対しても啓発に努めることで一層のバリアフリー化を促進した。
 - ・平成22年度には、新たな整備目標の設定等を内容とするバリアフリー法に基づく基本方針の改正を行い、当該改正の内容を所管行政庁等に周知徹底することにより、更なるバリアフリー化の推進に努めた。
 - ・平成24年度に「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」を改訂し、前回改訂時から蓄積された知見等を反映させ、バリアフリー設計の考え方や基準の適方法等を紹介することで、設計や審査の現場等で活用されている。
 - ・以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。
- ⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
 - ・誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合は、2,000㎡以上の特別特定建築物のフロー（年間約1,000～3,000棟）に対し、面積ベースでは認定特定建築物が全体の約5割を占め、業績指標である棟数ベースでも、平成21年度14%から平成22年度の17%に増加したことから「A」と評価した。
 - ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法が施行された。このバリアフリー新法において、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
 - ・平成19年度には、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す設計者向け「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
 - ・平成20年度末には、建築主向けのガイドラインを策定し、これに基づき、上記設計標準による設計者に対する啓発だけでなく、建築主に対してもより幅広い理解を求めることで一層のバリアフリー化を促進することとしている。
 - ・平成21年度においては、建築主に対して、税制上の特例措置の活用について周知する等により、認定特定建築物の普及促進を図り、より一層のバリアフリー化を促進した。
 - ・平成22年度においては、当該年度限りとされていた税制上の特例措置について、2年間延長を行った。引き続き平成23年度においては、パンフレット配布等により、容積率の算定の特例や税制上の特例措置等の支援措置が受けられるバリアフリー法に基づく認定制度について、国民や地方公共団体、民間事業者等への一層の周知徹底を図り、更なるバリアフリー化を促進しているところ。
 - ・平成24年度に「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」を改訂し、前回改訂時から蓄積さ

れた知見等を反映させ、バリアフリー設計の考え方や基準の適法方法等を紹介することで、設計や審査の現場等で活用されている。

- ・以上を踏まえ、「2」（現在の施策を維持する）と位置付けることとした。
- ⑦業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移している。今後も緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化に係る支援を実施していくこととし、A-2と評価した。
- ⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合
- ・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移している。
- ・引き続き、バリアフリー法の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・建築物移動等円滑化誘導基準に適合する建築物の利用実態や同基準への適合に際しての課題を把握するなど引き続き現状把握を行う。(⑥)
- ・容積率の算定の特例が受けられるバリアフリー法に基づく認定制度について、ホームページでの情報提供を通じ国民や地方公共団体、民間事業者等への一層の周知徹底を図り、更なるバリアフリー化を促進する。(⑥)
- ・平成24年度に改訂された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとしての活用を促すと共に、ホームページへの掲載等による啓発を引き続き行うことで、更なるバリアフリー化の促進を図る。(⑤⑥)

（平成26年度以降）

- ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業が平成21年度から5箇年間に限定されているため、事業の延伸を含め検討する必要がある。(⑦)

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 山口 一朗）
道路局環境安全課（交通安全政策分析官 鹿野 正人）
住宅局建築指導課（課長 井上 勝徳）都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）
都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）
関係課：住宅局市街地建築課（課長 杉藤 崇）
大臣官房官庁営繕部計画課（課長 西村 好文）
大臣官房官庁営繕部整備課（課長 川元 茂）
鉄道局都市鉄道政策課（課長 堀内 丈太郎）
鉄道局技術企画課（課長 北村 不二夫）
自動車局総務課企画室（室長 阿部 竜矢）
海事局内航課（課長 大石 英一郎）
港湾局技術企画課技術監理室（室長 遠藤 仁彦）
航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（課長 堀家 久靖）
航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 滝川 伸輔）

業績指標 13

バリアフリー化された車両等の割合 (①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)

評価

① A-2	①目標値：約60% (平成27年度) 実績値：52.8% (平成23年度) 初期値：45.7% (平成21年度)
② B-2	②目標値：約52% (平成27年度) 実績値：38.4% (平成23年度) 初期値：— (平成21年度)
③ B-2	③目標値：約12% (平成27年度) 実績値：3.3% (平成23年度) 初期値：— (平成21年度)
④ A-2	④目標値：20,000台 (平成27年度) 実績値：13,099台 (平成23年度) 初期値：12,256台 (平成22年度)
⑤ B-2	⑤目標値：約34% (平成27年度) 実績値：20.6% (平成23年度) 初期値：18.1% (平成22年度)
⑥ A-2	⑥目標値：約85% (平成27年度) 実績値：86.1% (平成23年度) 初期値：81.4% (平成22年度)

(指標の定義)

- ・鉄軌道車両
公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。
- ・ノンステップバス
床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。
- ・リフト付きバス等
公共交通移動等円滑化基準第43条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。
- ・福祉タクシー
公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。
- ・旅客船
公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。
- ・航空機
公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。

(分子) = 上記基準に適合する①②車両数、⑤隻数、⑥機数

(分母) = ①②総車両数、⑤総隻数、⑥総機数

※ノンステップバスの分母の総車両数は、公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く。

※旅客船の分母の総隻数は、公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く。

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー法に基づく基本方針において、これまでの各車両等のバリアフリー化の進展状況を踏まえ、それぞれ平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

公共交通事業者の経営状況

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）

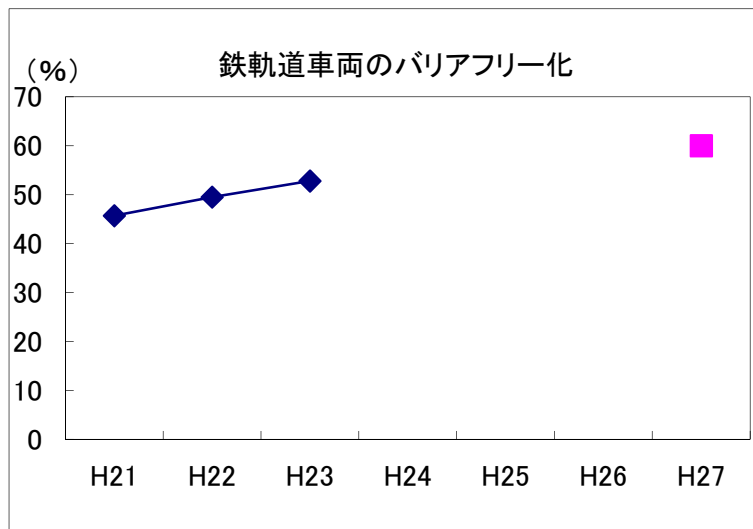
【閣決（重点）】

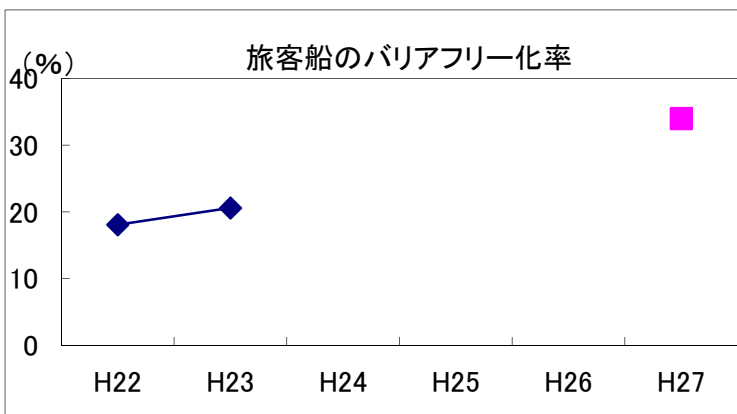
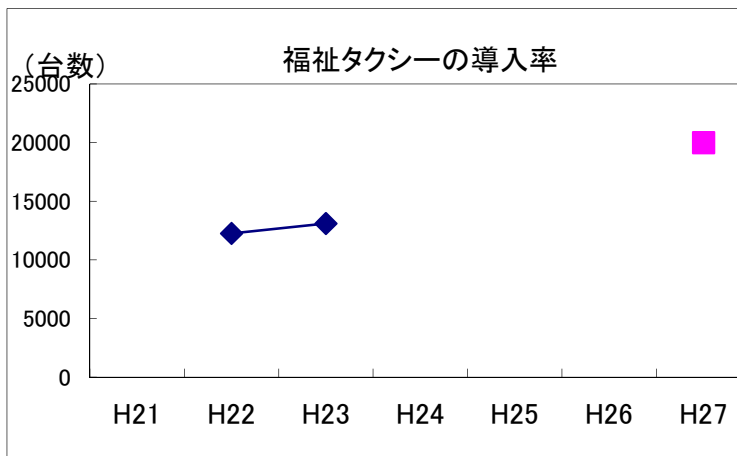
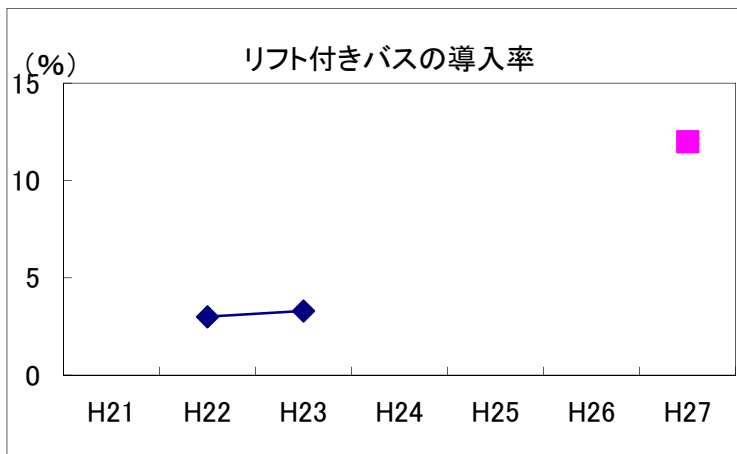
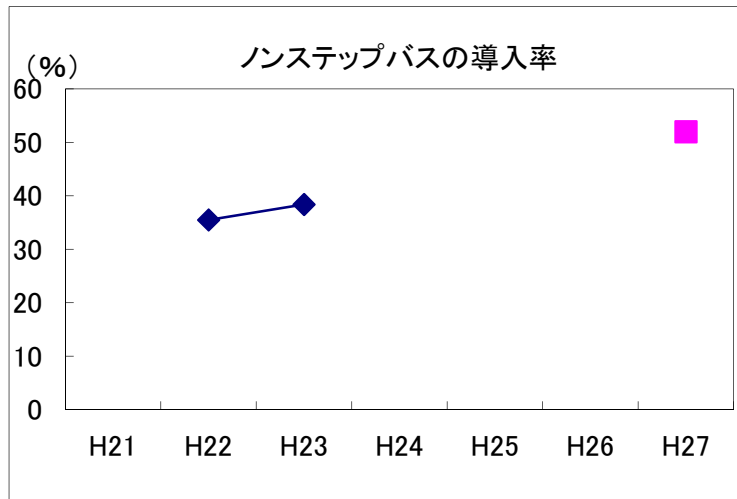
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」

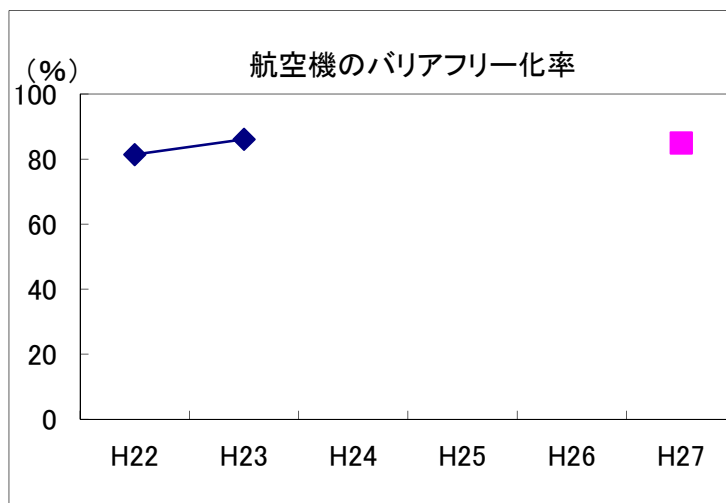
【その他】

なし

過去の実績値 (①鉄軌道車両) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
41.3%	45.7%	49.5%	52.8%	集計中
過去の実績値 (②ノンステップバス) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	35.5	38.4%	集計中
過去の実績値 (③リフト付きバス等) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	3.0%	3.3%	集計中
過去の実績値 (④福祉タクシー) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
10,742台	11,165台	12,256台	13,099台	集計中
過去の実績値 (⑤旅客船) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
16.4%	18.0%	18.1%	20.6%	集計中
過去の実績値 (⑥航空機) (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
64.3%	70.2%	81.4%	86.1%	集計中







事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。
予算額：地域公共交通確保維持改善事業 332億円の内数（平成24年度）
- ・LRTシステムの整備
バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制約の少ない交通システムであるLRTの導入に対し支援を行う。
予算額：地域公共交通確保維持改善事業 332億円の内数（平成24年度）
- ・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用
高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。
- ・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進
バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.3億円（平成24年度）
- ・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）
高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置
減収額 23百万円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①鉄軌道車両

- ・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成21年度から平成23年度にかけての2年間で年度平均約3.5%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

②ノンステップバス

- ・ノンステップバスの割合は、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。長期使用車を中心に代替購入が進む中で、引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、ノンステップバスへの代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

③リフト付きバス等

- ・リフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、リフト対応車種が限られていることなどが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、リフト付きバス等への代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

④福祉タクシー

- ・福祉タクシー車両の導入台数については、対前年度比増加率が平成20年度は2.2%であったのに対し、平成21年度3.9%、平成22年度は9.8%と上昇しており、平成23年度は6.9%に留まったものの、平成22年末から新たに発売されているユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）にLPG対応車両が導入されるなど、今後も堅調な導入が予測され、対前年度比で数%の増加率を保つ見込みであるから、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

⑤旅客船

- ・バリアフリー化された旅客船の割合は、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷していることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。船齢15年以上の船舶を中心に代替建造が進むなかで、引き続き、旅客船事業者によりバリアフリー化の働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで、バリアフリー船への代替が進むものと考えられ、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑥航空機

- ・バリアフリー化された航空機の割合は、平成23年度に目標を達成し、順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

- ・車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。景気の低迷等による事業不振や原油価格高騰等の影響による費用負担増等によって、既存の車両等の買い替えが進まず、実績値が伸び悩んだものもあるが、各支援制度の有効活用等により、鉄軌道車両、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①鉄軌道車両

- ・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、鉄軌道車両のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

②ノンステップバス

- ・ノンステップバスの割合については、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

③リフト付きバス等

- ・リフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、リフト対応車種が限られていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

④福祉タクシー

- ・福祉タクシー車両の導入台数については、ユニバーサルデザインタクシーが今後堅調に増加することが予測され、順調に進捗するものと考えられるため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、福祉タクシー車両導入の促進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置づけることとした。

⑤旅客船

- ・バリアフリー化された旅客船の割合については、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振及び原油価格高騰等の影響による費用負担増等により、使用船舶の新造・代替建造が低迷しており、目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたことから、この制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置づけることとした。

⑥航空機

- ・バリアフリー化された航空機の割合については、平成23年度に目標を達成し、その後も順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、更なる航空機のバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 山口 一朗）

関係課：鉄道局都市鉄道政策課（課長 堀内 丈太郎）

鉄道局技術企画課（課長 北村 不二夫）

自動車局旅客課（課長 瓦林 康人）

海事局内航課（課長 大石 英一郎）

航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 久保田 雅晴）

業績指標 14

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）

評価	
① B-1	①目標値：59%（平成27年） 実績値：37%（平成20年） 初期値：37%（平成20年）
② B-1	②目標値：18.5%（平成27年） 実績値：9.5%（平成20年） 初期値：9.5%（平成20年）

(指標の定義)

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定又は高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合

①一定のバリアフリー化率（A/B）

②高度のバリアフリー化率（a/B）

※A：65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※a：65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※B：65歳以上の者が居住する住宅戸数

注 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

注 高度のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」「段差のない屋内」「車椅子が通行可能な廊下等の幅」のいずれにも該当。

（出典）①、②：平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画で設定している目標値（一定：75%（H32）、高度：25%（H32））をもとにH27の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

・新成長戦略（平成22年6月18日）

（2）ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

【閣決（重点）】

なし

【その他】

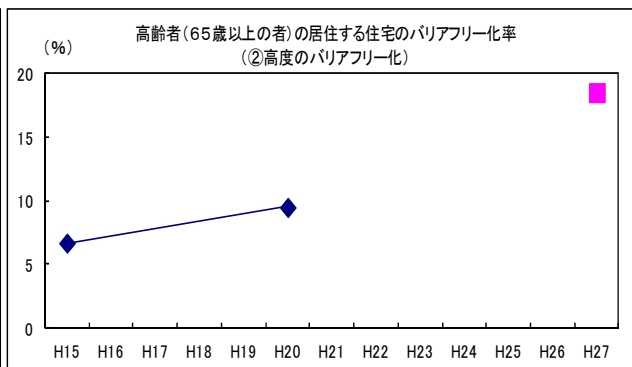
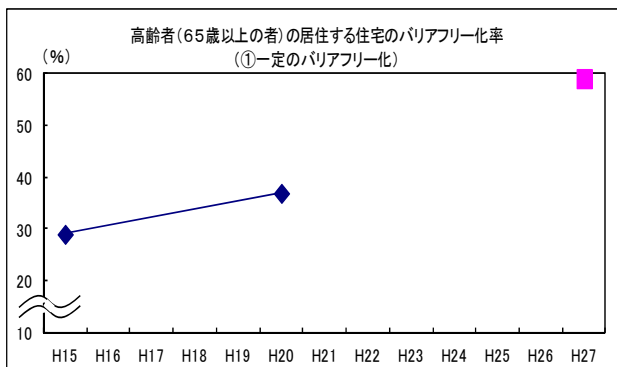
・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保

～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

過去の実績値	(暦年)									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
①	29%	—	—	—	—	37%	—	—	—	—
②	6.7%	—	—	—	—	9.5%	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業
 - 住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修に対して支援を行う。
予算額：50億円（平成24年度補正）
- 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
 - ・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
 - ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助を行う。
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。
 - ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・業績指標については、直近の平成20年の実績値によれば、一定のバリアフリー化率、高度のバリアフリー化率とともに、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。

（事務事業の実施状況）

- ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した（平成24年度整備戸数実績：14,745戸）
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した（平成24年度実績：995,402戸）。
- ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
- ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援。
- ・住宅金融支援機構において、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
（平成24年度末登録実績：総登録件数3,391件、総登録戸数109,239戸）
- ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
- ・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、本業績指標は目標達成に向けた成果を示していない。
- ・平成24年度に新たな措置を講じることとしており、また、サービス付き高齢者向け住宅の供給等の措置を講じている。今後も、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。
- ・以上から、「B-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

・平成25年度税制改正において、バリアフリー改修を行った住宅に対する所得税の減額の特例措置を4年間延長し、控除対象限度額の引き上げ等の拡充を行う。また固定資産税の減額の特例措置についても、3年間延長する。
(平成26年度以降)

該当なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課 (課長 福島 直樹)
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室 (室長 天河 宏文)
住宅局住宅総合整備課 (課長 里見 晋)
住宅局安心居住推進課 (課長 瀬良 智機)
住宅局住宅生産課 (課長 伊藤 明子)

業績指標 15

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

評 価	A-1	目標値：23%（平成27年） 実績値：16%（平成20年） 初期値：16%（平成20年）
------------	-----	--

(指標の定義)

道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数を共同住宅の総戸数で除したもの(A/B)

※A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数 B：共同住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

(出典)平成20年「住宅・土地統計調査」等

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)について、住生活基本計画で設定している目標値(28%(H32))をもとにH27の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・新成長戦略(平成22年6月18日)
 - (2) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

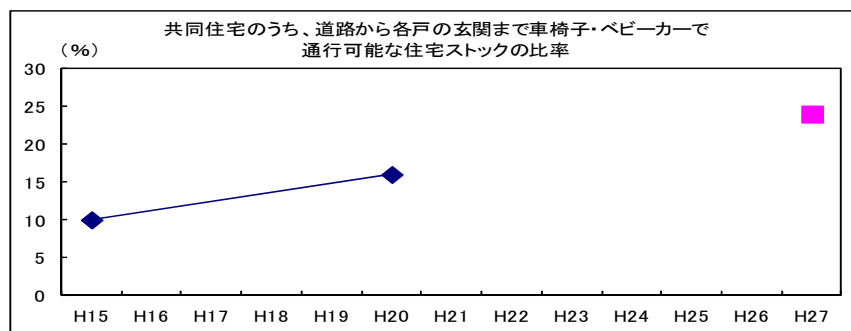
【閣決(重点)】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)〈住宅・都市分野〉
 - Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
 - 2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

過去の実績値									(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
10%	-	-	-	-	16%	-	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業
 - 住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修に対して支援を行う。
 - 予算額：50億円(平成24年度補正)
- 住宅エコポイント/復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の

引下げにより支援。

・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。

・マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施。

○住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助を行う。

・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。

・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。

・サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

○バリアフリー法による民間住宅の誘導

・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（注）に適合するよう努力義務を課している（注）：出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設の構造及び配置に関する基準

・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施している。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・業績指標については、直近の平成20年の実績値によれば、目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

（事務事業の実施状況）

・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した（平成24年度整備戸数実績：14,745戸）

・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した（平成24年度実績：995,402戸）。

・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。

・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援。

・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。

・住宅金融支援機構において、マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施。

・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。

・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。

（平成24年度末登録実績：総登録件数3,391件、総登録戸数109,239戸）

・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。

・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。

・既存のマンション等において耐震改修等と合わせて実施されるバリアフリー改修に対して支援を実施。

・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務を課し、そのバリアフリー化を誘導した。

・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施した。

・民間賃貸住宅の質の向上を図り、空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・前述のとおり、本業績指標は目標値の達成に向け着実に進捗している。

・平成25年度に新たな措置を講じることとしており、また、サービス付き高齢者向け住宅の供給等の措置を講じている。今後もこれまでの施策を着実に推進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

・以上から、「A-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・平成25年度税制改正において、バリアフリー改修を行った住宅に対する所得税の減額の特例措置を4年間延長し、控除対象限度額の引き上げ等の拡充を行う。また固定資産税の減額の特例措置についても、3年間延長する。

(平成26年度以降)

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 福島 直樹）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 天河 宏文）

住宅局住宅総合整備課（課長 里見 晋）

住宅局安心居住推進課（課長 瀬良 智機）

住宅局住宅生産課（課長 伊藤 明子）

住宅局建築指導課（課長 井上 勝徳）

住宅局市街地建築課（課長 杉藤 崇）

業績指標 16
我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成24年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)
ナホトカ号油流出事故（平成9年1月2日）規模以上の被害を及ぼす海洋汚染・海上災害の件数

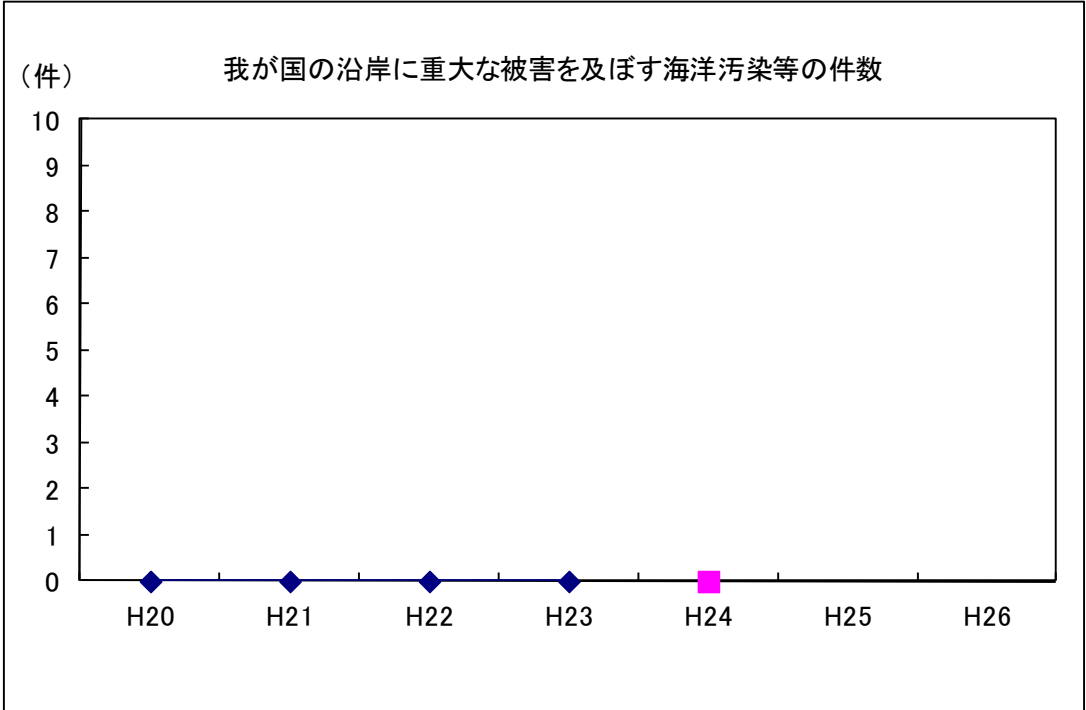
(目標設定の考え方・根拠)
ナホトカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する

(外部要因)
なし

(他の関係主体)
なし

(重要政策)
 【施政方針】
なし
 【閣議決定】
なし
 【閣決（重点）】
なし
 【その他】
なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H24
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・海洋汚染防止指導
海防法の周知徹底、船舶からの海洋汚染防止を巡る国際的な動向についての情報提供・意見交換等を行う。
予算額562千円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

海洋汚染防止指導事業の継続的な実施の結果、海運関係者等の間に海洋汚染防止に対する意識が浸透し、平成23年度に引続き平成24年度も0で移行しており、順調であると推測される。

(事務事業の実施状況)

平成24年度は、関東運輸局、九州運輸局等3カ所において、海洋汚染防止指導・講習会を開催し、活発な意見交換が行われた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の「0」を達成している一方、引き続き関係者等への海洋汚染防止指導を行い、今後も当該目標値を達成し続けていく必要があるため、A-2と評価した。

特に、船舶からの油等の排出要件やバラスト水及び船体付着物を通じた有害水生生物の越境移動による生態系破壊対策等に係る国際海事機関（IMO）での議論及びそれに伴う国内法令改正等の動向については、国民への影響も大きいことから、関係者に対して情報提供を重点的に行い、関係者への海洋汚染防止に対する意識の更なる浸透を図っていく必要がある。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局海洋政策課（課長 村田茂樹）

業績指標 17

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数

評価

A-2	目標値：0隻（毎年度） 実績値：0隻（平成24年度） 初期値：0隻（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶（タンカーを除く。以下、同じ。）が我が国の領海又は排他的経済水域において油流出を伴う事故を起こした場合の当該外航船舶の船主責任保険の未加入隻数（なお、タンカーについては、国際条約に基づく基金による損害賠償保障制度が確立されていることから、本指標からは除いている。）

（目標設定の考え方・根拠）

我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正に基づき、平成17年3月以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから、次年度以降も保険未加入数0隻を目標とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

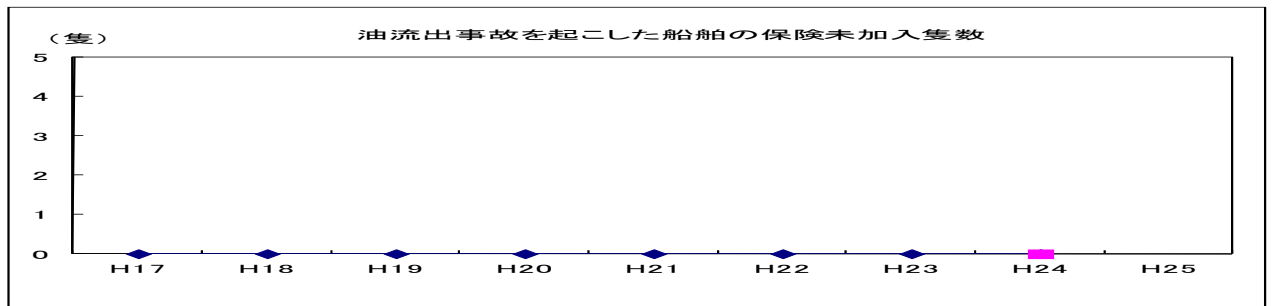
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○放置座礁船対策

「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外航船舶の船舶所有者等に、油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入を徹底させる。

予算額：当初予算 47百万円

関連する事務事業の概要

○外国船舶油等防除対策費補助金

やむを得ず地方公共団体が外国船舶の座礁等による排出油の防除等を行った場合に、当該防除等費用の一部について支援措置を講じる。

予算額：当初予算 15百万円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数は0隻であり、順調である。

(事務事業の実施状況)

平成24年度も引き続き、「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外国船舶の船長等からの事前通報等により保険加入の有無を確認するとともに、同法の規定に違反する事実がある場合には、保障契約締結の命令等の是正命令を行い、是正措置を講じさせ我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の徹底を図った。

平成24年保障契約締結命令等発出件数 9件

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は0隻であり、A-2と評価した。これは、船舶油濁損害賠償保障法に基づく、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の義務付けが、船舶所有者等に十分浸透しているものと考えられる。

しかし、ひとたび無保険船による座礁等の事故が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすとともに、油防除等に莫大な費用を要することから、引き続き放置座礁船対策を推進していく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成25年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：海事局総務課危機管理室 (室長 芳鐘 功)

業績指標 18

過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合

評 価	
B-2	目標値：約40%（平成28年度） 実績値：38.04%（平成24年度） 初期値：約37.8%（平成23年度）

（指標の定義）

過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積約4,000haの干潟のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

干潟の再生の割合=①/②

①：復元・再生した面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で回復可能な面積

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標とし、当面の目標として平成28年度までに約4割（1,555ha）の干潟が再生していることを目標値として、平成24年度から平成28年度までに45haを再生する。

$1,555 / 4,000 \text{ ha} = 0.39 = \text{約}4\text{割}$

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進する。（第2部第1章第7節3）

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。（第3章戦略6③）

- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成を推進します。（第3部第1章9節）

閉鎖性海域の水質改善のため、干潟の保全・再生などの施策を推進します。（第3部第1章9節）

- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）

浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。（第2部2（1））

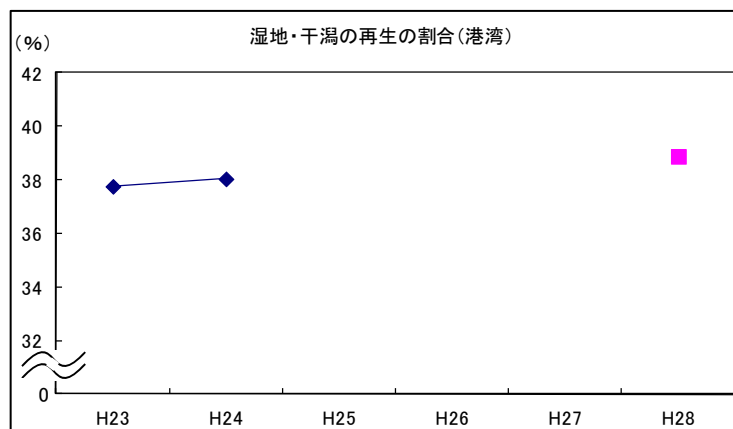
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
—	—	—	37.76%	38.04%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出 (◎)
港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。
予算額：港湾整備事業費 2, 523 億円の内数 (平成 24 年度)
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 28 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低いものの、自然再生事業等の実施により、平成 14 年度から平成 24 年度までに約 8 ポイントの進捗が図られており、干潟の再生割合は着実に増加している。

(事務事業の実施状況)

徳山下松港 (山口県) 等にて干潟の再生を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、事業完了時点において干潟再生面積を計上する当該指標の現時点の進捗率はやや低いものの、引き続き施策を推進していくことにより、目標年度には目標を達成することは可能であり、「B-2」と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 25 年度)

なし

(平成 26 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 港湾局海洋・環境課 (課長 津田 修一)

業績指標 19

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

評 価

A-2	目標値：約7年（平成24年度） 実績値：約7年（平成24年度） 初期値：約6年（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

廃棄物の受入期間の計画値から算出される各海面処分場における残余確保年数の平均値

（目標設定の考え方・根拠）

港湾整備において発生する浚渫土砂を、海面処分場にて計画的に処分していく必要がある。また、一般廃棄物に関して、内陸部における最終処分場の確保が困難になってきていることから、都市部を中心に海面処分場への依存度が高くなっている。そのため、内陸部における最終処分場だけでは対応できない廃棄物等を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れていく必要がある。このようなことから、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要がある。

海面処分場について、平成19年度に整備中の事業に加えて、新規整備などの対策を講じない場合、海面処分場の全国平均した残余年数は平成19年度において約6年のところが、平成24年度には約4年となってしまう。また、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに平均して約7年の年数が必要である。よって、廃棄物処分の逼迫した状況を回避するためには、海面処分場を計画的に整備し、残余年数を概ね7年以上確保することから、目標値を約7年と設定した。

（外部要因）

内陸部においては廃棄物の最終処分場の確保が困難になってきている。また、最終処分場に係る環境規制等の強化を受け、海面処分場の維持管理及び跡地利用に係る港湾管理者の負担が増加している。

（他の関係主体）

- 環境省（廃棄物行政を所管）
- 港湾管理者（事業主体）
- 市町村（一般廃棄物の処理責任者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日：第5章第2節6（2） 最終処分場の確保等
 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。

環境基本計画（平成24年4月27日：第2部第1章第6節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組）
 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。

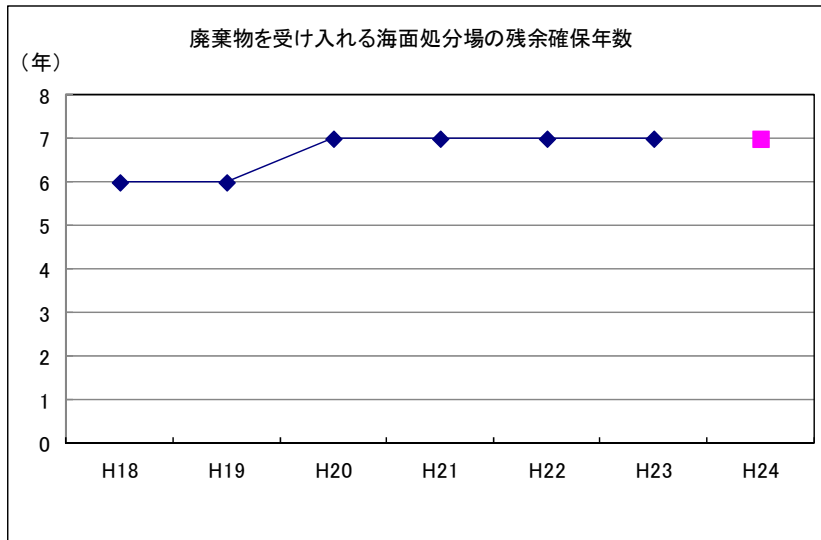
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
約7年	約7年	約7年	約7年	約7年	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・廃棄物埋立護岸の整備
都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（平成25年3月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。
- <廃棄物埋立護岸>
事業費：約 〇〇億円（平成24年度）
- <広域臨海環境整備センター法に基づく広域処分場>
事業費：約〇〇億円（平成24年度）
- ・循環型社会形成推進のための港湾法等の改正
陸上処分場に対する国の支援との均衡を図り、海面処分場の計画的な整備を更に推進するため、港湾法等を平成19年6月に改正し、廃棄物埋立護岸等の整備にかかる国の負担割合を4分の1から3分の1に引き上げた。
- ・海面処分場の延命化
浚渫土砂の有効利用を促進し、減量化された廃棄物を受け入れるほか、延命化対策を実施することにより、海面処分場の長寿命化を図る。特に逼迫が著しい首都圏については、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等で建設資材として活用するなど、広域利用を推進する。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は約7年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き、必要な廃棄物埋立護岸の整備や延命化対策を実施する。

(事務事業の実施状況)

平成24年度は全国〇〇港及び大阪湾において、廃棄物埋立護岸の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の実績値は約7年となり、目標年度における目標値を達成した。平成25年度は、全国〇〇港及び大阪湾において、廃棄物埋立護岸の整備を行うなど、今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 津田 修一）

業績指標 20

三大湾において水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合

評価

A-2	目標値：約50%（平成28年度） 実績値：約47%（平成24年度） 初期値：約46%（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域（3,000ha）のうち、改善した割合。（底質改善を実施した面積）／（底質改善が必要な区域の面積）

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標とし、当面の目標として平成28年度までに約50%（1,500ha）の区域が改善していることを目標として、平成24年度から平成28年度までに115ha（深掘跡埋め戻し75ha、覆砂等40ha）を改善する。

$$(1,384\text{ha} + 115\text{ha}) / 3,000\text{ha} = 0.5 = \text{約}50\%$$

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日）
閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進する。（第2部第1章第7節3）
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
閉鎖性水域の水質汚濁対策の推進。（第3章戦略6③）
- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）
港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、深掘跡の埋め戻しを推進します。（第3部第1章9節）
汚染の著しい海域などにおいて、覆砂などの水質浄化対策を推進します。（第3部第1章9節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）
内湾等の閉鎖性海域において、赤潮や貧酸素水塊の発生により生物の生息・生育環境が悪化している。水環境の改善を図るため、覆砂等による底質改善を総合的・計画的に推進する。（第2部2（2））

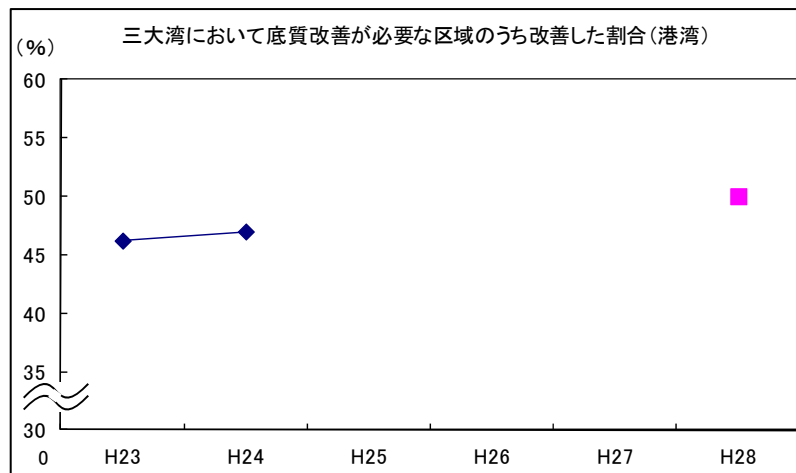
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	
—	—	—	46.2%	47.0%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○港湾空間における自然環境の保全・再生及び創出 (◎)
港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施。
予算額：港湾整備事業費 2, 523 億円の内数 (平成 24 年度)
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

深掘跡の埋め戻し、覆砂等の取組により、底質改善された割合は着実に増加している。平成 24 年度までに 1, 407 ha を改善した。平成 23 年度から平成 24 年度まで 0. 8 ポイント改善しており、このトレンドだと目標達成が可能となる。

(事務事業の実施状況)

平成 20 年度に伊勢湾での整備が完了している。平成 24 年度は東京湾、大阪湾において、港湾整備により発生する浚渫土砂を活用した深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現在のトレンドが継続すれば目標を達成するため A-2 と評価した。引き続き深掘跡の埋め戻し、覆砂等を推進していく。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 25 年度)

なし

(平成 26 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局海洋・環境課 (課長 津田 修一)

業績指標 2 1

市街地等の幹線道路の無電柱化率

評 価

A - 1	目標値： 18%（平成28年度） 実績値： 15.3%（平成24年度） 初期値： 15%（平成23年度）
-------	--

(指標の定義)

市街地(※1)等の幹線道路(※2)のうち、電柱、電線類のない延長の割合

※1 市街化区域

※2 国道および都道府県道

(目標設定の考え方・根拠)

H21年度以降の整備完了延長の平均で推移するものとして設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・電線管理者（電気、通信、CATV等）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
「引き続き無電柱化を推進する」（3.3-2（一）②）
- ・道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律33号）

【閣決（重点）】

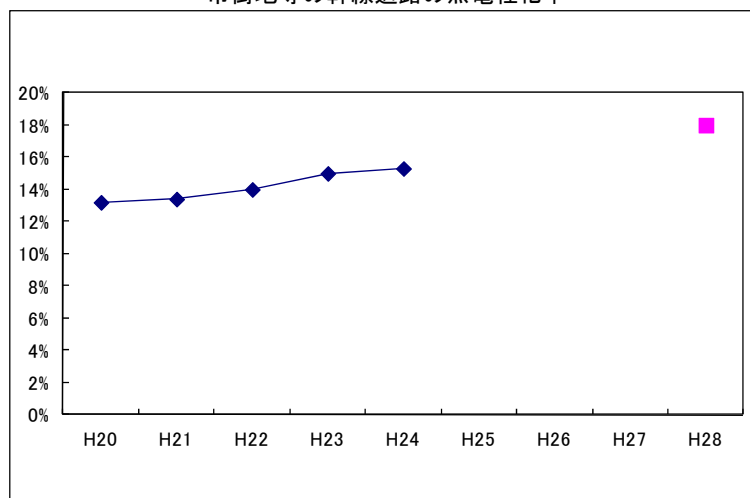
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）第3章に記述あり

【その他】

- ・第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）
- ・防災基本計画（平成24年9月6日中央防災会議作成）

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
13.2%	13.4%	14.0%	15.0%	15.3%	

市街地等の幹線道路の無電柱化率



事務事業の概要

主な事務事業の概要

電線類の地中化 (◎)

- ・電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。

予算額：道路整備費 13,251 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 14,395 億円（国費）等の内数（平成24年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度末における市街地等の幹線道路の無電柱化率は15.3%であり、トレンドを勘案すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

（事務事業の実施状況）

安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興、道路の防災性の向上等を図るため、地方公共団体、電線管理者等と連携し、軒下・裏配線方式等の地域の実情に応じた多様な手法の活用によりコスト縮減を図りつつ、まちなかの幹線道路に加え、主要な非幹線道路も含めて無電柱化を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

市街地等の幹線道路の無電柱化率については順調に推移しており、平成28年度の目標達成に向け、制度の改善等を含めた更なる推進を図ることから、「A-1」と位置付けることとした。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

道路法の改正等を踏まえ、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路における物件等の占用禁止・制限と併せた無電柱化の推進。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局環境安全課（交通安全政策分析官 鹿野 正人）

関係課：道路局国道・防災課（課長 三浦 真紀）

業績指標 2 2

新車販売に占める次世代自動車の割合

評 価

A-1	目標値：15%（平成27年度） 実績値：集計中（平成24年度） 初期値：10.5%（平成22年度）
-----	---

(指標の定義)

新車販売に占める次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等）の普及割合。

(目標設定の考え方・根拠)

次世代自動車戦略2010（平成22年4月12日）において示された目標である「乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年までに20%～50%」をベースに、2015年度（平成27年度）までの評価のための目標値を設定。

(外部要因)

経済情勢、エネルギー価格、充電施設等整備状況等

(他の関係主体)

経済産業省

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

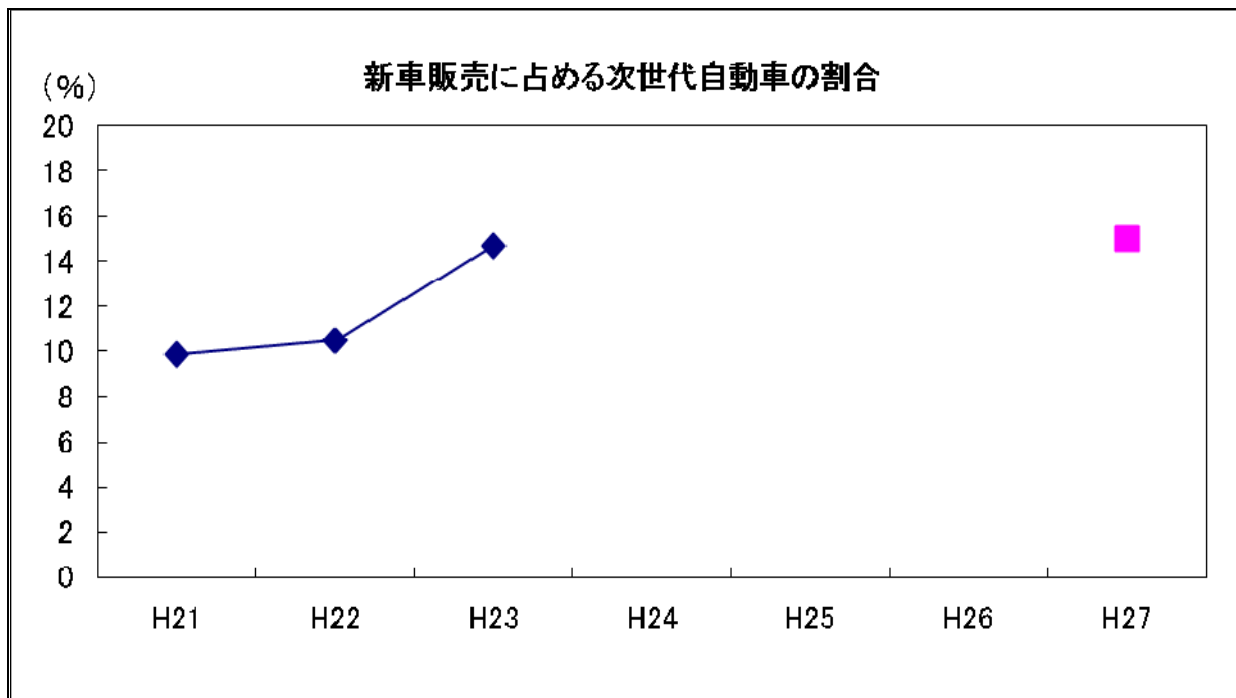
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H21	H22	H23	H24	
9.9%	10.5%	14.7%	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 環境対応車普及促進対策事業（事業費7.7億円（平成24年度）、事業費15.0億円（平成24年度補正））
- 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業（事業費2.1億円（平成24年度）、事業費15.4億円（平成24年度補正））
- 超小型モビリティの導入促進事業の新設（事業費3.8億円（平成24年度補正））
- 次世代大型車開発・実用化事業（事業費2.5億円（平成24年度））
- 自動車税のグリーン化
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、一定の排ガス性能を満たすCNG自動車並びに排ガス及び燃費性能に優れた自動車に対して自動車税の税率を概ね50%軽減する一方、新車新規登録から一定年数以上を経過した自動車に対しては税率を概ね10%重課。
- 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の時的減免措置
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の排出ガス性能を満たすCNG自動車及び排ガス及び燃費性能に優れたハイブリッド自動車等に係る自動車重量税及び自動車取得税を最大で免税。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新車販売に占める次世代自動車の割合については、過去の実績値の推移を考慮すると順調に推移していくものと推察される。

（事務事業の実施状況）

- ・トラック・バス・タクシー事業者を中心に、電気自動車、ハイブリッド自動車、CNG車等の導入に対する支援を実施している。
- ・環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発し、実際の事業で使用する走行試験等を実施している。
- ・環境性能に優れた自動車への買換・購入需要を促進するため、自動車税のグリーン化や環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の時的減免措置を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成24年度の実績値は集計中であるが、目標値である15%（平成27年度）を達成することが見込まれ、平成25年度以降、施策の改善を図っている。以上からA-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

特になし

（平成26年度以降）

- ・自動車の車体課税の見直し
自動車税のグリーン化や環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の時的減免措置等の特例措置について見直し・拡充を行うことで、次世代自動車について重点的に負担を軽減することを検討。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局環境政策課 板崎 龍介

業績指標 23

多様な水源（開発水、雨水、再生水等）による都市用水の供給安定度

評価

A-2	目標値：約74%（平成28年度） 実績値：71%（平成24年度） 初期値：69%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。（単位：%）

（目標設定の考え方・根拠）

近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。

このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水（生活用水及び工業用水）の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。

目標値は、H19年度からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるH28年度における値を推定している。

（外部要因）

水資源開発施設整備の進捗や雨水・再生水の利用促進等

（他の関係主体）

厚生労働省、経済産業省、地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

水資源開発基本計画（利根川・荒川水系（平成20年7月4日）、豊川水系（平成18年2月17日）、木曾川水系（平成16年6月15日）、淀川水系（平成21年4月17日）、吉野川水系（平成14年2月15日）、筑後川水系（平成17年4月15日））

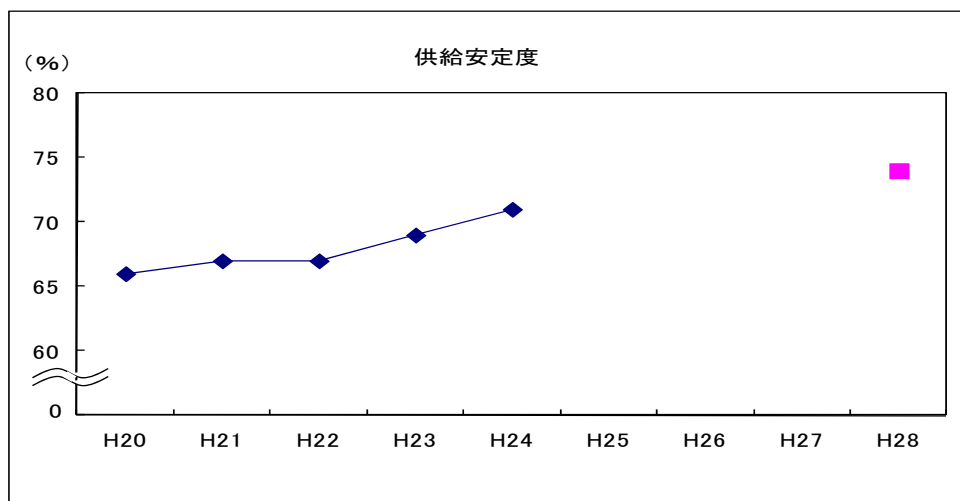
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
66%	67%	67%	69%	71%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 水資源開発基本計画（フルプラン）の着実な進捗
水利用の安定性の確保、施設の計画的な更新・改築、新たなニーズへの対応等の観点からフルプランを策定し、

それに位置付けられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策により、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する。

予算額 0.29 億円（平成 24 年度）

② 独立行政法人水資源機構事業の推進

ダム等建設事業及び用水路等建設事業を推進するとともに、管理業務等を実施する。

予算額 275.84 億円（平成 24 年度）

③ 広域的な水循環健全化の推進

健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて、地域や流域で健全な水循環系構築に向けた施策を促進するための手法を検討し、「流域における水循環健全化計画（仮称）」策定に向けた取組み等を行う。

予算額 0.09 億円（平成 24 年度）

④ 水の有効利用の推進

水の合理的な利用及び節水型社会の構築を促進、支援することを目的として、雑用水利用の堅実な普及、長期的な継続利用を図る。そのため、雑用水利用施設の更新性、維持管理に着目した基礎調査、支援策の検討を実施するとともに、環境面での社会貢献度を検証するなど、多様な観点から雑用水利用施設の導入による効果を整理し、更なる普及促進を図る。

予算額 0.11 億円（平成 24 年度）

⑤ 気候変動に対応した水量・水質一体管理に関する施策の推進

中長期的な気候変動や社会経済活動の変化が水量・水質に与える影響を検討し、必要な箇所に必要な水量・水質を確保する方策について検討を行う。また、気候変動等により発生が想定される利水安全度を大きく上回る規模の渇水について、社会活動に与える影響を把握するとともに、渇水被害の軽減を図られる方策について、検討を行う。

予算額 0.19 億円（平成 24 年度）

⑥ 水供給システムの安全・安心確保のための施策の推進

ダムから取水堰、基幹的水路施設を経てエンドユーザーに至る水供給システムについて、各種災害等によるリスクを分析する。また、リスク等の情報をもとに、計画的な施設の改築等のハード対策や、水備蓄や給水行動、節水等の緊急時を想定した事前準備・応急復旧等に係るソフト対策の促進を図る。

予算額 0.16 億円（平成 24 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調である」

平成 24 年度の実績値は 71%（平成 21 年度使用量）となり、初期値（69%）を上回り、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成 28 年度の目標年次に目標値を達成すると見込まれる。

なお、平成 21 年度は、5 箇所の水資源開発施設の完成により約 1.2 m³/s の都市用水が開発され、水供給の安定性に寄与したものと考えられる。

（事務事業の実施状況）

平成 24 年度には、独立行政法人水資源機構事業約 276 億円をもって、水資源開発施設の整備及び管理等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標達成に向けた着実な進捗を見せている。

平成 25 年度以降は、水資源開発施設の完成等により、都市用水が開発され、安定した水供給に寄与することが見込まれ、これまでの施策が有効に機能してきていると評価できる。一方、近年、少雨化傾向や季節別変動の増大などが見られることから、引き続き水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていく必要がある。

以上から、A-2 と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

渇水被害等の影響の最小化を図るため、地表水、地下水の挙動を一体として評価する水循環可視化モデルの構築を行う。また、持続可能な水利用と健全な水循環の再生を踏まえ、低炭素・循環型社会にも適応した、新たな水資源に関する中長期計画の策定に向けた検討を行う。

（平成 26 年度以降）

自治体等における渇水時等の対策を支援するための水循環可視化システムの活用に関するマニュアルを作成する。また、新たな水資源に関する中長期計画を策定する。

将来の気候変動に対する政府全体の適応計画策定に向け、気候変動による水資源への影響を把握し、渇水被害軽減のための方策について検討を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課（課長 海野 修司）

関係課： 水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課

業績指標 2 4

地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合

評 価	
A-2	目標値：100%（平成26年度） 実績値：98%（平成23年度） 初期値：95%（平成21年度）

(指標の定義)

地盤沈下防止等対策要綱地域（濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部）における地下水採取目標量の達成率

(目標設定の考え方・根拠)

地盤沈下に伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、昭和60年4月に濃尾平野及び筑後・佐賀平野、平成3年11月に関東平野北部の各地域で「地盤沈下防止等対策要綱」が決定された。要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取目標量を定めている。当該地下水採取目標量は平成21年度に見直し期限を迎え、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」において、要綱の取り組みを継続し概ね5年毎に評価検討を行うことを申し合わせた。

以上のことから、要綱の見直しを行った平成21年度を目標値設定年次、次回評価検討を行う平成26年度を目標年次とした上で、対象地域毎に要綱で定められている対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の適正な保全を図るための当面の地下水採取量の年間目標量（濃尾平野は2.7億m³、筑後・佐賀平野は0.09億m³、関東平野北部は4.8億m³）の合計である7.59億m³以下に抑制された場合を100%として目標値を設定する。

(外部要因)

降水量の減少等による短期的・局所的な地下水採取

(他の関係主体)

関係府省（内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）
 地方公共団体（要綱地域内）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

濃尾平野及び筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年4月26日）
 関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱（平成3年11月29日）

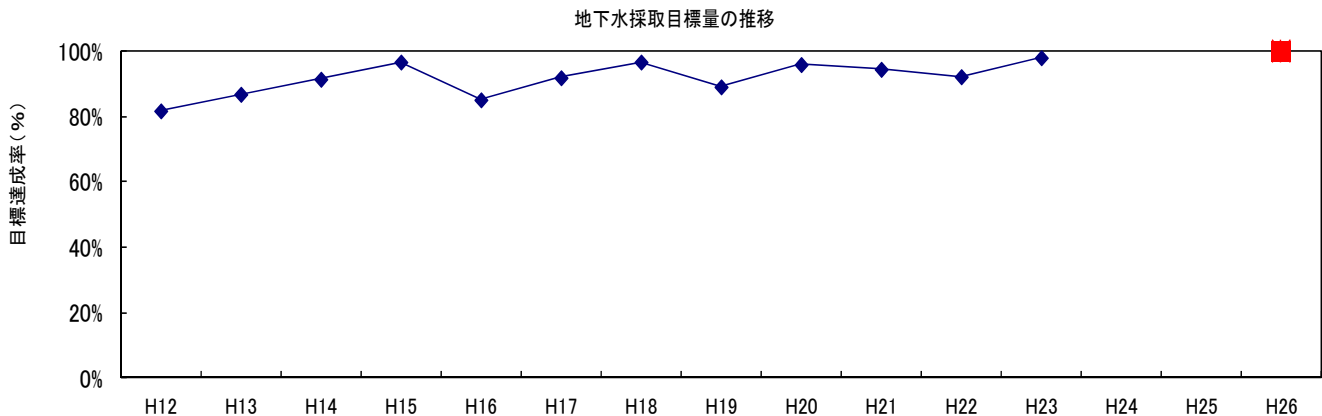
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値													(年度)	
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
85%	82%	87%	91%	97%	85%	92%	97%	89%	96%	95%	92%	98%	調査中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

安心・安全な地下水の保全・利用に向けた取り組みの推進 予算額：〇〇百万円（H24年度）
濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部について、地盤沈下を防止し併せて地下水の保全を図るため、地下水・地盤沈下状況等の調査資料及び観測資料等を収集・整理し、地下水量採取量と地盤沈下のメカニズムなどを分析し、地下水採取目標量の妥当性等を検討するとともに今後の取り組みの方向性を検討する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の地下水採取量の達成率は、98.0%となり平成22年度実績（92%）を上回った。
この主な理由として、地下水採取量は、降雨の影響に大きく作用され、平成23年度は平年を上回る降雨であったことと、平成22年度に比べ降雨量が多かったため、地下水採取量が減少し、前年度を上回ったと考えられる。

地下水採取目標量の達成に向け、各地で行われている施策は順調に進捗しており、目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

対象地域における施策の円滑な実施を図るために、濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域で地盤沈下防止等対策要綱推進協議会を開催した。主な議題は次のとおり。

- ・地盤沈下及び地下水位の状況
- ・地下水採取の状況
- ・地盤沈下による被害の実態
- ・地盤沈下防止等対策の実施状況
- ・地下水の適正利用及び地盤沈下防止等対策の推進のために必要な事項

さらに、「地盤沈下防止等対策要綱の実施状況」をとりまとめた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、降雨量の影響もあり達成率が上昇した。

同様の降雨量であった、過去の達成率の高い年度（平成18年度、平成20年度）に比べて実績値は向上しており、施策の実施効果により着実な進捗を見せていると判断できることから、A-2とした。

今後は、従来の年間地下水採取目標量の達成に加え、短期的な地下水採取の増加に伴う地盤沈下の発生に対応するとともに水資源として有効に活用するため、観測所毎の管理水位の設定、地下水情報の共有や監視体制の確立など地下水保全管理方を構築していく必要がある。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局水資源部水資源政策課（課長 池本 武広）

業績指標 25

貯水池の建設に伴う水源地域における社会基盤整備事業の完了割合

評価

A-2

目標値：約78%（平成28年度）
 実績値：63%（平成24年度）
 初期値：58%（平成23年度）

(指標の定義)

水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画のうち、進捗中の整備事業数を分母とし、そのうち完了した整備事業数を分子とした割合を指標とする。（単位：%）

(目標設定の考え方・根拠)

水資源を安定的に確保するためには、水源施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。

このため、貯水池の建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づいて道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。

平成23年度末において整備事業が進捗中の30ダムにおける完了事業数の割合（58%）を初期値とし、平成19年度から平成23年度まで5年間のトレンドから平成28年度の数値を推定して目標値としている。

(外部要因)

ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

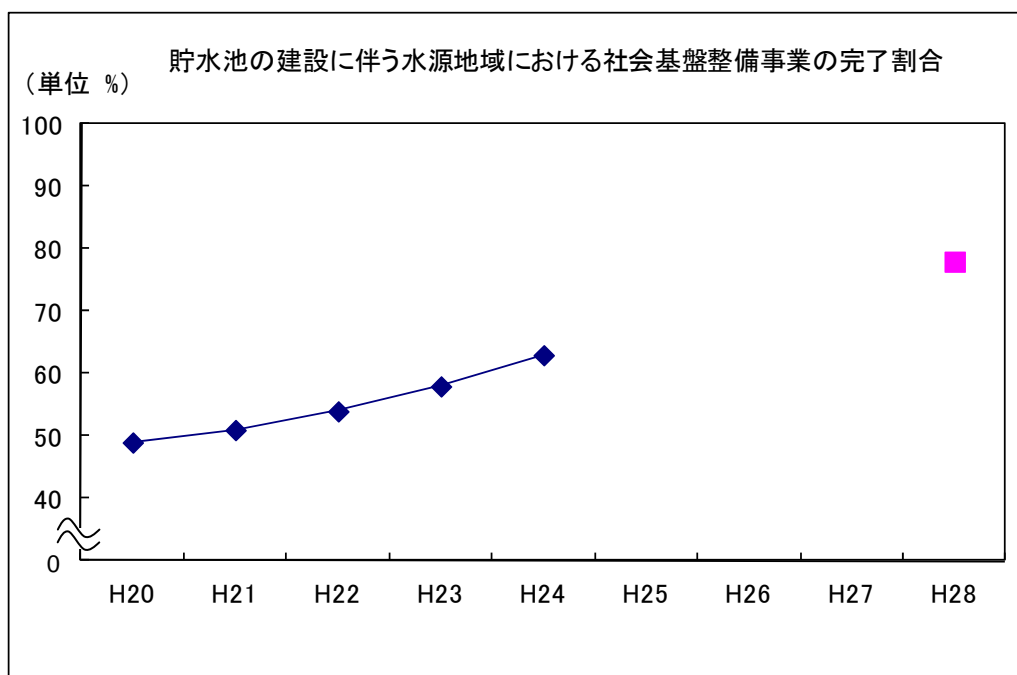
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
49%	51%	54%	58%	63%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

水源地域の活性化

① 水源地域生活環境及び産業基盤を整備し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法に基づくダム等の指定、水源地域の指定、水源地域整備計画の決定、整備事業の円滑な推進等、同法の適切な運用を図る。

予算額：0.06億円（平成24年度）

② 水資源の起点として重要な役割を持つ水源地域を活性化するために、社会全体の関心の喚起、資源の誘導方策等について調査・検討を実施する等の施策の検討を行う。

予算額：0.19億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調である。」

水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画に基づく社会基盤事業が各水源地域で実施されており、平成24年度末における業績目標の実績値は63%であった。

平成28年度の目標年度に向けて、実績値の着実な向上が図られており、目標年度における目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

水源地域整備計画の進捗にあたっては、定期的に道府県から聞き取りを行って、整備計画に位置付けられた個々の事業の進捗状況や課題、道府県や市町村等が求めるニーズの把握に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の実績値は、これまでの推移と比較してほぼ同様の伸びを示しており、目標に向けて実績値の向上が図られているものと判断できることから、A-2とした。

ダム事業に伴う水源地域整備計画は長期間にわたる事業であり、ダム建設事業の進捗とも密接に関係することから、今後とも円滑に事業が実施されるよう、各事業の関係者、地域関係者との情報共有や調整を図っていくことが必要である。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課 水源地域振興室（室長 橋本 拓哉）

関連指標 1

水に関する国際会議においてプレゼンテーション等を行った日本企業等の団体数

実績値等

目標値：81 団体（平成28年度）
 実績値：30 団体（平成24年度）
 初期値：22 団体（平成23年度）

（指標の定義）

水に関する二国間会議、多数の国が参加する国際会議、ワークショップ、シンポジウム等の機会において、相手国の政府関係者へプレゼンテーション等を行った日本企業と団体の数（累積）

（目標設定の考え方・根拠）

気候変動や人口の増加等により世界的な渇水や水需給の逼迫が懸念され、今後の我が国への社会経済や国民生活にも大きな影響を与えるおそれがある。このため、我が国の水資源開発における施設整備と維持管理に関する高い技術、経験、知見等を活かし、積極的に世界の水資源問題の解決に貢献していく必要がある。また、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）においては、日本の経験・技術をアジアの持続可能なエンジンとして活用し、水インフラの整備支援を官民あげて取り組むことが謳われている。また、こうした支援は相手国が必要とする技術等を的確に提供することにつながり、良好な国際関係の構築にも資するものである。

これらを踏まえ、水に関する二国間会議やワークショップの開催、3年ごとに開催される世界水フォーラムでのパビリオンの設置等により、日本の企業や団体にプレゼンテーションや技術紹介の機会をより多く提供することを目指す。これにより、アジアを中心とした相手国政府への理解を深め、水インフラ関連企業と団体の海外展開を支援しつつ、官民連携して世界的な水資源問題の解決に貢献していく。

目標値は、これまでの二国間会議やワークショップ、世界水フォーラムでの実績と今後の実施予定を踏まえ、平成23年度から平成28年度までの間に、これらの機会においてプレゼンテーション等を行う企業等の団体の数（累積値）とする。なお、本指標の実績値は年度毎に集計して累積値を公表していくこととするが、対象となる団体が1つの国際会議において複数回のプレゼンテーション等を行った場合でも1団体として取り扱う（当該団体が同年度内に別の会議でプレゼンテーション等を行った場合には、それぞれ1団体として取り扱う）。

（外部要因）

景気動向、相手国政府の政情等の社会、経済情勢

（他の関係主体）

—

（重要政策）**【施政方針】**

—

【閣議決定】

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）

【閣決（重点）】

—

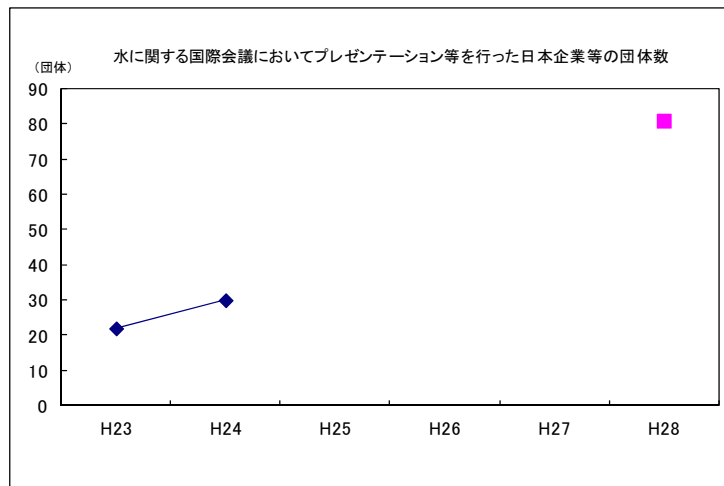
【その他】

—

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	22 団体	30 団体



事務事業の概要

主な事務事業の概要

世界的水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討

気候変動や人口増加による水需給の逼迫が懸念されるなか、アジア・太平洋地域等の持続的な成長に寄与する水インフラの整備支援に向けて、総合水資源管理（IWRM）の普及や流域管理構想の立案・提示とともに日本の技術・経験を活用した水インフラの海外展開を図るため、国際会議等を活用した情報発信、政策対話、ワークショップ等を実施する。

予算額 0.46億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

—

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

「順調である」

平成24年度は2カ国でワークショップを開催し、8つの企業及び団体がプレゼンテーション等に参加した。今後、平成26年度に世界水フォーラムの開催が予定されており、実績値の急上昇が見込まれることから、目標年度には目標値の達成が予想される。

（事務事業の実施状況）

平成24年度の実績は以下のとおり。

- ①日ベトナム水資源施設管理ワークショップ（平成24年11月9日：ベトナム・ハノイ）
プレゼンテーション参加団体数：6団体
- ②日インドネシア水資源管理ワークショップ（平成25年1月29日：インドネシア・ジャカルタ）
プレゼンテーション参加団体数：2団体

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局水資源部水資源計画課（課長 海野 修司）

業績指標 26

歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合

評価

A-2	目標値：約75%（平成28年度） 実績値：約69%（平成23年度） 初期値：約69%（平成22年度）
-----	--

(指標の定義)

市街地において、都市住民の徒歩圏（注1）内に様々な規模の公園・緑地（都市公園以外を含む）のネットワークが体系的に整備されている状態（注2）（分母）を100%とした場合の実際の整備率（注3）（分子）

（注1）都市住民にとって、日常生活上最低限必要とされる学校、店舗、公園等のコミュニティ施設が備わり、主な交通手段が徒歩となる日常生活空間の単位。住区に相当し、概ね1km²が標準的な範囲となる。

（注2）○小規模な公園・緑地（1箇所当たり標準面積0.25ha、1住区当たり標準箇所数4箇所）

→街区公園、市民緑地、児童遊園、条例設置公園、広場公園、緑道 等

○中規模な公園・緑地（1箇所当たり標準面積2ha、1住区当たり標準箇所数1箇所）

→近隣公園、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林 等

○大規模な公園・緑地（1箇所当たり標準面積4ha以上、1住区当たり標準箇所数0.25箇所）

→地区公園、総合公園、運動公園、国民公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、広域公園、レクリエーション都市、国営公園、緩衝緑地等

（注3）小規模、中規模、大規模の規模別の公園・緑地の整備率を加重平均して算出。

規模別の公園・緑地の整備率 = (供用箇所数 / (住区数 × 1住区当たりの標準箇所数)) × (平均供用面積 / 1箇所当たり標準面積)

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、現況値との勘案により平成28年度の目標値約75%を設定している。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」

・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進」

【閣決（重点）】

なし

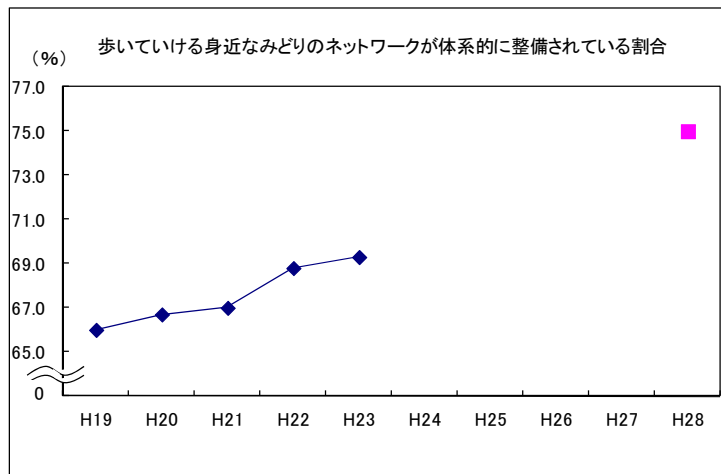
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
約67%	約67%	約69%	約69%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○住区基幹公園の整備

住区基幹公園の整備を推進することにより、都市の緑を保全・創出し、良好な住環境の形成を図る。

予算額：都市公園事業費補助 5億円（平成24年度国費）の内数

社会資本整備総合交付金14,395億円、内閣府計上の地域自主戦略交付金6,754億円、沖縄振興公共投資交付金771億円の内数（平成24年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の実績値は集計中であるが、過去の実績値の進捗（H21:67.0%、H22:68.8%、H23:69.3%）から、今後も実績値は着実に増加していくことが見込まれるため、目標値の達成に向けて順調に推移していくことが推測される。

（事務事業の実施状況）

都市公園事業費補助、社会資本整備総合交付金等により、市街地における都市公園整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加は見込まれるところであり、加えて、既成市街地における効率的な都市公園の整備手法の一つである立体都市公園制度に関する周知を行うとともに、社会資本整備総合交付金等により都市公園の整備を継続的に支援していること等も勘案すると、目標値の達成に向けて順調に推移していくことが推測される。
- ・歩いていける範囲の身近な公園については、生物多様性国家戦略2012-2020（H24）においても、目指す方向として、日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいの場と機会を確保することとされていることから、引き続き都市公園等の整備を推進していく必要があるため、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

業績指標 27

1人当たり都市公園等面積

評 価

A-2	目標値：10.5㎡/人（平成28年度） 実績値：9.9㎡/人（平成23年度） 初期値：9.8㎡/人（平成22年度）
-----	---

(指標の定義)

都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したものの。

※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

(目標設定の考え方・根拠)

緑豊かな生活環境の形成を図るため、欧米主要都市の水準等を踏まえ、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところであり、都市公園等の現況値のトレンドから目標値を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を活かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

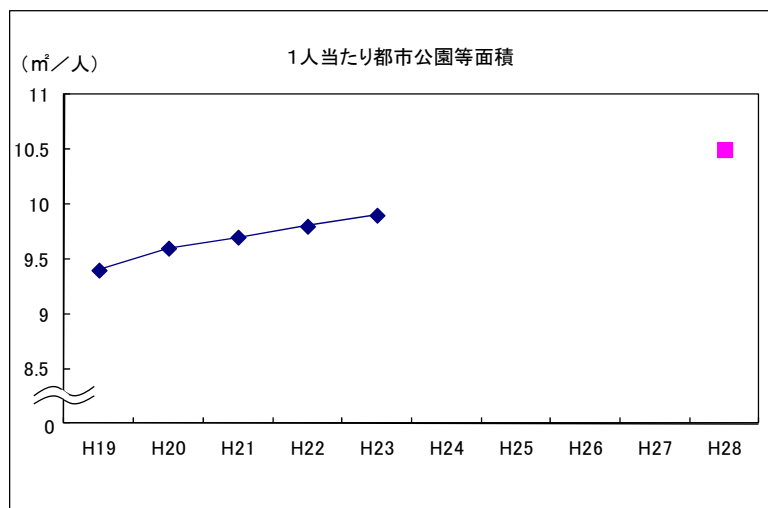
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
9.6㎡/人	9.7㎡/人	9.8㎡/人	9.9㎡/人	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）をはじめとした14国営公園の着実な整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 128億円（平成24年度国費）

②都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：都市公園事業費補助 5億円（平成24年度国費）

社会資本整備総合交付金14,395億円、内閣府計上の地域自主戦略交付金6,754億円、沖縄振興公共投資交付金771億円の内数（平成24年度国費）

関連する事務事業の概要

① 緑地環境整備総合支援事業の推進

都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・都市公園等面積は着実に増加しているところであり、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）等14公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値の達成が見込まれるため、Aと評価した。
- ・都市の緑を確保していく上で、他の手法とあわせ引き続き計画的に都市公園の整備を推進していくことの重要性も勘案し、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

業績指標 28

都市域における水と緑の公的空間（制度等により永続性が担保されている自然的環境）確保量

評価	
A-2	目標値：13.5㎡/人（平成28年度） 実績値：12.7㎡/人（平成23年度） 初期値：12.6㎡/人（平成22年度）

（指標の定義）

都市域における（原則都市計画区域とする）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したものを。

<分母>都市計画区域人口（人）

<分子>都市域の永続的自然環境面積※（㎡）

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

（目標設定の考え方・根拠）

水と緑豊かで良好な都市環境を着実に形成していく必要があり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を活かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日）「緑地の保全や都市緑化等の推進」
- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

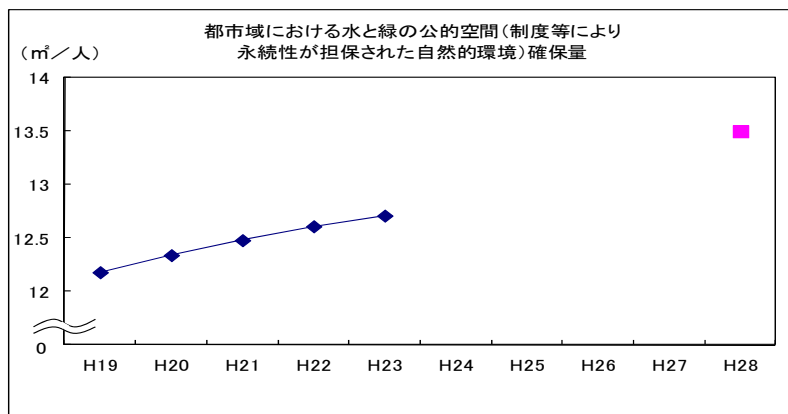
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・地方再生戦略（平成19年11月地域活性化統合本部決定）「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
12.3㎡/人	12.5㎡/人	12.6㎡/人	12.7㎡/人	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①国営公園の整備 (◎)
わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(奈良県)をはじめとした14国営公園の着実な整備を推進している。
予算額：国営公園整備費 128億円(平成24年度国費)
- ②都市公園等整備事業に対する補助 (◎)
地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。
予算額：都市公園事業費補助 5億円(平成24年度国費)
社会資本整備総合交付金14,395億円、内閣府計上の地域自主戦略交付金6,754億円、沖縄振興公共投資交付金771億円の内数(平成24年度国費)
- ③古都及び緑地保全事業の推進 (◎)
古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
予算額：古都及び緑地保全事業費補助 5億円(平成24年度国費)
社会資本整備総合交付金14,395億円、内閣府計上の地域自主戦略交付金6,754億円、沖縄振興公共投資交付金771億円の内数(平成24年度国費)
- ④特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置(相続税)
相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ⑤相続税評価額の特例措置(相続税)
特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ⑥地価税に係る非課税措置(地価税) ※平成10年1月1日より当分の間、課税の停止
特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
- ⑦市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置(固定資産税)
市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑧特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等(相続税)
特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑨特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等(固定資産税)
特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑩特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置(特別土地保有税)
特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑪市民緑地に係る課税の特例措置(相続税)
市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑫生産緑地に係る相続税の特例措置(相続税)
農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑬生産緑地地区内の農地に係る非課税措置(地価税)
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑭贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予(不動産取得税)
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する(贈与税が免除される場合は納税義務免除)。
- ⑮市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置(固定資産税)
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

関連する事務事業の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業の推進 (◎)

都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。

②道路緑化の推進 (◎)

良好な景観を形成し、CO₂の吸収など環境への負荷を軽減するため、良質な緑の道路空間を構築するべく、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を積極的に進める。

③河川における水際の緑化 (◎)

河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生等により、水と緑の豊かな空間を確保する。

④急傾斜地における緑を生かした斜面对策 (◎)

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進する。

⑤港湾環境整備事業の推進 (◎)

港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。

⑥空港周辺緑地整備事業の推進 (◎)

特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備する。

⑦下水道施設の緑化等の推進 (◎)

下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を積極的に進める。

⑧官庁施設の緑化の推進

良好な都市環境形成等の観点から、屋上緑化を含めた官庁施設の構内緑化を推進する。

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

都市における自然的環境の多くを占める都市公園の面積としては、過去の実績値（平成22年度約118千ha、平成23年度約119千ha）から推計すると平成24年度は約1千ha程度増加することが見込まれ、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）等14公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を推進した。
- ・自然再生等を利根川、木曾川等で実施。
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進。
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を全国約50港で実施した。
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を推進した。
- ・良好な都市環境形成等の観点から、屋上緑化を含めた官庁施設の構内緑化を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成が見込まれるため、Aと評価した。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き都市公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要があることから、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

関係課：道路局環境安全課道路環境調査室（室長 森本 励）

水管理・国土保全局河川環境課（課長 金尾 健司）

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 西山 幸治）

水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 加藤 裕之）

港湾局海洋・環境課（課長 津田 修一）

航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 滝川 伸輔）

住宅局住宅総合整備課（課長 里見 晋）

大臣官房官庁営繕部整備課（課長 川元 茂）

業績指標 29

地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率

評価

A-2	目標値：60%（平成28年度） 実績値：25%（平成24年度） 初期値：16%（平成23年度）
-----	---

(指標の定義)

都市基幹公園・大規模公園を有する地方公共団体のうち、公園施設長寿命化計画を策定した団体数の割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成23年度に行った計画策定意向アンケート結果を踏まえ、都市基幹公園・大規模公園を有する地方公共団体のうち、計画策定済み団体の割合を平成23年度16%から平成28年度60%まで向上させる目標を設定。

(外部要因)

・なし

(他の関係主体)

・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

・なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

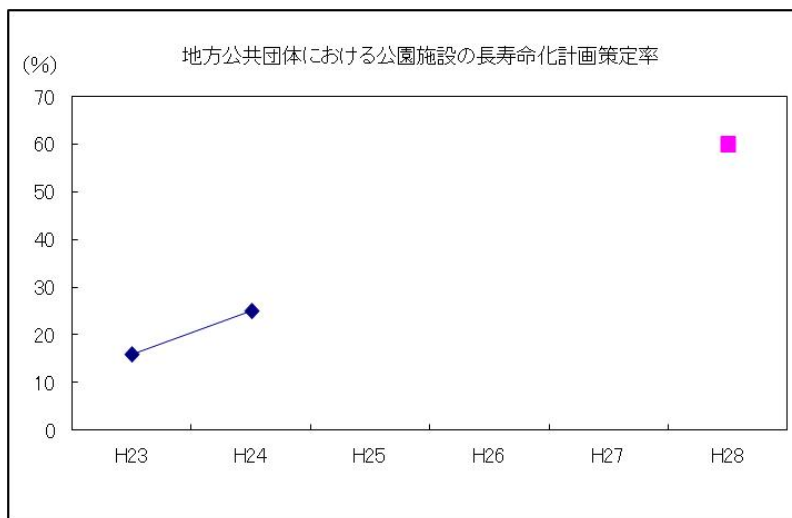
【その他】

・なし

過去の実績値

(年度)

H23	H24			
16%	25%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・公園施設長寿命化計画策定調査による支援の実施 (◎)

地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

予算額：予算額：社会資本整備総合交付金14,395億円（国費）、内閣府計上の地域自主戦略交付金6,754億円（国費）及び沖縄振興公共投資交付金771億円（国費）の内数（平成24年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は、25%であり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率を向上するため、平成24年度においても、地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。また、平成24年4月に「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」を公表し、地方公共団体の策定の取り組みを支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移している。今後も公園施設の長寿命化計画策定に係る支援を実施していくこととし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

・なし

(平成26年度以降)

・公園施設長寿命化計画策定調査が平成21年度から25年度(500箇所以上、若しくは面積500ha以上の都市公園を管理する市町村においては平成27年度)までに限定されているため、事業の延伸を含め検討する必要がある。

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局公園緑地・景観課(課長 舟引 敏明)

業績指標 30

生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

評 価

A-2	目標値：約50%（平成28年度） 実績値：約35%（平成23年度） 初期値：約33%（平成22年度）
-----	--

（指標の定義）

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合

分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数

分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画策定数

（目標設定の考え方・根拠）

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定数を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成28年度末までには50%が達成されることを目標とする。

（外部要因）

—

（他の関係主体）

地方公共団体（市区町村）（緑の基本計画の策定主体）

（重要政策）

【施政方針】

—

【閣議決定】

- ・生物多様性基本法（平成20年法律第58号）
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）
- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）

【閣決（重点）】

—

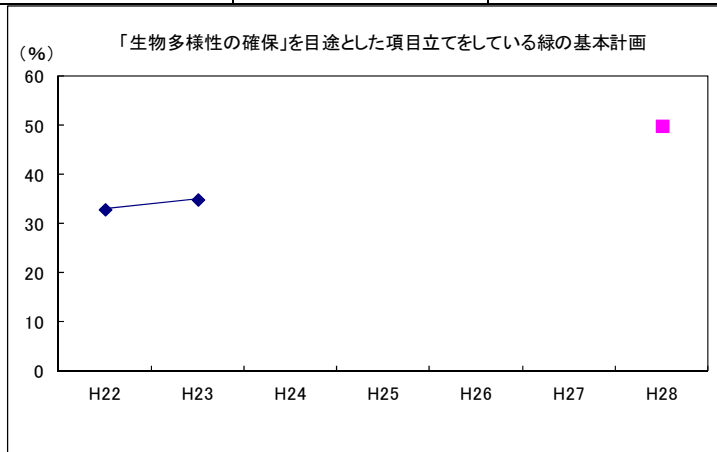
【その他】

国土交通省都市局において平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握する指標の例示等、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行う。

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24		
33%	35%	調査中		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握する指標の例示等、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行っている

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は調査中であるが、当該年度は4都市において計画の見直しが行われており、今後も引き続き各都市において、計画の見直しを行うことが想定されるため、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及に努めるとともに、地方公共団体において、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握するために、活用しやすいよう指標の検討を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、当課における実績調査から計画見直しに取組んでいる自治体が一定数見込めることから、A-2と評価する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

さまざまな地方公共団体で活用できるような都市の生物多様性指標（素案）を国交省において策定し、今後の地方公共団体の取組みを一層促進する。

(平成26年度以降)

指標（素案）のケーススタディを行い、簡便性や適用可能性の精度を高め、地方公共団体においてより使いやすい指標を目指し、配慮事項と合わせて、活用促進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課緑地環境室

業績指標 3 1

下水汚泥エネルギー化率（下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合）

評 価

N-2（集計中）	目標値：約 29%（平成 28 年度） 実績値：集計中（平成 23 年度） 初期値：約 13%（平成 22 年度）
----------	---

（指標の定義）

- 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合
 （分母）下水汚泥中の有機物
 （分子）消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

（目標設定の考え方・根拠）

- 今後、現在約 3 割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が平成 28 年度に約 29%まで進展することを目標とする。

（外部要因）

- 技術開発の動向、資源価格の高騰

（他の関係主体）

- 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- 第 183 回国会施政方針演説（平成 25 年 2 月 28 日）「省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、できる限り原発依存度を低減させていきます。」

【閣議決定】

- なし

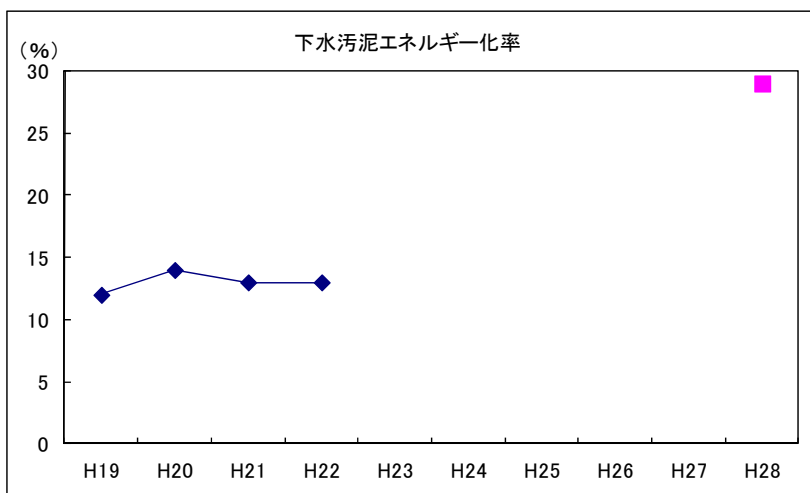
【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

- なし

過去の実績値					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	H23
約 12%	約 14%	約 13%	約 13%	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水汚泥のエネルギー利用 (◎)
 - ・ 下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数(平成24年度国費)
地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数(平成24年度国費)
下水道事業関連予算額 59億円の内数(平成24年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・ 該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成23年度の実績値は集計中である。

(事務事業の実施状況)

- ・ 社会資本整備総合交付金より、地方公共団体による下水道における下水汚泥のエネルギー化を支援した。
- ・ 「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」に基づき、各下水道管理者における計画的な地球温暖化対策を推進した。
- ・ 「下水汚泥エネルギー化技術 ガイドライン (案)」に基づき、各下水道管理者における下水汚泥のエネルギー化を促進した。
- ・ 平成23年度から、「下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト)」により、下水道における省エネ・創エネ対策に係る革新的技術を実証し、下水汚泥のエネルギー化及び下水道事業における温室効果ガス排出量の削減を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成23年度の実績については、集計中であるが、同年に創設した下水道革新的技術実証事業を実施するとともに、実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術の普及を図る。
- ・ また、平成24年から施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (固定価格買取制度)」等により下水汚泥のエネルギー利用がさらに加速すると見込まれる。
- ・ さらに「下水汚泥エネルギー化技術 ガイドライン (案)」の改訂をおこなうとともに、下水道事業に係るベンチマーキングの導入による優良事例の全国展開を推進する。
- ・ 以上のことから、N-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 (課長 松本 貴久)

業績指標 3 2

污水処理人口普及率（総人口に占める污水処理施設を利用できる人口の割合）

評 価

A-2	目標値：約 9 5 %（平成 2 8 年度） 実績値：集計中（平成 2 4 年度） 初期値：約 8 7 %（平成 2 2 年度）※ ※東日本大震災の影響で、岩手県・宮城県・福島県の 3 県において調査不能な自治体があるため参考値
-----	---

（指標の定義）

污水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口の割合

（分母）総人口

（分子）污水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口

（目標設定の考え方・根拠）

将来的には、全人口が污水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各污水処理施設の整備の進捗状況等を踏まえて、当面の目標として、平成 2 8 年度までに約 9 5 % 達成させることを目標として設定

（外部要因）

技術開発の動向等

（他の関係主体）

- ・ 環境省（浄化槽事業を所管）
- ・ 農林水産省（農業集落排水施設事業を所管）
- ・ 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第 1 6 2 回国会施政方針演説（平成 1 7 年 1 月 2 1 日）

「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

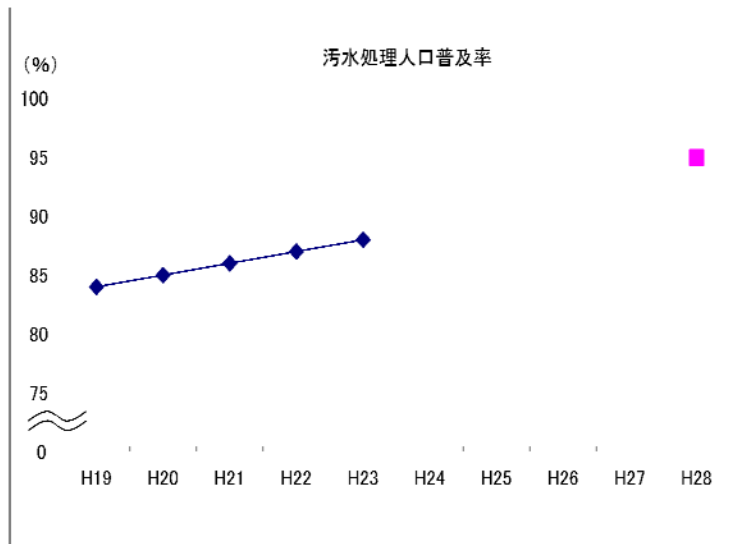
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成 2 4 年 8 月 3 1 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）	
H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	
約 8 5 %	約 8 6 %	約 8 7 %※ ※参考値	約 8 8 %※ ※参考値	（集計中）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○汚水処理施設の整備（◎）

- ・効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数（平成24年度国費）
地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数（平成24年度国費）
下水道事業関連予算額 59億円の内数（平成24年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・汚水処理人口普及率の平成24年度の実績値は集計中であるが、平成23年度の実績値は約88%※で、前年度から約1%上昇している。
 - ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは、16都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水人口普及率は73.9%※（平成23年度末時点）にとどまっている。
- ※東日本大震災の影響で、宮城県、福島県の2県において調査不能な自治体があるため参考値である。

（事務事業の実施状況）

- ・地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
 - ・平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
 - ・さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取り組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
 - ・平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。
 - ・平成21年度には、下水道の普及が遅れている市町村を対象に、人口の集中している地区で補助対象範囲を拡充して概ね10年以内での下水道整備を促進する「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、地域間格差の是正を推進した。
 - ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
 - ・平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進した。
 - ・平成24年度より「都道府県構想マニュアル検討委員会」を設置し、都道府県構想の徹底した見直しを加速させ、より効率的な汚水処理施設の整備及び運営が進むよう、汚水処理に関係する国土交通省、農林水産省、環境省の3省が連携し、新たに3省統一の都道府県構想策定マニュアルに向けて検討を行っている。
- ※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・昨年度、社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度【初期値（目標設定年度）：平成22年度】から平成28年度に見直しを行った。
- ・当指標は、平成22年度以降のトレンドを延長すると平成28年度には目標値を達成する見込みである。
- ・平成22年度より社会資本整備総合交付金が創設され、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業の支援が可能となった。また、平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進している。さらに平成24年度から3省統一の都道府県構想策定マニュアルの策定に向けて検討もおこなっており、今後は、これらの施策を推進することで目標を達成することが可能であり、A-2と評価した。
- ・引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

3省統一の都道府県構想策定マニュアルの策定

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 (課長 増田隆司)

業績指標 33

特に重要な水系における湿地の再生の割合

評価

A-2	目標値：約5割（平成28年度） 実績値：約39%（平成24年度） 初期値：約3割（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約900haのうち、河川整備により再生された割合。

再生された湿地の面積の割合=①/②

①：再生された湿地の面積

②：特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積

(目標設定の考え方・根拠)

生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地を平成23年度までに300ha（約3割）再生。

予算の推移や現場状況等を踏まえて、平成28年度までに約5割の湿地を再生することを目標。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）

ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟する「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」をはじめ、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。（第3部第1章2節）失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、エコロジカルネットワークの形成に取り組み、河川や湿地などの保全・再生を重点的に実施します。

（第3部第1章第8節）

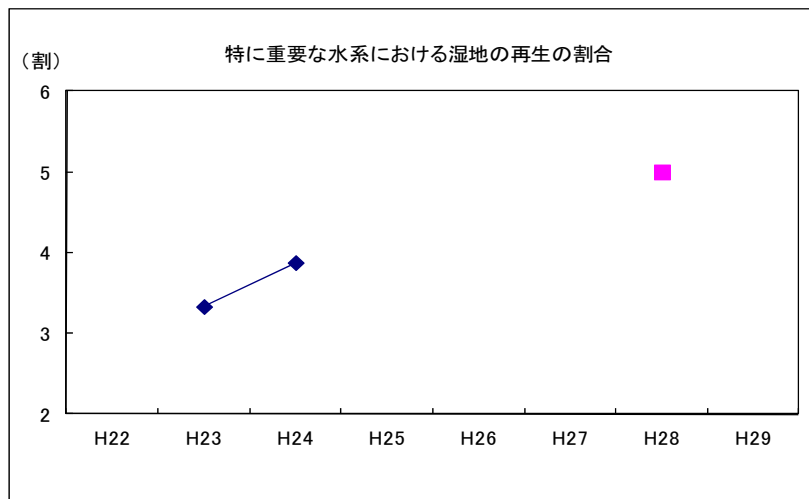
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	
—	—	—	約3割	約39%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

失われつつある自然環境の保全・再生（◎）
生態系ネットワーク形成に向けた取組として、過去の開発等により失われた多様な生物の生息・生育環境である湿地について、地域の多様な主体と連携しつつ、河川改修に合わせた再生等を推進
予算額：河川事業費等4,386億円の内数（平成24年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の実績値は約39%となり、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

湿地の再生事業等を釧路川、利根川等で実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の実績値は約39%となり、目標値に対して順調に推移している。また、今後もこれまでどおり、重点的に自然再生事業を促進させることとし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課

関係課：水管理・国土保全局治水課

業績指標 34

良好な水環境創出のための高度処理実施率（高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている区域内の人口の割合）

評価

A-2	目標値：約43%（平成28年度） 実績値：集計中（平成24年度） 初期値：約33%（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域を対象区域として、対象区域内における当該年度の居住人口に対する、必要な高度処理が実施されている区域内の人口の割合をいう。

（分子）必要な高度処理が実施されている区域内の人口

（分母）富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口

（目標設定の考え方・根拠）

高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、現在予定されている新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて、平成28年度までに約43%を達成することを目標として設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯（水辺エコトーン）におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）「陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等污水处理施設の整備や高度処理の導入を進める」

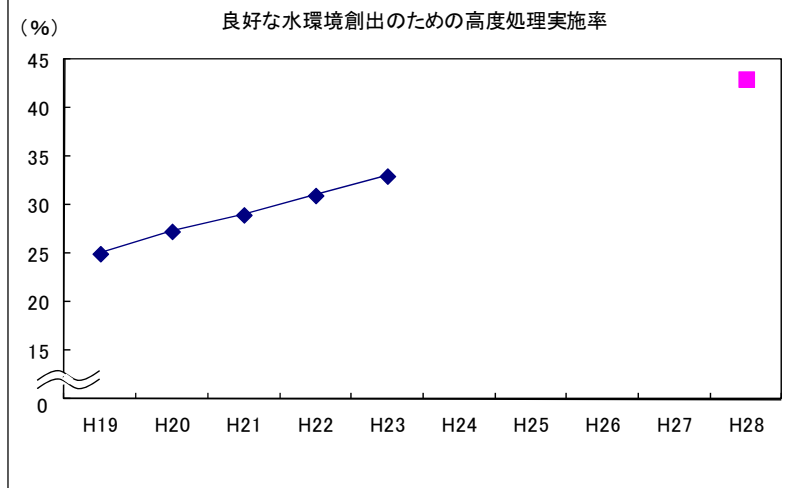
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章、第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
約27%	約29%	約31%	約33%	（集計中）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 高度処理の普及促進 (◎)
 - ・ 高度処理の施設の整備により高度処理の普及を促進するため、高度処理を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 - 社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数(平成24年度国費)
 - 地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数(平成24年度国費)
 - 下水道事業関連予算額 59億円の内数(平成24年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 高度処理実施率の平成24年度の実績値は集計中であるが、特段の外部要因もなく、過去の実績を踏まえれば着実に上昇すると見込まれ、目標年度に目標値を達成できる見込みである。(P)

(事務事業の実施状況)

- ・ 三大湾、指定湖沼等における水質環境基準の達成に向けて、これらの地域において高度処理施設の整備を推進した。
- ・ 平成20年9月の事務連絡「高度処理方法として取り扱うことのできる処理方法の事業計画への位置づけについて」により、高度処理を位置付けるべき処理場の定義を整理し、適切な高度処理の実施を推進した。
- ・ 平成20年6月の事務連絡「処理方法の考え方について」により、新設・増設・改築時における高度処理の導入に加え、改築の時期に達していない施設においても段階的な高度処理を導入するよう地方公共団体に依頼した。
- ・ 平成21年度には、高度処理を位置づけた流域別下水道整備総合計画策定時の高度処理共同負担制度の適用可能性の検討などの取り組みを行い、積極的な高度処理の導入を推進した。
- ・ 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 段階的な高度処理の推進など、高度処理の普及・実施に寄与する取り組みを行っており、当指標も着実に上昇すると見込まれる。
- ・ 引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・ 以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 加藤 裕之)

業績指標 35

特定輸送事業者の省エネ改善率 (①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者)

評 価	
①A-2	目標値：①前年度比-1% (毎年度)
②B-2	②前年度比-1% (毎年度)
③B-2	③前年度比-1% (毎年度)
	実績値：① -1.33% (平成23年度)
	② -0.25% (平成23年度)
	③ +3.47% (平成23年度)
	初期値：①- ②- ③-

(指標の定義)

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者 (特定輸送事業者) のエネルギー使用に係る原単位の前年度比

①貨物鉄道、トラック、船舶 ②旅客鉄道、乗合自動車 (バス)、乗用自動車 (タクシー)、船舶 ③航空

※ エネルギー使用に係る原単位：エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

(目標設定の考え方・根拠)

京都議定書の6%削減目標 (2012年) の達成をはじめ運輸部門の省エネ化を実現するために、改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者にエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることを目標とし、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけている。

(外部要因)

東日本大震災、猛暑、厳冬による影響等

(他の関係主体)

各輸送事業者、荷主

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号)

京都議定書目標達成計画 (平成20年3月28日全部改定)

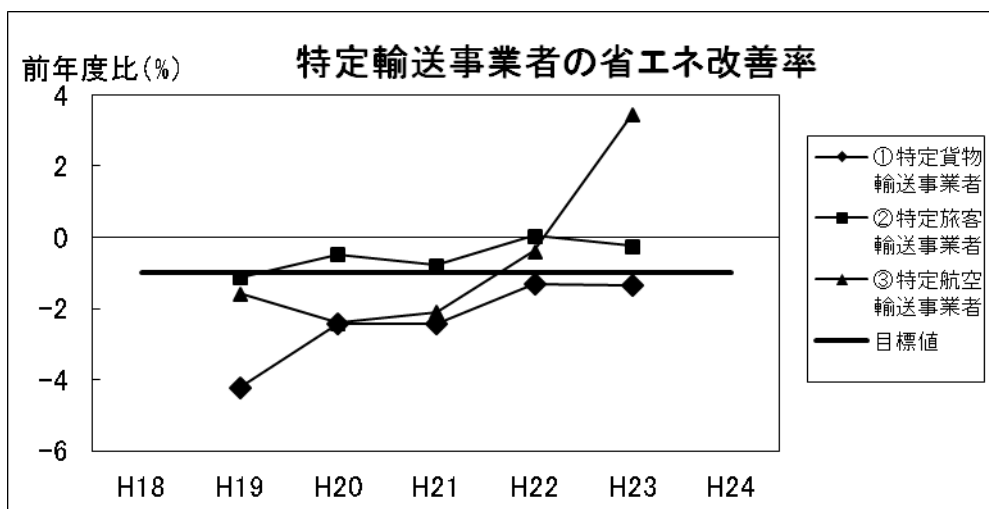
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
①-2.43%	①-2.41%	①-1.30%	①-1.33%	集計中
②-0.48%	②-0.79%	②+0.04%	②-0.25%	
③-2.40%	③-2.10%	③-0.39%	③+3.47%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

輸送部門における省エネ対策の普及・促進のため、法施行状況を含めた省エネ対策に係る調査分析をはじめ、各事業者の省エネ対策責任者の育成、事業者への指導・助言や事業者の省エネ対策の取組みに係る点検を実施（輸送部門における省エネ対策の普及・促進）。

予算額 10百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

特定輸送事業者の省エネ改善率対前年度比－1％が目標値であるところ、①特定貨物輸送事業者の指標は－1.33％であり、前年度に引き続き目標を達成できた。一方、②特定旅客輸送事業者及び③特定航空輸送事業者の指標は－0.25％及び＋3.47％であり、目標達成とはならなかった。

（事務事業の実施状況）

地方運輸局において、各事業者の省エネ対策責任者の育成のための省エネフォーラム・セミナーの開催、問合せ事業者への指導・助言、事業者の省エネ対策の取組み状況のヒアリングや現場視察などの点検を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定貨物輸送事業者は目標を達成したことからA－2と評価した。②特定旅客輸送事業者は、猛暑、暖冬などの影響によりエネルギー使用量が増加したため、目標達成に至らなかった。③特定航空輸送事業者はエネルギー使用量を減らしたものの、東日本大震災などの影響により旅客数が減少したため、目標達成に至らなかった。②③について、今後は、エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容を分析するとともに、運輸部門のエネルギーの使用の更なる合理化に向け、引き続き事業者に対する実態調査・指導等を行っていくこと等により目標達成を目指すこととし、B－2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局環境政策課（課長 山本 博之）

業績指標 36

建設工事用機械機器による環境の保全（①建設機械から排出されるPMの削減量、②建設機械から排出されるNO_xの削減量、③ハイブリッド建設機械の普及台数、④建設機械等で使用されるバイオディーゼル燃料の使用量）

評価

① A-2 ② A-2 ③ A-2 ④ N-2	目標値：①PM 8.1千t削減（平成28年度） ②NO _x 153.0千t削減（平成28年度） ③1,200台普及（平成26年度） ④1,172kL（平成28年度） 実績値：①PM 1.9千t削減（平成21年度） ②NO _x 39.1千t削減（平成21年度） ③1,560台普及（平成24年度） ④集計中（平成23年度） 初期値：①PM 1.9千t削減（平成21年度） ②NO _x 39.1千t削減（平成21年度） ③200台普及（平成21年度） ④692kL（平成22年度）
----------------------------------	--

（指標の定義）

- ①及び② 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「オフロード法」という。平成18年4月施行、10月規制開始）の基準に適合した公道を走行しない建設機械（以下「オフロード建設機械」という。）の普及によって削減された平成28年度における年間のNO_x・PM排出ガス削減寄与量（平成17年度比）。
- ③ CO₂排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規程（平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号）」に基づき認定されたハイブリッド機構を有した建設機械（以下「ハイブリッド建設機械」）の普及台数
- ④ 建設機械等で使用されるバイオディーゼル燃料の使用量

（目標設定の考え方・根拠）

①及び② 各排出ガス基準の建設機械（排出ガス対策型建設機械指定制度の第1次・第2次・第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械）の増加台数・減少台数（a）と、1台及び年間あたりの排出ガス排出量（b）の積により計算。

（a）各排出ガス基準の建設機械について、建設機械動向調査により、過去4年間（平成17～21年度）における増加台数・減少台数の平均値（第2次建設機械は減少に転じた平成19年～21年度の平均値）が、今後も増加・減少すると仮定した。

（b）建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス排出量を算定した。

③メーカーヒアリングに基づくハイブリッド建設機械の目標出荷台数。

④バイオディーゼル燃料取組実態調査（全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会）に基づくバイオディーゼル燃料の製造量と、建設機械が含まれる項目の使用割合の積により計算。平成18～22年度の平均増加量が80kLであることから、平成28年度には1,172kLに増加するものとした。

（外部要因）

①及び② 建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減。③④特になし。

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

①及び② 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

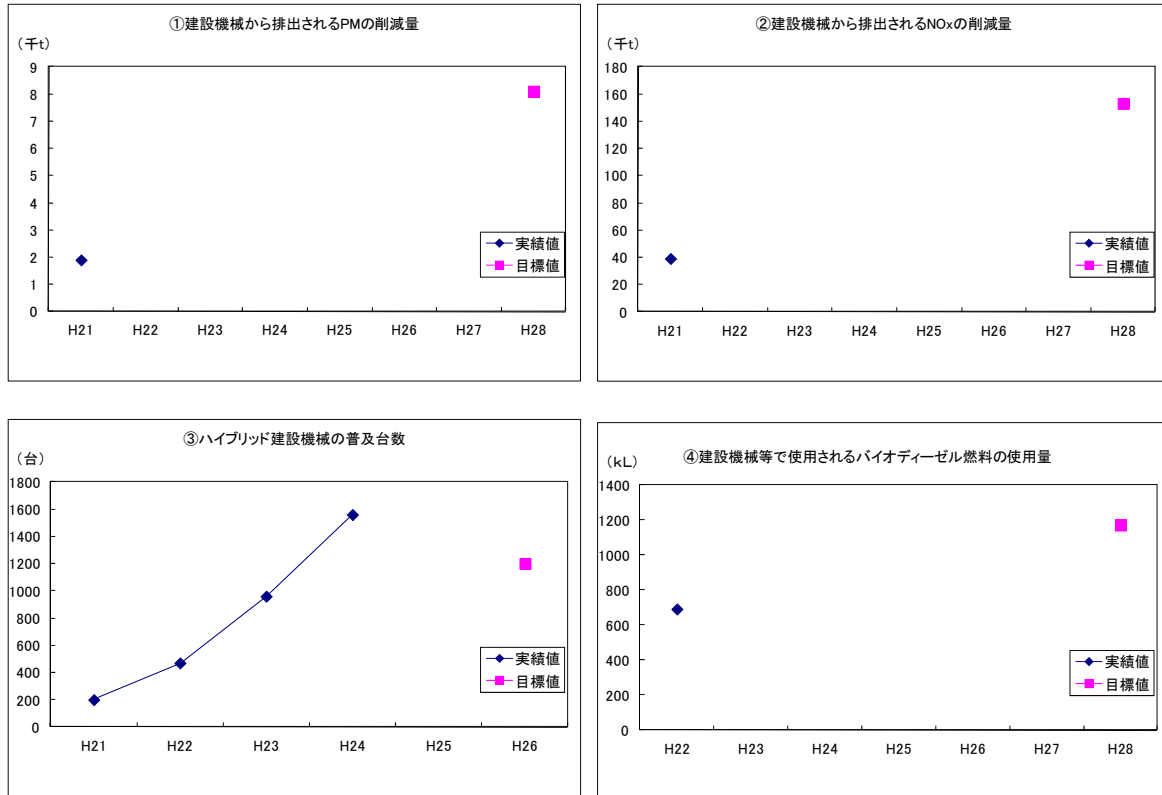
過去の実績値①					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
-	1.9千t 削減	(集計中)	(集計中)	(集計中)	

過去の実績値②					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
-	39.1千t 削減	(集計中)	(集計中)	(集計中)	

過去の実績値③					(年度)
H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	
—	2 0 0 台	4 7 0 台	9 6 0 台	1, 5 6 0 台	

過去の実績値④					(年度)
H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	
—	—	6 9 2 kL	(集計中)	(集計中)	

※①及び② 調査が奇数年のみ実施であるため、偶数年の実績値は、オフロード建設機械の普及台数を前後年度から補充して削減量を推定する。



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①及び②

オフロード法の基準に適合した特定原動機の型式指定や車体の型式届出等に係る事務、および基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。中央環境審議会第9次答申（平成20年1月）において排出ガスの低減目標値が示されたことを受け、排出ガス低減に優れた技術の導入に対応した法改正等を視野にいたした検討を行い、排出ガス低減に優れた技術の開発状況を踏まえつつ、平成22年3月にはオフロード法における技術基準を改正し、改正前と比べてPMの排出量を約9割削減するなどの排出ガス規制値を強化した。また、平成22年度には、税制措置を創設した。

予算額：建設機械施工における環境保全対策促進経費 19,010千円（平成21年度）
 排出ガス新規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

③

低炭素型建設機械の認定に関する規程に係る事務、及び基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。平成22年度には、燃料消費量を測定するための規格を統一化するとともに、主要な建設機械の燃費基準値を設定し、低燃費を実現するハイブリッド機構を有する建設機械の普及に必要な環境整備を進めた。

予算額：建設機械施工における低炭素化技術普及促進経費 16,097千円（平成23年度）
 建設機械施工における低炭素化技術普及促進経費 9,768千円（平成24年度）

④

バイオディーゼル燃料は、酸化等による性能劣化が生じやすく、適正な管理方法が重要であるとともに、粘性度や発熱量が高いため、エンジン燃焼室内にスラッジ等を生じやすいことから、建設機械に使用する際には、エンジンの不具合、フィルターの目詰まり等による排ガス性状の悪化及び建設機械本体の性能悪化が懸念される。そこで、バイオディーゼル燃料の使用に伴う建設機械の排ガス性状の調査・検証を行うとともに、バイオディーゼル燃料の保管指針等の整備に係る技術的検討及びバイオディーゼル燃料の使用基準・建設機械のメンテナンス基準の策定をすることで、建設機械での利用に必要な環境整備を進める。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①及び②「順調」

指標に係る基礎データである建設機械の保有台数については、「建設機械動向調査(経済産業省・国土交通省)」による数値を参照している。しかし、本調査は2年毎に実施するものであるため、平成22年度及び平成23年度の実績値については、平成25年8月(予定)に上記の建設機械動向調査が公表されることから集計中とし、平成21年度のみ数値を記載している。平成21年度の実績による目標削減量に対する進捗率は①23%、②26%となった。これは、平成20年10月に全出力帯でオフロード法の規制が始まったことで普及促進が図られた結果であり、今後も普及が進むと想定される。

③「順調」

平成24年度の実績値は1,560台であり、平成22年度比でおよそ3倍となっている。これは各企業においてハイブリッド建設機械の普及出力帯が出揃った結果であり、今後も普及が進むと想定される。

④「判断できない」

指標に係る基礎データは、バイオディーゼル燃料取組実態調査(全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会)に基づいており、平成23年度の実績が平成25年6月(予定)に公表されることから集計中とし、平成22年度のみ数値を記載している。現状は初期値以外の集計が完了していないため、目標達成に向けた成果について判断できない。

(事務事業の実施状況)

平成22年3月にオフロード法の技術基準を改正して排出ガス規制値を強化し、排出ガス性状を悪化させない適正燃料使用の徹底を図ることで建設機械の排出ガス対策を推進し、更なる大気環境の改善を図った。また、低炭素型建設機械の普及を目的に、建設機械の燃費測定方法及びその基準値を平成24年度に設定した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の目標値は平成28年度における①8.1千t削減、②153.0千t削減であり、平成21年度における実績値は①1.9千t削減、②39.1千t削減である。また、平成19年度の実績値は①1.9千t増加、②37.1千t増加であり、平成21年度は削減に転じている。これは、平成20年10月に全出力帯でオフロード法の規制が始まったことで普及促進が図られた結果と考えられる。平成22年8月には全出力帯で継続生産車の経過措置期間も終了していることから、今後も普及が進むと想定される。このことからA-2と評価した。

また、目標値③1,200台に対する実績値は960台(平成23年度)、1,560台(平成24年度)であり、平成22年度比でおよそ3倍となっているのは、エネルギー特別会計による補助金によって普及促進が図られた結果と考えられる。平成25年度も補助金が設定されているため、今後も普及が増加することが想定される。このことからA-2と評価した。

目標値④については、まだ集計が完了していないため、目標達成に向けた成果について判断できないが、これまでの施策を維持することとし、「N-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室(室長 福島 眞司)

業績指標 37

建設廃棄物の再資源化率、再資源化等率及び建設発生土の有効利用率（①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材（再資源化等率）、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土）

評 価	
① A-2	目標値：98%以上 ※1) (平成24年度) 実績値：98.4% ※1) (平成20年度) 初期値：98.6% ※1) (平成17年度)
② B-2	目標値：98%以上 ※1) (平成24年度) 実績値：97.3% ※1) (平成20年度) 初期値：98.1% ※1) (平成17年度)
③ A-2	目標値：77% ※1) (95%以上 ※2)) (平成24年度) 実績値：80.3% ※1) (89.4% ※2)) (平成20年度) 初期値：68.2% ※1) (90.7% ※2)) (平成17年度)
④ A-2	目標値：82% ※2) (平成24年度) 実績値：85.1% ※2) (平成20年度) 初期値：74.5% ※2) (平成17年度)
⑤ B-2	目標値：平成17年度排出量に対して30%削減 (平成24年度) 実績値：平成17年度排出量に対して9%削減 (平成20年度) 初期値：292.8万トン (0%) (平成17年度)
⑥ B-2	目標値：87% (平成24年度) 実績値：78.6% (平成20年度) 初期値：80.1% (平成17年度)
	※1) 再資源化率 ※2) 再資源化等率

(指標の定義)

- 再資源化率：建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合。
 再資源化等率：建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合。なお、再資源化等とは、再資源化及び縮減のこと。
 建設発生土の有効利用率：土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率（ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む）
 対象品目：（上から順に）アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土
- ① (分子) =アスファルト・コンクリート塊の再使用^{※1)}量および再生利用^{※2)}量の合計
(分母) =アスファルト・コンクリート塊の排出量
 - ② (分子) =コンクリート塊の再使用量及び再生利用量の合計
(分母) =コンクリート塊の排出量
 - ③ (分子) =建設発生木材の再使用量、再生利用量、熱回収^{※3)}量および焼却による減量化量の合計
(分母) =建設発生木材の排出量
 - ④ (分子) =建設汚泥の再使用量、再生利用量、脱水等の減量化量の合計
(分母) =建設汚泥の排出量
 - ⑤ (分子) =当該年の建設混合廃棄物の排出量と平成17年度の建設混合廃棄物量の差
(分母) =平成17年度の建設混合廃棄物の排出量
 - ⑥ (分子) =土砂利用のうち土質改良を含む建設発生土利用量
(分母) =土砂利用量

- ※1) 再使用：廃棄物となるものを同一形態で再び利用すること。
 ※2) 再生利用：廃棄物を物理的あるいは化学的に処理して得られたものを有効利用すること。
 ※3) 熱回収：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。

(目標設定の考え方・根拠)

建設工事に伴い発生する建設副産物のリサイクル率を指標として設定する。
 平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において、各品目における平成24年度の目標値を定めている。

①、②、③※2)

初期値（平成17年度）において9割以上の高い水準を達成しており、現状維持を基本として、初期値（平成17年度）の水準よりも減少させないことを目標とした。

③※1)、④、⑤、⑥

建設混合廃棄物及び建設発生土の再資源化・有効利用等はこれまでもある程度進んできているところであるが、これまでの進捗のペースを維持して、引き続き再資源化・有効利用等を進めていくことを目指して、目標値を設定した。

(外部要因)

再資源化施設の処理能力等

(他の関係主体)

他府省庁（事業主体）、地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

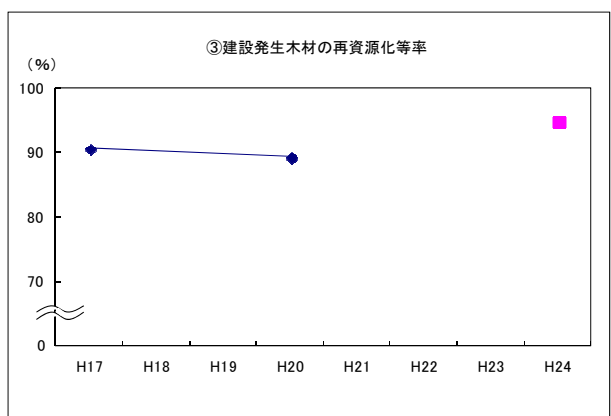
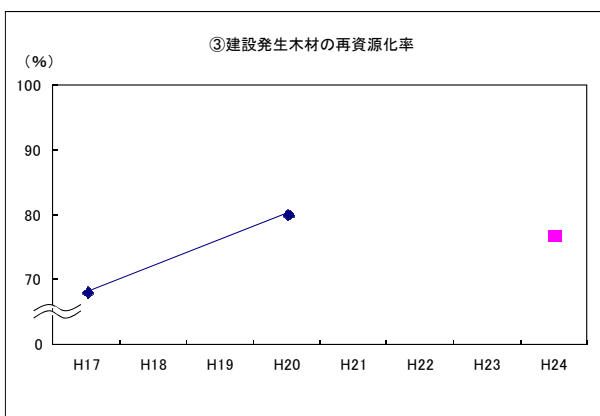
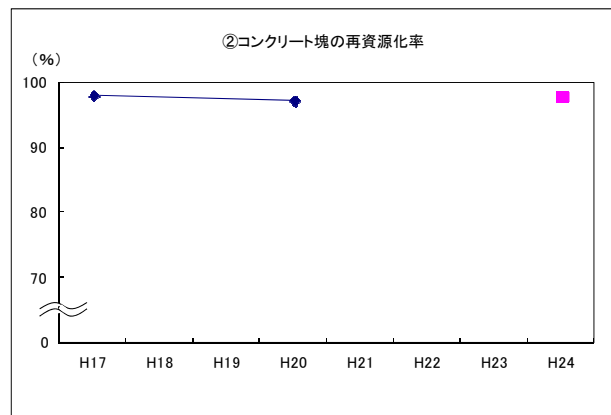
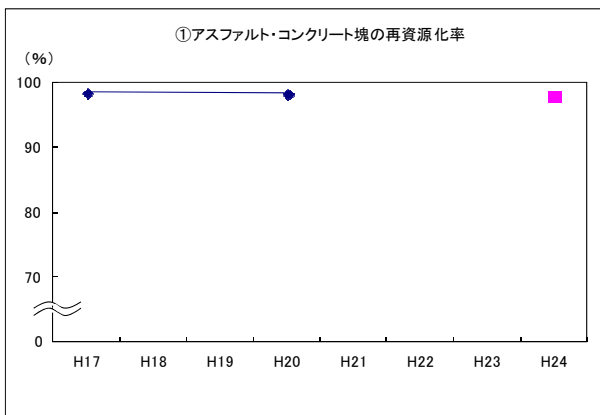
【閣決（重点）】

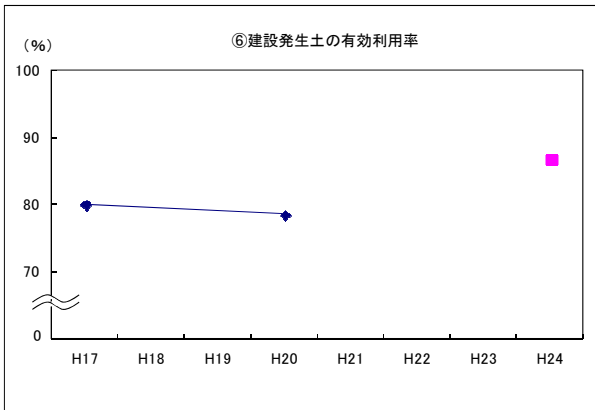
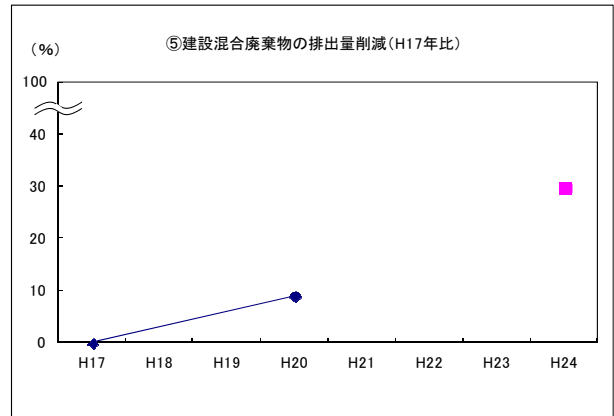
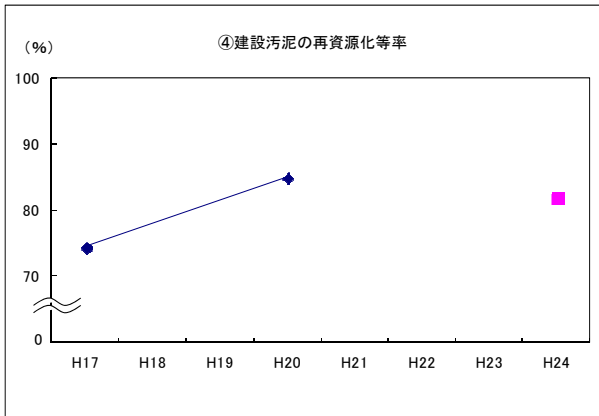
なし

【その他】

なし

過去の実績値								(年度)
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
①	98.6% *1)	—	—	98.4% *1)	—	—	—	集計中
②	98.1% *1)	—	—	97.3% *1)	—	—	—	集計中
③	68.2% *1)	—	—	80.3% *1)	—	—	—	集計中
	(90.7% *2))			(89.4%*2))				集計中
④	74.5% *2)	—	—	85.1% *2)	—	—	—	集計中
⑤	0%	—	—	9%	—	—	—	集計中
⑥	80.1%	—	—	78.6%	—	—	—	集計中





事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 建設分野における循環型社会形成推進
 - 建設汚泥の再生利用の検討
 - 適切な分別解体等の実施の確保に関する調査検討

地球温暖化防止等対策費 23,209千円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

建設副産物実態調査は、5年周期を基本として実施しているが、平成20年度については、「建設リサイクル推進計画2008」の策定初年度の実態を把握するために実施した。

- ①アスファルト・コンクリート塊は平成20年度時点で平成24年度目標値98%以上の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから概ね横ばいの状況であり、順調である。
- ②コンクリート塊は平成20年度時点で平成24年度目標値98%に近い再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから概ね横ばいの状況であるが平成20年度については微減した。
- ③建設発生木材の再資源化率については、平成20年度時点で平成24年度目標値77%の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調である。建設発生木材の再資源化等率は平成20年度時点で平成17年度から概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから判断すると順調である。
- ④建設汚泥については、平成20年度時点で平成24年度目標値82%の再資源化等率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調である。
- ⑤建設混合廃棄物については、平成20年度時点において平成17年度比で9%削減しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調でない。
- ⑥建設発生土については、平成20年度時点で平成17年度から概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調でない。

(事務事業の実施状況)

- 建設分野における循環型社会形成推進
 - 建設工事から排出される建設汚泥の再生利用の検討を実施。
 - 廃石膏ボードの再資源化促進、建設リサイクルの障害の恐れとなる解体工事現場における有害物質の残存混入防止の観点から分別解体作業等の検討の実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①アスファルト・コンクリート塊については、概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・②コンクリート塊については、概ね横ばいの状況であり、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられるが、平成20年度については微減したことから、B-2と評価した。
- ・③建設発生木材の再資源化率については、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられ、建設発生木材の再資源化等率については、平成20年度時点では平成24年度目標を達成に向けた成果を示していないものの、過去の実績値によるトレンドから平成24年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・④建設汚泥については、平成20年度時点で平成24年度目標を達成しており、過去の実績値によるトレンドから順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・⑤建設混合廃棄物については、平成20年度時点では平成24年度目標を達成していないものの、過去の実績値によるトレンドから目標達成に向け順調に推移していない。課題としては、分別解体等の結果残される建設混合廃棄物は、中間処理業者でどのように分別され、再資源化施設あるいは最終処分場へ搬出されているか、統計的に整理されていないこと等があげられるが、これについては「建設リサイクル推進計画2008」に基づき、施策を実施することにより目標達成を目指すこととし、B-2と評価した。
- ・⑥建設発生土については、平成24年度目標に向けて過去の実績値によるトレンドから目標達成に向け順調に推移していない。課題としては、民間工事由来の建設発生土を公共工事で有効利用することについて、調整にあたっての時間的ゆとりが十分でない中で、調整先選定にあたっての公平性の確保、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保を図る等があげられるが、これについては「建設リサイクル推進計画2008」に基づき施策を実施することにより目標達成を目指すこととし、B-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度以降)

平成25年度以降に、平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」に続く新たな推進計画を策定。

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官(事業総括調整官 光成 政和)

関係課：大臣官房公共事業調査室(室長 坂 克人)

大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室(室長 尾崎 俊文)

土地・建設産業局建設業課(課長 青木 由行)

都市局公園緑地・景観課(課長 舟引 敏明)

水管理・国土保全局治水課(課長 山田 邦博)

水管理・国土保全局河川環境課(課長 金尾 健司)

水管理・国土保全局砂防部保全課(課長 渡 正昭)

水管理・国土保全局海岸室(室長 五道 仁実)

道路局国道・防災課(課長 三浦 真紀)

港湾局技術企画課(課長 下司 弘之)

航空局安全部空港安全・保安対策課(課長 干山 善幸)

業績指標 38

住宅、建築物の省エネルギー化(①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率、②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)

評価	
①B-1	目標値：70% (平成27年度) 実績値：集計中 (平成24年度) 初期値：42% (平成22年度)
②A-2	目標値：85% (平成27年度) 実績値：集計中 (平成24年度) 初期値：71% (平成22年度)

(指標の定義)

①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率

当該年度の新築着工住宅のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)に適合しているものの割合。

・省エネ基準：住宅におけるエネルギーの使用の合理化のために建築主の努力義務として定める「住宅の建築主等の判断の基準」等。昭和55年に制定した後、平成4年及び平成11年に基準の改正・強化を行っている。

※「省エネルギー法」：エネルギーの使用の合理化に関する法律

②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率

当該年度に着工された新築建築物(非住宅・300㎡以上)のうち、「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合。

・判断の基準：省エネルギー法に建築物の断熱化、設備の効率的利用に関して努力義務として定める「建築主の判断の基準」。

(目標設定の考え方・根拠)

①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率

・住生活基本計画で設定している目標値(100%(平成32年度))を基に設定。

②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率

・住宅に準じて設定。

①、②ともに省エネ基準の適合義務化によって平成32年度に100%達成することを見据え、適合義務化するための前提条件として①70%、②85%を目標として設定したもの。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

①、②建築主等(事業主体等)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)
- ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)
- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・新成長戦略(平成22年6月18日)

(1) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

【閣決(重点)】

なし

【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)

<住宅・都市分野>

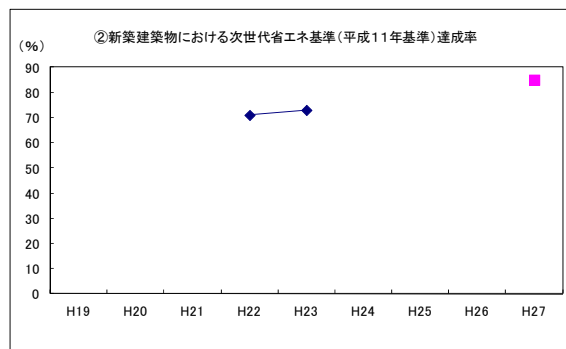
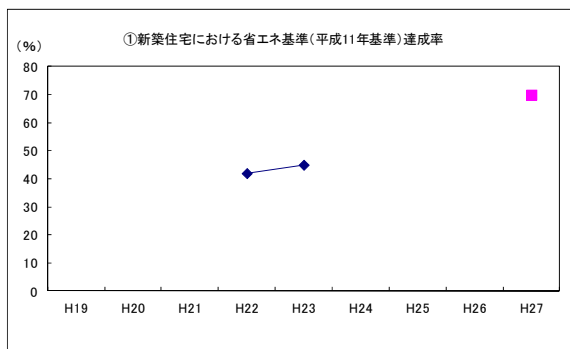
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

3. チャレンジ25の実現に向けた環境に優しい住宅・建築物の整備

過去の実績値					(年度)
	H20	H21	H22	H23	H24
①	—	—	42%	45%	集計中
②	—	—	71%	73%	集計中

※①当該年度の新築着工住宅のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）に適合しているものの割合

※②当該年度に着工された新築建築物（非住宅・300㎡以上）のうち、「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①住宅関係 (◎)

- ・省エネルギー法による住宅の省エネ措置の努力義務等
- ・省エネ措置等を講じた住宅に対する融資、補助等による支援

②建築物関係 (◎)

- ・省エネルギー法による建築物の省エネ措置の努力義務等
- ・省エネ措置等を講じた建築物に対する融資、補助等による支援
- ・官庁施設のグリーン化の推進

<注>◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係わる施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

①住宅関係 (◎)

- ・省エネルギー法に基づく建築主等に対する省エネ基準に基づく省エネ措置の努力義務
 - ・省エネルギー法に基づく一定規模以上の住宅の建築・大規模修繕等の省エネ措置の届出義務化
 - ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定制度の創設
 - ・認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置を実施
 - ・一定の省エネ改修を行った場合の所得税、固定資産税の軽減
 - ・省エネ措置等を講じた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の証券化ローンの枠組みを活用して金利引き下げを実施
 - ・住宅のゼロ・エネルギー化推進事業により、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組を支援。
- 予算額：環境・ストック活用推進事業 173.1億円の内数（平成24年度）・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントによるエコ住宅の新築やエコリフォームの推進
- ・省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援
 - ・民間事業者等による先導的技術開発の支援
 - ・住宅性能表示制度の普及推進
 - ・住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価する建築物総合環境性能評価システム（CASBE）の開発・普及の推進

②建築物関係 (◎)

- ・省エネルギー法に基づく建築主等に対する省エネ基準に基づく省エネ措置の努力義務
- ・省エネルギー法に基づく一定規模以上の建築物の建築・大規模修繕等の省エネ措置の届出義務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定制度の創設
- ・一定の省エネ設備を取得し、事業の用に供した場合の法人税等の軽減（グリーン投資減税）
- ・既設官庁施設の設備機器等老朽更新時における省エネ対策の推進
- ・既存官庁施設の適正な運用管理の徹底
- ・省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援
- ・民間事業者等による先導的技術開発の支援
- ・住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価する建築物総合環境性能評価システム（CASBE）の開発・普及の推進
- ・グリーン庁舎の整備の推進

<注>◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ① 新築住宅における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率

- ・新築住宅における省エネ基準適合率は、平成23年度45%から平成24年度P%に向上している。
 - ②一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率
 - ・建築物の省エネ基準適合率は、平成24年度約P%となっており、また、省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援等の効果が今後見込まれるため、建築物の次世代省エネ基準適合率は順調に推移するものと考えられる。
- （事務事業の実施状況）**
- ①新築住宅における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率
 - ・大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出義務化等を実施（平成18年4月施行）
 - ・省エネルギー法に基づき、大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）に係る担保措置の強化（平成21年4月施行）
 - ・省エネルギー法に基づき、中小規模の住宅（床面積300㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化等を実施（平成22年4月施行）
 - ・次世代省エネ基準に適合する住宅の建設に対し、証券化ローンの枠組みを活用した金利引き下げを実施（平成22年度 証券化ローンの枠組みを活用した金利引き下げ戸数 152,013件の内数）（平成21年度第一次補正予算、第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引き下げ措置を強化）
 - ・省エネルギー性能を含む住宅の性能について分かりやすく表示する制度（住宅性能表示制度）の普及を推進（平成23年度：新築住宅戸数197,748戸）
 - ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントのエコ住宅の新築については、1,020,996戸のポイント申請があり、1,007,945戸にポイント発行（約2,747億ポイント）（平成22年3月から平成25年3月末）。
 - ・環境・ストック活用推進事業による省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクト等に対する支援の実施（平成24年度予算、平成24年度補正予算）
 - ・住宅のゼロ・エネルギー化推進事業においては、2,701件の応募があり、1,320件を採択。
 - ②一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率
 - ・省エネルギー法に基づき、大規模な建築物（床面積2,000㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化。（平成15年4月施行）
 - ・省エネルギー法に基づき、中小規模の建築物（床面積300㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化等を実施（平成22年4月施行）
 - ・環境・ストック活用推進事業による省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクト等に対する支援、省エネ改修の実施（平成24年度予算）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① B-1

新築住宅の業績指標は向上してはいるが、目標値の水準までには更なる施策が必要である。そのため、住宅の省エネ基準への適合義務化に向けて、中小工務店の省エネ施工技術の習得の支援などの環境整備を行う。
- ② A-2

前述のとおり、平成24年度の実績値は約P%となっており、また、既存施策の効果が今後見込まれるため、一定の新築建築物の業績指標は概ね順調に推移するものと考えられる。引き続き、省CO2技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物リーディングプロジェクト等への支援を行う。また、建築物の省エネ基準への適合義務化に向けて環境整備を行う。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・省エネ基準を改正し、非住宅は4月1日から施行（経過措置は平成26年3月31日まで）、住宅は10月1日から施行（経過措置は平成27年3月31日まで）する。
- ・住宅・建築物の省エネ基準適合義務化に向けて、義務化の対象、時期、支援策について、さらに詳細な検討を行う。
- ・高い省エネ性能等を有する住宅・建築物の認定制度等を内容とする「都市の低炭素化の促進に関する法律」により、住宅・建築物の省エネ化・低炭素化を促進。また、平成25年度税制改正において、認定を受けた新築住宅に対する投資型減税の特例措置を創設するとともに、住宅ローン減税の特例措置を延長・拡充する。
- ・都市の低炭素化により環境対策の促進を図るため、低炭素建築物（非住宅のみ）の新築等を行う者に対して、日本政策金融公庫により低利融資を実施。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局住宅生産課（課長 伊藤 明子）
 住宅局建築指導課（課長 井上 勝徳）
 関係課： 官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室（室長 尾崎 俊文）

業績指標 39

重量車の平均燃費向上率（平成14年度比）

評価

A-2	目標値：12%（平成27年度） 実績値：13.1%（平成23年度） 初期値：0%（平成14年度）
-----	--

（指標の定義）

重量車（トラック・バス等）が1リットルの燃料で走行することができる距離の平均が、基準年度（省エネ法に基づくトップランナー方式による燃費基準（現在商品化されている自動車のうち最も燃費性能が優れている自動車をベースに、技術開発の将来の見通し等を踏まえて策定した燃費基準）が設定された際の基準年度）である平成14年度に対してどれだけ向上したかを表す指標。

（目標設定の考え方・根拠）

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会重量車判断基準小委員会・重量車燃費基準検討会において、省エネ法に基づくトップランナー方式による重量車の燃費基準は、平成27年度を目標年度とし、基準年度である平成14年度から12%の燃費向上と設定されたことによる。（出荷台数比率は基準年度と同じであると仮定）

（外部要因）

重量車の区分（トラック・バス等の車種、車両総重量クラス等）別の出荷台数比率

（他の関係主体）

経済産業省（省エネ法の機械器具に係る措置のうち、自動車については経済産業省と国土交通省の共管）

（重要政策）

【施政方針】

第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「乗用車の燃費基準を2015年までに2割以上改善し、世界で最も厳しい水準とする」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

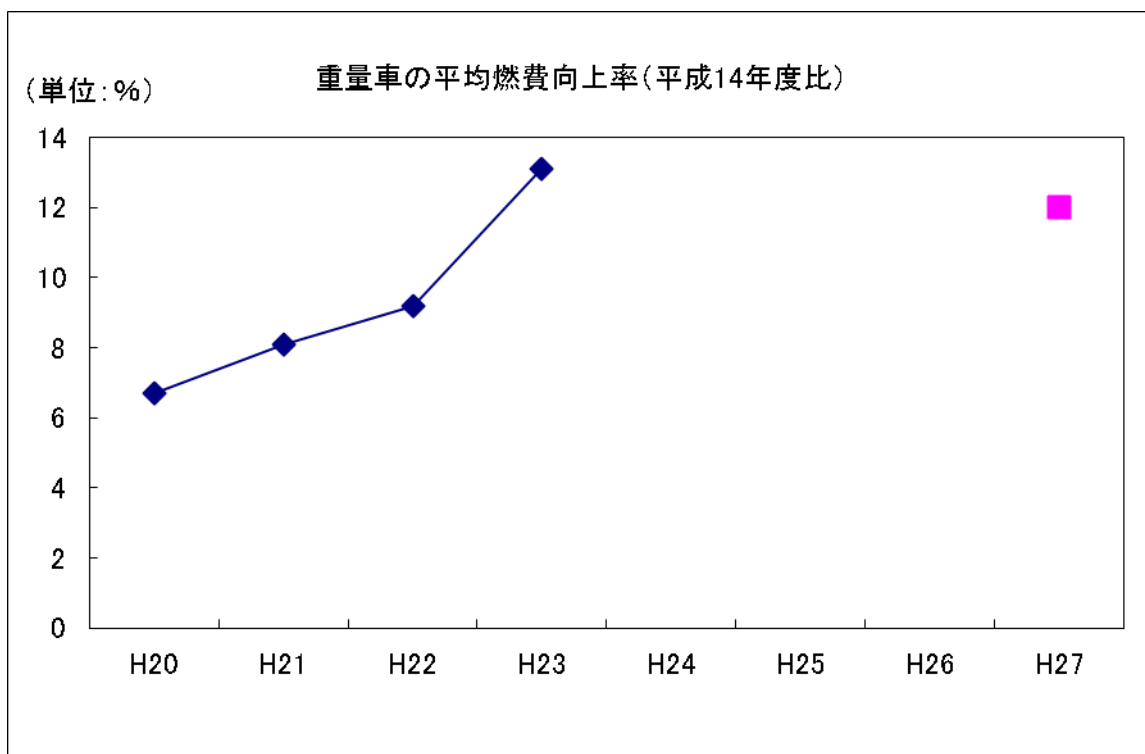
なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
6.7%	8.1%	9.2%	13.1%	集計中

（※平成24年9月を目途に集計完了予定。（現在、メーカーから順次平成23年度の実績が提出されているところ。））



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・燃費基準の達成状況を把握し、必要に応じて新たな燃費基準を設定することで、燃費性能の優れた重量車の普及を促進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・重量車の燃費基準は平成18年に施行されたものであり、全対象車に燃費の表示が行われたのは平成19年9月以降であるため、指標の実績値の集計が可能なのは、平成20年度分以降の値である。
・平成23年度の実績において、平成27年度での目標値を達成している。

(事務事業の実施状況)

・国内向け出荷される重量車の燃費値の調査を実施し、燃費基準の達成状況を把握するよう努めている。
・重量車の燃費に関する情報を国土交通省HP上で公表し、燃費性能の優れた重量車にステッカーを貼付する等により、自動車ユーザーの燃費性能に関する意識を高め、燃費性能が高い重量車の普及を促進するよう努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成23年度の改善率で、平成27年度での目標値を達成している。
・燃費基準の目標年度である平成27年度までに、順次モデルチェンジが行われて燃費が改善していくと考えられることから、引き続き燃費基準の達成状況を把握する。
・以上からA-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車局環境政策課 (課長 板崎 龍介)

業績指標 40

モーダルシフトに関する指標（①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量（自動車での輸送が容易な貨物（雑貨）量）

評価	
① B-2	目標値：① 36億トンキロ増（平成24年度）
② B-2	② 320億トンキロ（平成24年度）
	実績値：① -5億トンキロ（平成23年度）
	② 305億トンキロ（平成23年度）
	初期値：① 21億トンキロ増（平成18年度）
	② 301億トンキロ（平成18年度）

(指標の定義)

トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量（トンキロ）およびトラックから海上輸送に転換することで増加する海上輸送量（トンキロ）

(目標設定の考え方・根拠)

自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道・海運へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成24年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して専用列車の設定、輸送力増強事業等により36億トンキロ増加させ、また、平成24年度における施策を実施しない場合の海上輸送量を257億トンキロと推定し、海運事業者に対するヒアリング結果等を踏まえ施策を実施することによって63億トンキロ増加させ、320億トンキロにするという目標値を設定。（京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり）

(外部要因)

自然災害等による変動

(他の関係主体)

物流事業者（鉄道事業者、海運事業者含む）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。（第3章第2節1.（1）」

新成長戦略（平成22年6月18日）

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

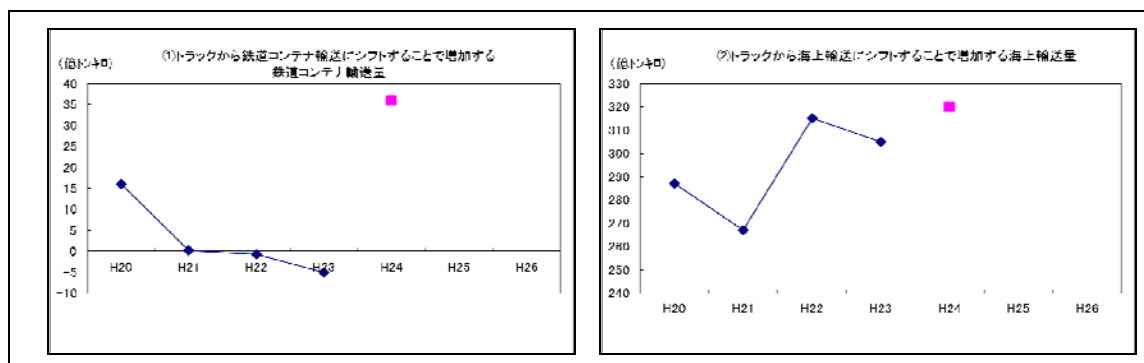
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
① 16億トンキロ	① 0.2億トンキロ	① -0.7億トンキロ	① -5億トンキロ	① 集計中 億トンキロ
② 287億トンキロ	② 267億トンキロ	② 315億トンキロ	② 305億トンキロ	② 集計中 億トンキロ



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①荷主・物流事業者の連携による取組の促進

- ・モーダルシフト等推進事業費補助金

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することにより、モーダルシフトを推進する。

予算額：8.2億円（平成24年度）

②鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

- ・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業

山陽線に引き続き、九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を行う（平成23年3月完成）。

- ・隅田川駅輸送力増強事業

北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅について、輸送力の増強のための整備を行う（平成24年3月完成）。

予算額：6.0億円（平成21年度）補正予算で事業採択

1. 8億円（平成22年度）うち交付決定変更による増額分1.6億円
2. 8億円（平成23年度）
2. 8億円（平成24年度）

- ・エコレールマークの普及

鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。

（税制特例）※課税標準の軽減割合は平成24年度のもの

- ・長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の特例措置

法人税 取得価額の80%の圧縮記帳

- ・JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る特例措置

固定資産税 5年間 3/5

- ・第三セクターが幹線鉄道等活性化補助を受けて取得しJR貨物に貸し付ける鉄道施設に係る特例措置

固定資産税 10年間 1/2

- ・鉄軌道用車両等（JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む）の動力源に供する軽油の免税措置

軽油引取税 課税免除

- ・地球温暖化対策のための税におけるモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置

地球温暖化対策のための税 平成26年3月31日までの間 還付

③内航海運の競争力の強化

- ・複合一貫輸送ターミナルの整備等（◎）

港湾における温室効果ガス排出削減対策等を推進するため、複合一貫輸送ターミナルの整備等により、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促進する。

予算額：港湾整備事業費1,685億円（国費）及び

社会資本整備総合交付金13,475億円の内数（平成24年度）

- ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

海上輸送を一定程度利用するモーダルシフト貢献企業を選定し、当該企業にエコシップマークの使用を認める等の活用により船を利用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップモーダルシフト事業」を実施する。

- ・海上交通低炭素化促進事業費補助金（内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業）の実施

モーダルシフトや内航フィーダー輸送の受け皿である海上交通事業者のシャシー等輸送機器の導入の取組みを支援し、海上交通ネットワークの利用促進及び環境負荷低減等に貢献する。

予算額：0.8億円（平成24年度）

- ・共有建造制度によるモーダルシフト船等の建造の促進

平成17年度から船舶共有建造制度を活用してスーパーエコシップを建造する場合において船舶使用料減免を行うために必要な経費を鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して出資することにより、モーダルシフト船等の建造を促進する。

予算額：79.5億円（平成20年度）うち補正予算40.0億円

250.0億円（平成21年度第1次補正予算）

25億円（平成22年度補正予算）

・高度船舶安全管理システムの実用化

平成13年度から船舶の推進機関の状態を陸上から遠隔監視・診断を行うとともに、陸上支援による推進機関の適切な保守管理を行うことにより、推進機関に生じる全ての重大な故障等を未然に防止する革新的な安全管理技術「高度船舶安全管理システム」の研究開発を実施。平成16年度末に開発を終了。システムの導入により、従来と比較して機関部作業の省力化の効果が見込まれることから、官学労使からなる「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において、同システムを導入した船舶に適した効率的な乗組み体制のあり方について検討を進めている。現在は、乗組み見直しの可否を検討するため、同検討会における合意に基づき、平成24年7月末までの間、「検証運航」という位置づけで見直した乗組み体制による運航実績の蓄積を図っているところ。今後も船舶の安全性・信頼性の向上、機関部作業の軽減、機関保守整備の合理化等、本システムの普及に向けた環境整備に取り組む。

・地球温暖化対策のための税におけるモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置（再掲）

地球温暖化対策のための税 平成26年3月31日までの間 還付

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①世界同時不況の影響による物流総量の減少により、平成20年度・21年度ともに輸送量（鉄道コンテナ輸送トンキロ数）が大幅に減少した。平成22年度には持ち直しの動きが見られたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響で東北線、常磐線等が不通になるなどして輸送量が急速に落ち込み、結果的には、平成22年度の輸送量についても、平成21年度から横ばいとなった。

平成23年度の輸送量についても、震災により荷主企業も甚大な被害を受け完全な復旧に至っていないことや、同年度末時点でも不通区間が残っていることなどにより、平成22年度に比較して減少することとなった。

平成24年度の輸送量は集計中であるがJR貨物の速報値によれば、平成24年度には被災した貨物駅が全て復旧したことにより荷主企業の鉄道輸送が再開されたことに伴いコンテナ輸送量が増加した。一方、車扱については、一部区間において石油輸送が終了したことによる減少もあり、結果的には平成23年度とほぼ横ばいとなった。

②について、世界同時不況の影響から回復せず、輸送量は徐々に減少傾向にあったが、平成22年度はモーダルシフト対象品目である輸送用機械をはじめとした製品等の輸送量が増加したことにより、前年度に比べ目標値を上回り増加となったものの、平成23年度は東日本大震災の影響を受け、平成22年度に比べ減少した。

(施策の実施状況)

①荷主・物流事業者の連携による取組の促進

・モーダルシフト等推進事業補助金

平成24年度においては、鉄道へのモーダルシフト事業13件、内航海運へのモーダルシフト事業4件、幹線輸送集約化事業1件に対し補助を実施。

②鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業

平成19年3月に山陽線鉄道貨物輸送力増強事業が完成し、コンテナ列車の長編成化が実現した。

・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業

九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を進め、平成23年3月に完成し、首都圏などと福岡との間で長編成コンテナ列車の直通運転が可能となった。

・隅田川駅輸送力増強事業

平成25年3月に北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅の輸送力増強事業が完成し、長編成コンテナ列車の直通運転が可能となった。

・エコレールマークの普及

平成24年度の認定商品は合計で99件（153品目）、認定企業は78件となった。

今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

③内航海運の競争力の強化

・複合一貫輸送ターミナルの整備等

物流効率化とともにモーダルシフトによる温室効果ガス排出削減にも寄与する複合一貫輸送ターミナルの整備等を行った。

・改正内航海運業法の適切な運用

平成17年度より、参入規制の緩和等を内容とする改正内航海運業法を施行し、意欲ある事業者の事業展開の多様化、円滑化及び新規参入を促している。（平成23年度新規参入事業者数：20事業者）

・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

平成24年度は「エコシップモーダルシフト事業」の認定事業者として荷主10者、物流事業者14者を決定した。（認定事業者：荷主73者、物流事業者88者（平成24年12月現在合計））。

- ・海上交通低炭素化促進事業費補助金（内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業）の実施
既存貨物のモーダルシフト又は新規貨物の海上輸送における輸送機器の導入費について、5事業者が行う輸送事業に使用する機器に対し約0.8億円の補助金を交付した。
- ・共有建造制度によるモーダルシフト船等の建造の促進
平成24年度においては、共有建造制度を活用したスーパーエコシップの建造支援等の普及支援を行った。
- ・高度船舶安全管理システムの実用化
現在、「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において当該システムに係る乗組み制度の検討を行うとともに、機関保守整備の合理化の検討を行うなど、本システムの普及に向けた環境整備に取り組んでいる。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業務指標について、鉄道貨物輸送量は、平成20年度の世界同時不況や平成23年3月に発生した東日本大震災の影響等を受け、平成20年度からの実績のトレンドは計画策定時の見込みに比べて低くなっている。
平成23年度に創設した無利子貸付制度（JR貨物の設備投資を支援するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する）を着実に遂行していく。
加えて、環境省と連携し、24年度からは、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことや低温物流のニーズを踏まえた物流の効率化を図っていくことで、トラックからのモーダルシフトを促進しているところである。
今後は、低温物流や国際・国内複合一貫輸送など、鉄道輸送需要が期待される成長分野を開拓し、モーダルシフトを推進していくことにより、目標達成を図ることとし、B-2と評価した。
平成23年度の海上輸送量は東日本大震災の影響を受け輸送量が減少した。平成20年度の世界同時不況や平成23年3月に発生した東日本大震災の影響等を受け、平成20年度からの実績のトレンドは計画策定時の見込みに比べて低くなっているが、平成24年度以降については、東日本大震災の影響からの回復が見込まれる。環境負荷の少ない大量輸送機関としての海上輸送へのモーダルシフトを促進する必要があることになりはならず、引き続き、施策の着実な進捗を図っていくことにより、目標達成を図ることとし、B-2と評価した。
- ・モーダルシフトは、地球温暖化対策のほか、省エネルギーや労働力不足への対応策として非常に有効であるため、施策を改善しつつ進める必要があり、今後も、物流分野のCO2排出量削減に向けて関係方面の連携強化を図り、裾野の広い取組を推進していく。

平成25年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成25年度）

- ・物流の低炭素化促進事業
環境省と連携し、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことで、トラックからのモーダルシフトの促進を図る。

（平成26年度以降）

- ・低炭素価格向上に向けた社会システム構築支援基金（鉄道活用型の低炭素物流事業）
環境省と連携し、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことで、トラックからのモーダルシフトの促進を図る。
- ・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費（物流システム低炭素化）
消費者ニーズ、製品仕様の高度化等により、温度管理を求める荷主ニーズは高まっている。今後、低温物流分野における輸送拡大を見越し、トラックからのモーダルシフトの促進を図るため、蓄冷式温度管理コンテナ導入に向けた実証事業を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局物流政策課（課長 馬場崎 靖）
関係課：鉄道局鉄道事業課JR担当室（室長 榎本 通也）
海事局総務課企画室（室長 藤原威一郎）
港湾局計画課（課長 菊地 身智雄）

業績指標 4 1

地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数

評 価

A-2

目標値：30都市（平成24年度）
実績値：32都市（平成24年度）
初期値：3都市（平成19年度）

（指標の定義）

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に係る計画を策定し、対策に取り組んでいる都市数。

（目標設定の考え方・根拠）

京都議定書の第1約束期間内（H20～H24年度）において、先導的都市環境形成促進事業等を活用し、包括的な都市環境対策に取り組むことが予想される都市数から設定。

本指標は、京都議定書目標達成計画の見直し（H20.3.28閣議決定）において位置づけられ、積極的に進めていくべき「街区・地区レベルにおける対策」の進捗状況の評価しうるものであり、その数の増加は、我が国の環境対策の着実な推進に資するものである。

（外部要因）

地元との調整等

（他の関係主体）

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者

（重要政策）

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）「一刻も早く、国際社会の協力の下に、全地球規模で、温室効果ガスの削減に取り組んでいかなければなりません。」

【閣議決定】

改訂京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「街区レベルや地区レベルでの面的な対策を導入することにより低炭素型都市の構築を推進する。」

【閣決（重点）】

なし

【その他】

国土交通省成長戦略（5. 住宅・都市分野）

II. 地域ポテンシャル発現戦略

2. まちなか居住・コンパクトシティへの誘導

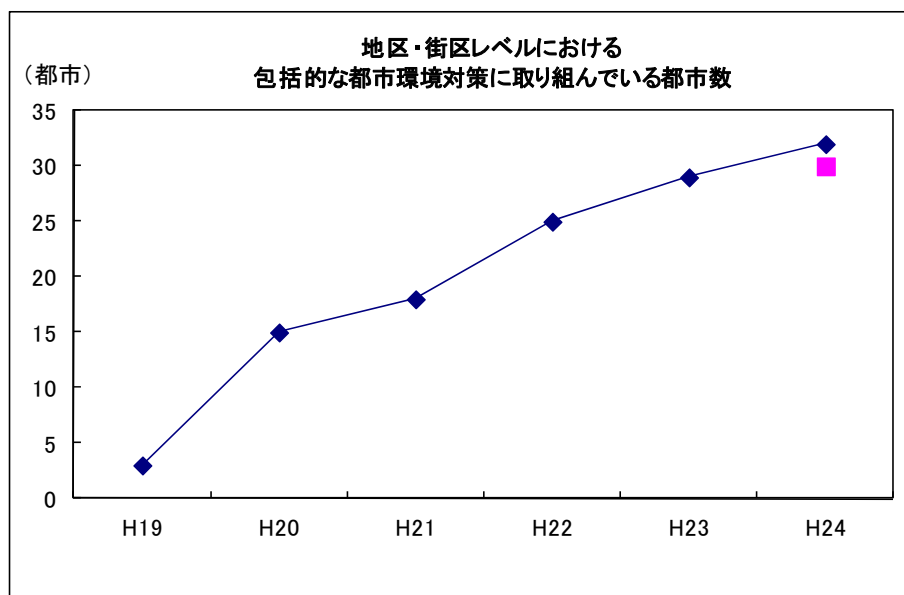
1) 将来目指す姿・あるべき姿

・「面的なCO2の大幅削減等により、持続可能な都市・まち経営と人と環境にやさしいまちなか居住・コンパクトシティを実現する。」

過去の実績値

(年度)

H19	H20	H21	H22	H23	H24
3都市	15都市	18都市	25都市	29都市	32都市



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○先導的都市環境形成促進事業の推進

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に推進するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する支援を行い、低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を実施する。

予算額 7.7 億円（平成 24 年度）

関連する事務事業の概要

○エコまちネットワーク整備事業の推進

多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域又は国土交通大臣が認定した先導的都市環境形成計画を策定した地区において、都市開発と一体的に環境負荷の削減対策を行うことにより、効果的・効率的に都市環境の改善を図る。

○都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

○市民緑地等整備事業

三大都市圏に存する都市等、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、緑の基本計画等に基づき、市民緑地契約等に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設整備や、借地公園の整備を支援する市民緑地等整備事業に特例を設け、先導的都市環境形成計画が認定された区域について民有地等を活用した緑化を推進する。

※予算額 14,395 億円の内数（平成 24 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 24 年度までの実績値は、前年度比で 3 都市（多治見市、松山市等）増加し、32 都市となっており、目標値である 30 都市を達成した。

（事務事業の実施状況）

地方公共団体等を対象としたセミナー等の機会を活用して、先導的都市環境形成促進事業による都市環境対策の普及の取組を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、順調に推移し目標を達成したことから、引き続き現在の施策を推進していくこととし、A-2 と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

平成 25 年度より、都市の環境を改善する先導的な取り組みを推進するため、市街地整備の一環としてエネルギーの融通、省エネ、創エネを地区・街区単位等で実施することによる自立エネルギー型都市づくりの推進に向けたシステムの構築、屋上・人工地盤緑化、鉄軌道施設緑化等公共・公益施設や公開性を有するものの緑化及び交通分野の CO₂ 削減を図るための自動車分担率の低減などに資する市街地における公共交通の利用促進や自動車利用の抑制等のモデル事業に対する支援を実施。

（平成 26 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）
都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）
都市局都市計画課（課長 和田 信貴）
都市局都市政策課（課長 東 潔）

業績指標 4 2

年度評価における採択案件の採点の平均値（革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標）

評 価

A-3-①	目標値：3（平成24年度） 実績値：4（平成24年度） 初期値：－
-------	---

（指標の定義）

革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発はH21～24までの4カ年事業であるが、個々の案件（22件）においては、H23終了案件（10件）とH24終了案件（12件）がある。各案件の年度毎の評価については、翌年度以降も継続する案件に対する評価（H21～22：22件、H23：12件）と該当年度に終了した案件に対する評価（H23：10件、H24：12件）の2つの評価方法のいずれかを用いて評価を行ってきた。従って、H24年度の評価にあたっては、以下のとおり終了した案件に対する評価指標のみを用いる。

終了した案件に対する評価

当該年度に実施した技術開発に対する学識経験者等による年度評価における評価（採点式）結果の平均値（（分子）評価を行った案件の採点結果（5段階評価）の合計値/（分母）案件の件数）（下式参照）

式：（評価を行った案件の採点結果の合計値÷案件の件数）

終了年度における、事業の必要性、効率性、有効性の観点から評価を実施。

（参考）継続する案件に対する評価

当該年度に実施する技術開発に対する学識経験者等による年度評価における評価（採点式）結果の平均値（（分子）評価を行った案件の採点結果（100点評価）の合計値/（分母）案件の件数）の満点に対する割合（下式参照）

式：（評価を行った案件の採点結果の合計値÷案件の件数）÷100（満点）

当該年度の事業成果、次年度以降の計画の実効性や実施体制、総合評価の観点から評価を実施

（目標設定の考え方・根拠）

船舶の省エネルギー技術開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に評価・管理することが重要である。この観点から当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度評価における採点結果の平均値を業績指標として設定した。なお、最終年度に用いた本指標については、終了年度における、事業の必要性、効率性、有効性の観点から、5段階評価で3以上達成することを目標とした。

（外部要因）

- ・設備の故障等の不可抗力
- ・資機材の入手難 等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

・新成長戦略(平成22年6月18日) 工程表：

Ⅲ アジア経済戦略～ヒト・モノ・カネの流れ倍増（アジアの成長を取り込むための改革の推進）～②

日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力強化、船員（海技者）の確保・育成、造船業の国際競争力強化。

【閣決（重点）】

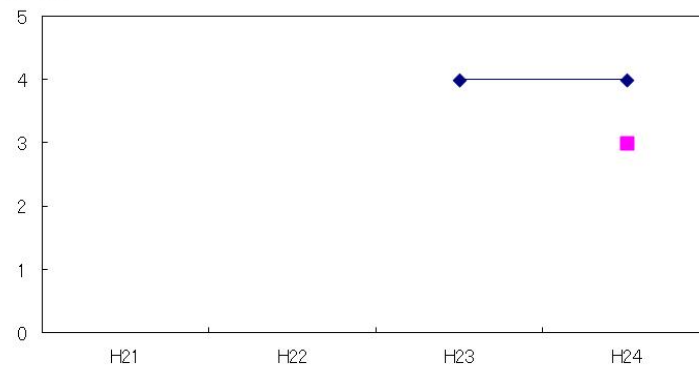
なし

【その他】

なし

当該年度に終了した案件に対する評価（H23：10件、H24：12件）					過去の実績値	（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	H24	
－	－	－	－	4	4	

(平均値) 年度評価における採択案件の採点の平均値【終了案件評価】



事務事業の概要

主な事務事業の概要

船舶の省エネルギー技術（高効率船舶）の開発を推進するため、新造船の燃費向上について民間事業者等が行う先進的な研究開発の取り組みに対し、開発費用の一部を支援する。

- ・革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発 予算額473百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

平成24年度については、目標値を達成しており、研究開発は順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

船舶の省エネルギー技術（高効率船舶）の開発を推進するため、新造船の燃費向上について民間事業者等が行う先進的な研究開発の取り組みに対し、開発費用の一部を支援する仕組みを平成21年度に創設（H21～H24年度まで実施）。個々の案件（22件）においては、H23終了案件（10件）とH24終了案件（12件）があり、H24年度末に外部有識者によって実施した評価においては、H24年度で終了した案件（12件）について、その成果が適切であるとの評価を得た。その結果、指標についても目標値を達成することとなった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

当該施策は平成24年度で終了するところ、業績指標については、平成24年度の目標値を達成しているため、A-3と評価した。当該施策により、新造船からのCO2排出量を大幅に削減するための要素技術が確立され、実際に本施策の成果を盛り込み大幅なCO2排出量削減を実現する船舶が建造可能となっている。

以上のことから、本施策は十分に目標を達成できたと評価できる。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局安全・環境政策課（加藤光一）

関係課： 海事局船舶産業課（今出秀則）

業績指標 43

都市公園の整備、公共施設等の緑化等による温室効果ガス吸収量

評価

A-2	目標値： 107万 t-CO ₂ /年（平成28年度） 実績値： 106万 t-CO ₂ /年（平成23年度） 初期値： 105万 t-CO ₂ /年（平成22年度）
-----	--

（指標の定義）

1989年12月31日時点で「森林」でなかった都市域等において、1990年以降当該年までの間に、樹木（高木）の植栽（＝植樹）を含めた面積500㎡以上の規模の緑化を行う事業（都市公園の整備、公共施設の緑化等）によって創出された緑地による温室効果ガス吸収量。気候変動枠組条約等に基づき、「土地利用、土地利用変化及び林業分野」の要素として日本国が国連へ報告しているもの。

（目標設定の考え方・根拠）

吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成2年から平成22年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）第3部第2章第9節1生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進「都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します」
- ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日）第2部第1章第4節3. 施策の基本的方向「森林等の吸収源対策」
- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）第3章第2節1.（2）②都市緑化等の推進

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

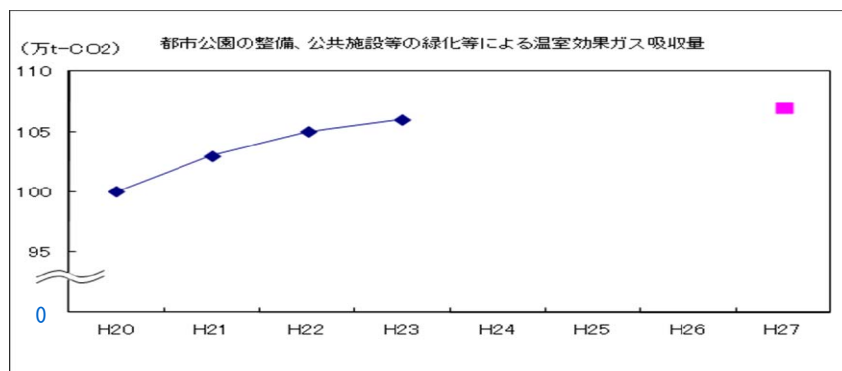
【その他】

- ・「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日 地球温暖化対策推進本部）Ⅱ. 地球温暖化対策計画の検討方針「国際的に合意された新たなルールに則った森林等の吸収源対策や、バイオマス等の有効活用を積極的に推進する。」

過去の実績値

（年度）

H20	H21	H22	H23	H24
100万 t-CO ₂ /年	103万 t-CO ₂ /年	105万 t-CO ₂ /年	106万 t-CO ₂ /年	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進する。
- ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告・検討体制の整備を行う。

関連する事務事業の概要

- ・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度は、平成22年度と比較して温室効果ガス吸収量が1万t-CO₂増加しており、このままのトレンドで推移すれば目標値を達成可能である。

(事務事業の実施状況)

- ・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進した。
(平成23年度に整備された吸収源となる高木の本数：717,708本)
(平成23年度に整備された吸収源となる緑地の面積：1,016.4ha)
- ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告・検討体制の整備を行った。
- ・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、平成23年度も増加傾向であり、順調に推移している。都市の低炭素化が重要課題となっていることから、引き続き、都市緑化等による高木等の吸収量の算定方法の精度の向上及び都市公園の整備、公共施設等の緑化等により都市緑化の推進を図ることが重要であり、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局公園緑地・景観課(課長 舟引 敏明)

関係課：道路局環境安全課道路環境調査室(室長 森本 励)

水管理・国土保全局 河川環境課(課長 金尾 健司)

水管理・国土保全局下水道部下水道企画課(課長 松本 貴久)

港湾局海洋・環境課(課長 津田 修一)

住宅局住宅総合整備課(課長 里見 晋)

官庁営繕部 設備・環境課営繕環境対策室(室長 尾崎 俊文)

業績指標 4 4

下水道に係る温室効果ガス排出削減
(省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減目標量)

評価

N-2 (集計中)	目標値：約 246 万 t-CO ₂ (平成 28 年度) 実績値：集計中 (平成 23 年度) 初期値：約 129 万 t-CO ₂ (平成 21 年度)
-----------	--

(指標の定義)

- ・下水道における省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減量

(目標設定の考え方・根拠)

- ・平成 28 年度までにこれまでの下水汚泥エネルギー化率の進展のトレンドを踏まえて、消化ガス発電や固形燃料化等によって下水汚泥エネルギー化率が約 29% まで進展するとともに、焼却炉の高温焼却化率 100% を達成することを目指し、これらが達成された場合の削減量である 246 万 t-CO₂ を目標値とする。

(外部要因)

- ・技術開発の動向、資源価格の高騰

(他の関係主体)

- ・地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第 183 回国会施政方針演説 (平成 25 年 2 月 28 日) 「最先端の技術で、世界の温暖化対策に貢献し、低炭素社会を創出していくという我が国の基本方針は不変です。」

【閣議決定】

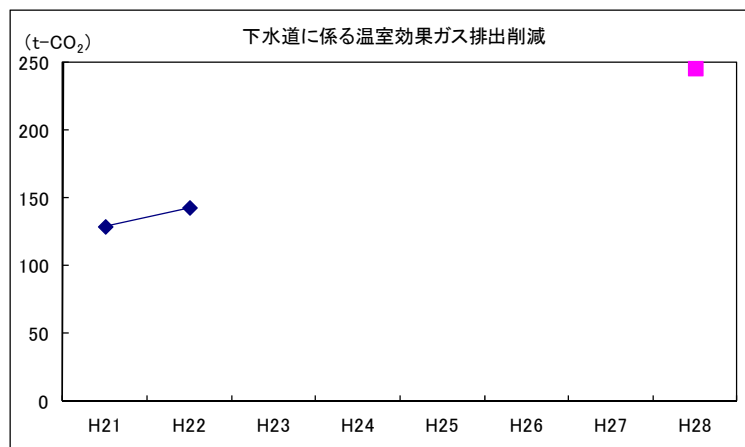
【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成 24 年 8 月 31 日) 「第 3 章に記載あり」

【その他】

- ・なし

過去の実績値			(年度)
H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
約 129 万 t-CO ₂	約 143 万 t-CO ₂	(集計中)	(集計中)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道における温室効果ガス排出削減
 - ・下水道における温室効果ガス排出削減を促進するため、地方公共団体が行う省エネ・創エネ対策に係る施設整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。
 - 社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数 (平成 24 年度国費)
 - 地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数 (平成 24 年度国費)
 - 下水道事業関連予算額 59億円の内数 (平成 24 年度国費)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成23年度の実績値は集計中である

(事務事業の実施状況)

- ・社会資本整備総合交付金により、地方公共団体による下水道における温室効果ガス削減対策を支援した。
- ・「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」に基づき、各下水道管理者における計画的な地球温暖化対策を推進した。
- ・「下水汚泥エネルギー化技術 ガイドライン (案)」に基づき、各下水道管理者における下水汚泥のエネルギー化を促進した。
- ・平成23年度から、「下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト)」により、下水道における省エネ・創エネ対策に係る革新的技術を実証し、下水汚泥のエネルギー化及び下水道事業における温室効果ガス排出量の削減を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度より創設した下水道革新的技術実証事業を、引き続き、実施するとともに、実証事業の成果についてはガイドライン化を図ること等によって省エネ・創エネ技術の普及を図る。
- ・また、平成24年から施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (固定価格買取制度)」等により下水汚泥のエネルギー利用がさらに加速すると見込まれる。
- ・さらに「下水汚泥エネルギー化技術 ガイドライン (案)」の改訂をおこなうとともに、下水道事業に係るベンチマーキングの導入による優良事例の全国展開を推進する。
- ・なお、現在、H23年度の値は集計中であることから、N-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 (課長 松本 貴久)

関連指標 2
環境ポータルサイトへのアクセス件数

実績値等

目標値： 1 万件／月（年度平均）（平成 2 8 年度）
 実績値：平均約 1 8, 2 8 7 件／月（年度平均）（平成 2 4 年度）（P）
 初期値：平均約 3, 2 6 6 件／月（年度平均）（平成 2 3 年度）

（指標の定義）
 1 ヶ月あたりの環境ポータルサイト（<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/index.html>）へのアクセス数（年度平均）

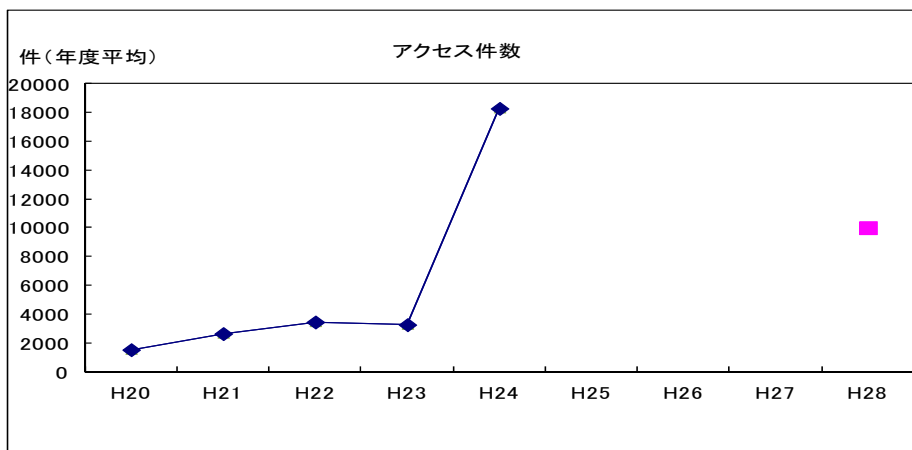
（目標設定の考え方・根拠）
 環境ポータルサイトにおいて、環境に関する施策紹介、報告書、新規トピック等の情報を提供する。環境に関する国民の意識を高めるために、環境ポータルサイトへのアクセス数を月平均 1 万件以上にすることを目標とする。

（外部要因）
 国土交通省のホームページのリニューアル（平成 2 2 年 3 月）

（他の関係主体）
 なし

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値					（年度）
H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4 (P)	
平均約 1, 5 2 9 件	平均約 2, 6 4 7 件	平均約 3, 4 2 5 件	平均約 3, 2 6 6 件	平均約 1 8, 2 8 7 件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 国民一人ひとりの環境に対する意識を高めるために、以下の事業を実施している。
- ① 低炭素・循環型社会形成推進経費 予算額 70 百万円（平成 2 4 年度、以下同じ）
 - ・国土交通分野における持続可能な社会の形成に向けて低炭素・循環型社会の構築を目指し、各地域における低炭素循環型社会形成への取組状況等を調査するとともに、国土交通行政に活用可能な環境政策に関する知見の調査・取りまとめを実施し、国土交通省における環境政策の推進に向けた資料を作成する。
 - ・持続可能で活力ある国土・地域づくりに向けて、まち・住まい・交通の一体的な創蓄省エネルギー化を総合的に推進するため、地方自治体、民間事業者等の取組を構想段階から支援することにより、都市規模、地域特性等に応じた先導的なモデル構築及び全国的な普及促進を図るとともに、国土交通省等の各種支援メニュー・手法を体系的に整理する。
 - ② 社会資本整備分野における地球温暖化対策のための施策に係る調査・検討経費 予算額 9.5 百万円

・再生可能エネルギーの普及促進を図るため、国土交通省の再生可能エネルギー分野における施策について調査・検討し、情報発信を行う。

③ 生物多様性保全推進経費 予算額 12百万円

・COP10で採択された「愛知目標」や、生物多様性地域連携促進法に対応し、国土交通分野における地域と連携した生物多様性保全の取組の普及のためのセミナーやワークショップを実施する。

関連する事務事業の概要

なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

環境ポータルサイトへの平成24年度のアクセス件数は、18,287件(P)であり、目標値を達成した。取組について環境ポータルサイトへ逐次情報発信を行い、それを活用しようとする自治体や市民からのアクセスが増加したためと考えられる。

(事務事業の実施状況)

- ・低炭素循環型社会形成、ヒートアイランド対策や日本企業におけるエコロジカル・ネットワークに関する取組状況や、今後の都市・社会資本分野における環境政策推進方策について検討・整理し、自治体、市民が活用できるような知見を取りまとめた。
- ・有識者及び国土交通省関係部局による支援を実施した結果、全国で5地域においてまち・住まい・交通の一体的な創蓄省エネルギー化の構想が策定された。また、策定された構想を環境ポータルサイト内で公表し、全国的な普及促進を図った。更に、国土交通省関係部局における各種支援メニュー・手法を同サイト内で体系的に整理し、公表した。
- ・まちづくり・地域づくりにおいて地域特性に応じた再生可能エネルギー等のベストミックスを実現する方策について事例調査を実施するとともに、調査結果等の分析・評価により、再生可能エネルギー等の導入を通じた地域活性化策について提言を作成した。
- ・新たな実践活動を育むための知見を抽出し共有することや、今後の生物多様性の取組の普及啓発に資する人的ネットワークの形成を図ることを目的としたワークショップやセミナーを開催した。また、それらの情報を環境ポータルサイト内で公表することで、国土交通分野における取組の普及活動を実施した。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局環境政策課(課長 山本 博之)

業績指標 4 5

緊急地震速報の精度向上

評 価

A-2	目標値：85%以上（平成27年度） 実績値：79%（平成24年度） 初期値：28%（平成22年度）
-----	---

（指標の定義）

震度4以上を観測した地震、または緊急地震速報で震度4以上を予想した地震について、予想誤差±1以下におさまった地域の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

地震動警報のよりの確な発表のため、緊急地震速報の震度の予想精度向上に努める。平成19年度の指標の実績値が77%、その後も同程度の精度で推移し、平成22年度においては、平成23年3月10日までの実績値は72%であったが、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震発生後、活発な余震活動に伴い、同時に発生した地震を分離して処理できずひとつの地震として処理したために適切に緊急地震速報が発表できない事例が多発し、指標の値が大幅に低下した。

このため、同時発生地震をより適切に分離処理する手法や観測点増幅度（注）を導入する等により、緊急地震速報の精度改善を行う。これらの改善を行うことにより、余震活動が長引いており、かつ、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっている状況においても予想精度の向上を図り、低下した指標を回復させることを目標とする。

（注）観測点増幅度：地震発生時の各地の揺れの大きさは、地震の規模や震源からの距離のほかに、地面の揺れやすさも影響する。この揺れやすさも震度予測に反映させるため観測点毎に設定する補正値を、「観測点増幅度」という。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

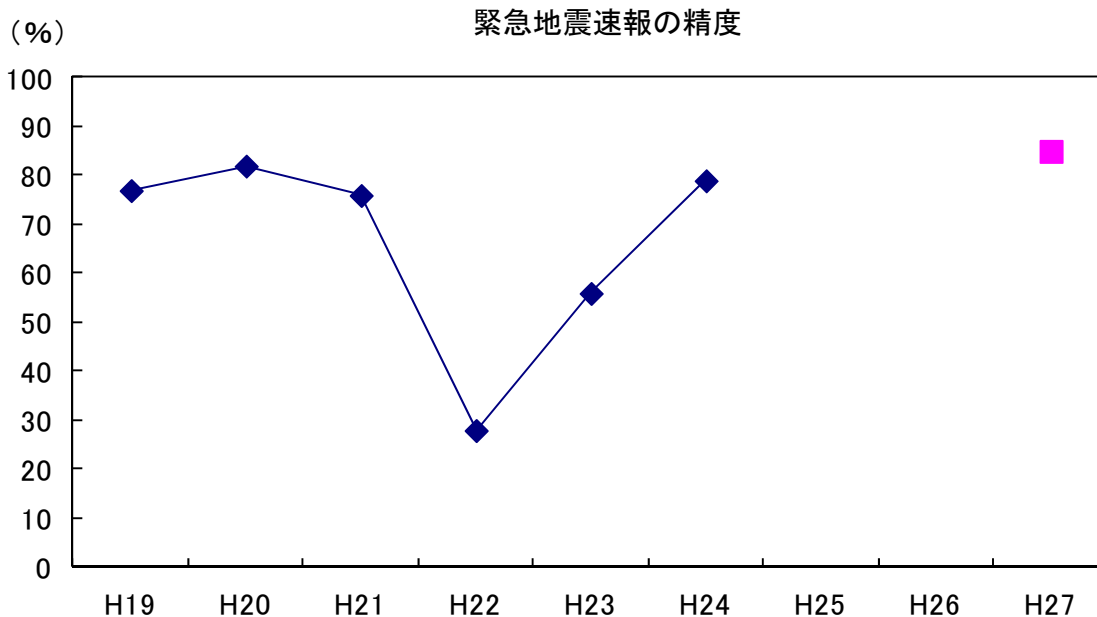
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
82%	76%	28%	56%	79%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

1. 大深度・海底地震計解析処理装置の整備 予算額：109百万円（平成23年度3次補正）
2. 地震波形観測通信機能の復旧 予算額：515百万円（平成23年度1次補正）
3. 地震観測点の緊急整備 予算額：1,941百万円（平成23年度1次補正）
4. 多機能型地震観測装置の追加整備 予算額：476百万円（平成23年度3次補正）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震発生後に落ち込んだ指標は、ほぼ地震発生前の水準まで回復しつつある。

（事務事業の実施状況）

東北地方太平洋沖地震直後から適切に緊急地震速報が発表できない事態となったことを受け、同時地震判定を行う観測点範囲の縮小（平成23年3月）、小規模地震の除外（同年8月）といった改修を実施し、平成23年度には指標の値が大きく回復した。

平成24年度は、平成8年以降の地震観測データを解析し、全震度観測点約4,000点のうち約6割の2,460点について観測点増幅度の値を求め、これを10月に緊急地震速報に導入した。また、(独)防災科学技術研究所の大深度地震計及び(独)海洋研究開発機構のDONET（注）海底地震計の観測データを取り込むための解析処理装置を本庁と大阪管区气象台に整備した（上記事務事業1）。更に、大規模な停電や通信障害による広域欠測を避けるため、多機能型地震観測装置の電源強化や衛星回線によるバックアップ通信を行うための機能強化を順次実施（上記事務事業2）するとともに、新たに計50地点に多機能型地震計を新設した（上記事務事業3及び4）。

（注）DONET：Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamisの略称で、熊野灘沖の海底に設置されている、ケーブル式地震・津波観測監視システム。

課題の特定と今後の取組みの方向性

震度予測精度は、ほぼ地震前の水準まで回復しつつあるが、平成25年度についてはこの水準を確実に維持し、定義させることを目指して、引き続き取り込み可能なデータを増やしていくこととし、「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

大深度地震計、DONET地震計及び新設した地震計による観測データの検証作業を引き続き進め、取り込み可能なデータから順次緊急地震速報への活用を開始する。

（平成26年度以降）

他機関地震観測データの更なる取り込みや、地震同時多発時や巨大地震発生時にも適切に震度を予測する手法の開発を進める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：地震火山部管理課（課長 上垣内 修）
関係課：地震火山部地震津波監視課（課長 長谷川 洋平）

業績指標 4 6

一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数

評 価

A-2	目標値：41%（平成28年度） 実績値：33%（平成24年度） 初期値：32%（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県（248事務所）のうち、光ファイバと接続し、マイクロ回線で自動的にバックアップされている事務所及び都道府県の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ統合通信網における通信の信頼性を確保する上で必要な拠点の整備を順次進めており、平成28年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の41%を目標値として設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（都道府県）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

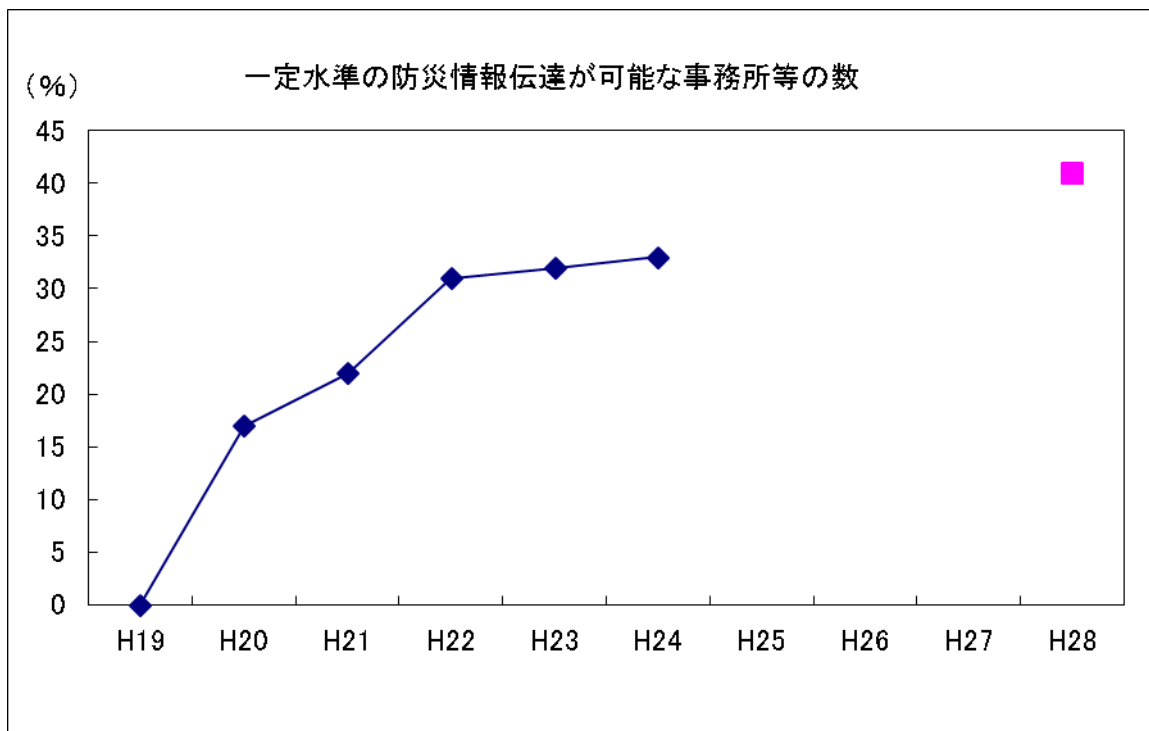
【閣決（重点）】

なし

【その他】

防災基本計画（平成20年2月18日中央防災会議）

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
17%	22%	31%	32%	33%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○国土管理情報通信基盤の整備計画策定経費 予算額0.1億円（平成24年度）
光ファイバや多重無線の通信容量を増強するための検討

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の実績値は全事務所数に対して33%と昨年度から1%増加しており、目標値に向けて進捗している。

（事務事業の実施状況）

平成24年度に光ファイバや多重無線の通信容量を増強するための検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については33%と目標値に向けて進捗しているため、A-2と評価した。
- ・昨今頻発する大規模災害等において災害時の防災情報伝達の重要性が改めて認識されており、確実な情報伝達の実現に向け、一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等を増加させる必要がある。今後も引き続き災害時の効率的な情報収集・伝達手法の検討を行う。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

大規模災害においても確実に通信を確保するため、国土交通省における情報通信ネットワークの信頼性を向上させるための検討を行う。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課電気通信室（室長 松井 健一）

業績指標 4.7

台風中心位置予報の精度

評価

B-2	目標値：260km (平成27年) 実績値：314km (平成24年) 初期値：302km (平成22年)
-----	---

(指標の定義)

72時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を、当該年を含む過去5年間で平均した値を設定。

(目標設定の考え方・根拠)

台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予測誤差を用いる。平成22年までの過去5年間における予報誤差の平均は302kmである。平成27年の目標値としては、新たな数値予報技術の開発等により、過去5年間の同指標の減少と同様のペースで減少させることを目指し、260kmに改善することが適切と判断。

(外部要因)

自然変動(台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化)

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

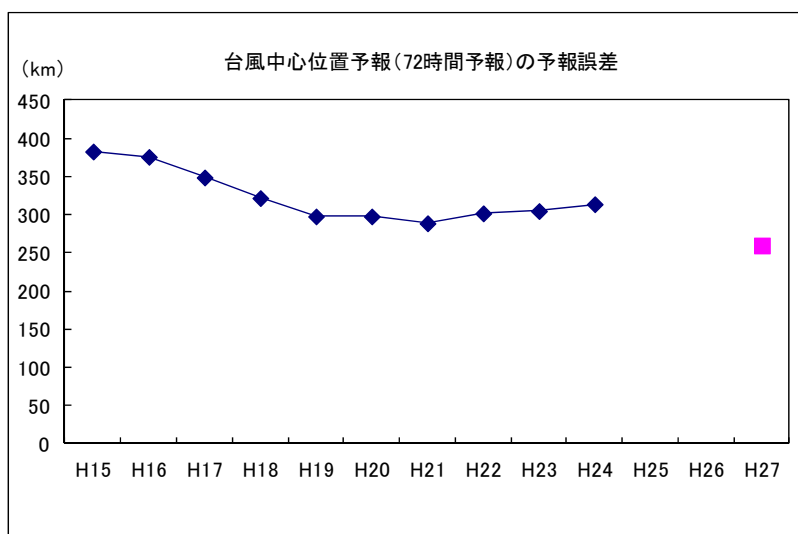
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値 ()内は、単年の予報誤差										(暦年)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
421	383	376	349	322	298	298	289	302	305	314
(363)	(349)	(355)	(266)	(275)	(247)	(345)	(312)	(332)	(289)	(291)
km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km



事務事業の概要

主な事務事業の概要

スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用
 気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報、台風予報などの精度を向上させる。
 予算額： 7.4億円 (H24年度)

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

実績値は314kmとなっている。平成27年までの5年間で台風中心位置予報の予報誤差を260kmに改善するという目標に対し、平成24年の実績値は前年より増加しているものの、単年値としては予報誤差の減少のペースを維持している。

(事務事業の実施状況)

平成24年は新しいスーパーコンピュータシステムへの移行を実施した。また8月には全球サイクル解析(注)のデータ待ち時間を延長し、使用可能な観測データ数を増加させた。9月には新規ウィンドプロファイラ観測データの利用を開始した。これらの取組により、数値予報モデルの初期値をより正確に作成することができ、台風の予測精度の向上につながった。さらに11月には人工衛星搭載マイクロ波水蒸気鉛直探査計データの陸域での利用を開始して水蒸気解析精度を改善した。12月には全球測位航法衛星システム掩蔽観測データの利用衛星数を増やし、対流圏上層から成層圏の気温や水蒸気の解析精度を向上させるとともに、亜熱帯大陸西岸沖の海上に見られる層積雲を予測する手法の改良を行った。また、試験により予測の精度向上が確認できた、数値予報モデルで使用する気候値と定数の更新の導入作業を進めている。引き続き超多チャンネル赤外線鉛直探査計データなどの試験を行い、予測の精度への影響を確認する。

(注) 全球サイクル解析：地球全体の気象を予測対象とした水平分解能約20kmの全球モデルで使用する初期値を、直近の予報値と観測データから作るのが全球解析である。全球解析には、速報性を重視してデータ待ち時間を短くした全球速報解析と、精度を高くするためデータ待ち時間を長くした全球サイクル解析の2つがある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・単年度としてはほぼ変化はないが、実績値は平成21年度以降悪化しており、Bと評価する。これは指標が過去5年間の平均値であり、際だって成績が悪かった年があったことも一因である。しかし、引き続きモデル開発を継続することにより、改善することが見込まれることからB-2とする。
- ・本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルとその初期値の精度を改善することが重要となる。具体的には、スーパーコンピュータの処理能力の向上により、数値予報モデルの高解像度化及びアンサンブル予報のメンバー数の増強を図る。また、新規衛星観測データの利用開始や観測データを数値予報モデルに取り込む手法の改善を進める。これらを的確に実施して台風予測精度の一層の向上を図る。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

スーパーコンピュータの処理能力の向上により、数値予報モデルの高解像度化を図る。また、新規衛星観測データの利用開始や観測データを数値予報モデルに取り込む手法の改善を進める。また数値予報モデルの入力となる台風強度について解析の客観化を図る。

(平成26年度以降)

平成26年度以降は、アンサンブル予報(注)のモデル高解像度化やメンバー数の増強等を図る。これにより、台風予報円をよりの確に発表できるようになる。また、引き続き観測データの利用手法の高度化を進めるとともに、数値予報モデルを改良する。これとともに台風強度解析の改善を図る。

(注) アンサンブル予報：数値予報モデルにおける誤差の拡大を把握するため、多数の予報を行い、その平均やばらつき程度の統計的な性質を利用して最も起こりやすい現象を予報する手法。用いる予報の個数をメンバー数という。

担当課等(担当課長名等)

担当課：気象庁予報部業務課(課長 田中 省吾)

関係課：気象庁予報部予報課(課長 横山 博)

業績指標 48

津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用できる沖合津波観測点の数

評 価	
N-2	目標値：35観測点（平成26年度） 実績値：0観測点（平成24年度） 初期値：0観測点（平成23年度）

(指標の定義)

津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用できる沖合津波観測点の数。

(目標設定の考え方・根拠)

東北地方太平洋沖地震では、気象庁が最初に発表した津波の予想高が過小であったが、これは、地震の規模を過小評価していたことが原因であった。

津波警報は、地震発生後直ちに発表する必要があるが、東北地方太平洋沖地震のような巨大地震については、地震発生後直ちに求まる地震の規模が過小評価となるため、各海域で予め最大地震を想定した津波予測をしておき、それを採用して津波警報第一報を発表することとした。

津波警報第一報発表後、できるだけ早く警報内容を更新していく必要がある。津波警報を更新する上で、GPS波浪計や海底水圧計など沖合の津波観測データは重要であるが、GPS波浪計については既に警報の更新に活用している一方、より沖合にある海底水圧計については、津波警報の更新に適切に反映する技術の確立には至っていない。この活用のため、沖合津波観測データ等に基づく津波初期波源域の推定をもとに津波シミュレーションを実施して得られた津波の高さと、実際に観測された津波の高さとを比較した結果を、津波警報の更新に活用する取組を進める。このため、平成26年度までに南海トラフ地震等の巨大地震が発生した際にも一定の津波警報の精度を確保するに足りる35観測点を整備することを目標とした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

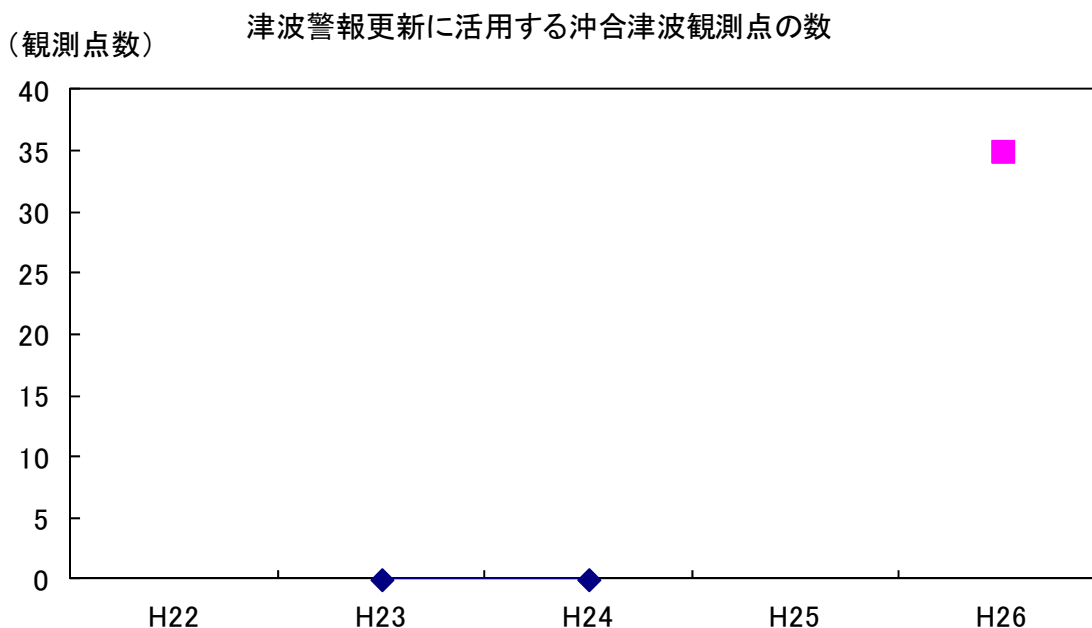
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	H25
—	—	—	0観測点	0観測点	0観測点



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

海底津波計（ブイ式）の整備 予算額：957百万円（平成23年度3次補正）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****（指標の動向）**

実際の運用には沖合津波観測点の設置に加えて、モデル開発等が必要であり、沖合津波観測点の設置（35地点）は完了しているものの、津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用できる沖合津波観測点の数は増加していない。

（事務事業の実施状況）

新たな沖合津波計として、東北地方太平洋沖に3台のブイ式海底津波計を整備した（上記事務事業1）。津波シミュレーションを用いた津波警報更新のための技術を確認した暁には、既存の35観測点に加えこれら3観測点も活用していくこととなる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現在活用可能な沖合津波観測点は0だが、モデル開発の推進等により、平成26年度までには35地点とすることも可能であり、平成24年度については成果を判断できないため「N」と評価する。また、引き続き、沖合津波観測点を津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用するための準備を進めていくこととし、「2」と評価する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項**（平成25年度）**

沖合津波観測データ等を用いた津波シミュレーションにより得られる津波予測値を、実際に観測された津波の高さと比較し、その結果を津波警報の更新に活用するための手法を開発する。また、気象研究所においては、平成24年度に沖合津波観測値から津波初期波源の水位変化分布を推定するシステムのプロトタイプを構築しており、平成25年度はそのプロトタイプシステムによる予測値の検証を行う。

（平成26年度以降）

平成26年度中に、沖合津波観測データ等を用いた津波シミュレーションにより得られる津波予測値を、実際に観測された津波の高さと比較し、その結果を津波警報の更新に活用できるようにする。また、気象研究所において開発している手法の業務化を進める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：地震火山部管理課（課長 上垣内 修）

関係課：地震火山部地震津波監視課（課長 長谷川 洋平）

業績指標 49

防災地理情報の整備率

評価

A-2	目標値：70%（平成28年度） 実績値：59%（平成24年度） 初期値：56%（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図について、主要活断層帯（注）を対象に、都市圏活断層図で整備された断層帯の割合を指標とする。

$$\text{整備率（\%）} = (\text{都市圏活断層図で整備した断層帯} / \text{主要活断層帯}) \times 100$$

（注）地震調査研究推進本部（文部科学省）では、これまでに「地震に関する基盤的調査観測計画（平成9年8月）」等を策定し、主要活断層帯を110断層帯としている。そのうち海等を除く101断層帯が対象となる。

（目標設定の考え方・根拠）

想定される災害に対する危険箇所の把握や国民の防災意識の向上等に役立つ防災地理情報の提供を推進するため、国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図の整備を更に図っていくこととし、未整備の44断層帯のうち、特に人口の多い都市域周辺部の14断層帯の整備完了を目指し、平成28年度までの都市圏活断層図の整備予定を踏まえた目標値である。

（外部要因）

大規模災害の発生による変動

（他の関係主体）

国の機関・地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

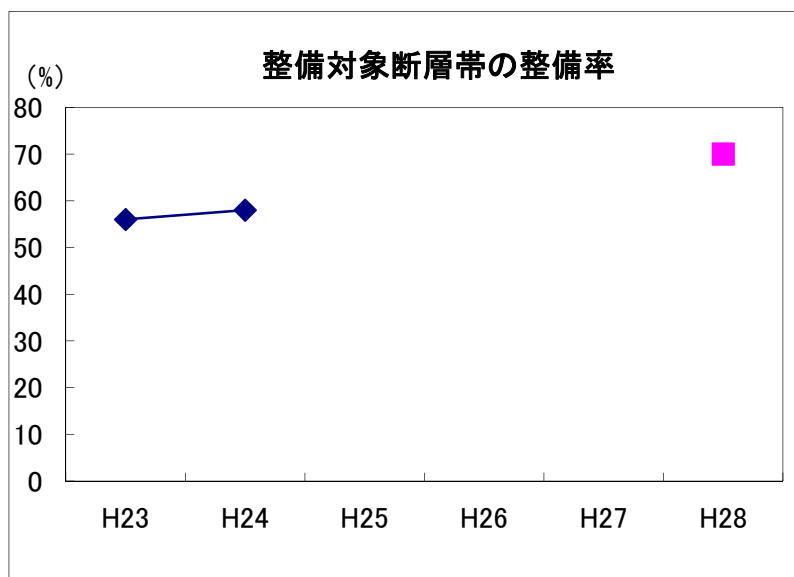
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	56%	59%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

全国活断層帯情報整備

全国の活断層帯のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備・提供する。平成24年度は当初の計画通り、横手盆地東縁断層帯、双葉断層帯、関東平野北西縁断層帯の3地域について整備した。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

・これまでの都市圏活断層図の整備実績を踏まえて考えると、目標年度には目標値を達成できると見込まれる。なお、平成24年度までに60断層帯を調査している。

(事務事業の実施状況)

・2万5千分1都市圏活断層図出水断層帯とその周辺「出水」、三方断層帯とその周辺「三方」及び能代断層帯とその周辺「能代」「森岳」の4面を平成24年11月1日に公表し、ホームページでの閲覧を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業務指標については「順調であり」、今後の取組みの方向性についても特段の変更はないため、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：	国土地理院	総務部	政策調整室	(室長 大塚 義則)
関係課：	国土地理院	企画部		(防災企画官 田中 宏明)
	国土地理院	企画部	企画調整課	(課長 明野 和彦)
	国土地理院	応用地理部	防災地理課	(課長 関崎 賢一)

関連指標 3
異常天候早期警戒情報の精度向上

実績値等

目標値：25%（平成28年）
実績値：0%（平成24年）
初期値：0%（平成23年）

(指標の定義)
異常天候早期警戒情報の精度を示すブライアスキルスコア（BSS）（注）の改善率。

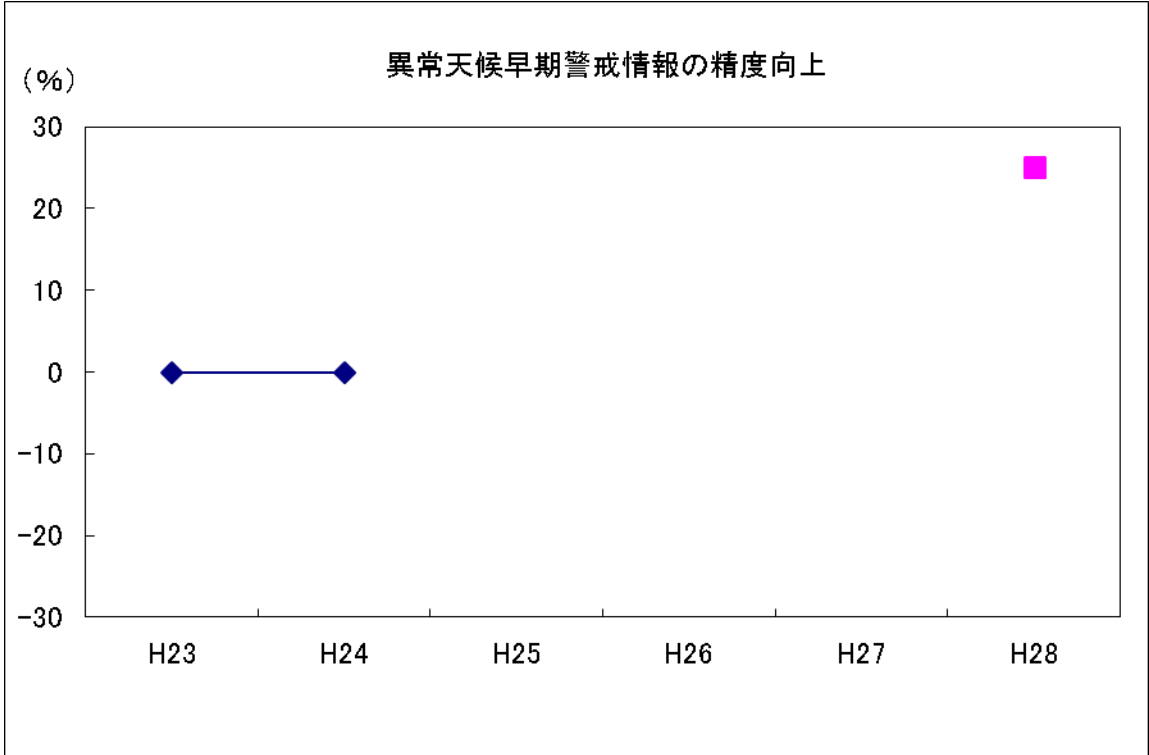
(目標設定の考え方・根拠)
数値予報技術の向上やその翻訳技術の改善を考慮し、平成23年のブライアスキルスコア0.21を、平成28年に25%改善する（ブライアスキルスコア0.26）ことが適切と判断。

(外部要因)
エルニーニョ現象等の海洋の状態により変化する大気の変動特性が、確率予測資料の精度に与える影響。

(他の関係主体)
なし

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値				(暦年)	
H20	H21	H22	H23	H24	
—	—	—	0%	0%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

異常天候情報作成装置の更新

予算額 8百万円（平成24年度）

極端な高温や低温に関する情報の精度を向上、要望の高い大雪に関する情報を新たに提供。

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

平成24年は、春や夏の前半に見られた気温の変動の大きな時期における一時的な顕著な高温・低温の予測精度が低かった。

（事務事業の実施状況）

平成24年度は、平成25年度に予定している数値予報モデルの高解像度化等の開発及びその翻訳技術の改良に取り組んだ。平成24年に見られたような現象に対する精度も向上させることを目指し、平成25年度に予定している数値予報モデルの高解像度化の開発、及びその翻訳技術の改良に取り組んでいるところ。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課（課長 佐々木 喜一）

関係課： 気象庁地球環境・海洋部気候情報課（課長 横手 嘉二）

（注）ブライアスキルスコア（BSS）の定義

ブライアスキルスコア（BSS）は確率予報の誤差を表すブライアスコア（BS）の気候値予報（気象状況を全く考慮せず過去の統計のみで予測した場合。発生確率は10%）からの改善率である。

まず、ブライアスコアBSは、

$$BS = 1/N \times \sum (Pi - ai)^2 \quad (i=1, N) \quad \dots \dots \textcircled{1}$$

ここで、iは事象の番号で総数はN、Piは予測確率、aiは現象の有無で（1：現象あり、0：現象なし）とする。

Σのなかは、予報が現象が有るときに100%、現象が無いときに0%を予測すれば完全予報として0となり、逆に現象が有るときに0%、無いときに100%を予測する最悪予報の場合に1となる。したがって、BSは成績が良いほど値が小さく、理想値は0、最も悪い成績は1である。

一方、かなりの高温（低温）の予測確率を過去統計の出現率と同じ10%と固定した場合（気候値予報）のブライア・スコア(BSc1)は、

$$BSc1 = 1/N \times \sum (10\% - ai)^2 \quad (i=1, N) \quad \dots \dots \textcircled{2}$$

となる。

BSSは単なる気候値を予測に用いる②からの①の改善度（スキル）であるので、

$$BSS = (BSc1 - BS) / BSc1$$

これは①と②の差を②で規格化したものであり、改善が無ければ0、予報が完全であれば1となる。

この指標は世界気象機関の標準検証システムで採用されているものである。

関連指標 4

天気予報の精度（明日予報が大きくはずれた年間日数）①降水確率 ②最高気温 ③最低気温

実績値等

目標値：① 23日以下 ② 34日以下 ③ 22日以下（平成28年）
 実績値：① 27日 ② 37日 ③ 23日（平成24年）
 初期値：① 26日 ② 38日 ③ 24日（平成23年）

（指標の定義）

17時発表の明日を対象とした天気予報における①「降水確率」、②「最高気温」、③「最低気温」が大きくはずれた年間日数の3年間の全国の予報区の平均値。①「降水確率」については50%以上外れた日数で、②「最高気温」及び③「最低気温」については、3℃以上はずれた日数。ここで、降水確率は、予報対象の地域において実際に1mm以上の降水があった割合（面積比率）で検証する。

（目標設定の考え方・根拠）

天気予報における降水や気温の予報は、その平均的な精度のみならず予報のはずれによる影響の程度にも注目されている。一般的利用においても関心が高い「降水確率」、「最高気温」、「最低気温」が大きくはずれた年間日数を減らすこととし、これらのそれぞれについて、平成28年までに平成23年実績から1割程度減らすことを目標とする。

「降水確率」では、たとえば降水確率40%で雨なしと予報し降水があった場合よりも、降水確率0%で雨なしと予報して降水があった場合の影響の方が大きいことから、降水確率が50%以上はずれた日数とする。また、「最高気温」、「最低気温」では、平均的な予報誤差の約2倍程度（例えば春や秋では半月程度の季節のずれに相当）にあたる3℃以上はずれた日数とする。これらのそれぞれについて、近年の改善傾向を維持させ、平成28年までに平成24年実績から1割程度減らすことを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

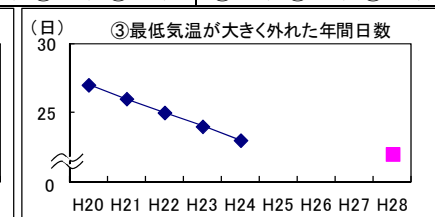
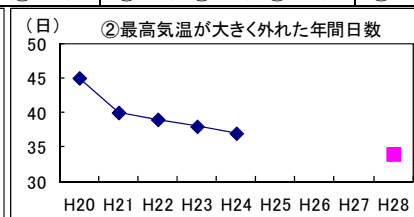
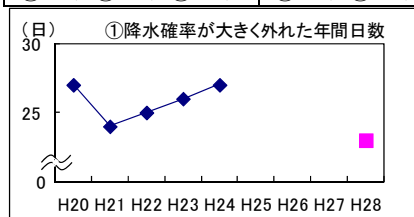
【その他】

なし

過去の実績値

（暦年）

H20	H21	H22	H23	H24
①27日②45日③27日	①24日②40日③26日	①25日②39日③25日	①26日②38日③24日	①27日②37日③23日



事務事業の概要

主な事務事業の概要

降水確率予報及び気温予報の検証を行い、予報が大きくはずれた事例を分析し、その結果から新たなワークシートの作成、昨年度までに改良したワークシートの評価を行うとともにさらなる高度化を図る。

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

目標値は、平成28年度に降水を23日以下、最高気温を34日以下、最低気温を22日以下にするのところで、最新の実績値は降水で27日、最高気温で37日、最低気温で23日である。

(事務事業の実施状況)

全国の予報担当官署において、予警報の質的向上に向けた取り組みとして、大外し事例の分析を行って知見の集約・ワークシートの作成・高度化を行った。その成果を平成24年度末までに取りまとめ、全国の官署に共有することで次年度以降における予報精度の向上に結び付けることとしている。

特に、「気温」については、昨年度までの取り組みで改善を図ったワークシートの精度評価を行ってさらなる改良を行うこと、特徴的な大外し事例の調査に基づく予報時の着眼点の整理などを実施している。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：気象庁予報部業務課 (課長 田中 省吾)

関係課：気象庁予報部予報課 (課長 横山 博)

業績指標 50

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

評 価

A-2	目標値：13,000ha（平成28年度） 実績値：8,016ha（平成24年度） 初期値：6,466ha（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

（目標設定の考え方・根拠）

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、防災上危険な市街地を改善するため、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施していく必要があることから、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して目標値を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）「大規模地震や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（平成18年9月19日）大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第2章）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。（第4章5.）
- ・住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。（第2章）
- ・新たな「社会資本整備重点計画」の策定について（平成24年8月31日）（第2章2.）

大規模地震発生の可能性の高い地域や地震時における大規模な火災の可能性や避難・消防活動の困難さ等が指摘されている密集市街地において、都市基盤の整備と合わせて街区の再編を行う面的な市街地整備や、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

避難することを前提にしたまちづくりを推進するため、津波による被害が想定される地域において、津波避難施設や避難地、避難路の整備や津波防災に関する地域住民の活動に対する支援を推進し、津波到達時間内での避難を可能にし、市街地等の安全性を向上させる。

【閣決（重点）】

なし

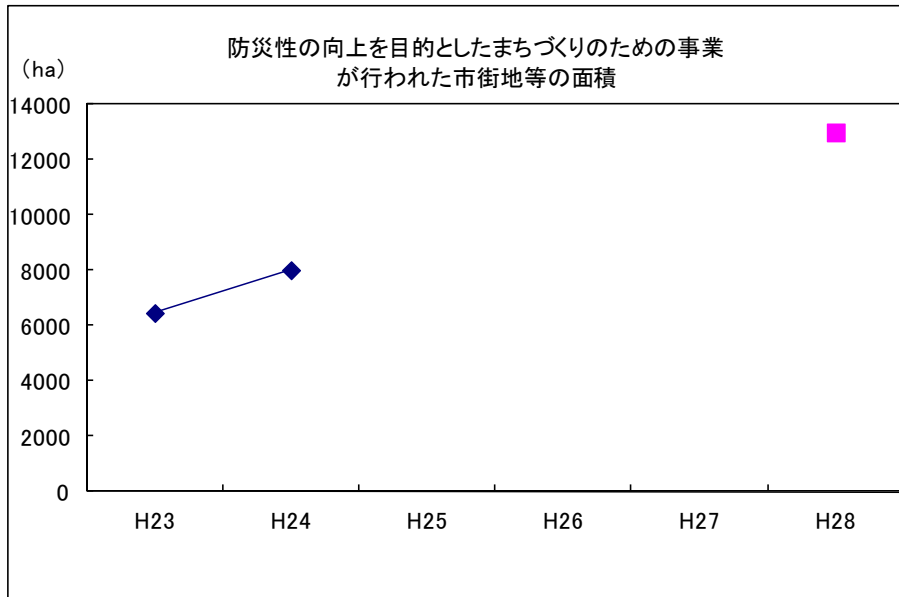
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24
1,750ha	3,234ha	3,573ha	6,158ha	6,466ha	8,016ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①都市防災総合推進事業の推進
密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。
予算額：社会資本整備総合交付金1,44兆円の内数（平成24年度国費）
- ②防災公園街区整備事業の推進
都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。
- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、平成23年度末までに6,466haの防災性能の向上が図られている。目標値・目標年度の見直し後の初年度であるため、一概に判断できないが、目標値である13,000ha（平成28年度）に向けて、順調に進捗していると言える。

（事務事業の実施状況）

- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成24年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、概ね順調に進捗している。
- ・目標達成に向けて、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、引き続き、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していく必要がある。
- ・以上からA-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・社会資本整備事業を総合的・一体的に支援する「防災・安全交付金」について、支援対象等の拡充を行ったところであり、南海トラフ巨大地震により津波被害が想定される市街地や、大規模地震による大火の発生が懸念される密集市街地のより一層の防災性の向上を図る。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 清瀬 和彦）
都市局都市安全課（課長 清水 喜代志）
関係課：都市局都市計画課（課長 和田 信貴）
都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）
都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

業績指標 5 1

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評 価

A-2	目標値：約84%（平成28年度） 実績値：約78%（平成23年度） 初期値：約73%（平成22年度）
-----	--

（指標の定義）

人口20万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかの災害応急対策施設が整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

（目標設定の考え方・根拠）

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成28年度の目標値約84%を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月27日）「国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするよう努めます。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

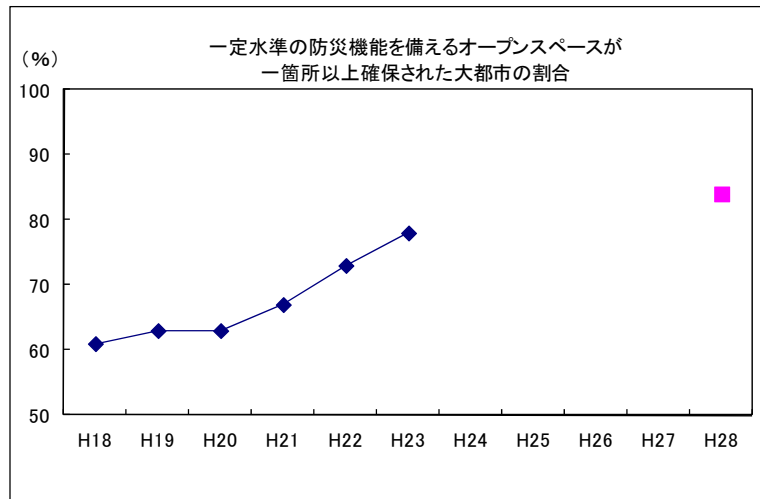
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
約63%	約67%	約73%	約78%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：都市公園防災事業費補助 33億円の内数（平成24年度国費）

社会資本整備総合交付金 14,395億円の内数（平成24年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

○防災公園となる国営公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる国営公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の実績値は集計中であるが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成する見込みとなるため、Aと評価した。
- ・平成23年の東日本大震災の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。
- ・以上からA-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）

業績指標 5 2

下水道による都市浸水対策達成率（都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道（雨水）整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合）

評 価	
A-2	目標値：約60%（平成28年度） 実績値：約55%（平成24年度） 初期値：約53%（平成23年度）

（指標の定義）
 都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合。（=①／②）
 ①：5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積
 ②：都市浸水対策を実施すべき区域の面積

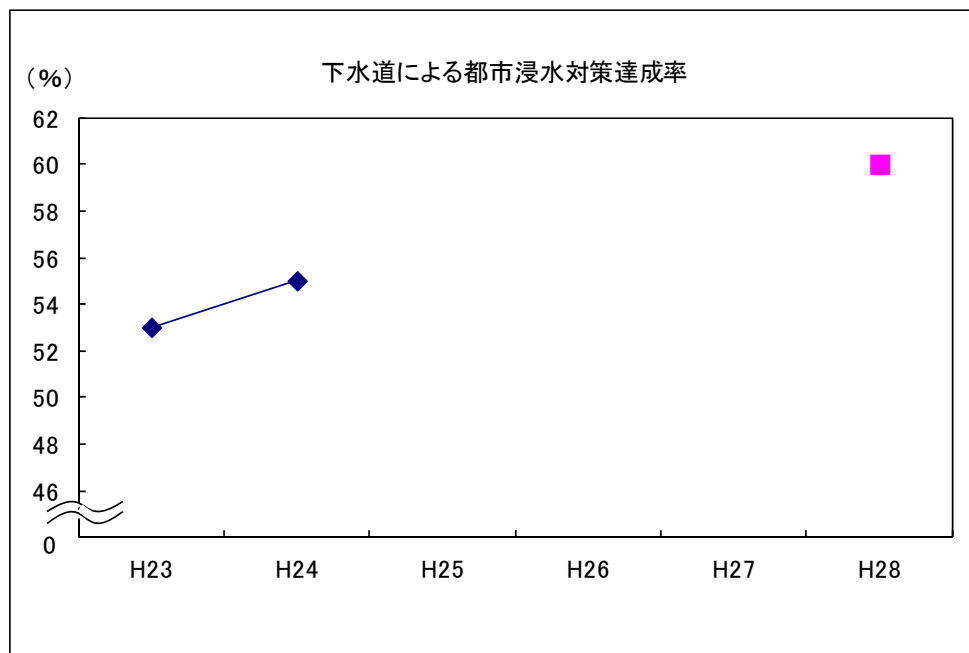
（目標設定の考え方・根拠）
 地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定。

（外部要因）
 地元の調整状況等

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章）
【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章、第3章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値					（年度）
H23	H24	H25	H263	H274	
約53%	約55%	—	—	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 下水道による雨水対策施設の整備の推進 (◎)

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数(平成24年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 下水道による都市浸水対策達成率の平成24年度の実績値は約55%であり、平成23年度から約2%上昇している。このトレンドを延長すると平成28年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ・ 近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として内水被害が頻発している。また、被害内容の現況を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、都市化の進展や集中豪雨の多発により、被害額は減少しておらず、関係者の連携を図った取組みが必要である。

(事務事業の実施状況)

- ・ 平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・ 平成21年度に、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取組みを推進した。
- ・ 平成22年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進した。
- ・ 従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで地方公共団体による浸水対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 下水道による都市浸水対策達成率は増加傾向にあり、目標値に向けて着実に進展している。また、平成21年度には下水道浸水被害軽減総合事業を創設し、また平成22年度には下水道浸水被害軽減総合事業に雨に強い都市づくり支援事業を統合し、社会資本整備総合交付金の創設により地方公共団体のより効率的な浸水対策を推進していることから、A-2と評価した。
- ・ 近年の集中豪雨の増加などに起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 加藤 裕之)

業績指標 53

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

評 価

B-1

目標値：約3,000ha（50%）（平成27年度）
 実績値：5,745ha（96%）（平成23年度）
 初期値：約6,000ha（100%）（平成22年度）

（指標の定義）

地震時等に著しく危険な密集市街地（※）の面積

（※）地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率（市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合）や住宅戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である地区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

（目標設定の考え方・根拠）

平成18年9月19日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）において「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」の整備について、大規模火災に対する最低限の安全性を、平成23年度までに確保することが位置づけられた。これに基づき施策を推進してきたところであったが、社会における住宅を取り巻く状況変化を踏まえて、住生活基本計画（全国計画）の全部変更が平成23年3月15日閣議決定された。その中において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である、地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を平成32年度末までに概ね解消することが位置づけられ、安全性の確保に向けた取り組みの方向性においても、従来までの住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ、きめ細やかな事業の実施を図ることとなった。この「平成32年度末」の期限は、できるかぎり早期の解消を目指すこととして設定したものである。また、今回、政策評価基本計画の「5年以内の目標値を業績目標として設定」ということを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第180回国会 施政方針演説（平成24年1月24日）「災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。（第3章3.）
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。（第2章）
- ・ 新たな「社会資本整備重点計画」の策定について（平成24年8月31日）（第2章2.）
 大規模地震発生の可能性の高い地域や地震時における大規模な火災の可能性や避難・消防活動の困難さ等が指摘されている密集市街地において、都市基盤の整備と合わせて街区の再編を行う面的な市街地整備や、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

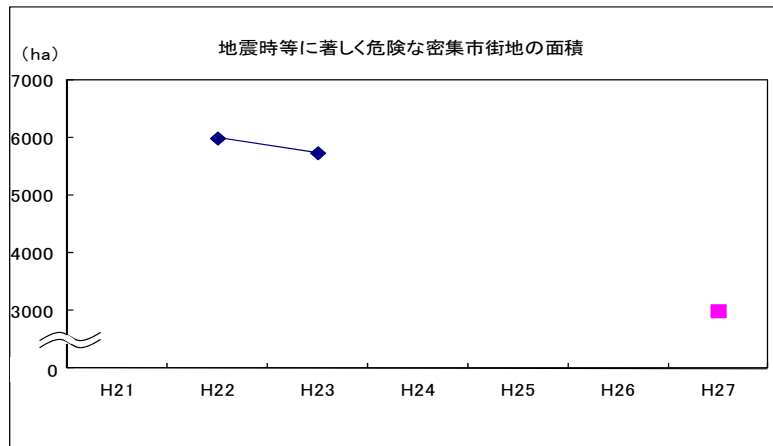
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4		
約6, 0 0 0 h a	5, 7 4 5 h a	—		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、各種制度の充実等を行う。
 - ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る。
(予算額：24, 175百万円、社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数(平成24年度国費))
 - ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る。
(予算額：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数(平成24年度国費))
 - ・都市防災総合推進事業により、地区公共施設の整備、建築物の不燃化等を図る。
(予算額：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数(平成24年度国費))
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税) 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
 - ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置(固定資産税) 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。

関連する事務事業の概要
該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
平成23年度の実績では5,745haと密集市街地の面積は減少しているものの、目標達成に向けた成果を示しているとは言い難い。なお、平成24年度の実績については、実績値把握のための市区町村における相当の事務量を要することになるため調査は行っていない。
- (事務事業の実施状況)
○密集市街地の緊急整備の促進のため、以下の制度改正等を行った。
 - ・平成22年度より、従来の補助金に代わって、「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成24年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による密集市街地整備の一層の促進を図った。
 - ・密集市街地における整備計画作成、住民合意形成のコーディネートに対する支援及び関係事業の面積要件緩和を行う密集市街地緊急リノベーション事業の时限について、平成28年度まで延長した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成24年3月時点で全国の市区町村を対象に調査を行い、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の区域及び面積を把握した結果、5,745haと密集市街地の面積は減少しているものの、目標達成に向けた成果を示していない。今後中央防災会議にて検討される首都直下地震の被害想定を踏まえて対策を検討する必要がある。これら各地区では、住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が進捗中であり、今後成果がでてくると見込まれることからB-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

平成24年度補正予算において、以下を実施。

- 街区単位で延焼を防止する延焼遮断帯となる建築物の不燃化を促進するため、都市防災総合推進事業（都市防災不燃化促進）の対象区域を準防火地域等へも拡大
 - 住宅・建築物安全ストック形成事業における密集市街地内の避難路沿道建築物の耐震改修等に係る補助率の拡充
 - 防災・安全交付金の創設
- 平成25年度も引き続き、これら事業を推進する。
（平成26年度以降）

未定

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 清水 喜代志）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 真鍋 純）

関係課：都市局都市計画課（課長 和田 信貴）
都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）
都市局公園緑地・景観課（課長 舟引 敏明）
都市局まちづくり推進課（課長 清瀬 和彦）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 木下 一也）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 天河 宏文）
住宅局市街地建築課（課長 杉藤 崇）

業績指標 54

地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害が生じる可能性を示す大規模盛土造成地マップを作成・公表すること等により、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

評価

A-1	目標値：約50%（平成28年度） 実績値：約9%（平成24年度） 初期値：約5%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

<分母>丘陵地と人口集中地区の分布及び変動予測調査の実施状況から抽出した、地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体の数

<分子>大規模盛土造成地マップを作成・公表又は危険な盛土造成地がないことを確認・公表した地方公共団体の数

（目標設定の考え方・根拠）

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、今後の事業計画を考慮して設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（平成23年3月15日）

延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防環境等の地域特性を踏まえた対策、道路幅員等に関する建築基準法上の緩和措置の活用等により密集市街地の整備を促進する。また、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進する。（第2章）

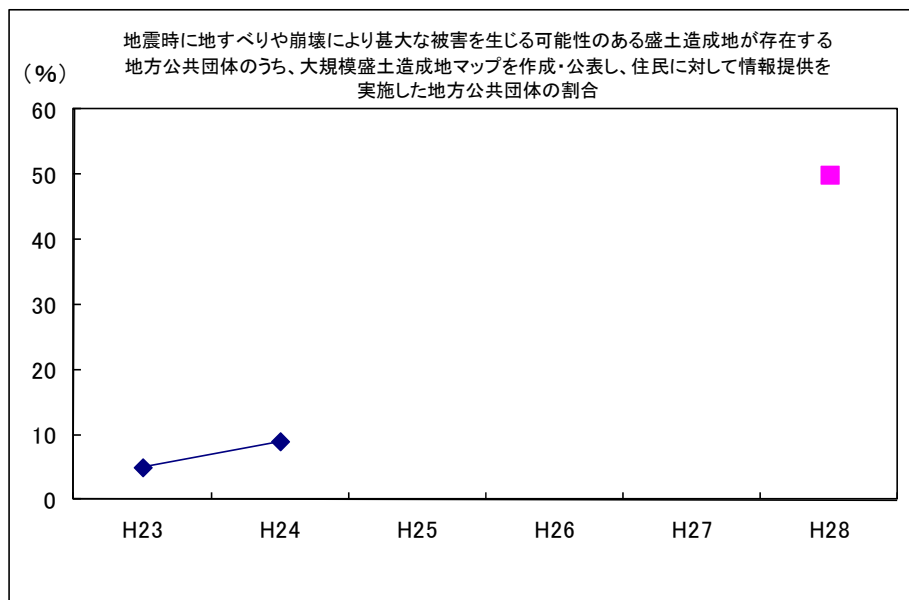
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
約5%	約9%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○宅地耐震化推進事業

- ・地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ作成）を行い、住民への情報提供を図る等。

社会資本整備総合交付金 2. 36 兆円の内数（平成 24 年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

大規模盛土造成地マップを作成・公表している地方公共団体は、平成 24 年度で約 9% であるが、現在実施中や新規に着手する地方公共団体の数を考慮すると、目標については概ね達成される見込み。

（事務事業の実施状況）

- ・平成 24 年度までに 42 の地方公共団体が変動予測調査に着手した。
- ・地方公共団体における事業の推進を図るため、宅地耐震化推進事業に関する連絡調整会議を開催し、関係機関における情報提供や情報提供を行ってきた。あわせて、地方公共団体のニーズや東日本大震災の被害状況を踏まえた変動予測調査ガイドラインの改正及び宅地耐震対策工法選定ガイドラインの策定を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 24 年度の時点で約 9% の公表率であり、今般の東日本大震災により宅地防災に関心が高まっていることを踏まえ、改正した変動予測調査ガイドラインの周知や地方公共団体等との連絡調整会議の実施により、更に地方公共団体における変動予測調査の実施を促進する必要があることから、A-1 と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

- ・宅地耐震化推進事業に関する連絡調整会議を地方ブロック毎に開催し、地方公共団体とのより緊密な意見交換を図ることにより、一層の宅地耐震化推進事業の推進を図る。

（平成 26 年度以降）

- ・東日本大震災により被災した宅地において実施した滑動崩落対策工事の実績をもとに、滑動崩落対策工事の設計・施工に関する指針の策定に向けた検討を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課 都市防災対策推進室（室長 加藤 永）

業績指標 55

地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率
 (地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合)

評価	
A-2	目標値：約70% (平成28年度) 実績値：集計中 (平成24年度) 初期値：約34% (平成23年度)

(指標の定義)
 地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち、耐震化が行われている割合。
 (分母) 地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長
 (分子) 耐震化が行われている下水管渠の延長

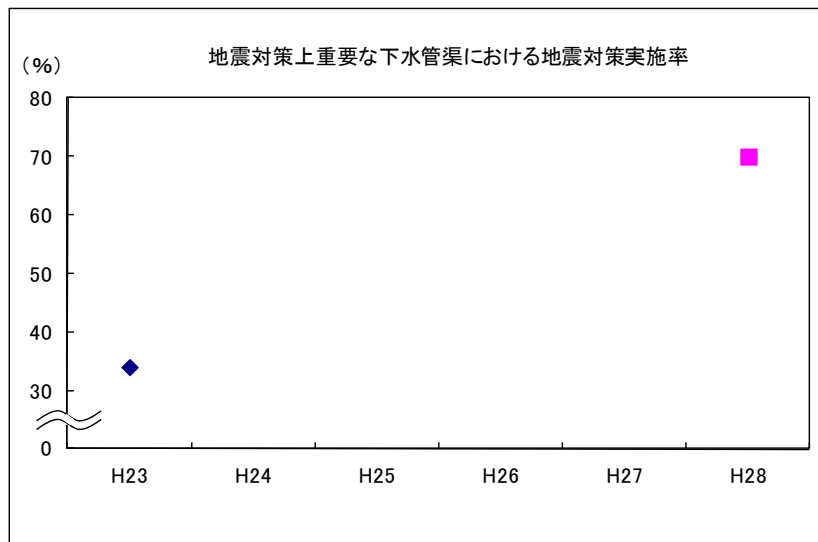
(目標設定の考え方・根拠)
 地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長のうち、実施予定から目標値を70%と設定。

(外部要因)
 地元の調整状況等

(他の関係主体)
 地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決 (重点)】
 社会資本整備重点計画 (平成24年8月31日)「第3章に記載あり」
【その他】

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
約34%	集計中			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道施設の地震対策の推進 (◎)
 - ・ 管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 - 社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数 (平成24年度国費)
 - 地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数 (平成24年度国費)
 - 下水道事業関連予算額 59億円の内数 (平成24年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 当指標の平成24年度の実績値は約〇〇%【集計中】であり、平成23年度から約〇%上昇している。平成23年度から平成24年度のトレンドを延長すると、平成28年度は目標値を概ね達成できる見込みである。

(事務事業の実施状況)

- 新潟県中越地震での甚大な施設被害の発生を受け、平成17年度に下水道法施行令を改正し構造基準を制定した。
- 平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業に代え、平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として「下水道総合地震対策事業」を創設した。本事業では、DID地域を有する都市等地震対策に取り組む必要性が高い地域を対象として、避難地、防災拠点等と終末処理場とを接続する管きよの耐震化事業を補助対象として拡充した。さらに平成25年度には、都市機能の継続的な確保を図るため、都市再生緊急整備地域に埋設されている管渠や、河川下管渠等の耐震化事業を拡充しており、地震対策の推進を図った。また、本事業の実施にあたっては平成25年度より5年間以内に事業主体である地方公共団体が「下水道総合地震対策計画」を作成するよう定めている。
- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- 東日本大震災を受け、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置し、被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針、及び全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめ、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進した。また、これを踏まえ日本下水道協会において「下水道施設の耐震対策指針と解説」等の改定作業を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当指標は平成23年度からの実績によるトレンドを延長すると、平成28年度に目標値に到達する見込みである。また、下水道総合地震対策事業の旧制度から継続している箇所も含め、事業箇所は200箇所になった(平成24年12月末時点)。平成22年に創設した社会資本整備総合交付金により、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援できるようになったこと、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置し被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針、及び全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめ、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進したことから、今後も対策の促進が見込まれる。
- 下水道総合地震対策事業等により「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、下水道事業における事業継続計画(BCP)の策定や応急復旧対策のために必要な資機材の導入等を推進していく。
- 以上から、「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

下水道総合地震対策事業の拡充

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課(課長 増田 隆司)

業績指標 56

内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合

評価

A-2	目標値：約100%（平成28年度） 実績値：約31%（平成24年度） 初期値：約15%（平成23年度）
-----	---

(指標の定義)

内水ハザードマップ作成対象市町村数のうち内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(%) (=①/②)

- ①：内水ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等を実施した市町村数
- ②：地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区、または、床上浸水被害等が発生した地区などを有する市町村数

(目標設定の考え方・根拠)

地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区を有する市町村、床上浸水被害等が発生した地区等を有する市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村全てで平成28年度までに内水ハザードマップを作成・公表し防災意識の高揚が図られたものとして設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

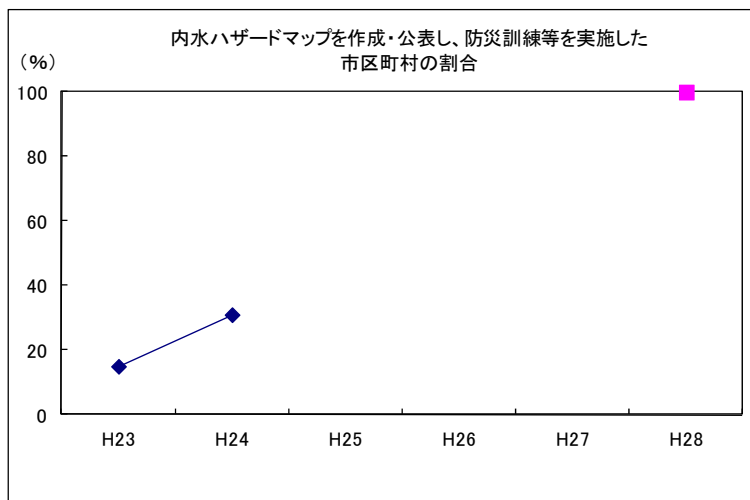
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H23	H24	H25	H26	H27
約15%	約31%	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道による浸水被害の軽減 (◎)
下水道による浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数(平成24年度国費)
(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成24年度の実績値は約31%となり、平成23年度より約16%進捗した。内水ハザードマップの作成・公表が着実に進捗しており、平成28年度の目標値の達成のために、このトレンドを維持する必要がある。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に、地方公共団体による内水ハザードマップの作成・公表を推進するため「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改定し、内水ハザードマップを早期に作成できるよう、地域特性等に応じた内水浸水想定手法を追加するとともに、洪水ハザードマップとの連携等について内容の充実を図った。
- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成21年度には、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。
- ・平成22年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進した。
- ・従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった防災訓練等のソフト事業についても地方公共団体へ支援を行った。また、手続きを簡素化することで地方公共団体によるハザードマップの作成・公表、防災訓練等を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度から平成24年度にかけて、約16%進捗しており、目標の達成に向けて順調に推移している。平成20年度の「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」の改定や平成21年度の「下水道浸水被害軽減総合事業」の創設、平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設により、従来は補助対象外であった防災訓練等への支援が可能となり、今後一層の促進が図られるものと思われる。
- ・以上のことから、A-2と評価した。(P)

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・他のハザードマップ作成に向けた取組みと連携し、内水ハザードマップ作成に向けた周知を行う。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 加藤 裕之)

業績指標 57

下水道施設の長寿命化計画策定率（地方公共団体）

評価

A-2	目標値：約100%（平成28年度） 実績値：集計中（平成24年度） 初期値：約51%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体における長寿命化計画を策定した割合。

（分母）供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体数

（分子）下水道施設の長寿命化計画を策定した自治体数

（目標設定の考え方・根拠）

供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体については、できるだけ早期に長寿命化計画が策定される必要があり、これらの自治体全てにおいて長寿命化計画を策定するとして設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

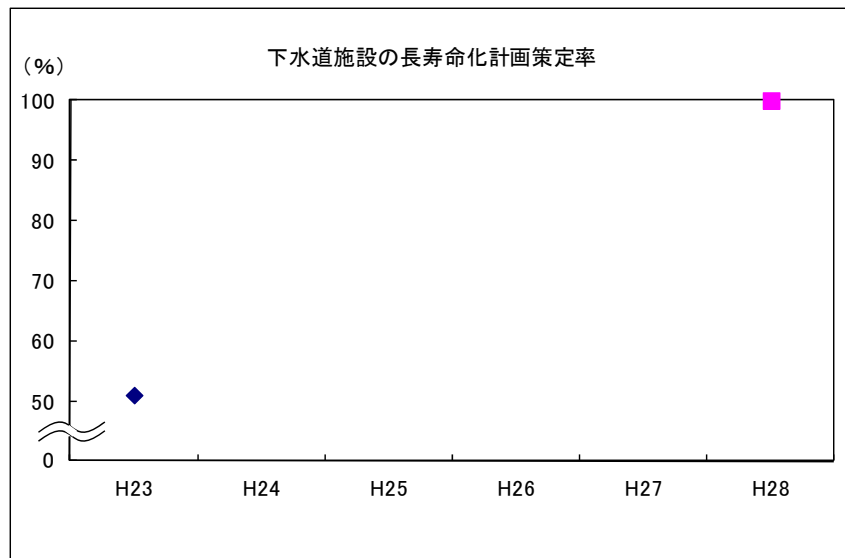
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H23	H24			
約51%	集計中			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 下水道施設の老朽化対策の推進（◎）

・ 下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数（平成24年度国費）

地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数（平成24年度国費）

下水道事業関連予算額 59億円の内数（平成24年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 当指標の平成24年度の実績値は約〇〇%【集計中】であり、平成23年度から約〇%上昇している。平成23年度から平成24年度のトレンドを延長すると、平成28年度は目標値を概ね達成できる見込みである。

(事務事業の実施状況)

- 平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設し、ライフサイクルコストの最小化を目的とした下水道長寿命化計画の策定や長寿命化対策を含めた計画的な改築更新を補助対象とすることにより、限られた財源の中で下水道施設の計画的な長寿命化対策・改築更新を推進した。
- 平成21年6月に、「下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)」(平成21年度版)をとりまとめ、下水道長寿命化支援制度の円滑な運営を図った。
- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- 平成23年9月に「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」を公表し、ストックマネジメントの実践により、維持管理・改築修繕の一体的な最適化を図り、持続可能な下水道事業実施の推進を図った。
- 平成23年12月に「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」を公表し、下水管きよの改築・修繕工事において採用されている更生工法に関する設計、施工、品質管理に関する指針としてとりまとめ、適切な工法の選択、品質確保等の促進を図り、下水管きよの適切な改築・修繕を推進した。
- 平成25年度より、下水道施設の改築に対する交付は「下水道長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定し、地方公共団体における長寿命化計画策定を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当指標は平成23年度からの実績によるトレンドを延長すると、平成28年度に目標値に到達する見込みである。更に、平成25年度以降の施設の改築に対する交付は長寿命化計画に基づくものに限定すると定めていることから、今後は策定率の更なる上昇が見込める。
- 厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた下水道施設の計画的な改築を引き続き推進する。
- 以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課(課長 増田 隆司)

業績指標 58

多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)

評価	
①A-1	目標値：90% (平成27年度) 実績値：80% (平成20年度) 初期値：80% (平成20年度)
②A-1	目標値：90% (平成27年度) 実績値：79% (平成20年度) 初期値：79% (平成20年度)

(指標の定義)

①多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 (A/B)

※A：Bのうち耐震性を有するもの(新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの)の数
B：多数の者が利用する一定の建築物(特定建築物)の総数
・「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。
・「特定建築物」とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条に規定されている、現行の耐震基準を満たしていない多数の者が利用する一定の用途・規模の建築物」をいう。

②住宅の耐震化率 (A/B)

※A：Bのうち耐震性を有するもの(新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの)の数
B：住宅の総数
・「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。
・住宅の耐震化率は、5年毎に実施される住宅・土地統計調査をもとに推計しており、平成20年住宅・土地統計調査が公表されたため、これをもとに平成20年の耐震化率を推計した。

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 統計データ等から推計される特定建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。
- ② 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。

(外部要因)

目的達成には、建築物の耐震改修・古い建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)：住宅の耐震化を徹底するため、地方公共団体と連携した支援制度の整備、技術者の派遣・育成、相談体制の整備等により耐震診断、耐震改修、建替え等を促進する。
[基礎的な安全性の確保]
新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率
【79%(平20)→95%(平32)】

- ・新成長戦略(平成22年6月18日)：住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。

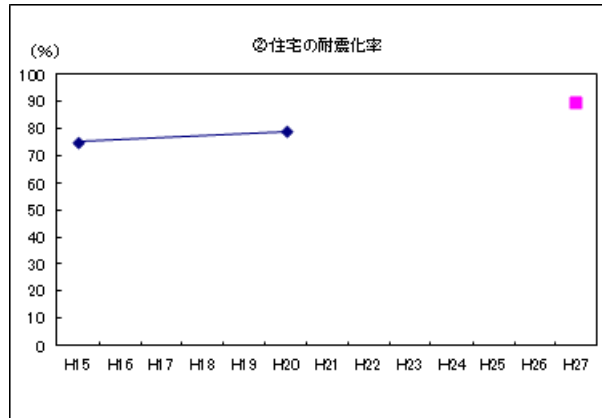
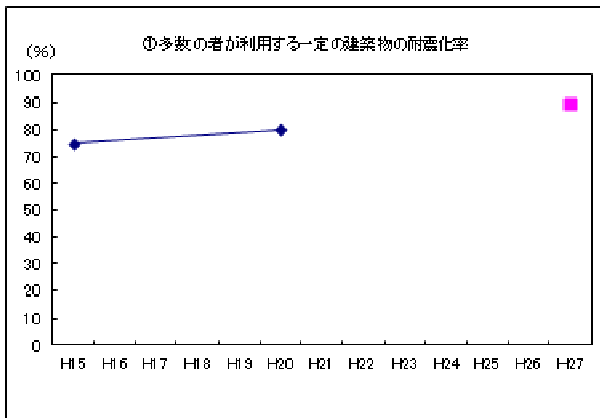
【閣決(重点)】

なし

【その他】

- ・首都直下地震の地震防災戦略(平成18年4月21日中央防災会議決定)：大規模地震による死者数を今後10年間で半減するため、住宅・特定建築物の耐震化率90%(全国)を目指す。

	過去の実績値										(年度)
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
①	75%	—	—	—	—	80%	—	—	—	—	
②	75%	—	—	—	—	79%	—	—	—	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 建築物の耐震化の促進
 - ・住宅・建築物安全ストック形成事業等により、特定建築物の耐震化を促進する。
予算額：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数（平成24年度）
- 住宅の耐震化の促進
 - ・住宅・建築物安全ストック形成業等により、住宅の耐震化を促進する。
予算額：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数（平成24年度）
 - ・住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の10%相当額（20万円を限度）を所得税額から控除するとともに、固定資産税を一定期間1/2に減額する措置を講じている。
 - ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける措置を講じている。
- 耐震改修促進法の的確な運用
 - ・地方公共団体に対し耐震改修促進計画の策定による計画的な取組を要請するなど、耐震改修促進法の的確な運用を図り、住宅の耐震改修を促進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・建築物の耐震化については、平成15年度から平成20年度の5年間で5ポイント上昇し、着実に進捗している。
- ・住宅の耐震化については、平成15年度から平成20年度の5年間で4ポイント上昇し、着実に進捗している。

（事務事業の実施状況）

②住宅の耐震化

- ・住宅の耐震改修を促進するため、平成21年度税制改正において、住宅に係る耐震改修促進税制（所得税）の適用期限を5年延長するとともに、平成23年度税制改正において、所得税の特例に係る地域要件を廃止し、引き続き住宅の耐震化を促進した。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行った。
- ・復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行う耐震改修にポイント発行を行った。
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、戸建住宅の耐震改修に係る補助限度額の算出方法の簡素化を行った。（平成24年度）
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅の耐震改修の補助額に30万円/戸を加算する時限措置などの拡充措置などの拡充措置を実施（平成25年度末まで）

①②共通

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、社会資本整備総合交付金の基幹事業への位置付けを行った。（平成22年度当初予算）
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、東日本大震災復興交付金及び社会資本整備総合交付金（全国防災）を活用して緊急輸送道路沿道、避難路沿道建築物等の耐震化を重点的に実施することとした。（平成23年度第3次補正予算）
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、耐震改修促進計画において緊急輸送道路、避難路として位置付ける期間を延長した。（平成23年度第3次補正予算）
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、以下の時限措置の延長を行った。（平成24年度末まで）
 - －住宅・多数の者が利用する建築物の耐震改修等に係る地域要件の撤廃や補助率の拡張
 - －緊急輸送道路沿道及び避難路沿道等の住宅・建築物の耐震改修等に係る地域要件及び建物要件の一部を撤廃等
- ・地方公共団体に対し耐震改修促進計画の策定による計画的な取組を要請するなど、耐震改修促進法の的確な運用を図り、住宅・建築物の耐震改修を促進した。

・住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性を訴求する政府広報（新聞広告、インターネットテレビ等）を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

・建築物の耐震化については、平成15年度から平成20年度のトレンドを維持した場合、目標年度においては目標値をやや下回る結果となるが、耐震改修促進法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備等）が促進されていることなどを勘案すると、更なる促進により概ね目標達成できるものと想定される。

・住宅の耐震化については、平成15年度から平成20年度のトレンドを維持した場合、目標年度においては目標値をやや下回る結果となるが、耐震改修促進法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備等）が促進されていることなどを勘案すると、更なる促進により概ね目標達成できるものと想定される。

具体的には、

・住宅・建築物安全ストック形成事業等による支援を受けるためには、地方公共団体による補助制度の整備が不可欠であるため、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備を要請していく。

・所有者等の意識を啓発すべく耐震診断・耐震改修の必要性や支援制度について普及広報を図っていく。

・平成25年通常国会に不特定多数の者が利用する大規模建築物等について耐震診断を義務付けること等を内容とする耐震改修促進法の改正案を提出するとともに、平成25年度予算案において、耐震診断の義務付け対象となる建築物に対して、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設し、より一層の耐震化の促進を図る。

・以上から①②ともにA-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

①②共通

・平成25年通常国会に不特定多数の者が利用する大規模建築物等について耐震診断を義務付けること等を内容とする耐震改修促進法の改正案を提出するとともに、平成25年度予算案において、耐震診断の義務付け対象となる建築物に対して、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設する。

・各地方ブロックごとに地方公共団体との協議を進め、耐震診断・耐震改修に係る補助制度の整備や拡充の働きかけを行う。

②住宅の耐震化

・改正耐震改修促進法に基づき、耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和する。

・住宅・建築物省エネ改修等推進事業において、住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修、耐震改修に対して支援を行う。

・平成25年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税減額の特例措置を延長・拡充を行う。また、固定資産税については、特に重要な避難路として自治体が指定する道路（耐震改修促進法の改正により新たに措置）の沿道にある住宅の耐震改修については、一般住宅より減額期間を延長する。

（平成26年度以降）

・改正耐震改修促進法に基づく住宅・建築物の耐震化促進。各地方ブロックごとに地方公共団体との協議を進め、耐震診断・耐震改修に係る補助制度の整備や拡充の働きかけを行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 井上 勝徳）

関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 真鍋 純）

住宅局住宅生産課（課長 伊藤 明子）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 天河 宏文）

住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 西海 重和）

業績指標 59

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率（①河川堤防、②水門・樋門等）

評価	
①A-2	①目標値：約77%（平成28年度） 実績値：約16%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）
②A-2	②目標値：約84%（平成28年度） 実績値：約29%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）

（指標の定義）

①東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防の耐震点検により対策が必要と判断された区間のうち対策を実施した区間の割合

②東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に甚大な被災が想定される区間において、水門・樋門等の耐震点検により対策が必要と判断された箇所のうち対策を実施した箇所の割合

（目標設定の考え方・根拠）

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内（平成28年度末まで）に100%を目指して事業を実施予定である。

（外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」
- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

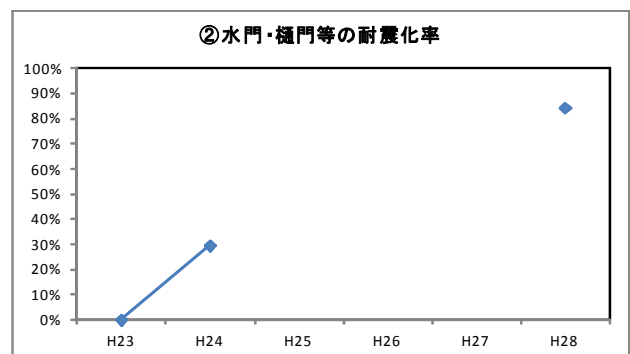
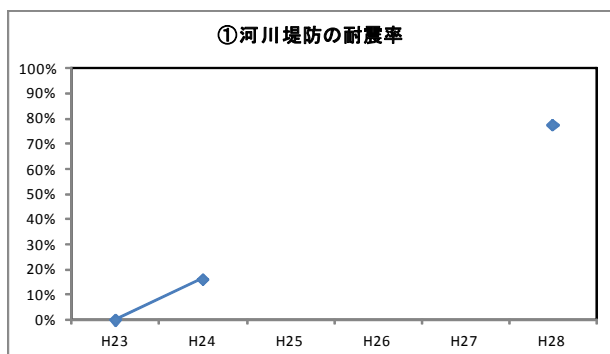
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・なし

過去の実績値		(年度)		
	H23	H24		
①	0%	16%		
②	0%	29%		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

堤防・水門等の耐震・液状化対策 (◎)

液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 390億円（平成24年度）の内数
（うち復興127億円、全国防災263億円）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
1,729億円（平成24年度）の内数

（うち復興267億円、全国防災1,462億円）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・平成23年9月「東日本大震災を踏まえた今後の河川堤防の耐震対策の進め方について（報告書）」をとりまとめ、平成24年3月「河川構造物の耐震性能照査指針」を作成した。
- ・平成23年度3次補正予算より、東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に甚大な被災が想定される区間において、河川管理施設の耐震化を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・今後とも、堤防、水門・樋門等の耐震化対策等大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・なし

（平成26年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）

業績指標 60

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率

評価

A-2	目標値：約57%（平成28年度） 実績値：約33%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定

なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内（平成28年度末まで）に100%を目指して事業を実施予定である。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」
- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」
- ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日）「震災をはじめとする災害の経験を踏まえ、密集市街地における公共施設の整備や地域における河川・下水道・道路等の風水害・土砂災害対策、河川、海岸、道路等の地震・津波対策、道路の防雪対策、災害に強い広域ネットワークの構築に向けた全国ミッシングリンクの整備等それぞれの地域に適した総合的な事前防災・減災対策を推進する。
 - ・河川・海岸・道路・港湾・空港・鉄道・航路標識・公園・上下水道等の防災対策（国土交通省、厚生労働省）
 - ・防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金の創設（再掲）（国土交通省）」

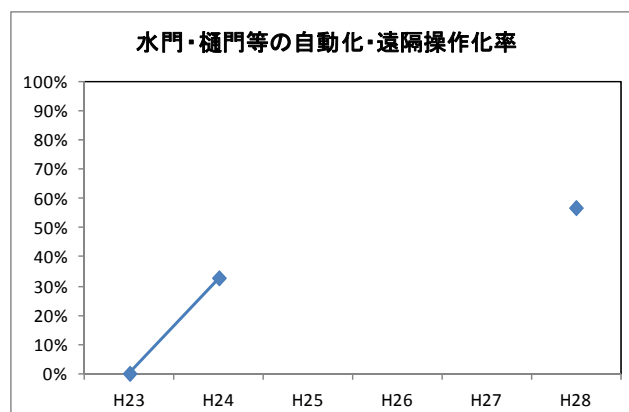
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
0%	約33%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

水門・樋門等の自動化・遠隔操作化（◎）

液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 390億円（平成24年度）の内数
（うち復興127億円、全国防災263億円）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）

1,729億円（平成24年度）の内数

（うち復興267億円、全国防災1,462億円）

海岸事業費255億円（平成24年度事業費）の内数

社会資本整備総合交付金16,124億円（平成24年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成24年度の実績値は約33%であり、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・平成23年9月「東日本大震災を踏まえた堰・水門等の設計、操作のあり方について」をとりまとめた。
- ・平成23年度3次補正予算より、東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、水門・樋門等を自動化・遠隔操作化する事業を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性【調査中】

- ・平成24年度の実績値は約33%であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・今後とも、東海、東南海・南海地震等の大規模な地震に対して、水門・樋門等を自動化・遠隔化する事業を推進していく。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・農林水産省及び国土交通省が設置した「水門・陸閘等の効率的な管理運用検討委員会」における議論を踏まえ、平成25年4月に「水門・陸閘等管理システムガイドライン」を改訂するとともに、「水門・陸閘等の整備・管理のあり方に関する提言」をとりまとめた。
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、新たに創設された防災・安全交付金により、水門等の自動化・遠隔操作化等の事業を推進。

（平成26年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）
水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 五道 仁実）
港湾局海岸・防災課（課長 守屋 正平）

業績指標 6 1

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率

評 価

A-2	目標値：約75%（平成28年度） 実績値：約13%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、想定される津波（いわゆるL1津波）に対する対策が必要と判断された河川堤防のうち、高さの確保及び耐震化を実施した区間の割合

（目標設定の考え方・根拠）

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定
 なお、国管理分については、できるだけ早期に津波対策を完了する必要があるため、計画期間内（平成28年度末まで）に100%を目指して事業を実施予定である。

（外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」
- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

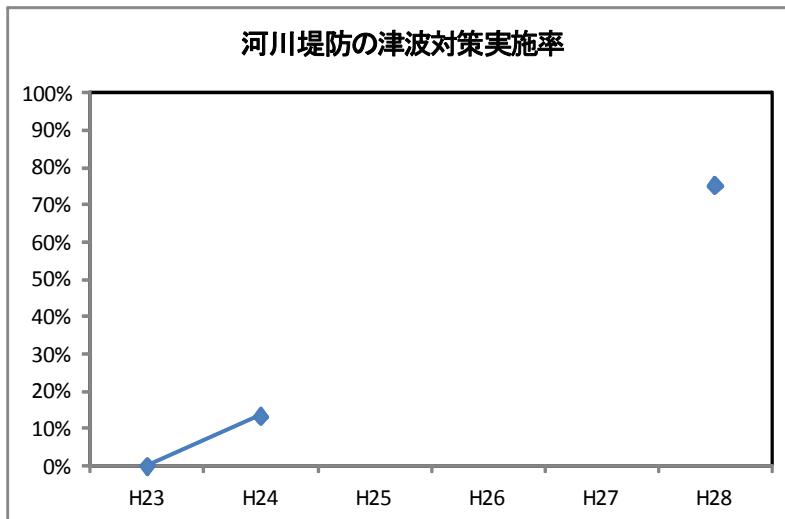
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
0%	13%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

河川津波対策

津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ等を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 390億円（平成24年度）の内数
（うち復興127億円、全国防災263億円）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
1,729億円（平成24年度）の内数
（うち復興267億円、全国防災1,462億円）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・平成23年8月「河川への遡上津波対策に関する緊急提言」としてとりまとめられた。
- ・平成23年度3次補正予算より、東海、東南海・南海地震等の大規模地震の対策地域を流域に持つ河川の津波が遡上すると想定される区間において堤防の嵩上げを行う事業を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・今後とも、大規模地震の対策地域を流域に持つ河川に津波が遡上すると想定される区間において堤防の嵩上げを推進していく。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・なし

（平成26年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）

業績指標 6 2

人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率（①国管理区間、②県管理区間）

評 価	
①A-2	①目標値：約76%（平成28年度） 実績値：約74%（平成24年度） 初期値：約72%（平成23年度）
②A-2	②目標値：約59%（平成28年度） 実績値：約58%（平成24年度） 初期値：約57%（平成23年度）

(指標の定義)

背後地に人口・資産等が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

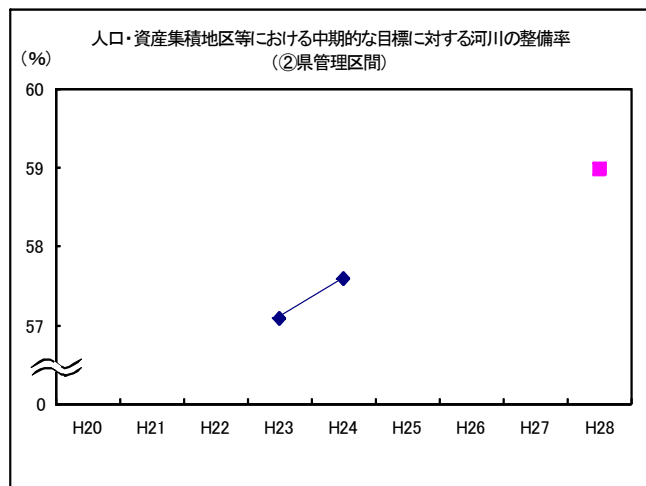
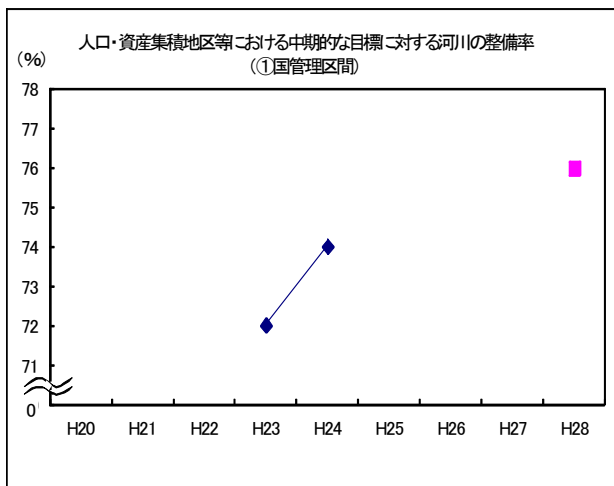
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

・なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H28
-	-	-	①約72% ②約57%	①約74% ②約58%	①約76% ②約59%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進◎

(河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等)

予算額：河川事業費 4,386億円の内数(平成24年度 事業費)

河川総合開発事業費 2,717億円の内数(平成24年度 事業費)

社会資本整備総合交付金 14,395億円の内数(平成24年度 国費)

地域自主戦略交付金 6,754億円の内数(平成24年度 国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 実績値を結ぶトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することが見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- 激甚な水害や、床上浸水が頻発するなど繰り返しの水害の発生により、国民の生活に大きな支障が生じている地域において、被害の防止・軽減を図るため、集中的に事業を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 指標の実績値は目標達成に向けて進捗しているが、3大都市圏等が被災すれば国家レベルの社会経済活動に深刻なダメージを受ける。また、地域レベルでも拠点機能が被災すれば大きなダメージを受けるため、本指標の持つ重要性は高い。今後も財政状況が厳しくなる見込みの中、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。
- 近年、地球温暖化に伴う気候変化による海面水位の上昇、豪雨や台風の強度の一層の増大など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因する新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、可能な限り早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- 被災したとしても、国民の生活や社会経済活動に深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、重点的かつ集中的に保全対策の実施を行う。
- 以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- なし

(平成26年度以降)

- なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局治水課(課長 山田 邦博)

業績指標 63

過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数

評価	
A-2	目標値：約4.1万戸（平成28年度） 実績値：約5.6万戸（平成24年度） 初期値：約6.1万戸（平成23年度）

(指標の定義)

過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として浸水のおそれのある戸数

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には0戸を目指す。

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

なお、国管理分については、できるだけ早期に浸水のおそれのある家屋を解消する必要があるため、計画期間内（平成28年度末まで）に約9割の解消を目指して、事業を実施予定である。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」
- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

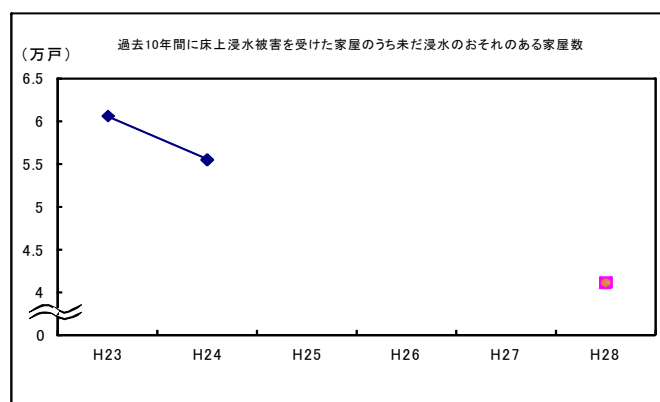
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

・なし

過去の実績値					(年度)
H23	H24	H25	H26	H27	H28
約6.1万戸	約5.6万戸	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進 (◎)

河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等

予算額：河川事業費 4,386億円の内数（平成24年度 事業費）

河川総合開発事業費 2,717億円の内数（平成24年度 事業費）

社会資本整備総合交付金 14,395億円の内数（平成24年度 国費）

○下水道における浸水対策施設の整備の推進（◎）

下水道事業による浸水対策施設の整備により、都市の浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額：社会資本整備総合交付金 14,395億円の内数（平成24年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

○税制

①雨水貯留浸透施設に係る特例措置（所得税、法人税）

（特例の概要）都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却（5年間10%）

②特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置（固定資産税）

（特例の概要）特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 実績値を結ぶトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することが見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- 地球温暖化に伴う気候変動により、近年では、河川整備の目安としてきた時間雨量50ミリを大きく上回る時間雨量100ミリのゲリラ豪雨が頻発している。現時点では、ゲリラ豪雨の発生場所を予測することは困難であるため、流域全体において対応することが効果的である。平成21年度より流域貯留浸透事業を全国に推進してきたが、流域対策として一層の効果発現を図るため、平成22年度には調節池整備事業の制度の拡充を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- H24年度の実績値は、当初予算に加え、予備費や補正による事業進捗を図ったことから、順調に推移している。
- 近年の集中豪雨の増加などの自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- 下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。現在6河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府）、巴川水系巴川（静岡県）境川水系境川（愛知県）、猿渡水系猿渡川（愛知県））を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定されているが、今後、新たな河川を特定都市河川に指定し、河川整備に加え、流域対策や土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。
- 引き続き、九州の豪雨災害、紀伊半島の深層崩壊等、災害が頻発している状況を踏まえ、甚大な災害が発生した地域における再度災害防止策等を重点的に実施する。
- 以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- 近年、全国各地でいわゆるゲリラ豪雨が頻発していることを踏まえ、流域対策をより一層推進するため、交付対象となる貯留・浸透施設の規模要件を「100mm/h 安心プラン」に登録された地域に限り複数の施設により500m³以上の容量を確保するものに緩和する。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」、水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「100mm/h 安心プラン」等に位置づけられた河川部局・下水道部局等が連携して実施する事業に対して、重点的に予算を配分する。

（平成26年度以降）

- なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）
水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 加藤 裕之）

業績指標 6 4

人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量

評価

B-1	目標値：約 50 万 m ³ （平成 28 年度） 実績値：約 27 万 m ³ （平成 24 年度） 初期値：約 27 万 m ³ （平成 23 年度）
-----	--

(指標の定義)

背後地に人口・資産が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域において、流域の持つ保水・遊水機能を確保するための調節池、流域貯留施設等の整備により確保される貯留量

(目標設定の考え方・根拠)

平成 28 年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針 2009（平成 21 年 6 月 23 日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

・日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

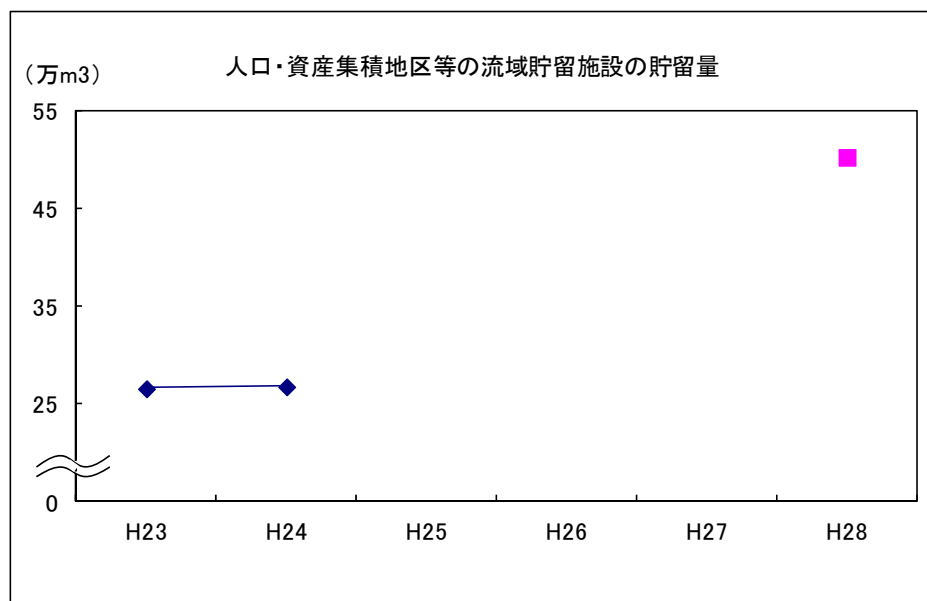
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
約 27 万 m ³	約 27 万 m ³			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

河川への流出抑制対策の推進（流域貯留施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備）◎
予算額：社会資本整備総合交付金 国費 14,395 億円（平成 24 年度）の内数
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 実績値によるトレンドを延長すると、目標年度の目標値を下回る評価となるが、H25年度から流域貯留浸透事業の交付要件拡充を図るところであり、今後の実績値の急上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- 近年の都市化の進展や地球温暖化に伴う気候変動に対応するため、河川管理者が行う河川整備や排水機場整備のみならず、市町村等が実施する土地利用規制、流域貯留施設の整備、流出抑制対策、下水道整備等の総合的な治水対策を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成 24 年度の実績値は、昨年度の実績値とほぼ横ばいであり、目標へのトレンドに届いていないものの、平成 25 年度から流域貯留浸透事業の採択要件拡充を図ることなどにより、今後の実績値の上昇が見込まれることから、B-1 と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

- 近年、全国各地でいわゆるゲリラ豪雨が頻発していることを踏まえ、流域対策をより一層推進するため、交付対象となる貯留・浸透施設の規模要件を「100mm/h 安心プラン」に登録された地域に限り複数の施設により 500m³以上の容量を確保するものに緩和する。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」、水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「100mm/h 安心プラン」等に位置づけられ、下水道部局等と連携して実施する河川事業に対して、重点的に予算を配分する。

（平成 26 年度以降）

- なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）

業績指標 65

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（洪水）

評価

A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：62%（平成24年度） 初期値：49%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合（%）

洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

①：洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数

②：洪水ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数（1,342市町村：平成23年度）

（目標設定の考え方・根拠）

洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等の実施することは、住民の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである

全国の大河川及び主要な中小河川（洪水予報河川、水位周知河川）の浸水想定区域に含まれている市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで計画期間中（平成28年度まで）に実施されるようになることを目標とする。

（外部要因）

特になし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）

地方自治体（市町村）（洪水ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

・基本方針（平成24年12月26日）「老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。」

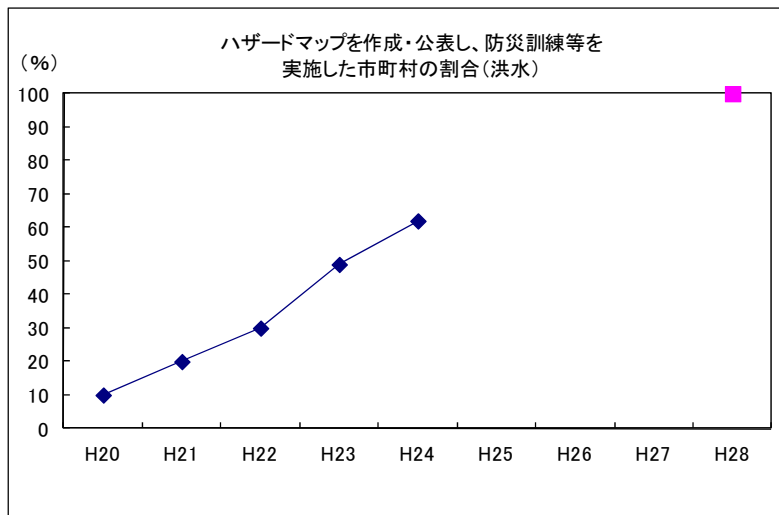
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
10%	20%	30%	49%	62%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度に設定した本指標の動向については、ハザードマップの作成・公表は平成28年度目標達成に向けた成果を示しており、また、平成24年度より地方公共団体にとって自由度の高い防災・安全交付金が活用されていることや近年の災害を受けて防災に対する意識が高まっていることなどから、ハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・平成25年3月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」を改定。
- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設。
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html>)
- ・浸水想定区域図の公表については、平成13年の水防法改正時から順調に実績値が向上している。
(平成25年3月31日現在の公表：国管理河川417河川(対象432河川中)、都道府県管理河川1,520河川(対象1,539河川中))

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度の実績は昨年度に比べて伸びており、目標達成に向けて順調に推移している。
- ・洪水ハザードマップはすでに9割以上の市町村が作成・公表している。また、平成25年3月に改定した「洪水ハザードマップ作成の手引き」においても洪水ハザードマップの活用をさらに促進することとしたところであり、こうした取組みを継続することにより、今後市町村等が主催する避難訓練等の防災訓練の実績値の向上が期待される。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・平成24年度に創設した「防災・安全交付金」等を活用して市町村の洪水ハザードマップ作成・公表及び防災訓練を実施を支援する。
- ・また、水防法を改正して、洪水予報等を河川管理者から市町村長に通知することとし、避難勧告や避難指示の判断を行う市町村を支援する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課長 金尾健司

業績指標 66

土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合

評価

B-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：約54%（平成24年度） 初期値：約45%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合

土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合＝①／②

- ①：土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練を実施した市町村数
- ②：土砂災害警戒区域が指定された市町村数（平成23年度末時点）

（目標設定の考え方・根拠）

土砂災害警戒区域が指定された市町村については、ハザードマップの作成・公表および防災訓練が、早期に実施される必要があり、これらの市町村の全てで平成28年度までに実施されるようになることを目標に設定。

（外部要因）

地元調整の状況等
 開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
 「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
 「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
 「「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
 「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、洪水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

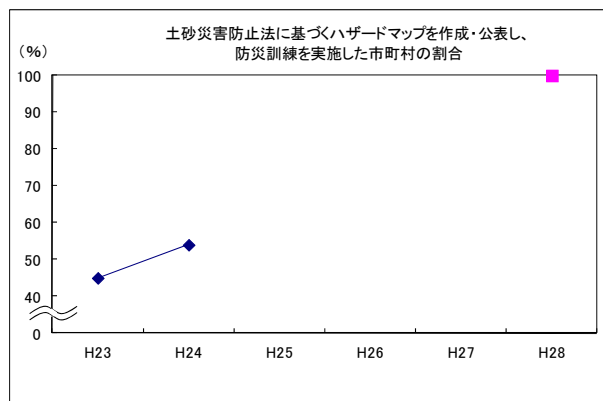
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値		(年度)			
H23	H24				
約45%	約54%				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：地域自主戦略交付金 6,754 億円の内数 (平成 24 年度国費)

沖縄振興公共投資交付金 771 億円の内数 (平成 24 年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 24 年度の実績は約 54% であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値の達成ができないこととなるが、(P) 平成 24 年度においては、自主避難や避難勧告等に基づく避難により土砂災害からの被害を免れる事例を周知することにより、防災訓練の実施による地元住民の警戒避難に対する意識向上の重要性が認識され、平成 25 年度は過去最多の市町村数で防災訓練が実施される予定であることから、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- 平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害の防止のための対策を推進している。
- 平成 17 年 7 月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 平成 23 年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、土砂災害ハザードマップの作成・公表を推進しているところ。
- 毎年 6 月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。
- 平成 24 年度までに、全国で約 600 市町村において、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練が行われた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当該業績指標は過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値の達成ができないこととなるが、土砂災害防止法に基づくハザードマップは、土砂災害警戒区域における円滑な避難体制を確保する上で必要な事項を記載したもので、平常時における土砂災害警戒区域等の周知、防災意識の普及、土地利用調整等に活用するとともに、警戒避難時には情報伝達、避難誘導等に活用されるものであり、重点的な作成・公表が進められている。また、自主避難や避難勧告等に基づく避難により土砂災害からの被害を免れる事例を周知することにより、防災訓練の実施による地元住民の警戒避難に対する意識向上の重要性が認識され、平成 25 年度は過去最多の市町村数で防災訓練が実施される予定である。以上から、「B-2」と評価した。
- 平成 23 年の東日本大震災を受け、ハザードマップの作成や防災訓練の重要性が再認識されており、土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、引き続き、積極的に取り組みを進める。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 (課長 西山 幸治)

業績指標 67

リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率（火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合）

評価

A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：約59%（平成24年度） 初期値：約48%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップ（注）を整備した火山の割合（%）

リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率＝①／②

①：火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山

②：火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）

（注）火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。

（目標設定の考え方・根拠）

今後5年間に対象全火山（29火山）については、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、リアルタイム火山砂防ハザードマップを早期に整備する必要があるため、平成28年度までにこれらの全てについて整備することを目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

- 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

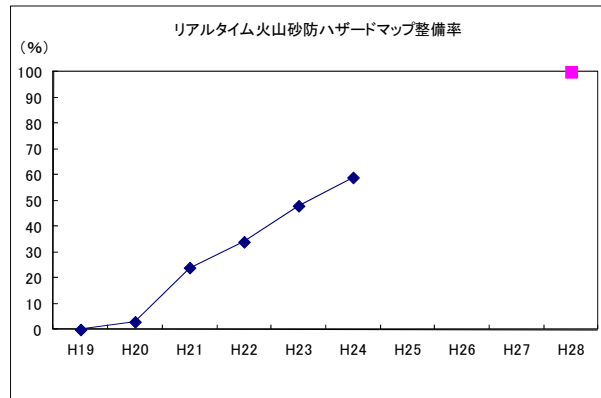
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)	
H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	
0 %	約 3 %	約 2 4 %	約 3 4 %	約 4 8 %	約 5 9 %	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①火山地域における砂防設備の整備(◎)

土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等による災害から人命、財産を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：砂防事業費等 1, 0 3 3 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)

社会資本整備総合交付金 1 4, 3 9 5 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)

②火山噴火時等の警戒避難対策の実施(◎)

火山地域において警戒避難対策の整備等を行うことで、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：地域自主戦略交付金 6, 7 5 4 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)

(注)◎を付けた施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 2 4 年度の実績は約 5 9 % であり、目標の達成に向けて着実に進捗している。

(事務事業の実施状況)

- ・活火山及びその周辺地域からなる火山砂防地域においては、土石流、火山泥流等の土砂災害から下流部の人家、公共施設等を保全するため、砂防堰堤等のハード対策を実施する一方で、火山地域の住民の警戒避難に資するため、火山ハザードマップの整備や土砂の動きを監視するための監視カメラやワイヤーセンサー等のソフト対策を実施するなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進してきた。
- ・火山噴火時の緊急的な対策の実施により土砂災害による被害を軽減するため、火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山砂防ハザードマップによる危険区域の設定等、平常時の準備事項及び噴火時の対応等のハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画 (以下、「計画」という) の策定を推進してきた。
- ・各火山では、リアルタイム火山砂防ハザードマップ作成の基礎データとなる火山周辺の詳細な地形データの収集や噴火シナリオの作成を進めているほか、事前に行った数値シミュレーション結果をロールプレイング型防災訓練で活用することにより検証を行うなど、実用的なリアルタイム火山砂防ハザードマップの整備を進めてきた。
- ・現在は、平成 1 9 年 3 月に「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」により示された「火山噴火緊急減災対策ガイドライン (案)」により、計画策定の一環としてリアルタイム火山砂防ハザードマップの整備を進めている。
- ・平成 2 3 年 7 月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「大規模土砂災害に対する危機管理の充実・強化」の一環として、引き続きリアルタイム火山砂防ハザードマップの整備を進めているところ。
- ・平成 2 4 年度までに 2 7 火山において計画策定の委員会が開催されているなど、各火山において、おおむね当初の予定通り準備及び作成を進めている。
- ・H 2 4 年度末現在、富士山、浅間山等 1 7 火山において、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備しており、当面の噴火想定には対応できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標は着実に進捗しており、また、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A-2」と評価した。
- ・リアルタイム火山砂防ハザードマップは、火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するものであり、火山噴火時の避難対策支援に活用されるものである。
- ・リアルタイム火山砂防ハザードマップが早期に整備されるよう、基となる計画策定のための委員会が開催されていない残りの2火山についても、早期に委員会が開催され、計画が策定されるよう取組みを継続する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課(課長 西山 幸治)

業績指標 68

社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率

(①重要交通網にかかる箇所、②主要な災害時要援護者関連施設)

評 価

①A-2	目標値：①約51% ②約39% (平成28年度)
②A-2	実績値：①約47% ②約31% (平成24年度)
	初期値：①約46% ②約29% (平成23年度)

(指標の定義)

土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合(分子/分母)

(分子) 土砂災害のおそれのある

- ①重要交通網にかかる箇所
- ②主要な災害時要援護者関連施設

のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所

(分母) 土砂災害のおそれのある

- ①重要交通網にかかる箇所
- ②主要な災害時要援護者関連施設

(目標設定の考え方・根拠)

直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。

(外部要因)

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大による社会経済上重要な施設の増加

(他の関係主体)

都道府県

(重要政策)**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日)
「「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、洪水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」(第3章3.)

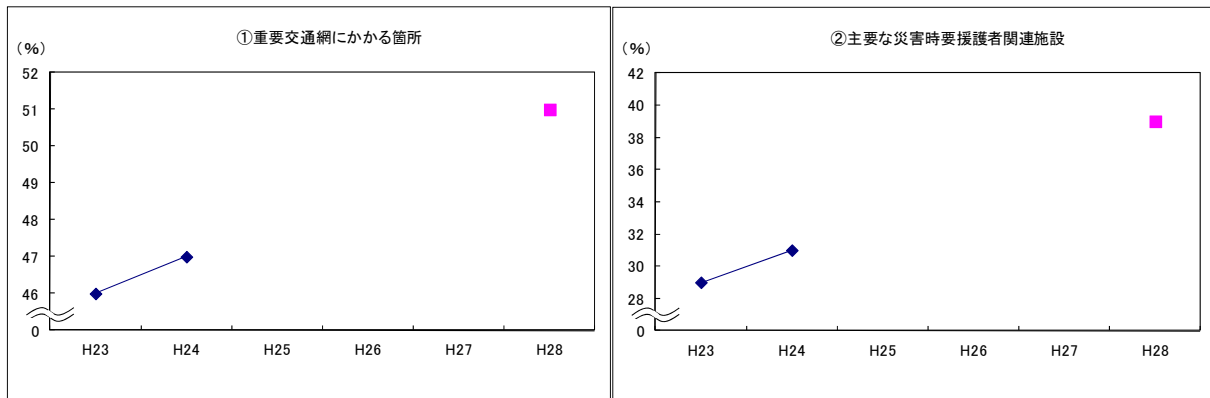
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値		(年度)			
H 2 3	H 2 4				
①約 4 6 %	①約 4 7 %				
②約 2 9 %	②約 3 1 %				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：砂防事業費等 1, 0 3 3 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
- 砂防事業費等 (補正) 4 2 4 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
- 社会資本整備総合交付金 1 4, 3 9 5 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
- 防災・安全交付金 (補正) 5, 4 9 8 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
- 地域自主戦略交付金 6, 7 5 4 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
- 沖縄振興公共投資交付金 7 7 1 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：砂防事業費等 1, 0 3 3 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
- 砂防事業費等 (補正) 4 2 4 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
- 社会資本整備総合交付金 1 4, 3 9 5 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
- 防災・安全交付金 (補正) 5, 4 9 8 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
- 地域自主戦略交付金 6, 7 5 4 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
- 沖縄振興公共投資交付金 7 7 1 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：砂防事業費等 1, 0 3 3 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
- 砂防事業費等 (補正) 4 2 4 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
- 社会資本整備総合交付金 1 4, 3 9 5 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
- 防災・安全交付金 (補正) 5, 4 9 8 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
- 地域自主戦略交付金 6, 7 5 4 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
- 沖縄振興公共投資交付金 7 7 1 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績は、①重要交通網にかかる箇所 約47%、②主要な災害時要援護者関連施設 約31%である。①及び②はともに、目標の達成に向けて着実に進捗している。

(事務事業の実施状況)

- ・大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や被災すると経済活動に甚大な影響を及ぼす重要交通網等の保全是、従来から予防的な対策に取り組んできた。
- ・平成23年東日本大震災への対応として、強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施した。
- ・災害時要援護者関連施設の保全是、平成10年8月の福島県での災害時要援護者関連施設の被災（死者5名）を受け、総合的な土砂災害対策の強化を図ってきた。
- ・平成21年7月には山口県で災害時要援護者関連施設の被災（死者7名）が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成21年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係7府省庁連名で、災害時要援護者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知し、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図ってきた。
- ・平成23年7月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保身に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策を進めているところ。
- ・平成24年度の補正予算においても、当該指標に係る箇所での事業を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標のうち、①重要交通網にかかる箇所及び②主要な災害時要援護者関連施設はともに着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A-2」と評価した。
- ・
- ・本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、一層の重点的な取組みの必要性について十分理解が得られるよう、都道府県に対して機会あるごとに周知・要請に努め、目標の達成を目指している。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 西山 幸治）

業績指標 69

土砂災害警戒区域指定数

評 価

A-2	目標値：約46万区域（平成28年度） 実績値：約31万区域（平成24年度） 初期値：約25万9千区域（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

土砂災害警戒区域の指定数

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度以降の実績の推移を勘案し設定。

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、濁水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

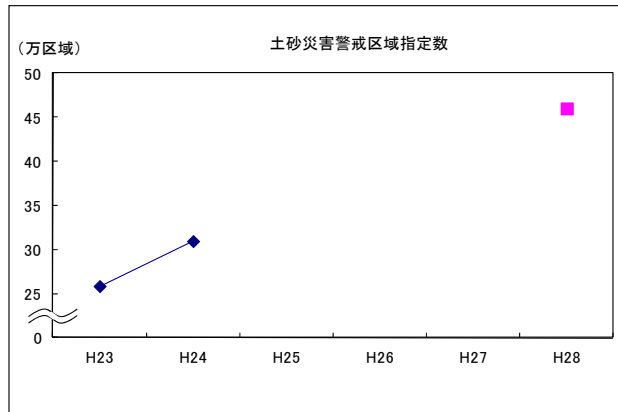
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24
約8万5千区域	約13万2千区域	約17万8千区域	約22万区域	約25万9千区域	約31万区域



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：地域自主戦略交付金 6,754 億円の内数 (平成 24 年度国費)

沖縄振興公共投資交付金 771 億円の内数 (平成 24 年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 24 年度の実績は約 31 万区域であり、目標の達成に向けて着実に進捗している。

(事務事業の実施状況)

- 平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害の止のための対策を推進している。
- 平成 17 年 7 月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 平成 23 年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、早期の区域指定に向けた取り組みを推進しているところ。
- 毎年 6 月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。
- 平成 24 年度までに、全国で約 31 万の土砂災害警戒区域が指定された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当該業績指標は着実に進捗しており、また、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A-2」と評価した。
- 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備により、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために指定するものである。
- 平成 24 年度までに、全国で約 31 万の土砂災害警戒区域が指定されたが区域指定は完了しておらず、引き続き、区域指定の進捗を図る必要がある。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 25 年度)

なし

(平成 26 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 (課長 西山 幸治)

業績指標 70

大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率

評 価

N-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：0%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップ（注1）において深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に対する大規模土砂移動検知システム（注2）により監視できる面積の割合（以下、監視カバー率という）。

大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率=①/②

① 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に大規模土砂崩壊が発生した場合に大規模土砂移動検知システムにより監視できると思われる範囲（監視カバー範囲）の面積

② 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域の総面積

（注1）・・・過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の発生頻度を推定したマップ

（注2）・・・山地地域に配置した振動センサーをネットワーク化し、検知した地盤振動から、大規模な土砂移動現象の発生位置と時間を推定することにより大規模土砂崩壊発生箇所の把握の時間短縮を行うシステム

（目標設定の考え方・根拠）

深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域については、早期に大規模土砂移動検知システムにより監視できるようにするため、これらの地域について平成28年度までに監視カバー率を100%とすることを目標に設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）**【施政方針】**

・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）

「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」

・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）

「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）

「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、洪水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

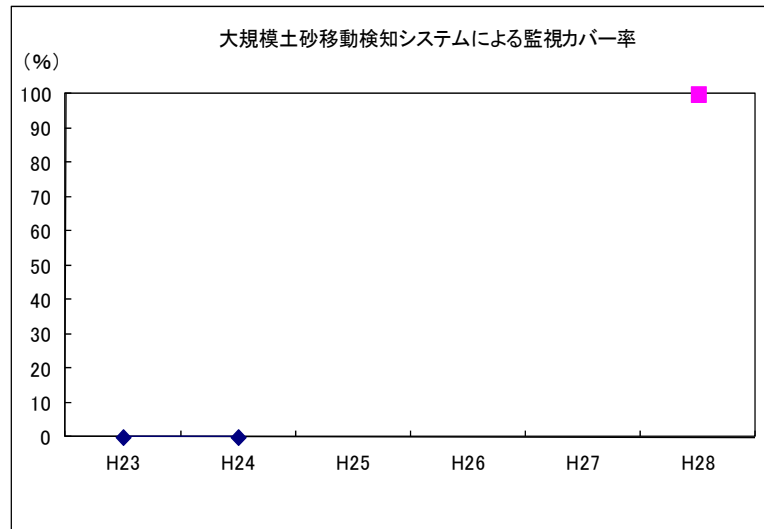
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 3	H 2 4				
0 %	0 %				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

大規模土砂災害に対する警戒避難体制等の整備 (◎)
 大規模土砂災害への警戒避難体制を充実・強化するため、大規模土砂移動検知システムの整備等を推進する。
 予算額：治水事業費 7,761億円の内数(平成24年度事業費)
 砂防事業費等(補正) 424億円の内数(平成24年度事業費)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・大規模土砂移動検知システムは、第一段階として各地方整備局においてセンサー等機器類の設置と通信ネットワークの整備を行い、各地域の振動データを解析装置へ集約し、地方整備局ごとに実験的運用を開始する。第二段階として全国の解析装置等から得られたデータを通信ネットワークで繋ぎ、各地域から得られた解析結果を共有する。第三段階で全国システム総体として得られた全国のデータを利用しての解析・精度向上を行った後に、最終段階として本運用での監視を開始できるものである。
- ・平成24年度は、一部地域でセンサーを設置しており、平成24年度補正予算においても、大規模土砂移動検知システムの整備を進めている。
- ・一部地域の振動データのみでは遠方地震波形との区別が付かない等一定の精度が得られないため全国のデータを共有し精度の向上を行う。
- ・平成25年度には、全国でセンサー類の設置が概ね完了し各地方整備局内でのデータ集約が行われ実験的運用が行われる予定であり、第一段階完了に向け予定通り進んでいる。
- ・平成26年度内に第二段階も完了し第三段階においても第二段階終了後から一年程度の期間で完了することが見込まれることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれるが、第三段階を終えた後に監視が開始される
- ・こうした各段階が終了していないから、平成24年度の実績値についてはまだ進捗が見られていないが、各地方整備局におけるセンサー等機器類の設置とネットワーク化作業については、おおむね予定通り進んでいることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・平成22年8月に、過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の推定頻度に関する全国マップを公表し、これをもとに深層崩壊の頻度が特に高いと推定される地域を中心にさらに調査を実施し、溪流(小流域)レベルで評価することや、危険と判断された箇所については、必要に応じて天然ダムが形成される可能性などの調査を実施し、周辺や下流の自治体とともに警戒避難対策について検討することとした。
- ・平成22年11月の土砂災害防止法の一部改正では、平成21年12月の「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を踏まえ、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、国土交通省又は都道府県が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を提供することとした。
- ・平成23年7月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保全に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、大規模土砂移動検知システムの整備を進めているところ。

- ・平成24年度当初予算では、日本再生重点化措置の激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策として、大規模災害時のより迅速な対応を図るため、深層崩壊発生の危険性が高い地域において、大規模土砂移動検知システムの整備を開始した。
- ・平成24年度は、一部地域で振動センサーを設置し、土砂移動や、地震等による、地中内の微弱な振動データを取得できるようになった。平成24年度補正予算においても、大規模土砂移動検知システムの整備を進め、得られた振動データの中から土砂移動による振動のみを抽出し、遠方地震や降雨等による振動との識別をするため装置の精度向上を行っていく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度までに一部地域でセンサーを設置しているが、一部地域の振動データのみでは遠方地震波形との区別が付かない等一定の精度が得られないため全国のデータを共有し精度の向上を行う。
- ・平成25年度には、全国でセンサー類の設置が概ね完了し各地方整備局内でのデータ集約が行われ実験的運用が行われる予定であり、第一段階完了に向け予定通り進んでいる。
- ・平成26年度内に第二段階も完了し第三段階においても第二段階終了後から一年程度の期間で完了することが見込まれることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれるが、第三段階を終えた後に監視が開始されるため平成24年度については、指標の達成状況については判断ができないことから、N-2と評価した。
- ・引き続き、本運用開始に向け進捗を図る。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 (課長 西山 幸治)

業績指標 7 1

リエゾン協定締結率（国土交通省等とリエゾン（現地情報連絡員）派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合）

評 価

A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：91%（平成24年度） 初期値：71%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

国土交通省とリエゾン（現地情報連絡員）派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合（%）

国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村の割合（%）＝①/②×100

①国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村数

②全国の市町村数（政令指定都市は除く）

（目標設定の考え方・根拠）

本指標のリエゾン協定は、大規模自然災害等が発生又は発生の恐れがある場合において、国土交通省及び市町村が必要とする各種情報の交換等に係る事項を定め、もって適切な災害対処に資することを目的とする。

なお、全国政令指定都市とは既に協定締結済であるため、本指標では対象外としている。

全国の市町村と迅速な情報共有を図ることにより、被災地域の被害拡大の防止や2次被害防止、を図り、国民の安全・安心及び民生の安定を確保するため、できるだけ早期に全国全市町村との間で協定を締結する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

全国市町村（政令指定都市を除く）。

（重要政策）**【施政方針】**

—

【閣議決定】

—

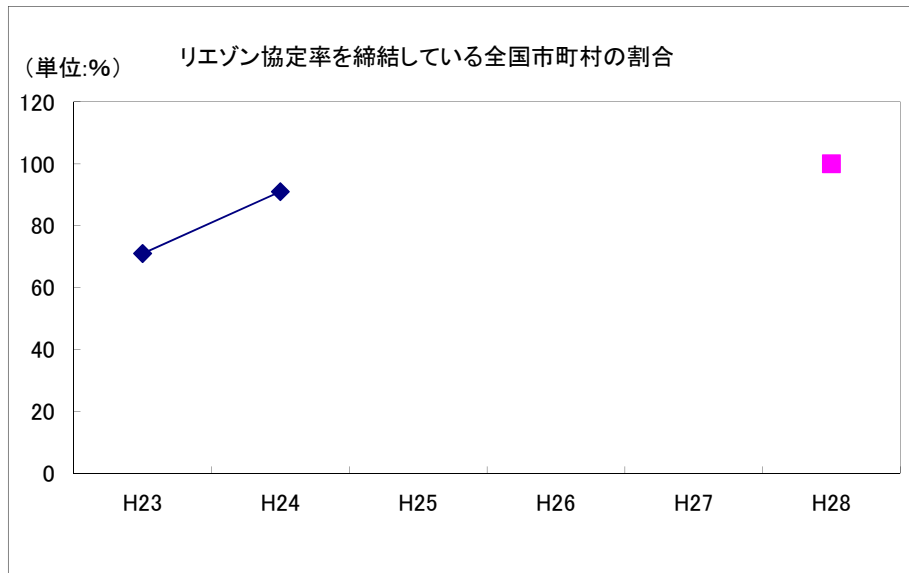
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章 計画期間における重点目標と事業の概要」の「重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる」に記載。

【その他】

—

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
71%	91%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・早期に全国市町村との協定締結を図ることを目途に、その主旨や過去の災害時における効果等について引き続き市町村に説明することにより協定率の向上を図り、被災時における的確かつ迅速な災害対処体制の構築を図る。

関連する事務事業の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成24年度は、協定締結率を順調に伸ばしている。

(事務事業の実施状況)

・全国各地方整備局等と市町村の間で定期的にリエゾン協定に係る協議を実施する体制を構築。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成24年度は、協定締結率を順調に伸ばしている。

・東日本大震災等、近年頻発する大規模自然災害での国土交通省リエゾンの果たした役割について、被災した市町村からの一定の評価を踏まえ、非常時における国土交通省の役割について明確に説明し、協定の締結促進を図ることとする。

・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

特になし

(平成26年度以降)

特になし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土局 防災課 野田 徹

業績指標 7 2

大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数、②参加都道府県及び③政令指定都市数

評価	
A - 2	目標値：① 10ブロック (100%) (平成28年度) ② 47団体 (100%) (平成28年度) ③ 20団体 (100%) (平成28年度) 実績値：① 4ブロック (40%) (平成24年度) ② 22団体 (47%) (平成24年度) ③ 9団体 (45%) (平成24年度) 初期値：① 1ブロック (10%) (平成23年度) ② 5団体 (11%) (平成23年度) ③ 2団体 (10%) (平成23年度)

(指標の定義)

東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数

①：全ブロックで実施 ②：全都道府県と共同実施 ③：全政令指定都市と共同実施

(目標設定の考え方・根拠)

大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があり、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

都道府県、政令指定都市、ライフライン・インフラ事業者、マスコミ等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

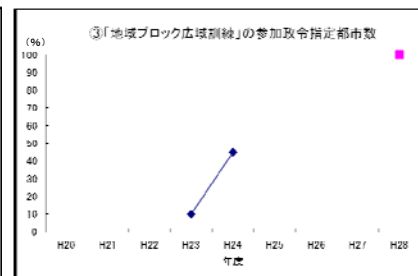
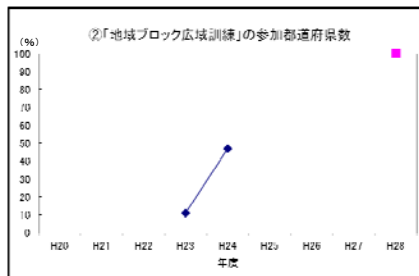
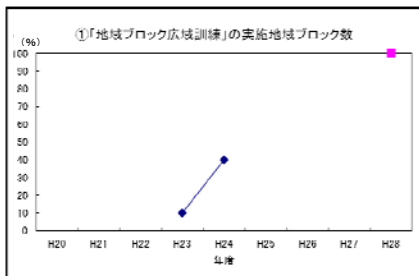
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画「第3章 計画期間における重点目標と事業の概要」の「重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる」に位置付けられている。

【その他】

なし

過去の実績値		(年度)
H23	H24	
① 1ブロック (10%) ② 5団体 (11%) ③ 2団体 (10%)	① 4ブロック (40%) ② 22団体 (47%) ③ 9団体 (45%)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

関係機関との連携強化を図ることを目的に、既存の協議会等を活用して広域的な防災訓練を継続的に実施し、地域ブロックにおける防災力向上を図る。

関連する事務事業の概要

該当なし。

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

平成24年度は、順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

各ブロックにおいて、既存の協議会等を通じて関係機関との連携強化を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度は、順調に進捗している。
- ・関係機関との連携体制を強化するため、防災訓練等を通じて課題等の抽出・発見に努め、より実践的・効果的な訓練となるよう工夫する。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項**(平成25年度)**

特になし

(平成26年度以降)

特になし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局 防災課 野田徹

業績指標 73

主要な河川構造物の長寿命化計画策定率

評価	
A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：約30%（平成24年度） 初期値：約3%（平成23年度）

(指標の定義)

・堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合（%）

主要な河川構造物の長寿命化計画策定率=①/②

①：長寿命化計画を策定済み施設数

②：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設（約3,500施設）

(目標設定の考え方・根拠)

本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。

主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、平成28年度までに河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

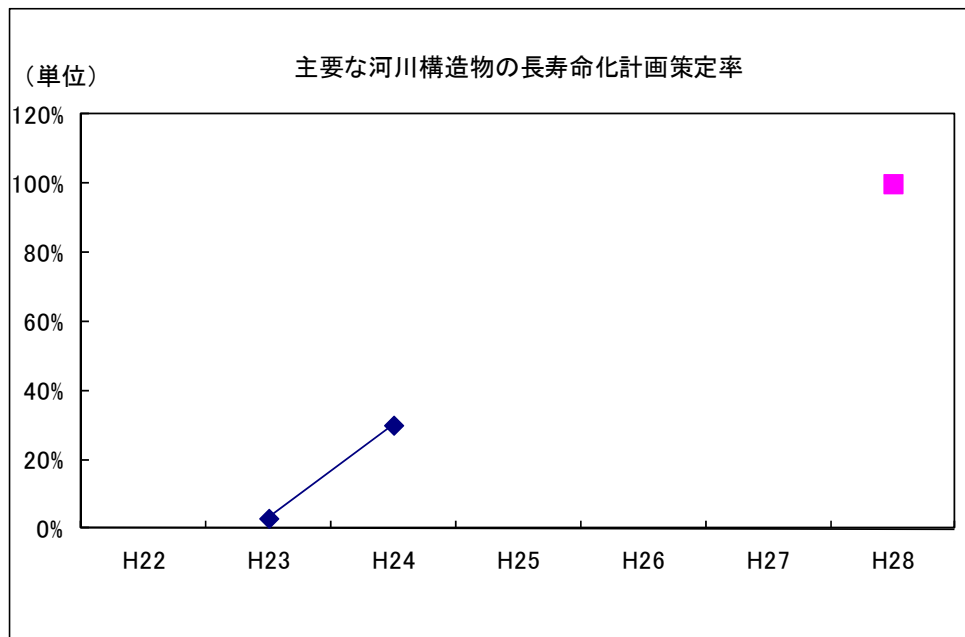
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月）「第3章重点目標4に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
—	—	—	約3%	約30%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

社会資本の的確な維持管理・更新 (◎)

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。

そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成24年度、全国に対して長寿命化計画策定に関する通知を送付

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、引き続き既存の施策を推進していくこととし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課長 金尾健司

業績指標 7 4

大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数

評 価	
N-2	目標値：20台（平成27年度） 実績値：0台（平成24年度） 初期値：0台（平成22年度）

（指標の定義）

大規模災害発生時に迅速に調達可能な無人化施工機械（ただし、標準化されたインターフェースを装備したものに限り）の台数

（目標設定の考え方・根拠）

迅速的確な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。中でも、遠隔から建設機械を操作する無人化施工技術は、操作員の安全を確保し、火山噴火等大規模な災害に際しての復旧作業に必要な技術の一つである。

無人化施工を迅速に行うためには機械操作や画像伝送等に不可欠な通信システムを現場で早急に構築する必要がある。現在は通信システムの構築、特に機器類の接続の調整に時間を要しているが、これら調整の簡便化のためにシステムの接続仕様（インターフェース）の標準化を図る。

以上から、業績指標（アウトプット）を接続仕様（インターフェース）が標準化された「大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数」とした。

なお、目標値は、災害は日本全国どこでも発生する可能性があり、災害復旧活動を迅速に複数台で作業開始できることを念頭に置き、全国で官・民それぞれが保有する機械を合わせて「20台」（各地方整備局等管内で2台程度）を平成27年度までに確保することを目標とした。

（外部要因）

市場動向の変化による建設投資の増減

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

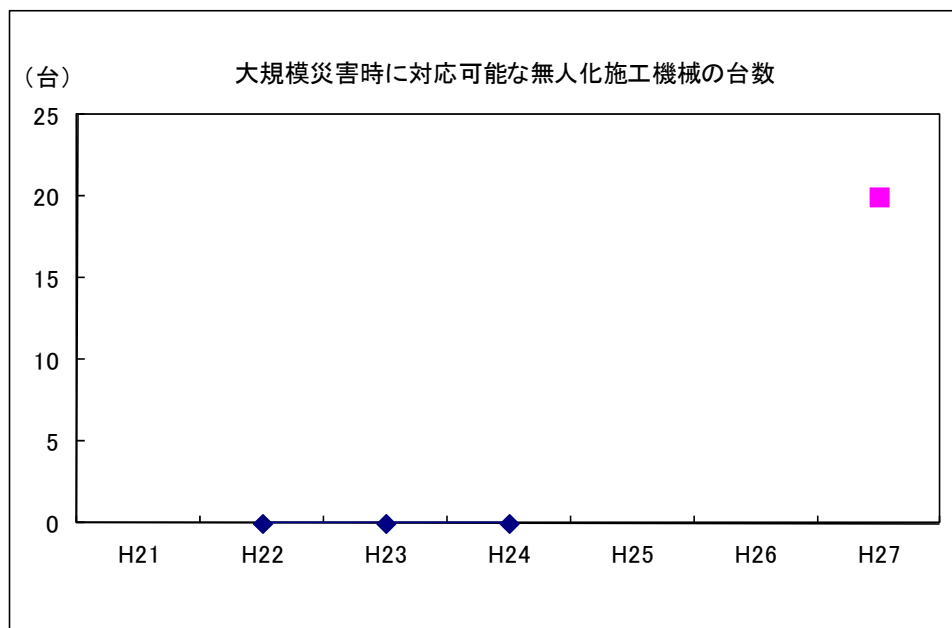
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	H24
-	-	0台	0台	0台	0台



事務事業の概要

主な事務事業の概要

無人化施工機器の通信システムの標準的な接続仕様（案）を作成した。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「判断できない」

大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数については、平成24年度にシステムの標準的な接続仕様（案）を作成した段階であり、平成24年度は目標の達成状況については判断できない。

（事務事業の実施状況）

無人化施工技術の実績が豊富な民間業団体関係者と意見交換を実施し、機器類、通信ルール等の標準仕様（案）を作成した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数については、平成24年度にシステムの標準的な接続仕様（案）を作成した段階であり、今後、事業部局や民間において仕様に基づいた導入や改造が進められることにより、目標年度までに目標達成は可能であり、本事業は引き続き継続実施することとし、N-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課（課長 安藤 淳）

業績指標 75

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）

評 価

A-2	目標値：約66%（平成28年度） 実績値：約31%（平成24年度） 初期値：約28%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等（堤防、護岸、胸壁）の整備率＝①／②

- ①：東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸の海岸堤防等の総延長のうち、計画高までの整備と耐震性の確保が完了している延長
- ②：上記対象海岸の海岸堤防等の総延長（約1,105km）

（目標設定の考え方・根拠）

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域については、できるだけ早期に海岸堤防等を整備する必要がある。また、東日本大震災の被災地では、平成27年度末までに復旧を完了させる予定である。長期的には対象海岸全体で整備率を100%とすることを目標に、当面の目標として平成28年度までに達成可能な値として設定。

（外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」
- ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日）「震災をはじめとする災害の経験を踏まえ、密集市街地における公共施設の整備や地域における河川・下水道・道路等の風水害・土砂災害対策、河川、海岸、道路等の地震・津波対策、道路の防雪対策、災害に強い広域ネットワークの構築に向けた全国ミッシングリンクの整備等それぞれの地域に適した総合的な事前防災・減災対策を推進する。」
- ・河川・海岸・道路・港湾・空港・鉄道・航路標識・公園・上下水道等の防災対策（国土交通省、厚生労働省）
- ・防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金の創設（再掲）（国土交通省）」

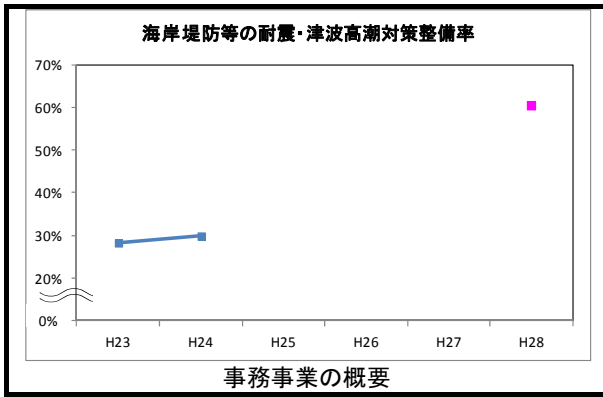
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
約28%	約31%			



主な事務事業の概要

海岸堤防等の耐震化 (◎)

堤防・護岸等の耐震対策等を実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 25.5 億円（平成 24 年度事業費）の内数

社会資本整備総合交付金 16,124 億円（平成 24 年度国費）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 24 年度の実績値は約 31% であるが、東日本大震災の被災地における海岸堤防の復旧については、平成 27 年度末までの完了を目指し、鋭意着工し、工事を推進している状況である。
- ・被災地以外においても、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標年度に達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害の防止を図るため、堤防・護岸等の耐震対策等を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 24 年度の実績値は約 31% であるが、東日本大震災の被災地における海岸堤防の復旧については、平成 27 年度末までの完了を目指し、鋭意着工し、工事を推進している状況である。
- ・被災地以外においても、多くの事業が円滑に進捗している
- ・また、平成 24 年 10 月に海岸管理者に対し、「公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する会計検査の結果への対応について（海岸事業）」を通知したところであり、これを踏まえ、東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、堤防・護岸等の耐震対策等を推進していく。
- ・以上より、A-2 と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 25 年度)

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、新たに創設された防災・安全交付金により、海岸堤防等の耐震対策等の事業を推進。

(平成 26 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 五道 仁実）
 港湾局海岸・防災課（課長 守屋 正平）

業績指標 76

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合

評 価

A-2	目標値：約85%（平成28年度） 実績値：約80%（平成24年度） 初期値：約78%（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合＝①／②

- ①侵食海岸の汀線防護が完了している延長
- ②侵食海岸の汀線防護を実施すべき延長（約3,100km）

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には100%とすることを目標に、当面の目標として平成28年度までに達成可能な値として設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」
- ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日）「震災をはじめとする災害の経験を踏まえ、密集市街地における公共施設の整備や地域における河川・下水道・道路等の風水害・土砂災害対策、河川、海岸、道路等の地震・津波対策、道路の防雪対策、災害に強い広域ネットワークの構築に向けた全国ミッシングリンクの整備等それぞれの地域に適した総合的な事前防災・減災対策を推進する。
- ・河川・海岸・道路・港湾・空港・鉄道・航路標識・公園・上下水道等の防災対策（国土交通省、厚生労働省）
- ・防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金の創設（再掲）（国土交通省）」

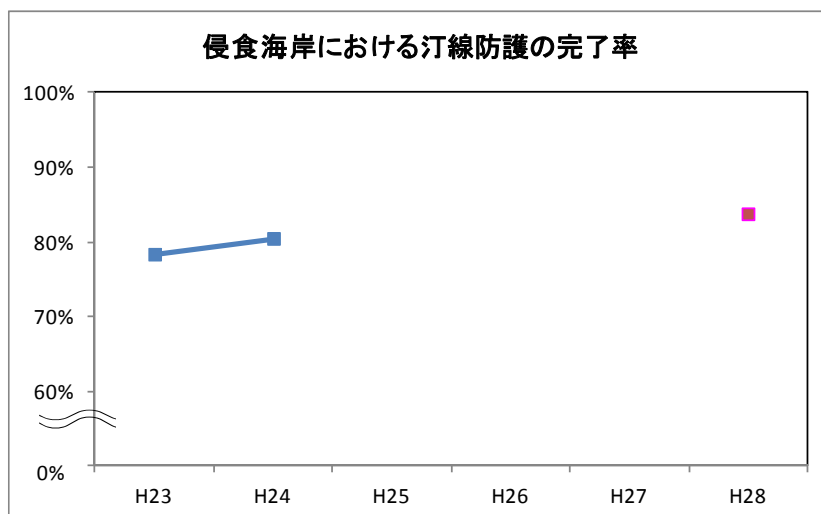
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
約78%	約80%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

侵食対策事業（◎）

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施することにより、浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 25.5 億円（平成 24 年度事業費）の内数

社会資本整備総合交付金 16,124 億円（平成 24 年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成 24 年度の実績値は約 80% であり、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標年度に達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

・侵食対策事業を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 24 年度の実績値は約 80% であり、目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。

・引き続き、既存の制度を活用して、効率的な海岸侵食対策を進めていく

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

・東日本大震災の教訓を踏まえ、新たに創設された防災・安全交付金により、海岸の侵食対策等の事業を推進。

（平成 26 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 五道 仁実）
港湾局海岸・防災課（課長 守屋 正平）

業績指標 77

最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合

評 価	
A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：14%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）

（指標の定義）

最大クラスの津波ハザードマップ作成対象市町村数のうち津波ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合（%）

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

- ①：津波ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数
- ②：津波ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数

（目標設定の考え方・根拠）

最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村について、津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練をすることは、最大クラスの津波発生時に備え、円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである。

最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）で人的被害が発生または発生することが懸念される市町村（東日本大震災で死者・行方不明者が発生した沿岸市町村及び、東海・東南海・南海地震で同様の被害が懸念される市町村）については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで、計画期間中（平成28年度まで）に実施されるようになることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

- 地方自治体（都道府県）（津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域の指定）
- 地方自治体（市町村）（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）
「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・ 基本方針（平成24年12月26日）「老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。」

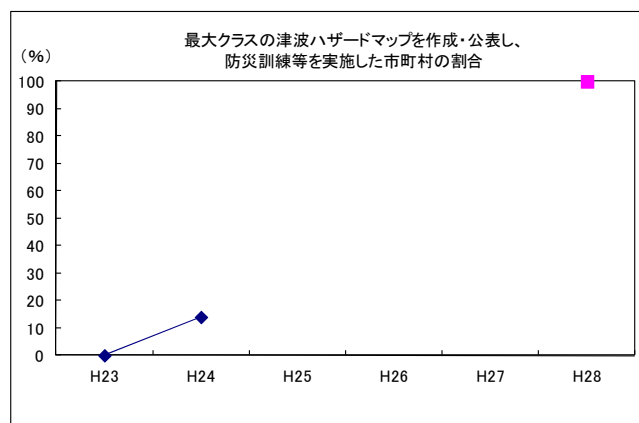
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
-	-	-	0%	14%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・市町村の津波ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、津波時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度より津波ハザードマップの基となる最大クラスの津波浸水想定の設定・公表が着実に進められており、津波ハザードマップの作成・公表も進められている。加えて、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・平成24年度から市町村による津波ハザードマップの作成を促進する「津波・高潮ハザードマップマニュアル」の改訂を検討中。
- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設。
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disaportal/index.html>)
- ・最大クラスの津波浸水想定の設定については、平成24年度末までに10県が公表。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度の実績は昨年度に比べて伸びており、目標達成に向けて順調に推移している。
- ・都道府県が設定する最大クラスの津波浸水想定に基づいて、市町村による津波ハザードマップの作成を促進するため、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を改訂・公表する予定であり、今後市町村が津波ハザードマップを作成・公表し、ハザードマップを活用した津波避難訓練等の防災訓練の実績値の向上が期待される。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

「津波・高潮ハザードマップマニュアル(第3版)」を公表し、最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、ハザードマップを活用して津波避難訓練等を実施する市町村を支援する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課長 金尾健司

業績指標 78

下水道津波BCP策定率（BCP：事業継続計画）

評価

A-2	目標値：約100%（平成28年度） 実績値：集計中（平成24年度） 初期値：約6%（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場のうち、津波を対象とした下水道BCPを策定した割合。

（分母）東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場数

（分子）津波を対象とした下水道BCPを策定した下水処理場数

（目標設定の考え方・根拠）

東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場については、できるだけ早期に下水道BCPを策定する必要があり、その全てについて平成28年度までに津波を対象とした下水道BCPを策定することとして設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

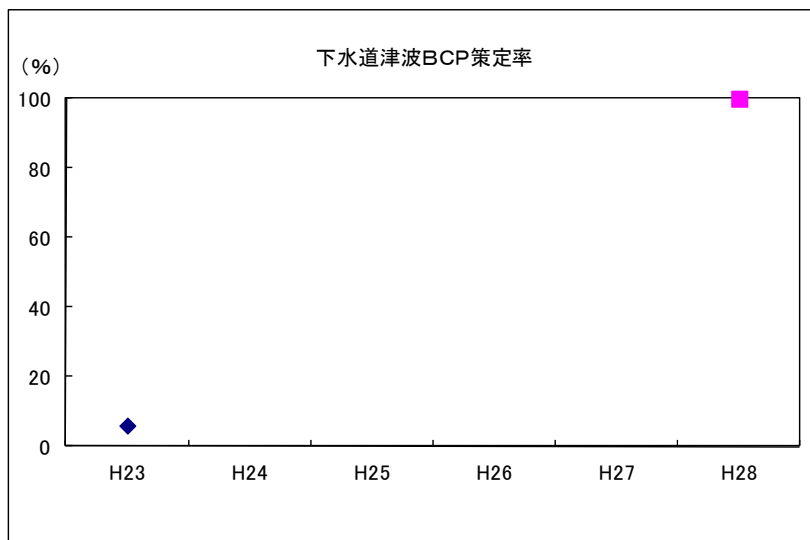
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H23	H24			
約6%	集計中			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道施設の地震対策の推進 (◎)
 - ・ 管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 - 社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数（平成24年度国費）
 - 地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数（平成24年度国費）

下水道事業関連予算額 59億円の内数(平成24年度国費)
(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・当指標の平成24年度の実績値は約〇〇%【集計中】であり、平成23年度から約〇%上昇している。平成23年度から平成24年度のトレンドを延長すると、平成28年度は目標値を概ね達成できる見込みである。

(事務事業の実施状況)

- ・新潟県中越地震、新潟県中越沖地震等の発生を踏まえ、大規模地震により下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的とし、平成21年11月に『下水道BCP策定マニュアル(地震編)～第1版～』を策定した。
- ・東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、津波による被害や広域的・長期的な被害等に対応した下水道BCPを策定するため、「下水道BCP策定マニュアル(地震・津波編)検討委員会」を設置し、平成24年3月に『下水道BCP策定マニュアル～第2版～(地震・津波編)』を策定し、地方公共団体における下水道BCP策定を推進している。
- ・「社会資本整備総合交付金」により、下水道BCP策定を支援している。
- ・東日本大震災を受けて設置した「下水道地震・津波対策技術検討委員会」の報告書においても、下水道BCPの重要性を明記しており、これを踏まえて「下水道の地震対策マニュアル」においても下水道BCP策定の重要性等を明記するよう改定予定。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当指標の平成24年度の実績は〇〇%であり、順調に進捗している。平成23年度からの実績によるトレンドを延長すると、平成28年度に目標値に到達する見込みである。また、平成24年3月に『下水道BCP策定マニュアル～第2版～(地震・津波編)』を策定し、地方公共団体における下水道BCP策定を推進している。東日本大震災以降、地方公共団体の関心も高く、社会資本整備総合交付金により支援もしており、今後も下水道BCP策定の促進が見込まれる。以上のことから、A-2と評価した。
- ・『下水道BCP策定マニュアル～第2版～(地震・津波編)』の普及促進を図るとともに、地方公共団体が速やかに下水道BCPを策定できるような策定手法や事例等を情報提供し、下水道BCP策定の推進を図る。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

下水道総合地震対策事業の拡充

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課(課長 増田 隆司)

業績指標 79

海岸堤防等の老朽化調査実施率

評 価

A-2	目標値：約100%（平成28年度） 実績値：約66%（平成24年度） 初期値：約53%（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、老朽化調査を実施し、対応方針の検討が実施された整備後概ね40年を経過した海岸堤防等の割合＝①／②

①東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等のうち、老朽化対策の要否について検討がなされている延長

②東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等の延長（約1,900km）

（目標設定の考え方・根拠）

1970年以前に整備された海岸堤防等については、できるだけ早期に老朽化調査を実施し、対応方針を検討する必要があるため、平成28年度までに約100%とすることを目標に設定。

（外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日）「笹子トンネル事故を踏まえ老朽化により危険が生じているトンネル・橋梁等をはじめ河川、道路等の社会インフラの総点検を速やかに実施し、緊急的な補修など必要な対策を講ずる。また、社会インフラ全般について先進的技術を活用した効率的な維持管理の枠組みの整備や新技術の開発を進めるなど、今後の老朽化に備えた社会資本の計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進する。

・河川・海岸・道路・港湾・空港・鉄道・航路標識・上下水道等の老朽化対策（国土交通省、厚生労働省）

・防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金の創設（国土交通省）

・先進的技術を活用した社会資本の効率的な維持管理の枠組みの整備（国土交通省）

・社会資本の計画的かつ戦略的な維持管理・更新の推進<予算措置以外>（国土交通省）等」

【閣決（重点）】

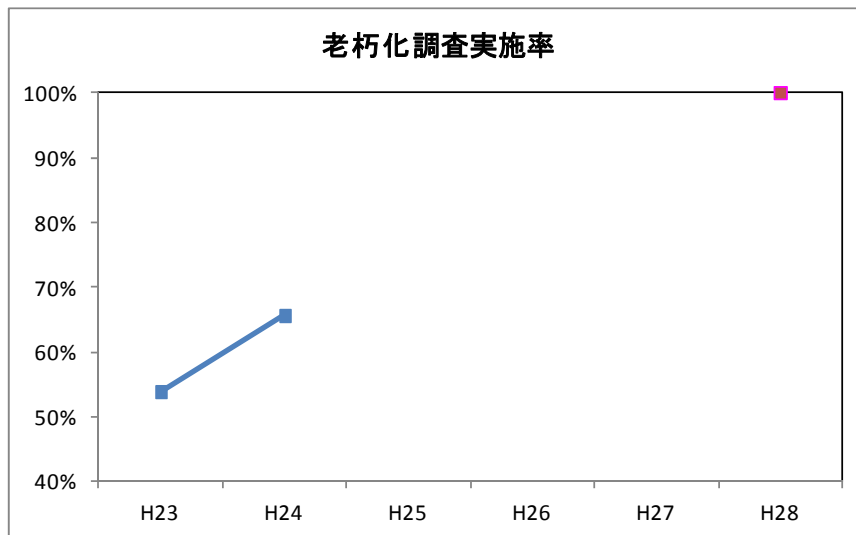
・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

・今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について中間とりまとめ（平成25年3月）社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 社会資本メンテナンス戦略小委員会）

・社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置（平成25年3月）国土交通省

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
約53%	約66%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

海岸堤防等の老朽化対策 (◎)

老朽化により機能が確保されていない海岸堤防等について、海岸堤防等の老朽化調査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工事を実施することにより、浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 255 億円（平成 24 年度事業費）の内数

社会資本整備総合交付金 16,124 億円（平成 24 年度国費）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 24 年度の実績値は約 66% であり、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

・老朽化対策事業を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 24 年度の実績値は約 66% であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

・今後とも、既存の制度を活用して、老朽化により機能が確保されていない海岸堤防等について、海岸堤防等の老朽化調査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工事を実施するとともに、「ライフサイクルマネジメントのための海岸保全施設維持管理マニュアル（案）～堤防・護岸・胸壁の点検・診断～」の改訂等、技術的な助言を行うことにより、老朽化対策を推進。

・以上より、A-2 と評価した

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 25 年度)

・被災履歴や背後の人口・資産、利用頻度等から重要性の高い海岸保全施設について、点検を実施。

・「ライフサイクルマネジメントのための海岸保全施設維持管理マニュアル（案）～堤防・護岸・胸壁の点検・診断～」について、維持管理の優良事例や老朽化対策のコスト縮減事例を収集し盛り込むほか、簡易的な点検手法を検討する等、より活用しやすいものへと見直す。

・東日本大震災の教訓を踏まえ、新たに創設された防災・安全交付金により、海岸堤防等の老朽化対策等の事業を推進。

(平成 26 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 五道 仁実）

港湾局海岸・防災課（課長 守屋 正平）

業績指標 80

主要なターミナル駅の耐震化率

評価

A-2	目標値：100%（平成27年度） 実績値：集計中 初期値：89%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

乗降客数が1日1万人以上の駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震化率

（目標設定の考え方・根拠）

中央防災会議の防災基本計画において、不特定多数の者が利用するターミナル駅の耐震性確保の重要性が掲げられており、できるだけ早期に主要なターミナル駅の耐震性を確保する必要があるため、平成27年度までにこれらの全てについて耐震性を確保することを目標とする。また、平成24年8月31日に閣議決定された社会資本重点整備計画の重点目標に位置付けられている。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

鉄軌道事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

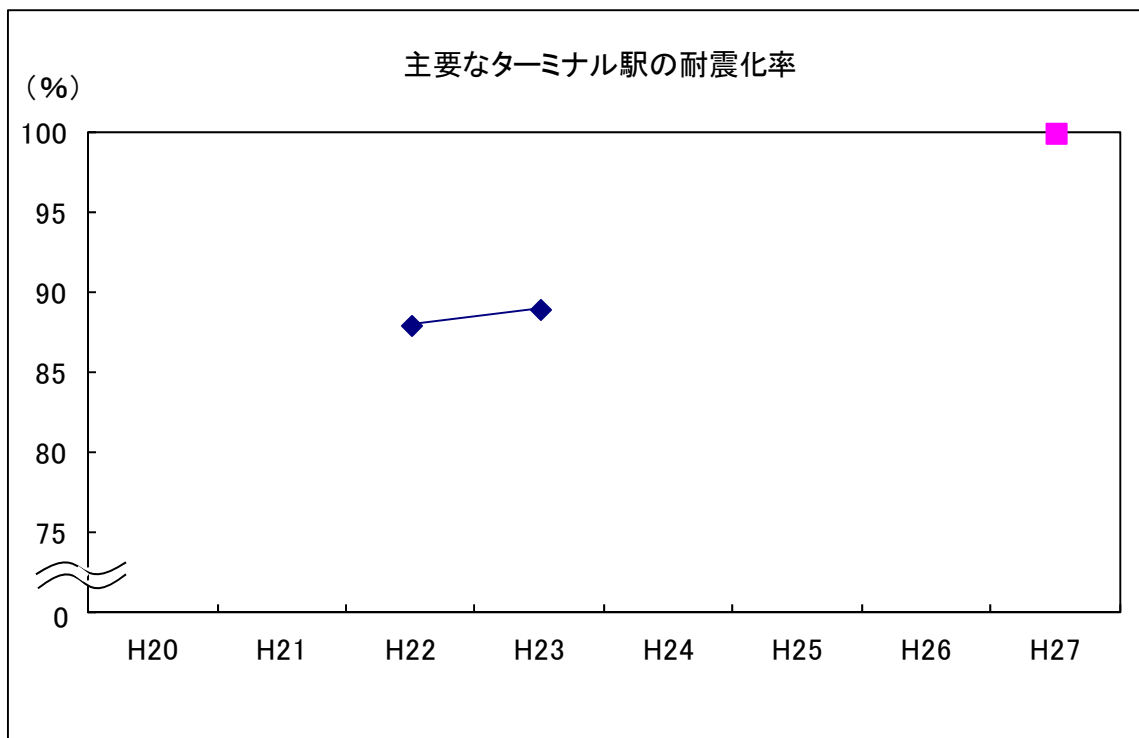
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	H24
—	—	88%	89%	—	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

鉄道駅耐震補強事業 (◎)

今後発生が予想される大規模地震に備え、複数路線が接続する等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急的实施を図る。

予算額：2,222百万円(平成24年度)の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は集計中であるが、当該年度においては、10事業者21駅の耐震補強について補助を実施したところであり、順調に推移していると推測される。

(事務事業の実施状況)

平成24年度において、10事業者21駅の耐震補強について補助を実施したところであり、順調であったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の業績指標については、集計中であるものの、当該年度においては、10事業者21駅の耐震補強について補助を実施したところであり、順調に推移していると推測される。

主要ターミナル駅については、緊急人員輸送の拠点等の機能を有するため、引き続き耐震対策を推進し、業績指標の目標達成を目指す。

以上から、A-2(P)とした。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

首都直下地震又は南海トラフ地震で強い揺れが想定される地域における1日あたり乗降客数1万人以上の駅を対象に、当該地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減する。

(平成25年度及び平成26年度に実施した耐震対策により取得した鉄道施設が対象)

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 鉄道局施設課 (課長 潮崎 俊也)

業績指標 8 1

鉄道運転事故による乗客の死亡者数

評 価

A-2	目標値：0人（毎年度） 実績値：0人（平成24年度） 初期値：0人（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

鉄軌道の運転事故による乗客の死亡者数

※1 鉄道の運転事故とは、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。

※2 軌道の運転事故とは、車両衝突事故、車両脱線事故、車両火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、人身障害事故及び物損事故をいう。

(目標設定の考え方・根拠)

第9次交通安全基本計画に掲げた鉄道運転事故による乗客の死者数ゼロを目標とする。

(外部要因)

自然災害

(他の関係主体)

鉄道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

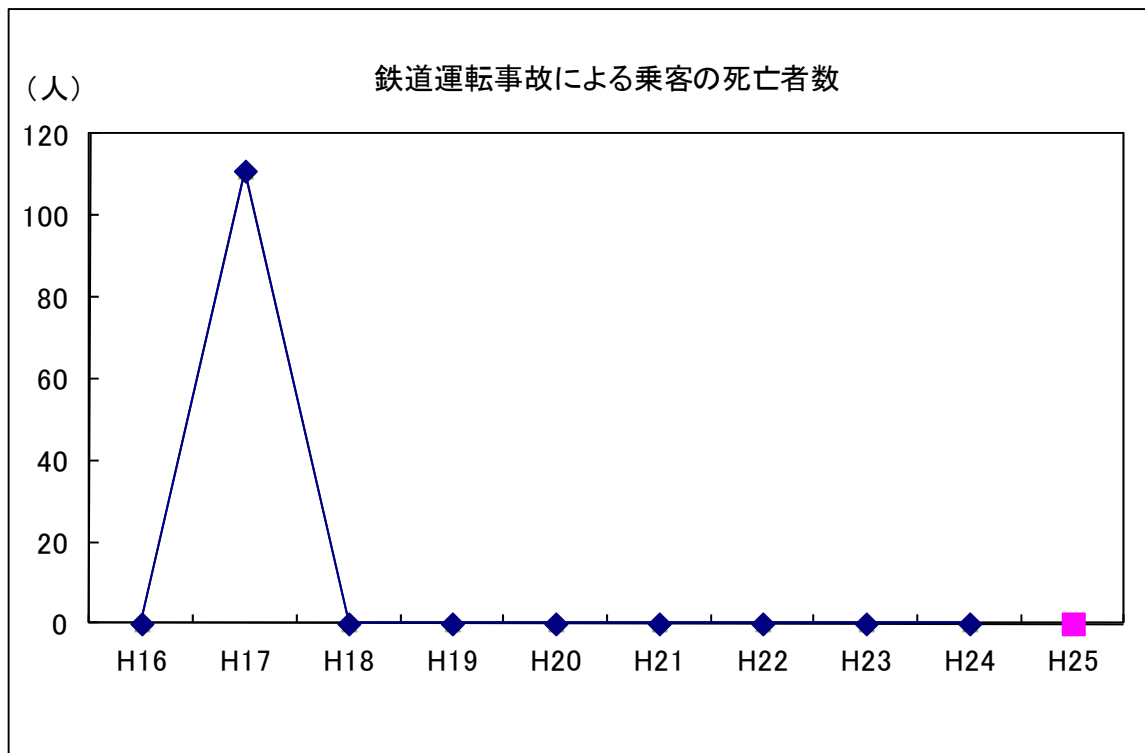
【閣決（重点）】

なし

【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日、中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
0人	0人	0人	0人	0人	0人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 鉄道交通環境の整備
鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。
- 鉄道事業者に対する保安監査等の実施
鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。
- 事故原因の究明
運輸安全委員会は、重大な鉄道事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道事故等の再発防止に寄与する。

関連する事務事業の概要

- 運転保安設備等の整備
曲線部等への速度制限機能付き A T S 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進める。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成17年度には重大事故が連続して発生したことにより乗客の死亡者数は111人に上ったが、平成18年度以降は乗客の死亡者数は0人となっており、進捗状況は順調といえる。

(事務事業の実施状況)

- 新幹線及び在来線の高架橋柱等について耐震補強の促進を図った。
- 平成18年度に改正した技術基準に基づき、曲線部等への速度制限機能付き A T S 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、整備促進を図った。
- 鉄道の安全運行を確保するため、鉄道事業法等に基づき、鉄道事業者等に対し保安監査等を実施し、輸送の安全確保の取組状況、施設及び車両の保守管理の状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等について適切な指導を行った。
- 運輸安全委員会は、重大な鉄道事故等について、その原因を究明するための調査を行い、必要に応じて、調査の結果に基づき、原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を行うなど、鉄道事故等の再発防止の寄与に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値である死亡者数0人を示している。鉄道運転事故件数に関しては長期的には減少傾向にあるものの、高密度、大量輸送という鉄道輸送の特徴により、ひとたび事故が発生すると被害は甚大なものとなる。このため、現在の取組を継続、強化し、業績指標の達成を目指す。

以上から、A-2と評価した。

運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局安全監理官	(安全監理官 村田 義明)
関係課：鉄道局技術企画課	(課長 北村 不二夫)
鉄道局施設課	(課長 潮崎 俊也)
運輸安全委員会事務局総務課	(課長 松本 年弘)

業績指標 8 2

事業用自動車による事故に関する指標（①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数、③事業用自動車による飲酒運転件数）

評 価	
① B-1 ② A-1 ③ B-2	①目標値：380人（平成25年） 実績値：466人（平成24年） 初期値：513人（平成20年） ②目標値：43,000件（平成25年） 実績値：45,346件（平成24年） 初期値：56,295件（平成20年） ③目標値：0件（平成25年） 実績値：121件（平成24年） 初期値：287件（平成20年）

（指標の定義）

- ① 事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数。
- ② 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数。
- ③ 事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数。

（目標設定の考え方・根拠）

平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめ、その中で、今後10年間における目標を設定しており、その事故削減目標値を本指標として設定している。

（目標）

- ① 10年間で死者数半減（平成20年513人を10年後に250人、中間年である5年後には380人）
- ② 10年間で人身事故件数半減（平成20年56,295件を10年後に3万件、中間年である5年後には4万3千件）
- ③ 飲酒運転ゼロ

（外部要因）

交通量、事業者数、車両台数

（他の関係主体）

警察庁（事故・違反通報）、厚生労働省（労基通報）

（重要政策）

【施政方針】

福島みずほ内閣府特命担当大臣談話（平成22年2月2日）「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。」

【閣議決定】

平成23年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況（平成24年5月29日）「平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、各種取組を進めているところである。」

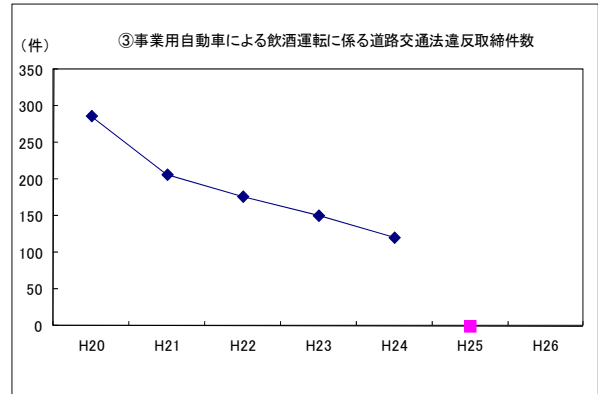
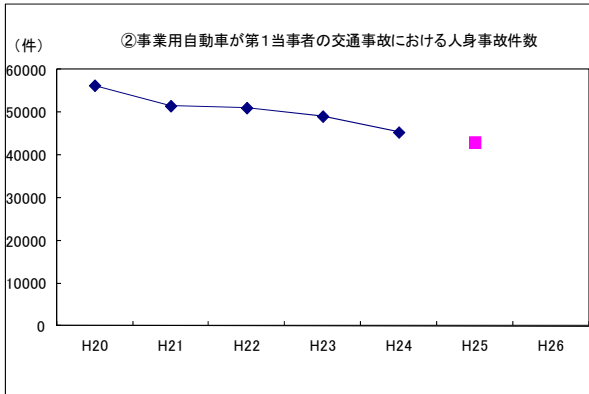
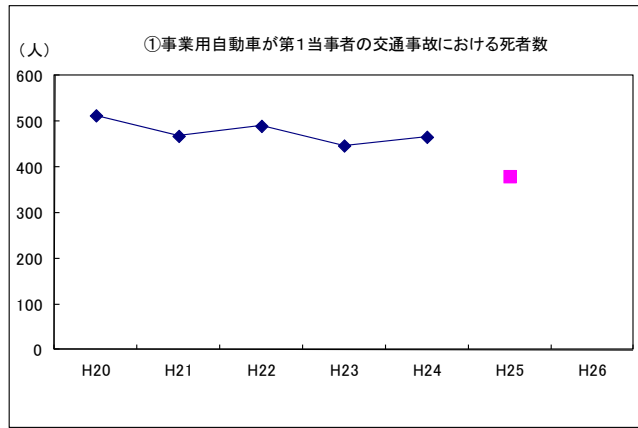
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（歴年）
H20	H21	H22	H23	H24	
① 513人	① 468人	① 490人	① 447人	① 466人	
② 56,295件	② 51,510件	② 51,061件	② 49,080件	② 45,346件	
③ 287件	③ 207件	③ 177件	③ 151件	③ 121件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

自動車運送事業の安全対策として以下を実施。

- ・運輸安全マネジメント制度の充実・強化し、評価実施回数の増加を図る。【予算額：0.4億円の内数、評価実施回数：93回（平成24年度）】
- ・事故防止対策支援推進事業、国際海上コンテナトレーラーに係る事故防止対策推進事業、監査の強化、運行管理制度の徹底、自動車事故調査・分析推進事業等【予算額：8.7億円（平成24年度）】

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の指標（実績値）は、①については、概ね例年並み（前年度より19人増加）、②については、引き続き減少（前年度より3,734件減少）、③についても同様（前年度より30人減少）。

(事務事業の実施状況)

- ・運行管理制度の徹底・改善、監査・処分の強化及び運輸安全マネジメントの推進 等

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の指標（実績値）は、①については、概ね例年並み（前年度より19人増加）、②については、引き続き減少（前年度より3,734件減少）、③についても同様（前年度より30人減少）。

各指標の更なる改善を図るとともに、昨年4月には関越高速ツアーバス事故が発生したことから、高速ツアーバスから新高速乗合バスへの1本化、交替運転者の配置基準の強化、運輸安全マネジメントの実施義務付け対象事業者の拡大等を内容とする「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施する。また、悪質な自動車運送事業者に対する監査・処分の強化や、IT機器を活用した更なる過労運転防止対策を講じる。

以上から、①についてはB-1と評価、②についてはA-1と評価した。また、③については、平成23年5月1日より、全事業所においてアルコール検知器の使用義務付けを行っており、その結果、目標値設定当初と比較すれば、減少幅は少ないが、今後は目標に向け推移すると考えられ、B-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・高速・貸切バスの安全・安心回復プランの実施
- ・事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車の導入支援、運行管理の高度化に対する支援、社内安全教育の実施に対する支援）について、補助制度を拡充【予算額：10.8億円（平成25年度）】

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：自動車局安全政策課 (課長 下野 元也)
関係課：大臣官房運輸安全監理官 (運輸安全監理官 露木 伸宏)
道路局環境安全課 (課長 増田 博行)
自動車局保障制度参事官室 (参事官 後藤 浩平)
自動車局技術政策課 (課長 江角 直樹)
自動車局旅客課 (課長 瓦林 康人)
自動車局貨物課 (課長 加賀 至)
自動車局整備課 (課長 島 雅之)

業績指標 83

商船の海難船舶隻数

評価

A-3-②	目標値：455隻以下（平成27年） 実績値：430隻（平成24年） 初期値：506隻（平成18年～平成22年の平均）
-------	--

(指標の定義)

海難が発生した旅客船、貨物船及びタンカーの船舶隻数の合計

(目標設定の考え方・根拠)

商船（旅客船、貨物船及びタンカー。以下同じ）の海難船舶隻数の推移を見ると、近年は横ばい若しくは微減傾向で推移している。これを再び減少傾向に向かわせることを狙いとして、第9次交通安全基本計画第2部（海上交通の安全）における目標（我が国周辺で発生する海難隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。）を第8次計画期間の年平均と比較して、平成27年までに、約1割削減する。）に準じた目標設定とし、当面の目標として平成18年～平成22年までの商船に係る年平均海難隻数（506隻）と比較し、平成27年までに1割削減（455隻以下）とすることを目標とする。

(外部要因)

本邦に寄港しない外国船舶による海難、海上交通量の変化、台風や津波等による海難

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成20年3月18日）

海難の分析等による安全基準や運航管理体制の改善等を図ることが必要である。（第一部2）

海難の発生を未然に防止するため、運輸安全マネジメント制度に基づく評価を推進する。

外国船舶についても、国際的な基準に適合しない船舶を排除するため、各国と協調した対応を強化する。（第二部5

(1)イ)

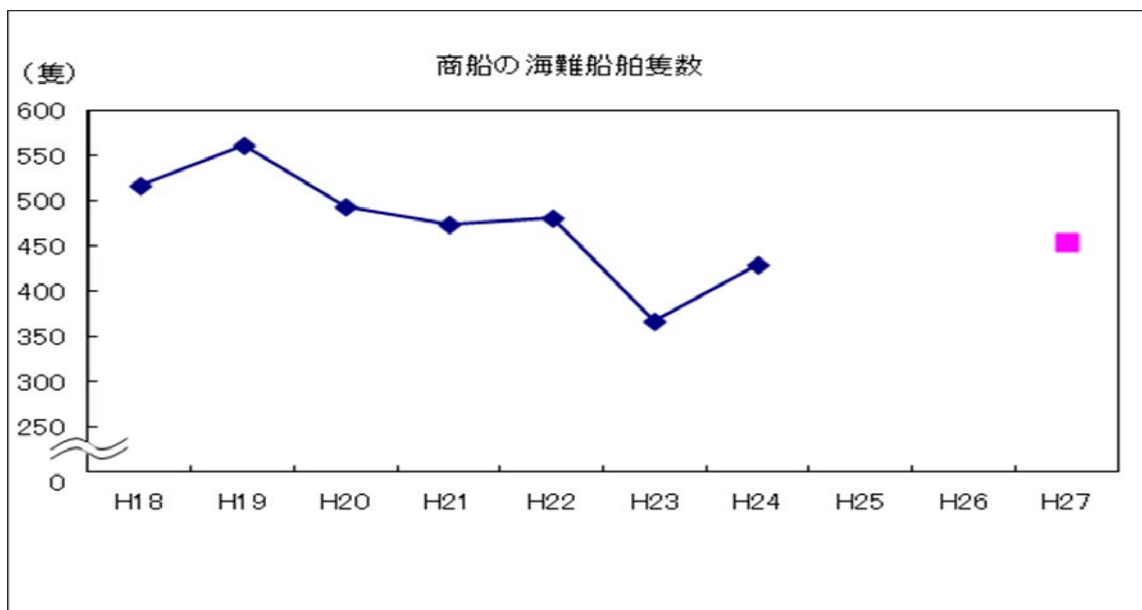
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

商船の海難船舶隻数		過去の実績値			(年)
H18	H19	H20	H21	H22	H22
518隻	562隻	494隻	475隻	482隻	
H23	H24				
367隻	430隻				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額605百万円（平成24年度）

- ・ 運航労務監理官の監査の効率的・効果的実施のための研修制度の強化や監査実施体制の整備
- ・ 海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
- ・ 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO9001品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
- ・ PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国船籍の船に対して行う、船内設備などの安全に関する立入検査）の強化

事故原因究明

- ・ 運輸安全委員会では、海難が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、海難の再発防止に寄与する。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

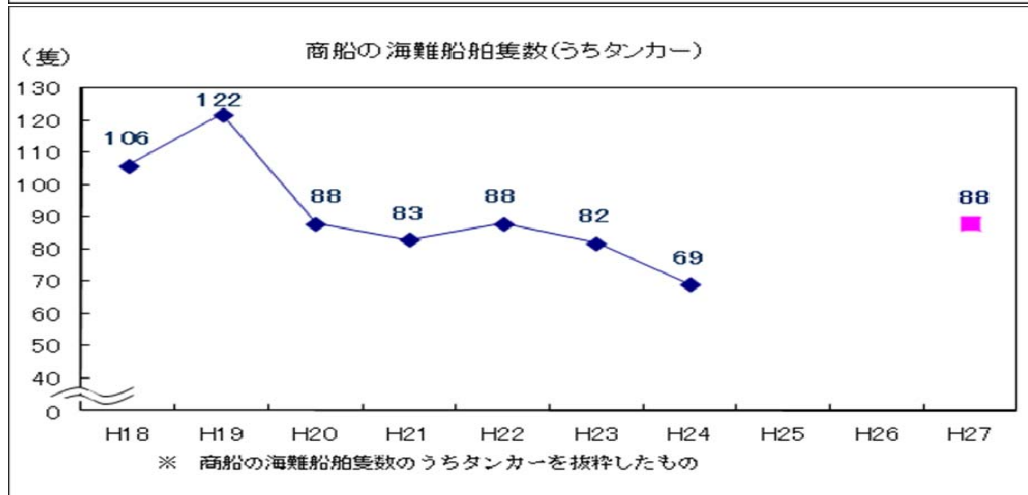
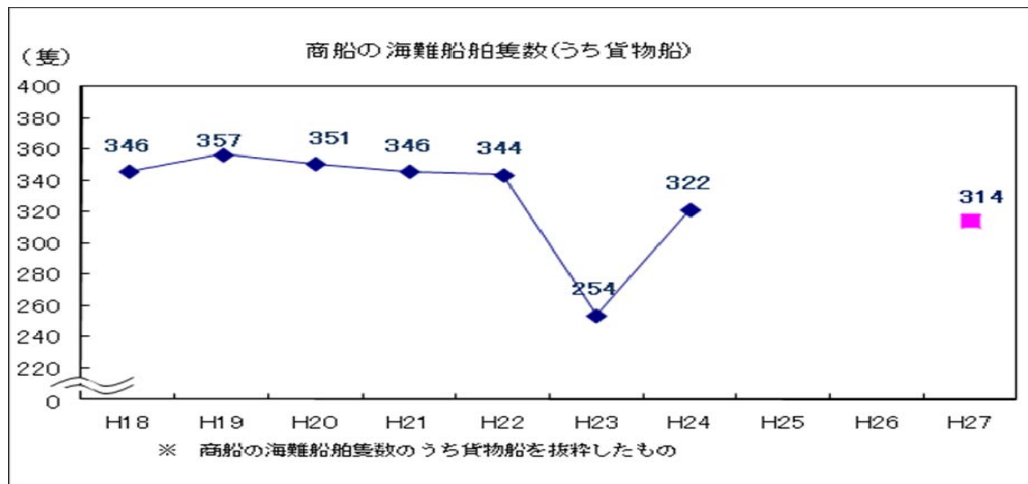
（指標の動向）

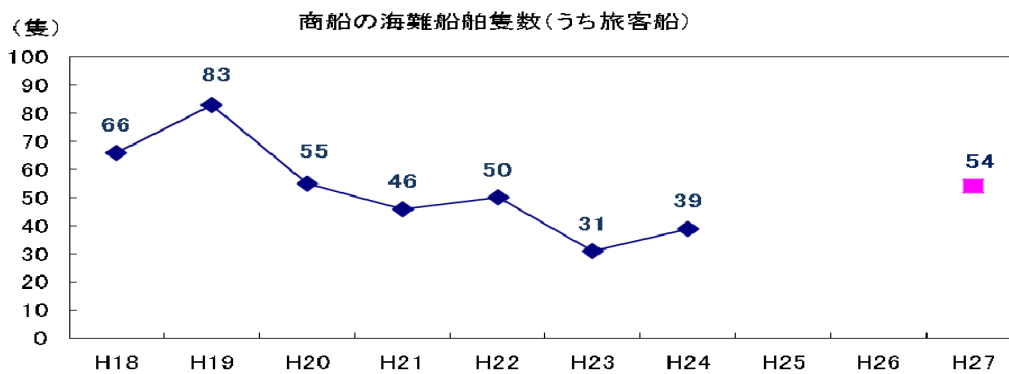
平成24年の実績値は430隻であり、前年に比べ63隻の増加（17.2%増）となったものの、前年に引き続き、平成18年から22年の実績値の平均の506隻を下回っており、目標年に目標値を達成すると見込まれる。

指標の内訳を見ると、貨物船は322隻で前年比68隻の増加（26.8%増）、タンカーは69隻で前年比13隻の減少（15.9%減）、旅客船は39隻で前年比8隻の増加（25.8%増）であった。

なお、商船の海難隻数の外部要因である本邦に寄港しない外国船舶による海難を除いて比較すると、平成24年の実績値は422隻であり、前年に比べ69隻の増加（19.5%増）となった。また、指標の内訳を見ると、それぞれ、貨物船は314隻で前年比74隻の増加（30.8%増）、タンカーは69隻で前年比13隻の減少（15.9%減）、旅客船は39隻で前年比8隻の増加（25.8%増）であった。

貨物船の海難の実績値に変動がみられるが、過去の実績値に照らすと、貨物船、タンカー及び旅客船のいずれも、平成18年から平成22年の実績値の平均を下回っており、長期的には減少傾向を示している。外部要因である本邦に寄港しない外国船舶による海難を除いた数値でも同様であった。





(事務事業の実施状況)

- ・ 運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに、運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。(平成24年度実績：423事業者に対する運輸安全マネジメント体制の評価を実施)
- ・ 船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。(平成24年実績：約11,000隻の検査を実施)
- ・ 外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び資格証明等についてPSCを実施した。(平成24年実績：16,340件の欠陥是正を指示)
- ・ 運輸安全委員会は、海難について、その原因を究明するための調査を行い、必要に応じて、調査の結果に基づき、原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を行うとともに、国土交通大臣及び関係行政機関の長に対し講ずべき施策について意見を述べるなど、海難の再発防止の寄与に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成24年の実績値は430隻であり、平成23年に比べ63隻の増加(17.2%増)となったものの、前年に引き続き、平成18年から22年の実績値の平均の506隻を下回っており、長期的には減少傾向を示しているところ、目標年に目標値を達成すると見込まれることから、Aとした。なお、昨年からの海難の増加があるところ、引き続き海難の減少に努力していく。
業績指標については、外部要因である、本邦に寄港しない外国船舶による海難を除いた数値を用いるほうが合理的であることから、次年度から当該数値を用いることとし、A-3とした。
- ・ 周囲を海に囲まれ、資源が乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性があるほか、尊い人命を失うなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。
- ・ 運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故防止及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者等に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局安全・環境政策課(課長 加藤 光一)

関係課：大臣官房運輸安全監理官(運輸安全監理官 露木 伸宏)

運輸安全委員会事務局総務課(課長 松本 年弘)

業績指標 84

船員災害発生率（千人率）

評価

B-1	目標値： 8.9‰（平成24年度） 実績値：10.5‰（平成23年度） 初期値：11.3‰（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（船員の転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人当たりの率

（目標設定の考え方・根拠）

船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止計画を5年ごとに作成している。

船員災害を着実に減少する観点から、以下の考え方に基づき、平成20年度から平成24年度までの5年間に死傷災害の発生率（年間千人率）を平成19年度に比べ2.1%減少させることを目標とする。

- ①全国平均の災害発生率を上回っている地域（地方運輸局単位）においては、全国平均まで減少させるとともに、更に発生率を5%減少させることを努力目標とした。
- ②全国平均の災害発生率を下回っている地域においては、発生率を1.0%減少させることを努力目標とした。
- ③①及び②の考え方に基づき平成15～17年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。

（外部要因）

- ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
- ・船舶及び作業機器・設備の構造に係る問題
- ・海上及び港における救急・救護体制

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

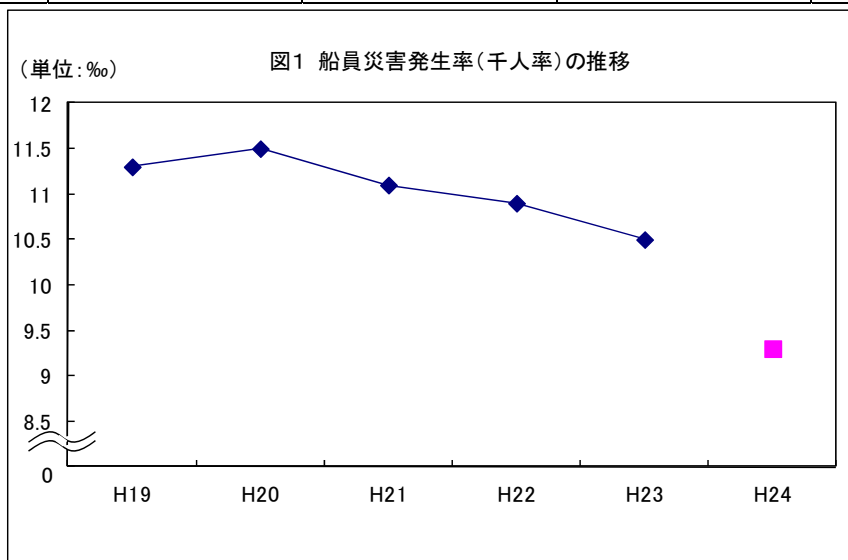
【閣決（重点）】

なし

【その他】

第9次船員災害防止基本計画（計画期間：平成20年度から平成24年度までの5年間）
平成24年度船員災害防止実施計画

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
11.5‰	11.1‰	10.9‰	10.5	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

・船舶所有者の安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。

②死傷災害の防止

・作業時を中心とした死傷災害防止対策を図るため、業種別、態様別等の災害防止対策を策定するとともに、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用徹底を図る。また、高年齢船員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進し、若手船員に対しては、乗船前に安全対策や健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を推進する。

予算額 0.07億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

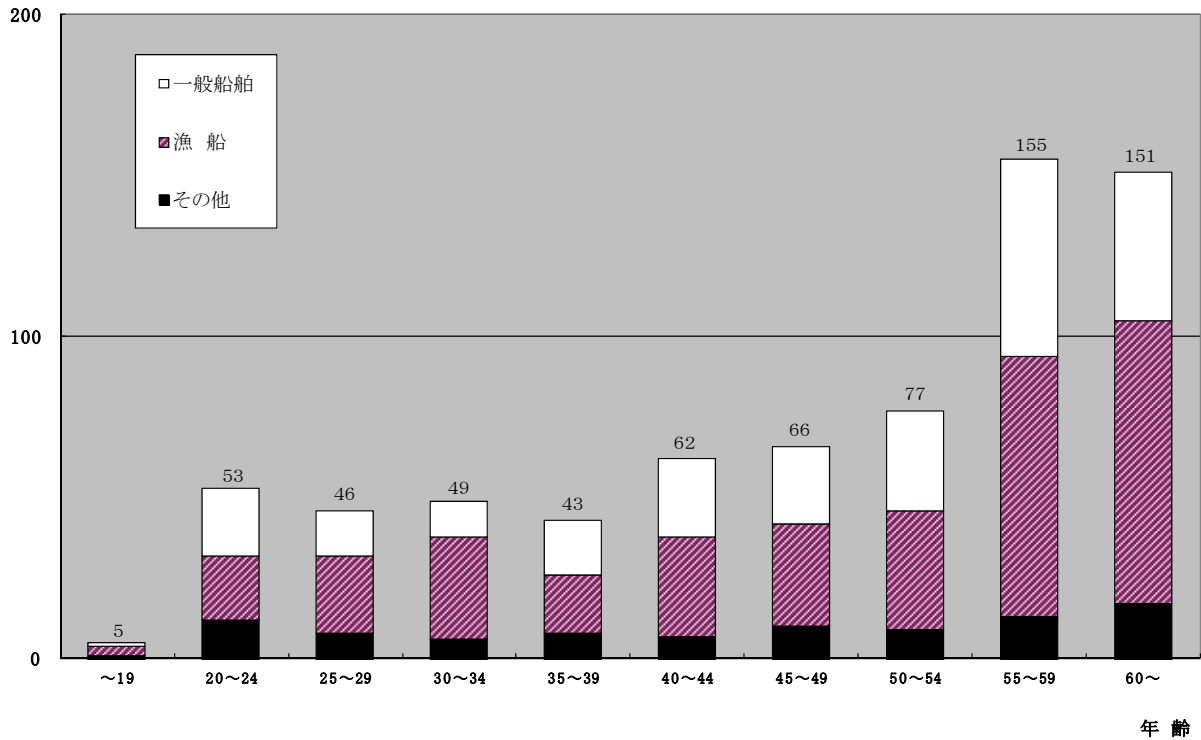
（指標の動向）

・平成24年度の実績値は集計中であるため、平成23年度までの実績値について分析すると、平成23年度の実績値は10.5‰（707件）であり、前年度の10.9‰（747件）と比べて減少しているものの、目標を達成は困難な見込みである。（図1）

・船員の高齢化が進展する中、高年齢船員の占める割合は高く、平成23年度における50歳以上の船員の災害発生率は、全体の約54％（383件）を占めている（図2）。このことを踏まえ、高年齢船員の死傷災害防止対策の推進を図った。

件数

図2 業種別年齢階層別災害発生状況（平成23年度）



（事務事業の実施状況）

・毎年開催される船員労働安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止対策等の指導を行うとともに、船員災害防止大会及び安全に関する各種講習会等を開催し、安全意識の高揚を図った。

指導隻数 1,660隻

講習会等 60カ所 2,929人参加

・関係機関、団体等で構成される船員災害防止推進連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。（開催回数18回）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成23年度の死傷災害発生率は、平成22年度以前に比べ若干減少してはいるものの、ほぼ横ばいの値となっている。目標値の8.9%を達成するために、船員災害の発生防止に対する更なる取組の推進の強化を行っているところ。また、平成25年度からは第10次船員災害防止基本計画が始まることもあり、死傷災害発生率減少割合の鈍化等の第9次船員災害防止基本計画期間の問題等を踏まえ、新たな取組みを行うこととする。
- ・今後は、第10次船員災害防止基本計画の目標の達成に向けて、同基本計画に基づき、①作業時を中心とした死傷災害防止対策、②海中転落・海難防止による死亡災害防止対策、③漁船における死傷災害対策、④年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策を行う。
- ・この他、適切な保護具、作業用救命衣の着用を促すための取組の実施、安全に関する意識の啓発を目的として、各船社単位での安全意識の高揚を図るため、特に船員災害防止のための顕著な取組を評価し表彰するベストプラクティス選定制度（仮称）の創設、個々の船員の安全意識の高揚を図るため、船内向け自主改善活動（WIB）の普及促進、船員の家族も参加できる安全講習、船員労働安全衛生月間での家族目線でのスローガンの募集等を実施することにより、安全意識の高揚を図り、船員災害防止を目指すものとする。
- ・また、新たに制度化された船内安全衛生委員会の設置等について周知指導を行う。
- ・以上を踏まえ、B-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

平成25年度は第10次船員災害防止基本計画の初年度であり、平成25年度船員災害防止実施計画に基づき、前述の①～④の取組を実施するほか、家族も参加できる安全講習、船員労働安全衛生月間での家族目線でのスローガンの募集、各船社単位での安全意識の高揚を図るため、ベストプラクティス選定制度（仮称）の創設を行う。

（平成26年度以降）

死傷災害の減少を目指すために、前述の①～④の取組を実施するほか、船内向け自主改善活動（WTB）の普及促進に向けた取組、ライフジャケット着用を推進させるための取組を実施する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局運航労務課（課長 多門 勝良）

業績指標 85

航空機に対するハイジャック・テロの発生件数

評価

A-1	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成24年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	---

(指標の定義)

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロの発生件数

(目標設定の考え方・根拠)

米国同時多発テロ事件以降、航空機に対するハイジャック・テロを未然に防止するため、従来の空港警戒体制の最高レベルを恒久化するなどの航空保安措置を講じてきたところ、ハイジャック事件等は発生していない。

しかし、英グラスゴー空港車両突入事案（平成19年6月）、独フランクフルト空港テロ未遂事件（平成19年9月）、米航空機爆破未遂事件（平成21年12月）、イエメン発米国向け航空貨物爆破未遂事件（平成22年10月）など、国際的なテロ情勢は依然として厳しく、公共交通機関等へのテロの脅威は増しており、国民に大きな不安をもたらしているため、ハイジャック対策を含めたあらゆる分野におけるテロ対策をより一層推進することが国内外から求められている。

このため、ハイジャック・テロ対策を徹底することにより、国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ（爆破等）の発生件数ゼロを目標とする。

また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。

(外部要因)

治安情勢の変動

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

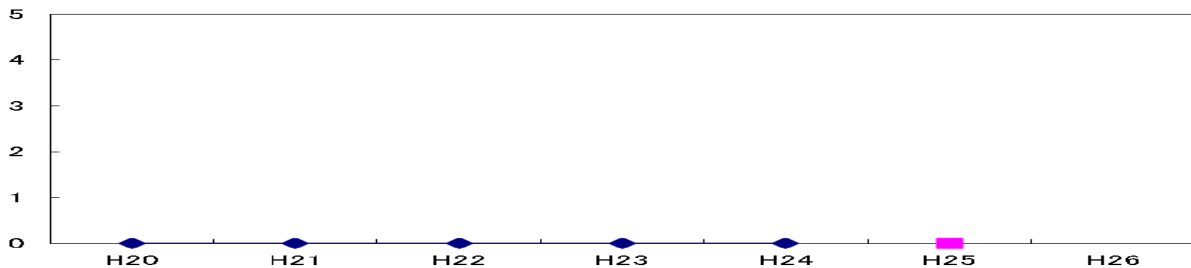
過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
0件	0件	0件	0件	0件

(件)

航空機に対するハイジャック・テロの発生件数



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(ハイジャック・テロ対策の推進)

- ・国際標準に基づき、航空保安に関する基準を策定。
- ・セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化等を図るため、航空貨物に係る荷主から航空機搭載までの間を一貫して保護するための保安制度（RA制度）を導入。
- ・航空旅客等保安検査、空港関係者等検査、貨物ターミナルビル監視、航空貨物爆発物検査等の保安措置について必要な補助を実施。
- ・航空会社等に対する航空保安に係る教育訓練の実施。

- ・先進技術の活用を踏まえた航空保安検査機器の性能向上に関する調査研究の実施。
- ・各空港における保安措置の実施状況等について監査を実施。
- ・保安検査について全国一律の水準を確保するため、検査員及び検査機器の抜き打ち監査を実施。
- ・航空保安監査に係るデータ管理システムの構築及び運用。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成16年度以降毎年度の目標値は0件であり、目標については、達成している。

(事務事業の実施状況)

- ・民間航空の安全を確保するため、航空保安対策を実施する航空会社等への支援策として、保安検査機器の整備、保安検査業務及び監視業務にかかる経費について助成を実施した。
- ・各空港における保安措置の実施状況等についての監査等の施策を引き続き実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値は目標値の0件を達成している。この実績値は、従来からのハイジャック・テロ対策とともに新たな施策を推進してきた結果達成されたものであり、今後、現在実施しているハイジャック・テロ対策を引き続き推進していくとともに、I C A Oの取組に対する貢献等国際協力の推進、金属探知機では検知できない化学物質等や液体物に関する新たな検知技術の活用の可能性をフォローし、航空保安対策に関する体制の整備・充実等を引き続き図っていくことからA-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・現在実施しているハイジャック・テロ対策を引き続き推進していく。
- ・航空保安に係る教育訓練について、国際状況を踏まえた内容の充実及び参加者数を拡大。
- ・I C A O国際保安監査プログラムの結果を踏まえた、航空保安対策を推進していく。
- ・A S E A N及びアジア太平洋地域における航空保安の向上を図るための、国際会議を主催する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局 安全部 空港安全・保安対策課 (課長 干山 善幸)

業績指標 86

国内航空における航空事故発生件数

評価

A-2	目標値：12.2件（平成20～24年の平均） 実績値：10.8件（平成20～24年の平均） 初期値：13.6件（平成15～19年の平均）
-----	--

（指標の定義）

国内航空における大型航空機、小型航空機及びヘリコプターの航空事故（航空法第76条に定める事故）の年間発生件数（5年間の平均）

（目標設定の考え方・根拠）

航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、長期的にできる限り着実に縮減していく必要があり、航空事故の発生件数（平成20～24年の5ヵ年平均値）を現況値（平成15～19年の5ヵ年平均値）の約1割減とすることを当面の目標とする。

（外部要因）

気象条件

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

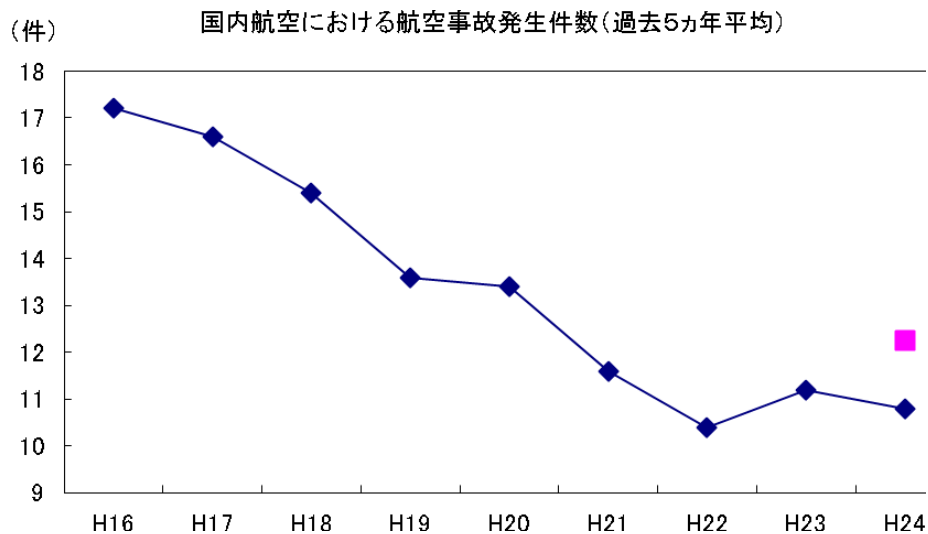
なし

【その他】

なし

過去の実績値					（歴年）
H20	H21	H22	H23	H24	
13.4件（※注） （単年）11件	11.6件（※注） （単年）11件	10.4件（※注） （単年）8件	11.2件（※注） （単年）12件	10.8件（※注） （単年）12件	

（※注：過去5ヵ年平均値）



事務事業の概要

主な事務事業の概要

① 航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、年間を通じて安全監査を高頻度で行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックするとともに、経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を実施し、高い安全性を確保する。さらに、小型航空機等の運航者に対し、法令及び関係規程の遵守、小型航空機等の運航者に対する教育訓練の徹底、的確な気象状況の把握等の安全運航のために留意すべき事項について指導を行うとともに、安全運航セミナーにおいて周知徹底を図る。また、自家用航空機等の操縦者の技量維持のための特定操縦技能審査の環境を順次整備する。（平成26年度より、飛行前一定期間において同審査に合格していることを義務付けることとなっている。）

さらに、ICAO（国際民間航空機関）等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

予算額：航空安全対策の強化約2.8億円（平成24年度）

運輸安全マネジメント制度の充実・強化 約0.4億円の内数（平成24年度）

②航空保安施設の整備

より一層安全な航空交通を目指し、管制支援システム等の施設整備等を進める。

予算額：空港整備事業費 約19.9億円（平成24年度）

③事故原因の究明

運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止に寄与する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

当該指標は、各年毎に変動はあるものの、平成24年度までの5年間の平均で見た場合、目標値を下回っており、目標を達成した。

（事務事業の実施状況）

- ・航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議（航空安全情報分析委員会）を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。
- ・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、平成24年6月に公表を行った。
- ・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を高頻度で実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。（平成24年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：481件）
- ・事業者が経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となって安全管理体制を構築し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を平成24年度は延べ17事業者に対して実施した。
- ・ヒューマンエラーを予防するため、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備を推進している。
- ・運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、必要に応じて、調査の結果に基づき、国土交通大臣に対し講ずべき施策について勧告するなど、航空事故等の再発防止の寄与に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・国内航空事故発生件数は各年毎に変動はあるものの、5年間の平均で見た場合、減少してきている。また、平成20～24年の実効値が10.8件となり、目標値である12.2件を下回り、目標値を達成した。・既に事故件数は低い水準にあり、大幅に減少させることは難しいが、今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査及び経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施していく。さらに、ICAO等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。
- ・運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

- ・平成26年度より、飛行前一定期間において特定操縦技能の審査に合格していることを義務付ける。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局安全部運航安全課（課長 島村 淳）

関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 露木 伸宏）

航空局安全部航空機安全課（課長 川勝 弘彦）

航空局安全部航空事業安全室（官房参事官（航空事業安全） 高野 滋）

航空局交通管制部交通管制企画課（課長 西村 典明）

運輸安全委員会事務局総務課（課長 松本 年弘）

関連指標 5

公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度（①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数、②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる民間支援団体等の数）

実績値等

- ①目標値：約150人（平成27年度）
実績値： 39人（平成24年度）
初期値： — （平成23年度）
- ②目標値：約150箇所（平成27年度）
実績値： 集計中（平成24年度）
初期値： — （平成23年度）

（指標の定義）

- ①「公共交通事故被害者支援室」室員並びに本省及び地方局職員で「公共交通事故被害者支援員」に指名された職員のうち、被害者等の支援にあたって必要な研修を受けた者の数。
- ②「公共交通事故被害者支援室」が活動するにあたり、各種支援の提供に係る連携先となる民間支援団体等の数。

（目標設定の考え方・根拠）

平成23年6月にとりまとめられた「公共交通による事故による被害者等への支援のあり方検討会」の結果を踏まえ、平成24年度から公共交通事故被害者等に対する支援を確保するための常設の窓口機能を果たす「公共交通事故被害者支援室」を設置したところ。

①国土交通省職員が公共交通事故被害者支援員として被害者等に対して情報提供や相談の受付等の業務を行うにあたって、被害者等に寄り添った支援を提供するために必要な知識や留意すべき事項等について平成24年度より毎年度教育訓練を行うこととしている（1回40名程度を想定）。当該研修を受講した公共交通事故被害者支援員の数によって、適切な対応ができる職員の充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。

②国土交通省の「公共交通事故被害者支援室」が公共交通事故被害者等に対する「相談窓口」として機能するため、公共交通被害者等の要望や相談に対応し、当室の「総合窓口」から民間支援団体や心のケアの専門家、弁護士等へ繋げることができるよう、協力体制を構築することとしている。その連携先となる民間支援団体等の数によって、常時紹介や相談等ができるネットワークの充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

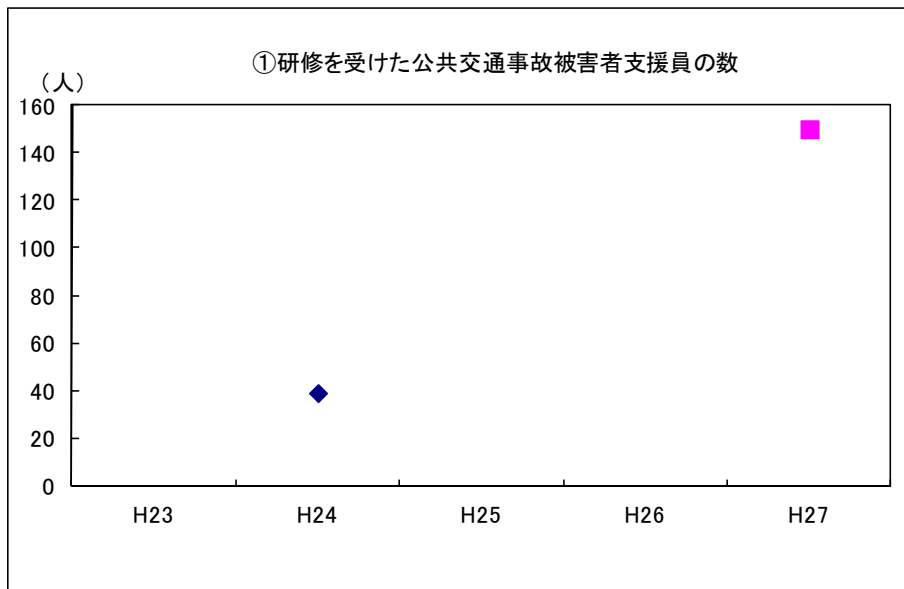
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値 ①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数 (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	—	39人
過去の実績値 ②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる民間支援団体等の数 (年度)				
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	—	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 公共交通における事故発生時の被害者等支援のための施策の実施
 - ・被害者等に寄り添った具体的な支援を実施するため、国土交通省における体制づくりを進め、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練の際に使用する行動マニュアルの作成に当たり、精神医療の専門家や過去の事故の被害者等による検討会を開催する。
 - ・被害者等支援や関係者との連携の強化を図るため、必要なネットワークづくりを進める。
- 予算額：6百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

- ①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数
 - ・目標値は平成27年度に150人であるところ、最新の実績値（平成24年度）は39人である。
- ②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる民間支援団体等の数
 - ・最新の実績値（平成24年度）は集計中である。

（事務事業の実施状況）

公共交通における事故被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を開設した。事故被害者等への支援業務を行うに際しては、人的・組織的基盤が重要であるため、平成24年度より、実際に支援業務にあたる職員を対象に教育訓練を実施している。また、被害者等への支援は広範かつ多岐にわたる内容を有していることから、民間支援団体との有機的な連携を構築するため、着実に取り組んでいくこととしている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長：山口 一朗）

関連指標 6

鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付き A T S 等の整備率

実績値等

目標値：100%（平成28年6月末）
 実績値：集計中
 初期値：82%（平成23年度）

(指標の定義)

対象曲線部等（※）における速度制限機能付き A T S 等の整備率

※脱線のおそれのある曲線部等であって、旅客列車の1時間当たりの最大運転本数が往復10本以上の線区又は運転速度が100km/hを超える車両が走行する線区の施設

(目標設定の考え方・根拠)

J R 西日本福知山線列車脱線事故（平成17年4月25日）を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

鉄道事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

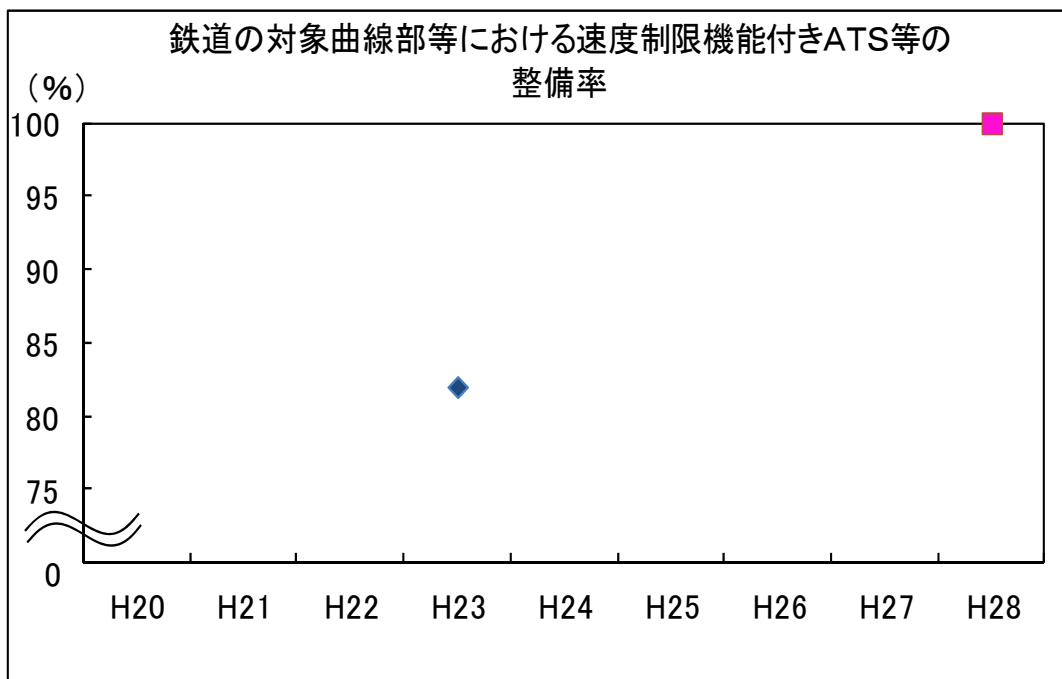
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載有り」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H28
-	-	-	82%		集計中



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

○鉄道における曲線部等への速度制限機能付きA T S等の整備 (◎)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等**目標の達成状況等****(目標の達成状況)**

平成24年度の実績値は現在集計中であるが、整備は着実に進んでいると推定されることから、目標を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成18年度に改正した技術基準に基づき、曲線、分岐器、線路終端、その他重大な事故を起こすおそれのある箇所への速度制限機能付きA T S等の整備促進を図った。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：鉄道局安全監理官 (安全監理官 村田 義明)

関係課：鉄道局施設課 (課長 潮崎 俊也)

関連指標 7

鉄道の対象車両における安全装置の整備率

- ① 運転士異常時列車停止装置
- ② 運転状況記録装置

実績値等

目標値：① 100% ② 100% (平成28年6月末)
 実績値：①・②集計中
 初期値：① 94% ② 85% (平成23年度)

(指標の定義)

①対象車両(※)における運転士異常時列車停止装置の整備率

②対象車両(※)における運転状況記録装置の整備率

※ 同一の運転台に1人の乗務員が乗務することを前提としている車両等であって、旅客列車の1時間当たりの最大運転本数が往復10本以上の線区を走行する車両又は運転速度が100km/hを超える車両

(目標設定の考え方・根拠)

JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

鉄道事業者

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

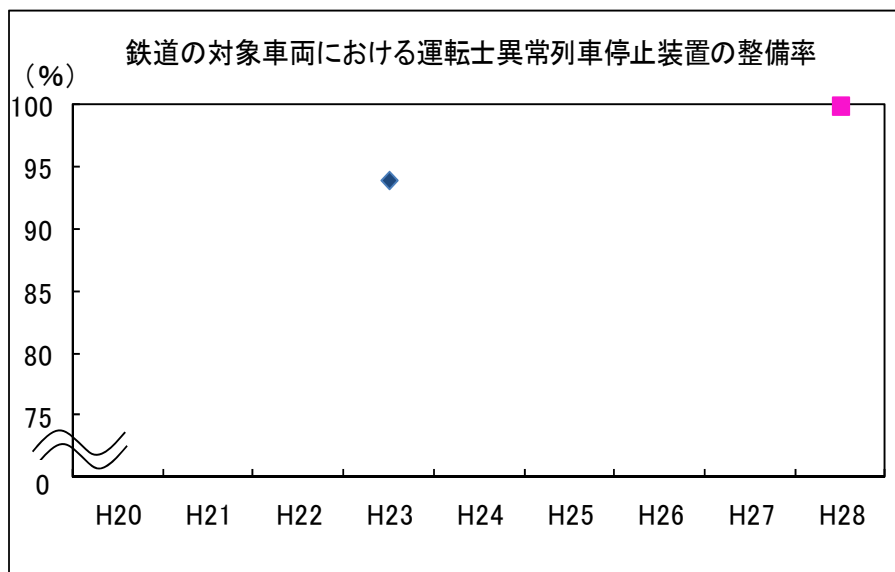
【閣決(重点)】

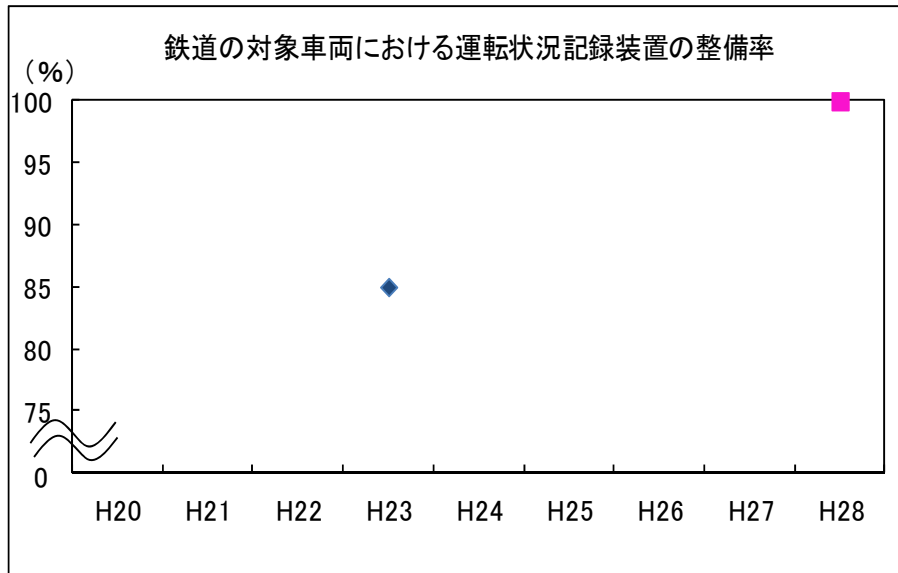
・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載有り」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
			① 94% ② 85%	①②集計中





事務事業の概要

主な事務事業の概要

○鉄道における運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備 (◎)
 (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

平成24年度の実績値は現在集計中であるが、着実に整備が進んでいると推定されることから、目標を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成18年度に改正した技術基準に基づき、同一の運転台に1人の乗務員が乗務することを前提としている車両等であって、旅客列車の1時間当たりの最大運転本数が往復10本以上の線区を走行する車両又は運転速度が100km/hを超える車両への運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備促進を図った。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 鉄道局安全監理官 (安全監理官 村田義明)
 関係課： 鉄道局技術企画課 (課長 北村不二夫)

業績指標 87

全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率

評価

A-2	目標値：概ね100%（平成28年度） 実績値：89%（平成24年度） 初期値：76%（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

全国の15m以上の道路橋（約18万橋）について、長寿命化修繕計画（※）を策定している割合
 長寿命化修繕計画策定率＝全国の15m以上の道路橋のうち長寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数（※2）
 ÷ 全国の15m以上の橋梁箇所数（※2）

- ※ 長寿命化修繕計画とは、点検に基づき、必要な修繕・架替えの時期等を定めた計画
- ※2 橋梁箇所数とは、上下線が別々の場合は、それぞれ1箇所として勘定した数

(目標設定の考え方・根拠)

予防保全への転換に向け、5年後の平成28年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
 「徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）
 「社会資本の適確な維持管理・更新等が不可欠であり、長寿命化計画の策定推進等による戦略的な取組を推進する。」
- ・道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律33号）
 「5. 道路管理者は、予防保全の観点から踏まえ道路の点検を行うべきことを明確化する。」
 「8. 国土交通大臣による道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査ができることを明確化する。」

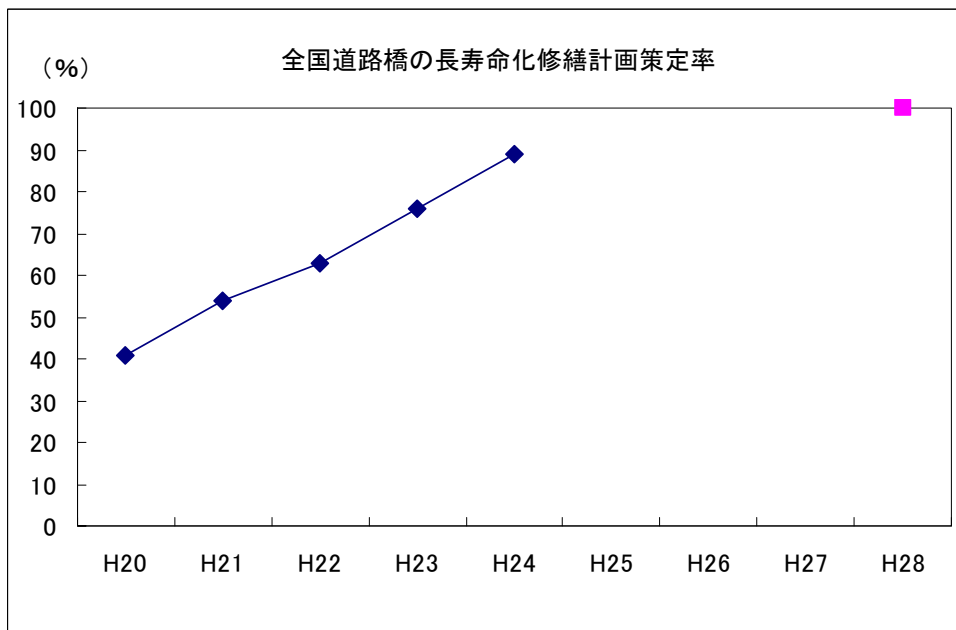
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H24
41%	54%	63%	76%	89%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地方自治体に対して、自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。(◎)

予算額：道路整備費13,251億円(国費)及び社会資本整備総合交付金14,395億円(国費)の内数(平成24年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・長寿命化修繕計画策定率の実績値については、平成23年度76%から平成24年度89%と向上している。
- ・平成24年度における長寿命化修繕計画策定率の実績値について、道路管理者別に見ると、高速国道及び直轄国道で100%、都道府県管理道で98%、政令市管理道で98%が策定されており、市区町村管理道(政令市道を除く)においては、79%が策定されている状況である。

(事務事業の実施状況)

- ・地方自治体における長寿命化修繕計画策定率を向上するため、平成24年度においても、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成23年度の実績値76%から平成24年度の実績値89%と向上しており、特に市区町村管理道(政令市道を除く)の長寿命化修繕計画策定率が51%から79%と計画策定率が上がっていることから、目標達成に向け成果を示している。課題は市町村の修繕計画策定率をいかに向上させるかということであり、引き続き、技術支援や財政支援に取り組むことが重要。以上の観点から、「A-2」としている。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

下記の内容を含む道路法の改正等を行い、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化する。

- ・道路管理者は、予防保全の観点を踏まえ道路の点検を行うべきことを明確化する。
- ・国土交通大臣による道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査ができることを明確化する。

(平成26年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 国道・防災課 道路保全企画室(室長 土井 弘次)
関係課：道路局 環境安全課 (課長 増田 博行)

業績指標 88

道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率

評価

N-2	目標値：約3割抑止（平成28年度） 実績値：— 初期値：—
-----	-------------------------------------

(指標の定義)

道路交通による事故危険箇所（※）のうち、交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合

事故危険箇所の死傷事故抑止率＝

$$(\text{対策前の死傷事故件数} - \text{対策後の死傷事故件数}) \div \text{対策前の死傷事故件数}$$

※事故の発生割合の高い区間や潜在的な危険区間のうち、特に重点的に対策を実施すべき箇所として警察庁と国土交通省が指定するもの。

(目標設定の考え方・根拠)

社会資本整備重点計画（平成15年度～19年度）における事故危険箇所対策では、事故抑止率約3割の目標を達成していることから、引き続き本対策を実施することとし、その目標値についても前計画（平成20年度～平成24年度）と同様に約3割抑止とする。

(外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)**【施政方針】**

第171回国会施政方針演説（平成21年1月28日）

「昨年の交通事故死者数は、五千百人余りとなり、昭和45年のピーク時に比べ、三分の一以下に減らすことができました。今後十年間で、更に半減させます。」

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値 (年度)

H24				
—				

※1 平成25年度の実績値は平成27年度上半期を目処に算定する予定

事務事業の概要**主な事務事業の概要**

幹線道路における対策を効率的かつ効果的に実施するため、特に事故の危険性が高い箇所を事故危険箇所として指定し、公安委員会と連携して交差点改良等の交通事故対策を集中的に実施。

予算額：13,251億円（国費）、社会資本整備総合交付金14,395億円（国費）等の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

平成25年度に新たな事故危険箇所を指定するため、新たな事故危険箇所による死傷事故抑止率は、平成25年

度以降の対策実施完了後に算定されるため、現時点では、判断できない。

(事務事業の実施状況)

事故危険箇所において、交差点改良等の対策を実施中である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年度に新たな事故危険箇所を指定し、事故対策箇所完了後の翌年度以降にとりまとめるものであり、今年度においては評価ができないため、N-2とした。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 環境安全課 道路交通安全対策室 (室長 阿部 悟)

関係課： 道路局 国道・防災課 (課長 三浦 真紀)

業績指標 89

緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率

評価

A-2	目標値：82%（平成28年度） 実績値：78%（平成23年度） 初期値：77%（平成22年度）
-----	---

（指標の定義）

緊急輸送道路上に存在する橋梁のうち、損傷のおそれがない橋梁の割合

（目標設定の考え方・根拠）

平成22年度の工事完了数で推移するものとして設定

（外部要因）

高速道路会社・地方公共団体の取組み状況により影響あり

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

第183回国会施政方針演説（平成25年2月8日）

「命を守るための「国土強靱（じん）化」が、焦眉（び）の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

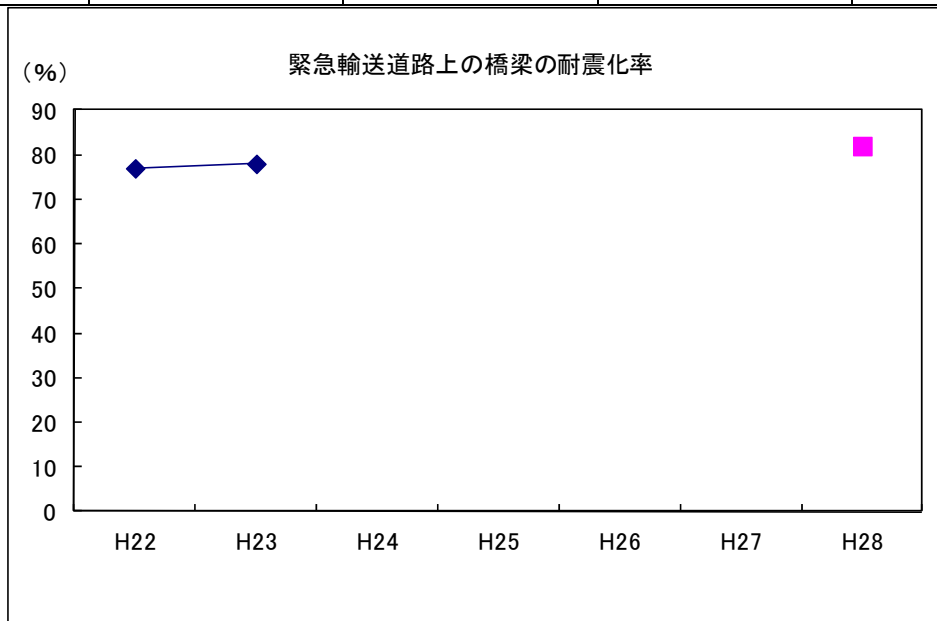
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）
H22	H23	H24		
77%	78%	集計中		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

大規模地震等の発災時、緊急輸送に必要なルートを中心として、陸海空の各施設の耐震対策を連携させて推進することにより、いち早く人流・物流ルートを確保する。緊急輸送道路等の重要な道路においては、橋梁の耐震対策を推進する（◎）

予算額：道路整備費 13,251 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 14,395 億円（国費）等の内数（平成 24 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率の実績値については、平成 22 年度約 77% から平成 23 年度約 78% と向上している。
- ・平成 23 年度における耐震化率の実績値について、道路管理者別にみると、高速道路で約 86%、直轄国道で約 75%、地方公共団体管理道路で 75% となっている。

（事務事業の実施状況）

大規模地震等の発災時、緊急輸送道路をいち早く確保するため、平成 24 年度においても橋梁の耐震補強を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 22 年度約 77% から平成 23 年度約 78% と向上しており、順調に推移しているため、A-2 と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

- ・なし

（平成 26 年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 国道・防災課 道路防災対策室（室長 前田 陽一）

関係課：道路局 環境安全課（課長 増田 博行）

業績指標 90
通学路の歩道整備率

評価

A-2	目標値：約6割（平成28年度） 実績値：52%（平成23年度） 初期値：51%（平成22年度）
-----	---

(指標の定義)

交通安全施設整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された道路における通学路のうち、歩道整備済み（簡易整備（※）を含む）の道路延長の割合

通学路の歩道整備率 = 通学路延長のうち、歩道整備済（簡易整備を含む）の道路延長 ÷ 通学路延長

※簡易整備：歩行者の安全確保のための防護柵設置、道路端のカラー舗装など簡易な方法による整備

※H25.3指定の通学路に対する整備率を対象とする。

(目標設定の考え方・根拠)

H22の実績をもとに、歩道設置のほか防護柵の設置やカラー舗装等即効性の高い対策も有効に活用し安全な歩行空間を早期に確保していくことを踏まえ目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

文部科学省、警察庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

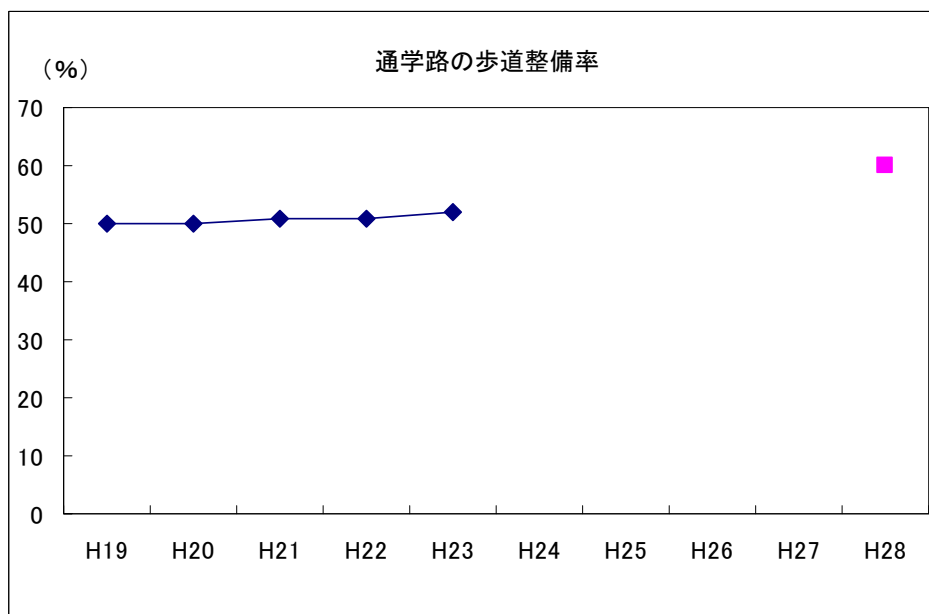
社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値（※H21.3指定に対する通学路整備率）					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	
50%	50%	51%	51%	52%	

※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定（平成21年3月3日及び平成22年11月30日指定）された道路における通学路での実績



事務事業の概要

主な事務事業の概要

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条で指定された道路における通学路について、歩道整備及び防護柵の設置等により、通学児童等の安全な歩行空間を確保する。

予算額：13,251億円（国費）、社会資本整備総合交付金14,395億円（国費）等の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

H21指定通路の歩道整備率については、平成23年度から平成24年度にかけて増加しており、このトレンドから推測すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

平成25年3月に交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された道路における通学路について、現在、歩道整備及び防護柵の設置等による安全対策を実施中である。

平成24年度に、文部科学省、警察庁と連携し、全国の公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路について、交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施し、この結果に基づいて、道路管理者等が実施する対策が着実に進むよう、必要な支援を行っており今後歩道整備が進んでいく見込みである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度実績値については、平成25年度下半期を目途に算定する見込みであるが、H21指定通学路の歩道整備率については、順調に推移していることより、引き続き、平成28年度の目標達成に向けた対策を実施する。以上を踏まえ、A-2と評価した。

今後も、通学路やバス停周辺の歩道整備等を重点的に実施し、通学路における歩道等の整備を概成する。また、引き続き、平成24年度の緊急合同点検結果に基づく対策に対する必要な支援等を実施する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 環境安全課 道路交通安全対策室（室長 阿部 悟）

関係課： 道路局 国道・防災課（課長 三浦 真紀）

業績指標 9 1
道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率

評 価	
A-2	目標値：68%（平成28年度） 実績値：56%（平成23年度） 初期値：54%（平成22年度）

（指標の定義）
 H8 防災総点検、H18 防災点検等により災害のおそれのある箇所（要対策箇所）のうち幹線道路※における対策完了箇所数の割合
 ※幹線道路：高速道路、直轄国道、補助国道

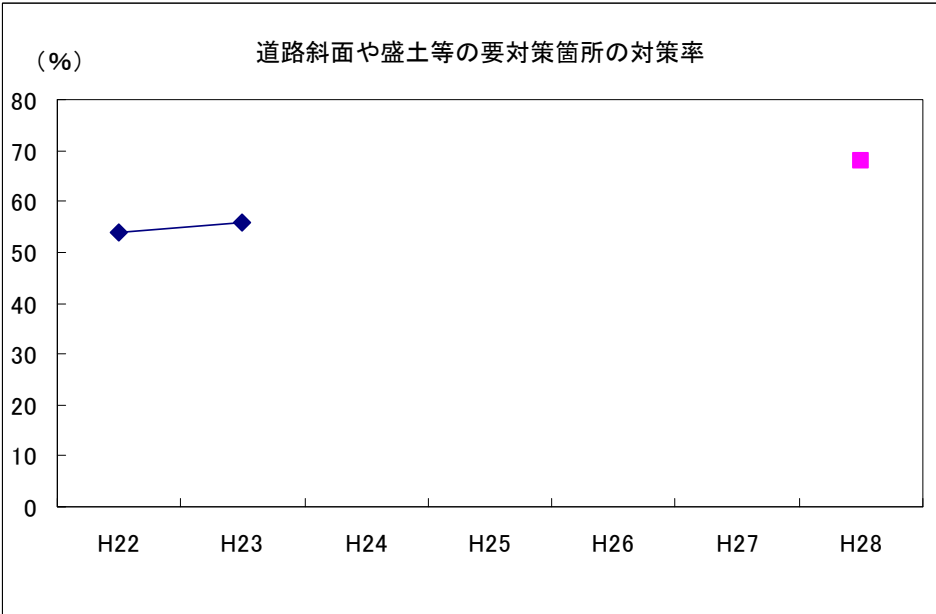
（目標設定の考え方・根拠）
 平成22年度の要対策箇所の対策完了箇所数で推移するものとして設定

（外部要因）
 地方公共団体の取組み状況により影響あり

（他の関係主体）
 なし

（重要政策）
【施政方針】
 第183回国会施政方針演説（平成25年2月8日）「命を守るための「国土強靱（じん）化」が、焦眉（び）の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値				（年度）
H22	H23			
54%	56%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

人流・物流の停滞等による国民生活への深刻な影響の回避の観点から、道路斜面や盛土等の防災対策を推進する(◎)
予算額：道路整備費13,251億円(国費)及び社会資本整備総合交付金14,395億円(国費)等の内数(平成24年度)
(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 道路斜面や盛土の防災対策の実測値については、平成22年度約54%から平成23年度約56%と向上している。
- 平成23年度における道路斜面、盛土等の防災対策の実績値について、道路管理者別にみると、高速道路で約99%、直轄国道で約67%、地方公共団体管理道路で45%となっている。

(事務事業の実施状況)

人流・物流の停滞等による国民生活への深刻な影響の回避のため、平成24年度においても道路斜面や盛土等の防災対策を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成22年度約54%から平成23年度約56%と向上しており、順調に推移しているため、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- なし

(平成26年度以降)

- なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 国道・防災課 道路防災対策室(室長 前田 陽一)
関係課：道路局 環境安全課(課長 増田 博行)

業績指標 92

自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合

評価

A-2	目標値：50.0%（平成27年度） 実績値：48.9%（平成24年度） 初期値：34.7%（平成22年度）
-----	---

（指標の定義）

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援サービスの実施割合。

※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給する。

（目標設定の考え方・根拠）

- ①平成21年度末の介護料受給資格者数は4,489名（平成22年度の訪問支援サービス件数は1,559件）
- ②平成22年度において、介護料受給資格者の3割以上に対して訪問を行っていたところ、限られた人員で業務の効率化を図りながら、平成27年度までに、介護料受給者の5割程度に対して訪問支援サービスを提供することを目指すこととした。

（外部要因）

訪問支援サービス実施に当たっての重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族の意向

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日)
交通事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの者が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図るとともに、被害者の実態把握に努める。(V. 第2. 1)

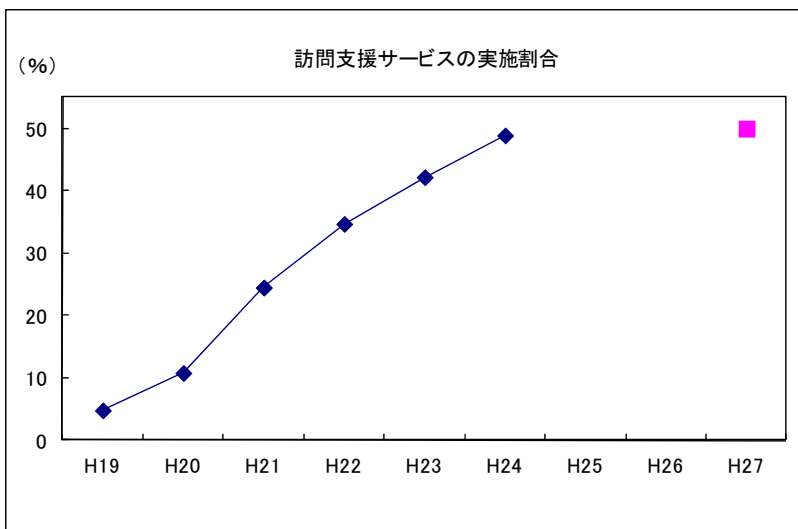
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日本中央交通安全対策会議決定)
交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
10.8%	24.5%	34.7%	42.2%	48.9%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（同機構の行う介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関する有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの

予算額：独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 7 1 億円の内数（平成 2 4 年度）

関連する事務事業の概要

独立行政法人自動車事故対策機構が、自動車事故の被害者であって、介護が必要な重度後遺障害者に対して介護に要する経費を支給し、被害者やその家族に対して経済的な支援を行うもの

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 2 4 年度の訪問支援サービスの実施割合は、当該年度に取り組んだ業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、初期値に比して順調に増加している。

（事務事業の実施状況）

平成 2 3 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4, 5 9 2 名に対し、1, 9 4 0 件実施。

平成 2 4 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4, 6 1 8 名に対し、2, 2 5 8 件実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 2 3 年度に実施した業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、平成 2 3 年度よりも実施割合が増加しており、目標年度である平成 2 7 年度までに目標を達成すると見込まれることから、「A」と評価した。

今後とも、独立行政法人自動車事故対策機構による介護料支給をはじめとした被害者救済対策事業への重点化、深度化を図るとともに、業務の効率化を図りながら平成 2 7 年度に訪問支援サービスの実施割合が 5 0 % 以上となるよう努めていくことから、「2」と評価した。

なお、独立行政法人自動車事故対策機構第三期中期目標においては、中期目標期間の最終年度（平成 2 8 年度）までに、6 0 % 以上とすることとしている。

平成 2 5 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 2 5 年度）

なし

（平成 2 6 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局保障制度参事官室（参事官 後藤 浩平）

業績指標 93

衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数

評価

A-2	目標値：30,000台（平成27年度） 実績値：19,027台（平成24年度） 初期値：4,201台（平成22年度）
-----	--

(指標の定義)

1年間に生産される大型自動車（車両総重量8トン超の大型貨物車）のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数

(目標設定の考え方・根拠)

車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より平成27年までに30,000台の装着台数が見込まれるものとして設定したもの。

(外部要因)

交通安全思想の普及状況等

(他の関係主体)

—

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

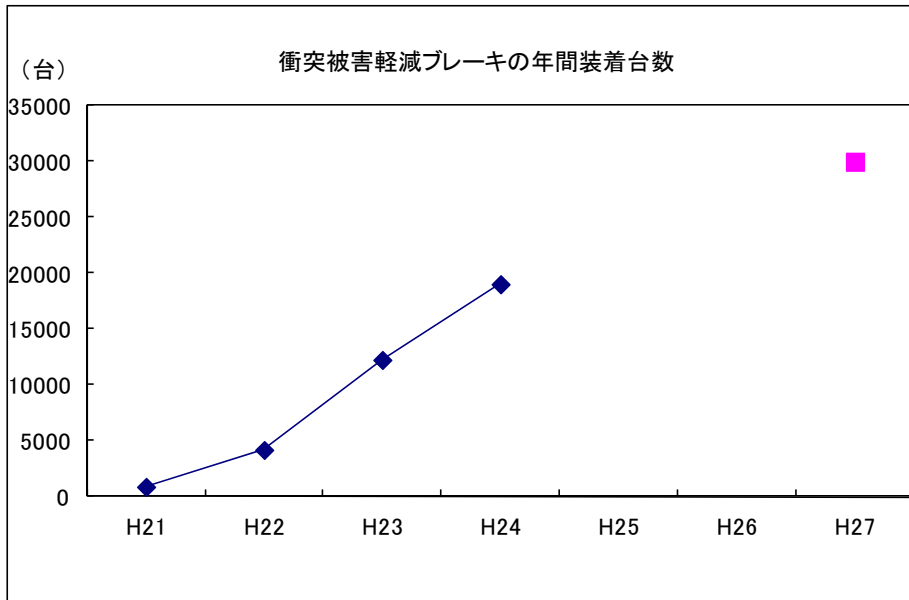
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
1,994台	894台	4,201台	12,259台	19,027台



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・事故実態の把握・分析→安全対策の実施→対策の効果評価からなる「自動車安全対策のサイクル」を実施するため、車両安全対策検討会を設置し、自動車安全対策サイクルを推進している。

関連する事務事業の概要

・学識経験者等の専門家からなる「車両安全対策検討会」において、事故実態等に基づく重要性、技術開発動向、国際調和活動等を勘案し、法令に基づく安全基準の拡充・強化項目の検討や今後の対策の検討を行っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・車両安全対策の一環として、予防安全技術である衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図っているところである。
- ・衝突被害軽減ブレーキの平成24年の装着台数は19,027台であり、目標値にむけて順調に増加している。

(事務事業の実施状況)

- ・平成24年度においても、衝突被害軽減ブレーキの補助制度を継続して実施した。
- ・また、衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車に対する税制特例について、平成25年度税制改正により対象をバスにも拡大した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数は、目標値に向けて順調に増加しており、今度も、更なる普及促進を目指し、引き続き各施策を実施していくこととし、「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した自動車に対する補助を継続して実施する。
- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車に対する税制特例を継続するとともに、新たに対象としたバスに対しても実施する。

(平成26年度以降)

平成26年11月以降、衝突被害軽減ブレーキの装備義務付けを順次実施する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局技術政策課（課長 江角 直樹）

業績指標 9 4

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数

評 価

A-2

目標値：0件（毎年度）
実績値：0件（平成24年度）
初期値：0件（平成14年度）

（指標の定義）

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数。

（目標設定の考え方・根拠）

海上テロをめぐる国際的な情勢は、船舶に対する爆発火災テロや石油ターミナルに対する連続自爆テロが発生するなど依然として厳しい状況にある。

一方我が国沿岸部では、石油備蓄基地、LNG基地、原子力発電所等の重要インフラや旅客ターミナル、海水浴場等の多数集客施設が集中しているなど、ひとたびテロが発生すると非常に大きな被害が生じるおそれがある地域が幾多も存在する。

テロによる被害は、的確な予防措置を講じるとともに万が一発生した場合においても適切に対処することにより、抑止し又は軽減することが可能である。

このため、海上保安庁においては、巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策、警乗（※）、旅客ターミナルの警戒等のテロ対策を徹底することにより、海上テロによる被害を発生させないことを目指す。

※警乗・・・海上保安官が、旅客船等におけるテロ行為等を未然に防止し、旅客及び乗員の安全を確保することなどを目的として旅客船等へ乗船すること。

（外部要因）

内外の治安情勢

（他の関係主体）

警察庁、財務省、法務省、防衛省、各地方自治体、海事関係者

（重要政策）

【施政方針】

- ・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）
「治安に対する信頼も欠かせません。（中略）平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取組を徹底します。（中略）「世界一安心な国」、「世界一安全な国、日本」を作り上げます。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

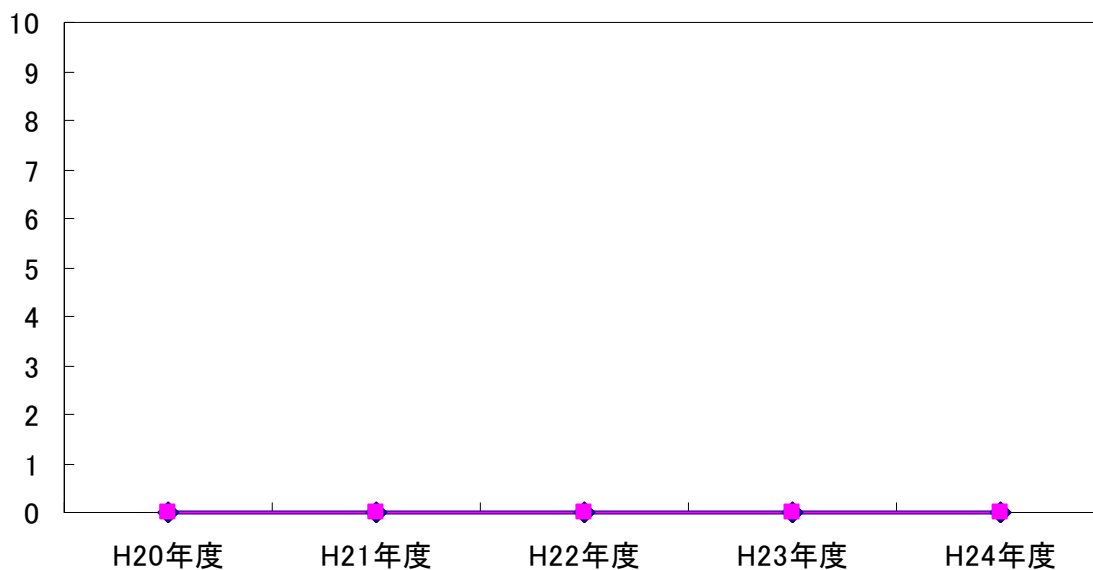
なし

【その他】

- ・テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定）
- ・原子力発電所に対するテロの未然防止対策の強化について（平成23年11月14日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

過去の実績値					(年度)
H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	
0件	0件	0件	0件	0件	

(件) 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①テロ対応体制の強化
 - ・巡視船艇・航空機等の充実整備及び効果的な運用
 - ・巡視船艇・航空機職員の技術向上
 - ・関係機関との事案対処に係る連携強化
 - ②情報収集、分析、伝達体制の強化
 - ・緊急通報用電話番号「118番」の効果的な運用
 - ・携帯電話からの118番通報の通報位置情報を活用
 - ・データベースの最適化
 - ・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化
 - ③テロへの警備警戒
 - ・臨海部の重要施設（原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設、米軍施設等）を対象にした巡視船艇・航空機による監視・警戒。
- | | |
|------------------------|------------------|
| 予算額：船舶交通安全及び海上治安対策費の一部 | 1 4 4 億円（平成24年度） |
| 船舶建造費 | 4 1 3 億円（平成24年度） |

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生はゼロであった。これはテロの未然防止に係る各種施策が効果的に機能したものと分析できる。

(事務事業の実施状況)

- ①テロ対応体制の強化
 - ・東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ等に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ等の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティの向上を図った。
 - ・国際港湾において、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練を実施するなどして、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携強化を推進した。
 - ・速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を推進し、効果的な運用を推進した。
 - ・巡視船艇・航空機職員の技術向上を図った。
 - ・個人装備等の充実整備を図った。
 - ・平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故を受け、平成23年11月14日に政府の「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」において決定された「原子力発電所等に対するテロ未然防止対策の強化について」の対策の一つとして、放射線防護資器材の拡充整備を図った。

- ・海上自衛隊と原子力発電所に対するテロ対処共同訓練を初の試みとして実施し、事案対処に係る連携を強化した。
- ②情報収集、分析、伝達体制の強化
- ・テロ対応に関する情報収集等のために、緊急通報用電話番号「118番」の効果的な運用を図った。
 - ・携帯電話からの118番通報があった場合には通報位置情報も受信し、海上保安業務情報システムに表示させることにより、情報の効果的な活用を図った。
 - ・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化を図った。
 - ・海上防犯活動等の充実強化を推進した。
- ③テロへの警備警戒
- ・臨海部の重要施設（原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設、米軍施設等）に対する海上からのテロに備え、巡視船艇・航空機による監視・警戒を実施するとともに、海事関係者等に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の通報の徹底指導を行った。
 - ・ゴールデンウィークや夏期、年末年始といった旅客の往来が活発となる期間を重点に、旅客船・カーフェリーを対象とした警乗及び旅客ターミナルの警戒を行った。
 - ・「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、船舶保安情報や、保安措置について調査する立入検査等から、テロが発生するおそれの有無について確認を行った。
 - ・「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づき、我が国領海等において正当な理由なく停留や徘徊等の不審な航行を行っている外国船舶に対し厳正に対応し、領海の安全確保に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は0件であった。この結果は、当庁が関係機関と連携しつつ、実施している巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法による入港規制、公安情報の収集分析、警乗、旅客ターミナル警戒等の施策が効果的に機能しているものと分析し、「A-2」と評価した。

当庁においては、海上及び海上からのテロの未然防止に万全を期してきているが、依然として全世界的にテロの脅威は存続しており、予断を許さない状況にある。

このため、「臨海部の重要施設等の警備」、「港湾危機管理体制の強化」、「国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制の厳正な実施」、「領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づく領海警備の厳正な実施」、「国際的なテロ対策への積極的な参画」を海上及び海上からのテロ対策の主軸業務とし、これらの業務を総合的かつ強力に推進していく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：警備救難部警備課（課長 岩本 一夫）

関係課：警備救難部管理課（課長 奥島 高弘）

業績指標 95

要救助海難の救助率

評価

A-2

目標値：95%以上（毎年）
 実績値：96%（平成24年）
 初期値：95.2%（平成18年から平成22年の平均）

（指標の定義）

要救助海難の救助率とは、要救助者に対する救助成功者の割合をいう。

救助率 = (救助された乗船者数 + 救助された海中転落者数) / (自力救助を除く要救助海難の乗船者数 + 自力救助を除く乗船者の海中転落者数)

（目標設定の考え方・根拠）

海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上することが重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、平成23年3月31日に閣議決定された第九次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保とすることが目標に掲げられている。

（外部要因）

気象海象、小型船舶の隻数の増減

（他の関係主体）

各地方自治体、海事関係者、民間海難救助組織

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日閣議決定）
 「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保」

【閣決（重点）】

なし

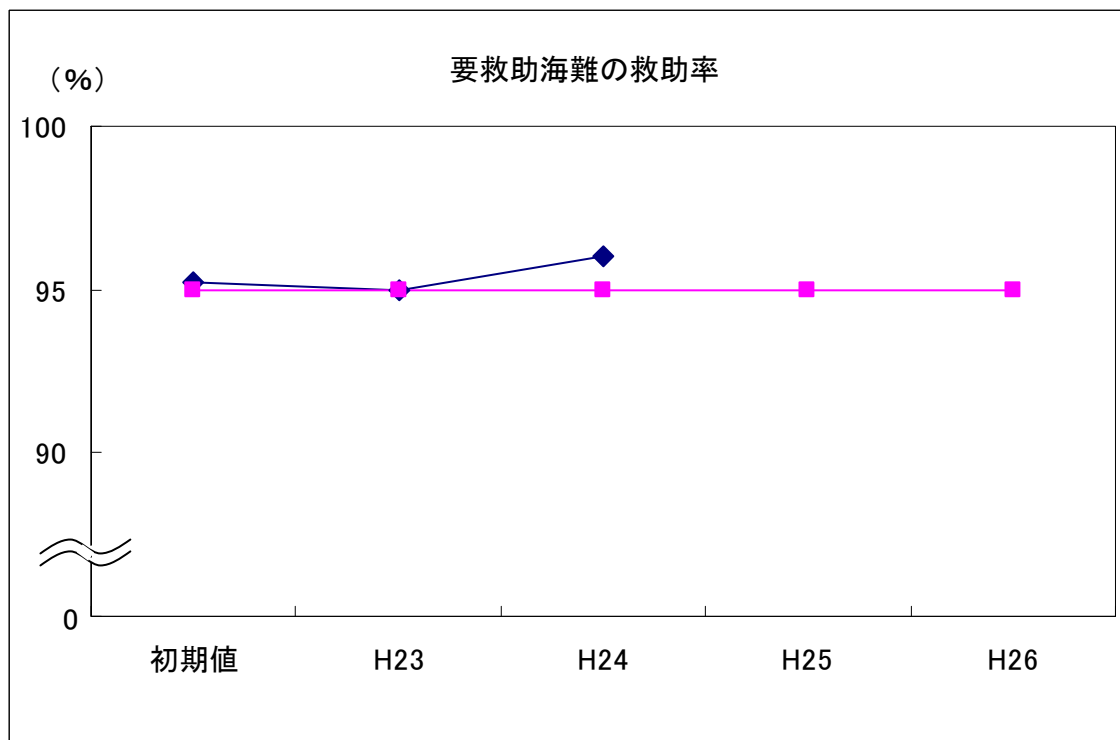
【その他】

なし

過去の実績値

(暦年)

H20	H21	H22	H23	H24
95%	94%	96%	95%	96%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進
海難発生から海上保安庁が情報を入手するまでの所要時間を2時間以内とするために以下の事業を実施。
 - ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、防水バック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用）の指導・啓発
 - ・漁業関係者に対する指導
 - ② 救助・救急体制の充実
沿岸海域における迅速かつ確かな人命救助体制の充実・強化を促進するため以下の事業を実施
 - ・機動救難体制の強化
 - ・周辺国や関係機関との合同訓練等を実施
 - ・携帯電話からの118番通報の通報位置情報を活用
 - ③ ライフジャケットの着用率の向上
ライフジャケットの着用率の向上を目指すために以下の事業を実施。
 - ・自己救命策確保の指導・啓発
 - ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等の拡充及び地域拠点化の展開
 - ・ライフジャケット着用義務違反に対する指導
- 予算額：船舶交通安全及び海上治安対策費の一部 145億円（平成24年度）
船舶建造費 413億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成24年の「要救助海難の救助率」は96%となり、当庁のほか関係機関と連携した海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、目標の95%以上を達成することができた。
- ・引き続き本事業を推進していくことで95%以上を達成できるものと思料する。

（事務事業の実施状況）

- ① 海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進
 - ・「ライフジャケットの常時着用」、「防水バック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号「118番」の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
 - ・海難率の高い漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動等を実施した。
 - ・GMDSS機器（注1）の適正使用の指導・啓発を実施した。
- ② 救助・救急体制の充実
 - ・ヘリコプターの高速性等を利用した人命救助体制の充実強化を図るため、平成24年度末現在、函館、仙台、関西空港、美保、福岡、新潟、鹿児島及び那覇の航空基地等の8基地に上席機動救難士（注2）各1名計8名を追加配置した。
 - ・速力・捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備等を行った。
 - ・周辺国等の捜索救助機関の実務者間による協議並びに捜索救助に関する合同訓練及び机上訓練を実施した。
 - ・公益社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携を図った。
 - ・メディカルコントロール体制（注3）の充実のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の救急救命処置等に関する所要の改善を図った。
 - ・携帯電話からの118番通報があった場合には通報位置情報も受信し、海上保安業務情報システムに表示させることにより、情報の効果的な活用を図った。
- ③ ライフジャケット着用率の向上
 - ・「海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進」と同様、自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
 - ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等を指定した（平成24年末現在、全国698箇所となっている）。さらに、都道府県漁協女性部連絡協議会等に対する漁業者のライフジャケット着用の推進の働きかけを行い、平成24年末現在、全国28の府県で2571人の女性着用推進員が誕生する等、漁業者自らがライフジャケット着用の推進を図る取り組みを実施した。
 - ・プレジャーボート等の乗船者における着用義務違反に対して指導を実施した。

（注1）：海上における遭難および安全の世界的制度で、SOLAS条約に基づく人工衛星を利用した海上安全通信システム

（注2）：ヘリコプターからの降下・吊り上げ救助技術、潜水能力、救急救命処置能力を兼ね備えた機動救難士の業務を統括する者

（注3）：救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的観点から保証する体制

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度においても目標値を達成することができた。
- ・この結果は、当庁が実施している海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進、救助、救急体制の充実等の取組が機能した結果であり、現在の事業を継続することが適当であると判断し「A-2」と評価した。
- ・引き続き、本事業を推進していく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：警備救難部救難課 (課長 星 澄男)
関係課：警備救難部管理課 (課長 奥島 高弘)

業績指標 96

ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成24年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	---

（指標の定義）

ふくそう海域（注）において、一般船舶（全長50m以上）が通常航行する航路を閉塞、多数の死傷者の発生、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼすなどの社会的影響が著しい海難の発生数

（注）：ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法の適用海域に限る。）

（目標設定の考え方・根拠）

ふくそう海域で過去に発生した大規模海難（平成9年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成21年の関門海峡でのくらまとCARINA STAR号の事故）の社会的影響の重大性に顧みて、毎年度発生数0件を目標とする。

（外部要因）

- ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

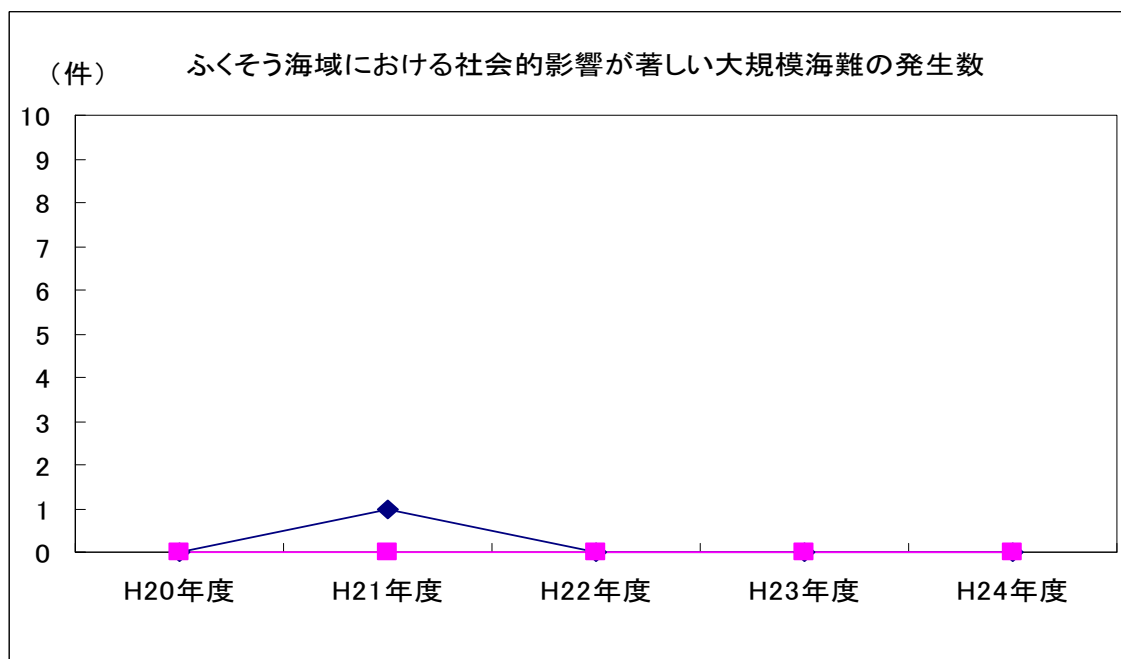
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日）「第2部に記載あり」

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
0件	1件	0件	0件	0件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 航路標識の高度化等の整備等（◎）

予算額：航路標識整備事業費の一部 1.1億円（平成24年度）

- ・新たな情報技術を活用した航行管制・情報提供システムの充実強化を行う。
 - ・沿岸域情報提供システム（MICS）の充実強化を行う。
 - ② 海上交通法令の励行
 - ・巡視船艇等による航法指導等を実施する。
 - ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供の業務を継続して実施する。
 - ・沿岸域情報提供システムによる的確な情報提供の業務を継続して実施する。
 - ④ 安全対策の強化
 - ・港則法施行規則の一部を改正し、海域特性に応じた新たな航法を導入する。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

航路標識等の整備による海上交通環境の向上、巡視船艇等による航法指導等、海上交通センター等による的確な航行管制及び情報提供を実施したことにより、平成24年度においても大規模海難を未然に防止し、目標を達成した。

(事務事業の実施状況)

- ① 航路標識の高度化等の整備等
 - ・運用管制官の能力向上に資するため、伊勢湾海上交通センター及び名古屋港海上交通センターに問題事例情報管理装置を整備した。
 - ・平成24年7月から第四～七管区海上保安本部において、電子メールを活用した緊急情報等のメール配信サービスを開始した。
- ② 海上交通法令の励行
 - ・巡視船艇等による航法指導等を実施した。
- ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等を的確に運用するため、「電源の二重化」等に必要な調査等を実施した。
 - ・備讃瀬戸海上交通センターのレーダー不感地帯の解消に向けた整備を実施している。
 - ・訓練卓の整備等を通じて、運用管制官の研修・訓練体制の充実強化を図った。
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供の業務を継続して実施した。
 - ・沿岸域情報提供システムによる的確な情報提供の業務を継続して実施した。
- ④ 安全対策の強化
 - ・関門港において海域特性に応じた新たな航法を導入した。(港則法施行規則の一部を改正(平成24年5月1日施行))

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度においても、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難は0件であり目標を達成できた。この結果は、施策が有効であったと評価できるものであり、現在の施策を継続することが適当であることから「A-2」と評価した。

我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。

特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

従って、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数0を目指す。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海上保安庁交通部企画課 (課長 金子 英幸)
 関係課：海上保安庁交通部安全課 (課長 鈴木 弘二)
 計画運用課 (課長 渡邊 晃久)
 整備課 (課長 五十嵐 耕)

関連指標 8**航路標識の自立型電源導入率****実績値等**

目標値：86%（平成28年度）
 実績値：84%（平成24年度）
 初期値：82%（平成23年度）

（指標の定義）

航路標識のうち、電源として太陽光発電等を導入している標識数

（目標設定の考え方・根拠）

航路標識要電源に停電の影響を受けない太陽光発電等を導入する割合

【社会資本整備重点計画第3章災害時の緊急輸送のバックアップ機能強化や円滑な交通確保に関する指標】

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

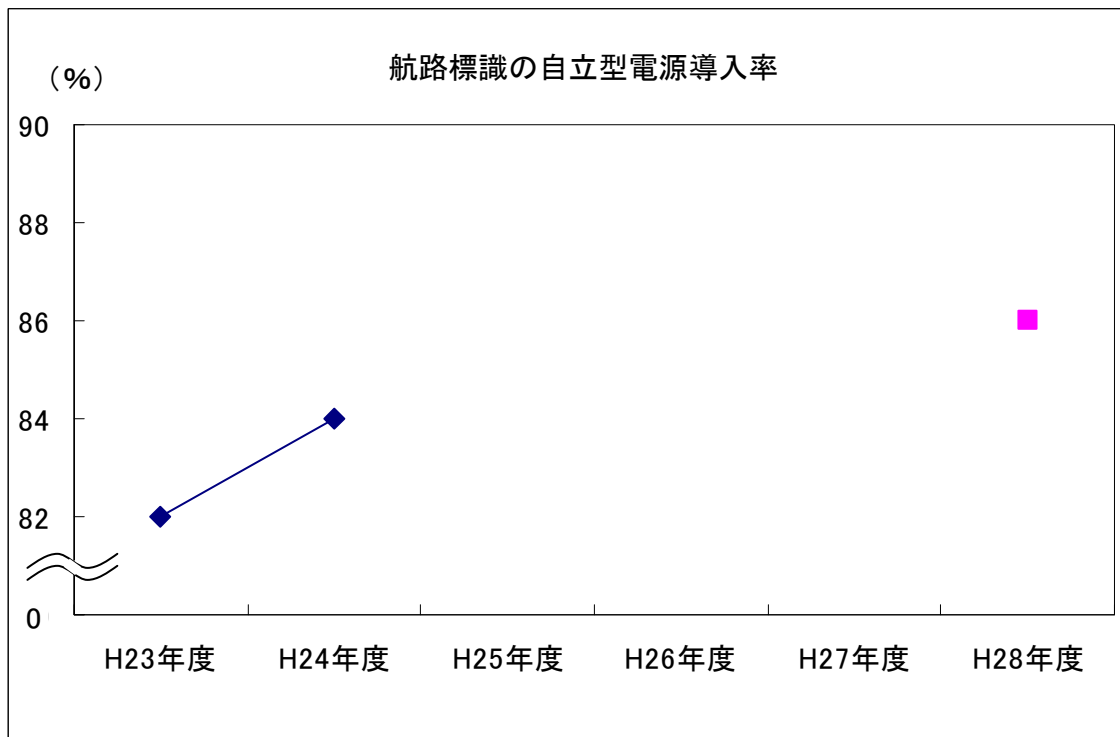
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H23	H24			
82%	84%			

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

地震発生後、船舶の安全で円滑な交通を確保するための対策としての航路標識の耐震化及び太陽光発電による自立型電源化を図ることで、災害時における緊急輸送のバックアップ機能を強化するとともに、円滑な交通を確保する。
 予算額：航路標識の防災対策（自立電源化）5.7億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

航路標識の省エネ・エコロジー化を行う。

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

目標は平成24年度に82.48%のところ、最新の実績値(平成24年度)は84.49%である。

(事務事業の実施状況)

- ・135基の航路標識の電源をクリーンエネルギー化
- ・156基の航路標識の光源をLED化

担当課等(担当課長名等)

担当課：海上保安庁交通部企画課 (課長 金子 英幸)
関係課：海上保安庁交通部計画運用課 (課長 渡邊 晃久)
整備課 (課長 五十嵐 耕)

業績指標 97

国際船舶の隻数

評価

A-2	目標値：約 230 隻 (平成 28 年央) 実績値： 150 隻 (平成 24 年央) 初期値： 135 隻 (平成 23 年央)
-----	--

(指標の定義)

海上運送法第 4 4 条の 2 に定める船舶 (注) の隻数をいう。

(注) 「国際船舶」：日本船舶のうち、国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。
 具体的には、2,000 トン以上の LNG 船、ロールオン・ロールオフ船、近代化船等の船舶をいう。
 平成 8 年創設

(目標設定の考え方・根拠)

安定的な国際海上輸送の確保のため、「日本船舶・船員確保計画」の平成 21 年～25 年の伸び率と同様に、国際船舶を平成 23 年より約 100 隻増加させることを目標とし、平成 28 年央時点で約 230 隻とした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

(社) 日本船主協会等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画 (平成 25 年 4 月 26 日)

日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて 450 隻体制の早期確立を図る (第 2 部 4 (1))

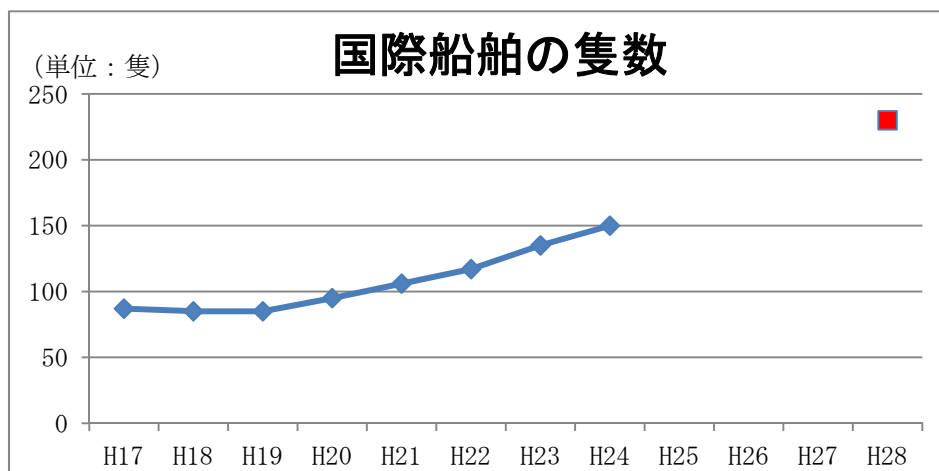
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会 (平成 19 年 12 月)

過去の実績値						(年央)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
85 隻	85 隻	95 隻	106 隻	117 隻	135 隻	150 隻



事務事業の概要

主な事務事業の概要

【税制上の特例措置】

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本籍船のうち、安定的な国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。

減収額： 【P】百万円（登録免許税）（平成24年度・速報値）

【P】百万円（固定資産税）（平成24年度・速報値）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国商船隊における平成24年央の国際船舶は150隻であり、平成19年央に比べ65隻増となり、昨年度に続き5期連続で増加している。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成する蓋然性は相応に認められることから、進捗状況は順調である。

（事務事業の実施状況）

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税及び固定資産税の軽減）を延長した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の「国際船舶の隻数」については、国際船舶に係る課税の特例等の外航海運税制の効果により、平成19年度以降増加しているものの、安定的な国際海上輸送の確保には新たな追加施策が必要である。

以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

経済安全保障を早期に確立するとともに、日本商船隊の国際競争力強化を図るため、引き続き外航海運税制の追加施策を検討する。

（平成26年度以降）

同上

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課（課長 平田 徹郎）

業績指標 98

世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合

評価	
A-2	目標値：約10%（毎年度） 実績値：10.3%（平成24年度）（暫定値） 初期値：約10%（平成22年度）

（指標の定義）

世界の海上荷動量に占める我が国商船隊による輸送量の割合

分子：我が国商船隊（※）による輸送量

分母：世界の海上荷動量

（※）我が国商船隊：我が国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。

（目標設定の考え方・根拠）

我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目指す。

（外部要因）

治安情勢の変動、資源の枯渇、国際経済情勢の変化

（他の関係主体）

民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成25年4月26日）

日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて450隻体制の早期確立を図る（第2部4（1））

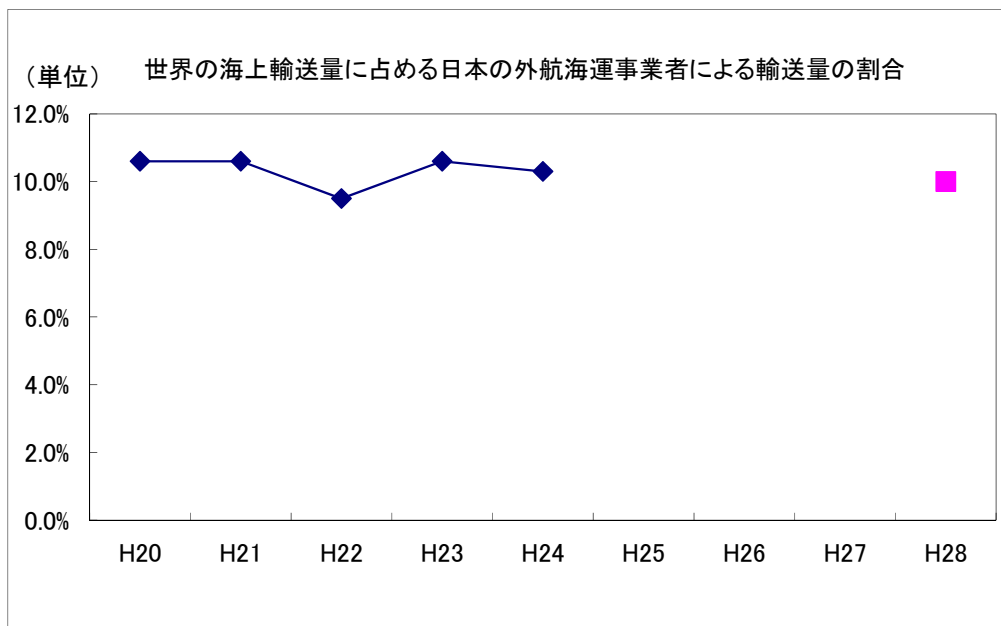
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
10.6%	10.6%	9.5%	10.6%	10.3%	（暫定値）



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・外航海運対策の強化（予算額：0.1億円）

我が国商船隊の我が国経済・社会に対して負っている重要性に鑑み、国際経済情勢等の変化に即応して、安定した貿易輸送のため、輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等のトレンドの把握等、また、主要航路における海運活動は米国やEU等の主要航路の関係国の海運政策に左右されるところが大きいことから、これらの海運政策の動きに対し、我が国としても情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、本邦外航船舶運航事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、国際競争力の強化を図り我が国商船隊の安定的な輸送の確保のため適切な対策を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成24年度においては、目標値である約10%を達成した。

（事務事業の実施状況）

- ・外航海運対策の強化

輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等の調査等を実施。また主要航路の関係国の海運政策の動きに対し、情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、関係国と協議等を行った。具体的には英国、韓国、CSG（海運先進18カ国）とそれぞれ協議を行い、海事政策についての情報及び意見を交換するとともに、外航海運を取り巻く世界的な課題について相互理解を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度においては、目標値である約10%維持を達成した。
- ・我が国商船隊による安定的な輸送を確保する観点から、引き続き輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況について調査・分析するとともに、主要航路の関係国の海運政策について情報収集を行う。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 平田 徹郎）

業績指標 99

外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率

評 価

B - 1

目標値：100%（184隻）（平成24年度）
 実績値：82%（150隻）（平成24年度）
 初期値：51%（92隻）（平成19年度）

(指標の定義)

・日本の外航海運事業者が運航する日本船舶を5年間で2倍に増加させるという目標へ向けての各年度の達成状況を割合で示したものをいう。

(目標設定の考え方・根拠)

・四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済、国民生活を支える上で大きな役割を担っており、日本船舶は我が国の経済安全保障の確立のため必要不可欠なものである。

しかしながら、世界単一市場における国際競争が激化する中、プラザ合意後の急速な円高等によるコスト競争力の喪失から、安定的な国際海上輸送の核となるべき外航日本船舶は最も多かった1,580隻（昭和47年）から95隻（平成18年）へ、外航日本人船員は約57,000人（昭和49年）から約2,600人（平成18年）へと極端に減少し、極めて憂慮すべき事態となっている。

こうした海運業界の現況と海洋基本法の施行を受け、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、船腹量ベースで全世界の約6割の船舶が適用対象となっているトン数標準税制を導入し、本邦外航海運事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加を図ることとする。

・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月）において、非常時において一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な、日本の外航海運事業者が運航する日本船舶（以下「日本船舶」）の隻数は「約450隻」と試算されたところである。

・一方で、外航海運業界は、業界の総意として、日本船舶を5年間で2倍に増加させることを目標とする旨表明しており、これらを踏まえ、「日本船舶・船員の確保に関する基本方針（以下「基本方針」）」において、日本船舶450隻を短期間で達成することは困難であることから、当面の目標を設定し、トン数標準税制の導入と海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定制度の着実な実施により、その達成を目指すことが適切であるとし、日本船舶の隻数を5年間の計画期間中に2倍以上増加させる旨規定している。

・上記「基本方針」に基づき、平成19年度の日本船舶数92隻を平成24年度までに184隻に増加させることとし、平成19年度の51%を平成24年度までに100%に上昇させることを目標値として設定するものである。

・上記目標値は、「基本方針」に基づく計画認定事業者の増加計画を踏まえ、トン数標準税制、船舶特別償却制度及び買換特例制度等の税制特例措置の効果により、達成すべき目標値として設定している。

・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。

(外部要因)

景気の動向、他国の外航海運政策

(他の関係主体)

外航海運事業者（事業主体）

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成25年4月26日）

日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて450隻体制の早期確立を図る（第2部4（1））

【閣決（重点）】

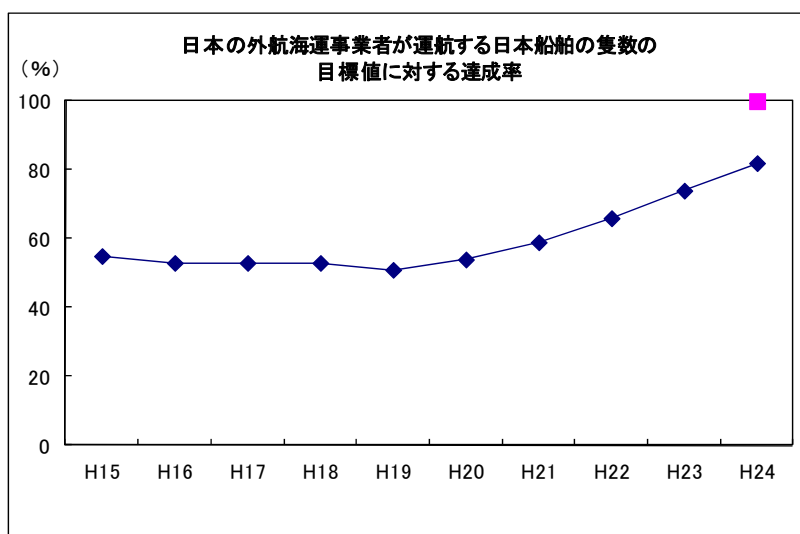
なし

【その他】

交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月）

(年央)

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
61%	57%	55%	53%	53%	51%	54%	59%	66%	74%	82%
(110隻)	(103隻)	(99隻)	(95隻)	(95隻)	(92隻)	(98隻)	(107隻)	(119隻)	(136隻)	(150隻)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施
安定的な国際海上輸送の確保を図るため、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加について外航海運事業者の自発的な取り組みを促すための環境整備として、国土交通大臣による「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」を定め、それに基づき日本船舶及び船員の確保が図られる計画である旨を審査するとともに、認定計画に従った措置の実施状況についての確に把握し、必要な措置を講じていない場合には勧告や認定の取り消しを行うこと等により、認定制度の適切な実施を確保する。
- ・税制上の特例措置（外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制））
外航船舶運航事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度（平成20年度より）。平成24年度減税額は法人税百万円（速報値）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の隻数は150隻（目標達成率82%）で、平成19年度に比べ58隻増となり、昨年度に続き5期連続で増加しているが、当初の目標隻数である184隻を下回っており、目標は達成しなかった。

（事務事業の実施状況）

- ・トン数標準税制の適用を受けるために必要な「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者（トン数税制認定事業者）は、合計10社である。
- ・トン数税制認定事業者については、租税特別措置法に基づき、認定を受けた「日本船舶・船員確保計画」に記載された計画期間内の日を含む各事業年度終了時（平成25年度）まで、課税の特例（みなし利益課税）を受けることができる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、平成24年度の隻数は150隻（目標達成率82%）で、外航海運税制の効果により、平成19年度以降5期連続で増加しているが、当初の目標隻数である184隻を下回っており、目標は達成しなかった。
- ・目標年度が到来したが、引き続き、安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の計画的増加を推進していく必要がある。実績値に関しては、目標は達成しなかったものの、5期連続で増加するなど、着実に成果は出ており、また、外航海運業界は、業界の総意として、平成25年に、日本船舶を平成20年度からの9年間で3.2倍程度となるよう全力で対応する旨を表明していることを踏まえ、目標値の見直しを行い、平成29年には262隻に増加させることを目標値として設定する。
- ・以上から、B-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

トン数標準税制の効果もあり、日本船舶は着実に増加しているものの、適用範囲が日本船舶に限定された現行税制の下では、交通政策審議会答申にて試算された450隻を確保するには、相応の期間を要する。

こうした背景から、日本船舶の増加ベースアップ及びこれを補完する船舶の確保を促進する施策を講じるため、一定の条件を満たす外国船舶（準日本船舶）をトン数標準税制の追加対象とする拡充要望を行った。

平成25年度税制改正大綱において、「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に日本船舶・船員確保計画の認定（変更の認定を含む。）を受けた対外船舶運航事業を営む法人については、日本船舶による事業収入に加えて、海上運送法に規定する準日本船舶で国土交通大臣が認定したものによる事業収入について本特例を適用する」ことが盛り込まれ、トン数標準税制の対象を日本船舶のみならず一定の条件を満たす外国船舶（準日本船舶）についても適用とする内容を含む、所得税法等の一部を改正する法律が、平成25年3月29日、第183回通常国会において成立し、同年4月1日より施行されたところである。

「日本船舶・船員確保計画」を作成した事業者を拡充トン数税制等で支援することにより、日本船舶の確保を推進するとともに、併せて他の外航海運税制の追加施策を検討する。

(平成26年度以降)

「日本船舶・船員確保計画」を作成した事業者を拡充トン数税制等で支援することにより、日本船舶の確保を推進するとともに、併せて他の外航海運税制の追加施策を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 平田 徹郎）

業績指標 100

マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成24年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

マラッカ・シンガポール海峡に設定された分離通行帯（TSS）を閉塞するような海難の発生数

（目標設定の考え方・根拠）

インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ・シンガポール海峡（以下、「マ・シ海峡」という。）は、世界有数の船舶通航量を誇る海上交通の要衝であるとともに、浅瀬、暗礁等が点在していることから、航海の難所と言われている。また、我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であるマ・シ海峡においてTSSを閉塞するような大規模海難が発生した場合、大型タンカー（VLCC）などは航路整備がなされていない迂回ルートへの通航を強いられるとともに、航路延長による燃料費増大だけでも1,000万円以上となることから、我が国経済への影響は計り知れない。これまで、海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、約40年にわたり航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力（約147億円）を行ってきたところであるが、アジアの経済発展に伴い日本関係船舶以外の通航が増加し、また同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されることから、海上交通の安全確保を推進するため、利用国と沿岸国の協力による新たな枠組み構築が急務となっている。このようなことから、我が国としては、沿岸国、IMOや他の利用国と協力し、同海峡の航行安全・環境保全等に関する国際協力を推進し、マ・シ海峡の安全確保に取り組むこととしている。なお、国連海洋法条約では「国際海峡の航行安全と海洋汚染防止について、利用国と沿岸国の協力」が求められ、また海洋基本法では「海上輸送の安全確保のほか、国際的連携の確保、国際協力の推進」が求められるとともに、海洋基本計画においても「協力メカニズム」に参加し、協力を推進することが求められている。

（外部要因）

治安情勢の変動

（他の関係主体）

外務省、(公財)マラッカ海峡協議会（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成25年4月26日）

「マラッカ・シンガポール海峡協力メカニズム」の下で実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同メカニズムを有効に機能させ、マラッカ・シンガポール海峡における航行安全・環境保全対策の充実が図られるよう、利用国、利用者等に幅広く参加を働きかける。（第2部11（3））

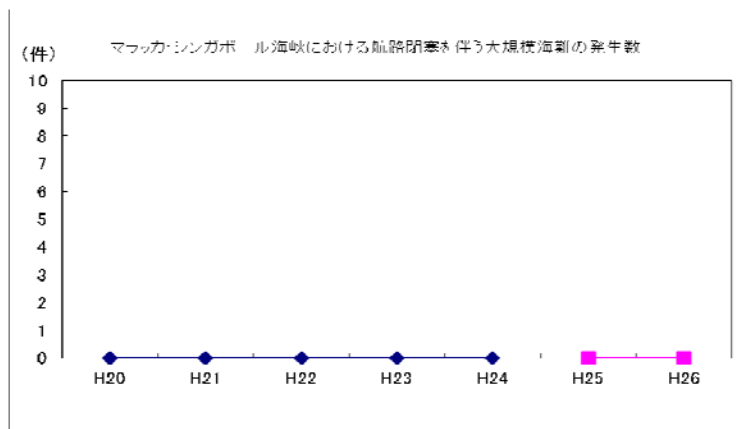
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H24
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○マ・シ海峡における航行安全対策（予算額（平成24年度）：0.29億円）
マ・シ海峡の安全確保に必要な国際協力を推進する（早急な整備が必要な航行援助施設に係る調査等）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力を行ってきたこと等により、平成24年度においても、マ・シ海峡に設定された分離通行帯（TSS）を閉塞するような海難はなく、目標を達成しており、順調である。

（事務事業の実施状況）

- マ・シ海峡における航行安全対策
- ・当該海峡の主要な利用国として「協力メカニズム」の下、航行援助施設基金運営委員会等の国際会議の場において、沿岸国と利用国間の利害調整を行うこと等により、新たな国際的協力スキームの早期の実施、円滑な運用に積極的に貢献。
 - ・既存の航行援助施設の維持更新や小型船舶動静把握システムの実証実験、さらに、平成23年度より沿岸国現場担当者の航行援助施設維持管理技術に関するキャパシティ・ビルディングを実施し、沿岸国に対し安全対策に関する支援協力を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は、平成18年度以降毎年度の目標値である0件を達成している。
- ・しかしながら、マ・シ海峡は我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であり、当該海峡において大規模海難が発生した場合の我が国経済への影響は計り知れず、また、アジアの経済発展等に伴い、同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されている。
 - ・平成19年7月にはIMO・シンガポール政府の共催によるシンガポール会議において、当該海峡の航行安全対策に関する沿岸国と利用国等の協力の枠組みを具体化した「協力メカニズム」が創設されたところであり、我が国は、当該海峡の第一の利用国であることから、安全対策の支援協力において、今後も国際的に先導的な役割を果たしていくことが必要であり、これまでの貢献で培ってきた沿岸国との信頼関係を基盤として、今後も複雑な関係国間の利害調整等に積極的な活動を行うとともに、関係国や関係業界から幅広い支援を得られるよう働きかける。
 - ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 平田 徹郎）

業績指標 101

内航船舶の平均総トン数

評価	
A-2	目標値：610（平均総トン）（毎年度） 実績値：673（平均総トン）（平成24年度） 初期値：619（平均総トン）（平成22年度）

（指標の定義）

内航海運における船舶の平均の総トン数

（注）総トン数：船舶の大きさを示すのに用いる指標。

（目標設定の考え方・根拠）

効率的で安定した海上輸送を確保していくために、現在の内航船舶の平均総トン数を引き続き維持していくという目標設定が有効である。

このため、内航船舶の平成18年度～22年度の5年間の平均総トン数610（平均総トン）の数値の維持を目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

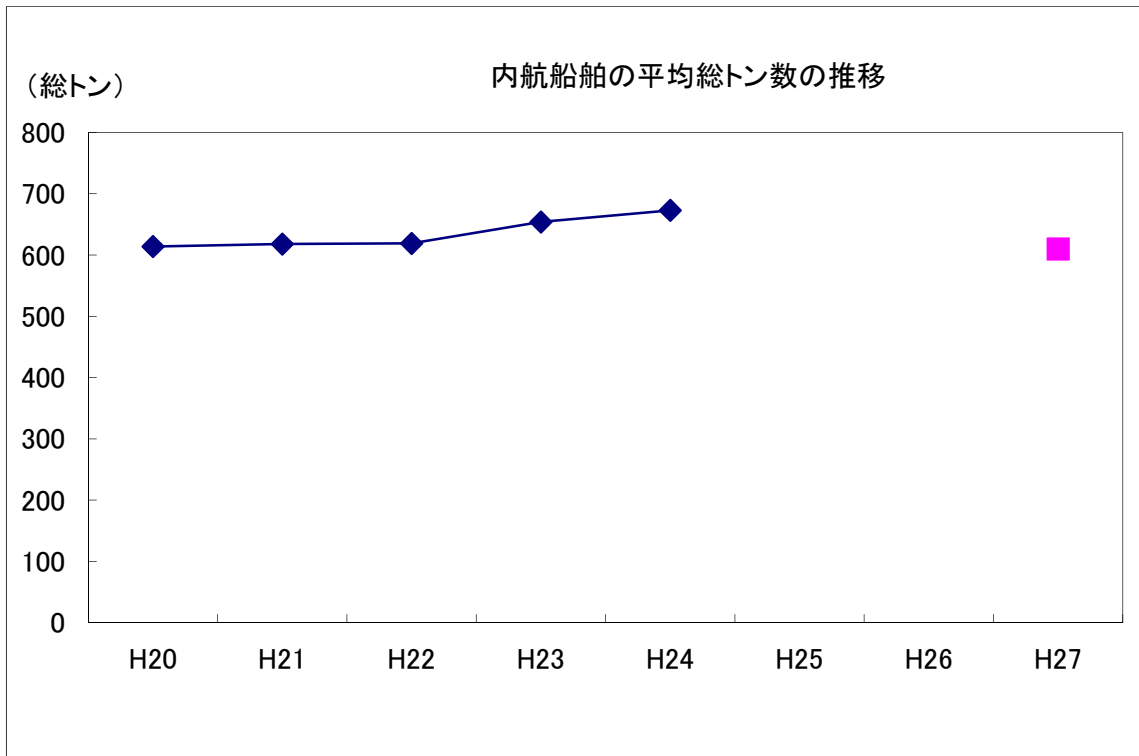
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
平均総トン	596	602	614	618	619	654	673



事務事業の概要

主な事務事業の概要

内航海運は、国内物流の約3分の1、特に産業基礎物資（鉄鋼、石油、セメント等）の輸送の約8割を担う、我が国の経済・国民生活を支える基幹的な物流産業である。このような内航海運の効率的で安定した海上輸送を確保し、内航船舶の平均総トン数を維持していくためには、老朽化が進んだ内航船舶の代替建造の促進が重要であり、平成22年11月に「内航海運代替建造対策検討会」を設置し、平成23年3月に「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」を取りまとめた。今後、これを受け、競争力の強化、環境適応型産業への展開、新たな需要構造への対応などの取り組みを具体化していく予定である。

予算額：内航海運対策 3百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
平成24年度の内航海運における船舶の平均の総トン数は673トンであり、平成27年度における目標値の610トンを上回っていることから、順調である。

(事務事業の実施状況)
「内航船舶管理の効率化及び安全性の向上に関する調査研究」の実施等、「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」に沿った施策を関係者が一体となって進めた結果、平成18年度から平成20年度の建造実績は3年連続で100隻を超え、建造量の大幅な増加に伴い平均総トン数も順調に推移した。平成21年度の世界同時不況の影響や平成22年度の輸送需要の低迷、建造船価格の高止まり等による建造量の落ち込みにより、平均総トン数は横ばいであったものの、順調に推移している。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標については、現在、目標値の610トンを上回っており、目標達成に向けた成果を示していることから、現在の施策を継続することが適当である。以上よりA-2と評価した。

平成25年度以降についても、更なる代替建造推進を図るため、「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」の取りまとめに基づき、海事局をはじめとする関係者が一体となって積極的に行い、引き続き内航船舶の平均総トン数の維持に努めていくこととする。

平成25年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成25年度)
なし

(平成26年度以降)
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 大石 英一郎）

業績指標 102

国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率

評 価

A-2	目標値：平成22年度比 5%減（平成28年度） 実績値：平成22年度比 1.2%減（平成24年度）（速報値） 初期値：0（平成22年度）
-----	--

（指標の定義）

国際海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト＋陸上輸送コスト）の低減割合

- ・海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

コンテナ貨物等を扱う国際海上コンテナターミナル及びバルク貨物等を扱う国際物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成24年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成22年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成22年度の総輸送コスト）

（目標設定の考え方・根拠）

平成23年度の実績値は平成19年度比3.1%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、引き続き国際海上貨物のコスト削減を推進していくことを踏まえ、平成28年度において前回目標値とほぼ同程度の平成22年度比5%減を設定。

（注）「前回目標値」とは、平成24年度の輸送コストにおいて平成19年度比5%減である

（外部要因）

- ・輸送コストに係る原油価格変化
- ・輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
 アジア、さらには世界との交流の拠点となる空港、港湾、道路など、真に必要なインフラ整備については、厳しい財政事情を踏まえ、民間の知恵と資金も活用し、戦略的に進めてまいります。

【閣議決定】

- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）及び
 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月18日）
 成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。
 （新成長戦略（基本方針）2.（4）、新成長戦略第3章（4））
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
 低炭素交通インフラ整備等の集中対策（国土ミッシングリンク、スーパー中枢港湾・産業港湾インフラ、モーダルシフト対策、整備新幹線等）（第2章1.）
- ・総合物流施策大綱（2009～2013）（平成21年7月14日）
 ロジスティクス機能を担う港湾・空港については、迅速で低廉な物流を確保するために、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化、大型船舶に適切に対応するための産業港湾インフラの刷新、港湾関連手続の電子申請化、航空自由化の推進による航空貨物ネットワークの拡充、大都市圏拠点空港の物流機能強化等、ハード・ソフト両面において取組みを進める必要がある。（第2.2（1））

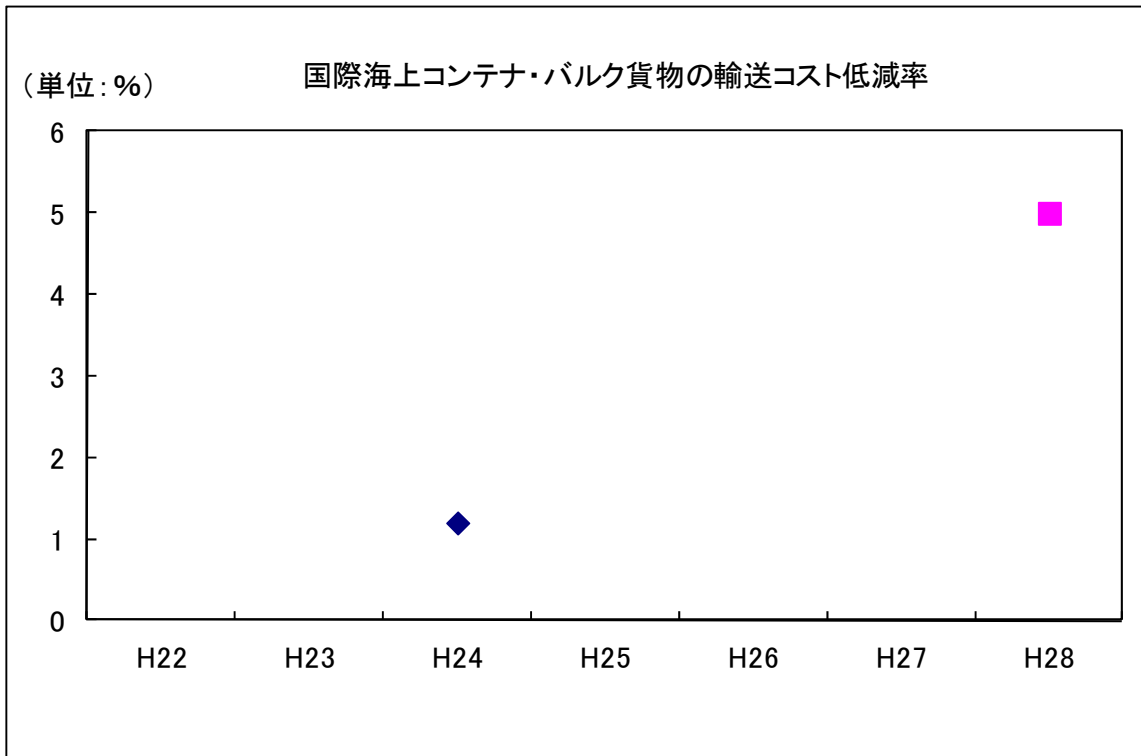
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）
 選択と集中とともに「民」の視点で港湾経営を行うことで、低コストで効率的な港湾の運営を実現して、港湾の国際競争力を確保し、製造業等の荷主企業も日本を拠点とした事業展開が比較優位となるよう、規制改革等によって、内航も含め安価で高品質な港湾サービス提供を実現させる。（1. I.）

過去の実績値				（年度）
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	—	平成22年度比 1.2%減 （速報値）



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○国際コンテナ戦略港湾（阪神港、京浜港）の機能強化
 国際コンテナ戦略港湾（阪神港、京浜港）において、ハブ機能を強化するためのインフラ整備、フィーダー網の強化による貨物集約、「民」の視点による戦略的港湾運営の実現など、国家戦略として様々な施策を総動員し、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大することにより、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を世界各地との間で低コスト、スピーディかつ多頻度で確実に輸送できるネットワークを構築する。これにより、民間投資を喚起することで、我が国経済の国際競争力の強化を図る。
 予算額 港湾整備事業費等 2,490億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成24年度のコスト低減率は平成22年度比2.3%減（速報値）となり、年々コスト低減が図られている。

（事務事業の実施状況）

・港湾整備事業等の実施により、国際海上コンテナターミナル及び国際物流ターミナルなどの外貨ターミナルの整備は着実に推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成24年度のコスト低減率は平成22年度比2.3%減（速報値）となり、年々コスト低減が図られている。また、港湾整備事業等の実施により、引き続き国際海上コンテナターミナル及び国際物流ターミナル等の外貨ターミナルの整備を推進していくこととしており、今後の実績値の上昇が見込まれるため、A-2と評価した。
 ・平成24年度の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標を「国際海上コンテナ・バルク貨物輸送コスト低減率」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直した上で、引き続き施策を推進することとする。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局計画課（課長 菊地 身智雄）
 関係課：港湾局港湾経済課（課長 河原畑 徹）

業績指標 103

国内海上貨物輸送コスト低減率

評価

A-2	目標値：平成22年度比 3%減（平成28年度） 実績値：平成22年度比 0.6%減（平成24年度）（速報値） 初期値：0（平成22年度）
-----	--

（指標の定義）

国内海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト+陸上輸送コスト）の低減割合

- ・海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成24年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成22年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成22年度の総輸送コスト）

（目標設定の考え方・根拠）

平成23年度の実績値は平成19年度比1.4%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成28年度における目標値として達成可能であると推測される平成22年度比3%減を設定。

（外部要因）

- ・輸送コストに係る原油価格変化
- ・輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

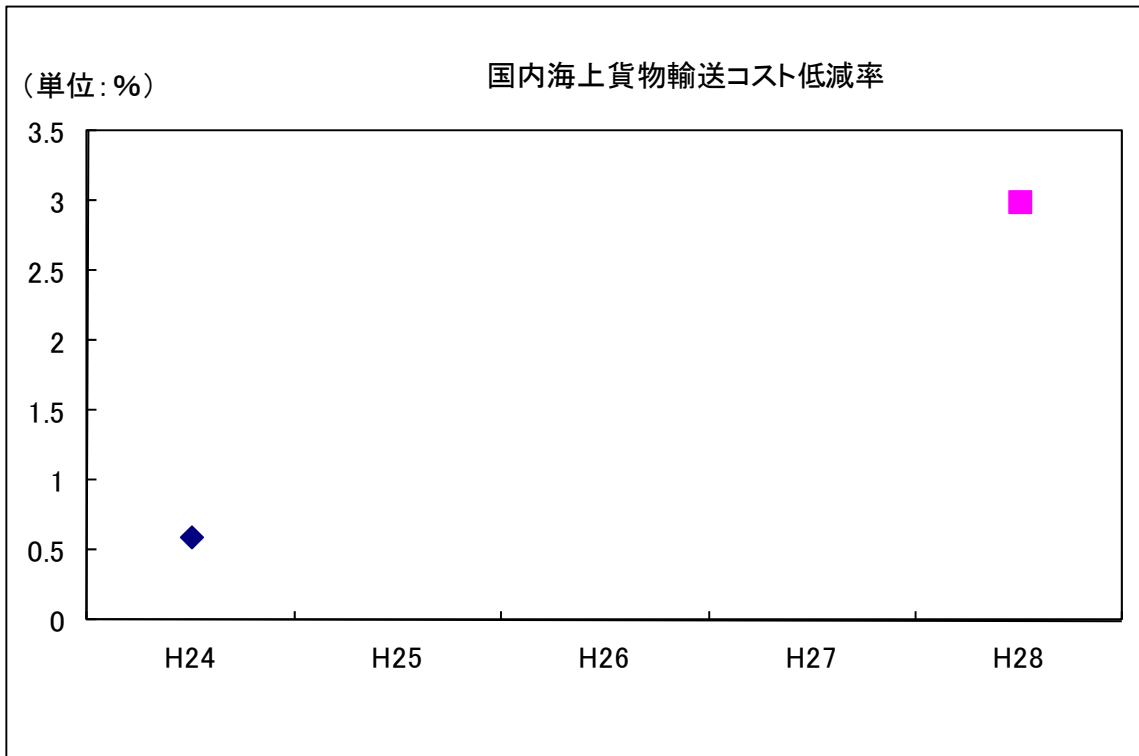
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	—	平成22年度比 0.6%減 (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備
 環境負荷が少なく、輸送効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した国内物流拠点等を整備する。
 予算額 港湾事業費 2,490億円の内数(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成24年度のコスト低減率は平成22年度比0.4%減となり、年々コスト低減が図られている。

(事務事業の実施状況)

・港湾整備事業等の実施により、複合一貫輸送の拠点となる内貿ターミナルの整備は着実に推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成24年度のコスト低減率は平成22年度比0.4%減となり、年々コスト低減が図られている。また、港湾整備事業等の実施により、引き続き複合一貫輸送の拠点となる内貿ターミナルの整備を推進していくこととしており、今後の実績値の上昇が見込まれるため、A-2と評価した。

・平成24年度の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直した上で、引き続き国内貨物輸送コストの低減に資するとともに、環境負荷が少なく、エネルギー効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、複合一貫輸送等に資する内貿ターミナルの整備を適切に進めていく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課: 港湾局計画課 (課長 菊地 身智雄)

業績指標 104

長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率

評価

A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：20%（平成24年度） 初期値：6%（平成23年度）
-----	---

(指標の定義)

重要港湾以上の主要な係留施設について、策定された長寿命化計画に基づき、点検・補修等の対策が実施された施設の割合（重要港湾以上の主要な係留施設における長寿命化計画に基づき対策を実施した数／重要港湾以上の主要な係留施設数）

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年4月の省令の改正、告示の整備により、港湾施設についてはライフサイクルコスト縮減等の観点から、長寿命化計画（維持管理）に基づき適切に維持することを標準とした。そのうち、重要港湾以上の主要な係留施設については、港湾施設の中でも特に重要な施設であり、対象期間内に重点的に適切な詳細点検や維持補修等を実施し、対策実施率が100%になるように設定している。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

港湾管理者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

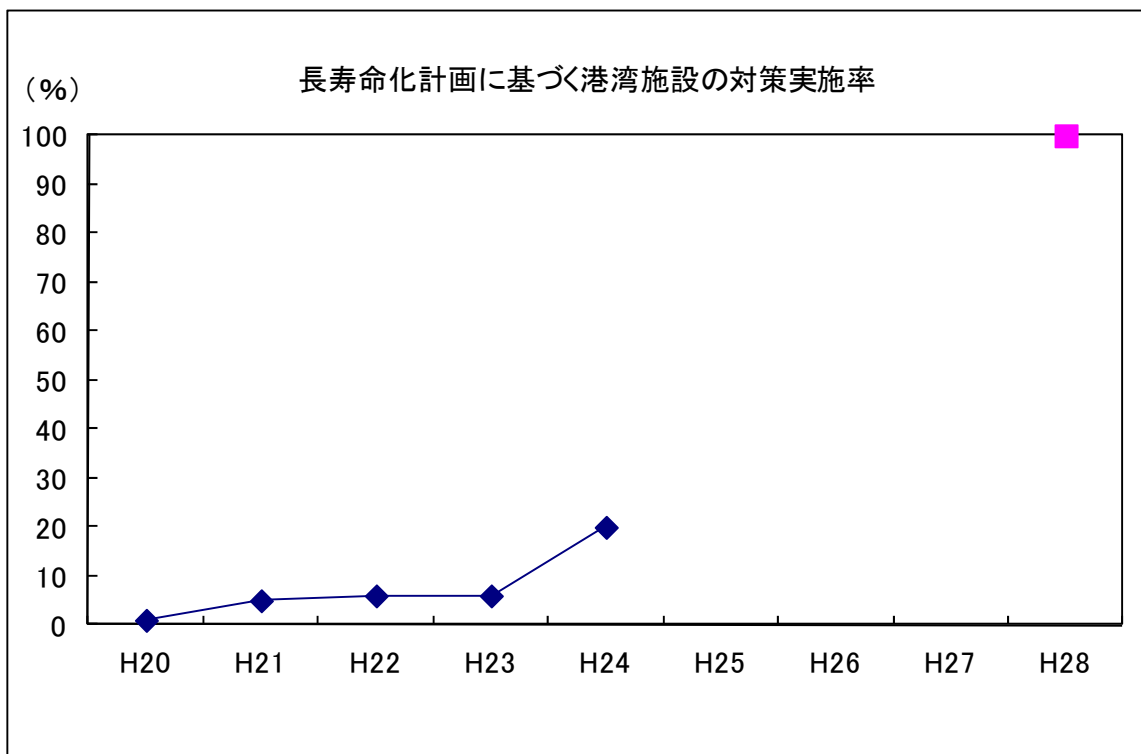
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値	(年度)				
	H20	H21	H22	H23	H24
	1%	5%	6%	6%	20%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○戦略的な維持管理の推進 (◎)

高度経済成長時代に集中投資した港湾施設の老朽化が今後進行することから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を推進する。

予算額 港湾整備事業費約2,587億円の内数(平成24年度)

注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度における実績値は20%と現時点では低調な数値であるが、長寿命化計画を策定したばかりで点検時期に達していない施設や未計画の施設(平成26年度までに長寿命化計画策定)もあるため、今後点検時期に達する施設が増加すれば対策実施率が増加すると分析している。

したがって平成28年度には計画通り目標を達成すると見込んでいる。

(事務事業の実施状況)

各施設の長寿命化計画を策定し、計画を反映しつつ事業の進捗が図られている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

事業が計画通り実施されること等により、平成28年度において計画目標を達成すると考えているためA-2評価とする。

国有港湾施設の実地監査、施設の維持管理・利用状況の評価、選択と集中による改良・更新投資への重点化等により、老朽化・劣化の進む港湾施設の安全の確保、維持・更新費(ライフサイクルコスト)の縮減を推進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局技術企画課 (課長 下司 弘之)

業績指標 105

港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率

評価

A-2	目標値：約60%（平成28年度） 実績値：約54%（平成22年度） 初期値：約54%（平成22年度）
-----	--

(指標の定義)

港湾内におけるプレジャーボートの確認艇隻数のうち、適正に係留・保管されている隻数の割合。
 (57千隻/106千隻(平成22年度))

(目標設定の考え方・根拠)

近年における当施策への投資量を基に設定。中長期的には、港湾における放置艇の解消を目指す。

(外部要因)

- ・ プレジャーボートの需要の変動
- ・ 施設整備に係る地元調整の状況等

(他の関係主体)

地元公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）

「平成18年度は13ヶ所の港湾でボートパークの整備を行ったが、今後もプレジャーボートの活動拠点となる小型船舶の簡易な係留・保管施設の整備を推進するとともに、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進し、公共水域の適正な利用促進を図ることにより、海洋を観光資源として活用するレクリエーションの振興を支援する。」(P21)

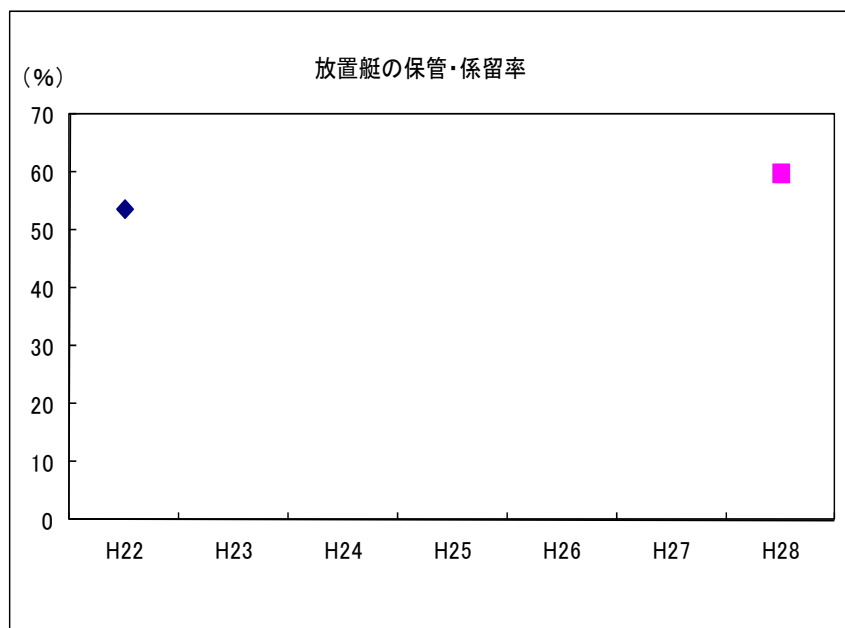
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	H25
-	-	約54%	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

放置艇を削減するため、「規制措置」と「係留・保管能力の向上」を両論とした対策を推進。

① 規制措置

- ・ 放置等禁止区域の指定
港湾管理者による放置等禁止区域の指定を促進。

② 係留・保管能力の向上

- ・ ボートパークの整備
既存の静穏水域を活用した係留施設や公共空地等を活用した陸上保管施設など、必要最小限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるボートパークに放置艇の収容を促進。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成22年度に実施したプレジャーボート全国実態調査結果において、港湾内において確認されたプレジャーボート(確認艇)は、前回調査時(平成18年度)に比べ約1.0万隻減少している。
 - ・ 港湾内においては、放置艇を収容する簡易な係留・保管施設(ボートパーク)への放置艇収容を促進するとともに放置等禁止区域の指定を促進しており、平成22年度調査結果では適正に係留・保管している隻数の割合は約50%とほぼ横ばいとなっている。
 - ・ 平成24年度までにボートパークは40施設が供用され、また、放置等禁止区域は全国37港湾管理者により238港湾(対前年度9増)において告示されている。
- 以上、過去の実績と事業・規制の進捗を勘案すると、平成24年度においても順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

放置等禁止区域等の指定状況

平成25年度末時点で、全国37港湾管理者が告示。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標については、平成22年度に実施したプレジャーボート全国実態調査結果より、係留・保管施設の向上と放置等禁止区域の指定による規制措置(指定可能な範囲を水域に加えて陸域まで拡大(平成18年10月施行))により、係留・保管率の向上が見込まれるため、A-2と評価した。
- ・ 今後も継続的な取組みとして、陸域を含めた放置等禁止区域の指定を促進し、簡易な係留・保管施設(ボートパーク)への放置艇収容を促進することにより、規制措置と係留・保管能力の向上を両輪とした放置艇対策を引き続き推進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・ 放置艇対策の推進計画を策定

(平成26年度以降)

- ・ 平成26年度に「プレジャーボート全国実態調査」を実施予定。

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局海洋・環境課(課長 津田 修一)

業績指標 106

リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数

評価

A-2	目標値：230社（平成24年度） 実績値：230社（平成24年度） 初期値：188社（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業の立地企業数を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

リサイクルポート指定港における静脈物流拠点と海上輸送ネットワークの形成に向けた諸施策を実施することにより、港湾での循環資源取扱量の増加に伴う臨海部産業の活性化が見込まれる。

第1次循環型社会形成推進基本計画の循環利用率の目標値の伸び率と同様の伸び率（平成19年度比22%増）を設定し、平成24年度の目標立地企業数を設定した。立地企業数はリサイクル関連企業数の過去の推移及び港湾管理者へのヒアリング結果から推計する。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

環境省（廃棄物行政を所管） 経済産業省（リサイクル産業を所管） 地方公共団体（港湾管理者・事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日）
効率的な静脈物流システムの構築も進み、リサイクルポート（総合静脈物流拠点港湾）の整備と利便性向上により、大量・長距離輸送に対応した、環境に配慮した海上輸送が積極的に行われる。（P17）
静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進すると共に、官民連携の促進、港湾施設の整備など総合的支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。（P54）
静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい鉄道・船舶へと転換するモーダルシフトを促進する。（P54）
国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性を鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。（P64）
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月）
循環資源の流動促進を図るため、循環資源の広域流動の拠点となる港湾を総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）として指定し、その施設の整備に対する支援等を行うことで、リサイクル関連企業の集積を図り、海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークの構築を推進する。（P31）
- ・日本再生戦略（平成24年7月）
循環型リサイクル物流システムの一体的な整備の推進（P72）
- ・第4次環境基本計画（平成24年4月）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの低減を図るための取り組みを進める。
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年5月）
総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の整備等を通じた静脈物流システムの検討などを推進する（P15）

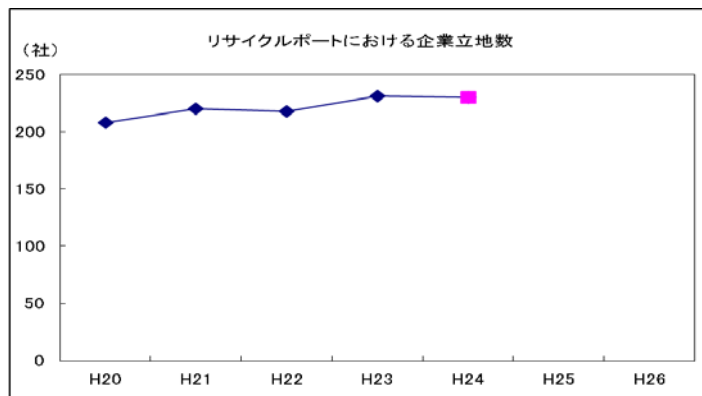
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
平成20	平成21	平成22	平成23	平成24年	
221社	232社	230社	231社	230社	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源の取扱に関する運用等の改善を行うことにより、循環資源の物流拠点ネットワークを形成し、循環型社会の構築に寄与する。また、地方公共団体、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（第3セクター等）、港湾運営会社及び特定埠頭運営事業者に対し、循環資源の積替・保管施設等の整備を支援する。

静脈物流システムの構築に向け、リサイクルポートに指定された港湾管理者やリサイクルを行う民間企業等によって設立されたリサイクルポート推進協議会との連携を促進する。

予算額：港湾整備事業費等 【P】億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

港湾整備等の公共工事におけるリサイクル製品の利活用を推進することで、リサイクル製品の需要拡大に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の調査結果では、リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業数は社であり、目標値である230社を達成している。

（事務事業の実施状況）

平成23年1月に境港（鳥取県・島根県）を新たにリサイクルポートに指定し、全国にある22港の指定港において、重点的に静脈物流基盤の整備を行ってきた。港湾での循環資源の円滑な取扱いを促進するため、平成22年に「港湾における循環資源の取扱いに関する指針」を作成し、循環資源の取扱いに関する港湾の管理運営方針として、リサイクルポート指定港の港湾管理者宛てに周知した。

この他、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等、基盤施設への補助制度を平成17年に創設し、積極的な支援を行っている（平成24年度末実績：5港6施設）。

また、港湾・空港等工事におけるリサイクル製品の利活用を促進するため、リサイクルポート推進協議会などからの要望を踏まえ、平成24年に「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の一部改訂を行った。

さらに、関係主体と連携し、モーダルシフトの推進や物流効率化による静脈物流システムの低炭素化、低コスト化を図るための調査・検討を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成14年のリサイクルポート第1次指定以降、リサイクル関連企業立地数は順調に増加し、目標値を上回ったことから、評価はA-2とした。

現在の施策を維持するとともに、引き続き官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進する。また、リサイクルポート推進協議会と連携し、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの構築に向けた検討を進める。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 津田 修一）

関係課：港湾局技術企画課（課長 下司 弘之）

業績指標 107

大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口

評価

A-2	目標値：約2,950万人（平成28年度） 実績値：約2,700万人（平成24年度） 初期値：約2,640万人（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

大規模地震の切迫性の高い観測強化地域（注1）、特定観測地域（注2）並びに東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の各地震防災対策推進地域内の港湾（119港）において、耐震強化岸壁等の整備により、緊急物資等の供給が可能となる人口。

（注1）地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の2地域。

（注2）地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があつて、最近大地震が起きていない②活構造地域③最近地殻活動が活発④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部、福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等

(目標設定の考え方・根拠)

地震発生の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、目標を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

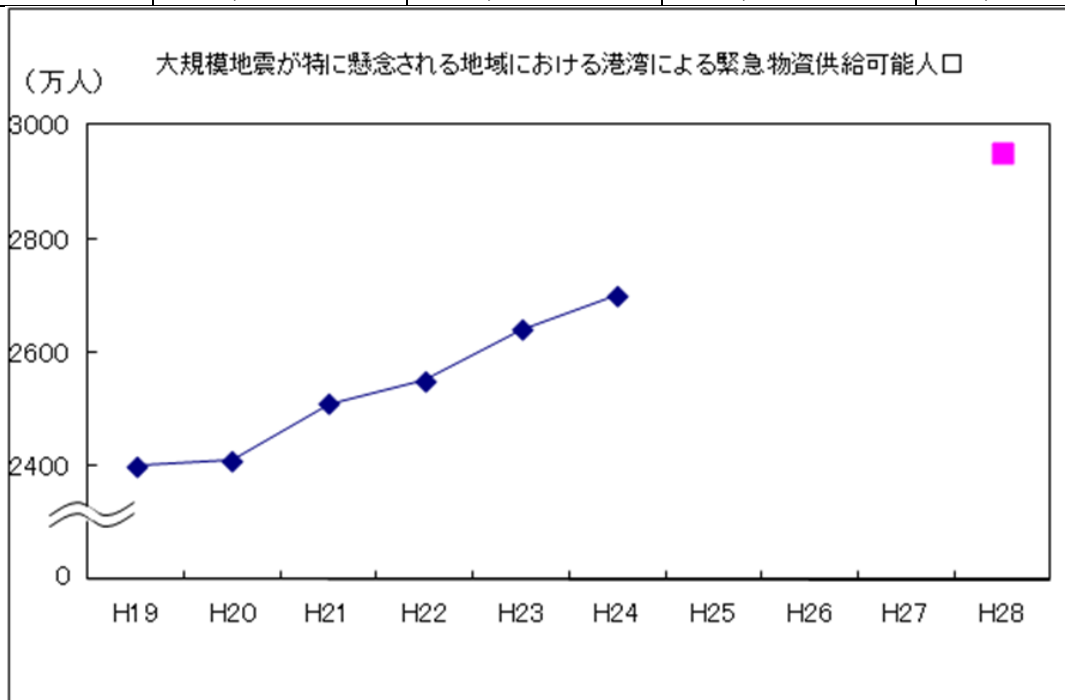
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
約2,410万人	約2,510万人	約2,550万人	約2,640万人	2,700万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

耐震強化岸壁の整備 (◎)

- ・人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁を整備する。

予算額：港湾整備事業 2, 733億円の内数(平成24年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・基幹的広域防災拠点の整備・運用、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震補強、緑地等オープンスペースの確保

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成24年度の実績値は2,700万人となり、当初に設定した目標(平成24年度:約2,700万人)を達成することが出来た。また指標対象である残りの耐震強化岸壁についても全てが整備着手済みであり、昨年度見直した目標(平成28年度:約2,950万人)も達成できる見込み。よって「順調である」

(事務事業の実施状況)

- ・耐震強化岸壁の整備にあたっては、平成18年度から平成22年度までの5年間に耐震強化岸壁の整備を緊急に進めるために策定された「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」(平成18年3月)に基づき、計画的な整備の推進を図ってきたところ。
- ・平成24年度は「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」の見直しに向け、防災拠点の「基本仕様」「整備の考え方」「配置の考え方」などについて東日本大震災から得られた教訓を元に整理し直した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度実績では、当初に設定した目標を達成し、さらに現在の整備状況から、昨年度見直した目標も達成できる見込みである。以上を勘案し、A-2と評価する。
- ・東日本大震災の被災地域における耐震強化岸壁(八戸港、釜石港、仙台塩釜港、茨城港)は、緊急物資輸送のみならず、飼料、石炭といった通常の貨物輸送にも利用された。このことから耐震強化岸壁の整備は、被災地の生活再建、産業の復旧・復興にも大きな役割を果たす重要な施策である。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」見直しの継続

(平成26年度以降)

- ・新たな「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」の策定

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局海岸・防災課(課長 守屋 正平)

関係課：港湾局計画課(課長 菊地 身智雄)

業績指標 108

日本発着コンテナ貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率

評 価	
N-2	目標値：5%（平成27年） 実績値：— 初期値：10%（平成20年）

(指標の定義)

- 日本発着のコンテナ貨物のうち釜山港等東アジア主要港で積み替えられて諸外国へまたは諸外国から輸送される貨物の率。

(目標設定の考え方・根拠)

- 国際コンテナ戦略港湾政策では、我が国における基幹航路の維持・強化のため、民の視点による港湾経営を実施し、港湾コストの低減等荷物集約のための対策を実施する（注1）。
- 具体的な指標として、平成27年に当該トランシップ率を、現行の半分に縮減することを目指している（注2）。これから、平成27年の目標を現行の半分の5%とする。

注1：新成長戦略（平成22年6月） 別表111-②

注2：国土交通省成長戦略（平成22年5月） 1-1-1)

(外部要因)

- 輸出入貨物量に影響する景気動向・為替変動・世界情勢の変化
- 釜山港等東アジア主要港の港湾施策

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

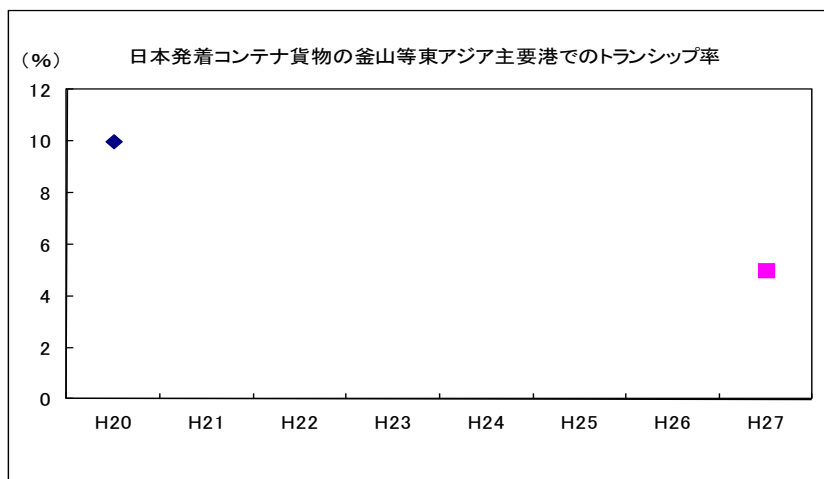
【施政方針】

該当なし

【閣議決定】

- 新成長戦略（平成22年6月18日）
ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させることを目標とし、例えば、その流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。具体的には、羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。（第3章（3））
- 日本再生戦略（平成24年7月31日）
「選択と集中」の考え方に基づき、首都圏空港等・国際戦略港湾の機能拡充・強化や大都市圏拠点空港へのアクセス改善、大都市圏の環状道路の整備や渋滞ボトルネック対策、高速道路等と拠点空港・港湾・鉄道駅とのアクセス向上、大都市間の交通ネットワークの多重化など、真に必要なインフラの重点的な確保を図る。（IV.2（2）③）
- 【閣決（重点）】**
- 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」
- 【その他】**
- 国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

過去の実績値					(暦年)
H20	H21	H22	H23	H24	H24
10%	—	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 国際コンテナ戦略港湾（阪神港、京浜港）の機能強化
国際コンテナ戦略港湾（阪神港、京浜港）において、ハブ機能を強化するためのインフラ整備、フィーダー網の強化による貨物集約、「民」の視点による戦略的港湾運営の実現など、国家戦略として様々な施策を総動員し、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大することにより、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を世界各地との間で低コスト、スピーディかつ多頻度で確実に輸送できるネットワークを構築する。これにより、民間投資を喚起することで、我が国経済の国際競争力の強化を図る。
予算額 港湾整備事業費等 2,490億円の内数（平成24年度）
- 港湾運営会社が取得した上物施設に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
国際戦略港湾又は一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定のコンテナ埠頭における上物施設に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下のとおりとする特例措置
 - ①国際コンテナ戦略港湾 課税標準 1/2（取得後10年間）
 - ②一定の要件を満たす国際拠点港湾 課税標準 2/3（取得後10年間）減収額 0億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・本指標の実績値は、5年に1度実施される「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」の集計結果より算出されるが、次回調査の結果は平成25年度末に得られるため、平成24年度時点では実績値の判断はできない。しかし、国際コンテナ戦略港湾政策として、アジアと北米・欧州等を結ぶ基幹航路のコンテナ船の我が国への寄港の維持・拡大のため、国際コンテナ戦略港湾（阪神港及び京浜港）において、釜山港等アジア諸港に比肩しうる仕様（水深・広さ）を有する高規格コンテナターミナルの整備、フィーダー輸送網強化による広域からの貨物集約、港湾運営会社による「民」の視点での港湾運営の効率化等といった、ハード・ソフト一体となった施策を国家戦略として集中して実施してきており、国際コンテナ戦略港湾への貨物集約のための環境整備を着実に実行してきていると判断できる。

（事務事業の実施状況）

- ・国際コンテナ戦略港湾における総合的な対策
国際コンテナ戦略港湾政策として、当該年度までに、水深16m以上の岸壁を有するコンテナターミナルの整備の着実な推進、神戸港・大阪港・横浜港3港における特例港湾運営会社の指定、国際コンテナ戦略港湾へのフィーダー機能の抜本的な強化に資する内航航路や鉄道路線の新規立ち上げの支援などを実施してきており、国際コンテナ戦略港湾への貨物集約のための環境整備を着実に実行してきている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・本指標の実績値は、5年に1度実施される「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」の集計結果より算出されるが、次回調査の結果は平成25年度末に得られるため、平成24年度時点では実績値の判断はできない。しかし、国際コンテナ戦略港湾政策として当該年度までに、水深16m以上の岸壁を有するコンテナターミナルの整備の着実な推進、神戸港・大阪港・横浜港3港における港湾運営会社の指定、国際コンテナ戦略港湾へのフィーダー機能の抜本的な強化に資する内航航路や鉄道路線の新規立ち上げの支援などを実施してきており、国際コンテナ戦略港湾への貨物集約の環境整備を着実に実行してきている。今後も引き続き、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を集中することで、目標達成を目指すものとし、N-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

国際コンテナ戦略港湾の更なる機能強化のため、新たな貨物集約策等の支援施策を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾経済課（課長 河原畑 徹）

関係課：計画課（課長 菊地 身智雄）

関連指標関9

国際コンテナターミナルの出入管理情報システムの使用に必要なPSカード（Port Security カード）の普及率

実績値等

目標値：95%（平成28年度）
 実績値：79%（平成24年度）
 初期値：65%（平成23年度）

（指標の定義）

出入管理情報システムを導入している国際コンテナターミナルを利用するトラックドライバーのうちPSカードを所持している者の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

PSカード（Port Securityカード）による物流効率化が最大限発揮されるために必要な普及率として95%を目標値として設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

港湾管理者、ターミナル運営者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

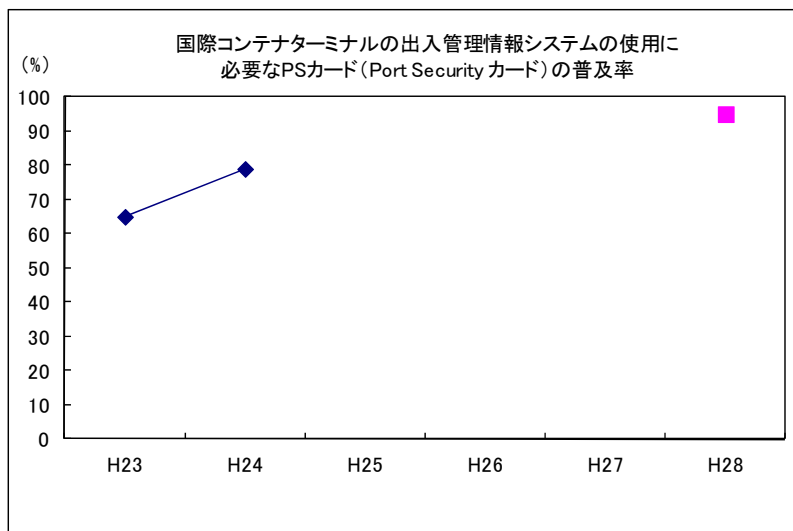
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	65%	79%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

ICTを活用した港湾物流の高度化・効率化の推進 (◎)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

順調である

(事務事業の実施状況)

PSカードの普及に向けた取組を推進した。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局 海岸・防災課 危機管理室

関連指標 10

国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流システムと相互連携している港湾数

実績値等

目標値：5港（平成28年度）
 実績値：2港（平成24年度）
 初期値：0港（平成23年度）

（指標の定義）

国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流システムと相互連携している港湾数。

（目標設定の考え方・根拠）

北東アジアにおける物流サービスの能力と効率性を向上させることを目的としたNEAL-NET（北東アジア物流情報サービスネットワーク）の枠組みにおいて、日中韓3国間で港湾物流システムを連携することとしている。

平成28年度までに国際コンテナ戦略港湾の各港における港湾物流情報システムを中韓主要港のシステムと相互連携させることとして目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

中国及び韓国政府、並びに国際コンテナ戦略港湾の港湾管理者

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・国土交通省技術基本計画（平成24年12月策定）

国際海上コンテナ貨物の位置情報の可視化により、物流業務が効率化され、国際競争力の強化に寄与することが期待されるが、現状では港湾に係る国際貨物の位置情報把握のための情報システムは構築されていない。

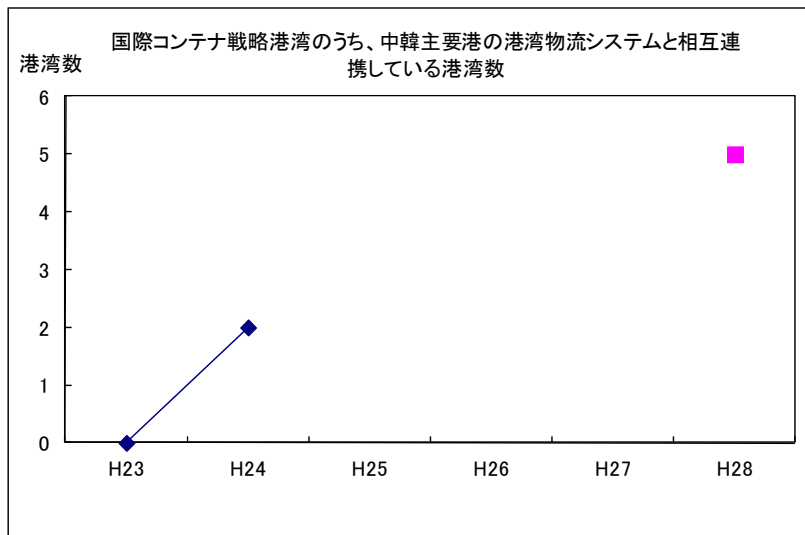
このため、平成24年度に北東アジア物流情報サービスネットワーク（NEAL-NET）の枠組みの下、国内貨物の位置情報データベースを有するコンテナ物流情報サービス（Colins）を海外の港湾物流情報データベースと接続することにより、日中韓での港湾物流情報のネットワークを構築し、我が国産業の国際競争力の向上を図る。

（別添資料（2）持③）

- ・新たな情報通信技術戦略 行程表（平成24年7月4日改訂）

中国・上海羅徑港と連携し、船舶動静情報やコンテナ動静情報について、荷主・物流事業者間でコンテナ物流情報サービス（Colins）を利用し情報共有を図るため、中国・上海とのシステム接続調査を実施。日中韓3国において船舶動静情報に関する共同調査を実施し、国際標準技術の動向や各国の港湾物流情報システムの特性等を踏まえ、船舶動静情報に関する標準インターフェースを開発。（3.（5）ii）

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	
			0港	2港	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築

- ・日中韓3国間におけるコンテナ動静情報共有のためのシステム改修等を行うもの

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

目標値は平成28年度に5港のところ、最新の実績値(平成24年度)は2港である。

(事務事業の実施状況)

平成24年度に東京・横浜、寧波(中国)及び釜山(韓国)を対象に、コンテナ船の離着岸日時の情報について、各国のシステム間で接続試験を実施した。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 港湾経済課(河原畑 徹)

業績指標 109
訪日外国人旅行者数

評価

B-1	目標値：1,800万人（平成28年） 実績値：837万人（平成24年） 初期値：622万人（平成23年）
-----	--

（指標の定義）

国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）

平成23年の実績値（622万人）をベースに、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）で掲げられた「訪日外国人を2020年までに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす」の達成を目指す場合、平成28年（2016年）までに1,800万人の達成が中間的な目標となる。なお、当目標は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国に関する目標」として定められている。

<参考>アジアにおける外国人旅行受入数の国際比較（平成23年）

- 1位 中国（6,233万人）
- 2位 マレーシア（2,471万人）
- 3位 香港（2,231万人）
- 4位 タイ（1,910万人）
- 5位 マカオ（1,292万人）
- 10位 日本（622万人）

（外部要因）

景気動向、為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）

（独）国際観光振興機構

外務省・法務省・経済産業省等の関係省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）

旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】

- ・第180国会における施政方針演説（平成24年1月24日）「国交正常化四十周年の機を捉え、人的交流や観光促進を手始めに、様々なレベルでの対話や交流を通じて、互惠関係を深化させていきます。」

【閣議決定】

- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「Ⅰ 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日）「Ⅲ. 4 観光立国・地域活性化戦略」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4.（1）. ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
- ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）「Ⅱ. 3. 日本企業の海外展開支援等」「Ⅲ. 2. 地域の特色を生かした地域活性化」に記載あり

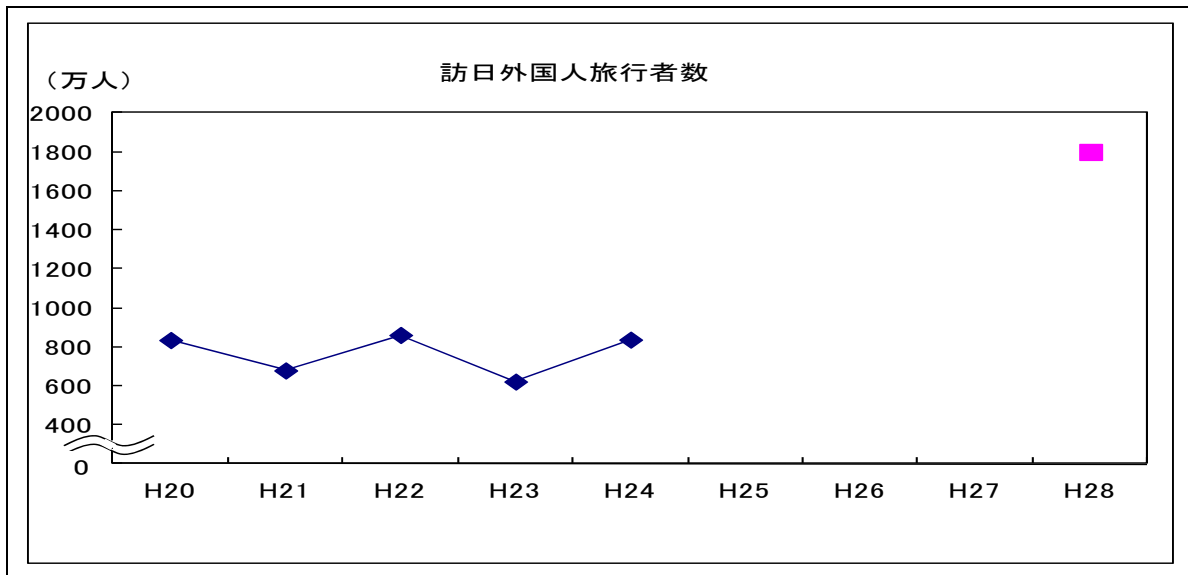
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省観光立国推進本部の設置（平成25年1月29日）
- ・観光立国推進閣僚会議の開催（平成25年3月26日）

過去の実績値					(暦年)
H20	H21	H22	H23	H24	
835万人	679万人	861万人	622万人	837万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

一刻も早い訪日需要の回復のため、徹底した風評被害対策に加え、在外公館や民間企業との連携、IMF・世銀総会等の日本開催国際会議やインドネシアやベトナムとのオープンスカイといった特別な機会の活用、ビジネス需要としてのMICE誘致等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業を展開する。

予算額 4,927百万円（平成24年度）

②訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

受入環境の改善を継続的に行うため、各地域が受入環境を自己評価する仕組みの構築、受入を担う戦略拠点・地方拠点の整備、受入を担う人材の育成等を行い、受入環境の整備・充実を総合的に推進。

予算額 854百万円（平成24年度）

③MICEの開催・誘致の推進

我が国における国際会議の開催件数を2016年に1,111件とすることを目指し、海外プロモーション事業、誘致段階の支援事業、基盤整備事業等を通してMICE誘致・開催を推進。

④世界観光機関（UNWTO）拠出金

予算額 23百万円（平成24年度）

⑤世界観光機関（UNWTO）分担金

予算額 36百万円（平成24年度）

⑥独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。

予算額 1,884百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年の訪日外国人旅行者数は837万人となった。過去最高を記録した平成22年の861万人に次ぐ第2位となり、市場全体としては震災等の影響からは回復した。（平成23年622万人⇒平成24年837万人）

（事務事業の実施状況）

①訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

・一刻も早い訪日旅行需要の回復のため、正確で海外消費者の目線に立った情報の発信、記者招請や共同広告などを通じた海外メディアや旅行会社などへの働きかけの強化、海外主要5市場での訪日促進の集中プロモーション、23市場において44件の在外公館との連携事業、市場横断的に13件の民間企業との連携事業を実施したほか、IMF・世銀総会等の日本開催国際会議やインドネシアやベトナムとのオープンスカイといった特別な機会の活用等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業を展開した。

②訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

・既に多数外国人旅行者が訪れている地域を戦略拠点、外国人旅行者の訪問の増加が見込まれる地域を地方拠

点として合計35地域を公募・選定し、地域の受入環境整備水準の把握・評価を行い、先進的・モデル的な事業を実施し、地域での自立的な受入環境の整備及び他地域への普及を図った。また、日本在住の留学生等を受入環境整備サポーターとして、戦略拠点・地方拠点など全国の観光地へ派遣することで、受入環境整備が遅れている部分を外国人の目線から明確にし、外国人旅行者の増加に向けた改善策の提案や情報発信をしてもらうことで受入環境整備を促進するとともに、SNSを活用した海外への情報発信といった副次的効果も得られた。

- ・訪日外国人旅行者に質の高い通訳案内サービスを提供する「通訳案内士」を始めとした通訳ガイドの充実に取り組んでいる。通訳案内士試験の外国語筆記試験への一部マークシート方式導入のほか、筆記試験の免除が受けられる制度を拡充し、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、日本歴史及び一般常識で免除対象を追加するなど、受験者の利便を向上し通訳案内士の供給拡大につながる措置を講じた。さらに、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とする特例措置を規定した「総合特別区域法」に基づく総合特別区域として、(大阪府)泉佐野市、和歌山県、札幌市及び(島根県)益田地区が認定された。そのほか、同様の特例措置を規定した沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄特例通訳案内士育成等事業計画」が認定された。また、専門性の高い通訳案内士育成に向けた通訳案内士専門研修等、通訳ガイドを担う人材の育成に関する事業を実施した。

③医療観光の推進

- ・日本の医療観光を具体的に推進するプラットフォームとして医療観光プロモーション推進連絡会を運営し、先進的・モデル的プロジェクトチームの調査、民間による自主的な規範の策定等、医療観光に実際に取り組むための基盤づくりを支援した。また、訪日外国人消費動向調査の結果を踏まえて訪日外国人患者等の現状と希望について調査することで今後の医療観光推進に向けた新しい可能性を調査した。あわせて、海外の医療観光博への出展等による海外プロモーションを実施した。

④MICEの開催・誘致の推進

- ・日本のMICE分野の競争力の抜本的な強化を図るための具体的方策につき、MICE国際競争力強化委員会にて検討を行った。
- ・MICEの誘致・開催に向け、MICE専門見本市への出展等の海外向けプロモーションの推進を行った。(その他の取組：メディアを活用した広告宣伝、ガイドブックの作成等)
- ・MICE人材育成や取組体制強化のため、国内MICE関係者を対象に講演会等を各地域で実施した。

⑤世界観光機関(UNWTO)拠出金、⑤世界観光機関(UNWTO)分担金

- ・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関(UNWTO)事務局(スペイン・マドリッド)に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は、徹底した風評被害対策に加え、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業の効果により、東日本大震災の影響等から大幅に回復し、対前年比34.6%増の837万人と史上2番目の水準を達成したが、目標とした900万人の達成には至っておらず、施策の改善を図る必要があることから、B-1と評価した。(平成23年622万人⇒平成24年837万人)
- ・今後は、外的要因(震災や外交関係等)の影響を受けにくい訪日外客構造への転換及びオールジャパン体制のさらなる強化等による効果的な訪日プロモーションの実施により、訪日外国人旅行者数の確実な増加を図り、さらなる訪日促進につなげていく必要がある。
- ・また、増加するリピーター客や個人旅行者への対策等、訪日外国人旅行者の受入環境の整備・充実の更なる推進を図る。

平成25年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成25年度)

- ・訪日個人旅行の促進、国際会議等のMICE誘致・開催の推進、送客元の多様化により、外的要因(震災や外交関係等)の影響を受けにくい訪日外客構造への転換を図るとともに、関係省庁、地方自治体、民間企業と連携したオールジャパンによる訪日促進や震災で傷ついたイメージの改善と競合国と差別化された訪日ブランドの強化等により、安定的で着実な訪日外国人旅行者数の増加に取り組む。
- ・「日・ASEAN友好協力40周年」を契機に、東南アジア市場での本格的な訪日プロモーションを展開し、韓国、中国等の5大市場に並ぶ主要市場へ育成する。
- ・国際的な誘致競争に打ち勝つため、誘致ポテンシャルが高い都市を対象に、アドバイザー派遣やマーケティング戦略の実施支援等のマーケティング戦略の高度化のための取組を実施し、グローバルレベルのMICE都市を育成する。また、MICE専門見本市への出展やメディアを活用した認知度向上等、国としてあらゆる機会、手段、ネットワークを総動員しつつ、新たな誘致案件の掘り起こしに取り組む。
- ・全国で12地域程度の戦略拠点及び地方拠点の整備・自治体等の自主的な受入環境整備の支援を実施することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して、快適に、移動・滞在・観光することができる環境を実現する。
- ・日本の医療観光を具体的に推進するプラットフォームとして、医療観光プロモーション推進連絡会をより活性化し、民間主導での発展を強化する。あわせて、海外の医療観光博への出展等による海外プロモーション活動を実施する。
- ・中国をはじめとするアジア圏からの訪日外国人旅行者の増加に応じた通訳案内サービスの供給拡大に向けて、通訳案内士制度が抱える課題の抽出を行うとともに解決策について検討する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 河野 春彦）

関係課：観光庁参事官（参事官 高見 牧人）

観光庁国際観光政策課（課長 柏木 隆久）

観光庁国際交流推進課（課長 亀山 秀一）

観光庁観光資源課（課長 新垣 慶太）

総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 光成 政和）

業績指標 110

国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数

評価

B-1	目標値： 2.5泊（平成28年） 実績値：2.08泊（平成23年） 初期値：2.12泊（平成22年）
-----	--

（指標の定義）

観光を目的とする国内宿泊旅行の国民一人の平均年間宿泊数

（目標設定の考え方・根拠）

日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数について、減少傾向を食い止め、魅力ある旅行商品の提供や魅力ある観光地域づくりなどの施策を講じることにより、H18年（2006年）～H22年（2010年）の5年間の実績（平均約2.42泊）程度に戻す。なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

（外部要因）

経済・社会動向（景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等）

（他の関係主体）

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

農林水産省・環境省等の関係省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第174国会における施政方針演説（平成22年1月29日）「アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」
- ・第180国会における施政方針演説（平成24年1月24日）「国交正常化四十周年の機を捉え、人的交流や観光促進を手始めに、様々なレベルでの対話や交流を通じて、互惠関係を深化させていきます。」

【閣議決定】

- ・新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日）「Ⅲ. 1. (2)」に記載あり
- ・円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日）「Ⅱ. 4. (1)」に記載あり
- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「Ⅰ 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日）「Ⅲ. 4 観光立国・地域活性化戦略」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4. (1). ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
- ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）「Ⅱ. 3. 日本企業の海外展開支援等」「Ⅲ. 2. 地域の特色を生かした地域活性化」に記載あり

【閣決（重点）】

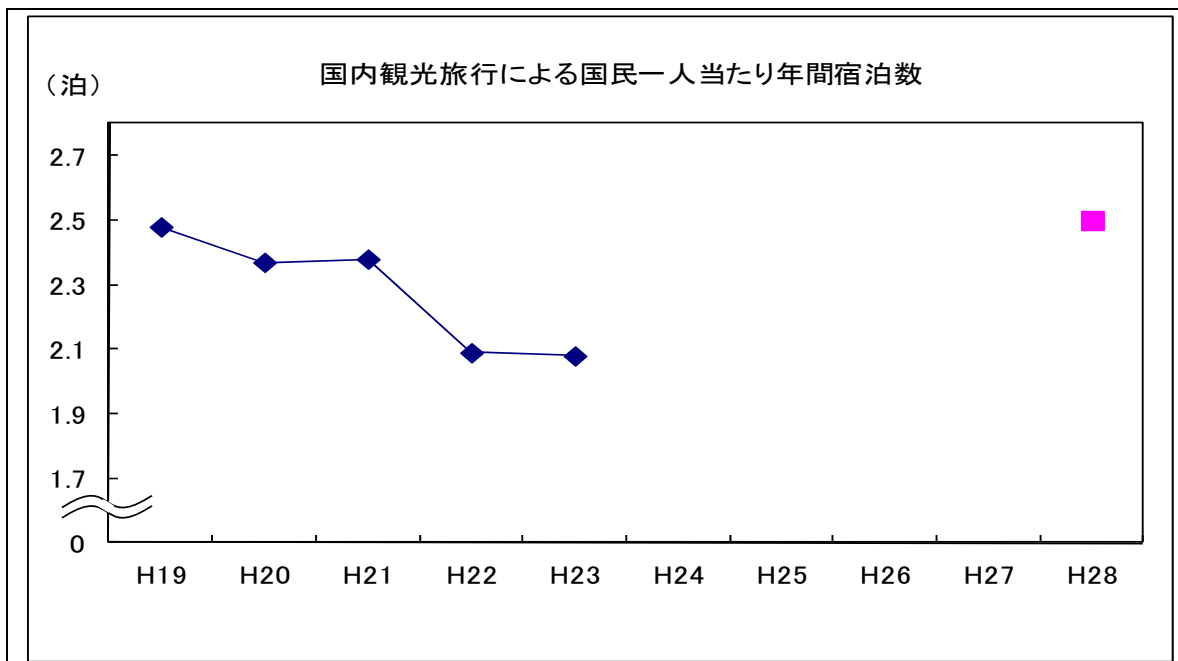
なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり
- ・国土交通省観光立国推進本部の設置（平成25年1月29日）
- ・観光立国推進閣僚会議の開催（平成25年3月26日）

過去の実績値				(暦年)
H20	H21	H22	H23	H24
2.37泊	2.38泊	2.09泊 (2.12泊)	2.08泊 (2.10泊)	集計中

※H22年及びH23年実績値は推計方法の見直しにより再推計したもの。



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①観光地域づくりプラットフォーム支援事業

交流人口の拡大による地域の活性化を目的として、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞在交流型観光を促進するため、地域の幅広い関係者が参加して、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、滞在交流型観光の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援する。

予算額 246百万円 (平成24年度)

②観光中核人材育成事業

地域において講座・研修プログラムを展開し、観光地域づくり人材育成ガイドラインや人材育成手法を普及することにより、地域の自立的な人材育成を促進するための仕組みづくりと観光地域づくりの担い手となる人材の育成を図る。

予算額 124百万円 (平成24年度)

③産学官連携を通じた観光分野の人材育成事業

大学教育のあり方を議論する「観光教育に関する学長・学部長等会議」の開催や、観光産業に対する理解の促進と就業意識の醸成のためのインターンシップモデル事業の実施などを通じて、観光産業を支える人材の育成を図る。また、企業経営者や学識経験者等による「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催する。

予算額 15百万円 (平成24年度)

④地域における家族の時間づくり促進事業

各地域の協力のもと、大人(企業)と子ども(学校)の休みのマッチングを行う実証事業を行うことで、「家族の時間」がもたらす教育的・社会的効果を明らかにするとともに、取り組み課題とその改善方策の検証を行い、同様の取組実施を広く働きかける事業を実施する。

予算額 30百万円 (平成24年度)

⑤沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除(観光振興地域における投資税額控除)(法人税、法人住民税、事業税、事業税(外形))

沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の15%の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の8%の税額控除の特例措置を講じる。

減収見込み額 2.6百万円 (平成24年度)

⑥広域観光促進基礎調査事業

広域的な滞在型観光地づくりに向けた各地域の取組みの効果的な推進を図るため、観光地づくりにおける先進的な取組みのための観光資源の掘り起こし・磨き上げ等に係る事業の支援、旅行商品についての品質向上策の策定等を行う。

予算額 88百万円 (平成24年度)

⑦国内旅行活性化のための環境整備事業

国内旅行促進のための環境整備として休暇取得と外出/旅行促進運動(「ポジティブ・オフ」運動)の取組を行う。

予算額 50百万円 (平成24年度)

⑧広域連携観光復興対策事業(東北観光博)

東北地域への旅行需要の回復と新たな観光地づくりのモデル構築を図るため、東北地域全体を観光の博覧会場と見立て、地域や民間の様々な取組を連携させるとともに統一的な情報発信等を行う。

予算額 250百万円（平成24年度）

⑨顧客満足型旅行商品推進事業

各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、平成23年度の実態調査を踏まえ、各地域における課題やその解決策を整理し、顧客満足度の高い旅行商品の品質向上策をとりまとめる。

予算額 22百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年においては2.08泊と、前年比でほぼ横ばいとなっている。

(事務事業の実施状況)

①観光地域づくりプラットフォーム支援事業

・観光地域づくりプラットフォーム支援事業の設立準備段階3地域、運営初期段階20地域を採択し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。

②観光人材中核人材育成事業

・観光地域づくりに関する地域の自立的な人材育成を促進するため、地域の状況に応じた人材育成手法等の策定・試行を行った成果を踏まえ、観光地域づくりマネージャーの育成に係る取組みの立案・実施の手引きとして活用可能な「観光地域づくり人材育成実践ハンドブック（案）」を取りまとめ、その全国的な普及・展開等に向けた検討を進めた。

③産学官連携を通じた観光分野の人材育成事業

・「観光教育に関する学長・学部長等会議」の開催や、インターンシップモデル事業の実施により、産学官連携を通じて、産業界のニーズを踏まえた経営マネジメント人材の育成に関する取組の推進並びに社会人教育及び高等教育機関での観光に関する教育の充実を図るための取組を実施した。また、「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催するなど、観光産業の今後についての議論を通じて社会の関心を高める取組を行った。

④広域観光促進基礎調査事業

・旅行者のニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、新たなモデルの構築につながる先進的取組に対して支援を実施している。平成24年度は、旅行者の自由で手軽な移動手段となっているレンタサイクルのサービス向上及び運営維持方策の仕組みを構築するため、利用者の回遊によって利益を受ける店舗から、その一部をレンタサイクル事業へ還元する方法について実証実験を行う取組等に対して支援を行い、その普及・展開等に向けた検討を進めた。

⑤地域における家族の時間づくり促進事業

・地域における家族の時間づくり促進実証事業（家族の時間づくりプロジェクト）を15の地域において実施し、実施地域の内10地域の家庭（保護者）を対象にしたアンケートを集計した結果、「よかった」とする回答は36.8%であり、「よくなかった」と回答した19.1%を上回る結果となった（「どちらともいえない」は40.8%）。

⑥国内旅行活性化のための環境整備事業

・国内旅行促進のための環境整備として休暇取得と外出／旅行促進運動（「ポジティブ・オフ」運動）の取組を行い、企業への直接訪問、商工団体と連携した各地方における企業への働きかけ、企業に運動を浸透させるためのイベント出展や賛同企業同士の意見交換会を実施し、126の企業、団体の「ポジティブ・オフ」運動への賛同につなげた。

また、Facebookページの運営や政府公報の活用などにより広く国民に対して周知を行った。これまでの活動を踏まえ「ポジティブ・オフ」運動の更なる発展に向けた検討をするために有識者会議を開催した。

⑦広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

・東北地域への送客強化とともに、観光地域30箇所の「ゾーン」を核とし、地域に精通した「地域観光案内人」の配置、地域観光案内人が来訪者もてなす「旅のサロン」の設置、地域独自の滞在コンテンツの提供、地域と来訪者の交流を促進する「東北パスポート」の発給、旬な観光情報を一元的に提供する「ポータルサイト」の運用等を行い、旅行需要の喚起や新しい観光スタイルの実現を図った。

⑧顧客満足型旅行商品推進事業

・ニューツーリズムを推進するため、地域の特色ある観光資源を活用した旅行商品の実態を踏まえ、旅行商品の顧客満足度を高めるための品質向上策をとりまとめた。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は低調であり、目標達成に向けた成果を示しておらず、施策の改善を図る必要があることからB-1と評価した。要因としては、東日本大震災の影響をはじめ、趣味・レジャーの多様化による旅行の魅力の相対的な低下による減少、団塊の世代の退職に伴う余暇活動の伸び悩み、年次有給休暇取得率が微増にとどまったこと等が一因と考えられる。目標の達成に向け、今後は以下の視点に基づき、施策の改善を図っていく。

・休暇取得の促進にむけた「家族の時間づくりプロジェクト」のさらなる事業実施地域の拡大に向け、運輸局等とも協力し取組を実施する。

平成25年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成25年度)

- ・国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組みを支援する。
- ・観光地域づくりに取り組む地域における課題や改善点などの明確化を図るため、観光地域に係る客観的な評価体系を構築し、恒常的な評価を実施することを通じて戦略的な観光地域づくりを促進する。
- ・旅行者ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、先進的取組等に対して支援を行うことにより、地域における課題解決手法のモデルを構築するとともに、このような知識やスキルを持続的に蓄積・活用していくため、観光地域づくりの体制強化に向けた取組みを支援し、それぞれの地域における自立的かつ持続的な滞在交流型観光の推進を図る。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：観光庁総務課(課長 河野 春彦)

関係課：観光庁参事官(参事官 内田 浩行)

観光庁観光産業課(課長 寺田 吉道)

観光庁観光地域振興課(課長 七條 牧生)

観光庁観光資源課(課長 新垣 慶太)

総合政策局事業総括調整官(事業総括調整官 光成 政和)

業績指標 111
日本人海外旅行者数

評価

A-2	目標値：2,000万人（平成28年） 実績値：1,849万人（平成24年） 初期値：1,699万人（平成23年）
-----	--

（指標の定義）

日本国内から海外へ出国した日本人数

（目標設定の考え方・根拠）

国際観光の拡大・充実を図り、観光立国を推進するためには、日本人の海外旅行者数の増加を目指す必要がある。これに関して、JATA（日本旅行業協会）では、日本人海外旅行者数、年間2,000万人の達成を目標としてビジット・ワールドキャンペーン（VWC）の取組を進めており、国としても、こうした取組を支援し、国際観光の拡大・充実を図る観点から、観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）でも、平成28年までに年間2,000万人を達成することを目標として定めたところである。

（外部要因）

景気動向、為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

文部科学省・厚生労働省等の関係省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第180国会における施政方針演説（平成24年1月24日）「国交正常化四十周年の機を捉え、人的交流や観光促進を手始めに、様々なレベルでの対話や交流を通じて、互恵関係を深化させていきます。」

【閣議決定】

- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「Ⅰ 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日）「Ⅲ. 4 観光立国・地域活性化戦略」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4.（1）. ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
- ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）「Ⅱ. 3. 日本企業の海外展開支援等」「Ⅲ. 2. 地域の特色を生かした地域活性化」に記載あり

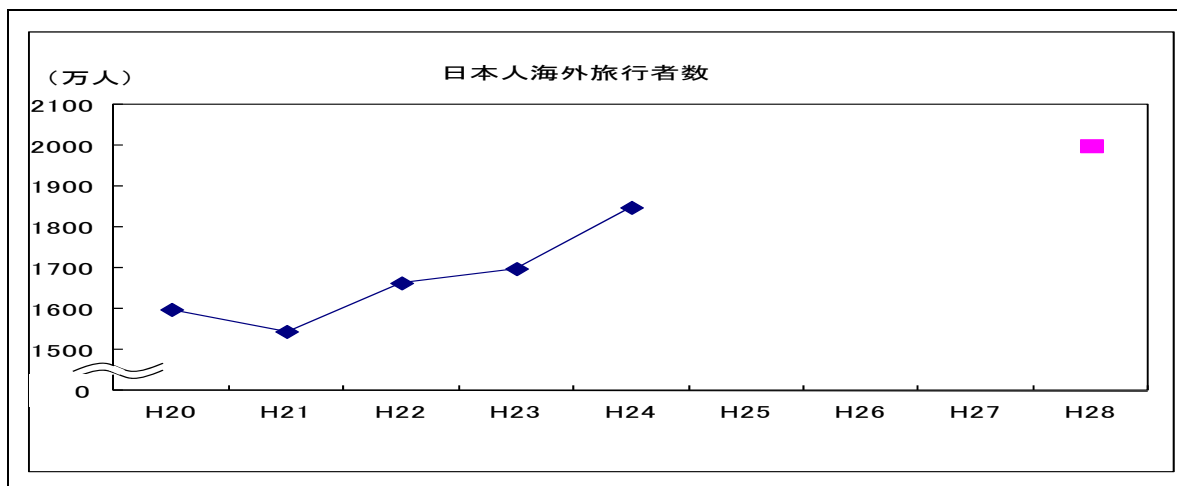
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省観光立国推進本部の設置（平成25年1月29日）
- ・観光立国推進閣僚会議の開催（平成25年3月26日）

過去の実績値					(暦年)
H20	H21	H22	H23	H24	H24
1,599万人	1,545万人	1,664万人	1,699万人	1,849万人	1,849万人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金
予算額 85百万円（平成24年度）
- ②世界観光機関（UNWTO）拠出金
予算額 23百万円（平成24年度）
- ③世界観光機関（UNWTO）分担金
予算額 36百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年の海外旅行者数は、対前年度比で約150万人（8.8%）の増加となる、過去最高の約1,849万人を記録した。

（事務事業の実施状況）

- ① ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金
 - ・ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定に基づき拠出を行った。本センターは日本国とASEAN構成国との間の観光客数の増加に向けた様々な事業を実施した。
- ②世界観光機関（UNWTO）拠出金、⑤世界観光機関（UNWTO）分担金
 - ・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関（UNWTO）事務局（スペイン・マドリッド）に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は対前年比8.8%増となり、このままのペースでの増加が見込まれる場合、目標年である平成28年度までに目標としている2,000万人に到達すると思われることから、A-2とする。今後も外部要因により、実績値が変動する可能性はあるものの、引き続き、イベント・周年事業等を活用した海外旅行プロモーション、海外危険情報の発信等海外旅行の安全、安心の確保と質の向上等の取り組みを図っていく。

平成25年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成25年度）

関係団体が中心となって実施している日本人の海外旅行需要の喚起に向けた取組への協力や、周年事業等を活用しながら、官民一体となった取組を推進し、日本人の海外旅行の促進を図る。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 河野 春彦）
関係課：観光庁参事官（参事官 高見 牧人）
観光庁観光産業課（課長 寺田 吉道）
観光庁国際交流推進課（課長 亀山 秀一）
総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 光成 政和）

業績指標 112

国内における観光旅行消費額

評価

B-1

目標値：30兆円（平成28年）
実績値：22.4兆円（平成23年）
初期値：25.3兆円（平成21年）

（指標の定義）

国民の国内観光旅行消費額、訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額の総計

（目標設定の考え方・根拠）

平成16年から平成21年の実績に回帰したトレンドで消費額が伸びていくと仮定し、さらに2016年までに訪日外国人旅行者数1,800万人、日本人海外旅行者数2,000万人、国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数2.5泊を達成することによる消費額の上乗せ需要を仮定した場合に、概ね達成できると見込まれる30兆円を目標とする。

なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

（外部要因）

経済・社会動向（景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等）

（他の関係主体）

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

外務省・法務省・経済産業等の関係省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第174国会における施政方針演説（平成22年1月29日）「アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」
- ・第180国会における施政方針演説（平成24年1月24日）「国交正常化四十周年の機を捉え、人的交流や観光促進を手始めに、様々なレベルでの対話や交流を通じて、互恵関係を深化させていきます。」

【閣議決定】

- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3」に記載あり等
- ・新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日）「2.（4）」に記載あり
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）「第3章（4）」及び「IV 12.」に記載あり
- ・新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日）「III. 1.（2）」に記載あり
- ・円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日）「II. 4.（1）」に記載あり
- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「I 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日）「III. 4 観光立国・地域活性化戦略」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4.（1）. ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
- ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）「II. 3. 日本企業の海外展開支援等」「III. 2. 地域の特色を生かした地域活性化」に記載あり

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月）「第3章」に記載あり

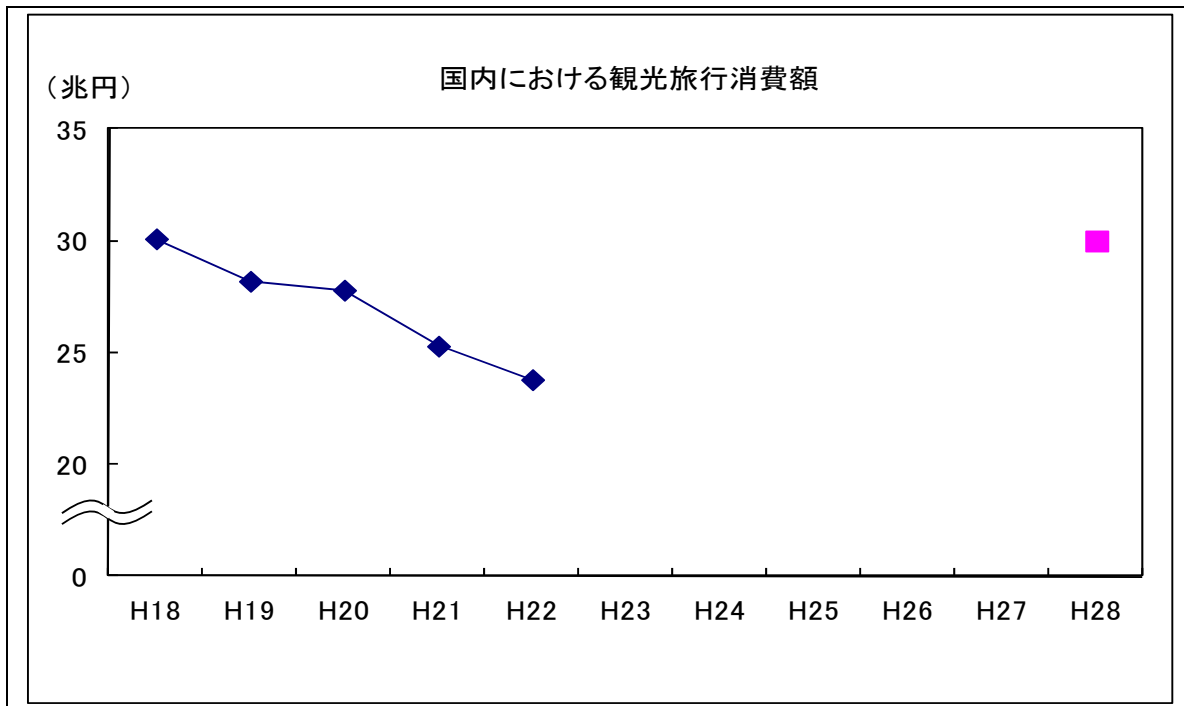
【その他】

- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に記載あり
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）「2. 観光分野」に記載あり
- ・国土交通省観光立国推進本部の設置（平成25年1月29日）
- ・観光立国推進閣僚会議の開催（平成25年3月26日）

過去の実績値				(暦年)
H19	H20	H21	H22	H23
28.2兆円 (28.3兆円)	27.8兆円 (28.1兆円)	25.3兆円 (25.5兆円)	23.4兆円 (23.8兆円)	22.4兆円

※H16年～H21年実績値はSNA（国民経済計算）に基づいて算出しているが、SNAの5年に1回の過去に遡及しての基準改定が行われたため、再推計したもの。

※H22年実績値は推計方法の見直しにより再推計したもの



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①観光地域づくりプラットフォーム支援事業

交流人口の拡大による地域の活性化を目的として、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞在交流型観光を促進するため、地域の幅広い関係者が参加して、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、滞在交流型観光の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援する。

予算額 246百万円（平成24年度）

②観光中核人材育成事業

地域において講座・研修プログラムを展開し、観光地域づくり人材育成ガイドラインや人材育成手法を普及することにより、地域の自立的な人材育成を促進するための仕組みづくりと観光地域づくりの担い手となる人材の育成を図る。

予算額 124百万円（平成24年度）

③産学官連携を通じた観光分野の人材育成事業

大学教育のあり方を議論する「観光教育に関する学長・学部長等会議」の開催や、観光産業に対する理解の促進と就業意識の醸成のためのインターンシップモデル事業の実施などを通じて、観光産業を支える人材の育成を図る。また、企業経営者や学識経験者等による「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催する。

予算額 15百万円（平成24年度）

④訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

一刻も早い訪日需要の回復のため、徹底した風評被害対策に加え、在外公館や民間企業との連携、IMF・世銀総会等の日本開催国際会議やインドネシアやベトナムとのオープンスカイといった特別な機会の活用、ビジネス需要としてのMICE誘致等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業を展開する。

予算額 4,927百万円（平成24年度）

⑤訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

受入環境の改善を継続的に行うため、各地域が受入環境を自己評価する仕組みの構築、受入を担う戦略拠点・地方拠点の整備、受入を担う人材の育成等を行い、受入環境の整備・充実を総合的に推進。

予算額 854百万円（平成24年度）

⑥MICEの開催・誘致の推進

我が国における国際会議の開催件数を2016年に1,111件とすることを目指し、海外プロモーション事業、誘致段階の支援事業、基盤整備事業等を通してMICE誘致・開催を推進。

⑦地域における家族の時間づくり促進事業

・各地域の協力のもと、大人（企業）と子ども（学校）の休みのマッチングを行う実証事業を行うことで、「家族の時間」がもたらす教育的・社会的効果を明らかにするとともに、取り組み課題とその改善方策の検証を行い、同様の取組実施を広く働きかける事業を実施する。

予算額 30百万円（平成24年度）

⑧国内旅行活性化のための環境整備事業

・国内旅行促進のための環境整備として休暇取得と外出／旅行促進運動（「ポジティブ・オフ」運動）の取組を行う。

予算額 50百万円(平成24年度)

⑨世界観光機関(UNWTO)拠出金

予算額 23百万円(平成24年度)

⑩世界観光機関(UNWTO)分担金

予算額 36百万円(平成24年度)

⑪独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金

独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。

予算額 1,884百万円(平成24年度)

⑫ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金

予算額 85百万円(平成24年度)

⑬沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除(観光振興地域における投資税額控除)(法人税、法人住民税、事業税、事業税(外形))

沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の15%の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の8%の税額控除の特例措置を講じる。

減収見込み額 2554千円(平成24年度)

⑭広域観光促進基礎調査事業

広域的な滞在型観光地づくりに向けた各地域の取組みの効果的な推進を図るため、観光地づくりにおける先進的な取組みのための観光資源の掘り起こし・磨き上げ等に係る事業の支援、旅行商品についての品質向上策の策定等を行う。

予算額 88百万円(平成24年度)

⑮広域連携観光復興対策事業(東北観光博)

東北地域への旅行需要の回復と新たな観光地づくりのモデル構築を図るため、東北地域全体を観光の博覧会場と見立て、地域や民間の様々な取組を連携させるとともに統一的な情報発信等を行う。

予算額 250百万円(平成24年度)

⑯顧客満足型旅行商品推進事業

各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、平成23年度の実態調査を踏まえ、各地域における課題やその解決策を整理し、顧客満足度の高い旅行商品の品質向上策をとりまとめる。

予算額 22百万円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年においては22.4兆円と、前年比約4%の減少となっている。

(事務事業の実施状況)

①観光地域づくりプラットフォーム支援事業

・観光地域づくりプラットフォーム支援事業の設立準備段階3地域、運営初期段階20地域を採択し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。

②観光人材中核人材育成事業

・観光地域づくりに関する地域の自立的な人材育成を促進するため、地域の状況に応じた人材育成手法等の策定・試行を行った成果を踏まえ、観光地域づくりマネージャーの育成に係る取組みの立案・実施の手引きとして活用可能な「観光地域づくり人材育成実践ハンドブック(案)」を取りまとめ、その全国的な普及・展開等に向けた検討を進めた。

③産学官連携を通じた観光分野の人材育成事業

・「観光教育に関する学長・学部長等会議」の開催や、インターンシップモデル事業の実施により、産学官連携を通じて、産業界のニーズを踏まえた経営マネジメント人材の育成に関する取組の推進並びに社会人教育及び高等教育機関での観光に関する教育の充実を図るための取組を実施した。また、「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催するなど、観光産業の今後についての議論を通じて社会の関心を高める取組を行った。

④訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)

・一刻も早い訪日旅行需要の回復のため、正確で海外消費者の目線に立った情報の発信、記者招請や共同広告などを通じた海外メディアや旅行会社などへの働きかけの強化、海外主要5市場での訪日促進の集中プロモーション、23市場において44件の在外公館との連携事業、市場横断的に13件の民間企業との連携事業を実施したほか、IMF・世銀総会等の日本開催国際会議やインドネシアやベトナムとのオープンスカイといった特別な機会の活用等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業を展開した。

⑤訪日外国人旅行の受入環境整備事業

・既に多数外国人旅行者が訪れている地域を戦略拠点、外国人旅行者の訪問の増加が見込まれる地域を地方拠点として合計35地域を公募・選定し、地域の受入環境整備水準の把握・評価を行い、先進的・モデル的な

事業を実施し、地域での自立的な受入環境の整備及び他地域への普及を図った。また、日本在住の留学生等を受入環境整備サポーターとして、戦略拠点・地方拠点など全国の観光地へ派遣することで、受入環境整備が遅れている部分を外国人の目線から明確にし、外国人旅行者の増加に向けた改善策の提案や情報発信をしてもらうことで受入環境整備を促進するとともに、SNSを活用した海外への情報発信といった副次的効果も得られた。

- ・訪日外国人旅行者に質の高い通訳案内サービスを提供する「通訳案内士」を始めとした通訳ガイドの充実に取り組んでいる。通訳案内士試験の外国語筆記試験への一部マークシート方式導入のほか、筆記試験の免除が受けられる制度を拡充し、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、日本歴史及び一般常識で免除対象を追加するなど、受験者の利便を向上し通訳案内士の供給拡大につながる措置を講じた。さらに、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とする特例措置を規定した「総合特別区域法」に基づく総合特別区域として、(大阪府) 泉佐野市、和歌山県、札幌市及び(島根県) 益田地区が認定された。そのほか、同様の特例措置を規定した沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄特例通訳案内士育成等事業計画」が認定された。また、専門性の高い通訳案内士育成に向けた通訳案内士専門研修等、通訳ガイドを担う人材の育成に関する事業を実施した。

⑥医療観光の推進

- ・日本の医療観光を具体的に推進するプラットフォームとして医療観光プロモーション推進連絡会を運営し、先進的・モデル的プロジェクトチームの調査、民間による自主的な規範の策定等、医療観光に実際に取り組むための基盤づくりを支援した。また、訪日外国人消費動向調査の結果を踏まえて訪日外国人患者等の現状と希望について調査することで今後の医療観光推進に向けた新しい可能性を調査した。あわせて、海外の医療観光博への出展等による海外プロモーションを実施した。

⑦MICEの開催・誘致の推進

- ・日本のMICE分野の競争力の抜本的な強化を図るための具体的方策につき、MICE国際競争力強化委員会にて検討を行った。
- ・MICEの誘致・開催に向け、MICE専門見本市への出展等の海外向けプロモーションの推進を行った。(その他の取組：メディアを活用した広告宣伝、ガイドブックの作成等)
- ・MICE人材育成や取組体制強化のため、国内MICE関係者を対象に講演会等を各地域で実施した。

⑧休暇取得の分散化に関する導入促進事業

- ・地域における家族の時間づくり促進実証事業(家族の時間づくりプロジェクト)を15の地域において実施し、実施地域の内10地域の家庭(保護者)を対象にしたアンケートを集計した結果、「よかった」とする回答は36.8%であり、「よくなかった」と回答した19.1%を上回る結果となった(「どちらともいえない」は40.8%)。

⑨国内旅行活性化のための環境整備事業

- ・国内旅行促進のための環境整備として休暇取得と外出/旅行促進運動(「ポジティブ・オフ」運動)の取組を行い、企業への直接訪問、商工団体と連携した各地方における企業への働きかけ、企業に運動を浸透させるためのイベント出展や賛同企業同士の意見交換会を実施し、126の企業、団体の「ポジティブ・オフ」運動への賛同につなげた。

また、Facebookページの運営や政府公報の活用などにより広く国民に対して周知を行った。これまでの活動を踏まえ「ポジティブ・オフ」運動の更なる発展に向けた検討をするために有識者会議を開催した。

⑩広域観光促進基礎調査事業

- ・旅行者ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、新たなモデルの構築につながる先進的取組に対して支援を実施している。平成24年度は、旅行者の自由で手軽な移動手段となっているレンタサイクルのサービス向上及び運営維持方策の仕組みを構築するため、利用者の回遊によって利益を受ける店舗から、その一部をレンタサイクル事業へ還元する方法について実証実験を行う取組等に対して支援を行い、その普及・展開等に向けた検討を進めた。

⑪世界観光機関(UNWTO)拠出金、⑤世界観光機関(UNWTO)分担金

- ・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関(UNWTO)事務局(スペイン・マドリード)に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。

⑫ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金

- ・ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定に基づき拠出を行った。本センターは日本国とASEAN構成国との間の観光客数の増加に向けた様々な事業を実施した。

⑬広域連携観光復興対策事業(東北観光博)

- ・東北地域への送客強化とともに、観光地域30箇所の「ゾーン」を核とし、地域に精通した「地域観光案内人」の配置、地域観光案内人が来訪者もてなす「旅のサロン」の設置、地域独自の滞在コンテンツの提供、地域と来訪者の交流を促進する「東北パスポート」の発給、旬な観光情報を一元的に提供する「ポータルサイト」の運用等を行い、旅行需要の喚起や新しい観光スタイルの実現を図った。

⑭顧客満足型旅行商品推進事業

- ・ニューツーリズムを推進するため、地域の特色ある観光資源を活用した旅行商品の実態を踏まえ、旅行商品の顧客満足度を高めるための品質向上策をとりまとめた。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は低調であり、目標達成に向けた成果を示しておらず、施策の改善を図る必要があることからB-1と評価した。当目標は他の4つの目標の総合的な結果を反映する目標であるが、訪日旅行者数については、徹底した風評被害対策に加え、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業の効果により、東日本大震災の影響等から大幅に回復し、対前年比34.6%増の837万人と史上2番目の水準を達成したが、目標とした900万人の達成には至っていない。また、国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数の低下については、東日本大震災の影響をはじめ、趣味・レジャーの多様化による旅行の魅力の相対的な低下による減少、団塊の世代の退職に伴う余暇活動の伸び悩み、年次有給休暇取得率が微増にとどまったこと等が一因と考えられる。目標を達成するために、これらの課題について、今後は以下の視点に基づき、施策の改善を図っていく。

- ・今後は、外的要因（震災や外交関係等）の影響を受けにくい訪日外客構造への転換及びオールジャパン体制のさらなる強化等による効果的な訪日プロモーションの実施により、訪日外国人旅行者数の確実な増加を図り、さらなる訪日促進につなげていく必要がある。
- ・増加するリピーター客や個人旅行者への対策等、訪日外国人旅行者の受入環境の整備・充実の更なる推進を図る。
- ・休暇取得の促進にむけた「家族の時間づくりプロジェクト」のさらなる事業実施地域の拡大に向け、運輸局等とも協力し取組を実施する。

平成25年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成25年度）

- ・訪日個人旅行の促進、国際会議等のMICE誘致・開催の推進、送客元の多様化により、外的要因（震災や外交関係等）の影響を受けにくい訪日外客構造への転換を図るとともに、関係省庁、地方自治体、民間企業と連携したオールジャパンによる訪日促進や震災で傷ついたイメージの改善と競合国と差別化された訪日ブランドの強化等により、安定的で着実な訪日外国人旅行者数の増加に取り組む。
- ・「日・ASEAN友好協力40周年」を契機に、東南アジア市場での本格的な訪日プロモーションを展開し、韓国、中国等の5大市場に並ぶ主要市場へ育成する。
- ・国際的な誘致競争に打ち勝つため、誘致ポテンシャルが高い都市を対象に、アドバイザー派遣やマーケティング戦略の実施支援等のマーケティング戦略の高度化のための取組を実施し、グローバルレベルのMICE都市を育成する。また、MICE専門見本市への出展やメディアを活用した認知度向上等、国としてあらゆる機会、手段、ネットワークを総動員しつつ、新たな誘致案件の掘り起こしに取り組む。
- ・全国で12地域程度の戦略拠点及び地方拠点の整備・自治体等の自主的な受入環境整備の支援を実施することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して、快適に、移動・滞在・観光することができる環境を実現する。
- ・日本の医療観光を具体的に推進するプラットフォームとして、医療観光プロモーション推進連絡会をより活性化し、民間主導での発展を強化する。あわせて、海外の医療観光博への出展等による海外プロモーション活動を実施する。
- ・中国をはじめとするアジア圏からの訪日外国人旅行者の増加に応じた通訳案内サービスの供給拡大に向けて、通訳案内士制度が抱える課題の抽出を行うとともに解決策について検討する。
- ・国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組みを支援する。
- ・観光地域づくりに取り組む地域における課題や改善点などの明確化を図るため、観光地域に係る客観的な評価体系を構築し、恒常的な評価を実施することを通じて戦略的な観光地域づくりを促進する。
- ・旅行者ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、先進的取組等に対して支援を行うことにより、地域における課題解決手法のモデルを構築するとともに、このような知識やスキルを持続的に蓄積・活用していくため、観光地域づくりの体制強化に向けた取組みを支援し、それぞれの地域における自立的かつ持続的な滞在交流型観光の推進を図る。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 河野 春彦）
関係課：観光庁参事官（参事官 内田 浩行）
観光庁参事官（参事官 高見 牧人）
観光庁観光産業課（課長 寺田 吉道）
観光庁国際観光政策課（課長 柏木 隆久）
観光庁国際交流推進課（課長 亀山 秀一）
観光庁観光地域振興課（課長 七條 牧生）
観光庁観光資源課（課長 新垣 慶太）
総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 光成 政和）

業績指標 113

主要な国際会議の開催件数

評価

B-1	目標値：5割以上増（1,111件以上）（平成28年） 実績値：598件（平成23年） 初期値：741件（平成22年）
-----	--

（指標の定義）

UIA（国際団体連合）統計による我が国における国際会議の開催件数

（目標設定の考え方・根拠）

我が国の過去の国際会議件数のトレンドを今後の施策努力により維持することで平成28年（2016年）の開催数を予測し、同予測値を域内の主要競合国の開催数と将来予測と比較し、概ねアジア首位となるレベルを想定して、さらに積み上げを行い、最終的な目標値として設定。なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

（外部要因）

景気動向、為替相場等の社会・経済動向、他国の誘致活動状況

（他の関係主体）

（独）国際観光振興機構

外務省・法務省等の関係省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）

地域のコンベンションビューロー

民間事業者（PCO（Professional Congress Organizer）、観光事業者等）等

（重要政策）

【施政方針】

- ・第174国会における施政方針演説（平成22年1月29日）「アジアの方々を中心に、もっと多くの外国人の皆さんに日本を訪問していただくことは、経済成長のみならず、幅広い文化交流や友好関係の土台を築くためにも重要です。日本の魅力を磨き上げ、訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」
- ・第180国会における施政方針演説（平成24年1月24日）「国交正常化四十周年の機を捉え、人的交流や観光促進を手始めに、様々なレベルでの対話や交流を通じて、互恵関係を深化させていきます。」

【閣議決定】

- ・新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策（平成22年9月10日）「Ⅲ. 1.（2）」に記載あり
- ・円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日）「Ⅱ. 4.（1）」に記載あり
- ・「新成長戦略実現2011」（平成23年1月23日）「I 1 ④」、及び「別紙1」、「別紙2」に記載あり
- ・「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日）「4.（1）. ⑤観光振興」に記載あり
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
- ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）「Ⅱ. 3. 日本企業の海外展開支援等」「Ⅲ. 2. 地域の特色を生かした地域活性化」に記載あり

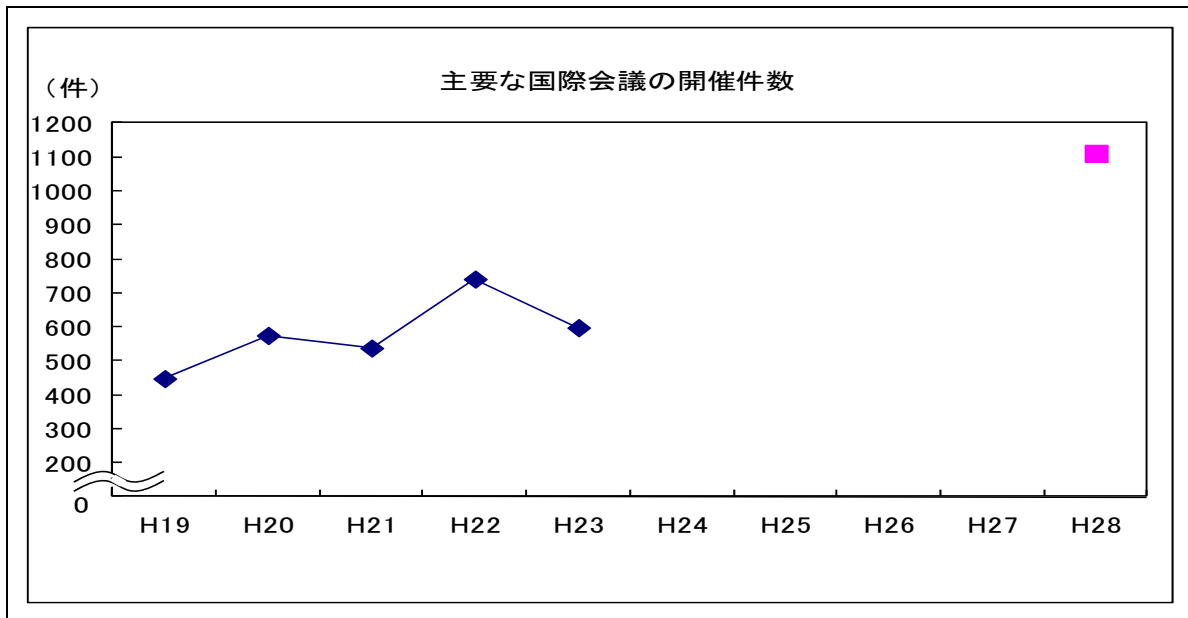
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省観光立国推進本部の設置（平成25年1月29日）
- ・観光立国推進閣僚会議の開催（平成25年3月26日）

過去の実績値				（暦年）	
H19	H20	H21	H22	H23	
448件	575件	538件	741件	598件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

一刻も早い訪日需要の回復のため、徹底した風評被害対策に加え、在外公館や民間企業との連携、IMF・世銀総会等の日本開催国際会議やインドネシアやベトナムとのオープンスカイといった特別な機会の活用、ビジネス需要としてのMICE誘致等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業を展開する。

予算額 4,927百万円（平成24年度）

②MICEの開催・誘致の推進

我が国における国際会議の開催件数を2016年に1,111件とすることを目指し、海外プロモーション事業、誘致段階の支援事業、基盤整備事業等を通してMICE誘致・開催を推進。

③独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。

予算額 1,884百万円（平成24年度）

④訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

受入環境の改善を継続的に行うため、各地域が受入環境を自己評価する仕組みの構築、受入を担う戦略拠点・地方拠点の整備、受入を担う人材の育成等を行い、受入環境の整備・充実を総合的に推進。

予算額 854百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年の実績値は598件と、前年比約19.3%の減少となっている。

（事務事業の実施状況）

①訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

- 一刻も早い訪日旅行需要の回復のため、正確で海外消費者の目線に立った情報の発信、記者招請や共同広告などを通じた海外メディアや旅行会社などへの働きかけの強化、海外主要5市場での訪日促進の集中プロモーション、23市場において44件の在外公館との連携事業、市場横断的に13件の民間企業との連携事業を実施したほか、IMF・世銀総会等の日本開催国際会議やインドネシアやベトナムとのオープンスカイといった特別な機会の活用等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業を展開した。

②MICEの開催・誘致の推進

- 日本のMICE分野の競争力の抜本的な強化を図るための具体的方策につき、MICE国際競争力強化委員会にて検討を行った。
- MICEの誘致・開催に向け、MICE専門見本市への出展等の海外向けプロモーションの推進を行った。（その他の取組：メディアを活用した広告宣伝、ガイドブックの作成等）
- MICE人材育成や取組体制強化のため、国内MICE関係者を対象に講演会等を各地域で実施した。

③訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

- ・既に多数外国人旅行者が訪れている地域を戦略拠点、外国人旅行者の訪問の増加が見込まれる地域を地方拠点として合計35地域を公募・選定し、地域の受入環境整備水準の把握・評価を行い、先進的・モデル的な事業を実施し、地域での自立的な受入環境の整備及び他地域への普及を図った。また、日本在住の留学生等を受入環境整備サポーターとして、戦略拠点・地方拠点など全国の観光地へ派遣することで、受入環境整備が遅れている部分を外国人の目線から明確にし、外国人旅行者の増加に向けた改善策の提案や情報発信をしてもらうことで受入環境整備を促進するとともに、SNSを活用した海外への情報発信といった副次的効果も得られた。
- ・訪日外国人旅行者に質の高い通訳案内サービスを提供する「通訳案内士」を始めとした通訳ガイドの充実に取り組んでいる。通訳案内士試験の外国語筆記試験への一部マークシート方式導入のほか、筆記試験の免除が受けられる制度を拡充し、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、日本歴史及び一般常識で免除対象を追加するなど、受験者の利便を向上し通訳案内士の供給拡大につながる措置を講じた。さらに、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とする特例措置を規定した「総合特別区域法」に基づく総合特別区域として、(大阪府) 泉佐野市、和歌山県、札幌市及び(島根県) 益田地区が認定された。そのほか、同様の特例措置を規定した沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄特例通訳案内士育成等事業計画」が認定された。また、専門性の高い通訳案内士育成に向けた通訳案内士専門研修等、通訳ガイドを担う人材の育成に関する事業を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標である国際会議の開催件数は、平成23年度は前年度から大幅に減少しており、今後抜本的な対策を講じる必要があるとの理由から、B-1と評価した。業績指標悪化の原因の1つとして、アジア・大洋州域内のMICE誘致競争の激化があり、このままでは日本の地位が失墜する恐れがある。このため、今後、我が国が海外競合国・都市との激しい誘致競争に打ち勝っていくために、ポテンシャルのある都市を選定して集中的に支援しつつ、グローバルレベルの誘致競争力を有する都市を育成する。また、国や都市の競争力強化の有力ツールとしてMICEを位置づけ、産業育成やイノベーション創造の推進を図る等の取組を実施する。

平成25年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成25年度)

- ・訪日個人旅行の促進、国際会議等のMICE誘致・開催の推進、送客元の多様化により、外的要因(震災や外交関係等)の影響を受けにくい訪日外客構造への転換を図るとともに、関係省庁、地方自治体、民間企業と連携したオールジャパンによる訪日促進や震災で傷ついたイメージの改善と競合国と差別化された訪日ブランドの強化等により、安定的で着実な訪日外国人旅行者数の増加に取り組む。
- ・「日・ASEAN友好協力40周年」を契機に、東南アジア市場での本格的な訪日プロモーションを展開し、韓国、中国等の5大市場に並ぶ主要市場へ育成する。
- ・国際的な誘致競争に打ち勝つため、誘致ポテンシャルが高い都市を対象に、アドバイザー派遣やマーケティング戦略の実施支援等のマーケティング戦略の高度化のための取組を実施し、グローバルレベルのMICE都市を育成する。また、MICE専門見本市への出展やメディアを活用した認知度向上等、国としてあらゆる機会、手段、ネットワークを総動員しつつ、新たな誘致案件の掘り起こしに取り組む。
- ・全国で12地域程度の戦略拠点及び地方拠点の整備・自治体等の自主的な受入環境整備の支援を実施することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して、快適に、移動・滞在・観光することができる環境を実現する。
- ・中国をはじめとするアジア圏からの訪日外国人旅行者の増加に応じた通訳案内サービスの供給拡大に向けて、通訳案内士制度が抱える課題の抽出を行うとともに解決策について検討する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：観光庁総務課(課長 河野 春彦)
 関係課：観光庁参事官(参事官 高見 牧人)
 観光庁観光産業課(課長 寺田 吉道)
 観光庁国際観光政策課(課長 柏木 隆久)
 観光庁国際交流推進課(課長 亀山 秀一)
 観光庁観光資源課(課長 新垣 慶太)
 総合政策局事業総括調整官(事業総括調整官 光成 政和)

関連指標 1 1

訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい

実績値等

目標値：① 45% ② 60% (平成28年)
 実績値：① 40.7% ② 57.8% (平成24年)
 初期値：① 43.5% ② 58.2% (平成23年)

(指標の定義)

「訪日外国人消費動向調査」において「大変満足」と回答する割合及び「必ず再訪したい」と回答する割合

(目標設定の考え方・根拠)

観光分野の満足度や再来訪意向は、景観・自然や社会・経済動向が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易ではないことを踏まえ、「大変満足」と回答する割合を45%、「必ず再訪したい」と回答する割合60%とすることを目標とする。

なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

(外部要因)

社会・経済動向（景気動向、為替相場等の社会・経済動向等）

(他の関係主体)

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

外務省・法務省等の関係省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

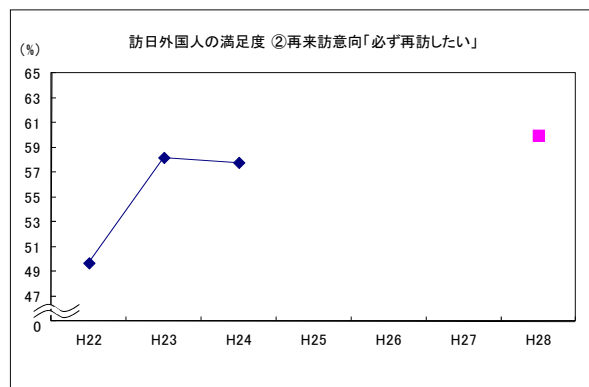
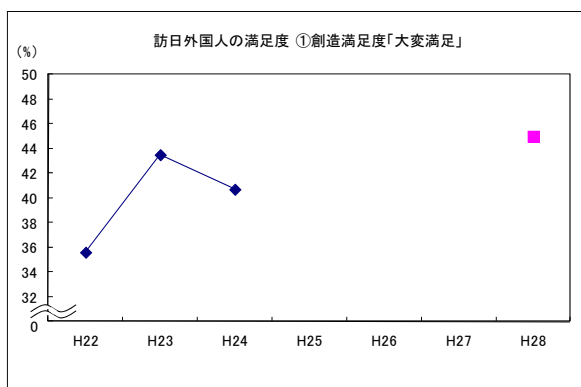
・国土交通省観光立国推進本部の設置（平成25年1月29日）

・観光立国推進閣僚会議の開催（平成25年3月26日）

過去の実績値

(暦年)

H22	H23	H24	H26	H27
① 35.6%	① 43.5%	① 40.7%	—	—
② 49.7%	② 58.2%	② 57.8%	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①観光地域づくりプラットフォーム支援事業

交流人口の拡大による地域の活性化を目的として、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞在交流型観光を促進するため、地域の幅広い関係者が参加して、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、滞在交流型観光の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援する。

予算額 246百万円（平成24年度）

②観光中核人材育成事業

地域において講座・研修プログラムを展開し、観光地域づくり人材育成ガイドラインや人材育成手法を普及することにより、地域の自立的な人材育成を促進するための仕組みづくりと観光地域づくりの担い手となる人材

の育成を図る。

予算額 124百万円（平成24年度）

③学官連携を通じた観光分野の人材育成事業

大学教育のあり方を議論する「観光教育に関する学長・学部長等会議」の開催や、観光産業に対する理解の促進と就業意識の醸成のためのインターンシップモデル事業の実施などを通じて、観光産業を支える人材の育成を図る。また、企業経営者や学識経験者等による「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催する。

予算額 15百万円（平成24年度）

④訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

受入環境の改善を継続的に行うため、各地域が受入環境を自己評価する仕組みの構築、受入を担う戦略拠点・地方拠点の整備、受入を担う人材の育成等を行い、受入環境の整備・充実を総合的に推進。

予算額 854百万円（平成24年度）

⑤広域観光促進基礎調査事業

広域的な滞在型観光地づくりに向けた各地域の取組みの効果的な推進を図るため、観光地づくりにおける先進的な取組みのための観光資源の掘り起こし・磨き上げ等に係る事業の支援、旅行商品についての品質向上策の策定等を行う。

予算額 88百万円（平成24年度）

⑥広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

東北地域への旅行需要の回復と新たな観光地づくりのモデル構築を図るため、東北地域全体を観光の博覧会場と見立て、地域や民間の様々な取組を連携させるとともに統一的な情報発信等を行う。

予算額 250百万円（平成24年度）

⑦独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。

予算額 1,884百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

平成24年においては①40.7% ②57.8%と、前年比①約6%減、②約1%減となっている。

（事務事業の実施状況）

①観光地域づくりプラットフォーム支援事業

・観光地域づくりプラットフォーム支援事業の設立準備段階3地域、運営初期段階20地域を採択し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。

②観光人材中核人材育成事業

・観光地域づくりに関する地域の自立的な人材育成を促進するため、地域の状況に応じた人材育成手法等の策定・試行を行った成果を踏まえ、観光地域づくりマネージャーの育成に係る取組みの立案・実施の手引きとして活用可能な「観光地域づくり人材育成実践ハンドブック（案）」を取りまとめ、その全国的な普及・展開等に向けた検討を進めた。

③産学官連携を通じた観光分野の人材育成事業

・「観光教育に関する学長・学部長等会議」の開催や、インターンシップモデル事業の実施により、産学官連携を通じて、産業界のニーズを踏まえた経営マネジメント人材の育成に関する取組の推進並びに社会人教育及び高等教育機関での観光に関する教育の充実を図るための取組を実施した。また、「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催するなど、観光産業の今後についての議論を通じて社会の関心を高める取組を行った。

④訪日外国人旅行の受入環境整備事業

・既に多数外国人旅行者が訪れている地域を戦略拠点、外国人旅行者の訪問の増加が見込まれる地域を地方拠点として合計35地域を公募・選定し、地域の受入環境整備水準の把握・評価を行い、先進的・モデル的な事業を実施し、地域での自立的な受入環境の整備及び他地域への普及を図った。また、日本在住の留学生等を受入環境整備サポーターとして、戦略拠点・地方拠点など全国の観光地へ派遣することで、受入環境整備が遅れている部分を外国人の目線から明確にし、外国人旅行者の増加に向けた改善策の提案や情報発信をしてもらうことで受入環境整備を促進するとともに、SNSを活用した海外への情報発信といった副次的効果も得られた。

・訪日外国人旅行者に質の高い通訳案内サービスを提供する「通訳案内士」を始めとした通訳ガイドの充実に取り組んでいる。通訳案内士試験の外国語筆記試験への一部マークシート方式導入のほか、筆記試験の免除が受けられる制度を拡充し、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、日本歴史及び一般常識で免除対象を追加するなど、受験者の利便を向上し通訳案内士の供給拡大につながる措置を講じた。さらに、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とする特例措置を規定した「総合特別区域法」に基づく総合特別区域として、(大阪府) 泉佐野市、和歌山県、札幌市及び(島根県) 益田地区が認定された。そのほか、同様の特例措置を規定した沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄特例通訳案内士育成等事業計画」が認定された。また、専門性の高い通訳案内士育成に向けた通訳案内士専門研修等、通訳ガイドを担う人材の育成に関する事業を実施した。

⑤医療観光の推進

- ・日本の医療観光を具体的に推進するプラットフォームとして医療観光プロモーション推進連絡会を運営し、先進的・モデル的プロジェクトチームの調査、民間による自主的な規範の策定等、医療観光に実際に取り組むための基盤づくりを支援した。また、訪日外国人消費動向調査の結果を踏まえて訪日外国人患者等の現状と希望について調査することで今後の医療観光推進に向けた新しい可能性を調査した。あわせて、海外の医療観光博への出展等による海外プロモーションを実施した。

⑥国内旅行活性化のための環境整備事業

- ・国内旅行促進のための環境整備として休暇取得と外出／旅行促進運動（「ポジティブ・オフ」運動）の取組を行い、企業への直接訪問、商工団体と連携した各地方における企業への働きかけ、企業に運動を浸透させるためのイベント出展や賛同企業同士の意見交換会を実施し、126の企業、団体の「ポジティブ・オフ」運動への賛同につなげた。

また、Facebookページの運営や政府公報の活用などにより広く国民に対して周知を行った。これまでの活動を踏まえ「ポジティブ・オフ」運動の更なる発展に向けた検討をするために有識者会議を開催した。

⑦広域観光促進基礎調査事業

- ・旅行者ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、新たなモデルの構築につながる先進的取組に対して支援を実施している。平成24年度は、旅行者の自由で手軽な移動手段となっているレンタサイクルのサービス向上及び運営維持方策の仕組みを構築するため、利用者の回遊によって利益を受ける店舗から、その一部をレンタサイクル事業へ還元する方法について実証実験を行う取組み等に対して支援を行い、その普及・展開等に向けた検討を進めた。

⑧広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

- ・東北地域への送客強化とともに、観光地域30箇所の「ゾーン」を核とし、地域に精通した「地域観光案内人」の配置、地域観光案内人が来訪者もてなす「旅のサロン」の設置、地域独自の滞在コンテンツの提供、地域と来訪者の交流を促進する「東北パスポート」の発給、旬な観光情報を一元的に提供する「ポータルサイト」の運用等を行い、旅行需要の喚起や新しい観光スタイルの実現を図った。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 河野 春彦）
関係課：観光庁参事官（参事官 内田 浩行）
観光庁観光産業課（課長 寺田 吉道）
観光庁国際観光政策課（課長 柏木 隆久）
観光庁観光地域振興課（課長 七條 牧生）
観光庁観光資源課（課長 新垣 慶太）
総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 光成 政和）

関連指標 12

国内観光地域の旅行者満足度、①総合満足度「大変満足」、②再来訪意向「必ず再訪したい」

実績値等

目標値：①25%程度 ②25%程度(平成28年)
 実績値：なし
 初期値：なし(平成23年)

(指標の定義)

「旅行・観光消費動向調査」において「大変満足」と回答する割合及び再来訪意向について「大変そう思う」と回答する割合

(目標設定の考え方・根拠)

観光分野の満足度や再来訪意向は、景観や自然が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易でないことや、類似の調査による結果を踏まえ、回答割合を「25%程度」を目標とする。

なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

(参考1) 観光地の魅力向上に向けた評価手法調査事業(平成22年1月上旬～2月中旬調査)：観光庁

総合満足度「大変満足」回答割合：23.1%、再来訪意向「大変そう思う」回答割合：24.0%(調査地域：全国50地域、調査票回収数：11,626件)

(参考2) 2011年度第1回基礎調査(CSロイヤリティ調査)中間報告(平成23年7月～9月調査)：観光地マネジメント研究会((財)日本交通公社)

総合満足度「大変満足」回答割合：18.6%、再来訪意向「大変そう思う」回答割合：14.5%(調査地域：全国49地域、調査票回収数：7,073件)

(外部要因)

経済・社会動向(景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等)

(他の関係主体)

地方公共団体、経済団体・民間事業者等(事業主体)

農林水産省・環境省等の関係省庁(観光立国推進基本計画に基づき連携)

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)

【閣決(重点)】

なし

【その他】

・国土交通省観光立国推進本部の設置(平成25年1月29日)

・観光立国推進閣僚会議の開催(平成25年3月26日)

過去の実績値

(暦年)

H23	H24	H25	H26	H27
—	集計中	—	—	—

事務事業の概要**主な事務事業の概要****①観光地域づくりプラットフォーム支援事業**

交流人口の拡大による地域の活性化を目的として、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞在交流型観光を促進するため、地域の幅広い関係者が参加して、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、滞在交流型観光の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援する。

予算額 246百万円(平成24年度)

②観光中核人材育成事業

地域において講座・研修プログラムを展開し、観光地域づくり人材育成ガイドラインや人材育成手法を普及することにより、地域の自立的な人材育成を促進するための仕組みづくりと観光地域づくりの担い手となる人材の育成を図る。

予算額 124百万円(平成24年度)

③学官連携を通じた観光分野の人材育成事業

大学教育のあり方を議論する「観光教育に関する学長・学部長等会議」の開催や、観光産業に対する理解の促

進と就業意識の醸成のためのインターンシップモデル事業の実施などを通じて、観光産業を支える人材の育成を図る。また、企業経営者や学識経験者等による「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催する。

予算額 15百万円（平成24年度）

④広域観光促進基礎調査事業

広域的な滞在型観光地づくりに向けた各地域の取組みの効果的な推進を図るため、観光地づくりにおける先進的な取組みのための観光資源の掘り起こし・磨き上げ等に係る事業の支援、旅行商品についての品質向上策の策定等を行う。

予算額 88百万円（平成24年度）

⑩広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

東北地域への旅行需要の回復と新たな観光地づくりのモデル構築を図るため、東北地域全体を観光の博覧会場と見立て、地域や民間の様々な取組を連携させるとともに統一的な情報発信等を行う。

予算額 250百万円（平成24年度）

⑪顧客満足型旅行商品推進事業

各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、平成23年度の実態調査を踏まえ、各地域における課題やその解決策を整理し、顧客満足度の高い旅行商品の品質向上策をとりまとめる。

予算額 22百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

平成24年においては集計中となっている。

（事務事業の実施状況）

①観光地域づくりプラットフォーム支援事業

・観光地域づくりプラットフォーム支援事業の設立準備段階3地域、運営初期段階20地域を採択し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。

②観光人材中核人材育成事業

・観光地域づくりに関する地域の自立的な人材育成を促進するため、地域の状況に応じた人材育成手法等の策定・試行を行った成果を踏まえ、観光地域づくりマネージャーの育成に係る取組みの立案・実施の手引きとして活用可能な「観光地域づくり人材育成実践ハンドブック（案）」を取りまとめ、その全国的な普及・展開等に向けた検討を進めた。

③産学官連携を通じた観光分野の人材育成事業

・「観光教育に関する学長・学部長等会議」の開催や、インターンシップモデル事業の実施により、産学官連携を通じて、産業界のニーズを踏まえた経営マネジメント人材の育成に関する取組の推進並びに社会人教育及び高等教育機関での観光に関する教育の充実を図るための取組を実施した。また、「観光立国推進ラウンドテーブル」を開催するなど、観光産業の今後についての議論を通じて社会の関心を高める取組を行った。

④広域観光促進基礎調査事業

・旅行者ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、新たなモデルの構築につながる先進的取組に対して支援を実施している。平成24年度は、旅行者の自由で手軽な移動手段となっているレンタサイクルのサービス向上及び運営維持方策の仕組みを構築するため、利用者の回遊によって利益を受ける店舗から、その一部をレンタサイクル事業へ還元する方法について実証実験を行う取組等に対して支援を行い、その普及・展開等に向けた検討を進めた。

⑤広域連携観光復興対策事業（東北観光博）

・東北地域への送客強化とともに、観光地域30箇所の「ゾーン」を核とし、地域に精通した「地域観光案内人」の配置、地域観光案内人が来訪者もてなす「旅のサロン」の設置、地域独自の滞在コンテンツの提供、地域と来訪者の交流を促進する「東北パスポート」の発給、旬な観光情報を一元的に提供する「ポータルサイト」の運用等を行い、旅行需要の喚起や新しい観光スタイルの実現を図った。

⑥顧客満足型旅行商品推進事業【資源課】

・ニューツーリズムを推進するため、地域の特色ある観光資源を活用した旅行商品の実態を踏まえ、旅行商品の顧客満足度を高めるための品質向上策をとりまとめた。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 河野 春彦）

関係課：観光庁観光産業課（課長 寺田 吉道）

観光庁国際観光政策課（課長 柏木 隆久）

観光庁観光地域振興課（課長 七條 牧生）

観光庁観光資源課（課長 新垣 慶太）

総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 光成 政和）

業績指標 114

景観法に基づく景観重要建造物の指定件数

評価

A-3-②	目標値：470件（平成28年度） 実績値：296件（平成24年度） 初期値：246件（平成23年度）
-------	--

(指標の定義)

景観法に基づく景観重要建造物の指定件数

(目標設定の考え方・根拠)

目標においては、景観重要建造物の指定件数が、平成18年度から平成23年度の5年間で217件増加したことを踏まえ、同様のペースで増加することを目指し、平成28年度までに470件とする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を推進する。（3-2（二）⑤）」

【閣決（重点）】

なし

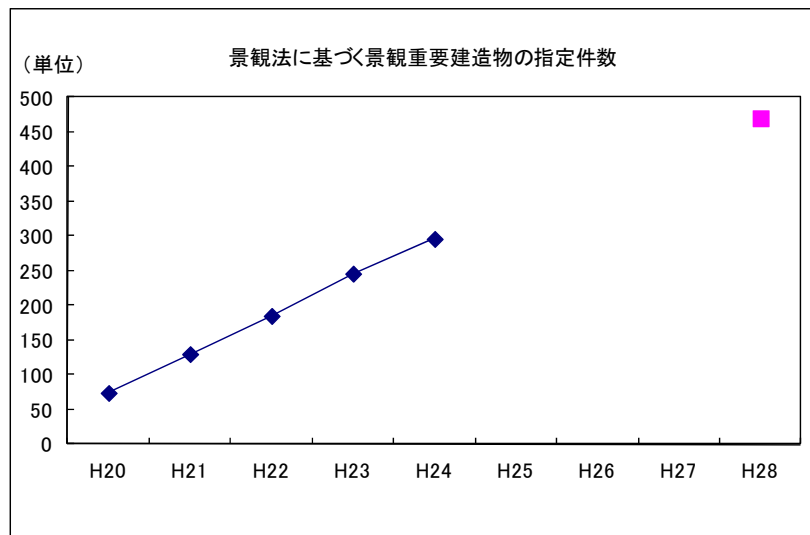
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
74件	130件	185件	246件	296件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

歴史的風致維持向上推進等調査

良好な景観や歴史的なまち並の形成における資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案者へ調査を委託する。国と地方公共団体、民間等が連携のもと、モデル的な調査、実証事業を実施し、その成果を全国に広めることによって、地域における良好な景観の形

成や歴史的風致の維持向上の推進を図る。
予算額：103百万円（平成24年度）
景観法の活用及び良好な景観形成のための普及促進

関連する事務事業の概要

社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

景観重要建造物の指定件数については平成24年度も着実に増加しており、今後も順調に増加していくことが見込まれる。

（事務事業の実施状況）

歴史的風致維持向上推進等調査において、地域の特性にふさわしい良好な景観や歴史的・文化的資産を有する地域等における、景観計画、歴史的建造物の修繕等による良好な景観形成等の推進を図った。

景観計画と同様、景観法の活用状況を調査・把握・分析した結果を情報提供し、普及促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、順調に増加していくことが見込まれる状態であるが、指標整理の必要から業績指標のみ廃止することとし、「A-3-②」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 後藤 慎一）

業績指標 115

景観計画を策定した市区町村の数

評価

A-2	目標値：550団体（平成28年度） 実績値：364団体（平成24年度） 初期値：315団体（平成23年度）
-----	---

(指標の定義)

景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数。

(目標設定の考え方・根拠)

全国市区町村を対象にした景観計画策定意向調査において、平成24年3月1日時点で、平成28年度末までに景観計画を策定する意向があると回答した市区町村数に基づき設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「景観行政団体による景観計画の策定等景観法に基づく制度の活用による良好な景観形成の推進を図り、地域の魅力を増進、創出するため、法制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。（3-3-5（六）②）」

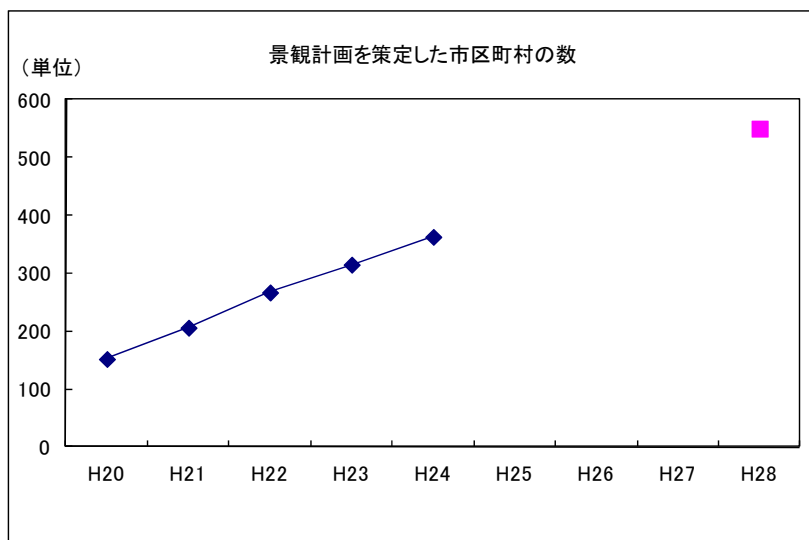
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
152団体	206団体	267団体	315団体	364団体	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

景観法の活用及び良好な景観形成のための普及促進

関連する事務事業の概要

社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

景観計画を策定した市区町村の数については平成24年度も着実に増加しており、今後も順調に増加していくことが見込まれる。

(事務事業の実施状況)

景観法の活用状況を調査・把握・分析した結果や効果的で先進的な取組事例等を各種会議やホームページ等を通じて情報提供し、景観形成を推進するための普及促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、順調に増加していくことが見込まれる状態であることから、今後も景観法の活用及び良好な景観形成のための普及促進等の現在の施策を着実に推進していくこととし、「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

今後の良好な景観形成のため、景観法による規制誘導等を行う際に、どのように民間企業の理解や協力を得るかが重要な課題であることから、民間の建築活動の実態を把握・分析し、景観形成における官民連携のあり方や官民連携の体制構築のあり方の検討を行い、民間企業の理解と協力を的確に得ながら、望ましい景観形成の推進を図る方策の構築を目的とした検討調査を実施する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室(室長 後藤 慎一)

業績指標 116

歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数

評価

A-2	目標値：60団体(平成28年度) 実績値：35団体(平成24年度) 初期値：31団体(平成23年度)
-----	--

(指標の定義)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村(歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村)の数

(目標設定の考え方・根拠)

地域における歴史的風致維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について平成24年に調査を行った結果、平成28年度末までに意向ありと回答した市区町村の数に基づき設定。

(外部要因)

地方公共団体内における調整等

(他の関係主体)

関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)「地域における歴史的風致維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化等を通じて、良好な景観を形成するとともに地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを進める。」

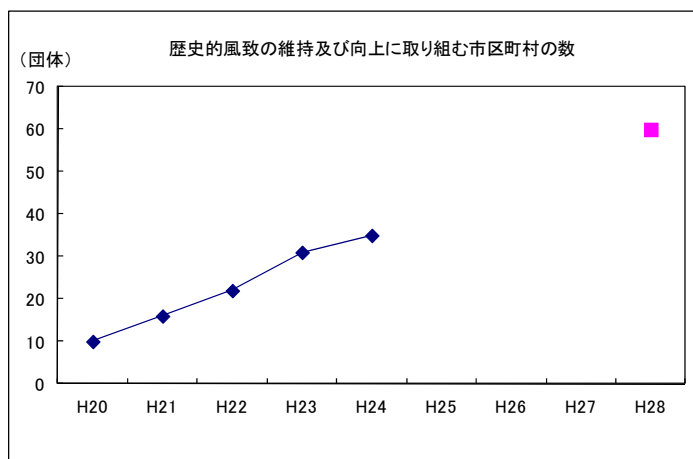
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
10団体	16団体	22団体	31団体	35団体	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

歴史的風致維持向上推進等調査

良好な景観や歴史的なまち並の形成における資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案者へ調査を委託する。国と地方公共団体、民間等が連携のもと、モデル的な調査、実証事業を実施し、その成果を全国に広めることによって、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持向上の推進を図る。

予算額：103百万円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

○社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度から平成24年度にかけて、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の増加数は減少したが、今年度当初に3市町の認定を行い、年度内に認定を目指している市町も存在することから、目標年度には、目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成19年度に実施した規制の事前評価：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成24年度までの動向については上記記載のとおりであり、平成28年度までの目標達成に向け、順調に推移していると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度には目標地を達成すると見込まれ、引き続き、歴史的風致維持向上計画の認定等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取組みの推進を図っていくこととし、「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

・歴史的風致維持向上計画の認定市町村や計画策定の意向がある市町村等を対象とした資料調査、現地調査、ヒアリング調査等を通じて、歴史まちづくり法の成果や、歴史まちづくりに関する課題や国の制度等に対するニーズ等を整理するとともに、歴史まちづくりの更なる推進に向けた対応方策の検討を行う。

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課歴史文化環境整備室（室長 後藤 慎一）

業績指標 117

三大都市圏環状道路整備率

評価

A-2

目標値：75%（平成28年度）
 実績値：58%（平成24年度）
 初期値：56%（平成23年度）

(指標の定義)

三大都市圏環状道路の供用延長を計画延長で割ったもの

三大都市圏環状道路整備率

= 三大都市圏における環状道路の供用延長 ÷ 三大都市圏における環状道路の計画延長

(目標設定の考え方・根拠)

平成28年度の目標については、高速道路会社と（独）日本高速道路保有・債務返済機構が締結した協定や、目標宣言プロジェクトにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ

(外部要因)

地元調整の状況 等

(他の関係主体)

・NEXCO、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗 等）

(重要政策)

【施政方針】

・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

日本再生戦略（平成24年7月31日）

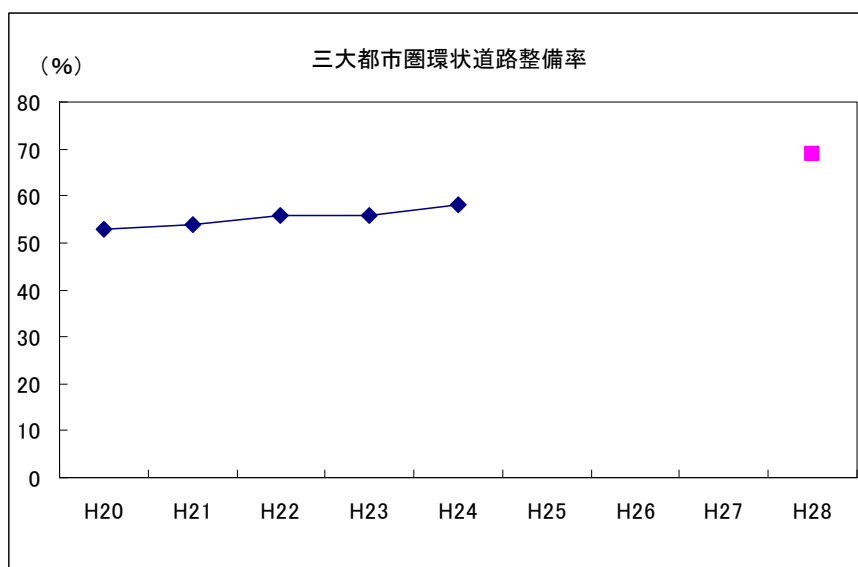
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
53%	54%	56%	56%	58%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

三大都市圏環状道路の整備

首都直下地震等における避難、救援、物資輸送ルートの確保や、迅速かつ円滑な物流の実現、国際競争力の強化、交通渋滞の緩和等を図るため、諸外国の主要都市に比べて整備率が低い三大都市圏環状道路等の整備を推進。(◎)

予算額：道路整備費 13,251億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 14,395億円の内数(平成24年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○平成24年度は、首都圏中央連絡自動車道(海老名IC～相模原相川IC)、京奈和自動車道(高野口IC～紀北かつらぎIC)、東海環状自動車道(大垣西IC～養老JCT)の計20kmが供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は、58%である。

(事務事業の実施状況)

○平成24年度末供用延長707km
(平成24年度新規供用延長20km)

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成16年度の42%が平成24年度末に58%まで向上。平成24年度に首都圏中央連絡自動車道(海老名IC～相模原相川IC)、京奈和自動車道(高野口IC～紀北かつらぎIC)、東海環状自動車道(大垣西IC～養老JCT)の計20kmが供用。トレンドは見込みより低いものの、今後の供用予定の推移を見ると、目標年度には目標値を達成できると見込まれることから、A-2と評価した。

○平成25年度は、首都圏中央連絡自動車道(東金JCT～木更津東IC、茅ヶ崎JCT～寒川北IC、相模原愛川IC～高尾山IC、稲敷IC～神崎IC)、京奈和自動車道(紀北かつらぎIC打田IC)の計86kmの供用を予定し、引き続き、目標値の達成に向けて整備を推進していく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 企画課 道路経済調査室 (室長 吉岡 幹夫)

関係課： 道路局 国道・防災課 (課長 三浦 真紀)

道路局 高速道路課 (課長 中神 陽一)

業績指標 118
道路による都市間速達性の確保率

評価

A-2	目標値：約50%（平成28年度） 実績値：47%（平成23年度） 初期値：46%（平成22年度）
-----	--

（指標の定義）
 主要都市間等※を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/hが確保されている割合

道路による都市間速達性の確保率
 = 都市間連絡速度60km/h以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数 ÷ 都市間リンクの総数

※主要都市等：都道府県庁所在地、人口10万人以上の都市その他の生活圏中心都市等

（目標設定の考え方・根拠）
 公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに設定

（外部要因）
 高規格幹線道路等の事業進捗 等

（他の関係主体）
 ・NECCO（会社区間の事業進捗 等）

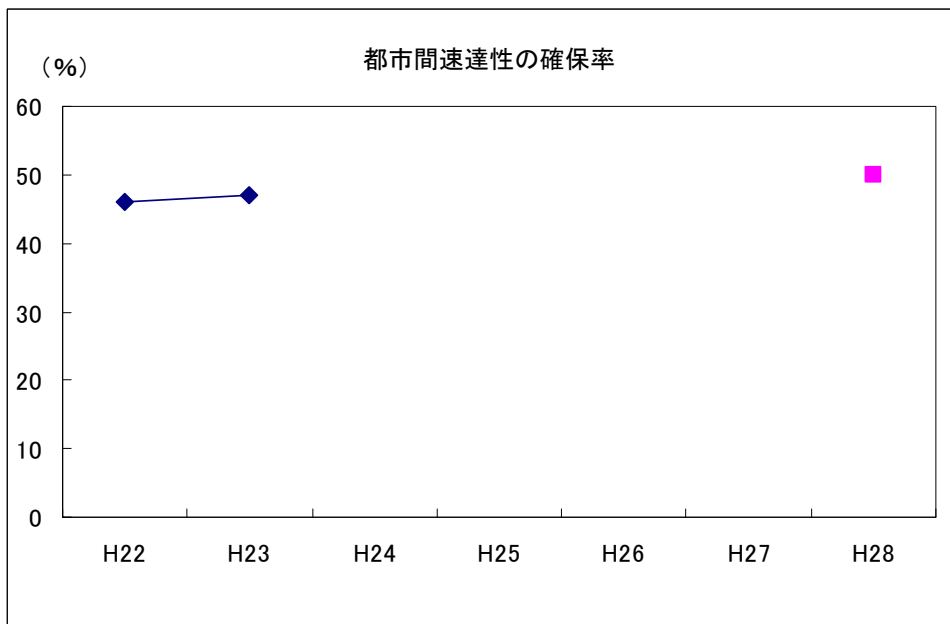
（重要政策）
【施政方針】
 ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
 「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】
 日本再生戦略（平成24年7月31日）

【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】
 なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23			
46%	47%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

高規格幹線道路等の未整備区間の整備

東海・東南海・南海地震への備えや降雨・降雪時の代替ルートの確保、国際競争力の強化、産業の立地・振興等を図るため、主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のうち、未整備の部分の整備を推進し、都市間移動の速達性を高める。(◎)

予算額：道路整備費 13,251億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 14,395億円の内数(平成24年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○業績指標は、平成23年度から平成24年度にかけて1%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

○平成24年度は、能越自動車道(七尾城山IC～七尾大泊IC)、中部縦貫自動車道(勝山IC～大野IC)、北近畿豊岡自動車道(和田山JCT・IC～八鹿氷ノ山IC)、中国横断自動車道(三次東JCT・IC～吉田掛合IC・大原IC～西粟倉IC)、四国横断自動車道(中土佐IC～四万十町中央IC)、東九州自動車道(蒲江IC～北浦C・須美江IC～北川IC)等の計約193kmが供用。

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成23年度から平成24年度にかけて1%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。引き続き、平成28年度の目標達成に向け、都市間速達性の確保に向けた取組みを実施するため、A-2と評価した。

○平成25年度は、日本海沿岸東北自動車道(IC～IC)、伊豆縦貫自動車道(三島塚原IC～函南塚本IC)、京都縦貫自動車道(大山崎JCT・IC～沓掛IC)、近畿自動車道紀勢線(紀伊長島～海山・三木里～大泊)、中国横断自動車道(吉舎IC～三次東JCT・IC)、山陰自動車道(鳥取IC～鳥取空港IC・赤崎中山IC～名和IC)等の計約95kmが供用を予定し、引き続き、目標値の達成に向けて整備を推進していく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 企画課 道路経済調査室(室長 吉岡 幹夫)

関係課：道路局 国道・防災課(課長 三浦 真紀)

道路局 高速道路課(課長 中神 陽一)

業績指標 119

鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数

評価	
A-2	目標値：100%（140万人）（平成28年度） 実績値：21%（30万人）（平成24年度） 初期値：—（平成23年度）

（指標の定義）

平成23年度以降、平成28年度までの間に5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からJR等の幹線鉄道により、新たに3時間以内に到達できる地域の人口数

（目標設定の考え方・根拠）

広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される鉄道整備等により、5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来ることになる地域の人口数を目標値として設定。

（外部要因）

鉄道事業者のダイヤ改正等

（他の関係主体）

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

整備新幹線問題検討会議決定

「整備新幹線の整備に関する基本方針」（平成21年12月24日）

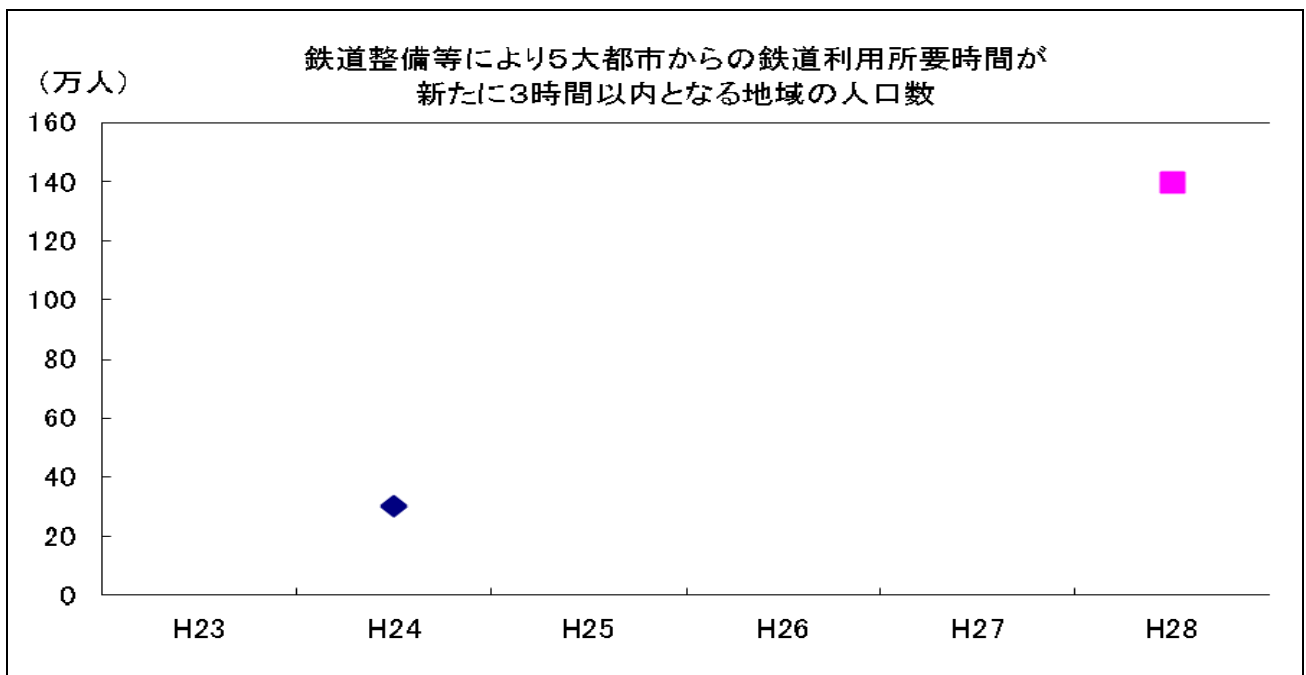
「当面の整備新幹線の整備方針」（平成21年12月24日）

「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」（平成22年8月27日）

「整備新幹線問題に関する今後の対応について」（平成22年12月27日）

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党確認事項）」（平成23年12月26日）

過去の実績値					（年度）
H23	H24				
—	21%（30万人）				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・新幹線鉄道の整備

整備新幹線については、平成22年12月に東北新幹線（八戸・新青森間）が、平成23年3月に九州新幹線鹿兒島ルート（博多・新八代間）が開業。現在、北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）、北陸新幹線（長野・金沢間）の2路線の建設が着実に進められている。

また、平成24年6月29日に北海道新線（新函館（仮称）・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の工事実施計画を認可したところである。

予算額：整備新幹線整備事業費補助 70,600百万円（平成24年度）

整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 10,422百万円（平成24年度）

（税制特例）

・東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置

固定資産税 5年間1/6、その後5年間1/3 減収額●億円（平成24年度）

・整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置

登録免許税・不動産取得税 非課税

固定資産税・都市計画税 20年間1/2 減収額●億円（平成24年度）

※減収額は鉄道事業者等の合計額

関連する事務事業の概要

・新線調査

新幹線新線調査は、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、調査の指示が行われた新幹線鉄道の路線に関し必要な調査を行うものである。平成22年2月、中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について、交通政策審議会に諮問されたことから、その審議に必要な調査を実施した。その結果、同審議会の答申を得て、平成23年5月、国土交通大臣が営業主体及び建設主体としてJR東海を指名し、整備計画の決定とJR東海に対する建設の指示を行った。

予算額：新線調査費等補助金 56百万円の内数（平成24年度）

・鉄道駅総合改善事業

鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能を総合的に改善するとともに、既存の鉄道駅の改良と一体となって行う生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化を進めてきており、京急電鉄（京急蒲田駅）等において実施している。

予算額：鉄道駅総合改善事業費補助 300百万円（平成24年度）

（税制特例）

・第三セクターが補助を受けて鉄道駅総合改善事業により取得した鉄道施設に係る特例措置

固定資産税 5年間3/4 減収額●百万円（平成24年度）

※減収額は鉄道事業者等の合計額

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）順調である

24年度については、外的要因としてJR東日本の平成25年3月16日のダイヤ改正により、東北新幹線の一部列車において東京・新青森間の輸送時間が、従来の3時間10分から最短2時間59分に短縮されたことで実績値の増加となった。さらに、整備新幹線の現在の建設中区間の開業等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、目標値への到達が可能と考えられる。

また、広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、施策目標「整備新幹線の整備を推進する」の実現に向け、整備新幹線整備事業等を行った。また、平成24年6月29日に北海道新線（新函館（仮称）・札幌）、北陸新幹線（金沢・敦賀）、九州新幹線（武雄温泉・長崎）の工事実施計画を認可したところである。

（事務事業の実施状況）

整備新幹線の以下2路線について、本評価期間中に開業が予定されている。

・北陸新幹線（長野・金沢間） 26年度末開業予定

・北海道新幹線（新青森-新函館（仮称）間） 27年度末開業予定

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、24年度については、外的要因としてJR東日本の平成25年3月16日のダイヤ改正により、実績値の増加となったほか、整備新幹線の現在の建設中の路線の開業等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、目標値への到達が可能と考えられることから、順調に推移している。

今後も広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進することとし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局幹線鉄道課(課長 石井 昌平)

関係課：鉄道局都市鉄道政策課(課長 堀内 丈太郎) 鉄道局施設課(課長 潮崎 俊也)

業績指標 120

大都市圏拠点空港の空港容量の増加

評価

A-2	目標値：100%（74.7万回）（平成28年度） 実績値：91.0%（68万回）（平成24年度） 初期値：85.7%（64万回）（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

大都市圏拠点空港（羽田、成田、関西、中部の4空港）のうち首都圏空港（羽田、成田）における空港容量の増加

(目標設定の考え方・根拠)

大都市圏拠点空港の空港容量の増加を図るため首都圏空港（羽田、成田）の整備を進めており、羽田、成田両空港の整備により見込まれる空港容量の増加を目標とした。

(外部要因)

景気及び自由時間、家計収支等の社会・経済動向

(他の関係主体)

航空運送事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

新成長戦略（平成22年6月18日）「(3) アジア経済戦略」に記載あり。

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章」及び「第3章」に記載あり。

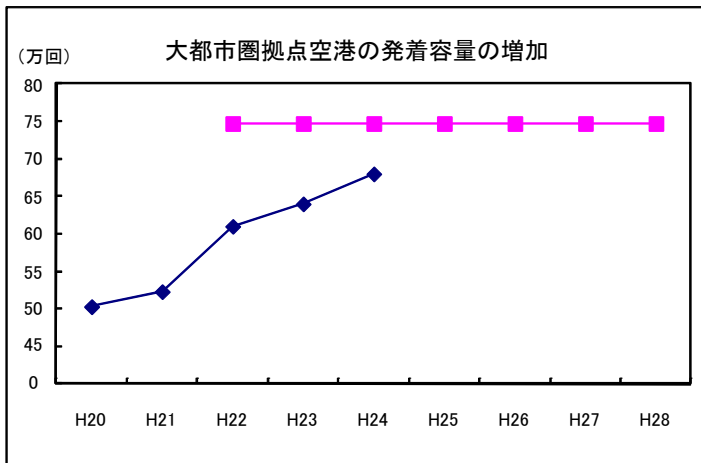
【その他】

国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）3.「航空分野」に記載あり。

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
50.3万回	52.3万回	61万回	64万回	68万回



事務事業の概要

主な事務事業の概要

羽田空港の24時間国際拠点空港化及び成田空港のアジアのハブ空港としての地位を確立するための取り組みにより、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)

予算額：空港整備事業費（首都圏空港） 1,071億円（平成24年度）の内数

(注※) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

羽田空港は、平成22年10月のD滑走路及び国際線地区の供用開始により年間発着枠が37.1万回に拡大し、国際線についても32年ぶりに本格的な定期便(うち6万回(昼間3万回+深夜早朝3万回))の就航を果たした。その後も年間発着枠が段階的に拡大し、25年3月末には41万回まで拡大している。

また、成田空港は、平成23年10月から同時平行離着陸方式が開始されるとともに、年間発着枠が22万回から23.5万回まで拡大し、その後24年3月には25万回まで拡大した。さらに、平成25年3月にB滑走路西側誘導路及び横堀地区エプロンが供用され、25年3月末には27万回まで拡大し、オープンスカイを実現した。

このように、大都市圏拠点空港(首都圏空港)の容量の増加に向けては、整備事業等を着実に進めているところであり、目標値に向けた推移となっており順調である。

(事務事業の実施状況)

羽田空港は、平成22年10月のD滑走路及び国際線地区の供用開始により年間発着枠が37.1万回に拡大し、国際線についても、32年ぶりに本格的な定期便(うち6万回(昼間3万回+深夜早朝3万回))の就航を果たした。その後も年間発着枠が段階的に拡大し、空港運用の慣熟により25年3月末には41万回まで拡大している。

また、成田空港は、平成23年10月から同時平行離着陸方式が開始されるとともに、年間発着枠が22万回から23.5万回まで拡大し、その後24年3月には25万回まで拡大した。さらに、平成25年3月にB滑走路西側誘導路及び横堀地区エプロンが供用され、25年3月末には27万回まで拡大し、オープンスカイを実現した。

首都圏空港の空港容量74.7万回への拡大に向けて、引き続き関連施設の整備を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

羽田空港については、24時間国際拠点空港化の推進の取組みにより41万回まで年間発着枠が増加したが、今後も空港容量を44.7万回に増加させることとしている。

また、成田空港についても、アジアのハブ空港としての地位を確立するための取組みにより27万回まで年間発着枠を拡大した。今後更に、30万回への空港容量の拡大に向けて、取組みを進めていく。

以上より、目標の達成が順調に見込めているので「A-2」と評価した。なお、社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標名を「大都市圏拠点空港の空港容量」に変更するとともに目標値及び目標年度を平成24年度から平成28年度に見直している。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 航空局航空ネットワーク部首都圏空港課(課長 和田 浩一)、航空局航空ネットワーク部空港施設課大都市圏空港調査室(室長 杉野 浩茂)

業績指標 1 2 1

航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率

評 価

A-2	目標値：94.3%（平成28年度） 実績値：94.1%（平成24年度） 初期値：94.1%（平成23年度）
-----	---

(指標の定義)

空港周辺地域の全対象家屋（約4万9千戸）のうち、住宅防音工事を施工した家屋数の割合。

（住宅防音工事を施工した家屋数／空港周辺地域の全対象家屋）

（対象空港）

特定飛行場：函館空港、仙台空港、新潟空港、東京国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那覇空港

（注1）特定飛行場とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であって、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生じる騒音等による障害が著しいと政令で指定するもの。

（公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号））

(目標設定の考え方・根拠)

目標設定については、航空機騒音により屋外環境基準を満たせない空港周辺地域の住民の生活環境改善のため、住宅防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図ることを趣旨とする。これまでの実績により、屋内達成率についてはおおむね概成しているが、騒音対策は設置管理者である国の重要な責務であることから、今後も継続的な対策により全ての家屋について屋内環境基準の達成を図る必要があり、現状及び近年の推移を勘案して目標値を設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

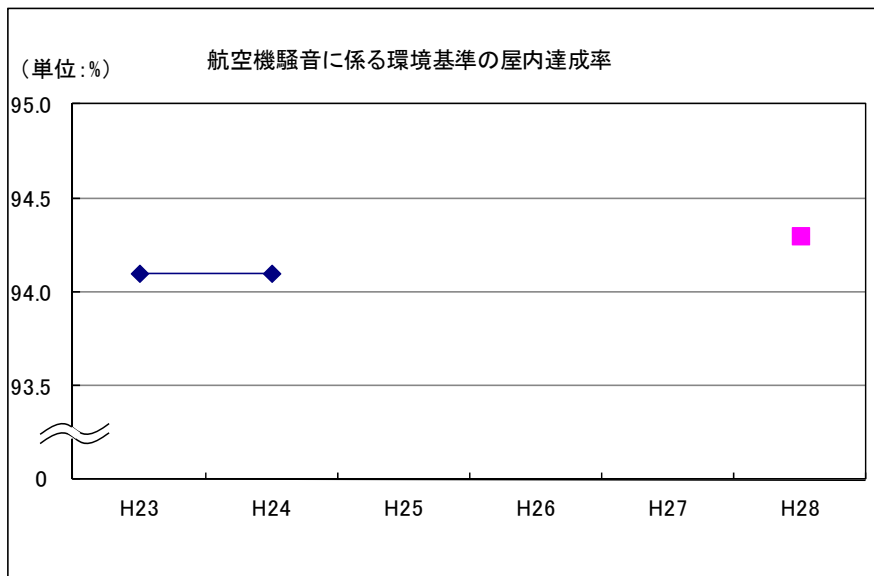
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値		(年度)			
H23（初期値）	H24				
94.1%	94.1%				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 1 住宅防音工事の推進
空港周辺住民が住宅に対して行う防音工事に対し補助する。
予算額：住宅防音工事補助 6億円（平成24年度）
- 2 空港周辺環境対策の実施
住宅防音工事に対する補助の他、空港周辺環境対策として、教育施設等に対する防音工事の補助、移転補償等及び緩衝緑地帯の整備等を実施している。
予算額：空港周辺環境対策（住宅防音工事補助除く） 29億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

対象となる世帯は特定されており、毎年度、住宅の修繕等を契機とした申請に基づく防音工事に対して補助を実施しているもので、徐々にではあるが実績値は着実に伸びている。（平成24年度実施件数12件）

（事務事業の実施状況）

住宅防音工事補助、教育施設等防音工事補助、移転補償等及び緩衝緑地帯の整備等総合的な空港環境対策を着実に実施している。

また、関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて事業内容の周知を行い、その推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度においては、住宅防音工事補助の実施により、僅かではあるが環境基準を屋内において達成した家屋数は伸びており「A」と評価した。残る家屋についても、制度の趣旨を周知し防音工事補助を行い、環境基準の屋内での達成を図る必要があることから、引き続き事業を推進することとし、「2」（施策の維持）と評価した。

住宅防音工事は、おおむね概成している為、補助件数については減少傾向にあるが、関係市町村等と連携して、空港毎に未実施家屋の把握等に努め、対象家屋への補助申請を促し事業の推進を図る。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

対象空港のうち函館、仙台、大分及び熊本空港では、平成25年4月に事業対象区域（第1種騒音対策区域）の見直しを行ったことから、全対象家屋数に減少（約4万9千戸→約4万7千戸）が生じた、このことから、平成25年度において新たな業績目標値を設定することとする。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 滝川伸輔）

業績指標 122

航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評価	
A-2	目標値：74%（平成28年度） 実績値：59%（平成24年度） 初期値：57%（平成23年度）

(指標の定義)

航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲（100km圏内）に居住する人口の割合（一定範囲に居住する人口/日本の総人口）

(目標設定の考え方・根拠)

平成16年の新潟県中越地震等大規模地震発生時において、空港が緊急物資輸送の拠点等としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は緊急物資及び人員等の輸送基地としての役割が求められる。

このため、航空輸送上重要な空港において、滑走路、誘導路等の耐震化を図り、空港の耐震性向上を進めることにより、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。

※航空輸送上重要な空港：緊急輸送の拠点となる空港のうち、特に、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる空港（東京国際、成田国際、関西国際、大阪国際、中部国際、新千歳、仙台、新潟、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇）。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

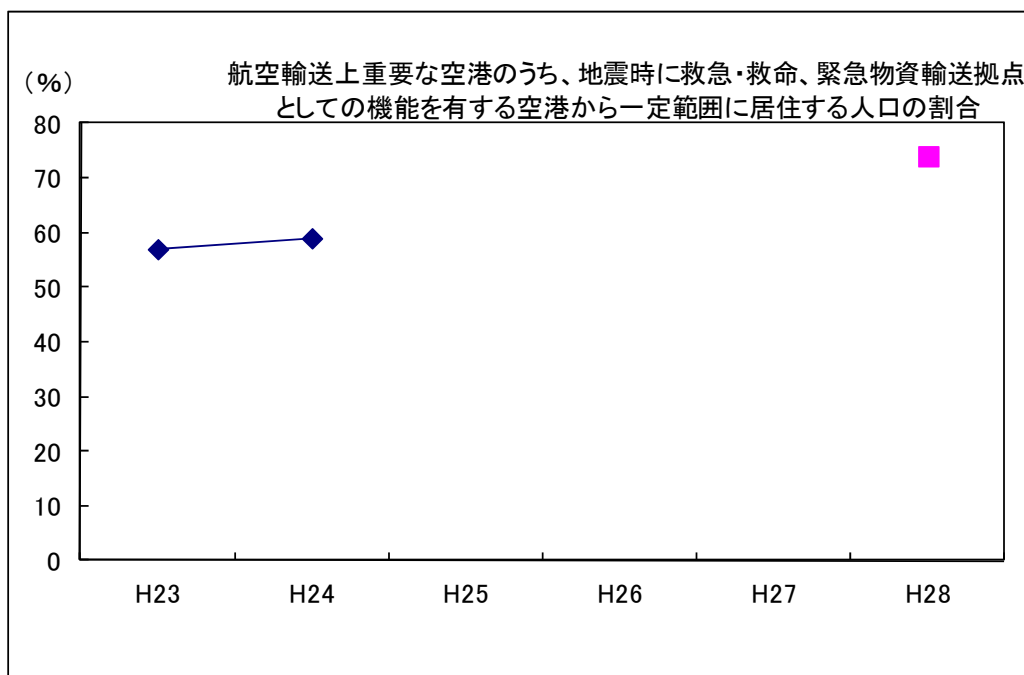
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
57%	59%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地震災害時に、空港が災害復旧支援、救急救命活動や緊急物資輸送など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。

※滑走路、誘導路など

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度も新たに地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保した空港があり、指標は右肩上がりの状態にある。

(事務事業の実施状況)

空港の耐震性向上の事業は、毎年度実施内容を計画し、平成24年度には、高松空港が地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、その他各空港の耐震工事を引き続き実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

耐震事業着手済みの空港は概ね順調に進んでおり、平成28年度の目標達成に向けた成果を示していることから、引き続き既存施策を推進していくこととし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局安全部空港安全・保安対策課(課長 干山 善幸)

関係課：航空局航空ネットワーク部空港施設課(課長 池田 薫)

業績指標 1 2 3

全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合

評 価

A—2	目標値： 82%（毎年度） 実績値：86.6%（平成24年度） 初期値：86.7%（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値
 （大都市圏から地方圏への転入者数） / （地方圏から大都市圏への転出者数）

※大都市圏・・・三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）

地方圏・・・・・・三大都市圏以外の地域

（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

（目標設定の考え方・根拠）

ここ5年間（平成18年度～平成23年度）の実績は8.8ポイント増加となっているが、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、ここ10年間（平成13年度～平成23年度）の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。その上で、UJIターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。

（外部要因）

- ・景気の動向（都市部と地方部との景気格差拡大）
- ・総人口の減少

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

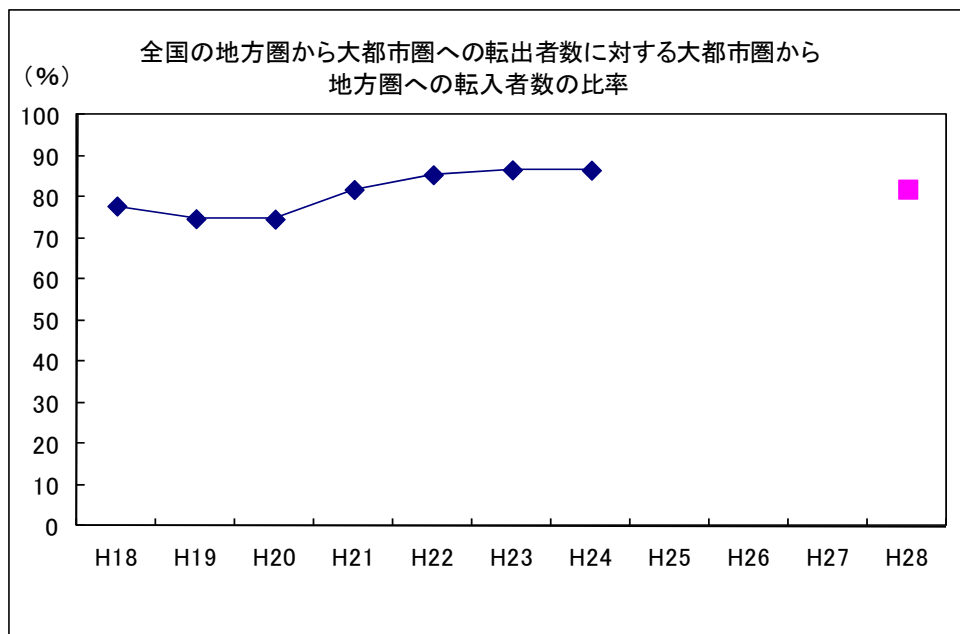
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
77.9%	74.8%	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%	86.6%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

大都市と地方、都市と農村漁村の交流・連携を促す集落活性化推進のための補助を行うとともに、地域活性化を推進するために地域づくりの情報発信等の支援を行う。

予算額 340 百万円（平成 24 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 24 年度の実績値は、前年度比で 0.1 ポイント減少して 86.6% となっているものの、目標を達成している。

（事務事業の実施状況）

- ・人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を目的として、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎等の既存公共施設（ストック）を活用した、公益サービスの集約化施設、地域産業施設又は地域間交流施設等への改修整備を支援した。
- ・市町村が行う地方体験交流支援事業の実施の情報について、国土交通省HPへ掲載するとともに、大学等に対して情報提供した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 24 年度の実績値は、前年度比で 0.1 ポイント減となっている。
- ・これは、大都市圏から地方圏への転入者数、地方圏から大都市圏への転出者数ともに微減となっていることから、実績値でも前年度比でほぼ横ばいとなっているためである。
- ・実績値は目標値を超えており、今後ともこの傾向を持続し、地域活性化及び地域振興を図るため、平成 25 年度も引き続き施策を実施していくことが必要であることから、A-2 と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

なし

（平成 26 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長 長崎 卓）

業績指標 124

都市再生誘発量（基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計）

評 価

B-2	目標値：14,700 ha（平成28年度） 実績値：9,497 ha（平成24年度） 初期値：9,270 ha（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。

（目標設定の考え方・根拠）

民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

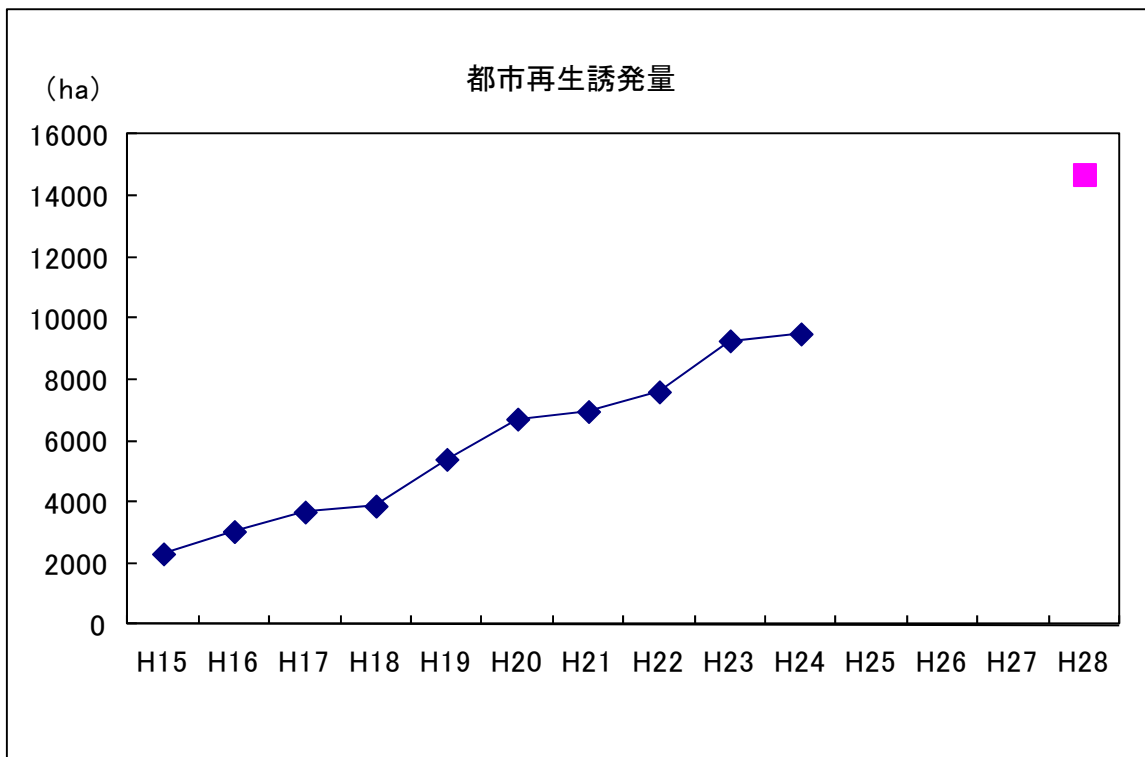
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値									(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
2,316 ha	3,045 ha	3,682 ha	3,878 ha	5,401 ha	6,716 ha	6,964 ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 都市再生総合整備事業の推進
大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生を促すトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進する。
予算額：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数。（平成24年度）
- 都市再生区画整理事業の推進
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。
予算額：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数。この他、都市再生機構向けに都市再生区画整理事業1.08億円がある。（平成24年度）
- 都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネーター等推進事業）
都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネーター業務等を実施する。
予算額：11.74億円（平成24年度）
- 税制上の特例措置
 - ①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置
 - ②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・仮換地指定後3年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の実績値は9,497ha（単年度の増加量：約230ha）で、平成28年度目標値に対してのトレンド（平成24年度：約10,356ha）を下回っている。

（事務事業の実施状況）

都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業により、都市再生の喫緊の課題である大規模工場跡地の基盤整備や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標値に対してのトレンドを下回っている。これは、近年の地方財政状況の悪化等に起因しており、今後とも都市再生を推進すべく現在の施策を引き続き進めていくことで目標を達成すると見込まれることから、B-2と評価した。
- ・今後も民間事業者等の都市再生への誘導のため、基盤整備等を着実に進める必要がある。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 清瀬 和彦）
都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市局都市政策課（課長 東 潔）
住宅局市街地建築課（課長 杉藤 崇）

業績指標 125

文化・学術・研究拠点の整備の推進（①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）

評価

① B-2	① 目標値： 80件（平成27年度） 実績値： 46件（平成23年度） 初期値： 74件（平成21年度）
② B-2	② 目標値： 140施設（平成28年度） 実績値： 118施設（平成24年度） 初期値： 115施設（平成23年度）
③ B-2	③ 目標値： 240人（平成27年度） 実績値： 221人（平成23年度） 初期値： 217人（平成22年度）

(指標の定義)

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

つくば地区内の国際会議開催数。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市は文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。

- ・研究施設（研究施設、技術開発施設）
- ・大学（大学・短大）
- ・文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- ・交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- ・宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- ・その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。

(目標設定の考え方・根拠)

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市（サイエンス型国際コンベンション都市）を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、従前よりその開催数を目標としてきたものである。

筑波研究学園都市における国際会議開催数は、H17：60件、H18：64件、H19：82件、H20：80件、H21：74件であり、5カ年平均の72件を上回る80件を目指すこととする。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。

関西学研都市における立地施設数の推移は、H19：8施設、H20：8施設、H21：3施設、H22：3施設、H23：4施設あり、年平均施設立地数は5件となっていることから、H23を初期値に5年後であるH28までに年5件ずつ増加するものとして140施設を目指すこととする。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、その数の増加は新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。

関西学研都市の全研究者数の推移は、H19：6,350人、H20：6,513人、H21：6,565人、H22：6,589人であり、この間の年平均増加率は1%となっている。一方、外国人研究者については、H19：246人、H20：212人、H21：221人、H22：217人であり、この間の年平均増加率は▲4%である。今後、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長を目指すため、少なくとも外国人研究者についても全研究者数と同様に増加してゆく必要があることから、H22実績を初期値に5年後であるH27までに年1%ずつ増加するものとした推計値（227人）を上回る240人を目指すこととする。

(外部要因)

②「関西文化学術研究都市における立地施設数」：景気の動向

③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」：景気の動向

(他の関係主体)

①研究学園地区内の研究・教育施設32機関（国立大学法人筑波大学、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等）

②③該当なし

(重要政策)**【施政方針】**

①②③なし

【閣議決定】

①②③なし

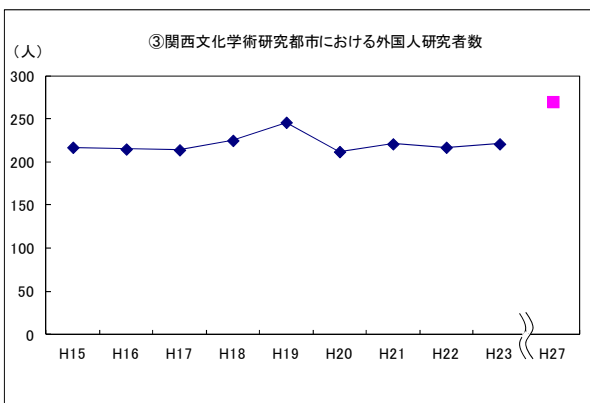
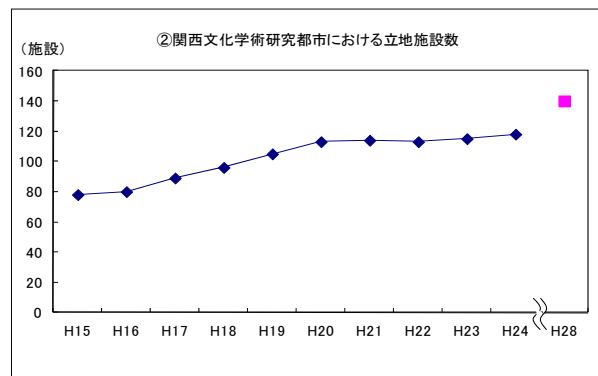
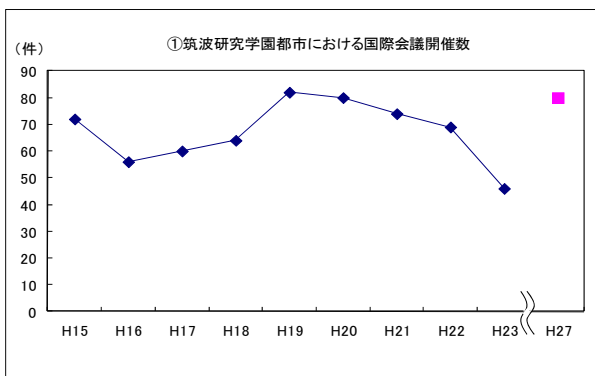
【閣決（重点）】

①②③なし

【その他】

①②③なし

過去の実績値（①筑波研究学園都市における国際会議開催数）										(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	集計中
72件	56件	60件	64件	82件	80件	74件	69件	46件		
過去の実績値（②関西文化学術研究都市における立地施設数）										(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	集計中
78施設	80施設	89施設	96施設	105施設	113施設	114施設	113施設	115施設	118施設	
過去の実績値（③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）										(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	集計中
217人	215人	214人	225人	246人	212人	221人	217人	221人		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

・筑波研究学園都市が国家的戦略である「科学技術創造立国」を実現し、今後の我が国の国際競争力を維持する上で必要な最先端の科学技術の研究開発拠点として機能するためにも、研究学園地区建設計画で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施。

②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

・税制：関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設促進を図るための文化学術研究施設の整備に係る課税の特例措置

○法人税：特別償却 機械・装置：12%、建物・附属設備：6%

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

平成24年度については現在集計中であるが、平成23年度の実績値は46件であった。これは22年度と比較して減少している。これは東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、予定されていた国際会議の取り消し、延期に伴うものである。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

平成24年度の実績値は118施設で、23年度と比較して増加しているものの、目標値には届いていない。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

平成24年度については現在集計中であるが、平成23年度の実績値は221人で、22年度と比較して増加しているものの、目標値には届いていない。

(事務事業の実施状況)

①波研究学園都市における国際会議開催数

筑波研究学園都市については、「研究学園地区建設計画」で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施している。

②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

平成24年度については現在集計中であるために目標値を達成したか判断できない。平成23年度については、前年度に比べて減少しているが、これは東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、予定されていた国際会議の取り消し、延期に伴うものである。ここ数年は目標値に近い数値で推移しているため、これまでの施策が有効に機能していると考えられることからB-2と評価した。引き続き、筑波研究学園都市を「サイエンス型国際コンベンション都市」としての機能を備えた都市としていくため、情報収集等に努める。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

平成24年度の実績値は118施設で、23年度と比較して増加したものの、世界金融危機以降の景気悪化に加え、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結・見直しや投資意欲の減退等により、学研地区における新規立地についても大幅な増加は望めない中、目標は達成できなかった。しかしながら、関西文化学術研究都市が次世代エネルギー実証実験の実施地域に選定されるなど、同都市において環境分野での最先端の取り組みが進められているとともに、平成25年度末までには京都大学大学院農学研究科附属農場の同都市への移転が予定されており、関連施設等の新規立地が期待されている。よって、経済情勢の悪化等の外部要因により一時的に立地施設数は伸び悩んでいるものの、地域における様々な取り組みに加えて、これまでの施策を継続させることで、今後着実に立地施設数は増加してゆくものと考えられることから、B-2と評価した。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

平成23年度の実績値は22年度と比較して増加しているものの、目標値には届いていないが、国、地方公共団体、経済団体等で構成されるサード・ステージ会議において、国際交流の促進のための検討が進み諸外国のサイエンスパークとの交流が推進されるとともに、平成25年度末までには京都大学大学院農学研究科附属農場の同都市への移転が予定されているなど、今後も着実な外国人研究者の増加が見込まれることから、B-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

②③ 関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設の立地促進等に資する調査を実施。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局 都市政策課(課長 東 潔)

業績指標 126

半島地域の観光入込客数（増加率）と全国の観光入込客数（増加率）の比

評 価

A-2	目標値：全国の増加率比1.00以上（毎年度） 実績値：1.02（平成23年度） 初期値：－
-----	---

（指標の定義）

半島地域の道府県が集計した観光入込客数の合計値とし、その合計値の増加率が、全国の観光入込客数の増加率以上となることを目指す。（平成21年度を基準とする）。

（注）観光入込客数：観光地及び行祭事・イベントに地域外から訪れた人の数

（目標設定の考え方・根拠）

半島地域においては、人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活発化させることにより地域の自立的発展を目指し、半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、観光業等の振興のための税制措置、地域資源の活用や地域間連携等の取組の支援施策を実施している。

このため、地域間交流の活発化（交流人口の拡大）の程度を示す指標として、観光入込客数の増大（少なくとも全国水準以上の伸び）を目標とする。

なお、地域間交流の促進は半島振興法上の半島振興計画記載事項に掲げられている。

（外部要因）

気象変動、災害、景気変動、観光ニーズの変化、集計方法の変更

（他の関係主体）

半島振興対策実施地域指定を受けた23道府県

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

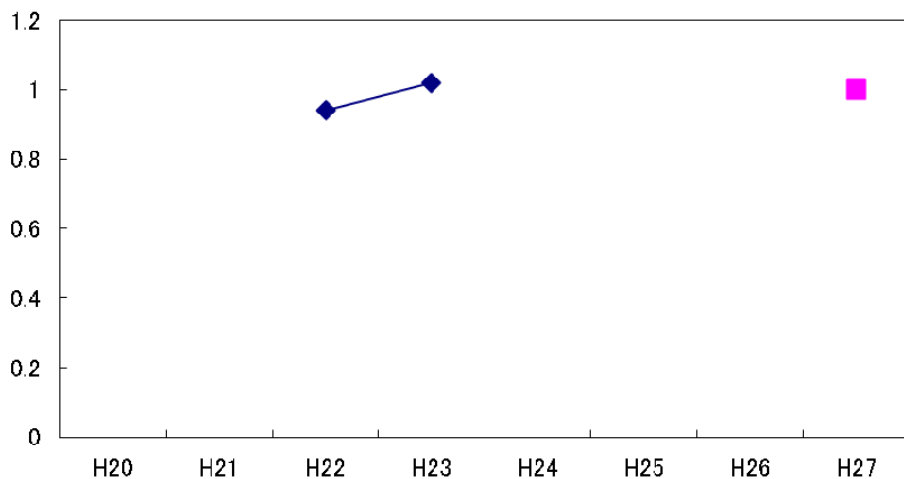
なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）	
H18	H19	H20	H21	H22	H23	
－	－	－	－	0.94	1.02	

（単位） 半島地域の観光入込客数（増加率）と全国の観光入込客数（増加率）の比



事務事業の概要

主な事務事業の概要

【予算事業】

○半島地域振興対策事業経費等

担い手育成に向けた農林水産資源等の地域資源を活用した内発的な地域づくりや半島間連携に向けた取組に係る実証調査を行い、有効な支援方策を検討する。検討を通じて得られた知見を集約し地域への普及を図ることにより、半島地域の自立的な発展を推進する。

予算額：46,855千円（平成24年度）

【税制上の特例措置】

○半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却（所得税・法人税）

半島振興対策実施地域内において、個人又は法人が、製造の事業及び農林水産物等販売業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を、新設又は増設した場合に、その機械・装置につき10/100、建物・附属設備につき6/100の特別償却を認める。

これらの税制上の特例により、課税の繰延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができることから、半島地域内における企業等の立地等の設備投資を促進し、半島振興対策実施地域における産業の振興、地域間交流等に資するものである。

減収見込額 3.4億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の半島地域の観光入込客数の比率は、対平成22年度比で96.9%、全国は対平成22年度比で94.5%であり、全国値と比較した半島地域の変動比は1.02となった（ただし、一部集計中等のため、半島地域、全国値ともに、当室において推計値を使用している）。また、集計方法の変更等により対平成22年度比で200%を超える地域は除外している。）

※ 観光入込客数が減少した原因としては、東日本大震災に伴う観光客の減少、観光庁共通基準の導入による統計上の変更などが考えられる。

平成24年度の実績値については現在集計中（平成26年3月目途）である。

（事務事業の実施状況）

平成24年度は、半島地域振興対策事業経費等において、15地域において、半島地域の担い手育成、半島間の連携の活動のためのワークショップの開催や専門家によるアドバイス等支援を行ったほか、半島地域の社会経済情勢等に係る基礎調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成22年度と比較して、平成23年度の観光入込客数は減少しているものの、対全国比は増加していることから、現時点で「A」とし、現在の施策は維持することとして「2」と評価する。
- ・ なお、今後、目標を継続的に達成するためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化や半島地方の多様な食や自然景観を活用した観光に注目が集まっていることを踏まえ、国内外からの観光人口の増大を含めた交流人口の拡大に資する取組に重点を置きつつ、引き続き支援する必要がある。
- ・ 平成24年度の実績値については集計中である。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度以降）

- ・ 税制上の特例措置の拡充

（平成26年度以降）

- ・ なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室（室長 金子 健）

業績指標 127

高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合

評価

B-3-②	目標値：100%（平成24年度） 実績値：68%（平成24年度） 初期値：59%（平成19年度）
-------	--

(指標の定義)

特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）のうち、高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合。（高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された特別豪雪地帯に指定されている市町村数／特別豪雪地帯に指定されている市町村数）

高齢者が無理することなく除雪できる体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、状況（居住環境、家族構成、健康状況等）に応じて、平時はもとより、豪雪時であっても、その世帯の雪処理を支援することができる体制とする。

体制整備の要件は以下を全て満たす必要がある。

- (1) 要支援世帯の状況を把握する体制（要支援世帯における雪処理状況を把握しており、要支援世帯が相談できる）
- (2) 平時からの支援策を講じる体制（平時より要支援世帯に対して支援を実施している）
- (3) 豪雪時を想定した支援策を講じる体制（豪雪時を想定した要支援世帯への各種支援策を整備している）

(目標設定の考え方・根拠)

高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。

このような雪処理に係る事故を防止するために、平成20年4月に中央防災会議がとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」に基づき、流雪溝等の施設整備と併せて、特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の全市町村において、できるだけ早期に体制を整備する必要があるため、平成24年度を目途に特別豪雪地帯に指定されている全201市町村で高齢者が無理することなく除雪できる体制を整備することを目標とする。

(外部要因)

- ・市町村合併

(他の関係主体)

- ・関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省等）
- ・地方公共団体
- ・自治会 等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

豪雪地帯対策基本計画（平成24年12月7日）

国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画

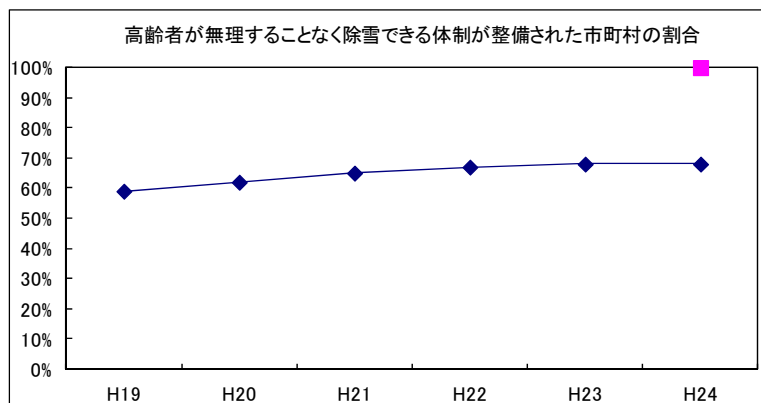
【閣決（重点）】

なし

【その他】

豪雪地帯対策特別措置法（平成24年3月31日改正）

過去の実績値						(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24	
59%	62%	65%	67%	68%	68%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・豪雪地帯に係る調査・検討

豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するため、安全安心な雪国の冬期生活の視点等から豪雪対策に関する調査・検討を行う。

予算額：28百万円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

実績値は、平成19年度から平成23年度まで毎年増加していたが、平成24年度は前年度同様68%となっている。

(事務事業の実施状況)

- ・雪害による被災者の事故原因分析、及び自治体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。
- ・豪雪地帯の雪害対策について、「大雪に対する防災力の向上方策検討会」を行い、除雪作業中の事故防止対策、地域コミュニティの共助による雪処理等を内容とする「大雪に対する防災力の向上方策検討会報告書－豪雪地帯の防災力向上に向けて－」及び「地域除雪等の取組事例集」を取りまとめ、関係自治体へ配布・HPに掲載し啓発。
- ・地域の除雪問題を解決するため、共助による地域除雪の普及・定着を図る「地域除雪活動実践ガイドブック」を作成し、HPでの公開、地方自治体等に配布・周知を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値は、平成19年度に初期値を設定してから対前年度以上の水準で推移してきたものの、平成24年度までに目標を達成することはできなかったことから評価は「B」とした。
- ・目標を達成できなかった主な要因として、平成22～24年度の大雪により、自治体はその対応に追われ、要件(1)「要支援世帯の状況を把握する体制」が確保できなかったことが挙げられる。
- ・過疎高齢化により、今後、更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。この状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」に係る規定が追加された。
- ・そのため、平成25年度より、新たな政策として、地域コミュニティ、NPO等の多様な主体による先導的で実効性のある、共助による地域除雪に係る地域の取組を行うことで、共助等による除雪体制整備を推進することとし、新たな指標である「共助等による除雪体制が整備された市町村の割合」により事業を評価することとしたため、今年度は「B-3-②」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・業績指標の目標年度及び目標値の変更。

(平成26年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土政策局地方振興課(課長 長崎 卓)

業績指標 128

特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数

評価	
A-2	目標値：11件（平成28年度） 実績値：7件（平成24年度） 初期値：3件（平成23年度）

(指標の定義)

都市再生特別措置法19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数

(目標設定の考え方・根拠)

平成23年4月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成24年1月には、特定都市再生緊急整備地域として全国11箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びインフラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要であるため、平成28年度までに現在指定されている11箇所の特定都市再生緊急整備地域の全てで整備計画が策定されることを目標として設定する

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

内閣官房、地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

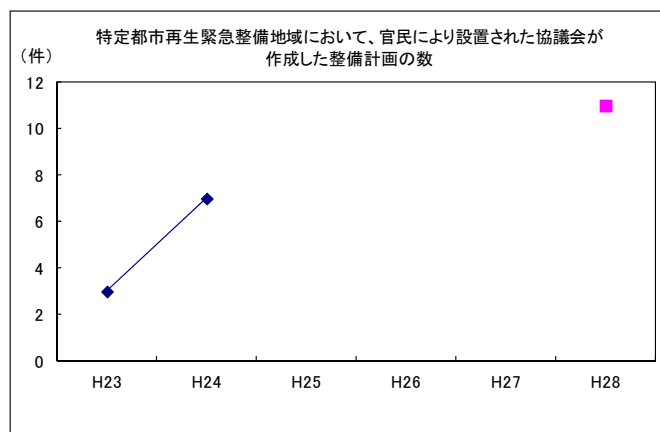
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）第3章に記載あり

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
-	-	-	3件	7件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

内閣官房、地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等と協力しながら、地域整備方針に基づき、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画の作成を行う。

関連する事務事業の概要

国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を

推進する。(平成24年度：69億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度には、札幌駅・大通駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域で整備計画を作成し、目標達成に向け順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

整備計画が作成されていない地域においても、協議会を開催し整備計画を検討するよう、関係者と調整を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け順調に推移していると見込まれることから、現在の施策を着実に推進することとし、A-2と評価した。今後も着実に官民連携を推進し、都市の国際競争力の強化を図っていく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室(室長 佐藤 哲也)

関係課：都市局 市街地整備課(課長 望月 明彦)

業績指標 129

民間都市開発の誘発係数（民都機構が係わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの）

評価

B-2	目標値：12.0倍（平成24～28年度の平均） 実績値：3.8倍（平成24年度） 初期値：11.6倍（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

（財）民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が係わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。

分母を民都機構が係わった案件の民都機構支援額（政府保証額含む。1,735百万円（平成24年度））とし、分子を当該案件の総事業費（6,578百万円（平成24年度））とする。

（目標設定の考え方・根拠）

初期値は11.6倍（平成23年度）であり、民間都市開発をめぐる厳しい金融環境の中、今後もこの水準を維持することを目標とする。

（外部要因）

民間事業者等の都市開発事業に対する取組状況、経済状況、金利環境

（他の関係主体）

民都機構

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

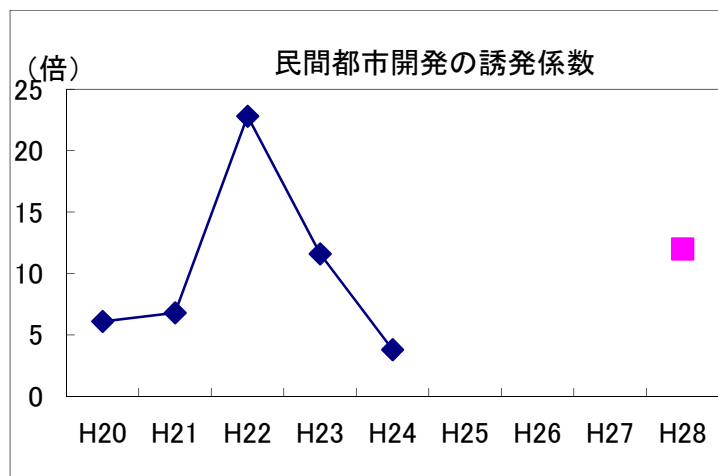
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
6.1倍	6.8倍	22.8倍	11.6倍	3.8倍	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○民都機構の行う各業務の推進

・メザニン支援業務

都市再生特別措置法に基づく認定を受けた都市開発事業のうち公共施設等の整備に要する費用について、貸付け又は社債取得によりミドルリスク資金を供給し、事業の着実な推進を図る。

政府保証枠：500億円（平成24年度）

・まち再生出資業務

都市再生特別措置法に基づく認定を受け、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業と一体的に公共施

設等の整備を行う都市開発事業について、出資により公共施設等の整備に要する費用を支援し、事業の着実な推進を図る。

予算額：110億円（平成24年度補正）

・共同型都市再構築業務

地域の生活に必要な都市機能（教育文化、医療、社会福祉、子育て支援、商業等）の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する、公共施設等の整備を行う都市開発事業について、共同施行方式で支援する。

予算額：40億円（平成24年度補正）

・住民参加型まちづくりファンド支援業務

地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりに誘導するため、「まちづくりファンド」に対して支援を行う。

予算額：2億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

民間都市開発に対する融資態度が全産業より厳しいこと等により、平成24年度において誘発係数は3.8倍となり、前年度に比べて減少した。なお、平成20年度から平成24年度までの平均では10.2倍となっている。

（※）平成22年度は、他の事業に比べて特に事業費の大きい事業1件について、民都機構支援額が少なかったことから、民間都市開発の誘発係数が大きくなったものである。

（事務事業の実施状況）

民都機構において、当機構の業務である各業務（融資等を行うメザニン支援業務、出資を行うまち再生出資業務、共同施行方式で支援する共同型都市再構築業務、補助を行う住民参加型まちづくりファンド支援業務）において、融資、出資等を行うことにより、民間資金の呼び水となることで、民間事業者が行う都市開発事業の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

民間都市開発に対する融資態度が全産業より厳しいこと等により、平成24年度において誘発係数は3.8倍となり、前年度に比べて減少した。

他方、事業規模等については個別の案件毎で額の幅が大きいため、直近の単年度の数値が低くても、複数年で見ると目標の達成は可能と考えられ、今後、外部要因である経済環境を含めた都市開発市場の動向等を踏まえながら、見直し等を行った民都機構の業務を活用していくことにより、引き続き民間都市開発の推進を図り、目標値の達成を目指し、取組を進めていく。したがって、B-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室（室長 佐藤 守孝）
港湾局 計画課 官民連携推進室（室長 西尾 保之）

業績指標 130

駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数

評価

B-2	目標値：100%（約10万台）（平成25年度） 実績値：45%（4.5万台）（平成23年度） 初期値：45%（4.5万台）（平成20年度）
-----	---

(指標の定義)

駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数とする。

(目標設定の考え方・根拠)

平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、四輪の自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するため、駐車場法に基づき整備される自動二輪車の路上駐車場及び路外駐車場（都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車場等）が、平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率（※）5.1%に平成38年度（平成18年度の20年後）に到達するまで整備されることを目標とし、当面の目標として平成25年度までに約10万台の目標値を設定。

（※）乗用車の駐車場整備比率・・・乗用車の保有台数／整備済み駐車場台数

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

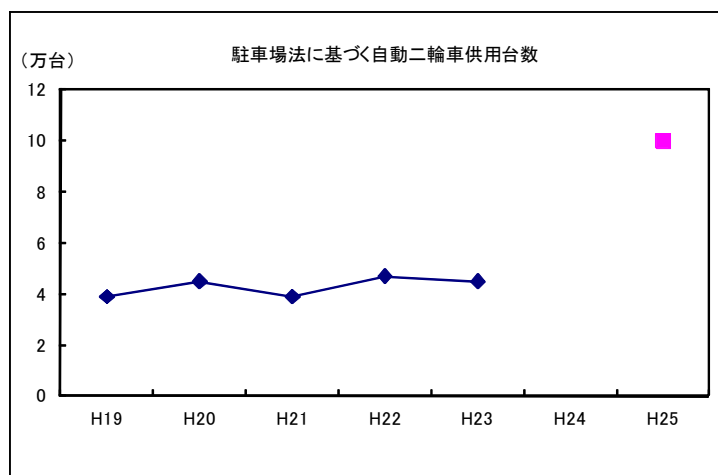
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
45%（4.5万台）	39%（3.9万台）	47%（4.7万台）	45%（4.5万台）	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 駐車場法に基づく駐車場整備の推進
各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより、駐車場法に基づく駐車場整備の推進を図る。
- 既存駐車場や自転車駐車場への自動二輪車への受け入れ
既存の駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等

を対象とした講習会等において周知徹底する。また、各地方公共団体へ既存の自転車駐車場への自動二輪車の受け入れ推進について通知（H22.4.20付け およびH23.5.12付け）。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度については約4.5万台（前年度比0.2万台減少）となっているが、今後、自転車等駐車場での受入が進むものと見込まれる。

（事務事業の実施状況）

平成24年度においても、引き続き自動二輪車の受け入れを推進しており、自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成23年度については前年度比0.2万台減少となっており、目標達成に向けた成果は示していないが、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れなど、実績値の上昇が見込まれるためB-2と評価した。
- ・今年も引き続き、駐車場管理者である各地方公共団体や関係者に対し、自動二輪車の受け入れの周知に努める。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）

業績指標 131

都市機能更新率（市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合）

評価

A-2	目標値：41.0%（平成25年度） 実績値：40.0%（平成24年度） 初期値：36.9%（平成20年度）
-----	---

（指標の定義）

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積（分母）のうち4階建て以上の建築物の宅地面積及び同一施行地区内において4階建て以上の施設建築物と3階建て以下の施設建築物とが混在して建築される場合の3階建て以下の施設建築物の宅地面積（分子）の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。

（外部要因）

当該地区に対する任意の民間建築投資量の動向等

（他の関係主体）

地方公共団体（都市計画決定、事業主体、民間事業者への補助金交付等）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

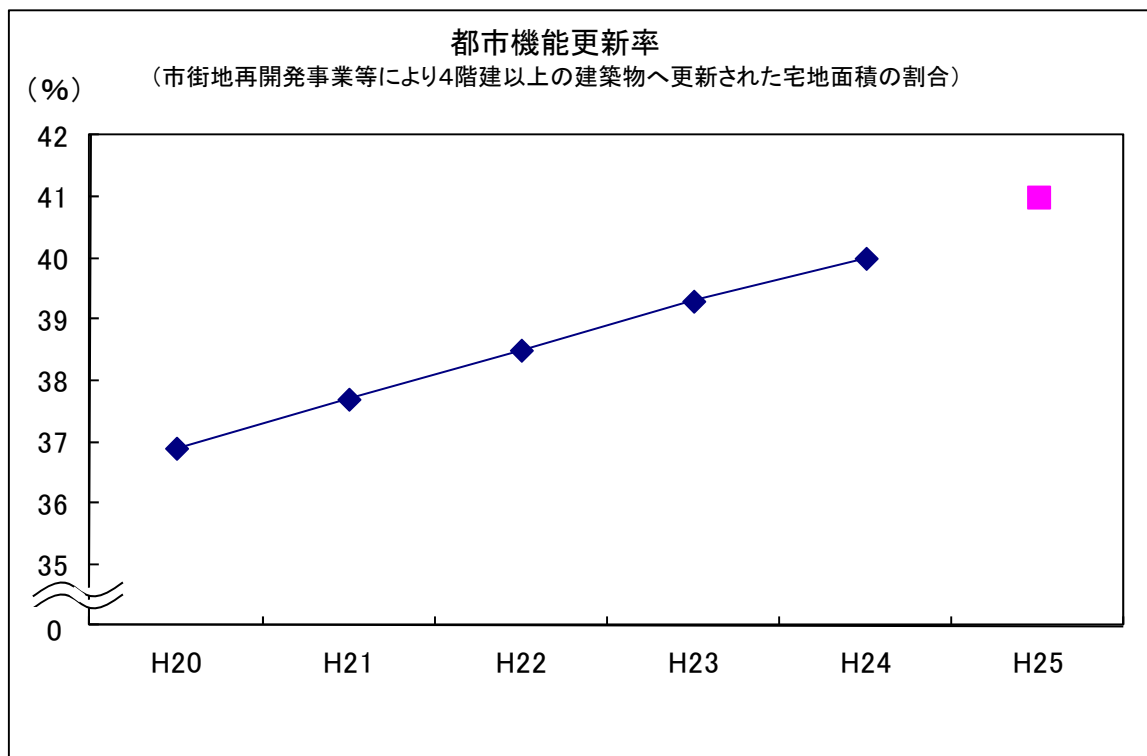
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	40.0%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 市街地の再開発の推進
 - ・市街地再開発事業の実施
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図っている。
予算額（平成24年度）：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数
 - ・市街地の再開発を支援する事業の推進
市街地における任意の再開発のうち、一定の要件を満たすものについて、地区再開発事業、優良建築物等整備事業等により支援するとともに、再開発と一体的に周辺地域の整備を行う都市再生総合整備事業等により、市街地の面的な整備や拠点の形成を図っている。
予算額（平成24年度）：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数（地区再開発事業、優良建築物等整備事業、都市再生総合整備事業等）
- 暮らし・にぎわい再生事業
中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。
予算額（平成24年度）：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数及び地域自主戦略交付金0.68兆円の内数

【税制上の特例措置】

- ①施設建築物に対する割増償却制度（所得税・法人税）
 - ・市街地再開発事業により建築された施設建築物（権利床、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。）の取得者に対する割増償却（5年間10%）の特例措置
- ②権利床に係る固定資産税の減額制度（固定資産税）
 - ・市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る特例措置（住宅床2/3、非住宅床1/3（一種事業の場合1/4）を減額（新築後5年間））
- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
 - ・市街地再開発事業の用に供するために施行者に土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・三大都市圏の既成市街地等内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業（認定再開発事業を含む）のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の軽減税率
- ④特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税・法人税）
 - ・市街地再開発事業の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）
 - ・市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための特定の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）
 - ・特定民間再開発事業により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の居住用資産の買換特例等（繰延割合100%）
- ⑤都市再生・まち再生促進税制（所得税・法人税・登録免許税・個人住民税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税）
 - ・「活力の源泉」である都市の再生に資する民間都市開発事業の推進により、国際競争力・成長力の強化や地域の活性化を図るため、都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業計画、都市再生整備計画の区域における認定民間都市再生整備事業計画、都市再生整備推進法人に対し土地等を譲渡した者に係る特例措置を講じる。
- ⑥認定事業用地適正化計画の事業用地区域内にある土地等の交換等の場合の特例措置（所得税・法人税）
 - ・土地の有効利用の促進を図るため、民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく認定事業用地適正化計画の事業用地区域内にある土地等の交換等に係る特例措置を講じる。
- ⑦中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税）
 - ・中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度は40.0%で、平成23年度に対して0.7ポイント増加しており、平成25年度目標値の達成に向けて順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

市街地再開発事業は、これまでに約810地区で事業完了しているほか、約150地区で事業中である（平成25年3月31日時点）。集約型都市構造への再編に資する魅力ある都市拠点の形成、防災上危険な密集市街地の解

消、空洞化が進む中心市街地の活性化を図るため、これらの課題を抱える地区について特に重点的に、市街地再開発事業とその関連制度により、市街地の再開発を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の達成に向けて順調に推移しており、現在の施策を維持することが妥当と考えられることから、A-2と評価した。引き続き、市街地再開発事業等による市街地の再開発の推進に努める。特に、重点的に再開発を進めるべき地区については、予算の重点配分や支援制度の整備・拡充等所要の施策を講じることにより、早期の事業化、事業完了を目指す。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 望月 明彦)

関係課：住宅局市街地建築課(課長 杉藤 崇)

都市局まちづくり推進課(課長 清瀬 和彦)

業績指標 132

中心市街地人口比率の増加率

評 価

B-1	目標値：前年度比1.0%増（平成26年度） 実績値：前年度比0.04%増（平成23年度） 初期値：前年度比0.16%減（平成21年度）
-----	---

（指標の定義）

市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なみ居住を推進すべき地域※）人口の比率の増加率。

※中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。

※中心市街地人口比率：市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口／市域全体の人口

中心市街地人口比率の増加率 $((A - B) / B)$

A：当該年度の中心市街地人口比率

B：前年度の中心市街地人口比率

（目標設定の考え方・根拠）

中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービス等のバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム（成果）であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。

市全域の人口に対する中心市街地の人口比率が増加するという事は、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測るためのアウトカム指標として有効である。

中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比1.0%増を目標とする。

（外部要因）

市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体） 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

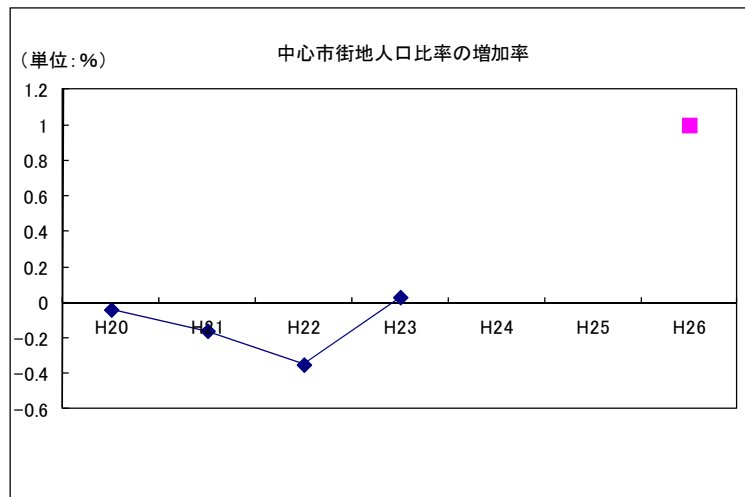
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1.1%減	0.7%減	0.5%減	0.04%減	0.16%減	0.35%減	0.04%増	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 街なか居住再生ファンド
地方都市等の中心市街地活性化を図るため、小規模な遊休地等を核として行われる民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資による支援を行う街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設し、都市の中心部への居住を推進している。平成20年度に、街なか居住再生ファンドの出資対象地区に、景観法に基づく景観計画が定められた区域等を追加した。
- 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援
中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。
予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金1.44兆円〔当初予算〕の内数（平成24年度））
- 中心市街地共同住宅供給事業
中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成18年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。
予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金1.44兆円〔当初予算〕の内数（平成24年度））
- 中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税・不動産取得税）
中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

関連する事務事業の概要

- 暮らし・にぎわい再生事業
中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方にに基づき、意欲のある地区を選定し、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。
予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金1.44兆円〔当初予算〕及び0.25兆円〔補正予算〕の内数、地域自主戦略交付金0.68兆円の内数（平成24年度））
- 集約都市開発支援事業
都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素まちづくり計画区域内で実施される認定集約都市開発事業（都市機能の集約を図るための拠点の形成に資する事業）及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業を平成24年度に創設している。
- 集約都市形成支援事業
拡散した都市機能の集約に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分や跡地の緑地化等を支援する事業を平成25年度に創設している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標の動向については、平成20年度までの過去の実績値は上昇傾向であったが、平成21年度、平成22年度と低調に推移している。平成23年度は実績値が再度上昇に転じており、平成26年度の目標値（前年度比1.0%増）達成に向けて、引き続き事業の推進が必要である。なお、平成24年度の実績値の算定は、平成25年12月までに集計予定。

（事務事業の実施状況）

中心市街地の活性化を図るため、街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設したほか、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業等の施策により街なか居住の推進を図っている。また、平成18年度に暮らし・にぎわい再生事業や中心市街地共同住宅供給事業を創設し、中心市街地活性化の取り組みに対する支援を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は平成26年度の目標値として、人口比率の増加率を対前年度比で1.0%増としている。前述のとおり、平成23年度は実績が好調に推移しており、平成26年度における目標値の達成に向け、引き続き、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進すべく、支援制度の拡充、税制特例措置といった各種施策を講じるとともに、

平成25年度に新たな措置を講じることとしているため、「B-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

街なか居住に資する上記事業を引き続き推進する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局市街地建築課(課長 杉藤 崇)

関係課：都市局まちづくり推進課(課長 清瀬 和彦)

都市局市街地整備課(課長 望月 明彦)

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(室長 真鍋 純)

業績指標 133
物流拠点の整備地区数

評価	
A-2	目標値：100%（80地区）（平成28年度） 実績値：83%（66地区）（平成24年度） 初期値：79%（63地区）（平成23年度）

（指標の定義）

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

（目標設定の考え方・根拠）

総合物流施策大綱（2009-2013）において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）

地元との調整等

（他の関係主体）

地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

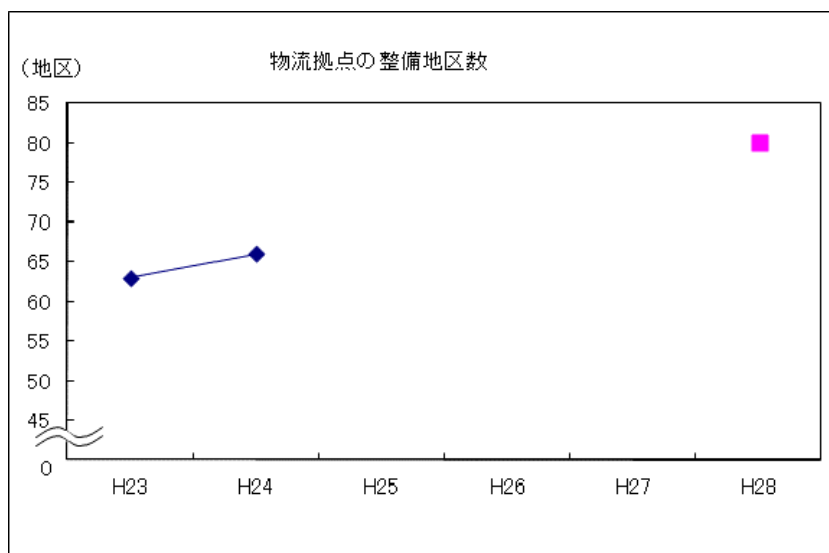
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	H24	
51% （41地区）	60% （48地区）	66% （53地区）	73% （58地区）	79% （63地区）	83% （66地区）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 流通業務市街地の整備の推進
流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。
- 税制上の特例措置
特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税、法人税）
・流通業務地区内の一定の流通業務施設等についての非課税（特別土地保有税）等

関連する事務事業の概要

- 土地区画整理事業の活用
土地区画整理事業手法等の活用等により、I C周辺等における物流施設用地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度までの実績値は66地区であり、前年度比で3件増加している。平成24年度に完了予定だった区画整理事業で事業延伸を行った地区が4地区あったため前年度比の件数は過去実績値によるトレンドより少ないものの、土地区画整理事業全体は順調に推移しており、平成28年度の目標値達成に向け、着実に推移していると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 望月 明彦)

業績指標 134

主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率

評価	
A-2	目標値：前年度比+0%以上（毎年度） 実績値：前年度比+0%（平成23年度） 初期値：－

（指標の定義）

都市機能の拡散・集積の動向を評価する指標として、人口10万人以上の各都市の市域全体における延べ床面積に占める主要な拠点地域^{※1}における延べ床面積の割合の増減率を算出する。

※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたもの

（目標設定の考え方・根拠）

人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。

（外部要因）

地元調整（権利者との権利調整等）、不動産の需要動向等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体等）、民間等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

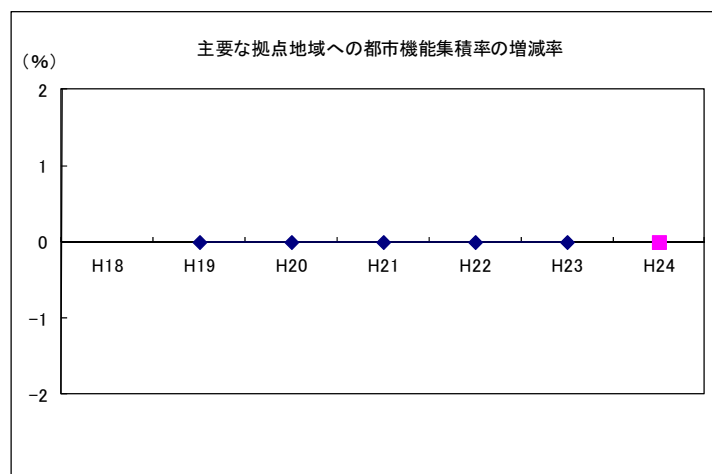
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
—	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
(集積率約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)
						集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○集約型都市構造への転換に向け、都市交通や市街地整備など多様な分野の関係施策を連携していくとともに、各地で説明会や意見交換会を行い、市町村を中心とした総力戦で取り組む体制の構築を促進する。

関連する事務事業の概要

○中心市街地や公共交通軸上の主要駅周辺等において、徒歩・自転車交通圏内に多様な都市機能が集積した魅力的な拠点的市街地が形成されるよう、都市機能の適切な立地誘導等を図りつつ、市街地の整備改善、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置を重点的に推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は目標である前年度比+0%以上を達成しており、平成24年度の実績値についても、目標達成に向け順調に推移していると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成19年7月20日の社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか(第二次答申)」において、集約型都市構造の実現に向けて、今後取り組むべき課題や目指すべき方向性が提示されたのを踏まえ、今後の制度のあり方などについて検討し、関係施策と連携してより適切な市街地整備事業などを進めているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け順調に推移していると見込まれており、現在の施策を着実に推進することが適切であることからA-2と評価した。今後も着実に基盤整備等を進めるとともに、関連する支援措置をあわせて行っていく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局市街地整備課(課長 望月 明彦)
関係課： 都市局まちづくり推進課(課長 清瀬 和彦)
都市局都市計画課(課長 和田 信貴)
都市局街路交通施設課(課長 高橋 忍)
住宅局市街地建築課(課長 杉藤 崇)

業績指標 135

在宅型テレワーカー（ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人）人口

評価

A-2	目標値：100%（約700万人）（平成27年度） 実績値：133%（約930万人）（平成24年度） 初期値：46%（約320万人）（平成22年度）
-----	---

（指標の定義）

テレワーカーとは、ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人とする。在宅型テレワーカーとは、テレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている人とする。

（目標設定の考え方・根拠）

大都市圏の通勤混雑や一極集中などの課題について国土交通省として広域的な視点から取り組むとともに、政府が推進するワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障害者の社会参画等を着実に進めることを目的としてテレワークを推進していることから、政府目標である「新たな情報通信技術戦略 工程表」（H22.6、IT戦略本部）における「2015年までに在宅型テレワーカーの人口を700万人とする。」を目標として設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

総務省、厚生労働省、経済産業省

（重要政策）

【施政方針】

第166回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成19年1月26日）

「意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。」

第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）

「将来の資源大国にもつながる海洋開発、安全保障や防災など幅広い活用ができる宇宙利用、テレワークや遠隔医療など社会に変革をもたらし得るIT活用。日本に「新たな可能性」をもたらすこれらのイノベーションを、省庁の縦割りを打破し、司令塔機能を強化して強く進めてまいります。」

【閣議決定】

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「テレワーク人口倍増アクションプラン」を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境整備を図り、平成22年までにテレワーク人口倍増を実現する。

【閣決（重点）】

なし

【その他】

○IT新改革戦略（平成18年1月 IT戦略本部決定）

「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」

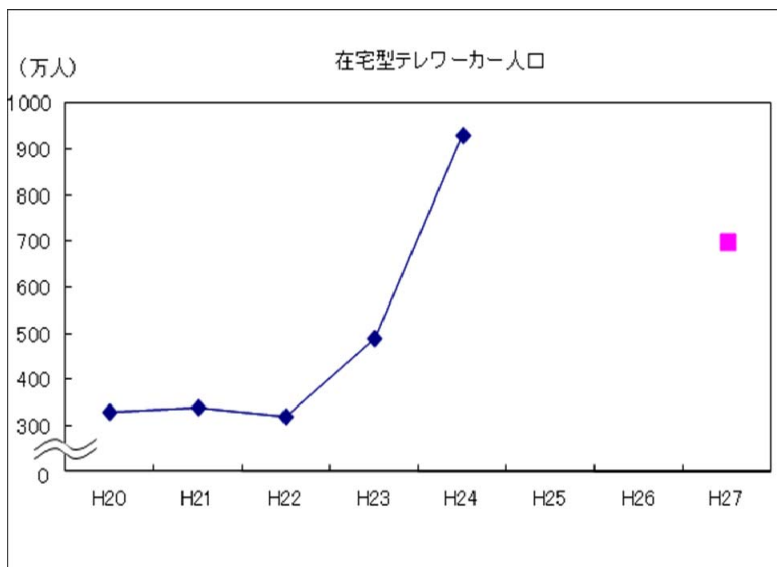
○新たな情報通信技術戦略（平成22年5月 IT戦略本部決定）

「高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進」。

○新たな情報通信技術戦略工程表（平成22年6月 IT戦略本部決定）

「2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする」

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
47% （約330万人）	49% （約340万人）	46% （約320万人）	70% （約490万人）	133% （約930万人）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・テレワークの推進
テレワーク人口実態調査やテレワークセンターに関する調査、普及啓発活動等を実施し、テレワークの普及促進を図る。

予算額：0.5億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度実績値は約930万人で、前回調査時（平成23年度）から440万人の増加を示している。

（事務事業の実施状況）

テレワーカー率・テレワーカー人口やテレワーク普及・推進に係る課題等を定量的に把握するためのテレワーク人口実態調査及びテレワークセンター整備に係る検討などのテレワーク推進方策の検討並びにテレワークを普及・推進するための普及啓発活動を継続的に実施し、テレワークの普及促進に努めてきた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標である在宅型テレワーカー人口は、平成24年度は昨年度からほぼ倍増となり、目標値〔2015年（平成27年）までに700万人〕を目標年より3年早く達成したが、より一層の普及に向けて、平成25年度も引き続き施策を実施していくことが必要であることから、A-2と評価した。

今後も、関係各省・団体等と連携しながら、より効率的・効果的なテレワーク推進方策の検討、テレワークの普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進する関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課（課長 東 潔）

業績指標 136

トラックから鉄道コンテナに転換した輸送トンキロ数

評価

B-1

目標値：36億トンキロ（平成24年度）
 実績値：集計中（平成24年度）
 初期値：21億トンキロ（平成18年度）

(指標の定義)

トラックから鉄道コンテナ輸送に転換した鉄道コンテナ輸送量（トンキロ）。
 ※増加した鉄道コンテナ輸送トンキロ数をトラックから鉄道コンテナ輸送に転換した輸送量と見なしている。

(目標設定の考え方・根拠)

自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成24年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して専用列車の設定、輸送力増強事業等により36億トンキロ増加させるという目標値を設定。（京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり）

(外部要因)

自然災害等による変動
 景気変動による物流量の増減

(他の関係主体)

物流事業者（鉄道事業者含む）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。（第3章第2節1.（1）」

新成長戦略（平成22年6月18日）

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

【閣決（重点）】

なし

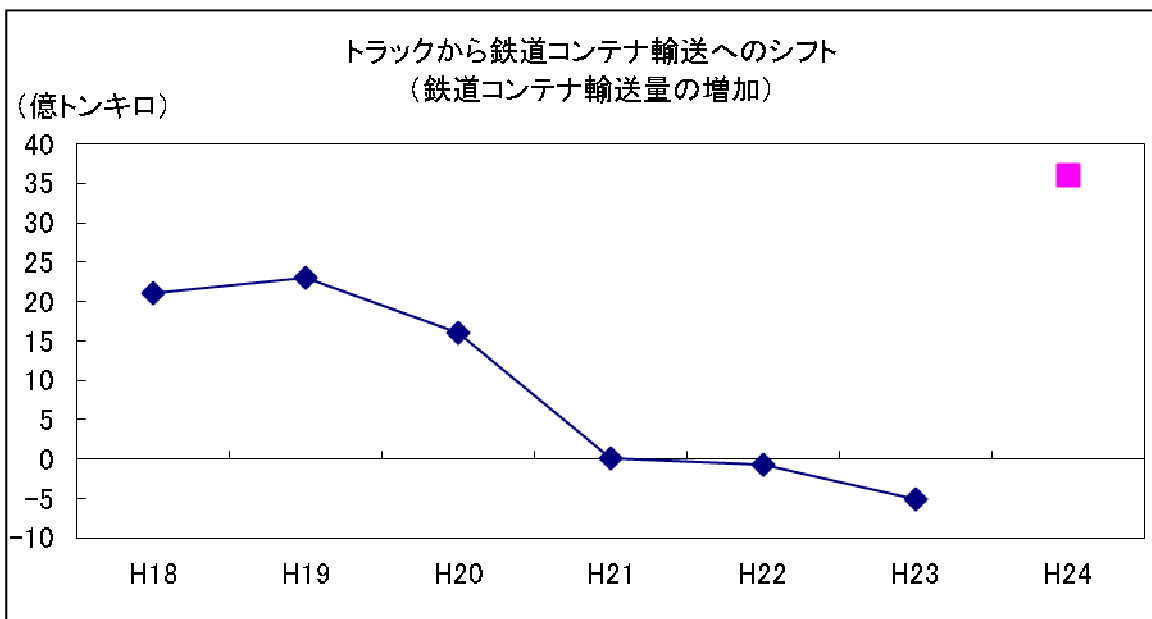
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
1.6億トンキロ	0.2億トンキロ	-0.7億トンキロ	-5億トンキロ	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①荷主・物流事業者の連携による取組の促進

・モーダルシフト等推進事業費補助金

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することにより、モーダルシフトを推進する。

予算額：8.2百万円（平成24年度）

②鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業

山陽線に引き続き、九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を行う（平成23年3月完成）。

・隅田川駅輸送力増強事業

北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅について、輸送力の増強のための整備を行う（平成25年3月完成）。

予算額：6.0億円（平成21年度）補正予算で事業採択

1. 8億円（平成22年度）うち交付決定変更による増額分1.6億円

2. 8億円（平成23年度）

2. 8億円（平成24年度）

・エコレールマークの普及

鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。

（税制特例）※課税標準の軽減割合は平成24年度のもの

・長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の特例措置

法人税 取得価額の80%の圧縮記帳

・JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る特例措置

固定資産税 5年間 3/5

・第三セクターが幹線鉄道等活性化補助を受けて取得しJR貨物に貸し付ける鉄道施設に係る特例措置

固定資産税 10年間 1/2

・鉄軌道用車両等（JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む）の動力源に供する軽油の免税措置

軽油引取税 課税免除

・地球温暖化対策のための税におけるモーダルシフトの貨物流通の効率化の促進及び公共交通機関の利用者の利便の増進に資する事業に係る特例措置

地球温暖化対策のための税 平成26年3月31日までの間 還付

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

世界同時不況の影響による物流総量の減少により、平成20年度・21年度ともに輸送量（鉄道コンテナ輸送トンキロ数）が大幅に減少した。平成22年度には持ち直しの動きが見られたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響で東北線、常磐線等が不通になるなどして輸送量が急速に落ち込み、結果的には、平成22年度の輸送量についても、平成21年度から横ばいとなった。

平成23年度の輸送量についても、震災により荷主企業も甚大な被害を受け完全な復旧に至っていないことや、同年度末時点でも不通区間が残っていることなどにより、平成22年度に比較して減少することとなった。

平成24年度の輸送量は集計中であるがJR貨物の速報値によれば、平成24年度には被災した貨物駅が全て復旧したことにより荷主企業の鉄道輸送が再開されたことに伴いコンテナ輸送量が増加した。一方、車扱については、一部区間において石油輸送が終了したことによる減少もあり、結果的には平成23年度とほぼ横ばいとなった。

（施策の実施状況）

○鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業

平成19年3月に山陽線鉄道貨物輸送力増強事業が完成し、コンテナ列車の長編成化が実現した。

・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業

九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を進め、平成23年3月に完成し、首都圏などと福岡との間で長編成コンテナ列車の直通運転が可能となった。

・隅田川駅輸送力増強事業

平成25年3月に北海道など北日本への鉄道貨物輸送の東京側の玄関口となる隅田川駅の輸送力増強事業が完成し、長編成コンテナ列車の直通運転が可能となった。

・エコレールマークの普及

平成24年度の認定商品は合計で99件（153品目）、認定企業は78件となった。

今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

課題の特定と今後の取組の方向性

・業務指標について、鉄道貨物輸送量は、平成20年度の世界同時不況や平成23年3月に発生した東日本大震災の影響等を受け、平成20年度からの実績のトレンドは計画策定時の見込みに比べて低くなっている。

平成24年度の輸送量は集計中であるがJR貨物の速報値によれば、平成24年度には被災した貨物駅が全て復旧したことにより荷主企業の鉄道輸送が再開されたことに伴いコンテナ輸送量が増加した。一方、車扱については、一部区間において石油輸送が終了したことによる減少もあり、結果的には平成23年度とほぼ横ばいとなった。その結果、平成24年度において目標を達成しなかった。

平成23年度に創設した無利子貸付制度（JR貨物の設備投資を支援するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する）を着実に遂行していく。

加えて、環境省と連携し、24年度からは、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことや低温物流のニーズを踏まえた物流の効率化を図っていくことで、トラックからのモーダルシフトを促進しているところである。

今後は、低温物流や国際・国内複合一貫輸送など、鉄道輸送需要が期待される成長分野を開拓し、モーダルシフトを推進していくことにより、目標達成を図ることとし、B-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成25年度）

・物流の低炭素化促進事業

環境省と連携し、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことで、トラックからのモーダルシフトの促進を図る。

（平成26年度以降）

・低炭素価格向上に向けた社会システム構築支援基金（鉄道活用型の低炭素物流事業）

環境省と連携し、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことで、トラックからのモーダルシフトの促進を図る。

・エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業費（物流システム低炭素化）

消費者ニーズ、製品仕様の高度化等により、温度管理を求める荷主ニーズは高まっている。今後、低温物流分野における輸送拡大を見越し、トラックからのモーダルシフトの促進を図るため、蓄冷式温度管理コンテナ導入に向けた実証事業を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局鉄道事業課JR担当室（室長 榎本 通也）

業績指標 137

都市鉄道路線整備により創出される利用者数

評 価

N-2	目標値：206千人/日（平成28年度） 実績値：－千人/日（平成24年度） 初期値：－千人/日（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

平成23年度以降、平成28年度までの間に整備される都市鉄道路線の平成28年度における利用者数

（目標設定の考え方・根拠）

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワークを有効活用するための連絡線の整備や相互直通化、地下高速鉄道ネットワークの充実等によって都市内移動の円滑化を図る観点から、国として支援すべきものとする路線の整備により創出される利用者数を指標として設定。

具体的には、運輸政策審議会答申第18号、東北地方交通審議会平成11年答申、都市交通審議会第12号答申及び運輸政策審議会答申第10号に盛り込まれている路線のうち、現在整備中の路線（相鉄・JR直通線2.7km、仙台市東西線14.4kmの計17.1km）が開業することにより創出される利用者数。なお、目標値の206千人/日は、平成24年3月時点の事業評価における平成27年度開業時の輸送予測者数（相鉄・JR直通線76千人/日、仙台市東西線130千人/日）。

（外部要因）

事業計画、開業年度の変更

（他の関係主体）

地方公共団体（協調補助等）、鉄道事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
-	-			

事務事業の概要

主な事務事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・地下高速鉄道整備事業費補助 大都市圏における交通混雑の緩和等のために、地下高速鉄道の整備を推進する。 予算額 164億円（平成24年度） ・都市鉄道利便増進事業費補助 都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の3分の1）を補助している。 予算額 49億円（平成24年度） （税制特例） ・一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る特例措置 事業所税 資本金等の金額の2/3に相当する金額を資本金等の金額から控除 固定資産税 最初の5年間 1/4、その後5年間 1/2 減収額●億円（平成24年度） ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置 固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3 減収額●億円（平成24年度） ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置 固定資産税 5年間3/5 減収額●億円（平成24年度） ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置 固定資産税 非課税 ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置 固定資産税・都市計画税 5年間2/3
--

・環境にやさしい鉄道の利用促進及び省エネルギーに資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置
固定資産税 5年間1/2 減収額●億円（平成24年度）
※減収額は鉄道事業者等の合計

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・事業は現在実施中であり、平成23年度と比べて利用者の増加はなく、平成24年度は目標達成に向けた成果について判断できない。

(事務事業の実施状況)

- ・地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度において事業が終了した路線はないため、平成23年度と比べて利用者の増加はないが、事業の進捗により目標年度までに目標を達成することも可能であるため、N-2とした。
- ・引き続き、相互直通運転等により到達時間の短縮を図るとともに、乗り継ぎ利便を向上すること等により、鉄道ネットワーク全体の利便性向上を目指す。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局都市鉄道政策課（課長 堀内 丈太郎）

業績指標 138

東京圏鉄道における混雑率
 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率
 ②全区間のピーク時混雑率

評価

N-2 (集計中)	目標値：①150% ②180% (平成27年度) 実績値：①②集計中 (平成24年度) 初期値：①164% ②201% (平成23年度)
-----------	--

(指標の定義)

東京圏のJR、民鉄及び地下鉄における①主要区間の平均混雑率、および②個別路線のピーク時混雑率
 ・東京圏とは、東京駅を中心とした概ね50km範囲をいう。
 ・混雑率とは、最混雑時間帯1時間あたりの列車の混み具合を示す数値であり、 $\text{輸送人員} \div \text{輸送力} \times 100 (\%)$ で算出されるものである。

(目標設定の考え方・根拠)

東京圏の鉄道の混雑率については、着実に緩和を図っていく必要があり、運輸政策審議会第18号答申及び第19号答申に基づき、当面の目標として平成27年度までに東京圏における①主要31区間のピーク時の平均混雑率150%以内を目指すとともに、②全区間においてもピーク時混雑率180%以下を目指す。

(外部要因)

少子高齢化等の人口動態

(他の関係主体)

地方公共団体 (協調補助等)、鉄道事業者 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

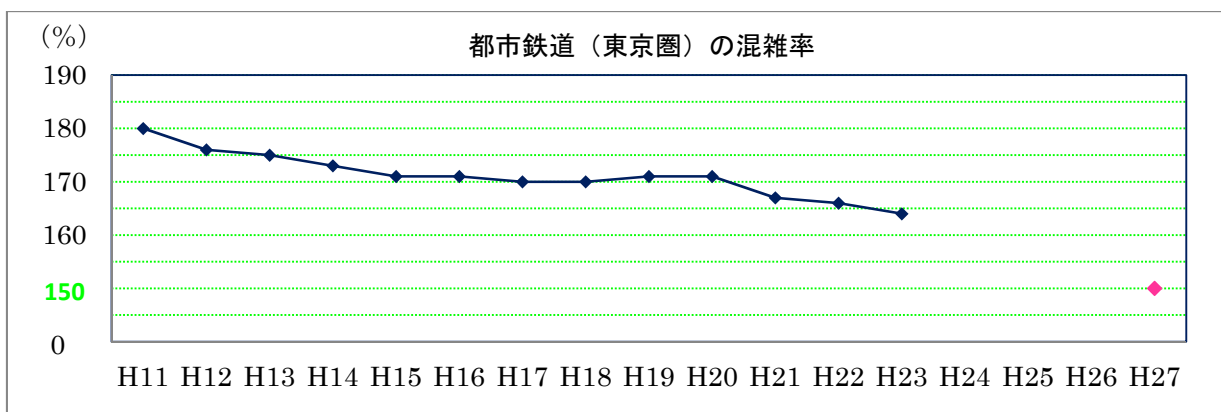
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
①171%	①167%	①166%	①164%	①集計中	
②209%	②203%	②203%	②201%	②集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 地下高速鉄道整備事業費補助
 大都市圏における交通混雑の緩和等のために、地下高速鉄道の整備を推進する。
 予算額 164億円 (平成24年度)
- 都市鉄道利便増進事業費補助
 都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部 (国の補助率は対象事業費の3分の1) を補助している。
 予算額 49億円 (平成24年度)

(税制特例)

- ・一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る特例措置
事業所税 資本金等の金額の2/3に相当する金額を資本金等の金額から控除
固定資産税 最初の5年間 1/4、その後5年間 1/2 減収額 〇億円 (平成24年度)
- ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置
固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3 減収額 〇億円 (平成24年度)
- ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置
固定資産税 5年間3/5 減収額 〇億円 (平成24年度)
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置
固定資産税 非課税 減収額 〇億円 (平成24年度)
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置
固定資産税・都市計画税 5年間2/3 減収額 〇億円 (平成24年度)
- ・環境にやさしい鉄道の利用促進及び省エネルギーに資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置
固定資産税 5年間1/2 減収額 〇億円 (平成24年度)

※減収額は鉄道事業者等の合計

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成24年度の都市鉄道(東京圏)の混雑率は、●●●%となり、拡幅車両の導入等による輸送力の増強、景気低迷に伴う輸送量の減少等により前年度から●%改善する結果となった。

(事務事業の実施状況)

- ・地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・依然として混雑の激しい区間も存在することから、引き続き混雑緩和に取り組んでいくこととし、〇〇と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 鉄道局都市鉄道政策課 (課長 堀内 丈太郎)

業績指標 139

経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合

評価

A-2	目標値：85%（平成28年度） 実績値：78%（平成24年度） 初期値：39%（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

経営基盤の脆弱な地域鉄道事業者が地域関係者（沿線自治体・住民・NPO・法人等）と連携し、鉄道を活性化するために策定される計画（再生計画、LRT整備計画又は地域公共交通総合連携計画のいずれかをいう。以下「活性化計画」という。）に基づき、活性化策を実行している地域鉄道事業者の割合（各計画の二重計上はしない）。

分母：毎年度末に運行している地方鉄道事業者数（高度化（旧・近代化）・LRT補助等対象事業者）

分子：毎年度末に運行している地方鉄道事業者のうち活性化を図る為に策定した計画を実行している鉄道事業者

（目標設定の考え方・根拠）

今後、地域鉄道の活性化を図っていく上では、鉄道事業者自身の取組に加え、地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者による積極的な関与が不可欠となっていることから、その環境整備に努めていく必要がある。そのため、経営基盤の脆弱な全ての地域鉄道事業者に鉄道の活性化に係る計画策定の助言・指導を行い、着実に実行されることを目指す。

当初の目標年度である平成23年度に目標値であった70%を上回ることができた。多数の事業者が既に計画を策定していることから、これまでと同数程度の新規の計画策定が見込みにくいことから85%を目標として設定している。

→分子80社/分母95社（平成23年度末現在）≒85%

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地域関係者（地方自治体・沿線住民・企業）、鉄道事業者の参入、撤退

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

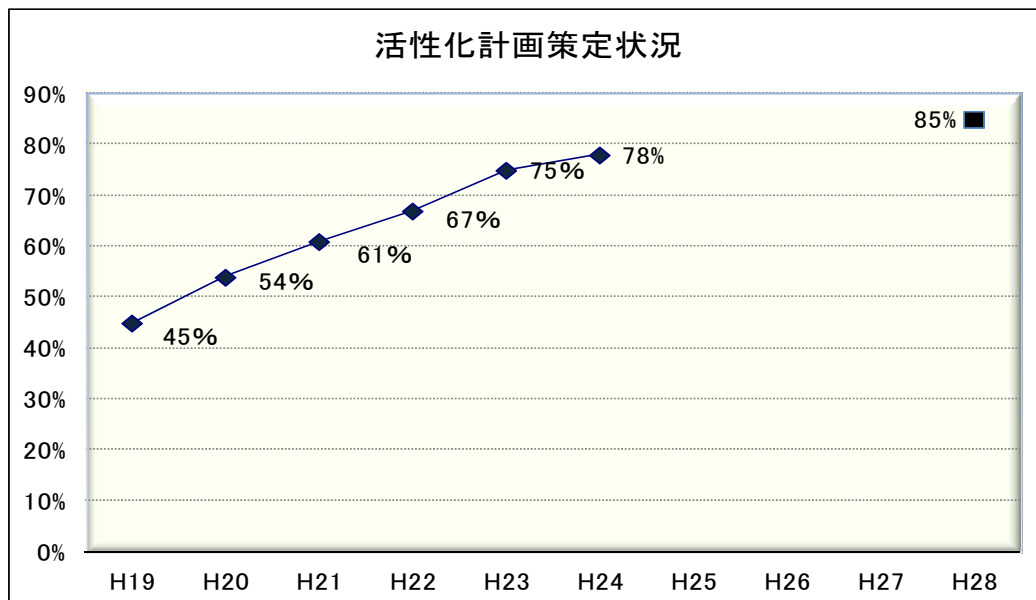
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24	
45%	54%	61%	67%	75%	78%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・幹線鉄道等活性化事業費補助（連携計画事業）
潜在的な鉄軌道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法に基づく総合連携計画の枠組みを活用して、大幅な利便性向上等を図る施設整備に対して支援を行う。
予算額：950百万円の内数（平成24年度）
- ・地域公共交通確保維持改善事業（利用環境改善促進等事業）
バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制約の少ない交通システムであるLRTの導入に対し支援を行う。
予算額：33,278百万円の内数（平成24年度）

（税制特例）

- ・鉄道事業再構築事業に係る特例措置
固定資産税・都市計画税 5年度分1/4 減収額 〇百万円（平成24年度）
- ・低床型路面電車に係る特例措置
固定資産税 5年度分1/3 減収額 〇百万円（平成24年度）

※減収額は鉄道事業者等の合計額

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度は78%となり、平成28年度の目標値である85%に向け、計画の策定が進んでいる。

（事務事業の実施状況）

【幹線鉄道等活性化事業費補助】

潜在的な鉄軌道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法に基づく総合連携計画の枠組みを活用して、大幅な利便性向上等を図る施設整備に対する支援（連携計画事業）を促進した結果、着実に効果が現れている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度の目標値である85%に向け、計画の策定が進んでおり、既存の施策を引き続き推進していくこととし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局 鉄道事業課（課長 高原 修司）
鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室（室長 宮田 雅史）

業績指標 140

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数

評価

B-1	目標値：800件（平成24年度） 実績値：510件（平成24年度） 初期値：60件（平成19年度）
-----	---

(指標の定義)

業績指標は地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数とする。

(目標設定の考え方・根拠)

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数について、目標値については平成21年度（398件）までの実績推移を勘案し、目標年次までに各地方運輸局等毎に80地域においてこうした計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等に乗じた800件とした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

総務省、公安委員会、市町村（計画策定主体）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）
 交通基本法の制定と関連施策の実施〔成長戦略実行計画（工程表）I 1〕
- ・日本再生の基本戦略（平成23年12月24日）
 公共交通の充実（4（2）③持続可能で活力ある国土・地域の形成）

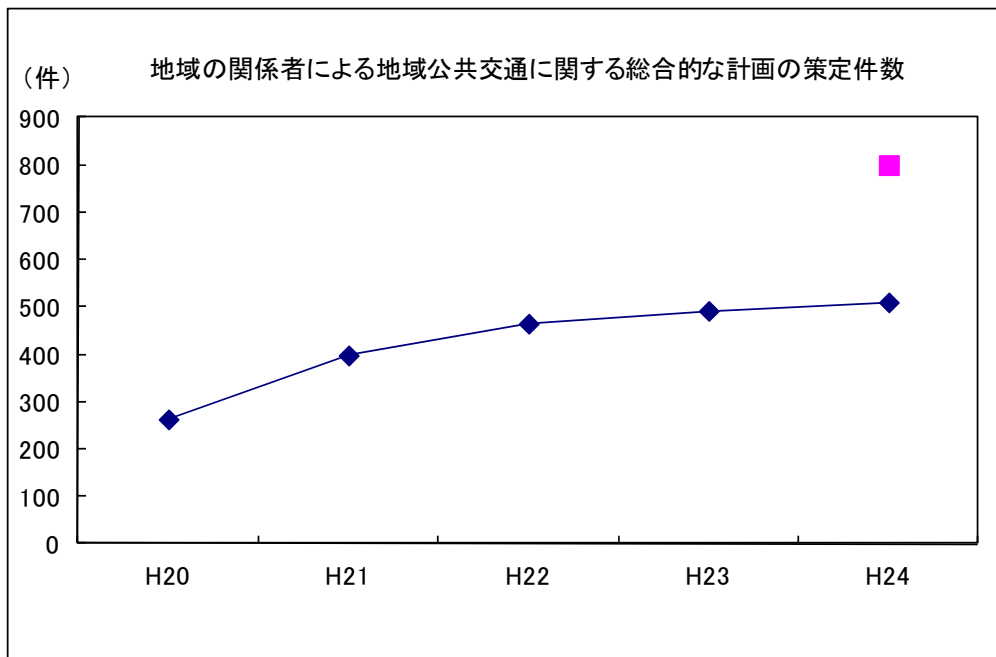
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
263件	398件	465件	492件	510件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 地域公共交通確保維持改善事業

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。予算額：303億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度においては、件数は増加したものの目標を達成できなかった。

（事務事業の実施状況）

地域の関係者に対するセミナー・研修など地域公共交通の維持・活性化の推進に対する取り組みに加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取り組みを支援した結果、当該指標の実績値が増加するなど効果が現れている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数の24年度の実績値は510件と24年度の492件から増加したが、目標値800件を達成することができなかったことから「B」と評価した。
- ・地域公共交通の維持・活性化を推進するためには地域の関係者が協働・連携しながら公共交通の利用促進を行うことが重要となっている。平成25年度からは地域公共交通確保維持改善事業の一環として新たに「地域協働推進事業」を創設し、地域公共交通活性化・再生法に基づく法定協議会が法定の連携計画を策定していること等一定の要件の下、地域ぐるみによる利用促進等に向けた取組みについて支援することとし、「1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、引き続き公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取り組みを支援する。また、地域公共交通確保維持改善事業の一環として新たに「地域協働推進事業」を創設し、地域公共交通活性化・再生法に基づく法定協議会が法定の連携計画を策定していること等一定の要件の下、地域ぐるみによる利用促進等に向けた取組みについて支援を実施する。

（平成26年度以降）

なし（平成25年度の状況等を踏まえ検討）

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局公共交通政策部交通計画課（課長 水嶋 智）

関係課：総合政策局公共交通政策部交通支援課（課長 坪井 史憲）

鉄道局鉄道事業課（課長 高原 修司）

自動車局旅客課（課長 瓦林 康人）

海事局内航課（課長 大石 英一郎）

航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 滝川 伸輔）

業績指標 141

バスロケーションシステムが導入された系統数

評価

A-2	目標値：12,000系統（平成24年度） 実績値：11,065系統（平成23年度） 初期値：9,054系統（平成20年度）
-----	---

(指標の定義)

バスロケーションシステム（無線通信やGPSなどを利用してバスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム）を導入した乗合バスの系統数

(目標設定の考え方・根拠)

近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

バス事業者（事業主体）、地方自治体（一部事業において協調補助）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

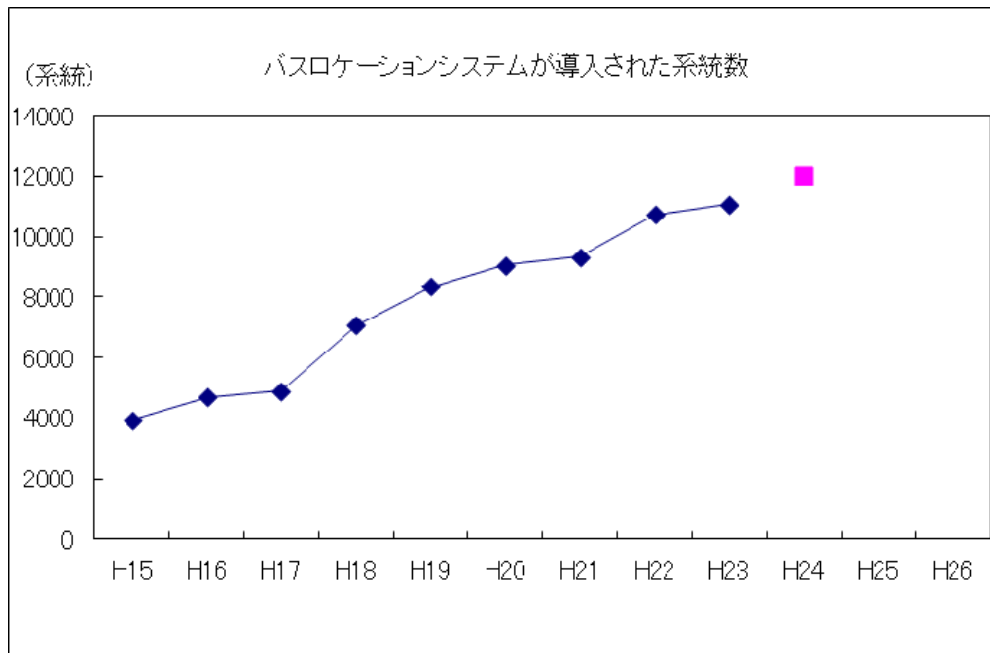
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
9,054系統	9,336系統	10,720系統	11,065系統	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

自家用車と公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立することにより、自動車交通の安全性の向上を図るため、オムニバスタウンの整備、日本型BRT、乗継施設などの整備等について地方公共団体と協調して支援する。

- ・自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業（バス関係） 予算額2.85億円（平成24年度）

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。

- ・地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業） 予算額3.32億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、平成23年度に11,065系統に達しており、概ね目標を達成するものと見込まれる。平成18年度及び平成22年度は、前年度から大幅に系統数を増やしたが、これは今まで導入していなかった事業者が大規模に導入したことによるところが大きい。

（事務事業の実施状況）

バスロケーションシステムの導入等に対しては、平成24年度は自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業として1件、地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）として19件の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

バスロケーションシステムの導入系統数の実績値は平成23年度に11,065系統に達しており、概ね目標値12,000系統を達成するものと見込まれるためAと評価した。また、目標年度到来に伴い、目標年度を5年後（平成29年度）に再設定し、近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を新たに設定し、15,000系統に更新することとした。

バスの利便性向上への取組みは積極的に推進しているところであるが、バス利用者数は、昭和43年度をピークに減少傾向にある。近年利用者数は下げ止まりの状況ではあるが、バス停の環境、バス待ちのイライラ、情報提供のあり方など、利用者が感じているバス交通への不満は解消すべき課題として残っている。

そこで、今後も地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）等の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のサービス向上のための取組みを支援し、利用者にとって魅力ある安全で安心なバスサービスの提供を可能とする環境整備に取り組んでいく必要がある。特にバスロケーションシステムは中小のバス事業者ではなかなか導入まで進まない現状であり、導入コスト以外にも運営コストを下げられる仕組みにも取り組んでいく必要がある。

引き続き地域の生活交通に支障が生じないよう、地域協議会に参画していくなどして支援を行うこととし、「2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局旅客課（課長 瓦林 康人）

業績指標 142
地方バス路線の維持率

評価

B-2

目標値： 100% (平成25年度)
実績値： 97.7% (平成24年度)
初期値： 97.1% (平成20年度)

(指標の定義)

「地方バス路線」とは、生活交通確保のため、地域協議会における協議結果に基づき都道府県が策定した計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認したものをいう。「維持率」とは、国土交通大臣が承認した地方バス路線（毎年度承認）に対して引き続き運行されている当該路線（翌年度末）の割合。

(分子) = 評価年度末 (平成24年度末) に引き続き運行されている地方バス路線数

(分母) = 前々年度 (平成22年度) に都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認した地方バス路線数

※平成24年度評価の場合

(目標設定の考え方・根拠)

都道府県策定の計画において維持が必要とされ、国として支援することとした地方バス路線が維持されることを目指す。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

- ・総務省 (地方財政措置)
- ・都道府県

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

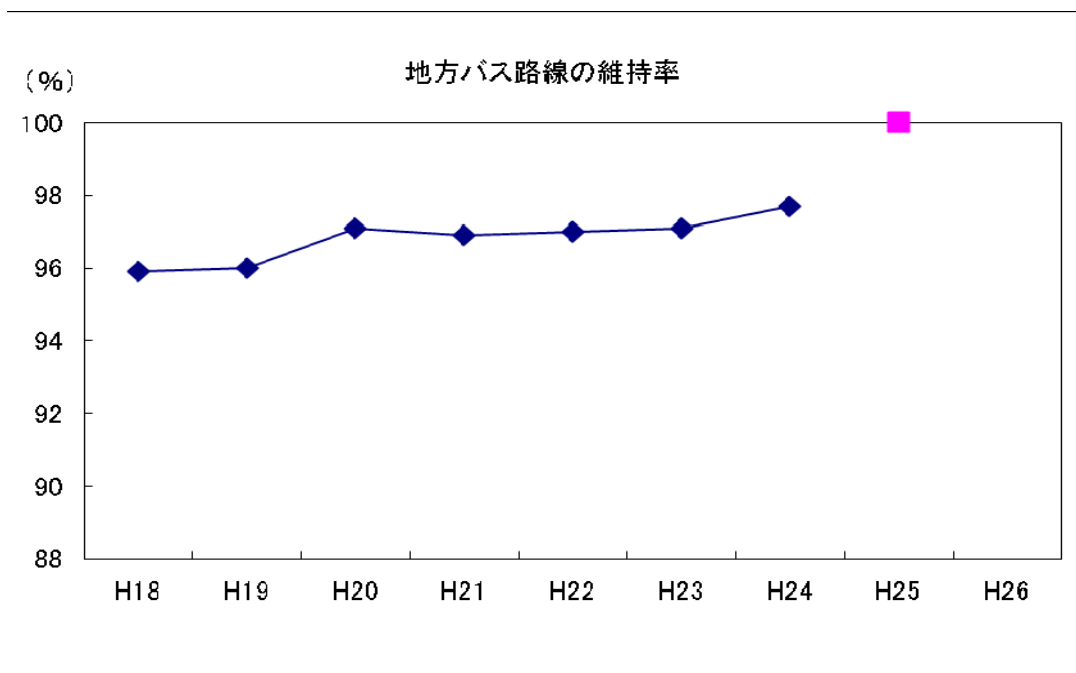
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
97.1%	96.9%	97.0%	97.1%	97.7%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

生活交通路線維持対策の実施

国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。当初予算額332億円の内数（H24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成13年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、平成24年度の実績値は97.7%である。

これは、国が承認した平成23年9月末の路線数1,694路線のうち、平成25年3月末までに39路線が廃止となったためであるが、その内訳は類似系統の再編（24路線）等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で推移している。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい路線や類似系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

（事務事業の実施状況）

平成24年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、業績指標の実績値が目標値を達成できていないことから、

「B」と、当該補助制度については、平成23年度から、従来の地域公共交通に係る様々な支援制度とともに、抜本的に見直し、統合して、新たに創設した「地域公共交通確保維持改善事業」により支援しており、地域特性や実情に対応した地域最適な地域間交通のネットワークの確保・維持を可能とするため、従前の広域的・幹線的路線への補助要件を緩和、これに密接に関連する地域内の生活交通への新たな支援を行うこととしたところ。

国土交通省としては、上記新施策により、的確に地域の生活交通の確保・維持が行われるよう効率的・効果的に支援を行いつつ、引き続き地域の生活交通に支障が生じないよう、地域協議会に参画していくなどして支援を行うため「2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局旅客課（課長 瓦林 康人）

業績指標 143

航路、航空路が確保されている離島の割合 (①航路、②航空路)

評価

A-2	①目標値：68% (平成27年度) 実績値：70% (平成24年度) 初期値：70% (平成22年度) ②目標値：100% (平成27年度) 実績値：100% (平成24年度) 初期値：100% (平成23年度)
-----	---

(指標の定義)

- ① 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合
- ② 平成24年度において航空輸送が確保されている飛行場を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島(25:北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港)のうち、目標年度においても、航空輸送が確保されている離島の割合。

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はそのうち一般旅客定期航路が就航している離島数。
架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要がある。架橋の建設等による当該航路の利用者の減少による航路廃止等を考慮し、目標値を68%に設定した。
- ② 生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数に変化する可能性もあるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。

(外部要因)

- ① 架橋の建設等に伴い、当該航路の利用者が減少し、航路廃止等となることが考えられる。
- ② 船舶等代替交通機関へのシフト
 - ・ 就航に適した機材の欠如

(他の関係主体)

- ① 地方公共団体(事業主体)
 - ・ 民間事業者(事業主体)
- ② 都道府県(国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)
 - ・ 航空運送事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ① 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日)
離島航路の維持・改善を図るため行われてきた国の補助金の交付について、事業者の経営努力を促進する観点から、民営航路における公設民営化や公営航路等における入札制による民間航路事業者への委託制度の導入を推進するとともに、事業者の合理化・増収に対するインセンティブ制度などを導入する。(Ⅱ11(3)及びⅢ17エ②b)

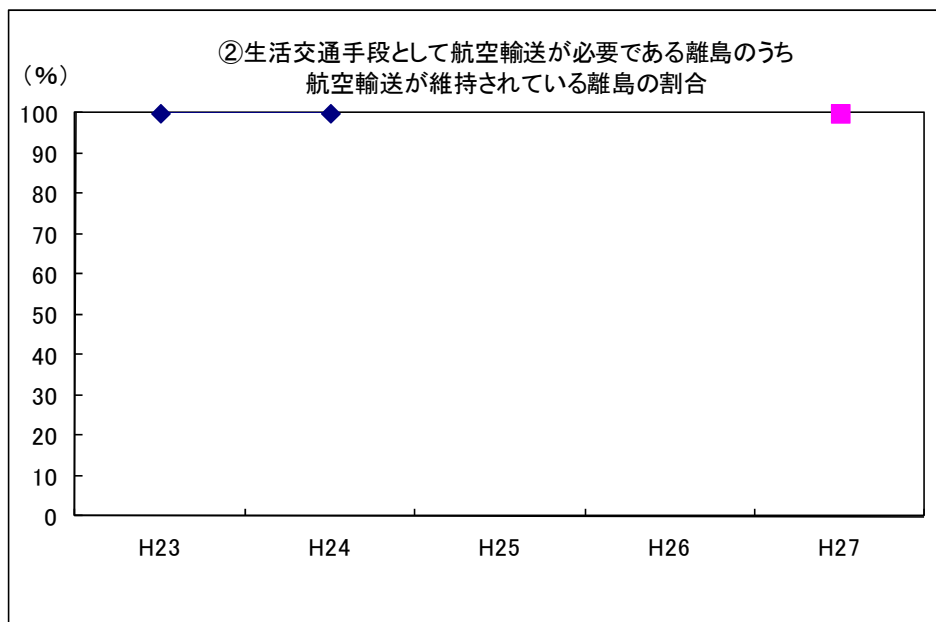
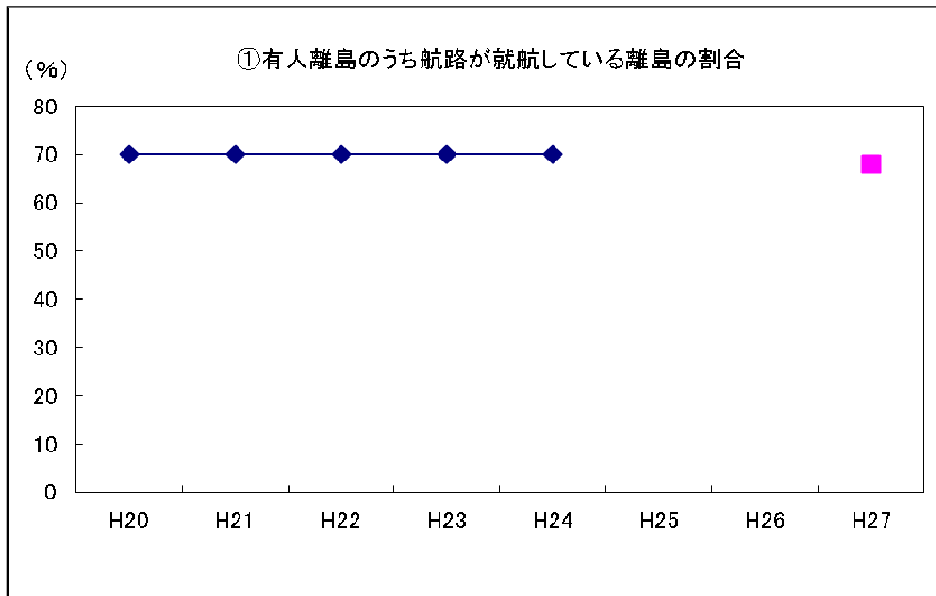
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

	過去の実績値					(年度)
	H20	H21	H22	H23	H24	
①	70%	70%	70%	70%	70%	
②	—	—	—	100% (25/25)	100% (25/25)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 1 離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を補助する。また、島民向け運賃割引制度を平成23年度より導入した。
 予算額：60.7億円（平成24年度当初）
 - 2 離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買取・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費等の一部を補助する。
 予算額：7.3億円（平成24年度当初）
 - 3 離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置の恒久化
 課税標準を一律1/6（恒久化）（平成23年度）
- ② 離島航空路線維持対策の実施
- ・ 幹線等の高需要路線に比べ競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線については、以下の総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図る。
- 1 予算額：
 地域公共交通確保維持改善事業（332億円の内数）
 - 2 島民運賃割引の設定・拡充に対する支援

関連する事務事業の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 平成24年の有人離島数は412島(対前年3島減)、一般旅客定期航路が就航している離島数は289島(対前年同数)、実績値は70%である。
- ② 平成24年度は、年度当初航空輸送が確保されていた有人離島25の離島全てにおいて航空輸送を維持しているところ。

(事務事業の実施状況)

- ① 平成24年度離島航路補助(運営費等補助)58.2億円を120航路109事業者に交付した。
 - ・ 離島航路構造改革補助8.9億円を19事業者に交付した。
 - ・ 離島航路における、省エネルギー性能を有する設備の導入等や改造、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施した。
- ② 島民運賃割引を設定・拡充する場合に、運賃を引き下げることによる損失額を運航費補助の対象とした。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 平成21年度に創設した構造改革補助を積極的に活用することにより離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、ここ5年間の実績においても概ね70%を維持してきたことから、目標は概ね達成している。架橋の建設等による当該航路の利用者の減少による航路廃止等を考慮し、68%に設定としたが、平成24年度は70%と目標値を上回っていることから「A」と評価した。
 - ・ 今後は、離島航路事業者の経営状況は旅客輸送量の減少等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き平成23年度から開始した「地域公共交通確保維持改善事業」の中で離島航路の維持のために必要な予算額を確保することとし、「2」と評価した。
- ② 平成24年度の業績指標は100%であり、離島航空路線の運航費補助について目標値を達成し、生活路線の維持確保を図られていることから、A-2と評価した。
 - ・ 離島航空路線は離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、総合的かつ柔軟な支援措置を講じる必要があり、効果的な支援について引き続き検討。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

未定

(平成26年度)

未定

担当課等(担当課長名等)

担当課：①海事局内航課(課長 大石 英一郎)

②航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課(課長 滝川 伸輔)

業績指標 144

公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

評価	
A-2	目標値：①三大都市圏 85.8%、②地方中枢都市圏 69.5%、 ③地方都市圏 33.0%（平成28年度） 実績値：①三大都市圏 85.8%、②地方中枢都市圏 69.2%、 ③地方都市圏 32.9%（平成23年度） 初期値：①三大都市圏 85.8%、②地方中枢都市圏 69.1%、 ③地方都市圏 33.0%（平成22年度）

(指標の定義)

集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導、面的な市街地整備等のまちづくりにより、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

<分母>市域内人口

<分子>公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口

※公共交通の利便性の高いエリアは、以下の圏域に含まれるエリアとなる

- ・鉄道駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅を中心とする半径1km圏内
- ・路面電車・新交通システム駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅・電停を中心とする半径500m圏内
- ・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔15分以下のバス路線から沿線300m圏内

(目標設定の考え方・根拠)

- ・三大都市圏については、直近6か年を見ても現状維持。すでに公共交通利用圏が多くを占め指標自体も85.8%と高いことから、現状維持で目標を設定。
- ・地方中枢都市圏については、直近6か年で0.3%の伸び。今後も公共交通利用圏への居住を誘導するため、年0.1%をトレンドで目標を設定。
- ・地方都市圏については、直近6か年で0.7%の減少。減少を食い止め、現状維持となるよう目標を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」

【閣議決定】

なし

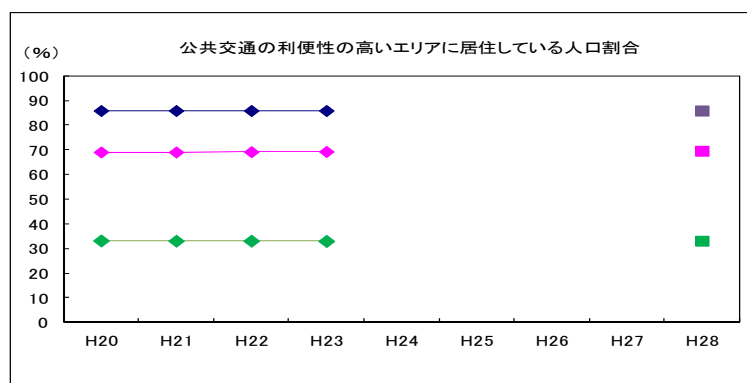
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
① 85.8	① 85.8	① 85.8	① 85.8	集計中
② 69.0	② 69.0	② 69.1	② 69.2	
③ 33.1	③ 33.0	③ 33.0	③ 32.9	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 都市・地域交通戦略推進事業
徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。
予算額60百万円（平成24年度）
※上記の他、社会資本整備総合交付金で実施

関連する事務事業の概要

- 市街地再開発事業
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図る。
- 都市再生区画整理事業
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、以て土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

当該指標については、昨年度に見直しを行ったところであり、平成24年度の実績値については現在集計中であるが、当該年度は、社会資本整備総合交付金等により都市・地域交通戦略推進事業等を実施したところであり、その執行については順調に終了した。以上のことから、過去の実績を勘案すると、進捗状況は順調であると推測される。

(事務事業の実施状況)

自由通路・駅前広場等の交通結節点の整備や駅施設・駅前広場のバリアフリー化により公共交通の利便性向上を図り、都市内の公共交通機関に対する支援等を実施することで、都市交通の円滑化を推進するなど、都市・地域総合交通戦略の推進について支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度の実績値は現在集計中であるが、当該年度は、交通結節点の整備や都市内公共交通に対する支援等により、公共交通を中心としたまちづくりを推進しており、指標値が順調に伸びていると推測される。
- ・近年では、中心市街地や公共交通沿線の土地利用施策を積極的に活用することで、都市・地域総合交通戦略を推進する地域も増えてきている。
- ・今後、将来の都市像を明確にし、必要となる都市交通施策や実施プログラム等を内容とする都市・地域総合交通戦略等の計画策定を行う都市数をさらに増加させる必要があり、これらを実現するための支援策を継続・拡充する必要がある。
- ・以上からA-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）

関係課：都市局市街地整備課（課長 望月 明彦）

業績指標 145

開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間

評 価

A-2	目標値：約1割削減 （約121万人・時/日）（平成28年度） 実績値：約124万人・時/日（平成24年度） 初期値：約128万人・時/日（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差

開かずの踏切等の遮断時間による損失時間

＝踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間（注）－対策後に踏切通過に要する時間

（注）全国での1日あたりの踏切通過交通量（人数）×踏切での待ち時間

（目標設定の考え方・根拠）

今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により設定。

（外部要因）

地元調整の状況、踏切道の交通量等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）、鉄道事業者

（重要政策）

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）

「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」

（第3章-第2節-1-(1)-①-イ-D)

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

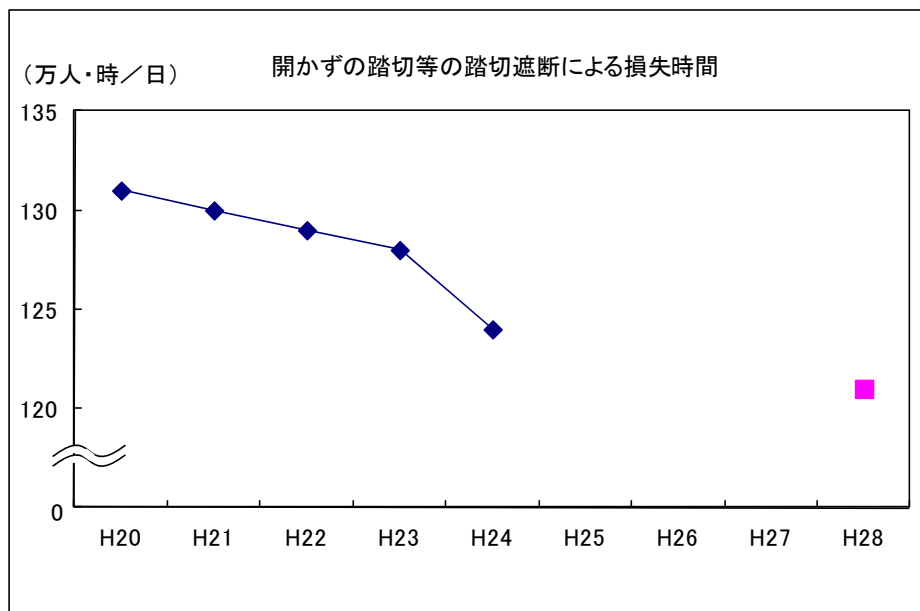
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
約131 万人・時/日	約130 万人・時/日	約129 万人・時/日	約128 万人・時/日	約124 万人・時/日



事務事業の概要

主な事務事業の概要

開かずの踏切等の解消

- ・ 長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。(◎)

予算額(補正除く): 道路整備費 13,251億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 14,395億円等の内数(平成24年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成24年度は、連続立体交差事業等により、265箇所の開かずの踏切等を解消しており、平成23年度の実績値128万人・時/日に対して、平成24年度の実績値は、約124万人・時/日となっている。

(事務事業の実施状況)

- ・ 開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間は、順調に減少している。引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。以上を踏まえ、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課: 道路局 路政課(課長 田尻 直人)

関係課: 都市局 街路交通施設課(課長 高橋 忍)

鉄道局 施設課(課長 潮崎 俊也)

業績指標 146

都市計画道路（幹線街路）の整備率

評価

A-2	目標値：63%（平成28年度） 実績値：60.2%（平成22年度） 初期値：59.1%（平成21年度）
-----	---

（指標の定義）

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。

<分母>都市計画道路（幹線街路）の計画延長

<分子>都市計画道路（幹線街路）の完成延長

（目標設定の考え方・根拠）

これまでの都市計画道路（幹線街路）の整備率の実態が年平均0.8%の伸びとなっており、予算状況を踏まえ年平均0.6%の伸びを確保するよう目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体、計画主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

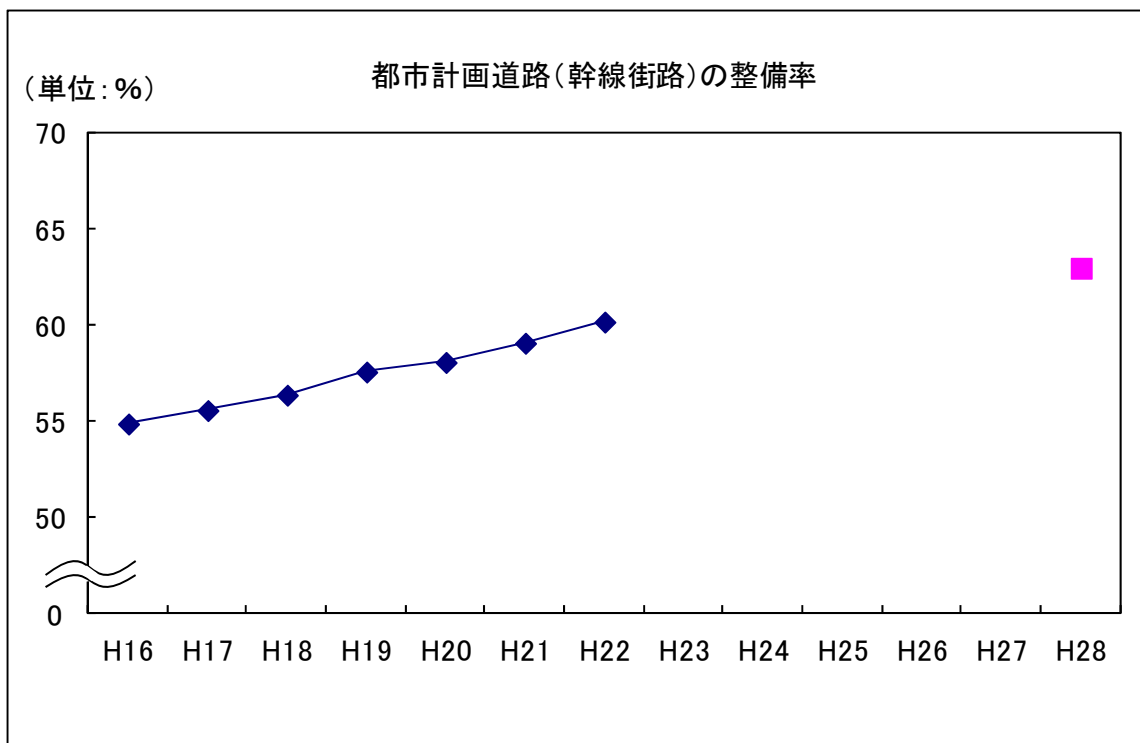
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章重点目標3.3-2（1）」に記載あり

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）	
H19	H20	H21	H22	H23	
57.6	58.1	59.1	60.2	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・都市計画道路（幹線街路）の整備
通勤や病院などの日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進し、地域内の移動円滑化を図る（◎）
予算額(事業費)：道路整備費11,458億円及び社会資本整備総合交付金43,712億円の内数（平成22年度当初予算）
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績は集計中であるが、平成22年度に比べて上昇することが見込まれ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成22年度に比べて上昇することが見込まれ、目標達成へ向け順調に推移していることから、A-2評価とした。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

特になし

(平成26年度以降)

特になし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課（課長 高橋 忍）

関係課：都市局都市計画課（課長 和田 信貴）

業績指標 147

公共事業の総合コスト改善率

評価

A-2	目標値：15%（平成24年度） 実績値：11.3%（平成23年度） 初期値：－（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

○ 総合コスト改善率は、総合コスト改善額を当該年度の全工事費（維持管理費にかかる工事費を含む）と工事コスト改善額との和で除したものである。

総合コスト改善率＝総合コスト改善額÷（全工事費＋工事コスト改善額）

総合コスト改善額＝工事コスト改善額＋工事コスト以外の効果のコスト換算額

工事コスト改善額：「工事コスト構造の改善」の効果

工事コスト以外の効果のコスト換算額：施設の長寿命化等による「ライフサイクルコスト構造の改善」の効果及び環境負荷の低減効果等の「社会的コスト構造の改善」の効果

全工事費：維持管理にかかる工事費を含む計画年度の全工事費

（目標設定の考え方・根拠）

○公共事業の総合コスト改善率

平成20年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、平成24年度までに、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率の達成を目指す。

※平成19年度までは、前プログラムである「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、「総合コスト削減率」を設定しており、平成19年度までに平成14年度と比較して、14.1%のコスト削減と概ね目標を達成してきたところである。

プログラム終了に伴い、平成20年3月に「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、工事コストの削減等前プログラムの評価項目に加え、①民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、②施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、③環境負荷の低減効果等の社会コスト構造の改善を評価する「総合コスト改善率」を設定することで、コストと品質の両面を重視するVFM最大化を図ることとした。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

内閣官房及び関係府省庁（政府として「公共事業コスト構造改善プログラム」を実施中）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

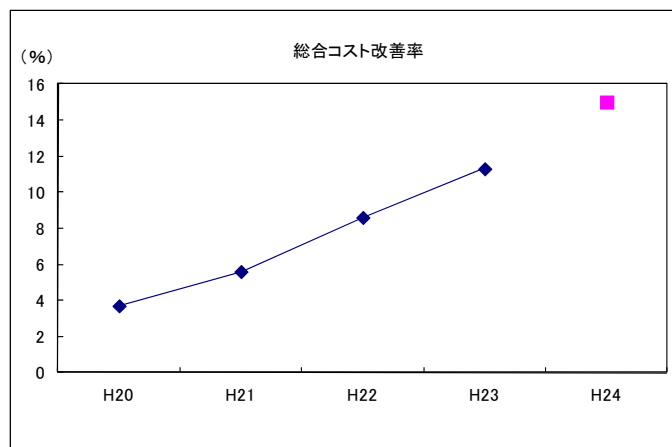
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	
3.7%	5.6%	8.6%	11.3%	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

公共事業に係る調査・設計・施工等の各段階においてVFM最大化の取組を推進するため、国土交通省コスト構造改善プログラムに基づく「民間技術の積極的活用」「入札・契約の見直し」等の各種施策を推進・検討する。
予算額49,741千円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度は集計中であるが、平成23年度の総合コスト改善率を集計した結果、11.3%となっており、国土交通省コスト構造改善プログラムの総合コスト縮減率のトレンドを踏まえると、業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を概ね示していると考えられる。

（事務事業の実施状況）

平成20年度より実施しているVFM最大化を重視した国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムに基づく各種施策の取り組みの推進・検討を図るとともに、その着実な実施を図るため、その実施状況をフォローアップしている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度より実施している国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムに基づく総合コスト改善率について、平成23年度の改善率を集計した結果、11.3%となっている。

目標年度が到来したが、今後も、これまで複数年にわたり実施してきたコスト縮減項目による取組の積極的な展開に加え、地域維持事業の複数年契約の導入や、新成長戦略に位置付けられているPFIの拡大など、入札・契約制度の見直しに伴うコスト縮減や、ライフサイクルコスト縮減のための施設の長寿命化計画の策定・長寿命化対策の促進、技術開発・技術革新によるコスト縮減対策などに積極的に取り組んでいくこととし、「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

今後の公共事業コスト構造改善の取り組みについて現在検討中

（平成26年度以降）

今後の公共事業コスト構造改善の取り組みについて現在検討中

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房技術調査課建設システム管理企画室（室長：高村 裕平）

関係課： 公共事業関係各局

業績指標 148

省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設の割合

評価	
A-2	目標値：100%（平成25年度） 実績値：60%（平成24年度） 初期値：0%（平成21年度）

(指標の定義)

道路照明、無線局、気象観測所等の5種類の電気通信施設のうち、省エネルギー化・自然エネルギー利用のための指針、ガイドライン等が策定された施設の割合。

(目標設定の考え方・根拠)

電気通信施設は、防災・減災や施設管理のために整備され、常時稼働状態にあることが必要であるものが多く、膨大な電力を消費している。これら電気通信施設について消費電力量の削減や自然エネルギーの活用を推進することは、電力料金の削減、CO2排出量の削減が図られ、効率的な社会資本の管理に資するものである。これら電気通信施設のうち、効率的に省エネルギー化が可能な施設について、省エネルギー化指針等を策定し、省エネルギー化を推進する。当省が設置・管理している電力契約施設24種類のうち、作業量を鑑みて年間1種類程度を先行的に行うこととし、道路照明、無線局、気象観測所等5種類に対する割合を目標値として設定する。また、これらの施設は地方公共団体等においても多数の機器が整備されており、指針等の策定は、国内全体の電気通信施設の省エネルギー化を促進するものである。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

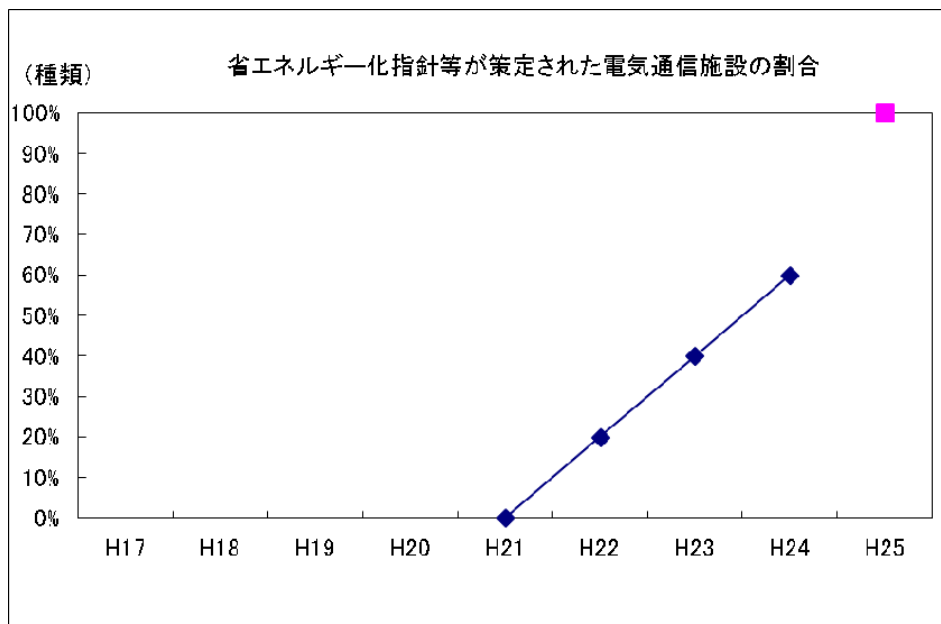
【閣決（重点）】

なし

【その他】

防災基本計画（平成20年2月18日中央防災会議）

過去の実績値	(年度)				
	H20	H21	H22	H23	H24
	-	0%	20%	40%	60%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

電力料金の削減、CO₂排出量の削減を行い、効率的な社会資本の管理に資するため、電気通信施設について省エネルギー化指針等を策定する。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値については、60%（3種類）と目標達成に向けた成果を示している。

(事務事業の実施状況)

平成24年度には気象観測レーダーの送受信装置について、消費電力の少ない多段半導体方式とする旨の改訂を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の実績については、60%（3種類）と目標達成に向けた成果を示している。今後、他施設について省エネルギー化にあたっての課題を整理する等、引き続き、指針の作成に向け必要な検討を進める。

以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

CCTVおよび情報表示板の省エネルギー技術に対して調査を行うとともに課題を抽出し、消費電力低減化について検討を行うことで省エネルギー化のための指針を作成する。

(平成26年度以降)

業績指標の目標年度に達するため、目標値・目標年度を見直し、引き続き施策目標の推進に向けて検討を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課電気通信室（室長 松井 健一）

業績指標 149

情報通信技術（ICT）を利用した建設施工技術（情報化施工技術）を導入した直轄工事件数

評価

A-2	目標値：900件（平成26年度） 実績値：649件（平成23年度） 初期値：313件（平成22年度）
-----	--

（指標の定義）

情報通信技術（ICT）を利用した機械制御や出来形管理、品質管理、及び技術者の判断支援等に関する技術（以下、「ICT建設技術」という）を適用した直轄工事の件数。

なおICT建設技術の対象は以下の通り。

- ・マシンガイダンス技術
- ・マシンコントロール技術
- ・出来形管理技術
- ・品質管理技術

（目標設定の考え方・根拠）

建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、平成26年度までにICT建設技術を、少なくとも10,000m³以上の土工を含む大規模な工事と5,000m²以上の路盤工を含む大規模工事においては、普及させることを目標として、平成23年度契約工事件数から900件を設定した。

（外部要因）

直轄工事の発注件数

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

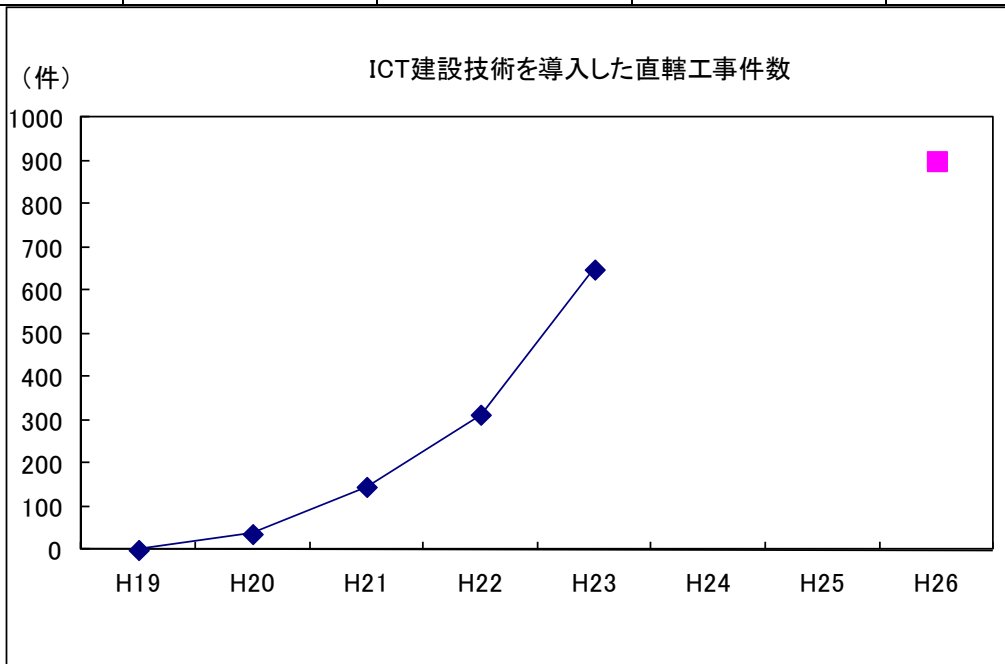
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画に記載有り（P. 21）

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）	
H20	H21	H22	H23	H24	
37件	146件	313件	649件	（集計中）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

I C T活用技術普及促進のための試験施工の支援

情報通信技術を活用した施工技術（以下「情報化施工」という。）の中小規模工事への普及促進に向けて、その課題解決を図るため、直轄工事において情報化施工技術を導入した試験施工を実施し、その結果の整理・分析を行った。

予算額 10,000千円(平成24年度)

I C Tを活用した無人化施工の技能者の育成マニュアル策定に向け、建設機械機器の操作運用に係る技能について、習熟度合の違い等を明確化する指標を策定し、技能者育成に資するモデル工事の条件整理を実施した。

予算額 8,515千円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している」

業績指標であるI C T建設技術導入工事について、技術毎に普及状況に応じた目標導入件数等の設定や、施工管理要領等の整備等といった普及を促進するための施策を実施した。直轄工事自体の発注件数が落ちているため実績値の伸びは鈍化しているものの、業績指標の実績値は目標に向けて順調に増加している。

（事務事業の実施状況）

アウトプットとしての直轄工事における導入工事件数は増加しており、アウトカムとしての直轄工事の効率化や品質確保も達成されつつあることが、導入工事へのアンケート等調査結果から把握できる。しかし、一層の普及推進、効果発現のために、I C T建設技術に用いる機器の調達環境の整備、電子データ作成の効率化等の課題解決が必要である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値はおおむね順調に増加しており、引き続き、産学官からなる会議より普及推進に向けた課題解決に対する意見を伺い、施策に反映させることで課題解決に取り組むこととし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課（課長 安藤 淳）

業績指標 150

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)

評 価	
A-2	目標値：2.75% (平成24～28年度の平均) 実績値：2.89% (平成19～23年度の平均) 初期値：3.06% (平成18～22年度の平均)

(指標の定義)

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」(注)となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合(%)『用地あい路率=用地あい路件数/当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数』。

(注) 用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

(目標設定の考え方・根拠)

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値(平成24～28年度の5カ年の用地あい路率の平均)は、実現可能性のある数値として現況(平成18～22年度までの過去5カ年の平均)から1割改善させることとして設定。また、長期的にもできる限り改善していく。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

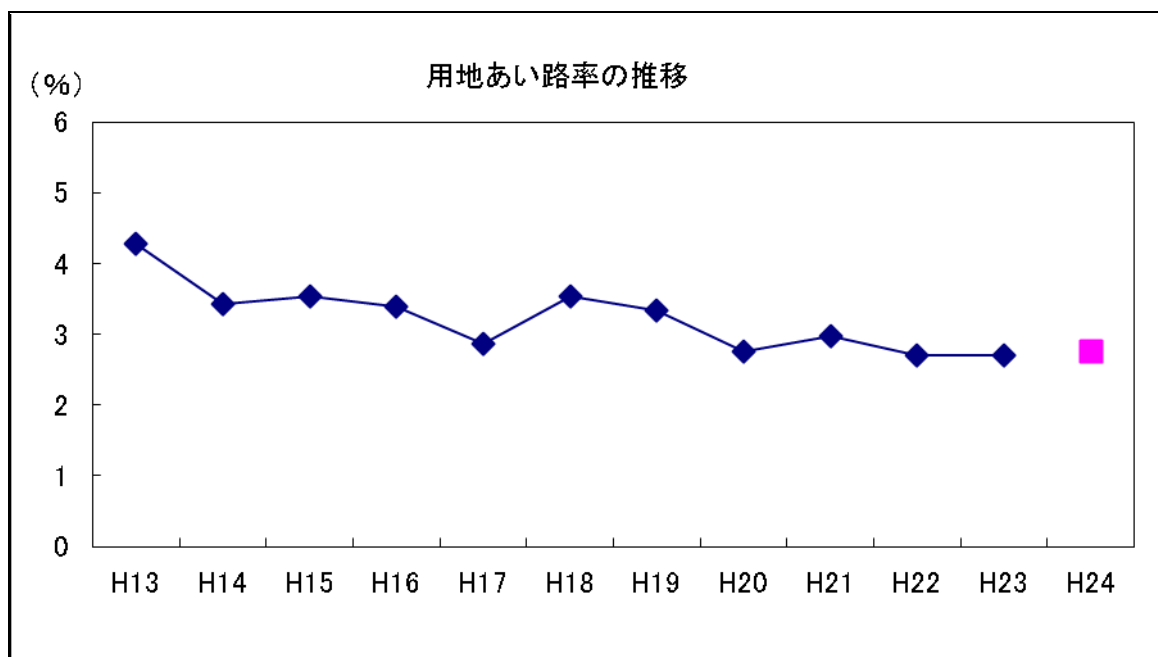
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
2.76%	2.98%	2.70%	2.70%	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・用地補償基準の適正化等に関する検討
経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくため策定した「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、見直しの必要性の高い建物に関する損失補償基準等の見直しに向けた検討を行った。
予算額：12,325千円（平成24年度）
- ・収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）
収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5,000万円（譲渡所得等の金額が5,000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）
土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1,500万円が特別控除される。
- ・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものと扱われる）。
- ・交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる。
- ・相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）
相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2を免除する。
- ・相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）
公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の実績値は25年度に調査予定であり把握することができないが、実績値がでている過去5年（19～23年度）の平均割合をみると2.89%と順調である。

用地あい路率は、過去の実績値をみると年度により数値のばらつきがあり（過去5年度：2.70%～3.33%）、年度により数値が上下しうるものであるが、全体的な傾向は下落の方向にあることから、この傾向が続けば、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

適正な補償を確保するため補償額算定の基となる補償基準等の見直し、補償額決定プロセスの機能強化に向けた検討を引き続き進めていく。また、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」（平成22年度で予算措置終了）については、22年度より本格的な運用を開始している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成18年度～平成22年度の平均割合が3.06%、平成19年度～平成23年度の平均割合が2.89%と下落し、順調に推移している。

また、平成22年度より現場での運用が開始された「用地取得マネジメント」が推進されることにより、あい路件数の更なる減少が見込まれる。また、補償基準等の見直し、補償額の決定プロセスが機能強化されることにより、あい路要因の大きな要因の一つである補償額不満の解消に役立つものと考えられる。

以上の通り、上記施策に取り組むことにより、現在年度ごとに多少の上下がある用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるものと期待できることから、A-2と評価し、引き続き施策を推進する必要がある。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・用地補償基準の適正化等に関する検討
経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償

項目から計画的に見直しを行っていくため策定した「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、見直しの必要性の高い建物に関する補償基準等の見直しに向けた検討を行う。

予算額：11,955千円（平成25年度）

（平成26年度以降）

用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくため策定した「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、随時検討を行う予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局地価調査課公共用地室（室長 川埜 亮）

関連指標 13

事業認定処分の適正な実施（訴訟等により取り消された件数）

実績値等

目標値：0件（毎年度）
 実績値：0件（平成24年度）
 初期値：0件（平成23年度）

（指標の定義）

土地収用法の事業認定にあたっては、請求があった場合には公聴会を開催しなければならないとともに、事業反対等の意見書があった場合には社会資本整備審議会の意見を聴取しなければならないこととされているなど、土地収用法上、適正かつ公正な判断を行うために必要な手続を取ることとされており、これらの手続を適正かつ確実に行うとともに、こうした手続を踏まえて事業認定庁として適正な判断を行って訴訟等になった場合でも処分が取り消されることのないようにする。

（目標設定の考え方・根拠）

土地収用法の事業認定については、それが公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としたものであり、また、仮に取消訴訟等により処分が取り消された場合には公共事業が途中でストップしてしまうおそれがあることから、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要である。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

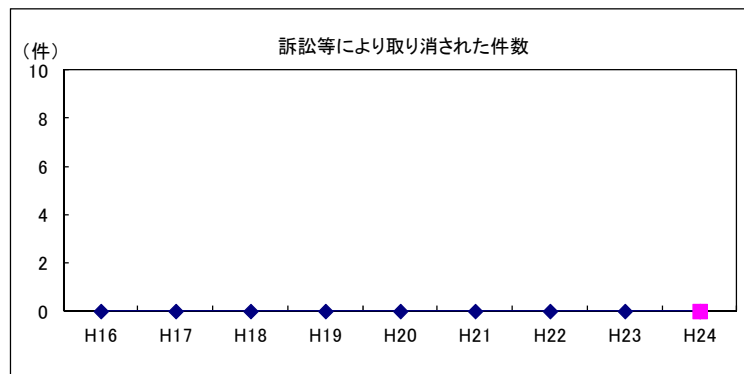
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
0件	0件	0件	0件	0件

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

事業認定の法的効果の早期発現に向けた取組みを行うとともに、公聴会の開催、社会資本整備審議会からの意見聴取等により、土地収用法に基づく事業認定について、適正かつ公正な判断を行う。

予算額16,190千円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

目標値は平成24年度以降毎年度において0件としているところ、平成24年度において、事業認定取消件数は0件である。

(事務事業の実施状況)

平成24年度実績

- ・事業認定取消件数0件（継続中の事業認定取消訴訟5件）
- ・公聴会開催件数4件
 - 本省主催：東九州自動車道新設工事
 - 一般公述人 9組
 - 一般国道26号改築工事（第二阪和国道）
 - 一般公述人 1組
 - 地整主催：一般国道120号改築工事（椎坂バイパス）
 - 一般公述人 1組
 - 二級河川川棚川水系石木ダム建設工事
 - 一般公述人 19組
- ・社会資本整備審議会開催回数2回
 - 本省認定事業：東九州自動車道新設工事
 - 九州横断自動車道延岡線新設工事
 - 一般国道26号改築工事（第二阪和国道）
 - 地整認定事業：一般国道120号改築工事（椎坂バイパス）

事業認定取消訴訟については、最高裁に2事業、東京地裁、金沢地裁、高松地裁でそれぞれ1事業、計5事業について訴訟が提訴されており、そのうち1件で事業認定取消訴訟に収用裁決取消訴訟が併合審理されている。

公聴会については、開催請求に基づき上記のとおり開催し、事業の公益性の判断に必要な情報の収集を行っている。

社会資本整備審議会（公共用地分科会に審議を付託）については平成24年度に2回開催されており、4件の事業を付議しているが、いずれの事業も認定庁の見解どおり「事業認定すべき」との意見をいただいている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局総務課土地収用管理室（室長：那須 修）

関連指標 14

国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度

実績値等

目標値：90.0%以上（毎年度）
 実績値：97.4%（平成24年度）
 初期値：92.6%（平成20年度）

（指標の定義）

国土交通政策の企画立案等に必要な社会経済環境において生起する諸課題等の調査検討結果等に関する研修における受講者の満足度

（目標設定の考え方・根拠）

実際に行った研修の満足度について、目標値と比較し検討する。

（外部要因）

社会経済環境において生起する諸課題等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

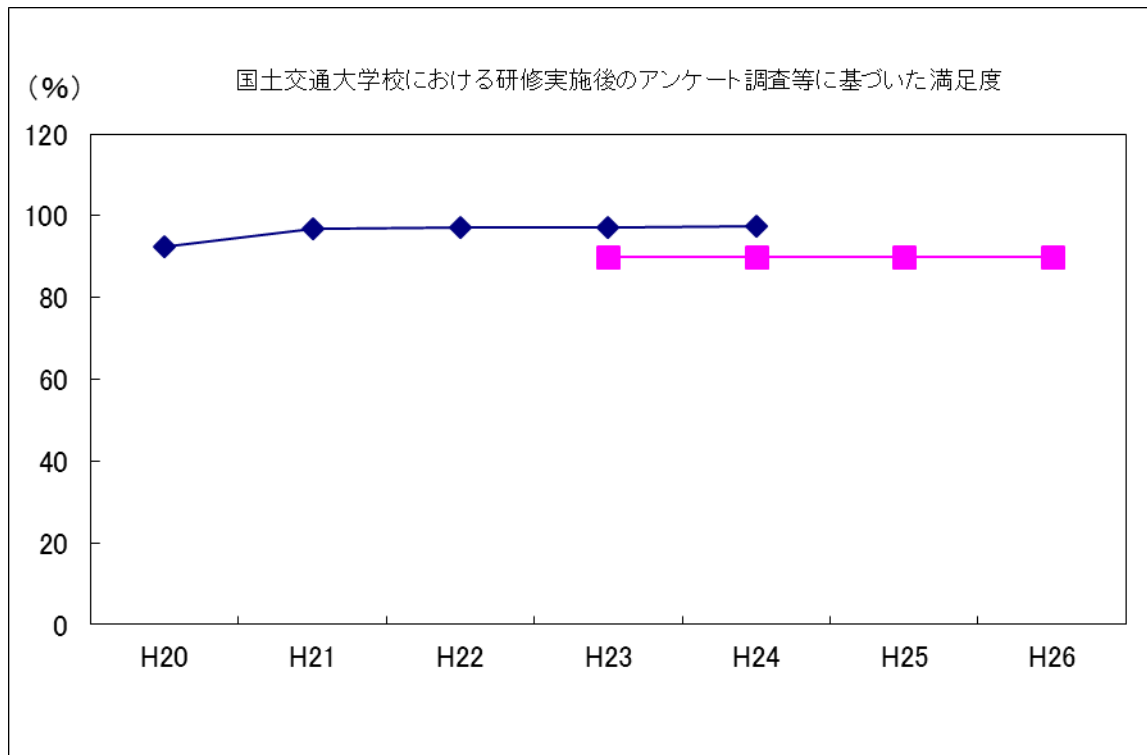
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
92.6%	96.9%	97.0%	97.2%	97.4%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・国土交通政策の企画立案等に必要な社会経済環境において生起する諸課題等に関する調査検討結果等に関する研修等の実施
 - ・国土交通政策の企画立案等に必要な各種調査検討業務や国土交通政策の企画立案等に携わる職員等に対し、必要な知識の習得等を目的として各種研修を実施している。
- 予算額 1 6 3, 9 2 9 千円 (平成 2 4 年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

目標値は毎年度 9 0. 0 % のところ、最新の実績値 (平成 2 4 年度) は 9 7. 4 % である。

(事務事業の実施状況)

国土交通大学校において、国土交通行政に携わる職員に対し、新しい行政ニーズを的確に把握し、効率的に職務を行うために必要な知識・考え方を習得し、行政能力を向上させることを目的として、総合課程、専門課程、特別課程の 3 つの課程で合計 1 8 6 コース (平成 2 4 年度) の研修を実施し、それぞれの研修終了時に研修員に対し、アンケート調査等を実施している。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 国土交通大学校 総務部 総務課 (課長 山田 祐三)

業績指標 151

不動産証券化実績総額

評 価

B-2

目標値：75兆円（平成28年度）
実績値：55兆円（平成24年度）
初期値：51兆円（平成23年度）

(注5)

(指標の定義)

主たる投資対象を不動産とするJリート(注1)、不動産特定共同事業(注2)、資産流動化法スキーム(注3)、合同会社一匿名組合出資スキーム(注4)等の活用による不動産証券化の実績総額(注5)

- (注1) Jリート(不動産投資法人)とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品。
- (注2) 複数の投資家が出資して、許可を受けた不動産会社等(不動産特定共同事業者)が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。
- (注3) 資産流動化法に基づき設立された特定目的会社のことを指す。
- (注4) 不動産の証券化(オフィスビルや賃貸マンション等の不動産信託受益権を担保に、証券を発行して投資家から資金を調達する手法のこと。投資家は賃料収入などの収益に基づいて、利払いや配当などを受ける。)のために活用されるペーパーカンパニー。
- (注5) 不動産証券化の総額の算出に当たっては、各証券化スキームによる不動産(不動産信託受益権を含む)の取得総額を累積加算している。

(目標設定の考え方・根拠)

[目標設定の考え方]

不動産の証券化は、約1,500兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良な都市ストックの形成を可能にするものである。主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大ならびに活性化の状況を示すものであることから、業績指標として採用している。

[根拠]

これまで、当該業績指標が着実に伸びるよう、政策を講じてきたところであるが、今後もその伸びを維持し、その上さらに拡大(過去5年間の証券化実績(単年度の伸び)の平均額以上に伸びを拡大)させるために、不動産証券化市場活性化のための不動産投資市場の環境整備を進めていき、初期値の約1.5倍となる75兆円という目標を目指す。

(外部要因)

国内・海外の景気動向、金融機関の不良債権処理、企業の資産リストラの動向、金融市場の動向

(他の関係主体)

金融庁(「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管している)

(重要政策)

日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)(抄)

IV. 日本再生のための具体策

2. 「共創の国」への具体的な取組～11の成長戦略と38の重点施策～

(1) 更なる成長力強化のための取組

③ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化

<基本的考え方>金融産業の成長力・競争力強化や不動産投資市場の活性化等を図る。

(重点施策:国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大)

Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。

【施政方針】

なし

【閣議決定】

不動産特定共同事業法(平成6年6月29日法律第717号)の一部を改正する法律案(平成25年3月29日閣議決定)

【閣決(重点)】

なし

【その他】

国土交通省政策集2010(平成22年6月22日策定)(抄)

1. 我が国の成長・活力を牽引する主要政策

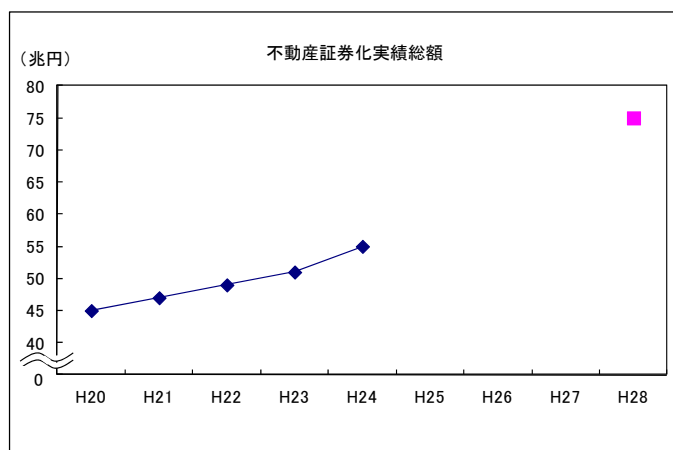
・不動産投資市場の活性化

遊休化・老朽化した不動産のリニューアルや環境投資の促進のためには不動産投資市場における民間の知恵と資金を活用することが必要なことから、新たな証券化手法を追加的に創設するとともに、不動産に関する情報の整備・提供の充実等を図ることにより、不動産再生による成長戦略を推進する。」

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
45兆円	47兆円	49兆円	51兆円	55兆円



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案の国会提出
 建築物の耐震化や民間施設の整備など都市機能の更新に民間資金の導入を促進するため、倒産隔離型の不動産特定共同事業を可能とするべく、一定の要件を満たす特別目的会社（SPC）が不動産特定共同事業を実施できるよう、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案を第183回通常国会に提出した。
- ② 特別目的会社（SPC）が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る特例措置の創設
 特別目的会社（SPC）が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る不動産流通税（登録免許税・不動産取得税）について、平成25年度税制改正において、以下のとおり特例措置を創設（平成27年3月31日まで）し、不動産証券化を推進するための環境整備を行った。

登録免許税	本則税率1000分の20を1000分の13（移転登記）
	本則税率1000分の4を1000分の3（保存登記）
不動産取得税	課税標準の1/2控除
- ③ Jリート及び特定目的会社に係る特例措置の延長
 Jリート及び特定目的会社の物件取得に係る不動産流通税（登録免許税・不動産取得税）の特例措置について、平成25年度税制改正において、適用期限を2年（平成27年3月31日まで）延長し、不動産証券化を推進するための環境整備を行った。
- ④ ヘルスケアリートの設立啓発に向けた環境整備
 高齢者人口の増加等を背景に、ヘルスケア施設（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、病院等）の供給や改修等の促進が重要な課題となっていることから、不動産証券化を通じたヘルスケア施設の供給拡大に向けて、ヘルスケア施設の最終的な売却先、長期保有者としての役割を担うヘルスケアリートの設立啓発に向けた環境整備について検討を行い、とりまとめを行った。
- ⑤ 不動産投資指標の充実・透明性の向上に向けた環境整備
 不動産投資市場の課題として、投資関連情報の充実など市場の透明性の向上を図る必要性が指摘されており、諸外国に比べその整備・活用は十分に進んでいない状況にあるため、不動産投資市場に関するニーズ等について明らかにするとともに、今後の不動産投資指標の整備の報告性について、検討・整理を行った。
- ⑥ 耐震・環境不動産形成促進事業の創設
 老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度はJリートを中心に資金調達環境等が改善し、公募増資による資産取得が行われる等、外部成長への動きが活発になっている。平成24年度での単年度の不動産証券化実績は3.3兆円となり、平成23年度（2.3兆円）の約1.5倍に拡大している。

(事務事業の実施状況)

- ・ Jリート等に係る不動産流通税の特例の適用申請について、審査等の適正な運用を行った。
 - ・ 不動産特定共同事業法、宅地建物取引業法（取引一任代理等の認可）等、法律の適正な運用を行った。
- <税制の軽減措置について>
- ・ 登録免許税及び不動産取得税の軽減措置は、Jリート及び特定目的会社が不動産を取得する際の経済的なインセンティブとして有効に機能している。税制支援があるJリート・特定目的会社について、両者に特例が適用された平成13年度から平成24年度末までの証券化実績の伸び率は、それぞれ19.6倍と14.2倍であるのに対し、税制支援のない私募ファンドの伸び率は6.5倍であり、税制の寄与分は高く、有効性が認められる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標設定後の最初の年度として、昨年度の増加額（2.3兆円）の約1.5倍の3.3兆円もの不動産の証券化が行われ、平成24年度の不動産証券化実績総額は55兆円となっている。

一方、平成25年度は不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案を国会提出し、平成25年度以降、法案成立後の関連する政令・省令の早期施行により、民間資金の導入を通じた不動産再生事業、不動産の証券化が促進されると考えられる。

また平成26年度に予定される「投資信託及び投資法人に関する法律」（金融庁）の改正により、Jリートの資金調達方法の多様化等が見込まれ、今後も更にJリートによる物件取得が進んでいくことが考えられる。

上記を踏まえ、また金融・資本市場における資金調達環境の改善等による寄与度分等も考慮すると、次年度以降も継続して不動産証券化実績が進んでいくことが考えられるため、B-2と評価した。

今後、不動産投資市場が長期安定的に発展していくためには、年金基金等の投資機関が長期安定的な資金が市場に円滑に供給されること等、様々な不動産投資環境の整備が必要であり、平成25年度以降も引き続き不動産投資市場の課題についての検討を行っていく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・ 国会での法案成立後、不動産特定共同事業法に関する政令・省令の検討、早期の施行を目指す。
- ・ 耐震・環境不動産形成促進事業の適切な執行を行う。

(平成26年度以降)

- ・ 「投資信託及び投資法人に関する法律」の一部改正による制度改正等を踏まえ、金融庁と連携して不動産市場の活性化に向けた取り組みを継続。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 石川卓弥）
土地・建設産業局参事官（土地市場担当）付（参事官 平岩裕規）

業績指標 152

指定流通機構（レインズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数

評 価

A-2	目標値：165千件（平成28年度） 実績値：151千件（平成24年度） 初期値：136千件（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

指定流通機構（レインズ）（注1）の売却物件に係る年度の成約報告件数（注2）

（注1） 指定流通機構（レインズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レインズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。

（注2） 指定流通機構（レインズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、中古物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、目標値は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。

（目標設定の考え方・根拠）

宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する中古物件の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

目標については、平成18年度から平成23年度にかけての成約報告件数の伸び（年平均3.6%）が、平成24年度以降5年間継続するものとした件数（157千件）に、中古住宅流通市場の活性化の施策の効果等を見込み（5%増）、当該目標値を設定した。

（外部要因）

不動産市場動向（地価・住宅価格の下落等）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月27日）

第2章 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ①中小企業の活性化

「ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独占禁止法」、「下請法」等による取締り強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。」

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策

3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備

「既存住宅流通市場及びリフォーム市場に関する情報不足等による消費者の不安を解消し、併せて、合理的な価格査定を促進すること等により、既存住宅の活用を図る。」

【閣決（重点）】

なし

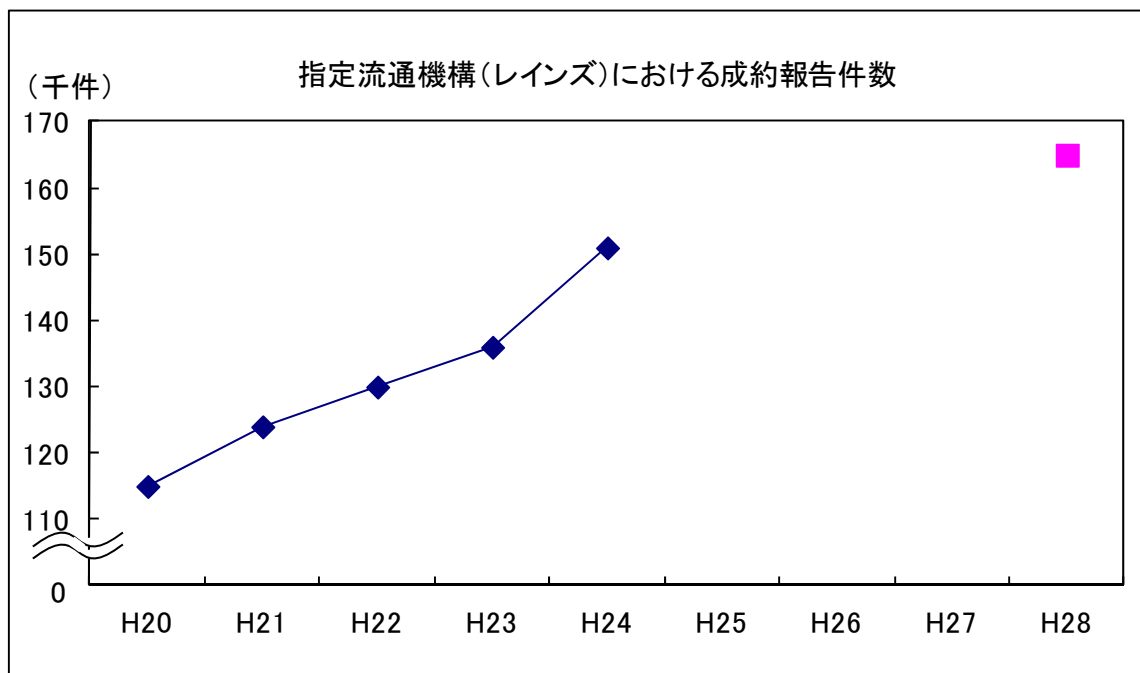
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
115千件	124千件	130千件	136千件	151千件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・不動産市場における情報インフラの整備
不動産統合サイト(注3)について「インターネット普及環境下における消費者保護と利便性向上のための公的情報インフラ」としての機能を拡充し、不動産取引に臨む消費者によって有益な情報を提供。
- ・価格査定マニュアルの見直しと普及促進
宅地建物取引業者が、不動産の価格査定の根拠として活用するための価格査定マニュアル(注4)について、適宜見直しを検討するとともに普及を促進する。
- ・指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供
消費者による相場観の把握等を支援する観点から、指定流通機構(レインズ)が保有する不動産取引価格情報を活用し、不動産取引情報提供サイト(RMI)を通じて提供。
(注3) 不動産流通4団体の所属業者が取り扱う売却物件情報等を集約した情報提供サイト。(通称「不動産ジャパン」) 不動産取引に必要な基礎情報を掲載するなど、消費者の利便性向上等を目的に平成15年10月に開設された。
(注4) 財団法人不動産流通近代化センターが発行する中古住宅等の価格査定を行うためのプログラム。主として宅地建物取引業者が依頼者に対して媒介価額の意見の根拠の明示等を行う場合に利用する。
- ・中古不動産流通市場の活性化に関する調査検討業務(平成24年度予算額:120百万円)
宅地建物取引業者と関連事業者の連携によるワンストップサービスの提供を促進することで、消費者が中古住宅を安心して取引できる環境を整備し、不動産流通市場の活性化を図る。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

指定流通機構における売却物件の成約報告件数は前年度比約10.6%増の151千件となり、このペースを維持することで目標年度に目標値を達成すると見込まれる。現在、全ての指定流通機構はインターネット対応となるなど、不動産業全体のIT化が進んでいること、また不動産統合サイトが不動産取引に臨む消費者の保護を推進することを目的にリニューアルされるなど、不動産流通市場の環境整備は着実に進んでいるものと考えられる。

(事務事業の実施状況)

- ・不動産統合サイトにおいて不動産知識の普及啓発のためインターネットコンテンツを掲載する等、消費者保護に資する情報インフラ整備を推進するために、引き続きコンテンツ充実に向けた取組を実施。
- ・価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や市場動向等を見据え、改訂内容を検討(平成21年7月戸建住宅の価格査定マニュアル改訂、平成22年7月住宅地・既存マンションの価格査定マニュアル改訂)。
- ・平成19年4月より、不動産取引価格情報提供サイト(RMI)を本格稼働させ、平成21年3月及び平成24年3月に提供情報の拡充および機能性の向上に関する改修を実施。平成24年度のPV(ページビュー)数は前年度比10.0%増加(平成23年度640,320件、平成24年度704,241件)
- ・宅建業者と関連する分野の事業者(リフォームやインスペクション等)が連携する全国12の協議会の設立、及びビジネスモデルの構築を支援し、消費者が安心して既存住宅の取引を行うことができる流通市場の整備を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は151千件と前年度比10.6%増となり、このペースを維持することで目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移している。引き続き、以下の通り不動産流通市場の環境整備を図り、既存住宅流通を推進することとし、A-2と評価した。

- ・不動産統合サイトについては、消費者保護に資する情報インフラ整備を推進するために、引き続きコンテンツの充実に向けた取組を実施する。
- ・不動産取引情報提供サイトについては、継続して消費者への普及・啓発活動を実施する。
- ・平成25年度予算を講じて、「中古不動産流通市場の活性化に関する調査検討業務」「不動産流通市場における情報ストックの整備・提供方法に関する調査検討業務」「不動産流通市場における建物評価手法構築のための調査検討業務」に取り組む。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・不動産流通市場における情報ストックの整備・提供方法に関する調査検討業務（予算額：40百万円）
既存住宅に係る評価の適正化によって中古住宅流通市場の活性化を図るため、築年数のみによらない新たな建物評価手法構築に係る指針を策定する。
- ・不動産流通市場における建物評価手法構築のための調査検討業務（予算額：20百万円）
不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るため、既存住宅に係る各種情報の収集・提供の現状等に関する調査を行い、情報ストック整備に係る基本構想を策定する。

(平成26年度以降)

- ・引き続き不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化を図るための各施策を実施。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局不動産課（課長 野村 正史）

業績指標 153

賃貸住宅管理業者登録制度における登録業者目標数の達成率

評価	
B-2	目標値：100%（8,000業者）（平成28年度） 実績値：35%（2,767業者）（平成24年度） 初期値：20%（1,579業者）（平成23年度）

（指標の定義）

賃貸住宅管理業者の登録に関し必要な事項を定める「賃貸住宅管理業者登録規程」に基づいて登録された業者目標数に対する達成率

（目標設定の考え方・根拠）

- 賃貸住宅の管理に関する法規制がない中で、管理業者が遵守すべき一定のルールを定めるなど賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の借借人等の利益の保護に資することを目的として「賃貸住宅管理業者登録制度」を創設したところである。
- 登録業者数が増加することで、管理業務のルールが普及し、適切に管理が行われることにより、賃貸住宅の貸主、借主の双方にとって安心して貸し借りができる賃貸住宅を選ぶことができる。
- 賃貸住宅の管理については、建物所有者が宅地建物取引業者などに委託していたところであり、国内では8万業者程度が賃貸住宅の管理業務に携わっていると見込まれている。今後可能な限り登録された業者数を増加させる必要があるが、当面の目標として平成28年度までに、そのうちの10%程度の管理業者が本制度に登録することを目指す。

（外部要因）

- 賃貸住宅市場の動向、賃貸住宅管理に関する社会的関心を集める事件等の発生

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策

3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

③ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需要の不適合の解消

「賃貸住宅市場における標準ルールの普及等を通じて住宅に関するトラブルの未然防止を図る。また、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争処理等、トラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・充実を図る。」

【閣決（重点）】

なし

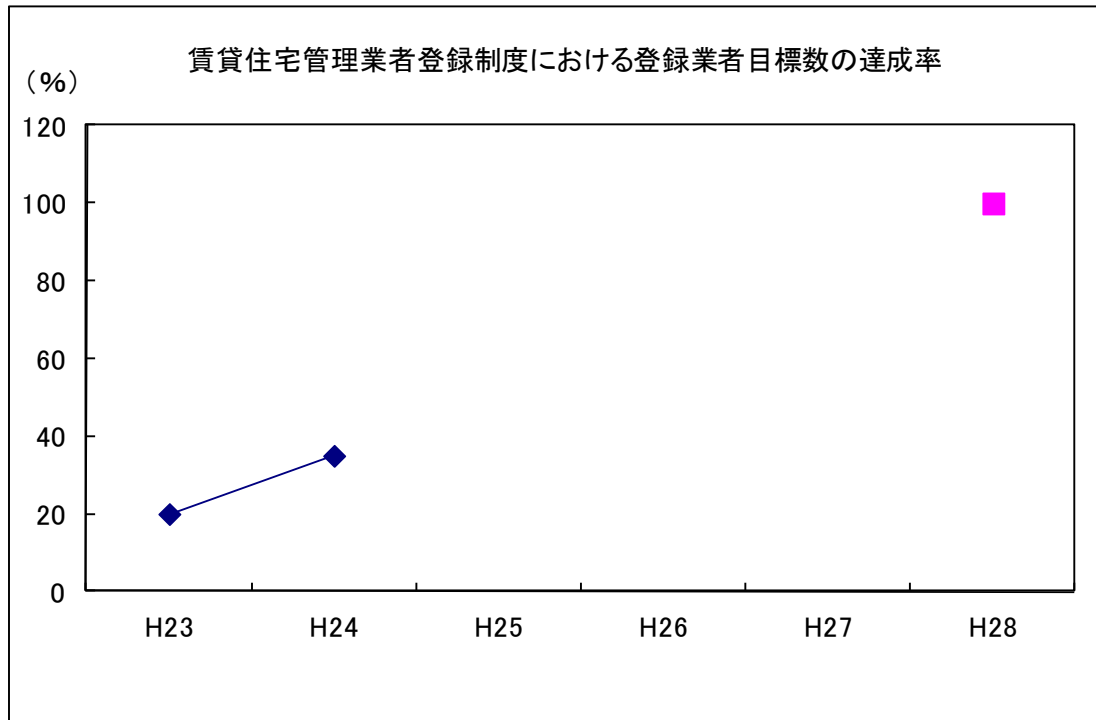
【その他】

社会資本整備審議会産業分科会不動産部会

賃貸不動産管理業の適正化のための制度について（平成22年2月3日）

「賃貸住宅管理業の登録制度を設け、登録事業者の業務についてルールを定めることで、その業務の適正な運営を確保し、借借人及び賃貸人の利益の保護を図る。」

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
20%	35%			
(1,579業者)	(2,767業者)			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

賃貸住宅の管理に関する法規制がない中で、管理業者が遵守すべき一定のルールを定めるなど賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的として賃貸住宅管理業者登録制度を創設。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成24年度の達成率は、平成23年度の20%から35%へと上昇しているが、過去の実績値によるトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成できない可能性がある。

(事務事業の実施状況)

・平成24年度に、賃貸住宅管理業者登録制度の登録業者であることを示すシンボルマークを作成し、国土交通省ホームページで公表した。
 ・賃貸住宅情報サイト、業界紙及びパンフレット等の各種媒体によるPRを実施し、賃貸住宅管理業者登録制度の普及を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・前述のとおり、平成24年度の達成率は前年度の20%から35%へと上昇したものの、このトレンドを延長しても目標年度に目標値に達しない可能性がある。しかしながら、賃貸住宅管理業者登録制度への登録業者数は順調に伸びを見せており、今後は、制度の普及も着実に進んでいくと考えられることから、評価を「B-2」とした。
 ・賃貸住宅管理業を営む事業者並びに一般の消費者に対して、十分に制度が認知されているとは言い難いため、引き続きインターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPRを行い、より一層の周知・普及を図ることとする。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局不動産業課 (課長 野村 正史)

業績指標 154

土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数

評 価	
B-2	目標値：203,000,000件（平成28年度） 実績値：153,084,550件（平成24年度） 初期値：179,474,703件（平成23年度）

(指標の定義)

土地総合情報ライブラリー（不動産取引価格提供制度、地価公示、都道府県地価調査及び主要都市の高度利用地地価動向報告（地価LOOKレポート）等のコンテンツを含む）への年間アクセス件数

(目標設定の考え方・根拠)

土地総合情報ライブラリーは、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備提供の充実を図るため、土地に関わる様々な情報を集約して総合的に広く国民に提供するものであり、土地市場の整備の観点からは、より多くの国民に利用されることが望ましい。平成25年度より、旧177（地価情報）、旧178（取引価格情報）の業績指標を取りまとめて、「土地・不動産に関わる情報提供」の観点から「土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数」を新たに業績指標に設定することとした。

平成22年度にシステム改修を実施したほか、取引価格情報提供制度の浸透、リーマンショック後の地価下落や不動産市場の景気後退、さらには東日本大震災の発生など、「土地」に関する関心が非常に高まったこともあって、実績が著しく躍進したものと考えられる。目標設定に当たっては、平成19年から20年、20年から21年、22年から23年への増加幅を参考に平成28年度に203百万件を達成することを目標とした。

(外部要因)

- ・社会経済状況の変化を背景とする地価や不動産取引価格の動向
- ・国民におけるインターネット利用環境の改善

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日）

3 分野別措置事項

12 住宅・土地、公共工事関係

ア 住宅・土地

⑭不動産取引価格情報の開示

a 国土交通省は、法務省と連携し、現行制度の枠組みを活用して、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、国民に提供するための仕組みを構築する。

b 上記の仕組みに基づき、取引当事者の協力により取引価格情報の調査・提供を行う。

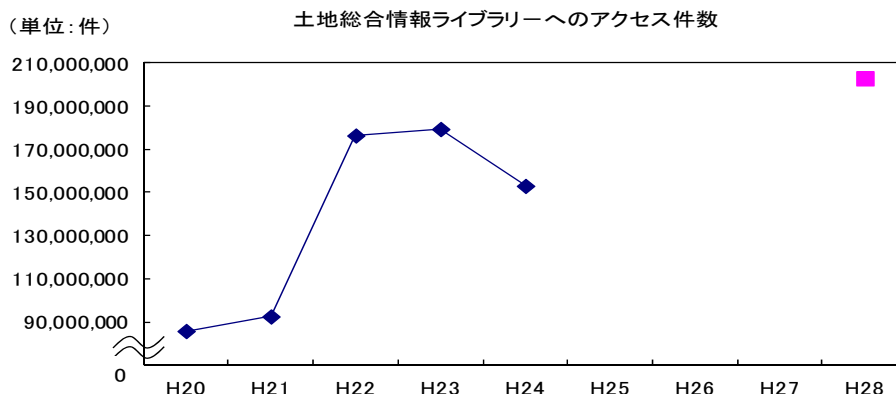
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
85,790,125件	92,517,505件	176,469,011件	179,474,703件	153,084,550件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地価公示の的確な実施
地価公示法に基づき、全国において（1月1日時点の標準地の正常な価格の公表）を的確に実施する。
予算額：3,741百万円（平成24年度）
- ・主要都市における高度利用地の地価分析調査の実施
地価動向を先行的に表しやすい主要都市の高度利用地の地価動向について、「主要都市の高度利用地地価動向報告（地価LOOKレポート）」として、四半期毎に公表する。
予算額：83百万円（平成24年度）
- ・取引価格情報の提供
不動産市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るため、全国を対象地域として取引価格等の調査を行い、物件が容易に特定できないように配慮しつつ不動産取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行う。さらに、回収率向上のための施策を講ずるとともに、取引価格情報の各種政策での利活用方策について検討を行う。
予算額：299百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度まで土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数は、増加を続けている。平成24年度は前年度比で減少したが、過去の実績値によるトレンドを勘案すると、目標年度での目標達成に向けて推移しているものと考えられる。

（事務事業の実施状況）

地価公示及び都道府県地価調査は、それぞれ年1回公表し、主要都市の高度利用地地価動向報告（地価LOOKレポート）は、年4回公表した。情報提供を行うホームページについて、表示方法の改善等を行い利便性向上の取組を実施した。

取引価格情報については、掲載情報件数が着実に伸びており、平成24年度末現在1,614,213件となっている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度は、地価の変動が少なく公表内容に新鮮さが無かったため国民の関心が低かったことや、土地総合情報ライブラリーの情報が膨大なため、利用者が必要な情報を収集し難いこともあり前年度比で減少したと考える。土地総合情報ライブラリーを整理し、掲載内容の充実や表示方法の改善等を実施し、利用者の利便性の向上を図る必要がある。
- ・国民の関心が高い安倍内閣の掲げた経済政策（アベノミクス）や消費税率変更による地価への影響は、今後の公表資料から反映されることを勘案すると、目標年度での目標達成できるものと考えられることから、B-2とした。
- ・引き続き掲載内容を充実させ、利用者の利便性向上に努める。
- ・地価公示、都道府県地価調査、主要都市の高度利用地地価動向報告（地価LOOKレポート）を的確に実施し、情報提供を行うホームページについても、表示方法の改善等を引き続き実施する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

サーバーのリプレースを実施し、ハードディスクなどの性能向上を図る。より快適な接続環境を確保し、利用者増加を目指す。また、取引価格情報のアンケート電子回答機能を構築することによるアクセス数増加も見込まれる。

（平成26年度以降）

取引価格情報などを提供している土地総合情報システムにおいて、サーバーのリプレースを予定している。またコンテンツ拡充、英語対応等も実施する。現状以上の利用環境を確保し、利用者の利便性向上、利用者数向上を目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局 地価調査課（課長 姫野 和弘） 参事官付（参事官 平岩 裕規）

関連指標 15

法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積

実績値等

目標値：13.1万 ha（平成25年）

実績値：12.2万 ha（平成20年）

初期値：13.1万 ha（平成15年）

（指標の定義）

土地基本調査（5年毎調査）において集計された法人及び世帯が所有する宅地など（「農地・林地」、「他社への販売を目的として所有する土地」以外の土地）に係る低・未利用地面積のうち「空き地」とされた土地利用等の合計面積（単位：万 ha）

（目標設定の考え方・根拠）

低・未利用地の面積については、人口・世帯数の減少や産業構造の変化といった社会経済状況を踏まえ、今後増加することが懸念されているところであるが、その増加を抑制し、少なくとも維持することを目標とするため、13.1万 ha とした。

（外部要因）

- ・人口・世帯減少の進展に伴う土地需要の減少
- ・国内産業構造の転換や景気の動向を背景としたオフィス用地や商業施設用地、工場用地などの企業の土地需要の動向

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

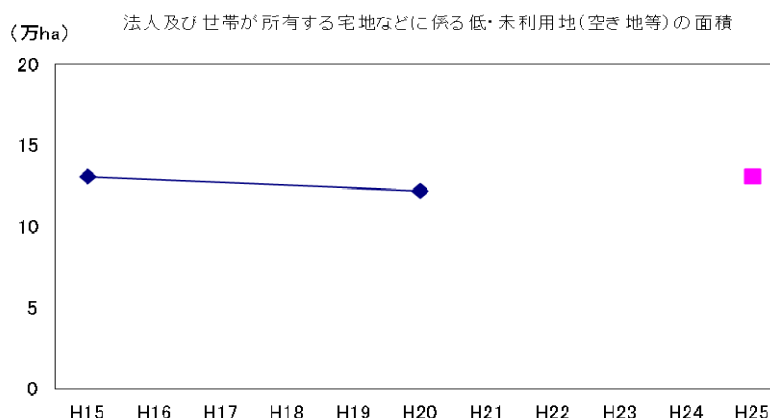
【その他】

なし

過去の実績値

(年)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
13.1	—	—	—	—	12.2	—	—	—	—

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

- ・ 国土利用計画法の的確な運用
適正かつ合理的な土地利用の実現を図るため、国土利用計画法に基づく土地取引規制制度や土地利用基本計画の適時・的確な運用を行う。

予算額：54,292千円（平成24年度）

- ・ 特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税・法人税）
長期保有の土地等を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税を繰延べ（繰延率80%）。
- ・ 土地・住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置（不動産取得税）
土地・住宅の取得に係る不動産取得税の税率を軽減。
- ・ 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例措置（不動産取得税）
宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準を2分の1に軽減。
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置（登録免許税）
土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税について税率を軽減。

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

関連指標である「法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積」は5年毎に実施される土地基本調査に基づくものであるため、平成24年の実績については把握できない。

（事務事業の実施状況）

国土利用計画法の的確な運用

人口減少・少子高齢化等社会経済構造が大きく変化しつつある中で、土地資源の適正な利用・管理の推進に関する検討を行った。また、国土交通省では、土地取引のあった場所やその面積に関する情報を提供するなど都道府県等へ必要な支援を実施し、国土利用計画法の適切な運用を図っている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局企画課（課長 河田 浩樹）

関係課：土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 石川 卓弥）

国土政策局総合計画課（課長 北本 政行）

業績指標 155

我が国建設企業の海外建設受注高

評 価

B-1	目標値：1.5兆円（平成27年度） 実績値：1.18兆円（平成24年度）（速報値） 初期値：1.35兆円（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による新規年間海外受注高

（目標設定の考え方・根拠）

国内建設市場が縮小し、競争がさらに厳しさを増す中で、アジアを中心とする世界の建設市場では、経済成長に伴い膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、地方・中小建設企業を含む我が国建設企業の海外展開を支援することとし、建設企業の新規年間海外受注高を平成21～23年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、平成27年度までに年間1.5兆円まで伸ばすことを目標とする。

（外部要因）

景気動向、相手国の政情等の社会・経済情勢

（他の関係主体）

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者
 日系製造業等の民間発注者 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○新成長戦略（平成22年6月18日） 第3章（3）アジア経済戦略

「新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あわせて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。また、アジアにおけるこれらの分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく。これらにより、日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラプロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。」

○日本再生戦略（平成24年7月31日） アジア太平洋経済戦略

【2020年までの目標】 建設業の新規年間海外受注高 2兆円以上

【2015年度の間目標】 建設業の新規年間海外受注高 1.5兆円以上

【重点施策：パッケージ型インフラ海外展開支援】

「パッケージ型インフラ海外展開促進プログラム」（平成24年6月27日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）に基づき、広域開発プロジェクトの上流段階からの関与、インフラ案件の発掘・形成力強化等により、日本の技術・ノウハウが活用される案件の形成を支援するとともに、「川上から川下まで」の受注に向けた体制・プレイヤーの強化、コスト競争力・差別化の強化、インフラプロジェクト専門官の活用促進、公的ファイナンス支援の強化等を通じ日本企業の案件受注を強力に支援し、高い成果に結び付ける。

【重点施策：新興国の中間層など世界の成長市場の開拓、クールジャパン推進等】

新興国での事業に必要な内外人材の育成・確保支援、サービス業、建設業等の海外展開を支援する枠組みの構築等を強力に推進することで、中小企業を始め日本企業の新興国におけるビジネス展開を支援する。

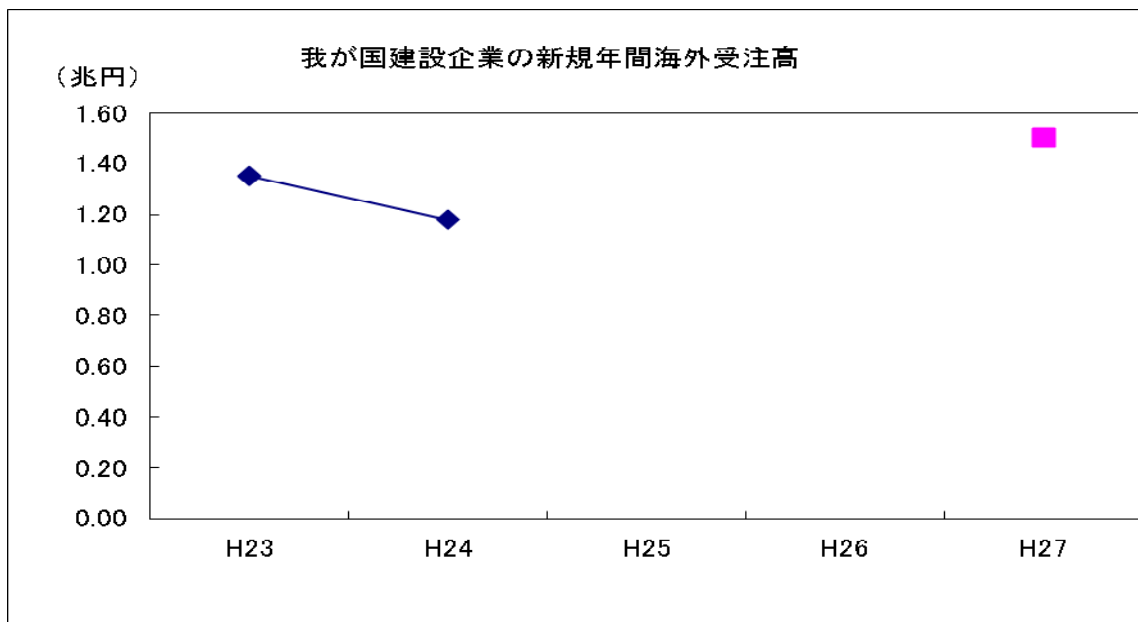
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
1.35兆円	1.18兆円 (速報値)			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 官民連携による海外インフラプロジェクトの実現に向けて、政治のリーダーシップによるトップセールス、事業初期段階からの官民一体となった案件の発掘を実施。
- 我が国建設業の海外受注体制の強化を図るため、企業の人材育成に対する支援、契約管理の強化に向けた検討、海外展開において必要となる情報収集・提供の強化に対する支援等の取組を実施。

予算額0.6億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の海外受注実績（速報値）は、平成23年度と比較して微減しているものの、2年連続で1兆円の大台を超えており、平成27年度の目標値の達成に向けて引き続き施策の推進を図る。

(事務事業の実施状況)

- ・トップセールスの展開や案件形成支援、二国間会議の開催等、事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成に係る取組を実施。
- ・PPP事業において我が国建設企業が果たすべき役割の検討、海外建設市場において成功を勝ち取るための戦略のとりまとめ。
- ・海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究等による契約・リスク管理の強化を実施。
- ・地方・中小建設企業向けのアドバイザー制度やセミナー等を実施。
- ・海外建設市場データベース構築のための情報収集を実施。
- ・経済連携協定の活用等による国際建設市場の環境整備に係る取組を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は我が国建設企業の新規年間海外受注高であるが、平成24年度の海外受注実績（速報値）は、前年度と比較して微減しており、十分な伸びを示していない。今後は、これまでの取組に加え、日本式の優れた施工を知る建設人材の育成、我が国建設・不動産企業による海外地域別の市場戦略の構築等の施策を実施することにより、建設業の国際展開支援を強化することとし、B-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

これまでの取組に加え、日本式の優れた施工を知る建設人材の育成、我が国建設・不動産企業による海外地域別の市場戦略の構築等の施策を実施することにより、建設業の国際展開支援を強化する。

(平成26年度以降)

国際建設・不動産市場における外国政府・企業との交流・連携の強化、ソフトインフラの輸出、海外展開において必要となる情報収集・発信力の強化等の施策を実施することにより、建設産業の国際展開支援を強化する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局 国際課長 小林 高明

業績指標 156

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況（①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況）

評価	
① A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：97%（平成22年度） 初期値：97%（平成22年度）
② B-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：82%（平成22年度） 初期値：82%（平成22年度）

（指標の定義）

① 国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法（注）の対象となる特殊法人等（高速道路会社、空港会社、独立行政法人）における第三者機関の設置状況（設置済み発注機関数の対象発注機関数に対する比率）

（注）国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設の健全な発展を目的として、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「適正な施行の確保」「不正行為の排除の徹底」について、発注者の義務等を定めた法律。

（分子）＝第三者機関設置済み発注機関数

（分母）＝入札契約適正化法の対象発注機関数

② 国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等における入札時の工事費内訳書の提出義務付けの状況（提出義務付け発注機関数の対象発注機関数に対する比率）

（分子）＝工事費内訳書の提出義務付け発注機関数

（分母）＝入札契約適正化法の対象発注機関数

（目標設定の考え方・根拠）

① 入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成28年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。

② 入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において提出を義務付けすることを目標として設定。平成28年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

他府省庁・特殊法人等（設置主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

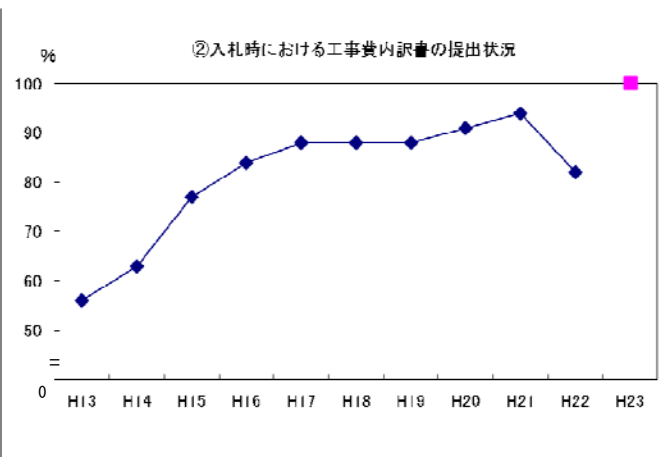
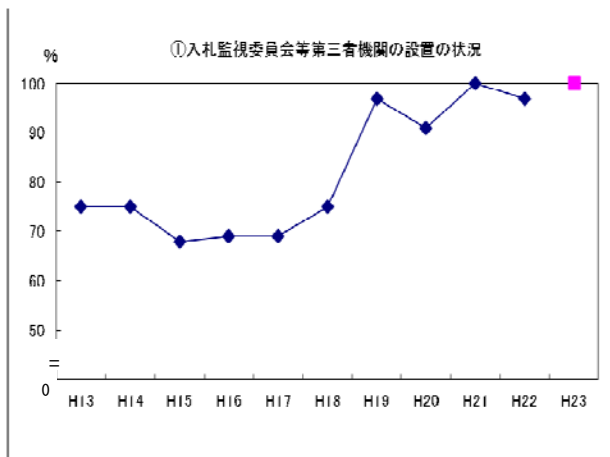
なし

【その他】

なし

① 過去の実績値										(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
75%	75%	68%	69%	69%	75%	97%	91%	100%	97%	集計中

② 過去の実績値										(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
56%	63%	77%	84%	88%	88%	88%	91%	94%	82%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

毎年度入札契約適正化法に基づく措置状況調査を行い、各発注者に対し必要な措置を講じるよう入札契約適正化法に基づき要請。
 予算額：0千円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度実績値に関しては調査中。

- ① 「入札監視委員会等第三者機関の設置の状況」については、平成22年度においては97%であり、目標達成に向けて順調に推移している。
- ② 「入札時における工事費内訳書の提出状況」については、平成22年度においては82%であり、前年度に比べて低下している。

※なお実績値については、平成22年度の調査から設問等に変更があったため、平成21年度以前との連続性が一部失われている。

(事務事業の実施状況)

- ① 入札契約適正化法第17条に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、平成23年度における同法及び適正化指針の措置状況を調査し、公共工事における入札及び契約の適正化を推進しているところ。
- ① 第三者機関を設置する上で必要な手続、留意すべき事項等を示した実務的なマニュアルを作成し、第三者機関を設置していない市区町村における第三者機関の設置を促進しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・努力事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」について、その重要性を周知し、設置や提出の要請を図ること等により、各発注者における取組の推進を図る。業績指標は、対象発注者に占める取組実施発注者の割合であり、対象特殊法人等の数に増減がある。「入札監視委員会等第三者機関の設置の状況」については初期値から目標に向けて順調に推移し、平成22年度においては概ね目標を達成したことからA-2と評価した。また、「入札時における工事費内訳書の提出状況」については、今後も引き続き所要の要請を行うことにより目標を達成するべくB-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室
 関係課：大臣官房地方課
 大臣官房技術調査課

業績指標 157

専門工事業者の売上高経常利益率

評価

B-2	目標値：4.0%（平成28年度） 実績値：3.5%（平成22年度） 初期値：3.5%（平成22年度）
-----	--

(指標の定義)

専門工事業者の売上高に占める経常利益の割合

※売上高経常利益率 = (経常利益/売上高) × 100

※経常利益 = (営業利益 + 営業外収益) - 営業外費用

(分子) = 専門工事業者の経常利益 (分母) = 専門工事業者の売上高

(目標設定の考え方・根拠)

専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、今後は、経営革新や新分野進出の促進等を通じて、技術と経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。

その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高経常利益率が挙げられる。

経常利益は日常的に発生する営業活動と財務活動から生じる収益を表す指標であり、その企業の本来の実力を計る目安として利用されることから、経常利益の売上高に占める割合を計ることでのちに専門工事業者の収益力を把握することが可能である。

目標を設定した平成19年当時の全産業における売上高経常利益率は3.4%であり、専門工事業者の売上高経常利益率の上昇に併せて全産業についても上昇すると仮定し、平成22年度において想定される全産業の売上高経常利益率4.0%程度を目標として設定した。

(外部要因)

建設投資の増減等

(他の関係主体)

専門工事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

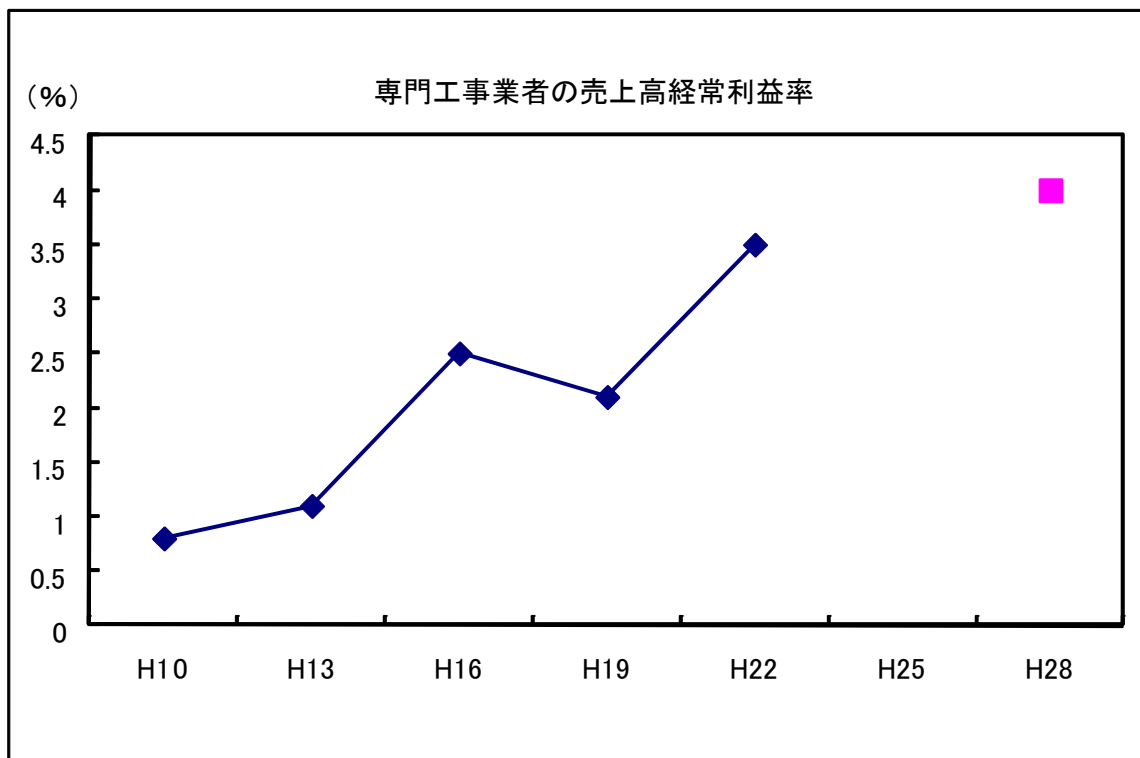
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H10	H13	H16	H19	H22	
0.8%	1.1%	2.5%	2.1%	3.5%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・中小・中堅建設企業の新事業展開、転業・廃業、企業再編等の経営戦略を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」
 予算額 約1.2億円（平成24年度）
- ・維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を支援する「建設企業の連携によるフロンティア事業」
 予算額 1.1億円（平成22年度補正（事業は平成24年度においても実施））
- ・大手企業等のノウハウ・技術を中小建設企業への移転を支援する「ノウハウ・技術移転支援事業」
 予算額 約0.5億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

当該指標の進捗状況については、平成23年度の指標値が3.5%となり、前回値（平成19年度：2.1%）と比較し増加となっている。前回値については、世界的な景気低迷による収益逼迫等の外部要因が売上高経常利益率に大きく影響したものと推測され、平成16年度の2.5%と比較し微減となったが、最新の数値である今回は、その後の景気の回復等を受け、売上高経常利益率は大きく増加に転じた。しかし、目標期間年である平成22年度においても、建設業界、特に専門工事業者を取り巻く経営環境は依然厳しく、目標値である4.0%には届かなかった。

（事務事業の実施状況）

「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」、「建設企業の連携によるフロンティア事業」、「ノウハウ・技術移転支援事業」を実施し、専門工事業者の売上高経常利益率の改善を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、近年の景気の回復等を受け、売上高経常利益率は大きく増加に転じた。今後も建設投資の大幅な減少や厳しい金融環境等に加えて、東日本大震災の復旧・復興需要等さまざまな外部要因が指標に影響を与えるものと考え、引き続き、建設生産プロセスの中で中核的役割を担う専門工事業者の売上高経常利益率を目標値に近づけるための取組を着実に継続していくこととし、「B-2」と評価した。

今後も専門工事業者の利益向上に向けた取組が必要であることから、専門工事業者の経営力向上に向けた各種取組や下請取引の適正化を通じた下請業者たる専門工事業者へのしわ寄せ防止等の対策を講じていくことが必要である。

また、同様に、専門工事業者の利益増進に努めるための環境整備が必要であり、今後とも、経営基盤の強化等の経営革新に向けて自ら取り組む建設業者を支援することが必要である。

なお、平成23年度に前目標年度が到来したが、引き続き専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があり、前目標年度の目標値を達成できていないことから、目標値は据え置きつつ、目標年度を平成29年度としている。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局建設市場整備課 (課長 榎本健太郎)

業績指標 158

建設技能労働者の過不足状況 (①不足率、②技能工のD. I.)

評価

①A-1 ②A-1	目標値：①絶対値1.2%以下、 ②絶対値30ポイント以下(平成28年) 実績値：①1.0%、②22ポイント(平成24年) 初期値：①0.8%、②2ポイント(平成23年)
--------------	---

(指標の定義)

①建設労働需給調査結果(国土交通省)

調査対象職種(鉄筋工、型わく工等)の労働者を直用する建設業者による技能労働者の確保状況(回答数)を以下により算出した、建設技能労働者の不足率(年平均、8職種計、全国、原数値)。

$$\text{不足率} = \frac{\text{確保しなかったが出来なかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者}}{\text{確保している労働者数} + \text{確保しなかったが出来なかった労働者数}} \times 100$$

②労働経済動向調査(厚生労働省)

調査対象産業に属する全国の民営事業所に対して実施された調査において、労働者の過不足感について、不足(「やや不足」と「おおいに不足」の計)と回答した事業所の割合から過剰(「やや過剰」と「おおいに過剰」の計)と回答した事業所の割合を差し引いた値(「労働者過不足判断D. I.」)のうち、建設業における技能工のD. I.(年平均(四半期毎の結果を平均して算出))。

※D. I.はディフージョン・インデックス(Diffusion Index)の略である。

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な建設技能労働者が大幅に減少することが懸念される中、建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましいところであるが、需給バランスが平成18年以上に悪化しないことを目標とする。

(外部要因)

建設投資の動向

(他の関係主体)

厚生労働省

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

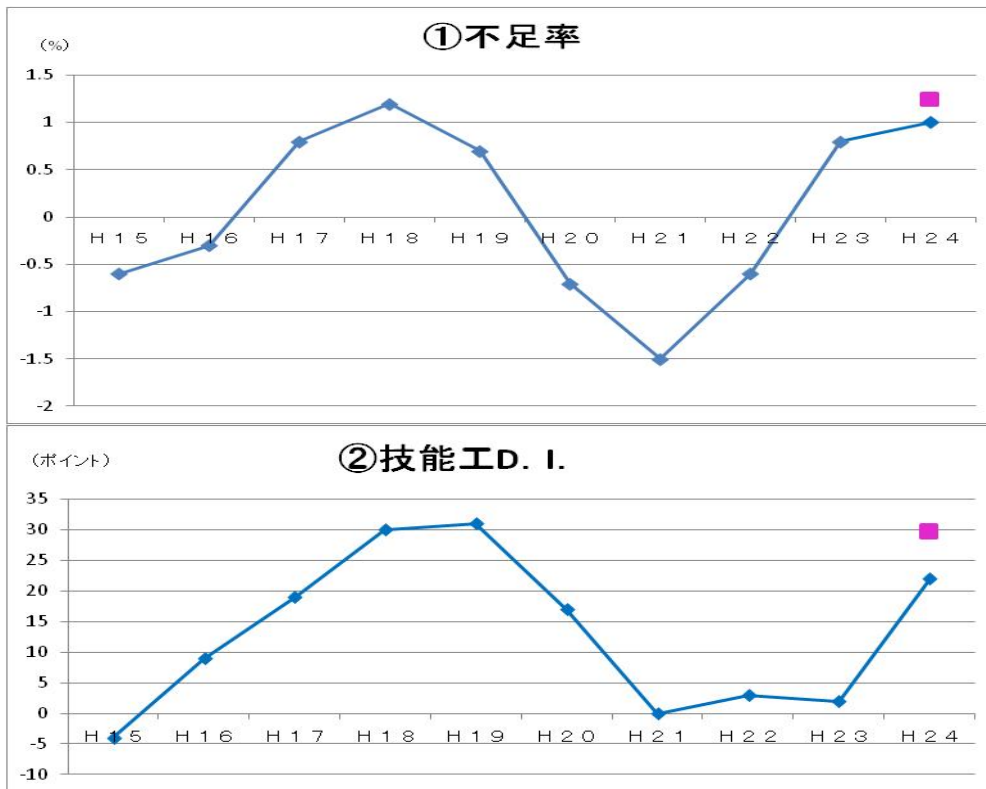
なし

【その他】

なし

①過去の実績値 (年)				
H20	H21	H22	H23	H24
-0.7%	-1.5%	-0.6%	0.8%	1.0%

②過去の実績値 (年)				
H20	H21	H22	H23	H24
17ポイント	0ポイント	3ポイント	2ポイント	22ポイント



事務事業の概要

主な事務事業の概要

建設技能労働者人材確保・育成促進事業の創設

- ・社会保険の加入徹底に向けた取組を進めるとともに、建設企業の将来を担う中核的な技能労働者の確保・育成などに取り組むことにより、就労環境の改善、建設業における人材の確保等を推進する。予算額 36百万円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成24年の建設労働需給調査の不足率は、平成23年の0.8%から0.2ポイント増加して1.0%、また、労働経済動向調査の技能工D. I. についても、平成23年の2ポイントから20ポイントの増加し22ポイントであった。いずれも絶対目標値の範囲内で推移しており、順調であると推測される。

(事務事業の実施状況)

- ・建設業において、社会保険等の法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年労働者減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になっている。このため、関係者をあげて保険加入徹底の方策を検討し、専門工事業団体(3団体)を対象とした優良事業所認証の仕組みや、社会保険加入手続円滑化方策を含め周知の方策について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年の建設労働需給調査の不足率、労働経済動向調査の技能工D. I. いずれも絶対目標値の範囲内で推移しており、順調であると推測されるが、建設産業は、建設投資の減少等により競争が激化し、地域社会を支えてきた建設企業が疲弊するとともに、就労環境の悪化等により若年就職者が減少し高齢化が増加傾向にあるため、ニーズに対応した建設技能労働者の確保・育成を図る必要があることから、25年度に新たな措置を講じることとしている。以上のことからA-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

社会保険等の加入徹底方策に関する調査

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室(室長 千葉 信義)

業績指標 159

新事業展開等を行う建設企業数

評価

A-2	目標値：5,000社（平成27年度） 実績値：1,884社（平成22年度） 初期値：－（平成22年度）
-----	---

(指標の定義)

事業転換を行う建設企業数（平成22年度からの累計値）

(目標設定の考え方・根拠)

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、「意欲を有する建設企業1万社の転業・事業転換」が2020年までに実現すべき成果目標として掲げられているところ。また、「新事業分野の参入による事業規模の拡大」を今後の経営方針としている建設業専門の企業数が約1万社（平成20年3月末時点）（「第12回建設業構造基本調査（国土交通省）」）であることを踏まえ、当該1万社を2020年までの目標として設定し、5年後（平成27年度）の目標値を5千社とする。

(外部要因)

景気の動向

(他の関係主体)

建設企業（事業主体）

都道府県、市町村

関係省庁（農林水産省、厚生労働省、中小企業庁等）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

「新成長戦略」（平成22年6月18日） IV観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

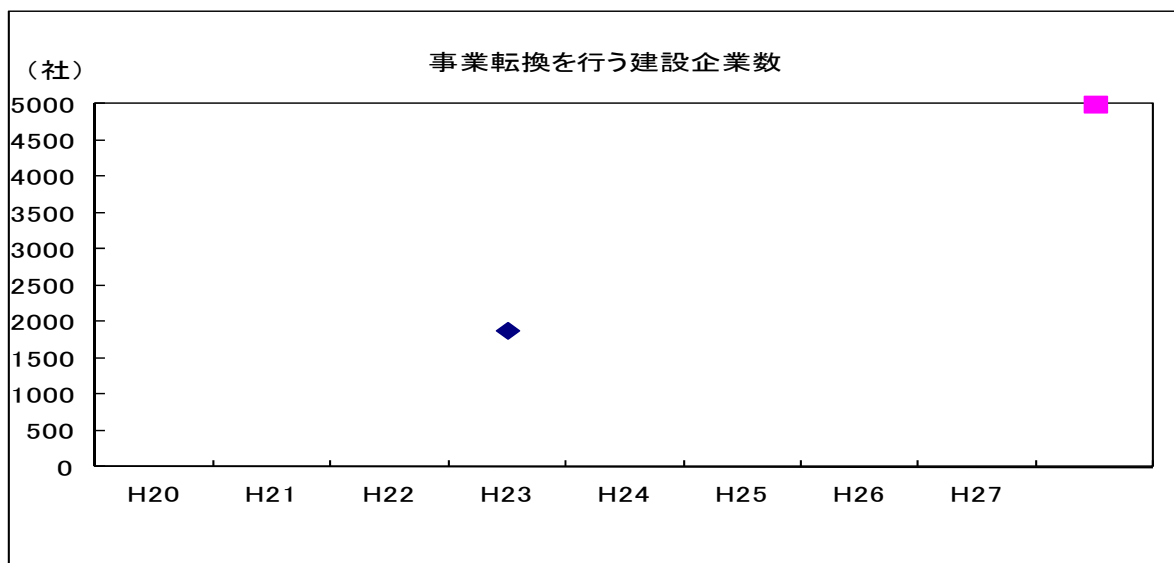
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	H25
-	-	1,884社	-	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・中小・中堅建設企業の新事業展開、転業・廃業、企業再編等の経営戦略を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」
予算額 約1.2億円（平成24年度）
- ・維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を支援する「建設企業の連携によるフロンティア事業」
予算額 1.1億円（平成22年度補正（事業は平成24年度においても実施））
- ・大手企業等のノウハウ・技術を中小建設企業への移転を支援する「ノウハウ・技術移転支援事業」
予算額 約0.5億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成27年度の目標値が5,000社であるのに対し、1年間の施策で1,884社となり、残り4年間で同程度の事業者が事業転換を実施すると仮定すると、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。また、平成24年度の実績値については、平成26年度に実施予定である「建設業構造実態調査」において調査を行う予定。

（事務事業の実施状況）

「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」、「建設企業の連携によるフロンティア事業」、「ノウハウ・技術移転支援事業」を実施し、建設業の新事業展開、転業・廃業・企業再編等を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、1年間の施策で1,884社となり、残り4年間で同程度の事業者が事業転換を実施すると仮定すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるという状態であり、順調に推移していることから、現在の施策を引き続き実施することとし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

平成25年度における新事業展開、転業・廃業・企業再編等の事例を取りまとめ、建設企業に情報提供を実施。

（平成26年度以降）

建設業の新事業展開、転業・廃業・企業再編等のための施策について随時見直しを行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地建設産業局 建設市場整備課（課長 榎本健太郎）

関連指標 16

建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率

実績値等

目標値：90.0%（平成28年度）
 実績値：88.7%（平成24年度）
 初期値：88.4%（平成23年度）

(指標の定義)

監理技術者資格者証^{*1}保有者のうち、1級技術検定^{*2}合格者の比率を高める。
 技術検定制度は、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者の施工技術の向上を目的として国土交通大臣が行うものである。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上（建築一式；4,500万円、建築一式以外；3,000万円）になる場合においては、当該工事現場に建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。監理技術者の資格要件として、1級国家資格（技術検定、建築士、技術士）や実務経験等を求められている（建設業法第15条第2項）。その監理技術者のうち、施工に関してより高い知識、技術、管理能力を問う1級技術検定試験の合格者の比率が高まることで、公共工事等の質の確保、ひいては健全な建設市場の育成が図られると考えられる。

^{*1} 重要な建設工事において配置されている監理技術者に関して、資格の有無や所属する建設業者との雇用関係等を簡便に確認するためのもの。

^{*2} 建設業法に基づき、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施されるもの。

（分子）＝監理技術者資格者証保有者のうち1級技術検定合格者数

（分母）＝監理技術者資格者証保有者数

(外部要因)

建設業界における労働者数

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

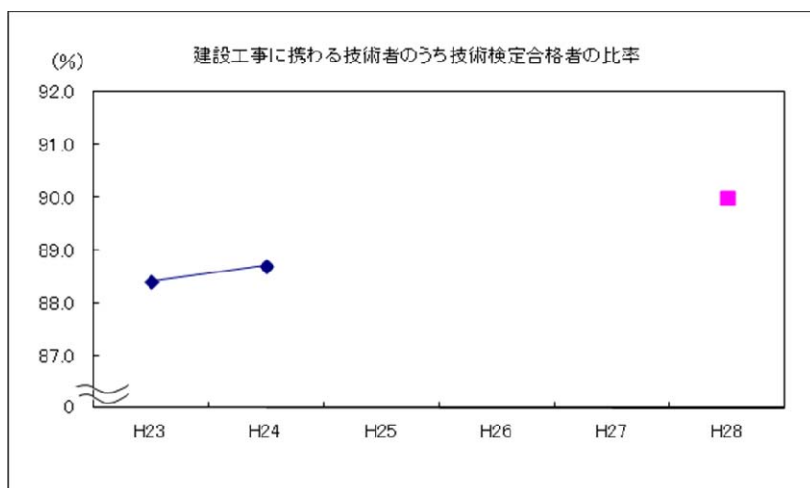
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H23	H24				
88.4%	88.7%				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

技術検定の適切な実施により、施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術検定合格者を供給する。

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

平成24年度は平成23年度から若干伸びており、目標の達成に向けて順調に推移している。

「建設工事の適正な施工の確保」「施工技術の確保及び向上」等の重要性は今後も変わる事ではないことから、今後とも引き続き、工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に選定し、合格者として認定していくことで、適正な監理技術者を確保していくこととする。

(事務事業の実施状況)

工程管理や品質管理等、工事の施工管理を適確に行える技術者を適切に合格者として認定し、適切な技術検定試験の実施に努めているところである。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局建設業課

関連指標 17

建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率

実績値等

目標値：3割減（44.72日）（平成24年度）
 実績値：44.54日（平成24年度）
 初期値：63.89日（平成21年度）

（指標の定義）

建設関連業（測量業、建設コンサルタント、地質調査業）登録制度に係る各種申請を平均化した1申請あたりの申請から登録処理までの所要日数の低減率

（分子）＝平成20年度の登録所要日数から新システムを運用した当該年度の登録所要日数を引いた低減日数

（分母）＝平成20年度の登録所要日数

（目標設定の考え方・根拠）

建設関連業者登録システムは、建設関連業の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである

所要日数の低減については、新しい建設関連業者登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果によるところが大きいですが、他の要因として、登録制度の改正にあわせて申請書類の簡素化の検討を予定していることから、それらの状況を踏まえて、平成20年度の旧システムにおける登録処理の所要日数（69.53日）と平成22年度から新システムを運用した場合における平成24年度の登録処理の所要日数を比較して3割の削減を目指すものである。

（外部要因）

申請者の国土交通省オンライン申請システムの利用状況

（他の関係主体）

発注者、申請者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

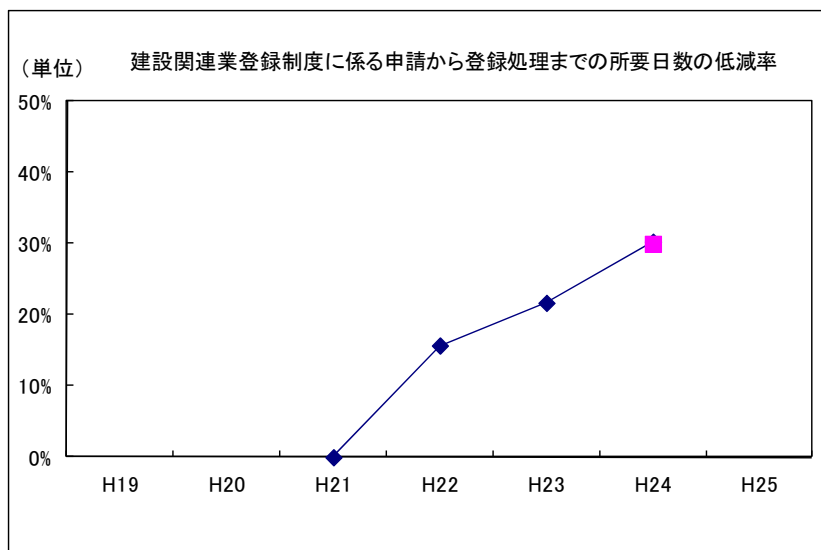
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
69.53日	63.89日	55.22日	50.00日	44.54日



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

新しい建設関連業者登録システムの導入

建設関連業者の登録・審査を各地方整備局等で円滑に行うため、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を考慮した新しい登録システムの運用を行う。

予算額 14,281千円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

達成状況等**目標の達成状況等**

（目標の達成状況）

事務処理量の多い一部の地方整備局等においては目標値を達成できていないが、全体として目標値は達成しており、順調であったと評価できる。

（事務事業の実施状況）

新しい建設関連業者登録システムの導入

建設関連業者の登録・審査を各地方整備局等で円滑に行うため、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を考慮した新しい登録システムの運用を行う。

予算額 14,281千円（平成24年度）

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局建設市場整備課（課長 榎本 健太郎）

業績指標 160

統計の情報提供量及びその利用状況 (①収録ファイル数、②HPアクセス件数)

評価

①A-2	目標値：①約 14,800件 (平成27年度)
	②約 960,000件 (平成27年度)
②B-2	実績値：①約 12,000件 (平成24年度)
	②約 808,000件 (平成24年度)
	初期値：①約 5,000件 (平成18年度)
	②約 915,000件 (平成22年度)

(指標の定義)

市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況 (収録ファイル数、ホームページへのアクセス件数) を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

統計調査結果については、ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/statistics/details/index.html> 等) を通じて電子的な形や刊行物により統計データを提供しており、収録ファイル数及びアクセス件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。

収録ファイル数については、ホームページに掲載する統計データについて、利用者の利便性を考慮した加工可能な形式での統計データの提供拡大を推進することとし、これまでの作業の進展状況や今後の作業予定等から、平成27年度までに14,800件とすることを目標とした。また、HPアクセス件数については、平成22年度の実績を基に毎年度着実に1%程度伸ばすことを目指して、平成27年度までに年間960,000件とすることを目標とした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値 (①収録ファイル数)

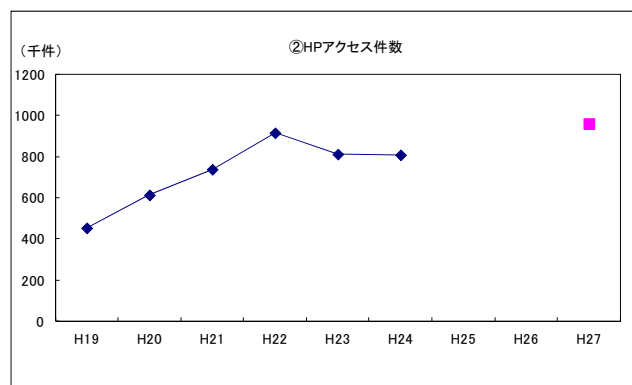
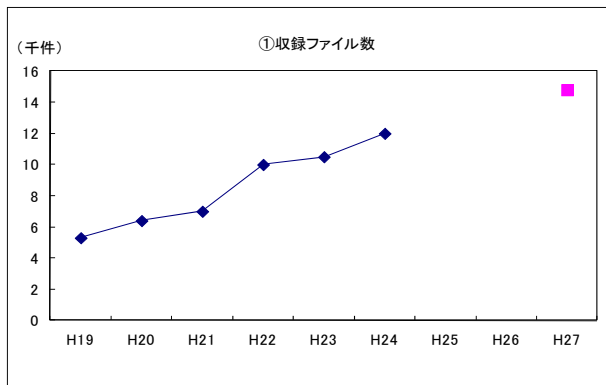
(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
約6,400件	約7,000件	約10,000件	約10,500件	約12,000件

過去の実績値 (②HPアクセス件数)

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
約613,000件	約738,000件	約915,000件	約812,000件	約808,000件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な統計データの提供を行い、統計利用者の活用拡大を図る。

建設統計関係予算額	〇〇千円（平成25年度）
交通統計関係予算額	〇〇千円（平成25年度）
大都市交通センサス予算額	〇〇千円（平成25年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

統計の情報提供量である収録ファイル数については、平成24年度末の実績値は約12,000件であり、目標値に向けて順調に推移している。

ホームページのアクセス件数については、平成24年度末の実績値は約808,000件であり、平成23年度末の実績値よりやや下回っているものの、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」における政府全体の統計表へのアクセス件数が前年比23%減少している中、国土交通省の統計表へのアクセス件数は、前年比13%増加しており、国土交通省の統計表へのアクセス件数が占める割合は平成23年度の1.7%から平成24年度は2.5%へと、着実に増加している。

（事務事業の実施状況）

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより収録ファイル数を増加させ、情報の充実を図ると共に利用者利便の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」における政府全体の統計表へのアクセス件数が減少傾向にある中、国土交通省の統計表へのアクセス件数は、平成22年度末より増加している。

24年度は、収録ファイル数は、約10,500件から約12,000件となり、目標値へ向けて順調に推移している。一方、平成24年度末のホームページのアクセス件数自体は、実績値が約808,000件であり、平成23年度末の実績値よりやや下回っている。

統計利用者の利便性の確保、また、統計調査の効果的・効率的な実施につなげるためにも、引き続き調査結果のより一層の活用、利用拡大を図っていく必要があるため、統計表のファイルをhtml形式やpdf形式に加え、過去データのスプレッドシート化を推進することにより、提供情報の更なる充実を進めていくことにより、目標達成を目指すこととし、①についてはA-2、②についてはB-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局情報政策課（課長 石澤 龍彦）

関係課：総合政策局情報政策課建設統計室（室長 藤川 眞行）

総合政策局情報政策課交通統計室（室長 稲本 隆文）

総合政策局公共交通政策部交通計画課（課長 水嶋 智）

業績指標 161

地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合

評価

B-1	目標値：57%（平成31年度） 実績値：50%（平成24年度） 初期値：49%（平成21年度）
-----	---

（指標の定義）

地籍調査対象面積に対する地籍調査を実施した面積（地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。）の割合

（目標設定の考え方・根拠）

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）を根拠として、地籍調査対象地域286,200km²のうち、地籍調査の未実施地域146,147km²について、土地区画整理事業等の予定地域等、現時点で優先度が低いと想定される地域を外すことで、優先的に地籍を明確にすべき地域約50,000km²を絞り込み、当該地域のうち、平成31年度までに21,000km²について地籍調査を実施することとし、これを達成した場合の進捗率（57%）を目標値とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定 平成23年10月7日一部変更）
 - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である（第2の2 災害に強いまちづくりの推進）
 - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（第2 2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等）
- 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）
 - ・市街地再開発事業、地籍整備の実施等により、市街地の再生・再構築を図る（4（1））
 - ・地域材等を活用した木造長期優良住宅の普及促進のための支援や地籍整備を加速する（4（1））
- 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）
 - ・地籍調査の積極的推進（別表23）
- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）
 - ・地籍整備を推進する（第3章3）
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）
 - ・都市部官民境界基本調査を実施して地籍調査を実施して地籍調査を促進する（第II部1（1）①）
 - ・地籍調査以外の測量成果を活用することにより地籍整備を進める（第II部1（1）①）
 - ・地震に伴う地殻変動や津波等により土地境界が不明確になった被災地域では、復興に有用となる官民境界の調査等を国が実施するほか、測量成果の補正や地籍再調査等の支援を行って地籍整備を進める（第II部5（1））
 - ・被災後の迅速な復旧・復興を図るためには土地境界の明確化が重要であることを踏まえ、地籍調査が未実施の地域では、国が都市部官民境界基本調査等を実施して地籍調査を促進する（第II部5（2）①）
- 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）
 - ・東日本大震災を教訓とした地籍整備の推進（第3章I2（1）②）

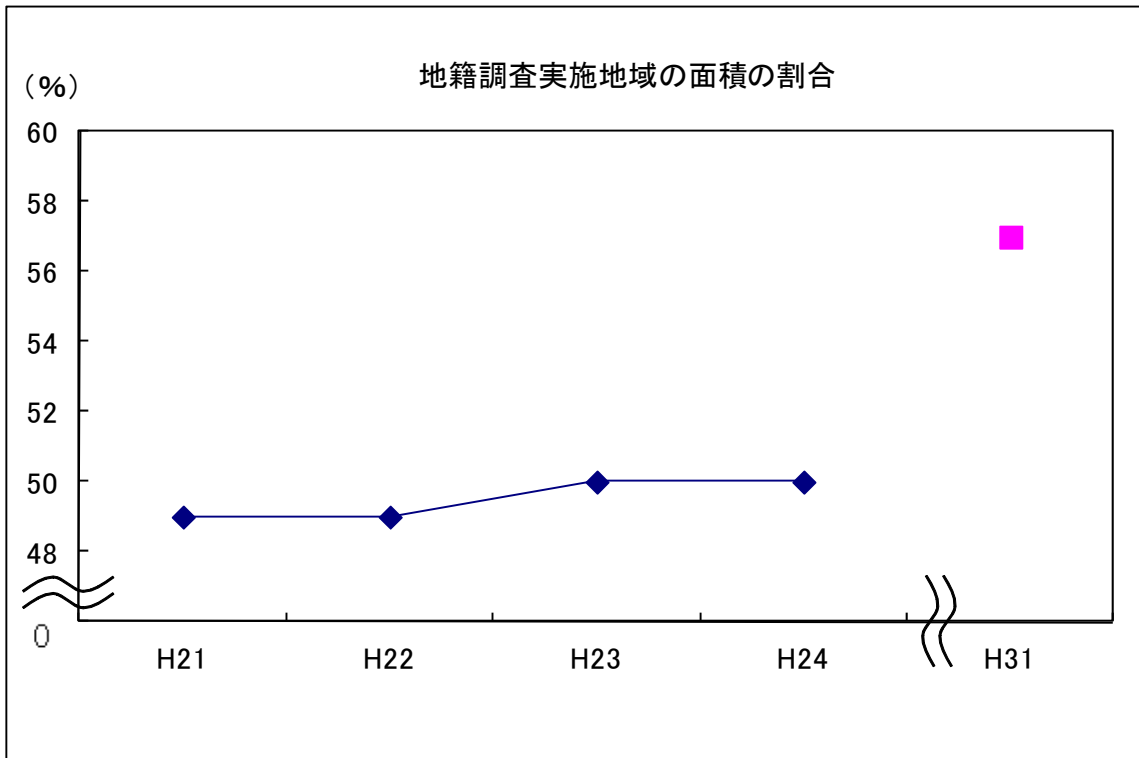
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）
 - ・土地の境界の明確化を推進する（5（1）③（iv））

過去の実績値				（年度）	
H20	H21	H22	H23	H24	
48%	49%	49%	50%	50%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 全国的な地籍調査の推進 予算額：135億円（平成24年度）
 - ・土地の有効利用の基盤となる地籍調査を積極的に推進
 - ・東日本大震災の被災地のうち、地籍調査を実施中の地域等において、地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援
- 都市部官民境界基本調査の実施 予算額：19億円（平成24年度）
 - ・都市部における地籍整備を促進するため、地籍調査の前段となる官民境界の調査を国が実施
 - ・東日本大震災の被災地のうち、地籍調査が未実施である地域において、復興事業の本格化のために道路等の官有地と民有地との間の境界情報の整備が重要であることを踏まえ、官民境界に関する調査を国において実施
- 山村境界基本調査の実施 予算額：2億円（平成24年度）
 - ・山村部において、土地の境界情報を保全し、後続の地籍調査に有効に活用するための調査を国が実施
- 基準点等の設置 予算額：3億円（平成24年度）
 - ・地籍調査事業を実施する市町村を対象として、地籍調査の実施予定地域及び土地取引が多い都市周辺部について四等三角点及び補助基準点を設置
- 既存測量成果の活用方策検討調査 予算額：2,400万円（平成24年度）
 - ・公共事業のための用地取得の際に作成した用地実測図に必要な補正を加え、その成果を登記所備付図面とするための検討調査を実施

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成24年度には実績値が50%となったが、平成31年度までの目標（57%）に照らして検討すると、目標達成に向けて今後一層の取組が必要な状況である。

調査対象面積に対する実施状況(昭和26年度～平成24年度)

		対象面積 (km ²)	H23年度末実績面積 (km ²)	H23年度末進捗率 (%)
D I D		12,255	2,714	22
非 D I D	宅地	17,793	9,237	52
	農用地等	72,058	51,801	72
	林地	184,094	78,512	43
合計		286,200	142,264	50

(注1) 対象面積は、全国土面積(377,880km²)から国有林野及び公有水面等を除いた面積である。
(注2) D I Dは、国勢調査による人口集中地区のこと。Densely Inhabited Districtの略。
人口密度4,000人/km²以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、5,000人以上の人口となる地域。
(注3) 都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査の実施分を含む。
(事務事業の実施状況)
平成24年度において地方公共団体等が作成した用地実測図に必要な補正を加え、それを登記所備付図面とするための手法を法務省と連携して検討した。また、国土調査法第19条第5項指定制度を活用し、平成25年度以降に地方公共団体等が作成する用地実測図を登記所備付図面とするため、各地方公共団体等に対して通知を發出しており、地籍調査以外の測量成果を活用して積極的に取り組んだ。
平成23年3月1日に発生した東日本大震災より土地境界が不明確になった被災地において、早期復興等に貢献するため、地籍調査を実施中の地域において地震により利用できなくなった測量成果の補正の実施を支援するなど、地籍調査の実施状況に合わせて被災自治体を支援した。
地籍調査の前段として、①都市部において官民の境界情報を調査する都市部官民境界基本調査、②山村地域における境界情報を簡易な手法で早急に保全するための山村境界基本調査を国直轄でそれぞれ実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

調査実施主体である市町村等において、必要な予算や体制の確保が難しくなっていることのほか、都市部における地籍調査に時間と手間を要すること等が地籍調査の円滑な実施を妨げる大きな要因になっている。
今後も、都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査を継続して実施するほか、国土調査法第19条第5項の指定制度の更なる活用等を通じて一層の地籍整備を推進していく必要があることから、「B-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

国土調査法第19条第5項指定制度の更なる活用を図るため、国が民間事業者による測量成果に対して直接補助する仕組みを追加するとともに、民間測量成果を登記所備付け図面として活用するための効率的な手法について検討し、地籍整備を一層推進する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局地籍整備課(課長 佐藤勝彦)

業績指標 162

土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積

評価

A-2	目標値：100%（平成31年度） 実績値：60.9%（平成24年度） 初期値：40.3%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

人口集中区及びその周辺の区域（18,000k㎡。国土調査事業十箇年計画の目標値）に占める土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した区域に係る陸域面積の割合とする。

（目標設定の考え方・根拠）

土地の安全性に関連して、土地本来の自然条件等の情報を誰もが容易に把握・活用できるように、過去からの土地の状況の変遷に関する情報を整備するとともに、各行政機関が保有する災害履歴情報等を幅広く集約し、総合的な情報として利用しやすい形で提供することを目的に、国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として「土地履歴調査」を平成22年度より実施し、平成31年度までに100%の達成を目標とする。

なお、当目標値は第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）において設定された目標値である。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）

○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定） 「第Ⅱ部1.（1）①に記載あり」

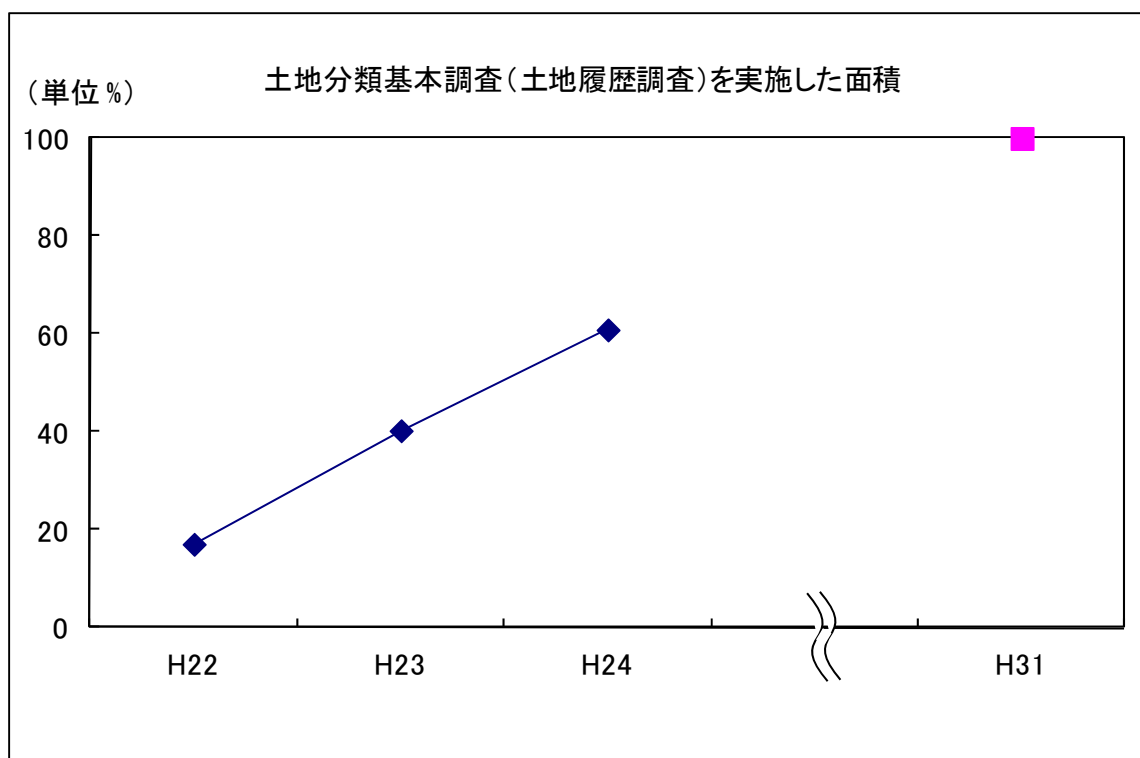
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24		
17.1%	40.3%	60.9%		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○土地分類基本調査(土地履歴調査)の実施
土地本来の自然地形や改変履歴、災害履歴等に関する情報の整備・提供する土地分類基本調査(土地履歴調査)の実施。
予算額：8.1百万円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値が60.9%で前年度より20.6%上昇しており、順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

平成24年度は、三重・大阪地区において調査を実施し、当該調査の成果となる人工改変地の分布や改変前の自然情報を整備した人工地形及び自然地形分類図、自然災害による被害の履歴情報を整備した災害履歴図などの地図及び簿冊の取りまとめを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述の通り、平成24年度の実績値は60.9%と前年度の40.3%より大幅に進捗しており、また今後も計画達成に向け残りの対象地区について適切に調査を実施していくこととしているため「A-2」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土政策局国土情報課(課長 橋本 裕治)

業績指標 163

荷主への安全協力要請の発出件数

評 価

A-2	目標値：44件（平成27年度） 実績値：60件（平成24年度） 初期値：88件（平成23年度）
-----	---

(指標の定義)

貨物自動車運送事業法第64条の荷主勧告のための荷主への安全協力要請の発出件数

(目標設定の考え方・根拠)

トラック輸送は、我が国の経済を支える物流の基幹的な輸送機関であるが、一方でトラック運送事業は経営基盤の脆弱な中小零細事業者が多く、厳しい環境の中で荷主や元請事業者に対する交渉力も弱いことから、法令遵守を前提としない不適正な条件の取引が行われることがあり、安全・安心な輸送サービスの供給にも支障を生じかねない状況である。このような状況の中、トラック運送事業の市場環境整備のためには、荷主とトラック運送事業者の協力関係が不可欠であり、これまで国としては、「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を通じた荷主と運送事業者の関係向上等に努めてきたところ。これらの対策は一定の成果を上げ、輸送の安全を阻害するような不適正な取引は低減している。しかし、荷主への協力要請文書の発出件数は引き続き多く、トラック運送事業の健全な市場環境の整備が充分には進んでいないことから、市場環境整備の進捗度合いの指標として、国土交通省が荷主の指示等に基づき、トラック運送事業者の違反業者が行ったと認めるときに発出する荷主への協力要請文書の発出件数を設定する。

平成23年度末現在、荷主への協力要請文書の発出件数は88件であることから、パートナーシップ会議を通じた関係向上を引き続き行うことに加え、トラック運送事業者の交渉力向上のための諸施策等を講じ、当該安全協力要請の発出件数を平成27年度までに半減し、44件以下にすることを目標とする。

(外部要因)

該当無し

(他の関係主体)

該当無し

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

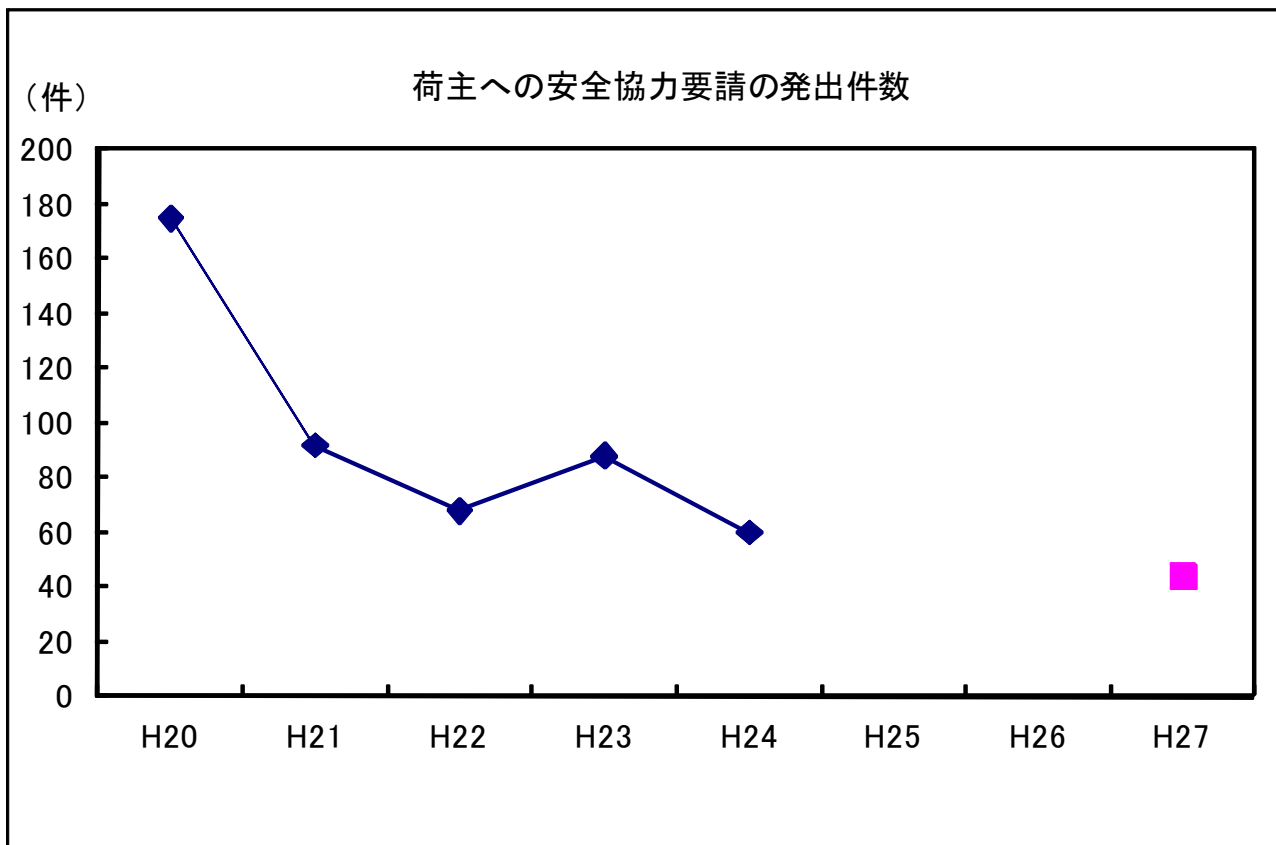
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H20	H21	H22	H23	H24	
175件	92件	68件	88件	60件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

荷主とトラック運送事業者の間に安全を阻害するような不適正な取引の是正など荷主とトラック運送事業者との間における適正な取引を推進することは、安全確保のためだけでなく、市場環境整備のためにも非常に重要であるため、本省及び各地方運輸局等において荷主やトラック事業者等のトラック輸送関係者による「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を開催し、これら関係者における望ましいパートナーシップの構築を図ることにより、安全協力要請が必要となるような取引の低減に取り組むこととする。

- ・トラック運送事業におけるパートナーシップ環境整備事業 予算額： 5百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の初期値88件に対して、平成24年度における実績値は60件となっており、過去の実績値と比べて減少している。

(事務事業の実施状況)

第6回及び第7回トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の開催（平成24年度）等を通じて適正取引の推進に向けた取組を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度における実績値は、過去の実績値と比べて減少しているものの、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく必要がある。
- ・このことから、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局貨物課（課長 加賀至）

業績指標 164

海運業（外航及び内航）における年間の船員採用者数の水準（平成17年度比）

評価

B-3-②	目標値：165（平成27年度） 実績値：119（平成23年度） 初期値：100（平成17年度）
-------	---

（指標の定義）

国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員について、船員需給総合調査（国土交通省海事局）の海運業（外航及び内航）における年間の船員採用者数（船員経験者（ただし海運業内での異動分を除く）及び船員未経験者）の規模を示した指数。平成17年度の水準を100とする。

（目標設定の考え方・根拠）

海上輸送の人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員を今後とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。

①高齢船員の退職者数見込み 3,953人（H18～27）

船員（海運業）のうち50歳以上の人数 3,953人 → 今後10年間で退職が見込まれる

②海運業における採用者数（現状維持ベース。ただし前職が海運業の船員を除く） 2,920人（H18～27）
H17実績 292人 × 10年 = 2,920人

③退職規模に見合う採用数の水準を確保するために追加が必要な人数 1,033人

追加が必要な人数 1,033人 = 3,953人① - 2,920人②

（追加需要分を段階的に増加させ、退職規模に見合う採用数の水準を確保する場合の毎年の目標見込み）

	初期値	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	計
	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	H18～27
現状維持A	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	2,920
追加B		19	38	57	76	95	114	133	149	167	185	1,033
A+B	292	311	330	349	368	387	406	425	441	459	477	3,953
A+B（指数）	100.0	106.5	113.0	119.5	126.0	132.5	139.0	145.5	151.0	157.2	163.4	

※上記を踏まえ平成27年に現状の65%増が達成できるよう目標設定を行う。

（外部要因）

景気変動に伴う船員需要の増加・減少、船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の減少

（他の関係主体）

海運事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成25年4月26日）第2部4（2）船員の確保・育成

高齢化の進展等に伴う内航船員の不足に対応するため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者などが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進する。また、計画的に新人船員の確保・育成に取り組む事業者を支援する。

【閣決（重点）】

なし

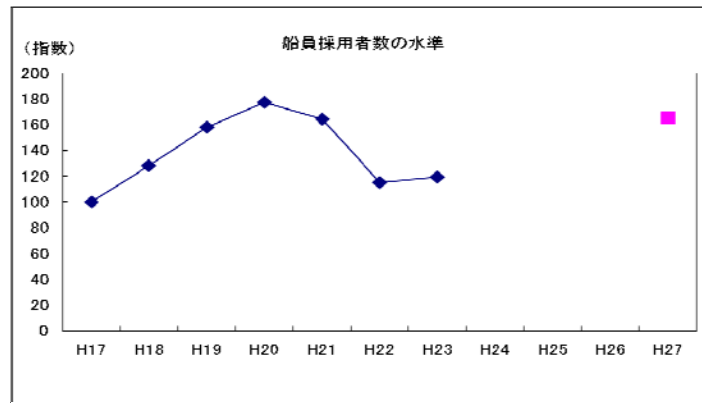
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
100	128	158	177	164	115	119	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

船員確保・育成等総合対策事業

海洋基本法の成立及び海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、安定的な海上輸送を確保する観点から、新規学卒者の他、退職自衛官、女子船員等新たな供給源からの船員確保・育成等の促進を図るため、船員計画雇用促進等事業の実施や内航船員を志向する若年者を増加させるために若年内航船員確保推進事業の実施等、船員確保・育成等に係る総合的な対策を実施した。

予算額 1.5億円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

「海の日」「海の月間」における海事産業振興事業

国が中心となり、官民の連携を強化しつつ統一的な基本方針のもとで「海の日」「海フェスタ」関連事業を展開し、青少年をはじめとする多くの国民に海への興味を喚起し、海の仕事の重要性と魅力をアピールすることで、海事産業における将来的な人材確保と産業の活性化を促進する。

予算額 0.2億円(平成21年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は集計中であるが、平成23年度の実績値は119と平成22年度の実績値の115より若干持ち直したものの、単年度での目標見込みを下回った。これは世界的な景気の減速による海運業の事業規模の著しい縮小が進む現況に、平成17年を基準とした加速的な目標設定が見合わなくなってきた事が考えられる。

具体的には、平成17年当時予測した今後10年間で予測される高齢船員の退職者数見込み数が3,953人と、海運業における採用者数見込み(現状維持ベース)2,920人を上回っていたが、平成23年基準で考えると、前者が2773人、後者が3480人とその関係が逆転しており、事業規模が縮小する中で高齢船員の退職規模に見合う採用数を確保しているにも関わらず、指標には反映されていない状況となっている。

(事務事業の実施状況)

船員確保・育成等総合対策事業の実施

・船員計画雇用促進等事業(助成事業の拡充・強化)

改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を平成20年度に創設。平成24年度に係る計画については、177事業者が国土交通大臣による認定を受けている。

・若年内航船員確保推進事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を実施することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取り組みを平成23年度から実施。平成24年度については全国で水産系高校18校114人の若年者が就業体験に参加する等、内航船員を志向するよい契機となっている。

・「海の日」「海の月間」における海事産業振興事業

毎年7月に「海フェスタ」を全国各地で開催し(平成24年度は広島県尾道市他)、同期間中に船舶の一般公開やマリンスポーツ体験など多彩なイベントを開催するなど(平成24年度海フェスタにおけるイベントは128件)、海事関連産業への関心を喚起する上で一定の成果を上げている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準であり、平成23年度の実績値は119と前年度より若干持ち直したものの、単年度での目標見込みを下回っている一方、今後も退職規模に見合う船員採用者数の水準を確保するため引き続き現在の施策を維持する必要があることから、世界的な景気の減速による海運業の事業規模の著しい縮小が進む現況に、平成17年を基準とした加速的な目標設定が見合わなくなってきた事から指標の基準等を見直す必要があることからB-3と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 海事人材政策課 (課長 多門勝良)

関係課： 総務課企画室 (室長 長崎敏志)

業績指標 165

造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合

評価	
B-2	目標値： 50% (平成25年度) 実績値： 96% (平成24年度) 初期値： 100% (平成21年度)

(指標の定義)

OECD造船部会に参加している各国による造船業支援措置のうち、公正な競争条件を阻害する恐れのある措置の割合。本指標の分母は、当該年度までにOECD造船部会「Inventory of Government Subsidies and Other Support Measures」に報告された件数(累計)とする。分子はそれら措置から以下のものを差し引いた値とする。

- ・造船部会において、公正な競争条件を阻害する恐れがないと合意された措置。
- ・上記検討により公正な競争条件を阻害するとの判断がなされ、当該国政府が取りやめた措置。

(目標設定の考え方・根拠)

平成20年秋以降の世界的な景気の減速を受け、各国政府による様々な造船業支援施策が実施され、造船市場における競争条件の歪曲に対する懸念が高まっている。造船市場は世界単一市場であり、一国の措置が直ちに他国造船業へ影響を及ぼすため、我が国として、適正な市場環境整備を促進することは極めて重要である。

以上から、OECD造船部会を通じた、造船業に関する我が国の市場環境整備への取り組みの成果を判断する指標として「各国の造船業支援措置のうち、公正な競争条件を阻害する恐れのある措置の割合」を設定した。今後は、上記措置の割合を現在の半数まで減少させることを短期的な目標に据えるものである。

(外部要因)

OECD造船部会における新造船協定の実施状況
 各国における造船業支援施策の実施状況及びそれらのOECD事務局への報告状況

(他の関係主体)

造船事業者、各国政府(日本・韓国を含む17ヶ国、1委員会) (平成25年4月現在)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
 工程表 IIIアジア経済戦略 2. モノの流れ倍増 造船業の国際競争力強化
 海洋基本計画(平成25年4月26日)
 第一部 2 (1) 海洋産業の振興と創出

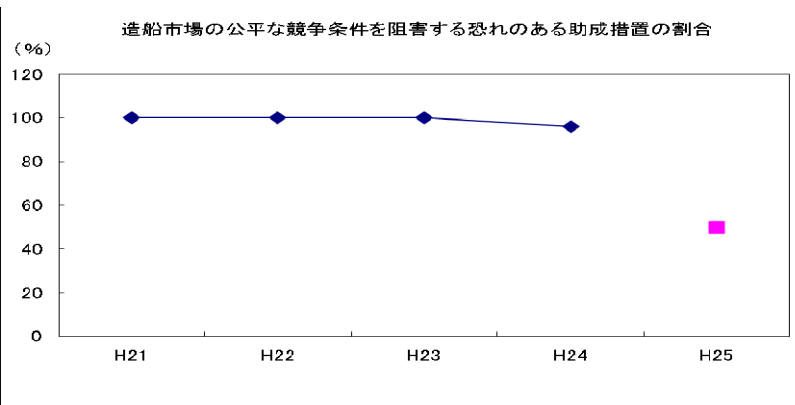
【閣決(重点)】

なし

【その他】

国土交通省成長戦略(平成22年5月18日)
 海洋分野 造船力の強化並びに海洋分野への展開

過去の実績値				(年度)
H21	H22	H23	H24	
100%	100%	100%	96%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○経済協力開発機構(OECD)造船部会分担金
 予算額0.11億円(平成24年度)

OECDでは、造船に関する唯一の多国間フォーラムである造船部会を設け、世界の造船業の健全な発展に向けて、市場動向の共通認識の醸成、各国造船政策に関する意見交換を通じた政策協調の推進等の取り組みを行っている。このOECD造船部会の活動へ積極的に参加し、造船市場に関する共通認識の醸成、公正な競争条件の確保等造船業の健全な発展のための政策協調に貢献していくため、当該年度予算に係わる我が国分担金を支払う。

○船舶産業の競争力強化に必要な経費

予算額0.52億円(平成24年度)

国際市場環境の整備や国内における基盤強化対策のための調査・分析等、我が国の船舶産業の競争力強化のために必要な産業基盤の整備を図る。

○シップリサイクルに関する総合対策

予算額0.19億円(平成24年度)

シップリサイクル条約採択後のガイドラインの策定等を行うために必要な実態調査や分析、及び、パイロットモデル事業の実施による国内における先進国型シップリサイクルシステム構築のための環境整備を行う。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○平成20年秋以降の世界的な景気の減速を受け、各国政府による様々な造船業支援施策が実施されており、平成24年度末までにOECD造船部会に報告された支援措置は68件であった。

○昨年度は、OECD造船部会会合へ参加し、同部会における個別施策の市場歪曲性レビューに対応した他、各国の造船政策について詳細な調査・分析を行う「ピア・レビュー」において我が国が始めにレビューを受けるなど、適正な国際市場環境整備の確保に向けて積極的な取り組みを行った。「ピア・レビュー」の結果、我が国が報告した3件の措置については公正な競争条件を阻害する恐れがないと合意されたが、その他の国の措置については引続き「ピア・レビュー」を実施することとされたため、業績指標は $(68-3) \div 68 = 0.96$ となった。

(事務事業の実施状況)

○適正な国際市場環境整備

OECD造船部会及び非公式会合並びに主要造船国との実務者会合を通じて継続的に国際対話を実施。平成22年11月のOECD造船部会会合において、平成17年以降中断状態で据え置かれていた新造船協定策定交渉の議論は終了となったものの、各国の造船業に係る個別施策の政策レビュー及び公的輸出信用アレンジメント船舶セクター了解の改正審議は継続して実施することとなった。

○国内における船舶産業の競争力強化

我が国造船業の国際競争力を強化するための新たな政策について議論する検討会を実施し、我が国及び競合国の船舶産業の競争力について現状調査・分析を行った。また、造船所の労働安全について、産業界と連携して取組みを強化した。更に、生産性向上、事業基盤の強化を図ろうとする事業者に対し、産業活力再生法の適用等による支援を行った。

○適正な船舶解撤環境の整備

シップリサイクル条約の早期発効に向けて、IMOにおける関連ガイドライン策定作業を行った。また、事業効率を高める解体手法及び工程管理の調査分析や、市場動向を踏まえた事業運営スキームの検討を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度は業績指標の実績値が目標値に向かって動き、一定の成果が見られたものの、目標年度において目標値に達するまでの推移を示すまでには至らなかった。しかし、引き続きこれまでの施策を維持する必要があることから、B-2と評価した。

OECD造船部会においては、各国の造船業に係る政策レビューに関する議論は今後も継続されることから、目標の着実な達成に向け、OECD造船部会へ引き続き参画する。

また、平成22年末に設置した新造船政策検討会において取りまとめた新たな造船政策を着実に実行に移す。更に、シップリサイクル条約の発効に備え、国内において条約に適合したリサイクル施設の確保に取り組む。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

造船業における適正な国際市場環境を整備するため、OECD事務局への参画並びにOECD造船部会への出席体制及び各国助成措置に関する調査を強化することにより、各国の造船業に係る政策レビューを継続することとなったOECD造船部会への参画を引き続き行う。

また、平成23年7月に最終とりまとめを行った新たな造船政策を着実に実行に移すとともに、国内におけるシップリサイクル産業の創出を目指し、事業化を進める上での諸課題解決に向け取り組む。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局船舶産業課(課長 今出秀則)

業績指標 166

国土形成計画の着実な推進（対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数）

評 価	
B-1	目標値：現状維持又は増加（毎年度） 実績値：7（平成23年度） 初期値：11（平成22年度）

（指標の定義）

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）第1部で提示されている「新しい国土像」の実現のための5つの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる15項目の代表指標のうち、同計画の本格的運用が始まった年度である対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数

（目標設定の考え方・根拠）

国土形成計画（全国計画）では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めている。「新しい国土像」の実現に向けた計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の本格的運用が始まった年度である対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が、平成22年度の実績値（初期値）と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。

（外部要因）

経済情勢、社会状況の変化

（他の関係主体）

関係省庁

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

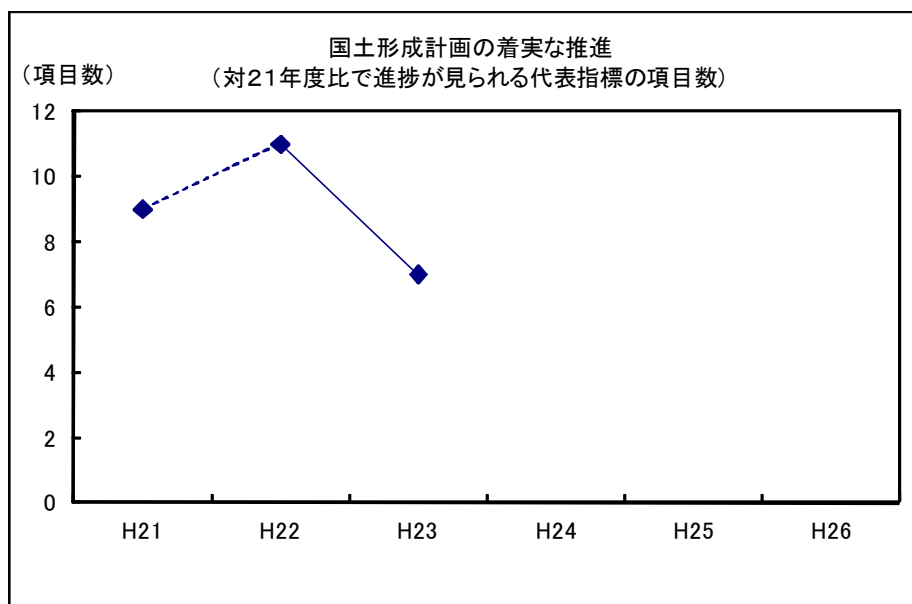
なし

【その他】

なし

過去の実績値（分子：進捗が見られる又はほぼ横ばいの代表指標の項目数/分母：全体の項目数）					（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	
—	—	(9/12※)	11/15	7/15	

※平成21年度と平成20年度の代表指標を比較



事務事業の概要

主な事務事業の概要

平成20年7月に閣議決定された国土形成計画に基づく取組を推進しているところ。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

本年は、代表指標（15項目）について、平成24年度に得られた平成23年度までの統計データを基に、国土形成計画（全国計画）の本格運用が始まった平成21年度の実績値と平成23年度の実績値を比較。代表指標のうち半数以上の8項目で進展していると見られず、同指標全体としては進捗状況が低調。

(事務事業の実施状況)

戦略的目標1 「東アジアとの円滑な交流・連携」

- ①東アジア内での貿易総額に占める（各広域ブロックの）割合
・進展していると見られない（平成21年度の15.2%から平成23年度は14.8%に減少）
- ②外国籍入国者に占める東アジア国籍入国者の割合
・進展していると見られる（平成21年度の71.4%から平成23年度は75.9%に増加）
- ③「東アジア1日圏」人口割合
・進展していると見られる（平成21年度の91.7%から平成23年度は93.8%に増加）

戦略的目標2 「持続可能な地域の形成」

- ④現在の住生活に対する満足度
・進展していると見られる（平成21年度の77.2%から平成23年度は79.7%に増加）
- ⑤地域資源活用事業数
・進展していると見られる（平成21年度の6.3件/百万人から平成23年度は7.7件/百万人に増加）
- ⑥農林水産物の輸出額
・進展していると見られない（平成21年度の445億円から平成23年度は265億円に減少）
- ⑦ブロック内地域間時間距離
・進展していると見られる（平成21年度の1.49時間から平成23年度は1.46時間に短縮）

戦略的目標3 「災害に強いしなやかな国土の形成」

- ⑧自主防災組織活動カバー率
・進展していると見られる（平成21年度の73.5%から平成23年度は75.6%に増加）
- ⑨災害被害額
・進展していると見られない（平成21年度の1,931円/人から平成23年度は50,125円/人に増加）

戦略的目標4 「美しい国土の管理と継承」

- ⑩環境効率性
・進展していると見られない（平成21年度の2,330kg-CO₂/百万円から平成23年度は2,437kg-CO₂/百万円に増加）
- ⑪公共用水域における環境基準達成率
・進展していると見られる（平成21年度の87.1%から平成23年度の87.7%に増加）
- ⑫沿岸域毎の水質基準達成率
・進展していると見られない（平成21年度の76.3%から平成23年度の75.6%に減少）
- ⑬「国土の国民的経営」に向けた取組の参加率
・進展していると見られない（平成21年度の39.2%から平成23年度は37.1%に減少）

戦略的目標5 「「新たな公」を基軸とする地域づくり」

- ⑭「新たな公」による地域づくり活動進展度
・進展していると見られない（平成21年度の61.5%から平成22年度は55.7%に減少）
- ⑮「新たな公」による地域づくり活動参加率
・進展していると見られない（平成21年度の33.9%から平成23年度の33.4%に減少）

(参考) 各代表指標の定義・出典

【代表指標】①東アジア内での貿易総額に占める（各広域ブロックの）割合

【定義】東アジア諸国の対東アジア貿易総額（各国の輸出入総額）に占める各広域ブロックの対東アジア貿易額（輸出入額）の割合（日本の対東アジア貿易額（輸出入額）を広域ブロック毎に積算）（単位：%）（※東アジア：日本、中国、韓国、台湾、ASEAN10、ロシア、インド、オーストラリア、ニュージーランド）（※IMF「Direction of Trade」には台湾のデータは含まれない）

【出典】東アジア域内：IMF「Direction of Trade」、国内（広域ブロック別）：財務省「貿易統計」

【代表指標】②外国籍入国者に占める東アジア国籍入国者の割合

【定義】わが国への外国籍入国者のうち、東アジア国籍の入国者が占める割合（単位：%）（※広域ブロック毎の値は、入国審査の際に使用した空港、海港の所在地で分類）（※東アジア：中国、韓国、台湾、ASEAN10、ロシア、インド、オーストラリア、ニュージーランド）（※法務省「出入国管理統計」からシンガポール、マレーシア、ブルネイ、ミャンマー、ラオス、カンボジアのデータは収集できない）

【出典】法務省「出入国管理統計」

【代表指標】③「東アジア1日圏」人口割合

【定義】東アジアのいずれかの主要都市へ出発した当日に到着して、一定の用務を行うことが可能な日本の地域（市区町村単位）に居住する人口割合（単位：%）（※上記が毎日可能な範囲（＝航空路が毎日就航））

【出典】航空ダイヤ：JTB時刻表、都市圏域：国土交通省「総合交通分析システム（NITAS）」、人口：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

【代表指標】④現在の住生活に対する満足度

【定義】現在の住生活に対して満足している（「満足している」＋「まあ満足している」）人の割合（単位：%）（※広域ブロックの境界が異なるため、内閣府で定義している分類を使用）

<p>〔出典〕内閣府「国民生活に関する世論調査」</p> <p>【代表指標】⑤地域資源活用事業数</p> <p>〔定義〕地域資源を活用した企業の事業計画数（ブロック内人口当たり）（※地域資源：「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき各都道府県が定めた以下の資源のいずれかを示す。①地域の特産物として相当程度認識されている「農林水産物」又は「鉱工業品」、②地域の特産物として相当程度認識されている「鉱工業品」の生産に係る技術、③地域の「観光資源」として相当程度認識されている文化財、自然の風景地、温泉等）（単位：件数／百万人）</p> <p>〔出典〕中小企業庁ホームページ「地域資源活用チャンネル」</p> <p>【代表指標】⑥農林水産物の輸出額</p> <p>〔定義〕各広域ブロックからの農林水産物の輸出額（単位：億円）（※広域ブロック毎の値は、輸出時の税関の所在地で分類）</p> <p>〔出典〕財務省「貿易統計」（※農林水産物の品目：農林水産省「農林水産物の輸入・輸出に関する統計」による分類を参考に集計）</p> <p>【代表指標】⑦ブロック内地域間時間距離</p> <p>〔定義〕各広域ブロック内の各市区町村から広域ブロック中心都市への移動に要する時間距離に発地市区町村の人口の重み付けをした値（単位：時間）</p> <p>〔出典〕都市圏域：国土交通省「総合交通分析システム（NITAS）」、人口：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」</p> <p>【代表指標】⑧自主防災組織活動カバー率</p> <p>〔定義〕自主防災組織がカバーする世帯の割合（分母：当該広域ブロック内総世帯数、分子：自主防災組織がカバーする世帯数）（単位：％）</p> <p>〔出典〕総務省消防庁「消防白書」</p> <p>【代表指標】⑨災害被害額</p> <p>〔定義〕広域ブロック内人口一人当たりの災害被害額の実績（単位：円／人）（※災害：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象）</p> <p>〔出典〕災害被害額：総務省消防庁「消防白書」、人口：総務省「国勢調査」及び総務省「推計人口」（国勢調査の中間年）</p> <p>【代表指標】⑩環境効率性</p> <p>〔定義〕わが国のCO₂排出量／実質国内総生産（単位：kg-CO₂／百万円）</p> <p>〔出典〕CO₂排出量：独立行政法人国立環境研究所ホームページ、国内総生産：内閣府「国民経済計算」</p> <p>【代表指標】⑪公共用水域における環境基準達成率</p> <p>〔定義〕全国の類型指定水域（河川、湖沼、海域）におけるBOD（河川）またはCOD（湖沼、海域）の測定結果のうち、環境基準を達成している水域の割合（分母：測定結果が公表されている全水域、分子：環境基準を達成している水域）（単位：％）</p> <p>〔出典〕環境省「公共用水域の水質測定」</p> <p>【代表指標】⑫沿岸域毎の水質基準達成率</p> <p>〔定義〕都道府県別の海域別の環境基準（COD）達成水域の割合（単位：％）</p> <p>〔出典〕環境省「公共用水域の水質測定」</p> <p>【代表指標】⑬「国土の国民的経営」に向けた取組の参加率</p> <p>〔定義〕一般国民を対象としたアンケート調査において、市民参加型の森林や農地等の管理・保全活動、地域自然資源の積極的な活用、都市内低未利用地の有効活用などを行っていると感じた一般国民の割合（分母：一般国民を対象としたアンケート調査の回答者数、分子：いずれかに参加していると答えた回答者数）（単位：％）</p> <p>〔出典〕独自調査</p> <p>【代表指標】⑭「新たな公」による地域づくり活動進展度</p> <p>〔定義〕地方自治体を対象としたアンケート調査において、「地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合（分母：地方自治体を対象としたアンケート調査の回答地方自治体数、分子：進んでいる（「かなり進んでいる」＋「少し進んでいる」）と回答した地方自治体数）（単位：％）</p> <p>〔出典〕独自調査</p> <p>【代表指標】⑮「新たな公」による地域づくり活動参加率</p> <p>〔定義〕一般国民を対象としたアンケート調査において、「『新たな公』による活動に参加している」と回答した一般国民の割合（分母：一般国民を対象としたアンケート調査の回答者数、分子：いずれかに参加していると答えた回答者数）（単位：％）</p> <p>〔出典〕独自調査</p>

課題の特定と今後の取組みの方向性

東日本大震災や世界経済の減速等の影響から、戦略的目標毎に設定した代表指標のうち、進展が見られる又はほぼ横ばいのものが、平成22年度の11指標から平成23年度は7指標と、大きく指標数が減少している。

なお、国土形成計画（全国計画）については、平成24年度に政策レビューを取りまとめており、計画の戦略的目標実現に向けて進展している分野が多く見られるものの、一部に進展が不十分な分野が見られると評価されたところ。

平成25年度から、政策評価結果等も踏まえ、計画の後半期間において重点的に推進すべき分野の実現に向けた検討を実施するとともに、計画の進捗状況と社会経済情勢の変化等を踏まえた国土形成計画の総点検を実施する。

以上から「B-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

平成25年度から、政策評価結果等も踏まえ、計画の後半期間において重点的に推進すべき分野の実現に向けた検討を実施するとともに、計画の進捗状況と社会経済情勢の変化等を踏まえた国土形成計画の総点検を実施する。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課（課長 北本 政行）

業績指標 167

大都市圏の整備推進に関する指標（①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）、②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量））

評価

① A-2	目標値：100%（88自治体）（平成28年度） 実績値：91%（80自治体）（平成23年度） ※H24年度実績値は集計中 初期値：91%（80自治体）（平成23年度）
② A-2	目標値：58%（33,278 kg/日）（平成27年度） 実績値：62%（33,075 kg/日）（平成22年度） 初期値：0%（36,543 kg/日）（平成20年度）

（指標の定義）

大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力に関する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

首都圏既成市街地及び近郊整備地帯において、都市環境インフラの整備に関連する広域的な取組みに参加した延べ自治体数。

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

化学的酸素要求量（COD）：kg/日。

（目標設定の考え方・根拠）

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

広域的な取組みを年々加速させる観点から当初検討を開始した平成18年度に参画していた延べ自治体数の2倍の自治体数を設定している。（2倍となる88自治体を100%としている）

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画（平成23年～32年）において平成20年度から各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値（平成32年に30,946kg/日を達成）を100%として、27年度までの目標を形式的に按分した。

（外部要因）

①②該当なし

（他の関係主体）

①該当なし

②厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省、滋賀県

（重要政策）

【施政方針】

①②該当なし

【閣議決定】

①②該当なし

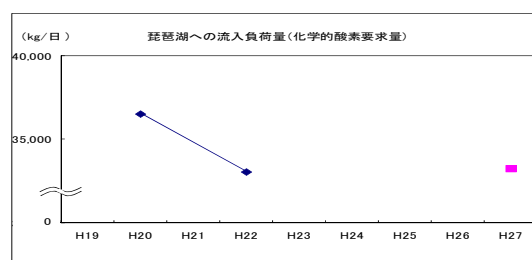
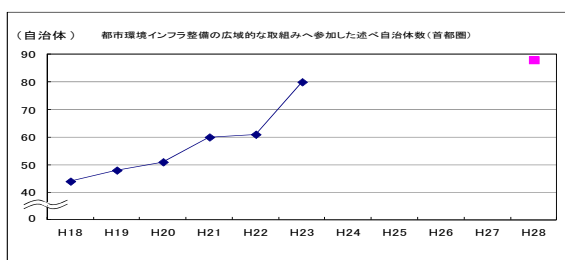
【閣決（重点）】

①②該当なし

【その他】

①②該当なし

過去の実績値	(年度)						
()内は単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
① (自治体)	44	48	51	60	61	80 (91%)	集計中
② (kg/日)	-	-	36,543 (0%)	-	33,075 (62%)	-	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）
・緑地の重要な要素である良好な景観、防災機能等多面的な機能が今後さらに発揮されるよう、大都市圏全体でまとまりのある自然環境の保全を図る。
- ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）
・琵琶湖の水質改善、水源かん養機能の確保、自然環境保全に関する事業を連携し推進することにより、琵琶湖の総合的な保全を図る。
予算額：0.2億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）
現在集計中であるが、各自治体による都市環境インフラ整備の広域的な取組みは進んでおり、順調に伸びているものと推測される。
- ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）
既に目標値に到達しているが、今後も流入負荷量を削減するための施策を推進していく。

（事務事業の実施状況）

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）
大都市圏における都市環境インフラの整備のための広域的・分野横断的な対策（ヒートアイランド対策等）について、有効な施策を取りまとめた施策カタログをインターネット上で公開するなど、自治体等における取組みを促進させるよう啓発に努めている。
- ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）
琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画に基づき、琵琶湖総合保全連絡調整会議を開催し、琵琶湖総合保全事業について情報共有を行い、琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するための連絡調整を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）
業績指標である自治体数は、目標達成に向けて順調に推移しているものと推測される。首都圏において緑地を保全・再生・創出することは、ヒートアイランド現象等の都市問題を解決するために必要であり、引き続きその推進に向けて施策を進める必要がある。
以上から「A-2」と評価した。
- ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）
業績指標である流入負荷量は平成22年度に目標値を達成しているものの、今後、化学的酸素要求量が増加する可能性もあり、今後の進捗を踏まえて判断する必要があることから、A-2と評価した。琵琶湖の流入負荷量を削減し、水質を改善することは、琵琶湖の環境をより良好な状態に回復させるとともに、近畿約1,450万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源を保全するために必要であることから、琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画に沿って更なる負荷削減を目標とし、取組みを進めていく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課大都市戦略企画室（室長 大塚 弘美）

関連指標関 18

国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報のダウンロード件数）

実績値等

目標値：現状維持又は増加（毎年度）
 実績値：94万件（平成24年度）
 初期値：33万件（平成18年度）

（指標の定義）

国土政策局は、以下のインターネットサイトにおいて国土に関するデジタルデータを無償で公開している。その一か年度のダウンロード件数である。

「国土数値情報ダウンロードサービス」 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

国土計画・地域計画の策定等に活用することを目的にした、国土に関する様々なデータ。平成18年度以降提供している地理情報標準（JPGIS）に準拠するように変換したデータを含む。

※1万件未満の端数は四捨五入する。

（目標設定の考え方・根拠）

多様な主体における国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土政策局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。

本業績指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するもの。

（外部要因）

自由な二次配布を認めているため、国土政策局運営サイトからのダウンロード件数のみがこれら情報の社会における普及度を測る絶対的な度合いではない。

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）「第Ⅱ部1.（1）①に記載あり」

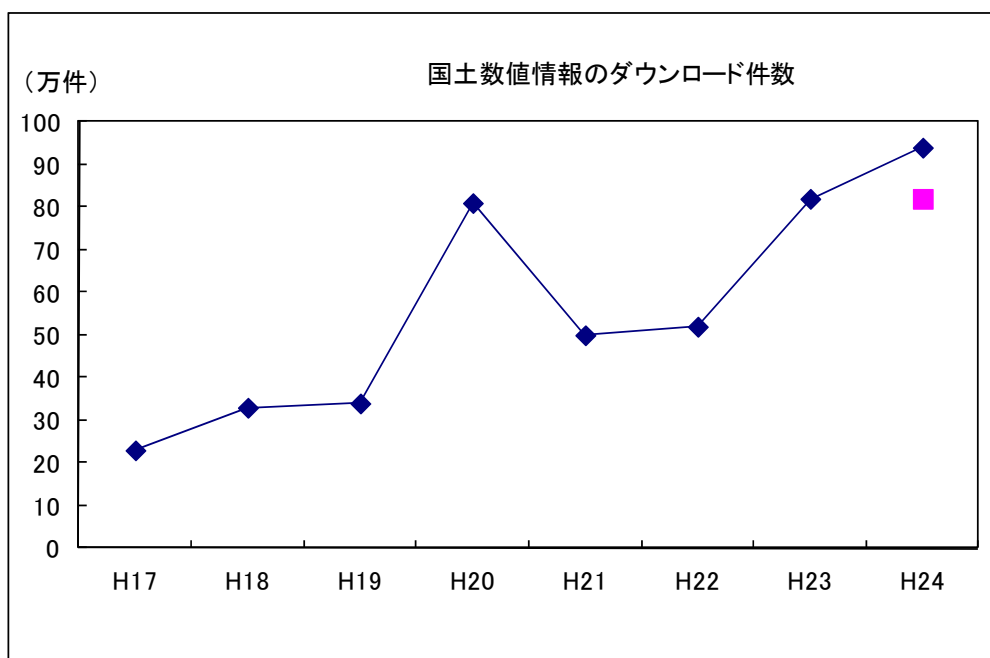
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
23万件	33万件	34万件	81万件	50万件	52万件	82万件	94万件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うためには、国土に関する各種の情報を総合的、体系的に収集・整備・分析するとともに、これらの情報や分析成果を国土づくり・地域づくりに関係する多様な主体に広く提供し、国土に関する理解や取組を促進することが必要である。このため、国土数値情報を整備・更新するとともに、インターネットを通じて一般に無償公開する。また、そのための調査・検討を行う。

関連する事務事業の概要

「地理空間情報活用推進基本計画」に基づく地理空間情報の活用の推進（施策目標38関係）

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

実績は前年度である平成23年度（82万件）に比して上回っている。また、前年度との比較のみに依らず、過去5か年程度のトレンドにより評価する方針としている（平成20年度には自動巡回プログラム等による実需に基づかないアクセスが原因と推測される異常値を記録したため）が、この観点からも実績は増加傾向であると判断できる。以上より、目標を達成したと判断した。なお、平成24年度実績値の増加の要因は、土地利用や平年値メッシュ、都市地域等の更新及びバスルート、土砂・雪崩災害発生地点等の新規項目の追加によるものである。

（事務事業の実施状況）

国土数値情報の整備については、平成24年度に10項目の新規整備、既存14項目の時点追加を行った。これにより国土数値情報は、累計137項目370データとなっている。（注：「項目」数は国土数値情報の種類を数えたものであり、「データ」数は種類のほか時点の異なるものを別個のものとして数えたものである。）

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局国土情報課（課長 橋本 裕治）

業績指標 168

電子基準点の観測データの欠測率

評価

A-2	目標値：0.5%未満（毎年度） 実績値：0.47%（平成24年度） 初期値：0.43%（平成22年度）
-----	---

（指標の定義）

欠測率(%)= { 1 - (実際に取得した観測データ数 / 全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数*) }
 × 100

※全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数
 = 30秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回) × 60分 × 24時間 × 全電子基準点数

（目標設定の考え方・根拠）

電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供する。

国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、故障等によるデータの欠測率が可能な限り低く維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。

電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS（Global Navigation Satellite Systems）受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共にGNSS受信機と通信装置への無停電（24時間または72時間対応）対策を講じてトラブルを最小限にとどめている。この措置によりデータの欠測率を上げないように努めてきた。今後も欠測率を上げないようにすることが重要であることから、平成23年度以降の目標値を0.5%未満に設定した。

（外部要因）

長期間の停電や通信経路遮断等

（他の関係主体）

電力会社、通信会社

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

第20条に信頼性の高い衛星性測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。

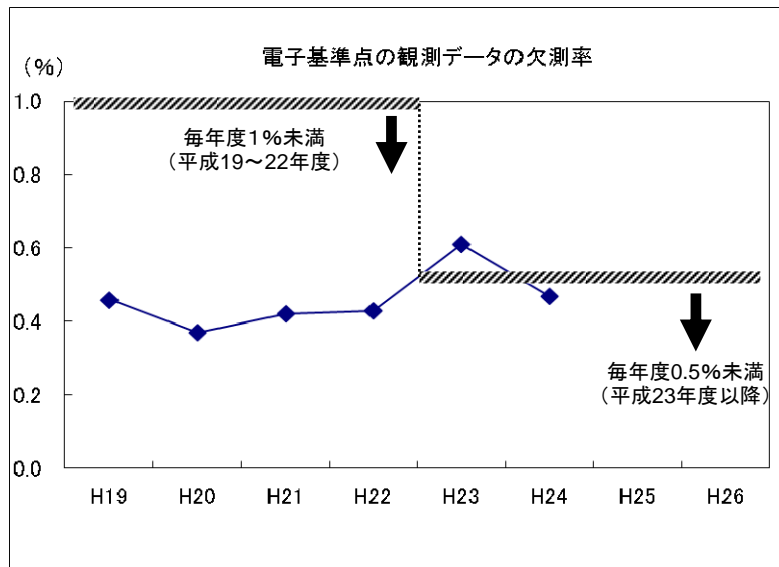
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
0.67%	0.46%	0.46%	0.37%	0.42%	0.43%	0.61%	0.47%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

1, 240点の電子基準点によるGNSS連続観測を実施し、広域地殻変動を監視すると共に、多くのユーザーに電子基準点の観測データを提供する。また、高精度な観測を実施するために、システムを構成する機器等を常に良好な状態に維持し、十分な機能を確保する。

予算額 78,623万円 (平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

調査を開始した平成16年度以降、平成22年度までは、欠測率は減少もしくは横ばいで推移している。平成23年度は、福島第一原発事故と台風12号に伴う地滑りにより、現地への立ち入りが長期にわたり制限され、復旧できない観測点が2点生じた影響で実績値(欠測率0.61%)が目標値(同0.5%未満)を超過した。その後、復旧を進めて平成24年度は目標を達成し、全体として順調に進捗している。なお、平成24年度は、復旧作業が平成24年度にずれ込んだため、平成22年度より欠測率が若干高くなっている。

(事務事業の実施状況)

保守業務の一環として、平成16年度よりプロトコルコンバーターを順次交換した。交換したコンバーターは通信が断絶した場合に、自動的に通信をリセットすることにより、通信を早期に再開することができた。また、平成18年度に一部の電子基準点に雷対策用ブレーカーを設置した。これにより雷によるブレーカー断を防ぐことが可能になった。さらに、観測データの欠落を監視し、データのリカバリーを行うよう保守体制を変更した。平成21年度は受信機更新と通信の二重化及び72時間対応の無停電装置設置を実施した。平成22年度は受信機内のデータを統一コマンドでリカバリーするシステムを構築した。防災対応能力の向上のためのこれらの処置により、東日本大震災を含めて通信断・停電が発生した場合でも観測データの欠測を減らすことができた。平成23年度は老朽化した受信機及びアンテナの更新と無停電装置設置の強化を実施した。平成24年度は老朽化した受信機及びアンテナを更新した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標を達成しており、現在の施策を維持することとし、A-2と評価した。従来の電子基準点はGPS衛星のみに対応していたが、現在は、測量のさらなる効率化を図るため、複数の種類の衛星(GNSS)に対応したシステムとなっている。これによりシステムが複雑化し、トラブルが増加することが懸念されるが、複雑化したシステムにおいても現行と同様の安定度を維持していくよう、更新・管理を徹底する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室 (室長 大塚 義則)
 関係課：国土地理院 企画部 企画調整課 (課長 明野 和彦)
 国土地理院 測地観測センター 衛星測地課 (課長 辻 宏道)

業績指標 169

地理空間情報ライブラリーの運用（国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数）

評価	
N-2	目標値：24,000件（平成26年度） 実績値：145件（平成24年度） 初期値：0件（平成23年度）

（指標の定義）

国・地方公共団体が地理空間情報を活用するため地理空間情報ライブラリーを利用した数とする。

（目標設定の考え方・根拠）

地理空間情報ライブラリーには、地図、空中写真等の地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用・活用を進めることが地理空間情報ライブラリーの目的としている。また、国・地方公共団体で共用が進むことにより、重複・類似した新たな情報整備が不用となり行政コストの低減に繋がる。

国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリーの利用数を見ることにより、国・地方公共団体での地理空間情報の活用状況を検証できることから利用数を目標として設定した。また、目標値は、国の機関・各地方公共団体が毎月、地理空間情報に関して利用することを目標として設定した。目標年度は、H24年度は情報の登録・蓄積、H25年度は地理空間情報ライブラリーの普及を進めることとし、目標達成年を3年目のH26年度とした。

（外部要因）

大規模災害発生による地理空間情報の重要性

（他の関係主体）

国の機関・地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

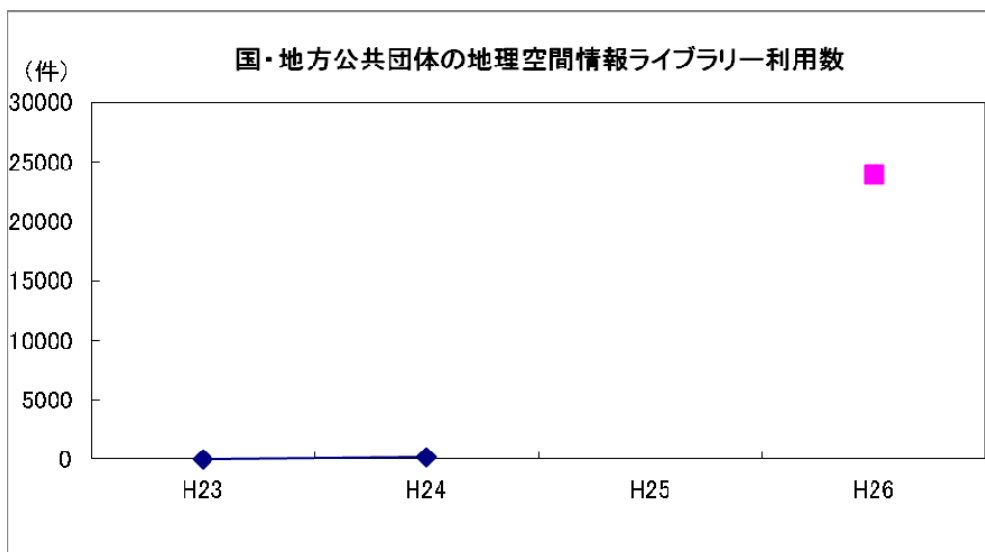
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
-	-	-	0件	145件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・地理空間情報ライブラリーの運用
様々な目的で利活用が可能な地理空間情報を国、地方公共団体をはじめ広く国民に紹介することにより、地理空間情報の流通を促進し、活用を進めるため、地理空間情報に関する図書館として「地理空間情報ライブラリー」を整備。サイトに登録された情報は、インターネットを通じて検索し、閲覧・入手が可能となる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度における実績値は145件である。

(事務事業の実施状況)

平成24年度は、過去の基本測量成果の数値化及び公共測量成果（デジタルデータ）の収集・保管、閲覧用データの作成、検索・閲覧・入手・利用を可能とするWebサイトを構築し、平成25年3月28日に公開した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度においては、情報の登録・蓄積を行っている途上であるため、利用数を予測できず、目標達成の可否を判断できないことから、N-2と評価した。平成25年度以降は地理空間情報ライブラリーの普及を進める。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室 (室長 大塚 義則)

関係課：国土地理院 企画部 企画調整課 (課長 明野 和彦)

国土地理院 地理空間情報部 企画調査課 (課長 大木 章一)

業績指標 170

離島等の総人口（①離島地域の総人口、②奄美群島の総人口、③小笠原村の総人口）

評価	
①A-2	①目標値：353千人以上（平成27年度） 実績値：394千人（平成22年度） 初期値：394千人（平成22年度）
②A-2	②目標値：114千人以上（平成25年度） 実績値：117千人（平成24年度） 初期値：122千人（平成20年度）
③A-2	③目標値：2.5千人以上（平成25年度） 実績値：2.5千人（平成24年度） 初期値：2.3千人（平成20年度）

（指標の定義）

- ① 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口（この値以上の人口となることが目標）
（住民基本台帳ベースの人口）
- ② 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。
- ③ 小笠原村の住民基本台帳登録人口とする。

（目標設定の考え方・根拠）

- ① 離島振興対策実施地域は、著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれているが、同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制する。
目標値設定方法については、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口（住民基本台帳ベース）の平成20年度末～22年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、22年度末人口に掛けることにより23年度末値を推計。以後、同様に、増減率を掛けることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年次の27年度末人口を推計。
同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要があるため、前述の方法により求めた平成27年度人口推計値に、「平成22年国勢調査」における各年人口推計値の22年～27年までの減少率を掛けることにより、最終的な下限目標値となる平成27年度末人口を求める。なお、最終目標値は、公表される「平成27年国勢調査」における日本人の人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。
- ② 地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。
目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成25年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成25年度末とした。初期値については、平成20年度末の実績値を表記している。
目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年（平成16～20年度）の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成25年度末人口を推計し、目標値とした。
- ③ 小笠原特措法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に掲げられている目標人口（短期滞在者を除く）2,500人以上を目標値とする。
目標値の考え方は、平成20年時点の総人口2.3千人を基に、帰島及び定住を促進することにより総人口を増加させることを目指して、平成25年度時点で2.5千人以上とすることを目標とした。

（外部要因）

- ① 様々な自然条件、著しい高齢化等の人口構成、地方財政力の低下に伴う公共事業の減少、魚価の影響、原油価格の影響、若年層の本土への流出についての離島に高校等がないことの影響、国内の経済状況、景気動向、為替（海外旅行ニーズ関連）、日本全体の人口構成
- ② 国内の経済状況、景気動向、災害
- ③ 国内の経済状況や景気動向、災害

（他の関係主体）

- ① 地方公共団体
- ② 他府省庁、鹿児島県、地元市町村
- ③ 他府省庁、東京都、小笠原村

（重要政策）

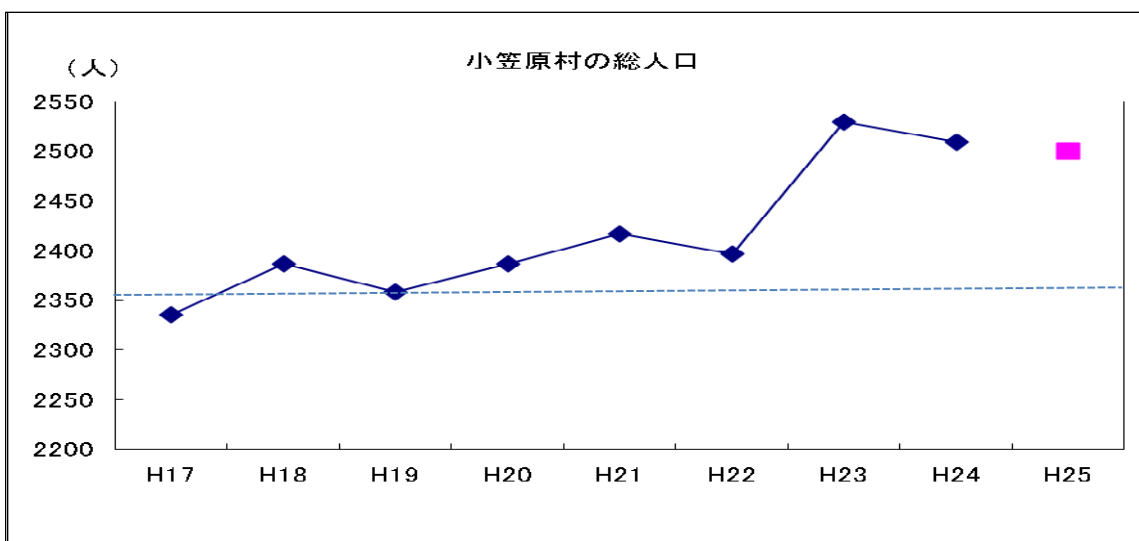
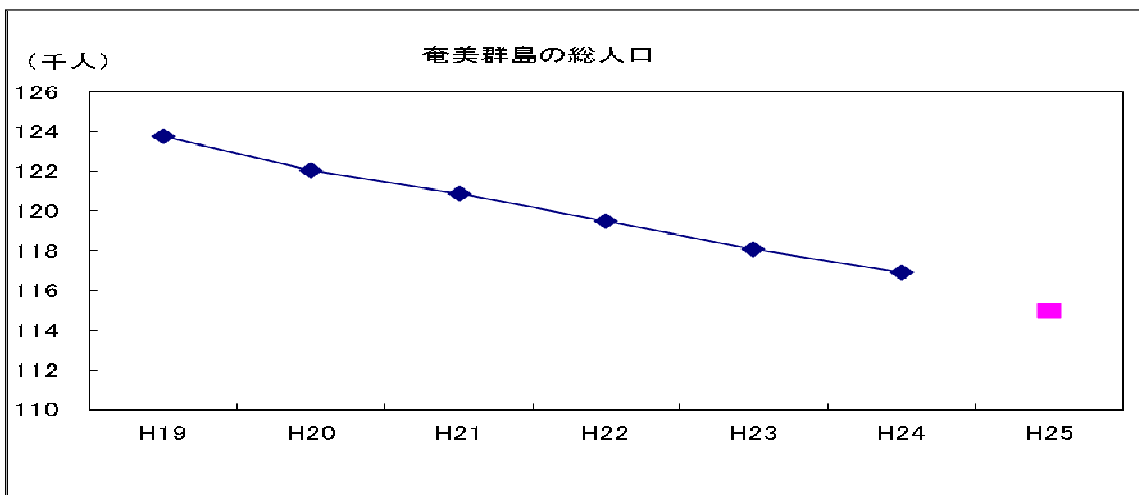
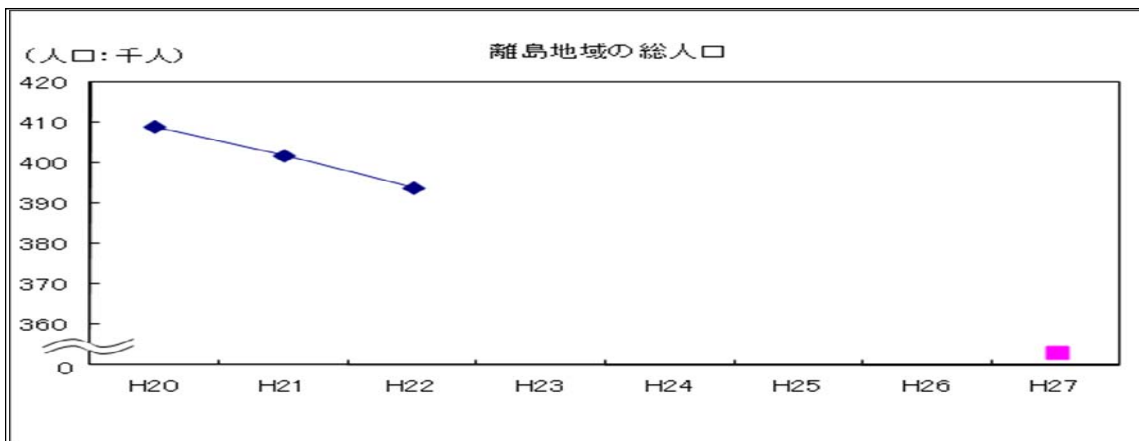
【施政方針】①②③ 該当なし

【閣議決定】①②③ 該当なし

【閣決（重点）】①②③ 該当なし

【その他】①②③ 該当なし

過去の実績値						
①	年度	H18	H19	H20	H21	H22
	単位(千人)	425	417	409	402	394
②	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	単位(人)	122,039	120,869	119,503	118,082	116,908
③	年度	H20	H21	H22	H23	H24
	単位(人)	2,387	2,417	2,397	2,529	2,509



事務事業の概要

主な事務事業の概要

【①離島地域の総人口】

○離島体験滞在交流促進事業

離島の創意工夫ある自立的発展を支援するための事業に国として支援を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図るため①施設整備事業②活用プログラム作成③交流事業④離島振興施設の耐震化、バリアフリー化の4つの項目に基づくハード事業及びソフト事業を実施している。

予算額：178百万円（平成24年度）

○離島振興対策調査

地域の創意工夫による先進的な地域活性化への取組を支援し、広く離島地域全体の地域活性化の底上げを図るための調査等を実施した。

予算額：53百万円（平成24年度）

○離島活性化事業費補助金

離島の自立的発展を促進するため、離島における輸送費用の低廉化等、地域活性化の推進のための事業に対する補助を実施した。

予算額：400百万円（平成24年度）

○離島振興事業（公共事業）

離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、離島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活環境」、「国土保全・防災対策」の重点的な整備を実施した。

予算額：56,381百万円（平成24年度）

○離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）

地域の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の用に供する施設を新設又は増設した場合の特別償却を措置する。

【②奄美群島の総人口】

○奄美群島振興開発事業（ソフト事業・ハード事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地方公共団体等が行う事業（①産業振興等地域資源活用、②奄美群島体験交流、③人材育成支援、④生活・環境保全対策）の実施に要する経費の一部補助を実施。

予算額：667,830千円（平成24年度国費）

○奄美農業創出支援事業

奄美群島の自立的発展を図るため、営農技術の普及や定着のための営農指導に要する経費の補助、複合営農支援施設（営農用ハウス）や農作物被害防止施設（平張施設）などの共同利用施設の整備を図るための条件整備に要する経費の一部補助を実施。

予算額：73,297千円（平成24年度国費）

○奄美群島振興開発調査

具体的な取り組み方策をとりまとめ、地元関係者による主体的な展開に繋げていくため、奄美群島の振興開発の推進に向け基本となる施策について調査検討を実施。

予算額：25,700千円（平成24年度国費）

○奄美群島振興開発事業（公共事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。

予算額：21,707百万円（平成24年度国費）

○奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度（所得税、法人税）

離島振興対策実施地域に類する地区として奄美群島における、製造業及び農林水産物等販売業、情報通信サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度

【③小笠原村の総人口】

○小笠原諸島振興開発事業（ハード補助）

産業の振興・観光開発及び住民福祉の向上を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備

予算額：2,356百万円（平成24年度）

○小笠原諸島振興開発事業（ソフト補助）

住民の生活の安定、福祉の向上及び産業の振興を図るための病害虫等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施についての調査

予算額：111百万円（平成24年度）

○小笠原諸島の調査

小笠原諸島振興開発の方向性を検討するための調査

予算額：15百万円（平成24年度）

○小笠原諸島の振興開発に係る税制の特例（所得税、不動産取得税、特別土地保有税）

小笠原諸島への帰島者に対する譲渡所得課税及び不動産取得税の課税等の特例措置

（減収見込額）1.7百万円（所得税・平年度）、0.1百万円（不動産取得税・平年度）

関連する事務事業の概要

①②③ 該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

【①離島地域の総人口】

平成22年度の住民基本台帳による離島振興対策実施地域の人口は394千人(初期値)であり、平成27年度における目標値以上の人口を保っているが、人口減少は続いている。

【②奄美群島の総人口】

順調である。平成24年度末の人口は116,908人(対前年度比0.99)と依然減少しているものの、平成16年度から平成20年度の平均減少率より算出した平成24年度末の推計人口(116,369人)を若干ではあるが上回る結果であった。このトレンドを維持することにより、目標年度に目標値を達成できると見込まれる。

【③小笠原村の総人口】

平成24年度の人口は2,509人となっており、前年度比20人の減少であった。
平成18年からの推移は増加傾向にある。

(事務事業の実施状況)

【①離島地域の総人口】

- ・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、島で生活していく上で必要な港湾整備、漁港整備等に重点的な支援を行った。
- ・UJIターン等を推進するため、島の魅力について都会の人々に知ってもらうための交流事業アイランダー2012(東京)を行うとともに、島の製品の販路拡大のため、離島団体に対しアジア最大級の食料・飲料専門展示会であるFOODX JAPAN 2013(千葉)への出展支援を行った。

【②奄美群島の総人口】

平成24年度においては、地域が抱える諸課題を克服しつつ、新たな産業の育成や観光の開発等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進するため、奄美群島の特性を活かした地域の主体的な取組について、ソフト施策とハード施策を一体的に支援。

奄美群島振興開発事業のソフト事業として観光産業や情報通信産業といった重点的に育成を図っていくこととしている分野の人材育成等を、ハード事業として観光拠点連携整備事業、高付加価値型農業を推進するための選果場施設整備事業を実施したほか、将来的な世界自然遺産登録を視野に入れ、交流人口拡大を図るため、エコツーリズムの推進に関する調査等を実施した。

【③小笠原村の総人口】

観光客の増加に向け観光振興策の強化・充実を図ることとするなど所要の変更を行った小笠原諸島振興開発計画の趣旨を踏まえ、自然公園、観光交流施設等に対する取組について積極的な支援を行った。
また、地元の要望を踏まえつつ、小笠原諸島振興開発計画に的確に取り組むべく、エコツーリズムを推進する「小笠原」の知名度及びイメージの向上を図るための支援や小笠原の自然や文化により気軽に触れ合える環境の整備を重点的に推進し、ソフト施策とハード施策を一体的に実施する総合的な施策の展開を進めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【①離島地域の総人口】

- ・平成22年度の住民基本台帳による離島振興対策実施地域の人口は394千人(初期値)となっており、人口減少が続いているが、今現在、目標値を上回っている。
- ・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき、諸政策が講じられ、着実に成果を上げてきたが、人口減少が続いており、今後一層の振興施策を推進していく必要がある。
- ・以上からA-2と評価した。

【②奄美群島の総人口】

- ・平成24年度末の人口は116,908人(対前年度比0.99)と依然減少しているものの、平成16年度から平成20年度の平均減少率より算出した平成24年度末の推計人口(116,369人)を若干ではあるが上回る結果であった。
- ・奄美群島においては、地理的・自然的条件(外海離島、台風の常襲地帯)、歴史的経緯(昭和21年から昭和28年まで行政分離)など特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発特別措置法に基づき諸施策が講じられ、相応の成果をあげてきたが、本土等との間に諸格差がまだ残されている。
- ・引き続き、奄美群島の自立的発展を図るため、雇用機会の拡充や職業能力の開発その他の就業の促進など、産業振興等に資する諸施策を実施していく必要がある。
- ・以上から、A-2と評価した。

【③小笠原村の総人口】

- ・平成24年度の業績指標は2,509人となっており、前年度より微減しているが、平成25年度の目標指標を上回っており、目標に対する進捗が見られるところである。
- ・小笠原諸島においては、振興開発計画に基づき、島内の基盤整備は、着実に実施され相応の成果を上げてきたところであり、特に、平成23年6月の世界自然遺産登録を契機に人口が大幅に増加しているものと考えられる。一方で、地理的、自然的、社会的、歴史的な特殊事情に起因して、依然としていくつかの課題が存在するため、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、平成25年度時点でも目標を上回ることを目指して振興開発の取り組みを進める必要があるため、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度以降)

【①離島地域の総人口】

離島振興法改正に伴う離島振興施策の更なる充実を図る。

【②奄美群島の総人口】

なし

【③小笠原村の総人口】

小笠原諸島振興開発特別措置法の見直しに伴う小笠原振興政策の更なる充実を図る。

担当課等(担当課長名等)

担当課：①国土政策局離島振興課(課長 大野淳)②、③国土政策局特別地域振興官(特別地域振興官 岡野 克弥)

業績指標 171

農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加

評価

A-2	目標値：毎年度の事業完了地区の利用集積率が7%以上上昇（事業着手前との差）（平成27年度まで毎年度ごと） 実績値：10.0%（平成24年度） 初期値：－
-----	--

（指標の定義）

基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、担い手に利用集積された農地面積の割合（%）の増加。

事業完了時の利用集積率－事業着手前の利用集積率

※利用集積率＝（担い手に利用集積された農地面積／農地流動化型の農地整備事業を実施した面積）×100（%）

（目標設定の考え方・根拠）

北海道では、「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（平成23年3月策定）において、将来的には担い手への農地の利用集積率を約7%上回る程度の水準を目標としている。

こうしたことから、現状では農地の集積が一般的な地域に比べ低調な事業実施地区においても、施策の実施による農業構造改革の進展を意欲的に見込み、北海道全体の目標と同程度の上昇幅を目標として設定する。

なお、本指標は、当該年度に事業が完了する地区における、各地区の事業着手前の農地の利用集積率（基準値）に対する上昇ポイントを目標値としており、対象となる地区が毎年度異なることから、基準値も毎年度異なる。このため、初期値（基準値）は明示していない。

（外部要因）

農産物価格の変化に伴う農地価格等の変化、地元調整の状況、高齢化の進展等による農家構成の変化

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行）、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第1節1.（1）（農産物の供給力強化）

新成長戦略（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～

土地改良長期計画（平成24年3月30日）

第2章 政策課題1 農を「強くする」－地域全体としての食料生産の体質強化－

【閣決（重点）】

なし

【その他】

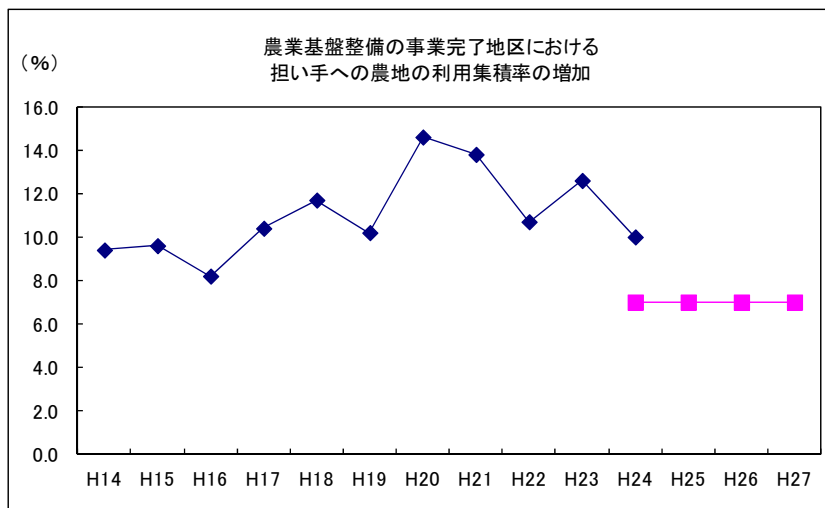
我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画

（平成23年10月25日）食と農林漁業の再生推進本部

過去の実績値

（年度）

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
8.2%	10.4%	11.7%	10.2%	14.6%	13.8%	10.7%	12.6%	10.0%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

ほ場の大区画化等の基盤整備を推進し、経営規模の拡大、担い手の育成等を通じ、食料供給力を強化し、食の供給基地としての役割を一層高める。

予算額：北海道開発事業費 農用地再編整備事業費 76億円 (平成24年度)
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 70億円の内数 (平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

事業実施地区においては、大区画化等の実施に伴い、担い手への農地の利用集積が順調に進んだと考えられ、平成24年度指標実績値は10.0%と目標値(7%)を超える水準となった。

(事務事業の実施状況)

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づき、食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化に関する施策を実施している。

平成24年度は、農地の利用集積を促進させる事業を117地区で実施するなど、農業生産基盤の整備を重点的に実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度実績値は目標値を達成したが、北海道における農業生産性の向上と食料供給力の確保を図るためには、引き続き担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進する必要があることから、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：北海道局農林水産課(課長 永嶋 善隆)

業績指標 172

北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合

評価

B-2	目標値：48%（平成28年度） 実績値：26%（平成24年度） 初期値：20%（平成21年度）
-----	---

（指標の定義）

北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合。

（高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量／北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物取扱量）×100（%）

※高度な衛生管理対策・・・鳥獣等の進入防止、清潔な漁港内利用水の確保等のための屋根付き岸壁、清浄海水導入施設等の施設整備及び定期的な水質検査、魚介類の直置き禁止等漁港関係者の取組による水産物の陸揚げから出荷までの一貫した衛生管理対策

（目標設定の考え方・根拠）

漁港・漁場・漁村の整備の長期的な方向性を示す第3次漁港漁場整備長期計画（平成24年3月閣議決定、計画期間：平成24～28年度）においては、水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理下で出荷される水産物の割合を、29%（平成21年度）から概ね70%に向上させることを目標としている。

北海道においては、初期値が全国29%に対し北海道が20%と差があり、全国の伸び率（21年度→28年度：2.4倍）と同程度の伸び率を目指すこととする。

（外部要因）

水産物の価格の変化、輸出先の衛生基準の動向、地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行） 国、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

漁港における水産物の衛生管理の高度化等を推進

第4章第1節1.（1）（水産物の供給力強化）（2）食の安全の確保

○水産基本計画（平成24年3月23日）

鮮度保持・細菌等の混入防止などの高度な品質・衛生管理対策を推進

第2の6（3）ア 漁港における品質・衛生管理対策の推進

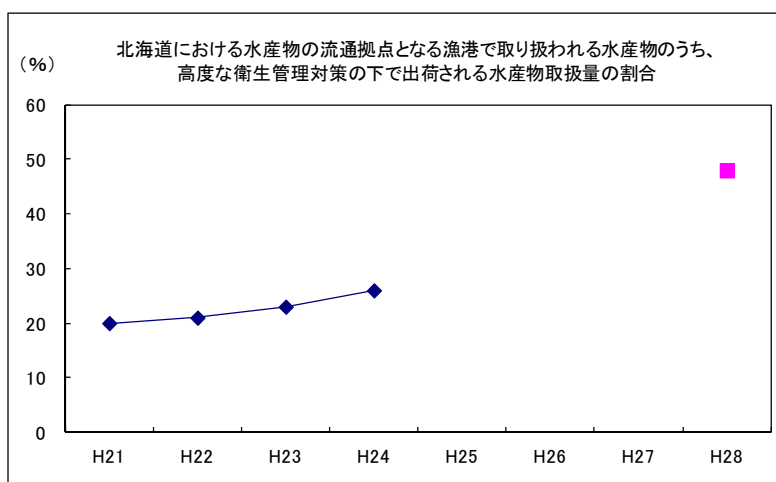
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H21	H22	H23	H24	
20%	21%	23%	26%	



業績指標 173

道外からの観光入込客数のうち外国人の数

評 価

B-1	目標値：110万人（100%）（平成24年度） 実績値：57万人（51.8%）（平成23年度） 初期値：51万人（46.4%）（平成17年度）
-----	---

（指標の定義）

全国観光統計基準により北海道が定めた「北海道観光入込客数調査要領」に基づく「北海道観光入込客数調査」における訪日外国人来道者数（実人数）。北海道を訪れた外国人について、「宿泊施設調査」などにより推計した人数である。

※実人数とは、各市町村の観光入込客数や観光動態調査などにより推計した北海道における観光入込客の実人数。

（目標設定の考え方・根拠）

平成20年度を初年度とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（平成20年7月閣議決定）の主要施策のうち、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興の進捗状況を示す一般的な指標として設定。

北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」及び「北海道外客来訪促進計画」においては過去の来道外国人観光入込客数の実績値等から同様の目標が設定されている。

（外部要因）

海外の社会・経済動向、国内の社会・経済動向、為替レートの動向等

（他の関係主体）

関係府省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）、地方公共団体（独自の観光振興関連施策の実施）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第1節2. 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興

観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

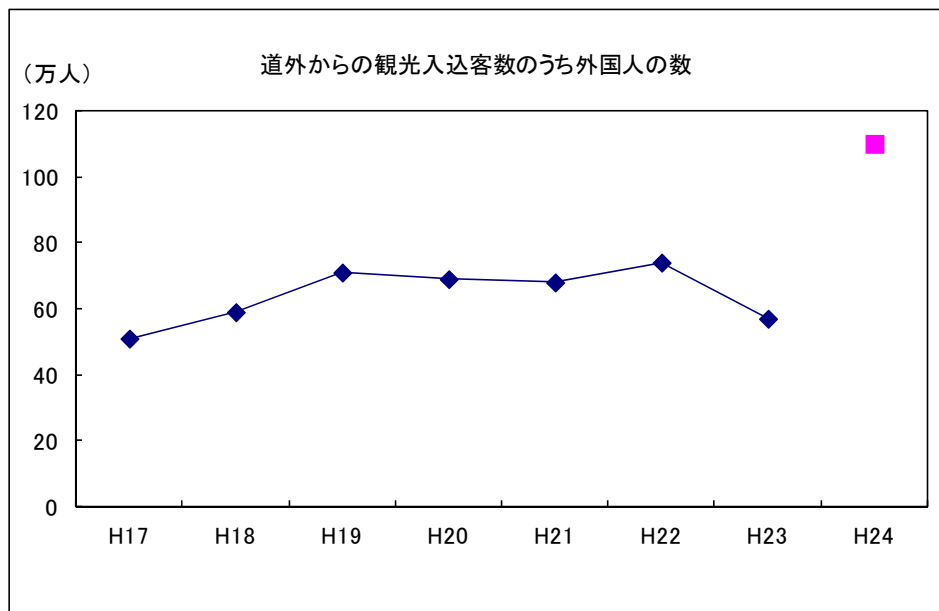
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
51万人 (46.4%)	59万人 (53.6%)	71万人 (64.5%)	69万人 (62.7%)	68万人 (61.8%)	74万人 (67.3%)	57万人 (51.8%)	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興に関する施策を実施

関連する事務事業の概要

観光立国推進基本計画に基づく関係府省庁の施策、地方公共団体独自の観光振興に関する施策

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は集計中であるが、目標達成は困難と考えられる。上半期の訪日外国人来道者数が、東日本大震災の影響に伴う落ち込みから回復し、前年同期比79%増の37万5,500人となった。国・地域別では台湾やタイからの来道者数は堅調な伸びを見せているが、韓国など一部の国・地域では円高の影響により回復の遅れが見られた。

(事務事業の実施状況)

平成24年度は、北海道局において、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に向けた施策（シーニックバイウェイ北海道の推進、新千歳空港における国際空港機能の向上、北海道における滞在・周遊型観光の推進のための社会資本整備等）を実施した。また、関係府省庁においては、観光立国推進基本計画に記載の施策を実施し、北海道をはじめとする地方公共団体においても観光振興に関する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、世界的な景気後退、東日本大震災など、国内外の社会情勢により影響を受けたため、目標達成は困難と考えられる。平成24年度紙半期には訪日外国人客数は東日本大震災発生前程度に回復しており、我が国の観光立国を推進する上でも、台湾、東南アジア各国などアジア各国・地域からの観光客に人気の高い北海道において、今後より一層インバウンド観光推進の取組を強化すべきであり、第7期北海道総合開発計画中間点検をふまえて、具体的な施策を検討していることからB-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

北海道産品輸出拡大と併せた東南アジア等への観光情報発信

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 川合 紀章）

業績指標 174

育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合

評 価	
B-1	目標値：73.3%（平成25年度） 実績値：66.8%（平成24年度） 初期値：65.3%（平成20年度）

（指標の定義）

国土の保全や水源かん養機能の発揮が特に期待される水土保持林のうち、民有林の3～12歳級の育成林において、間伐等（複層林・長伐期林への誘導及び治山事業を含む）の実績等により、その機能が良好に保たれている森林の割合を算出する。

（間伐等により良好に機能が保たれている面積／水土保持林のうち民有林の育成林の面積（約55万ha））×100（%）

（目標設定の考え方・根拠）

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、森林の適切な整備・保全を図ることが重要である。この成果を把握するため、森林の整備・保全が計画的に実施された場合に、機能が良好に保たれている森林の割合を目標値として設定する。

具体的には、森林整備事業及び治山事業の事業計画である「森林整備保全事業計画」（平成21年4月24日閣議決定、計画期間：平成21年度から5カ年）において、育成途中の水土保持林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を、平成25年度までの5年間に7.1%から7.9%に維持向上させることが設定されている。北海道の育成林においても毎年同程度の水準の森林整備の実施を確保することが必要であることから、同程度の上昇率を目標値として設定する。

（外部要因）

木材価格、作業道等路網整備、高性能林業機械の導入状況、森林所有者の不在村化・高齢化等

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行）、地方公共団体、森林組合、森林所有者（事業者）等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 地球環境時代を先導する新たな北海道開発計画（平成20年7月4日）
第4章第2節（1）（重視すべき機能に応じた森林づくりの推進）
- 森林・林業基本計画（平成23年7月26日）
第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標
- 森林整備保全事業計画（平成20年10月21日）
第2 事業の目標及び事業量
1 事業の目標
(1) 森林の水土保持機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」
- 全国森林計画（平成23年7月26日）
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
2 森林の整備及び保全の目標

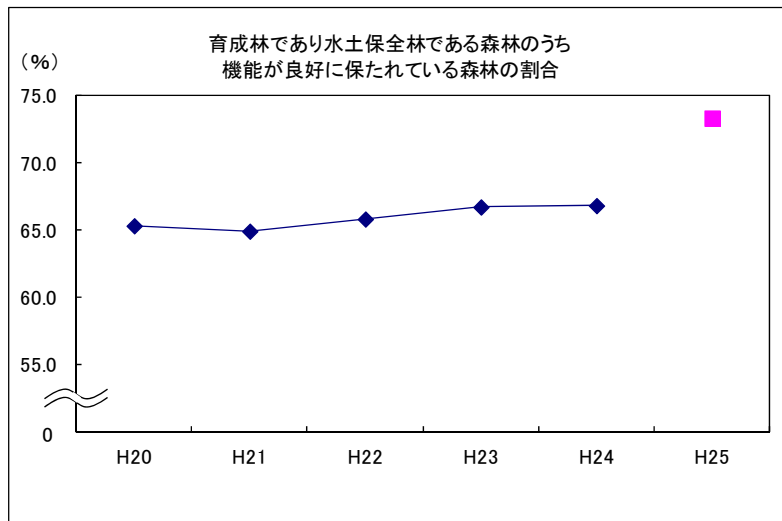
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
65.3%	64.9%	65.8%	66.7%	66.8%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

森林の有する様々な多面的機能を持続的に発揮させるとともに森林吸収目標の達成に向けて、間伐、針広混交林化、複層林化、長伐期化等の実施による多様で健全な森林の整備、機能の低下した保安林の整備等を推進する。

予算額：北海道開発事業費	森林環境保全整備事業費補助	6.3億円の内数（平成24年度）
	美しい森林づくり基盤整備交付金	0.4億円の内数（平成24年度）
	治山事業費補助	2.8億円の内数（平成24年度）
	農山漁村地域整備交付金	8.6億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

京都議定書の目標達成のためにCO₂削減に向けた森林吸収源対策を推進するための間伐等の森林整備が積極的に推進された一方で、木材価格が低迷している中で森林所有者等の施業意欲の低下等により間伐等の施業が十分に行われなかった面もあると考えられ、平成24年度は平成23年度に引き続き指標が上昇したが、目標には達していない。

なお、間伐等が実施されなければ森林の機能が良好に保たれないことから、平成20年度から事業が実施されない場合、平成24年度の指標は5.2%まで低下すると推測される。

（事務事業の実施状況）

地球環境時代を先導する新たな北海道開発計画に基づいて施策を実施しており、平成24年度においては、森林の有する多様な機能を持続的に発揮させるとともに森林吸収目標の達成に向けて間伐等の森林整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の実績値は、目標達成に向けた成果を示していない。森林の有する多様な機能の持続的な発揮とともに森林吸収源対策を推進するため、適正な間伐等を更に推進していく必要があり、具体的には間伐等の事業量を増加させていくとともに、施業の低コスト化により森林所有者等の施業意欲を高めていくこととし、B-1と評価した。

平成25年度においては、平成24年度補正予算と併せて平成24年度当初比1.66倍の森林整備事業の予算措置がなされるほか、持続的森林経営確立総合対策実践事業（新規）、森林整備地域活動支援交付金等による森林経営計画の作成や路網整備の促進により施業の低コスト化が推進され、目標達成に向けた取組が加速化されると見込んでいる。

また、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画においても、森林について、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿に誘導することが必要であるとしている。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

持続的森林経営確立総合対策実践事業

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局農林水産課（課長 永嶋 善隆）

業績指標 175

アイヌの伝統等に関する普及啓発活動（講演会の述べ参加者数）

評価

A-2	目標値：31,000人（平成24年度） 実績値：31,091人（平成24年度） 初期値：22,867人（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号。以下「アイヌ文化振興法」という。）に基づく普及啓発活動として、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が北海道内外各地で実施する講演会の述べ参加者数を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する普及啓発の施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としている。同法に基づき、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構がアイヌの伝統や文化をテーマとした講演会を実施している。当該講演会は、平成10年度から全国各地で実施しているものであるが、広く一般国民に普及させるためには、今後も継続的に行うことが重要である。以上の理由から、「講演会の述べ参加者数」をアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発の業績指標として設定する。

目標値は、過去5年間の講演会参加者数の年平均値を算出し、目標年度までの5か年分を延べ人数に累計し設定している。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

文化庁（アイヌ文化振興法を共管）

北海道（アイヌ文化振興法の関係都道府県）

公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（事業主体、アイヌ文化振興法の指定法人）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

第4章第2節（1）（自然とのかかわりが深いアイヌ文化の振興等）

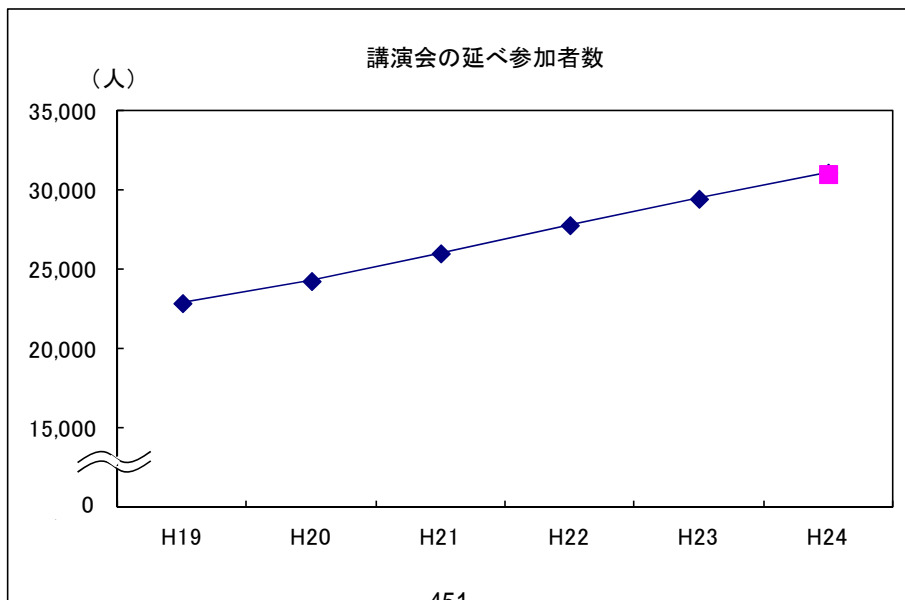
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24
22,867人	24,262人	26,002人	27,778人	29,441人	31,091人



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

アイヌ文化振興法に基づき、アイヌの伝統等に関する普及啓発を図るため、アイヌの伝統及び文化に関する広報情報の発信、アイヌの伝統等をテーマとした講演会の開催等の施策を進める。

予算額：北海道総合開発推進費 アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金 1.09億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

目標年度において、設定した目標値を達成した。

(事務事業の実施状況)

アイヌの伝統等について広く一般国民に普及啓発を進める上で必要な施策であることから、北海道内外各地で講演会を開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度である平成24年度において、目標値を達成した。アイヌの伝統等の普及啓発を図るため、引き続き講演会を開催する必要があることから、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項**(平成25年度)**

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 北海道局総務課アイヌ施策室（室長 池下 一文）

業績指標 176

北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）

評価

A-2

目標値：3.10百万円/人以上（平成24年度）
 実績値：3.418百万円/人（平成22年度）
 初期値：3.10百万円/人（平成17年度）

（指標の定義）

一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

（目標設定の考え方・根拠）

北方領土隣接地域における産業の振興及び交流の推進に係る施策を推進し、地域の振興及び住民の生活の安定の充実を図る。

（外部要因）

国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）
 第4章第3節（4）多様で個性的な北国の地域づくり

【閣決（重点）】

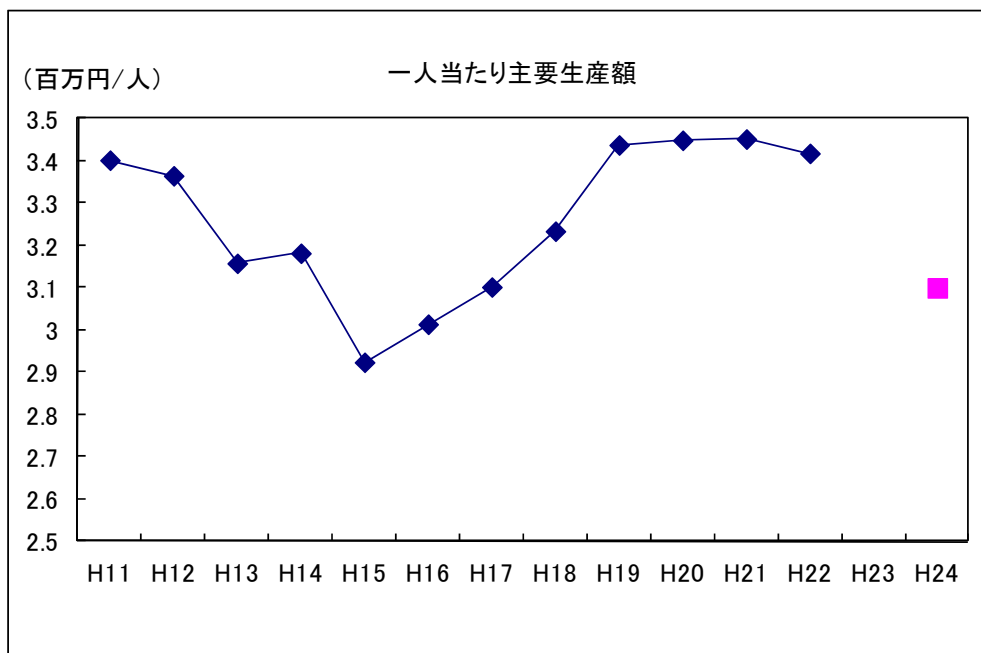
なし

【その他】

なし

過去の実績値（年度）

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
3.365	3.158	3.182	2.924	3.014	3.102	3.234	3.438	3.449	3.452	3.418	集計中	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の産業振興及び交流推進に資する事業に要する経費の一部（2分の1以内）を補助する。

予算額：北海道総合開発推進費 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金 1.0億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

一人当たり主要生産額について、平成23年度、平成24年度の実績値は集計中であるが、これらの年度において水産資源増大対策事業及び地域産業高度化事業といった地域の産業振興に資する事業を平成23年度2市町、平成24年度3市町で実施したところであり、その執行については順調に終了した。また平成22年度の実績値は隣接地域全体で3,418百万円/人と目標値を上回っており、平成23年度、平成24年度についても事業実施により目標が達成されると推測される。

（事務事業の実施状況）

平成16年度から北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金により、隣接地域の市町が実施する産業振興及び交流推進に資する事業を支援し、事業実施市町については指標の初期値を概ね維持又は上回り、目標の達成が見込まれる。今後の地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

一人当たり主要生産額については、平成22年度の実績値が目標値を上回り、平成23年度、平成24年度についても産業振興事業を実施しており、特段の外部要因等もなかったため、目標達成が見込まれる。

平成25年度については、新たに策定された「第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（以下、第7期振興計画。）に基づき、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のソフト施策に係る事業を対象とするよう本補助金の対象事業の見直しを行い、引き続き隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続することとし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

新たに策定された第7期振興計画に基づき、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のソフト施策に係る事業を対象とするよう本補助金の対象事業を見直した。

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 川合 紀章）

業績指標 177

目標を達成した技術研究開発課題の割合

評価	
A-2	目標値：80%（毎年度） 実績値：87.2%（平成24年度） 初期値：－

(指標の定義)

当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究開発課題の割合

(目標設定の考え方・根拠)

技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、以下のとおり目標を設定した。

当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成23年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。

実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。

なお、平成23年度より設定した目標のため、平成22年度以前の実績値については、記載していない。

(外部要因)

- ・設備の故障等の不可抗力
- ・資機材の入手難等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

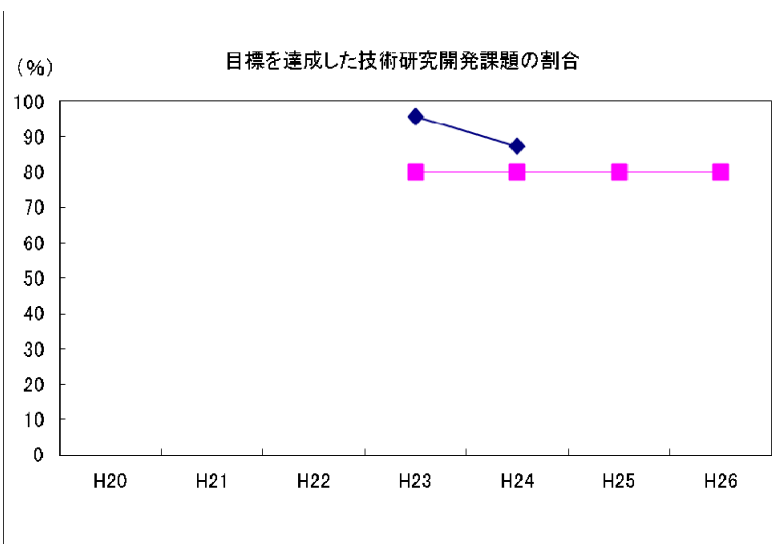
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
－	－	－	95.7%	87.2%



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

技術研究開発の推進に必要な経費 予算額 ○○百万円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析**

（指標の動向）

「順調」

平成24年度については目標値を達成している。

（事務事業の実施状況）

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

平成24年度は、39件の研究開発課題の事後評価が実施され、そのうち34件が「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」と評価された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、研究開発課題の結果については、

<http://www.mlit.go.jp/common/000992864.pdf>

に掲載している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成24年度の目標値を達成していることから、引き続き技術研究開発を推進していくこととし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長 越智 繁雄）

総合政策局技術政策課（課長 吉田 正彦）

関係課：鉄道局技術企画課技術開発室（室長 江口 秀二）

国土技術政策総合研究所企画部研究評価・推進課（課長 渡辺 春彦）

国土地理院企画部企画調整課（研究企画官 大木 章一）

業績指標 178

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数

評価

A-2	目標値：限りなくゼロ（平成24年度） 実績値：0件（平成24年度） 初期値：2件（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数。

(目標設定の考え方・根拠)

このようなIT障害を確実に防止するための施策に取り組むことによって、平成24年度までに発生件数を限りなくゼロとすることを目標とした。なお、第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）における目標となっている。

(外部要因)

重要インフラ分野におけるITの利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

(他の関係主体)

内閣官房情報セキュリティセンター及び関係省庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

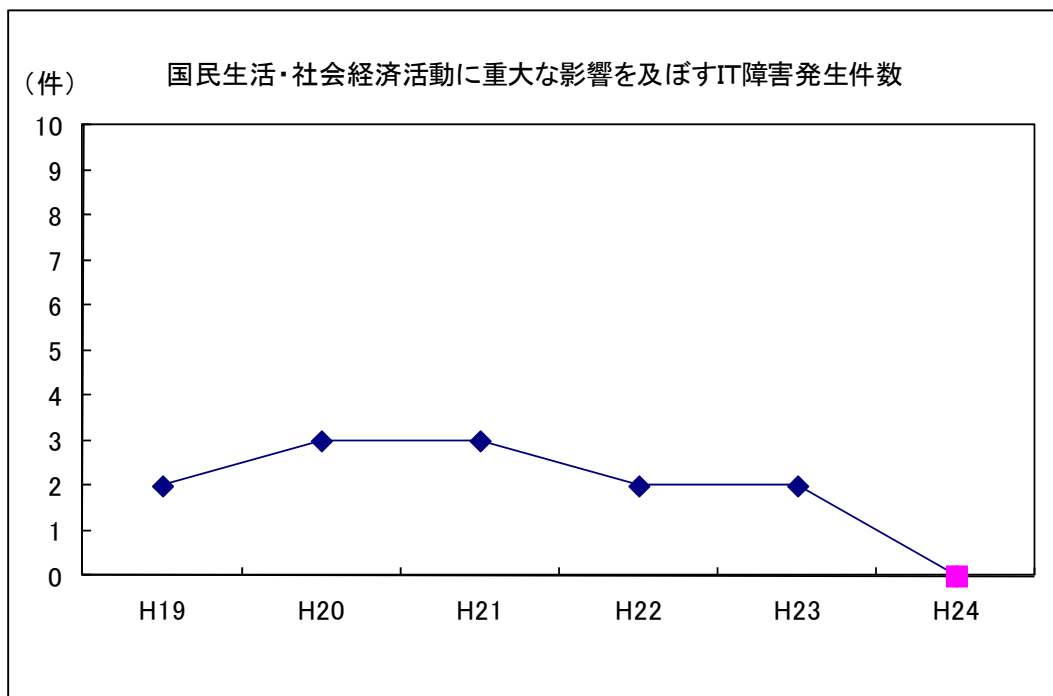
【その他】

第2次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）

「2012年（平成24年）には重要インフラにおけるIT障害の発生を限りなくゼロにすることを旨とする」

「重要インフラにおけるIT障害が国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないよう重要インフラを防護するとともに、重要インフラ事業者等のサービスの維持及びIT障害発生時の迅速な復旧等の確保を図る。」

過去の実績値					(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24
2件	3件	3件	2件	2件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- (1) 安全基準等の継続的改善の検討及び浸透
「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）」及び「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針（平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定）」（以下、「指針」という）に基づき、各重要インフラ分野における安全基準等の継続的改善の検討及び浸透を行った。
- (2) 重要インフラにおけるIT障害を想定した机上演習
重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上演習を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともに、その評価・検証を行った。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
平成24年度において、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は0件であった。
- (事務事業の実施状況)
(1) 安全基準等の継続的改善の検討及び浸透
①指針や各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各重要インフラ分野における安全基準等の分析・検証を実施した。
②事業者自らが定める「内規」を含めた安全基準等の浸透を確実なものとするために、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。
- (2) 重要インフラのIT障害を想定した机上演習の実施、評価
内閣官房、関係部局、事業者等と連携して、重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上演習を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともに、各プレイヤーの行動の適・不適を事後的に評価の上、成果報告書を取りまとめた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度において国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は0件であった。重要インフラ分野におけるITの利用は日々高度化・深度化する傾向にあり、その適用範囲も拡大している状況にある。そのような状況下にも関わらず、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生がなかったことから、業績指標は目標達成した。今後も、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、国民生活・社会経済活動の基盤である重要インフラの情報セキュリティ対策を徹底する必要があるため、A-2と評価した。今後も、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、所掌分野における情報セキュリティ対策を推進していく。また、平成25年度以降についても引き続き当該政策を推進していく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局情報政策課（課長 石澤 龍彦）
総合政策局行政情報化推進課（課長 木下 慎哉）

業績指標 179

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数

評 価

A-2	目標値：131件（平成28年度） 実績値：126件（平成24年度） 初期値：124件（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

国際協力・連携等を推進するために行う国際会議、国際セミナー、研修、調査等の件数

(目標設定の考え方・根拠)

国際会議、国際セミナー、研修、調査等は、わが国の持つ経験・専門性・技術を相手国政府等へ提供し、交流を深めることで、国際協力・連携等に貢献すると考えられるため、過去の実績等から今後開催件数を着実に伸ばしていくことを目指して、平成28年度において131件実施することを目標値として設定した。

(外部要因)

国際協力、連携の実施においては、相手国の対応や事情の変化に大きく左右される。

(他の関係主体)

国・国際機関・事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

日本再生戦略（平成24年7月31日）

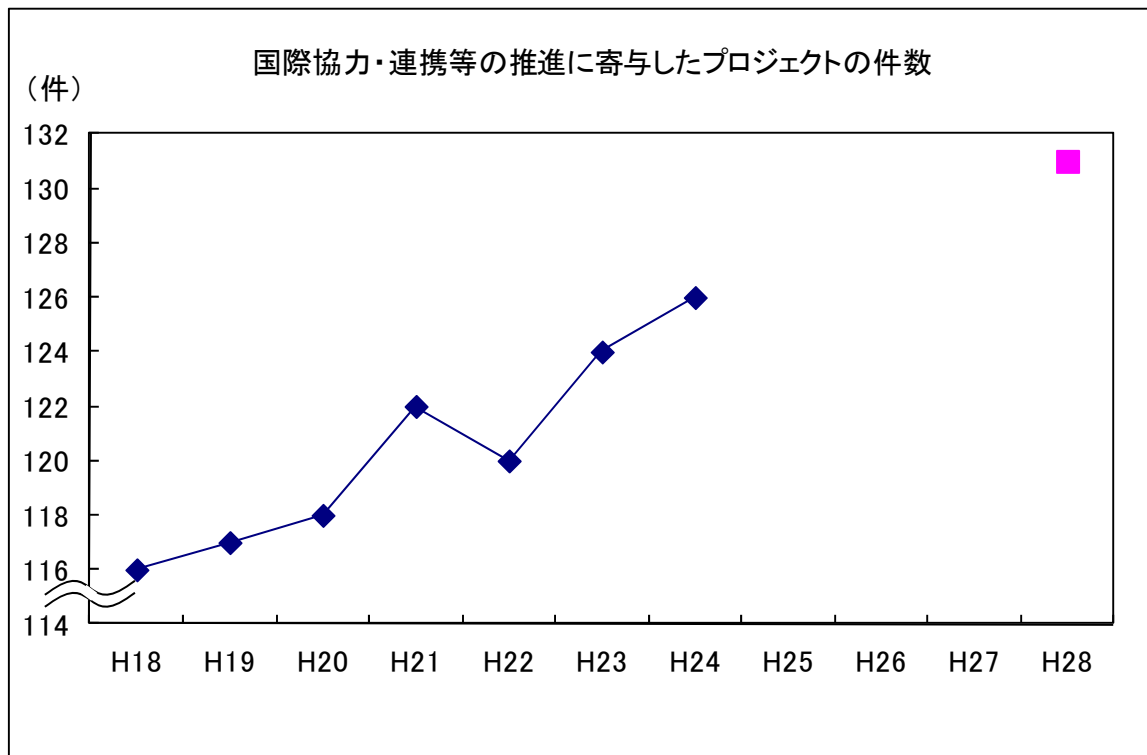
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

これからのインフラ・システム輸出戦略（平成25年2月15日）

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
118件	122件	120件	124件	126件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 各国において海外プロジェクトを積極的に推進し、特に英国では高速鉄道車両更新プロジェクトの受注が実現した。そのほかミャンマーとの道路分野に関する覚書の締結や、インドにおける高速鉄道セミナーの開催等、相手国政府に対するトップセールスを積極的に実施した。
- 世界54カ国の交通大臣が参加する国際交通大臣会合（ITF）において、我が国がアジアで初めて議長国を務め、「シームレスな交通」をテーマとして、経済の成長の促進、貿易の促進、雇用・教育、社会サービスへのアクセスの改善等のために、交通のシームレス化を進める旨の大臣宣言を取りまとめた。
- 主に新興国において、我が国の防災・環境技術やインフラ整備技術等を活かして気候変動問題や国際的な大規模災害等の様々な課題の解決を図ることを通じて持続可能な経済発展を支援するため、インフラ整備に関する技術移転・プロジェクト支援、国際会合等を通じた政策対話の推進や、多国間の枠組み等とも連携した調査・研究等の国際協力を実施した。

予算額 約12億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、平成24年度は前年度に比べて伸びた。

（事務事業の実施状況）

国際協力・連携の実施にあたり、平成24年6月に沖縄にて開催された「日ASEAN次官級交通政策会合」や、11月に開催された「日ASEAN交通大臣会合」等の多国間会議及び平成24年6月に東京で開催された「日露運輸作業部会」や、9月に東京で開催された「日ベトナム交通次官級会合」等の二国間の会議を積極的に開催した。また、平成24年11月に南アフリカ、平成25年1月にミャンマーとそれぞれ防災・水資源管理等に関するワークショップを開催するとともに、平成25年2月には、ASEAN各国より交通行政官を招聘し、東京にて7日間の研修を行うなど、会議・セミナー・研修等を継続的に開催することにより各国との連携を強化している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、増加の基調にあることから、引き続き現在取り組んでいる施策を推進することとし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- アジアを始めとする海外の旺盛なインフラ需要を取り込むため、なるべく早い段階から官民が連携して他国と競争できる体制を構築し、海外プロジェクトの獲得を図る。
- 「高質な交通コネクティビティ」をテーマとして9月に東京において開催されるAPEC交通大臣会合等の国際会議の場を活用し、各国との連携を一層強化する。
- 日EUEPA交渉、TPP協定交渉等の経済連携交渉に迅速かつ適切に対応し、我が国の国益を確保する。
- アジア、アフリカ等の新興諸国における物流円滑化、越境交通の安全確保等の交通問題、人口増加・都市化の進展に伴う大都市問題（交通渋滞、水環境問題、住宅対策等）、防災・水資源管理問題、特に速やかな対応が求められる環境・安全に関する諸課題の解決を図るための取組みを支援することにより、我が国の国益や企業活動の確保を目指す。

（平成26年度以降）

検討中

担当課等（担当課長名等）

担当課：国際政策課（課長 松本 大樹）
海外プロジェクト推進課（課長 石川 雄一）

業績指標 180

官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合（耐震対策）

評価

A-2	目標値：95%（平成28年度） 実績値：86%（平成24年度） 初期値：83%（平成23年度）
-----	---

(指標の定義)

国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。

<分母>国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等

<分子>官庁施設の耐震性の基準を満足する施設

(目標設定の考え方・根拠)

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに「少なくとも9割」にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、目標値として平成28年度に95%を設定している。

(外部要因)

社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

(他の関係主体)

関係省庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

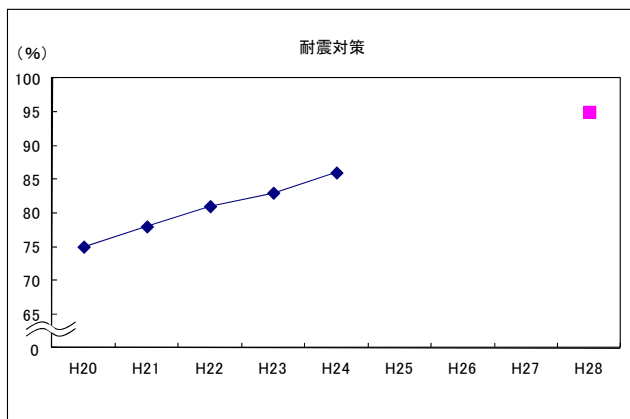
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
75%	78%	81%	83%	86%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

防災拠点となる官庁施設の整備の推進 (◎)

大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設の整備を推進する。

官庁営繕費 20.6 億円の内数（平成24年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は86%まで増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

平成24年度予算において、耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の実績値が86%となり、平成28年の目標達成に向けた成果を示していることから、今後も引き続き耐震対策を推進していくこととし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：官庁営繕部計画課(課長 西村 好文)

業績指標 181

保全状態の良好な官庁施設の割合等 (①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)

評価	
①A-2	目標値：60% (平成28年度) 実績値：52.8% (平成24年度) 初期値：48% (平成23年度)
②A-2	目標値：50事項 (平成28年度) 実績値：38事項 (平成24年度) 初期値：25事項 (平成23年度)

(指標の定義)

①国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、官庁施設の保全状況を調査している。この調査は、①保全体制・記録整備、②点検状況 (建築・設備機器)、③点検状況 (衛生・環境)、④施設状況 (建築・設備機器)、⑤施設状況 (衛生・環境)、⑥エネルギー消費量の6項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。

これらの評点の平均が80点以上の施設を「良好な施設」とし、官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舍を除く約6,500施設) に対するこの保全状態の良好な施設の割合 (施設数) を環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。

<分母>官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舍を除く約6,500施設)

<分子>「保全状態の良好な施設」

②「官公庁施設の建設等に関する法律」に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。

(目標設定の考え方・根拠)

①評点の平均点が80点以上の場合とは、良好に保全された状態であり、すべての施設において80点以上を目標とする必要がある。また、長期的には100%を目指す、当面の目標として目標値を設定している。

②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会) の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等を踏まえて、基準類等の策定や既存基準類等の改定に際し事項の追加等を行う必要があり、下記の項目について平成28年度までに現段階で予定している基準等の策定事項数50事項を目標値とした。

(□：建議等の施策、☆：策定予定項目)

- ファシリティマネジメントの実施
 - ☆施設整備計画の策定に関する項目
 - ☆保全の適正化手法に関する項目
- 計画・実施の各段階における社会的な要請への的確な対応
 - ☆環境負荷低減対策の推進・強化に関する項目
 - ☆耐震安全性の向上に関する項目
 - ☆ユニバーサルデザインに関する項目
 - ☆まちづくり、地域との連携に関する項目
- その他
 - ☆社会経済情勢の変化等への対応に関する項目

(外部要因)

- ①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災
- ②社会経済情勢の変化等

(他の関係主体)

- ①各省各庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

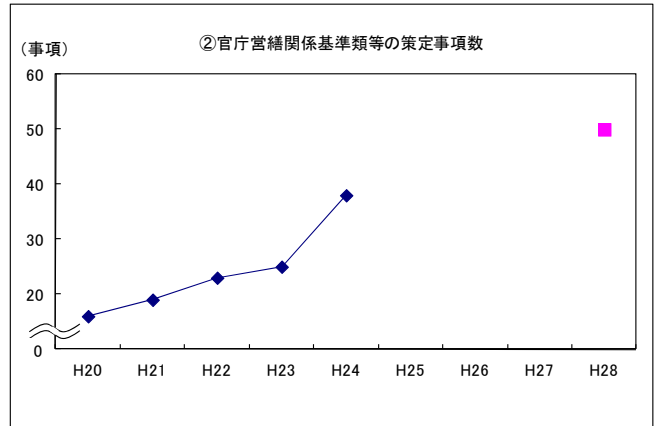
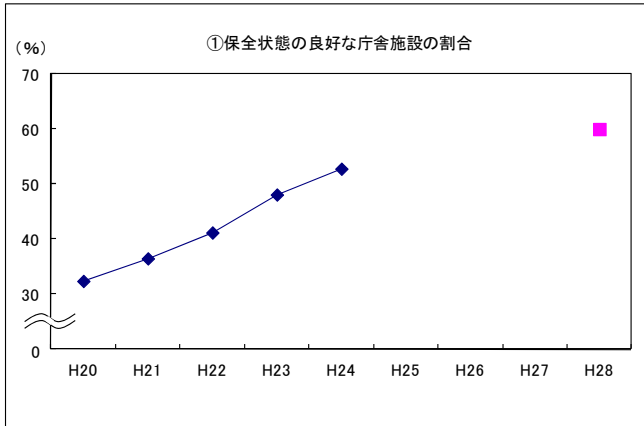
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

	過去の実績値							(年度)
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
①	—	—	① 32.4%	① 36.5%	① 41.2%	① 48.1%	① 52.8%	
②	② 3事項	② 11事項	② 16事項	② 19事項	② 23事項	② 25事項	② 38事項	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①全国各地で国家機関の建築物の施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議や「地球温暖化対策政府実行計画」に関する取り組むべき事項及び技術的援助・支援等の説明会を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。
- ②官庁営繕関係基準類等の策定
官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。
官庁施設保全等推進費 1. 1億円の内数 (平成24年度)

関連する事務事業の概要

- ①保全業務を効率的に行えるよう支援するための情報システムとして、保全業務支援システム(BIMMS-N)(※1)の運用を平成17年度より開始している。
(※1)インターネットを通じて、各省各庁の所有する施設の保全に関する情報を蓄積・分析するシステムで、施設の運用にかかる業務を支援するシステム。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
①平成24年度の実績値は52.8%まで増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。
②平成24年度の実績値は策定事項数38事項まで増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。
- (事務事業の実施状況)
①平成24年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で62を数え、延べ1,750を超える機関から、2,300人を超える人員の参加を得ている。
②平成24年度においては、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、公共建築工事標準仕様書等を制定した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①業務指標は、「保全状態の良好な施設の割合」であるが、保全状態は改善傾向にあり、実績値が52.8%であり、昨年度より4.7ポイント上昇し、平成28年度の目標達成に向けた成果を示していることから、今後も引き続き推進を図ることとし、A-2と評価した。
- ②業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、平成24年度における実績値が38事項となり、平成28年度の目標達成に向けた成果を示していることから、今後も引き続き必要となる官庁営繕関係基準類等の策定の更なる推進を図ることとし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成25年度)
なし。
- (平成26年度以降)
なし。

担当課等(担当課長名等)

担当課：官庁営繕部計画課(課長 西村 好文)
関係課：官庁営繕部計画課保全指導室(室長 本田 光徳)

政策体系（政策目標、施策目標及び業績目標一覧
（各年度国土交通省事後評価実施計画 別紙 1））（案）

平成 25 年 6 月 14 日

平成25年度政策チェックアップに係る政策目標、施策目標、業績指標・関連指標及び業績目標一覧

○政策目標		業績目標	
○施策目標		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
○業績指標・関連指標 ※1 太字 は社会資本整備重点計画第3章の指標のうち、同計画に定められた社会資本整備事業を評価するための指標 ※2 <i>斜体</i> は関連指標(施策目標に関連する指標であり、当該指標ごとの評価は行わないが、その達成状況を把握するもの。具体的には、対象となる施策について、関連指標ごとに、指標の定義、目標設定の考え方等を明らかにするとともに、事務事業の概要、指標の達成状況等を明らかにする。)			

○暮らし・環境

1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進			
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る			
1	最低居住面積水準未達率	4.3% (平成20年)	概ね0% (平成27年)
2	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	①40%(平成20年) ②35%(平成20年)	①50%(平成27年) ②43.8%(平成27年)
3	生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	16%(平成21年度)	21%(平成27年度)
4	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.9%(平成17年度)	2.3~3.7%(平成27年度)
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する			
5	住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率)	①約27年(平成20年) ②約7%(平成15~20年)	①約35年(平成27年) ②約6.5%(平成22~27年)
6	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5% (平成16~20年平均値)	5.0% (平成27年)
7	既存住宅の流通シェア	14% (平成20年)	20% (平成27年)
8	マンションの適正な維持管理(①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合、②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	①37%(平成20年度) ②51%(平成20年度)	①56%(平成27年度) ②おおむね80%(平成27年度)
9	新築住宅における住宅性能表示の実施率	24% (平成22年度)	37% (平成27年度)
10	リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2% (平成22年4~12月)	5.1% (平成27年)
11	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8% (認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月~平成22年3月の値)	14.4% (平成27年度)
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現			
3 総合的なバリアフリー化を推進する			
12	公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合、⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((i) 園路及び広場、(ii) 駐車場、(iii) 便所)、⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合)	①77%(平成23年度) ②70%(平成21年度) ③89%(平成21年度) ④75%(平成22年度) ⑤47%(平成21年度) ⑥14%(平成21年度) ⑦(i)47%(平成22年度) (ii)32%(平成18年度) (iii)25%(平成18年度) ⑧45%(平成22年度)	①約87%(平成27年度) ②約85%(平成27年度) ③約95%(平成27年度) ④約88%(平成27年度) ⑤約54%(平成27年度) ⑥22%(平成27年度) ⑦(i)約54%(平成27年度) (ii)約50%(平成27年度) (iii)約39%(平成27年度) ⑧約58%(平成27年度)

	13	バリアフリー化された車両等の割合（①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機）	①45.7%（平成22年度） ②—（平成21年度） ③—（平成21年度） ④12,256台（平成22年度） ⑤18.1%（平成22年度） ⑥81.4%（平成22年度）	①約60%（平成27年度） ②約52%（平成27年度） ③約12%（平成27年度） ④20,000台（平成27年度） ⑤約34%（平成27年度） ⑥約85%（平成27年度）
	14	高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）	①37%（平成20年） ②9.5%（平成20年）	①59%（平成27年） ②18.5%（平成27年）
	15	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16% （平成20年）	23% （平成27年）
4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する				
目標 検討中	16	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件 （平成18年度）	0件 （毎年度）
	17	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻 （平成19年度）	0隻 （毎年度）
	18	過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	約37.8% （平成23年度）	約40% （平成28年度）
	19	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約6年 （平成19年度）	約7年 （平成24年度）
	20	三大湾において、水質改善等を図るため、深瀬跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合	約46.2% （平成23年度）	約50% （平成28年度）
5 快適な道路環境等を創造する				
	21	市街地等の幹線道路の無電柱化率	15% （平成23年度）	18% （平成28年度）
	22	新車販売に占める次世代自動車の割合	10.5% （平成22年度）	15% （平成27年度）
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する				
	23	多様な水源（開発水、雨水、再生水等）による都市用水の供給安定度	69% （平成23年度）	約74% （平成28年度）
	24	地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合	95% （平成21年度）	100% （平成26年度）
	25	貯水池の建設に伴う水源地域における社会基盤整備事業の完了割合	58% （平成23年度）	約78% （平成28年度）
	関1	水に関する国際会議においてプレゼンテーション等を行った日本企業等の団体数	22団体 （平成23年度）	81団体 （平成28年度）
7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する				
	26	歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合	約69% （平成22年度）	約75% （平成28年度）
	27	1人当たり都市公園等面積	9.8㎡/人 （平成22年度）	10.5㎡/人 （平成28年度）
	28	都市域における水と緑の公的空間（制度等により永続性が担保されている自然的環境）確保量	12.6㎡/人 （平成22年度）	13.5㎡/人 （平成28年度）
	29	地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率	16% （平成23年度）	60% （平成28年度）
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する				
	30	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約33% （平成22年度）	約50% （平成28年度）
	31	下水汚泥エネルギー化率（下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合）	約13% （平成22年度）	約29% （平成28年度）

32	汚水処理人口普及率（総人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合）	約87%※（平成22年度） ※東日本大震災の影響で調査不能な自治体があるため参考値	約95% （平成28年度）
33	特に重要な水系における湿地の再生の割合	約3割 （平成23年度）	約5割 （平成28年度）
34	良好な水環境創出のための高度処理実施率（高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている人口の割合）	約33% （平成23年度）	約43% （平成28年度）

3 地球環境の保全

9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

目標更新	35	特定輸送事業者の省エネ改善率（①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者）	—	①前年度比-1% ②前年度比-1% ③前年度比-1% （毎年度）
目標更新	36	建設工事用機械機器による環境の保全（①PM、②NOx、③ハイブリッド建設機械の普及台数、④建設機械等で使用されるバイオディーゼル燃料の使用量）	①PM 1.9千t （平成21年度） ②NOx 39.1千t （平成21年度） ③200台 （平成21年度） ④692kL （平成22年度）	①PM 8.1千t （平成28年度） ②NOx 153.0千t （平成28年度） ③2,460台 （平成26年度） ④1,172kL （平成28年度）
目標更新	37	建設廃棄物の再資源化率・再資源化等率及び建設発生土の有効利用率（①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材（再資源化等率）、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土）	①98.6%※1 ②98.1%※1 ③68.2%※1 （90.7%）※2 ④74.5%※2 ⑤292.8万t ⑥80.1% ※1再資源化率 ※2再資源化等率 （平成20年度）	①98%以上※1 ②98%以上※1 ③80%※1（95%以上）※2 ④85%※2 ⑤平成17年度排出量に対して40%削減 ⑥90% ※1再資源化率 ※2再資源化等率 （平成27年度）
目標更新	38	住宅、建築物の省エネルギー化（①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）達成率、②一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率）	①42%（平成22年度） ②71%（平成22年度）	①70%（平成27年度） ②85%（平成27年度）
目標更新	39	重量車の平均燃費向上率（平成14年度比）	0%（平成14年度）	12%（平成27年度）
目標更新	40	モーダルシフトに関する指標（①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量（自動車での輸送が容易な貨物（雑貨）量）	①21億トンキロ増 （平成18年度） ②301億トンキロ （平成18年度）	①37億トンキロ増 （平成25年度） ②325億トンキロ （平成25年度）
目標更新	41	地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	32都市 （平成24年度）	67都市 （平成29年度）
	42	都市公園の整備、公共施設等の緑化等による温室効果ガス吸収量	105万t-CO2/年 （平成22年度）	107万t-CO2/年 （平成28年度）
	43	下水道に係る温室効果ガス排出削減（省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減目標量）	約129万t-CO2 （平成21年度）	約246万t-CO2 （平成28年度）
	関2	環境ポータルサイトへのアクセス件数	平均約3,266件/月（年度平均） （平成23年度）	1万件/月（年度平均） （平成28年度）

○安 全

4 水害等災害による被害の軽減

10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する

44	緊急地震速報の精度向上	28% （平成22年度）	85%以上 （平成27年度）
45	一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数	32% （平成23年度）	41% （平成28年度）

46	台風中心位置予報の精度	302km (平成22年)	260km (平成27年)
47	津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用する沖合津波観測点の数	0観測点 (平成23年度)	35観測点 (平成26年度)
48	防災地理情報の整備率	56% (平成23年度)	70% (平成28年度)
関3	異常天候早期警戒情報の精度向上	0% (平成23年度)	25% (平成28年度)
関4	天気予報の精度(明日予報が大きくはずれた年間日数) ①降水確率 ②最高気温 ③最低気温	①26日(平成23年) ②38日(平成23年) ③24日(平成23年)	①23日以下(平成28年) ②34日以下(平成28年) ③22日以下(平成28年)
11 住宅・市街地の防災性を向上する			
49	防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	6,466ha (平成23年度)	13,000ha (平成28年度)
50	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約73% (平成22年度)	約84% (平成28年度)
51	下水道による都市浸水対策達成率(都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道(雨水)整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合)	約53% (平成23年度)	約60% (平成28年度)
52	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	100%(約6,000ha) (平成22年度)	50%(約3,000ha) (平成27年度)
53	地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害が生じる可能性を示す大規模盛土造成地マップを作成・公表すること等により住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	5% (平成23年度)	50% (平成28年度)
54	地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率(地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合)	約34% (平成23年度)	約70% (平成28年度)
55	内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市区町村の割合	約15% (平成23年度)	約100% (平成28年度)
56	下水道施設の長寿命化計画策定率(地方公共団体)	約51% (平成23年度)	約100% (平成28年度)
57	多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)	①80%(平成20年度) ②79%(平成20年度)	①90%(平成27年度) ②90%(平成27年度)
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する			
58	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(①河川堤防、②水門・樋門等)	①0% ②0% (平成23年度)	①約77% ②約84% (平成28年度)
59	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0% (平成23年度)	約57% (平成28年度)
60	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率	0% (平成23年度)	約75% (平成28年度)
61	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(①国管理区間、②県管理区間)	①約72% ②約57% (平成23年度)	①約76% ②約59% (平成28年度)
62	過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	約6.1万戸 (平成23年度)	約4.1万戸 (平成28年度)
63	人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量	約27万m ³ (平成23年度)	約50万m ³ (平成28年度)
64	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	49% (平成23年度)	100% (平成28年度)
65	土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合	約45% (平成23年度)	100% (平成28年度)
66	リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合)	約48% (平成23年度)	100% (平成28年度)

67	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（①重要交通網にかかるとる箇所、②主要な災害時要援護者関連施設）	①46% ②29% (平成23年度)	①約51% ②約39% (平成28年度)
68	土砂災害警戒区域指定数	約25万9千区域 (平成23年度)	約46万区域 (平成28年度)
69	大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率	0% (平成23年度)	100% (平成28年度)
70	リエゾン協定締結率（国土交通省等とリエゾン（現地情報連絡員）派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合）	約71% (平成23年度)	100% (平成28年度)
71	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数、②参加都道府県及び③政令指定都市数	①:1ブロック(10%) ②:5団体(11%) ③:2団体(10%) (平成23年度)	①:10ブロック(100%) ②:47団体(100%) ③:20団体(100%) (平成28年度)
72	主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	約3% (平成23年度)	100% (平成28年度)
73	大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	0台 (平成22年度)	20台 (平成27年度)
13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する			
74	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	約28% (平成23年度)	約66% (平成28年度)
59	【再掲】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0% (平成23年度)	約57% (平成28年度)
75	侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合	約78% (平成23年度)	約85% (平成28年度)
76	最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	0% (平成23年度)	100% (平成28年度)
77	下水道津波BCP策定率（BCP：事業継続計画）	約6% (平成23年度)	約100% (平成28年度)
78	海岸堤防等の老朽化調査実施率	約53% (平成23年度)	約100% (平成28年度)
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保			
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する			
79	主要なターミナル駅の耐震化率	88% (平成22年度)	100% (平成27年度)
80	鉄道運転事故による乗客の死亡者数	0人 (平成18年度)	0人 (毎年度)
81	事業用自動車による事故に関する指標 （①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数、③事業用自動車による飲酒運転件数）	① 513人 ② 56,295人 ③ 287人 (平成20年)	① 380人 ② 43,000人 ③ 0人 (平成25年)
目標変更	82 商船の海難船舶隻数	497隻 (平成18年～平成22年の平均海難隻数)	447隻以下 (平成27年)
目標変更	83 船員災害発生率(千人率)	11.0‰ (平成20年度～24年度の平均)	9.6‰ (平成25年度～29年度の平均)
	84 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件 (平成14年度)	0件 (毎年度)
目標更新	85 国内航空における航空事故発生件数	10.8件 (平成20～24年の平均)	10件 (平成25～29年の平均)
高速ツアーバス事故を踏まえた指標(安全対策を評価できる指標の新設について検討中)			
脚5	公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者等支援員の数、②「公共交通事故被害者等支援室(仮称)」における連携先となる民間支援団体等の数)	—	①150人(平成27年度) ②約150箇所(平成27年度)

関6	鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率	82% (平成23年度)	100% (平成28年6月末)
関7	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ①運転士異常時列車停止装置 ②運転状況記録装置	① 94%(平成23年度) ② 85%(平成23年度)	① 100%(平成28年6月末) ② 100%(平成28年6月末)
15 道路交通の安全性を確保・向上する			
86	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	76% (平成23年度)	100% (平成28年度)
87	道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率	—	約3割抑止 (平成28年度)
88	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77% (平成22年度)	82% (平成28年度)
89	通学路※の歩道整備率 ※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条で指定された道路における通学路	51% (平成22年度)	約6割 (平成28年度)
90	道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率	54% (平成22年度)	68% (平成28年度)
16 自動車事故の被害者の救済を図る			
91	自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	34.7% (平成22年度)	50.0% (平成27年度)
17 自動車の安全性を高める			
92	衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数	4,201台 (平成22年)	30,000台 (平成27年)
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
93	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件 (平成14年度)	0件 (毎年度)
94	要救助海難の救助率	95.2% (平成18～22年の平均)	95%以上 (毎年)
95	ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数	0件 (平成14年度)	0件 (毎年度)
関8	航路標識の自立型電源導入率	82% (平成23年度)	86% (平成28年度)

〇活 力

6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化			
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する			
	96 国際船舶の隻数	135隻 (平成23年央)	230隻 (平成28年央)
	97 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	約10% (平成22年度)	約10% (毎年度)
目標更新	98 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	57% (平成24年度)	100% (平成29年度)
	99 マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数	0件 (平成18年度)	0件 (毎年度)
	100 内航船舶の平均総トン数	619 (平成22年度)	610 (毎年度)
	101 国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率	0 (平成22年度)	平成22年度比5%減 (平成28年度)

目標 検討中	102 国内海上貨物輸送コスト低減率	0 (平成22年度)	平成22年度比3%減 (平成28年度)
	103 長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率	6% (平成23年度)	100% (平成28年度)
	104 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	54% (平成22年度)	60% (平成28年度)
	105 リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数	188社 (平成19年度)	230社 (平成24年度)
	106 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	約2,640万人 (平成23年度)	約2,950万人 (平成28年度)
	107 日本発着コンテナ貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率	10% (平成20年)	5% (平成27年)
	関9 国際コンテナターミナルの出入管理情報システムの使用に必要なPSカード(Port Security カード)の普及率	65% (平成23年度)	95% (平成28年度)
	関10 国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流情報システムと相互連携している港湾数	0港 (平成23年度)	5港 (平成28年度)
20 観光立国を推進する			
108 訪日外国人旅行者数	622万人 (平成23年)	1,800万人 (平成28年)	
109 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	2.12泊 (平成22年)	2.5泊 (平成28年)	
110 日本人海外旅行者数	1,699万人 (平成23年)	2,000万人 (平成28年)	
111 国内における観光旅行消費額	25.3兆円 (平成21年)	30兆円 (平成28年)	
112 主要な国際会議の開催件数	741件 (平成22年)	5割以上増(1,111件以上) (平成28年)	
関11 訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい	①43.5% ②58.2% (平成23年)	①45% ②60% (平成28年)	
関12 国内観光地域の旅行者満足度、①総合満足度「大変満足」、②再来訪意向「必ず再訪したい」	—	①25%程度 ②25%程度 (平成28年)	
21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する			
113 景観計画を策定した市区町村の数	315団体 (平成23年度)	550団体 (平成28年度)	
114 歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数	31団体 (平成23年度)	60団体 (平成28年度)	
22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する			
115 三大都市圏環状道路整備率	56% (平成23年度)	約75% (平成28年度)	
116 道路による都市間交通性の確保率※ (※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合)	46% (平成22年度)	約50% (平成28年度)	
23 整備新幹線の整備を推進する			
117 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	— (平成23年度)	100%(140万人) (平成28年度)	
24 航空交通ネットワークを強化する			
118 大都市圏拠点空港の空港客量の増加	85.7%(64万回) (平成23年度)	100%(74.7万回) (平成28年度)	
目標 変更	119 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	95.1% (平成25年度)	95.3% (平成28年度)

	120 航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	57%(約73百万人) (平成23年度)	74%(約95百万人) (平成28年度)
7 都市再生・地域再生の推進			
25 都市再生・地域再生を推進する			
	121 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7% (平成23年度)	82% (毎年度)
	122 都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha (平成23年度)	14,700ha (平成28年度)
	123 文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件(平成21年度) ②115施設(平成23年度) ③217人(平成22年度)	①80件(平成27年度) ②140施設(平成28年度) ③240人(平成27年度)
	124 半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	—	1.00以上(全国の増加率以上) (毎年度)
目標 変更	125 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	60% (平成24年度)	約90% (平成29年度)
	126 特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	3件 (平成23年度)	11件 (平成28年度)
	127 民間都市開発の誘発係数(民都機構が係わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したものの)	11.6倍 (平成23年度)	12.0倍 (平成24年度～平成28年度の平均)
	128 駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	45%(4.5万台) (平成20年度)	100%(約10万台) (平成25年度)
	129 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	36.9% (平成20年度)	41.0% (平成25年度)
	130 中心市街地人口比率の増加率	前年度比0.16%減 (平成21年度)	前年度比1.0%増 (平成26年度)
	131 物流拠点の整備地区数	79%(63地区) (平成23年度)	100%(80地区) (平成28年度)
	132 主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率	—	前年度比+0%以上 (毎年度)
	133 在宅型テレワーカー(ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人)人口	46%(約320万人) (平成22年度)	100%(約700万人) (平成27年度)
8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上			
26 鉄道網を充実・活性化させる			
目標 更新	134 トラックから鉄道コンテナに転換した輸送トンキロ数	●億トンキロ (平成24年度)	37億トンキロ (平成25年度)
	117 【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	— (平成23年度)	140万人 (平成28年度)
	135 都市鉄道路線整備により創出される利用者数	— (平成23年度)	206千人/日 (平成28年度)
	136 東京圏鉄道における混雑率 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率 ②全区間のピーク時混雑率	①164% (平成23年度) ②201% (平成23年度)	①150% (平成27年度) ②180% (平成27年度)
	137 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	39% (平成18年度)	85% (平成28年度)
27 地域公共交通の維持・活性化を推進する			
目標 更新	138 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	511件 (平成24年度)	800件 (平成29年度)
目標 更新	139 バスロケーションシステムが導入された系統数	9,054系統 (平成20年度)	15,000系統 (平成29年度)

	140 地方バス路線の維持率	97.1% (平成20年度)	100% (平成25年度)
	141 航路、航空路が確保されている離島の割合(①航路、②航空路)	①70% (平成22年度) ②100% (平成23年度)	①68% (平成27年度) ②100% (平成27年度)
28 都市・地域における総合交通戦略を推進する			
	142 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合	①三大都市圏 85.8% ②地方中枢都市圏 69.1% ③地方都市圏 33.0% (平成22年度)	①三大都市圏 85.8% ②地方中枢都市圏 69.5% ③地方都市圏 33.0% (平成28年度)
29 道路交通の円滑化を推進する			
	143 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間	128万人・時/日 (平成23年度)	121万人・時/日 (平成28年度)
	144 都市計画道路(幹線街路)の整備率	59% (平成21年度)	63% (平成28年度)
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護			
30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する			
目標 検討中	145 公共事業の総合コスト改善率	— (平成19年度)	15% (平成24年度)
	146 省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数	0% (平成21年度)	100% (平成25年度)
	147 情報通信技術(ICT)を利用した建設施工技術(情報化施工技術)を導入した直轄工事件数	313件 (平成22年度)	900件 (平成26年度)
	148 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)	3.06% (平成18~22年度の平均)	2.75% (平成24~28年度の平均)
	関13 事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	0件 (平成23年度)	0件 (毎年度)
	関14 国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	92.6%(平成20年度)	90.0%以上 (毎年度)
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する			
	149 不動産証券化実績総額	51兆円 (平成23年度)	75兆円 (平成28年度)
	150 指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数	136千件 (平成23年度)	165千件 (平成28年度)
	151 賃貸住宅管理業者登録制度における登録業者目標数の達成率	20%(1,579業者) (平成23年度)	100%(8,000業者) (平成28年度)
	152 土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数	179,474,703件 (平成23年度)	203,000,000件 (平成28年度)
	関15 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積	13.1万ha (平成15年)	13.1万ha (平成25年)
32 建設市場の整備を推進する			
	153 我が国建設企業の海外建設受注高	1.35兆円 (平成23年度)	1.5兆円 (平成27年度)
	154 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)	①97%(平成22年度) ②82%(平成22年度)	①100%(平成28年度) ②100%(平成28年度)
	155 専門工事業者の売上高経常利益率	3.5% (平成22年度)	4.0% (平成28年度)

	156 建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD. I.)	①1.2%(平成23年) ②30ポイント(平成23年)	①絶対値1.2%以下(平成28年) ②絶対値30ポイント以下(平成28年)
	157 新事業展開等を行う建設企業数	— (平成22年度)	5,000社 (平成28年度)
	関16 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	88.4% (平成23年度)	90.0% (平成28年度)
目標 検討中	関17 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	63.89日 (平成21年度)	3割減(44.72日) (平成24年度)
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る			
	158 統計の情報提供量及びその利用状況(①収録ファイル数、②HPアクセス件数)	①約5,000件(平成18年度) ②約915,000件(平成22年度)	①約14,800件(平成27年度) ②約960,000件(平成27年度)
34 地籍の整備等の国土調査を推進する			
	159 地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49% (平成21年度)	57% (平成31年度)
	160 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	40.3% (平成23年度)	100% (平成31年度)
35 自動車運送業の市場環境整備を推進する			
	161 荷主への安全協力要請の発出件数	88件 (平成23年度)	44件 (平成27年度)
36 海事業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る			
目標 変更	162 海運業(外航及び内航)における年間の船員採用者数の水準	100 (平成17年度)	100 (1事業者あたり1.83人) (毎年度)
	163 造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	100% (平成21年度)	50% (平成25年度)

○横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備			
37 総合的な国土形成を推進する			
	164 国土形成計画の着実な推進(対20年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	11 (平成22年度)	現状維持又は増加 (毎年度)
	165 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取り組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①91%(80自治体) (平成23年度) ②0%(36,543kg/日) (平成20年度)	①100%(88自治体) (平成28年度) ②58%(33,278kg/日) (平成27年度)
	関18 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数)	33万件 (平成18年度)	現状維持又は増加 (毎年度)
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する			
	166 電子基準点の観測データの欠測率	0.43% (平成22年度)	0.5%未満 (毎年度)
	167 地理空間情報ライブラリーの運用(国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数)	0件 (平成23年度)	24,000件/年 (平成26年度)
39 離島等の振興を図る			

	離島等の総人口 ①離島地域の総人口 ②奄美群島の総人口 ③小笠原村の総人口	①394千人 (平成22年度) ②122千人 (平成20年度) ③2.3千人 (平成20年度)	①353千人以上 (平成27年度) ②114千人以上 (平成25年度) ③2.5千人以上 (平成25年度)
40	北海道総合開発を推進する		
指標検討中			
1 1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進			
41	技術研究開発を推進する		
	169 目標を達成した技術研究開発課題の割合	—	80% (毎年度)
42	情報化を推進する		
	170 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	0件 (平成24年度)	限りなくゼロ (毎年度)
1 2 国際協力、連携等の推進			
43	国際協力、連携等を推進する		
	171 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	124件 (平成23年度)	131件 (平成28年度)
1 3 官庁施設の利便性、安全性等の向上			
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
	172 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策)	83%(平成23年度)	95%(平成28年度)
	173 保全状態の良い官庁施設の割合等 (①保全状態の良い官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	①48%(平成23年度) ②25事項(平成23年度)	①60%(平成28年度) ②50事項(平成28年度)

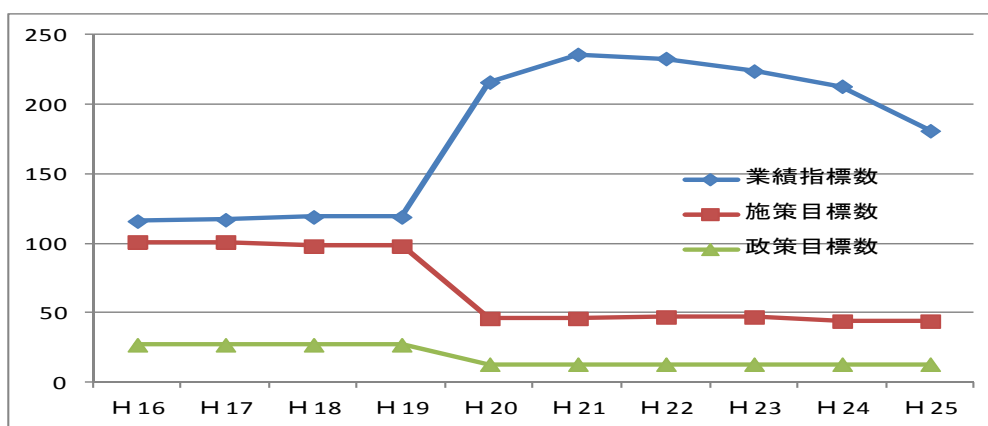
業績指標の見直しについて

1. 経緯

- 政策チェックアップの業績指標（H24 実施計画で 213 件）について、
- ・業績指標の数が多く、細かな指標も混在していること
 - ・新たな社会資本整備重点計画の策定（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）に伴い指標数が増大する傾向にあること
- 等を踏まえ、業績指標の見直し（総数の圧縮、関連指標の創設によるメリハリ付け、名称の改善等）を行っている。

2. 見直しの概要

H 2 4 年度		H 2 5 年度		H 2 6 年度（案）
業績指標 213 件	⇒	業績指標 181 件	⇒	業績指標 178 件
		関連指標 18 件		関連指標 18 件
		(計 199 件)		検討中 2 件
				(計 198 件)



（主な見直し内容）

○関連指標への移行（平成 25 年度は 18 件を移行）

HP アクセス件数・会議参加件数など、施策目標との関連の薄い指標（細かいもの、重複するもの等）を中心に、関連指標に移行。

（注）関連指標は個別指標の評価（A、B 評価等）は行わず（施策目標評価基準（A/A+B）の構成要素とせず）、実績値の把握のみを行うもの。ただし、政策評価の観点からの分類であり事務事業の優劣をつけるものではない。

※重点指標についても「航路標識の自立型電源導入率」など5指標を関連指標に移行。

移行の例：「環境ポータルサイトアクセス件数」、「世界的な水資源問題に対応するための国際会議の開催及び参加件数」

○不動産業、建設業、海上物流関係等の施策に係る指標を整理・合理化

不動産業関係（施策31）： 業績指標7件 ⇒ 業績指標4件+関連指標1件

建設業関係（施策32）： 業績指標7件 ⇒ 業績指標5件+関連指標2件

海上物流関係（施策19）： 業績指標14件 ⇒ 業績指標12件+関連指標2件

○指標の名称について、分かりやすく修正

※重点指標については、重点指標と同じ名称とした上で（ ）書きで説明を付したのものもある。

例：「リエゾン協定締結率」→「リエゾン協定締結率（国土交通省等とリエゾン（現地情報連絡員）派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合）」

○指標の単位について、「絶対値」のものを、可能な限り「割合（率）」に修正

例：「地籍が明確化された土地の面積」

3. 引き続き検討を行い今年度中に結論を得るもの

○施策40（北海道）の指標について、北海道総合開発全体をより適切に評価できる指標体系となるよう検討

○高速ツアーバス事故を踏まえた指標（安全対策を評価できる指標）の新設について検討

前回の政策チェックアップに係る政策評価会でのご指摘事項について

【総論】

前回の政策チェックアップに係る政策評価会でのご指摘事項	対応ぶり
業績指標数を減らすべき。(全体で150程度。)	業績指標 213件⇒業績指標 181件 (関連指標 18件) へと削減。
施策によっては、非常に細かいものと重要なものが一律に登録され、バランスが悪い。	上記の指標の削減の中で、ある程度整理をしたところであるが、未だ不十分であり、引き続き見直しを行い、整理をしていく。
HPアクセス件数(特に広報を目的とするもの)やセミナー参加件数は、業績とは言えない。	関連指標に移行するなどして整理・統合した。(4件)
業績指標の廃止(「3」評価)に関して、計画を見直したことによる廃止、目標を達成したことによる廃止、指標としての意義を失ったことによる廃止などを分類すべき。	目標の達成に伴う指標の廃止(変更)とその他の指標の廃止・合理化を別に分類した。 (注)前回は、これらに加え、社会資本整備重点計画の見直しに伴う指標の廃止(変更)を別に分類
絶対値ではなく、目標値に対する達成割合を単位とすることを基本とすべき。(「防災性向上を目的としたまちづくりのための市街地等の面積」等)	新たに16指標を目標達成割合にした。
成果が出ていない目標については、より深い要因分析を行うべき。(市町村等の関係者との関係、目標値が高すぎる、予算制約等)	実績値が悪化した指標の評価書などについて、個々に、要因に係る記載の充実に取り組んでいるところであるが、未だ不十分であり、引き続き取り組んでいく。

【各論】

前回の政策チェックアップに係る政策評価会でのご指摘事項	対応ぶり
施策19「海上物流～」、施策31「不動産市場～」、施策32「建設市場～」は、指標数が多く、統合すべき。	施策19：業績指標14件⇒業績指標12件＋関連指標2件 施策31：業績指標 7件⇒業績指標 4件＋関連指標1件 施策33：業績指標 7件⇒業績指標 5件＋関連指標2件 へと整理
施策39「離島等～」に関して、人口減少を抑制するという目標自体が妥当なのか疑問。若者が地元に着定した比率であるとか、工夫すべき。	検討を行った結果、引き続き「総人口」を指標とする。
指標「国際航空ネットワークの強化割合」はわかりずらく、ボトルネックの解消ということであれば、拡張工事ができた割合という目標にすべき。	指標「大都市圏拠点空港の空港容量の増加」とし、達成割合とした。
指標「トラック運送事業における事業改善事例件数」の目標値の設定は妥当なのか疑問。	指標「荷主への安全協力要請発出件数」へと指標を変更した。

業績指標見直しについて（新旧対照表）

○平成23年度政策チェックアップ

○政策目標		業績目標	
○施策目標		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
○業績指標 ※ 大字は社会資本整備重点計画第2章の指標のうち、同計画に定められた社会資本整備事業を評価するための指標			

○暮らし・環境

1 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進			
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る			
1	最低居住面積水準未達率	4.3% (平成20年)	概ね0% (平成27年)
2	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	①40%(平成20年) ②35%(平成20年)	①50%(平成27年) ②43.8%(平成27年)
3	生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	16%(平成21年度)	21%(平成27年度)
4	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.9%(平成17年度)	2.3~3.7%(平成27年度)
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する			
5	住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率)	①約27年(平成20年) ②約7%(平成15~20年)	①約35年(平成27年) ②約6.5%(平成22~27年)
6	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5% (平成16~20年平均値)	5.0% (平成27年)
7	既存住宅の流通シェア	14% (平成20年)	20% (平成27年)
8	マンションの適正な維持管理(①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合、②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	①37%(平成20年度) ②51%(平成20年度)	①56%(平成27年度) ②おおむね80%(平成27年度)
9	新築住宅における住宅性能表示の実施率	24% (平成22年度)	37% (平成27年度)
10	リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2% (平成22年4~12月)	5.1% (平成27年)
11	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8% (認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月~平成22年3月の値)	14.4% (平成27年度)
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現			
3 総合的なバリアフリー化を推進する			
12	主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	50,997ha (平成19年度)	約70,000ha (平成24年度)
13	公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)、⑤不特定多数の者が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	①51%(平成19年度) ②70%(平成21年度) ③89%(平成21年度) ④47%(平成21年度) ⑤14%(平成21年度)	①約75%(平成24年度) ②約85%(平成27年度) ③約95%(平成27年度) ④約54%(平成27年度) ⑤22%(平成27年度)
14	バリアフリー化された車両等の割合(①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)	①45.7%(平成21年度) ②45.8%(平成21年度) ③—%(平成21年度) ④12.25%(平成22年度) ⑤18.1%(平成22年度) ⑥81.4%(平成22年度)	①約60%(平成27年度) ②約57%(平成27年度) ③約12%(平成27年度) ④20,000台(平成27年度) ⑤約34%(平成27年度) ⑥約85%(平成27年度)

○平成24年度政策チェックアップ

○政策目標		業績目標	
○施策目標		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
○業績指標 ※ 大字は社会資本整備重点計画第3章の指標のうち、同計画に定められた社会資本整備事業を評価するための指標			

○暮らし・環境

1 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進			
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る			
1	最低居住面積水準未達率	4.3% (平成20年)	概ね0% (平成27年)
2	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	①40%(平成20年) ②35%(平成20年)	①50%(平成27年) ②43.8%(平成27年)
3	生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	16%(平成21年度)	21%(平成27年度)
4	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.9%(平成17年度)	2.3~3.7%(平成27年度)
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する			
5	住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率)	①約27年(平成20年) ②約7%(平成15~20年)	①約35年(平成27年) ②約6.5%(平成22~27年)
6	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5% (平成16~20年平均値)	5.0% (平成27年)
7	既存住宅の流通シェア	14% (平成20年)	20% (平成27年)
8	マンションの適正な維持管理(①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合、②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	①37%(平成20年度) ②51%(平成20年度)	①56%(平成27年度) ②おおむね80%(平成27年度)
9	新築住宅における住宅性能表示の実施率	24% (平成22年度)	37% (平成27年度)
10	リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2% (平成22年4~12月)	5.1% (平成27年)
11	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8% (認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月~平成22年3月の値)	14.4% (平成27年度)
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現			
3 総合的なバリアフリー化を推進する			
12	公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合、⑤不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合、⑦道路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(ⅰ) 道路及び広場、ⅱ) 駐車場、ⅲ) 便所)、⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合)	①77%(平成23年度) ②70%(平成21年度) ③89%(平成21年度) ④75%(平成22年度) ⑤47%(平成21年度) ⑥14%(平成21年度) ⑦ⅰ) 147%(平成22年度) ⅱ) 32%(平成18年度) ⅲ) 25%(平成18年度) ⑧45%(平成22年度)	①約87%(平成27年度) ②約85%(平成27年度) ③約95%(平成27年度) ④約88%(平成27年度) ⑤約54%(平成27年度) ⑥22%(平成27年度) ⑦ⅰ) 約54%(平成27年度) ⅱ) 約50%(平成27年度) ⅲ) 約39%(平成27年度) ⑧約98%(平成27年度)
13	バリアフリー化された車両等の割合(①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)	①45.7%(平成22年度) ②—(平成21年度) ③—(平成21年度) ④12.25%(平成22年度) ⑤18.1%(平成22年度) ⑥81.4%(平成22年度)	①約60%(平成27年度) ②約52%(平成27年度) ③約12%(平成27年度) ④20,000台(平成27年度) ⑤約34%(平成27年度) ⑥約85%(平成27年度)

15	ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数	24,043人 (平成19年度)	約50,000人 (平成24年度)
16	園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合 (①園路及び広場、②駐車場、③便所)	①約44%(平成19年度) ②約32%(平成18年度) ③約25%(平成18年度)	①約5割(平成24年度) ②約50%(平成27年度) ③約39%(平成27年度)
17	バリアフリー化された路外駐車場の割合	33%(平成19年度)	約50%(平成24年度)
18	高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	①37%(平成20年) ②9.5%(平成20年)	①59%(平成27年) ②18.5%(平成27年)
19	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	18%(平成20年)	24%(平成27年)
4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する			
20	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件 (平成18年度)	0件 (平成19年度以降毎年度)
21	水辺の再生の割合(海岸)	約2割 (平成19年度)	約4割 (平成24年度)
22	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻 (平成19年度)	0隻 (平成23年度)
23	湿地・干潟の再生の割合(港湾)	約2割 (平成19年度)	約3割 (平成24年度)
24	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約6年 (平成19年度)	約7年 (平成24年度)
25	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	約40%(平成19年度)	約45%(平成24年度)
5 快適な道路環境等を創造する			
26	市街地等の幹線道路の無電柱化率	13.2% (平成20年度)	15.0% (平成23年度)
27	新車販売に占める次世代自動車の割合	10.5% (平成22年度)	15% (平成27年度)
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する			
28	渇水影響度	6,900日・% (平成18年時点の過去10年平均)	5,300日・% (平成23年時点の過去5年平均)
29	世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数	9件 (平成18年度)	13件 (平成23年度)
30	地下水採取目標量の達成率	94.5% (平成21年度)	100% (平成26年度)
31	水源地域整備計画の完了の割合	57% (平成18年度)	70% (平成23年度)
7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する			
32	歩いていける身近なみどりのネットワーク率	約66% (平成19年度)	約7割 (平成24年度)
33	1人当たり都市公園等面積	9.4㎡/人 (平成19年度)	10.3㎡/人 (平成24年度)
34	都市域における水と緑の公的空間確保量	約13.1㎡/人 (平成19年度)	平成19年度比約1割増 (平成24年度)
35	全国民に対する国営公園の利用者数の割合	全国民の4人に1人が利用 (平成19年度)	全国民の3.5人に1人が利用 (平成24年度)
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する			
36	生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地	約2,800ha増 (平成19年度)	平成19年度の値からさらに2,200ha増 (平成24年度)

14	高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	①37%(平成20年) ②9.5%(平成20年)	①59%(平成27年) ②18.5%(平成27年)
15	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	18%(平成20年)	23%(平成27年)
4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する			
16	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件 (平成18年度)	0件 (平成19年度以降毎年度)
17	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻 (平成19年度)	0隻 (平成24年度)
18	過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	37.8% (平成23年度)	約40% (平成28年度)
19	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約6年 (平成19年度)	約7年 (平成24年度)
20	三大湾において、水質改善等を図るため、深掘削の埋め戻しや置砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合	約46.2% (平成23年度)	約50% (平成28年度)
5 快適な道路環境等を創造する			
21	市街地等の幹線道路の無電柱化率	15% (平成23年度)	18% (平成28年度)
22	新車販売に占める次世代自動車の割合	10.5% (平成22年度)	15% (平成27年度)
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する			
23	多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度	69% (平成23年度)	74% (平成28年度)
24	水に関する国際会議においてプレゼンテーション等を行った日本企業等の団体数	22団体 (平成23年度)	81団体 (平成28年度)
25	地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合	94.5% (平成21年度)	100% (平成26年度)
26	貯水池の建設に伴う水源域における社会基盤整備事業の完了割合	58% (平成23年度)	約78% (平成28年度)
7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する			
26	歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合	約69% (平成22年度)	約75% (平成28年度)
27	1人当たり都市公園等面積	9.8㎡/人 (平成22年度)	10.5㎡/人 (平成28年度)
28	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然環境)確保量	12.6㎡/人 (平成22年度)	13.5㎡/人 (平成28年度)
29	地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率	16% (平成23年度)	60% (平成28年度)
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する			
30	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約33% (平成22年度)	約50% (平成28年度)

37	汚水処理人口普及率	約84% (平成19年度)	約93% (平成24年度)
38	下水道処理人口普及率	約72% (平成19年度)	約78% (平成24年度)
39	良好な水環境創出のための高度処理実施率	約25% (平成19年度)	約30% (平成24年度)
40	合流式下水道改善率	約25% (平成19年度)	約63% (平成24年度)
41	下水道バイオマスリサイクル率	約23% (平成18年度)	約39% (平成24年度)
42	水辺の再生の割合(河川)	約2割 (平成19年度)	約4割 (平成24年度)
43	湿地・干潟の再生の割合(河川)	約2割 (平成19年度)	約3割 (平成24年度)
44	河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(①河川、②湖沼、③閉鎖性海域)	①約71%(平成19年度) ②約55%(平成19年度) ③約71%(平成19年度)	①約75%(平成24年度) ②約59%(平成24年度) ③約74%(平成24年度)
45	自然体験活動拠点数	428箇所 (平成19年度)	約550箇所 (平成24年度)
46	地域に開かれたダム、ダム湖活用者数	1,391万人 (平成18年度)	約1,680万人 (平成24年度)
47	都市空間形成河川整備率	約40% (平成21年度)	約43% (平成24年度)
48	かわまちづくり整備自治体数	4市 (平成19年度)	29市 (平成24年度)

3 地球環境の保全

9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

49	特定輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者)	-	①前年度比-1% ②前年度比-1% ③前年度比-1% (平成19年度以降毎年度)
50	環境ポータルサイトへのアクセス件数	平均約5,478件/月(年度平均) (平成19年度)	1万件/月(年度平均) (平成23年度)
51	建設工用機械機器による環境の保全(①PM、②NOx、③ハイブリッド建設機械の普及台数)	①0.3千t(※)(平成18年度) ②8.3千t(※)(平成18年度) ③200台(平成21年度) ※①、②は推定値	①3.5千t(平成23年度) ②74.0千t(平成23年度) ③1200台(平成26年度)
52	建設廃棄物の再資源化率・再資源化等率及び建設発生土の有効利用率(①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材(再資源化等率)、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土)	①98.6%※1 ②98.1%※1 ③68.2%※1(90.7%)※2 ④74.5%※2 ⑤292.8万t ⑥80.1% ※1再資源化率 ※2再資源化等率 (平成17年度)	①98%以上※1 ②98%以上※1 ③77%※1(95%以上)※2 ④82%※2 ⑤平成17年度排出量に対して30%削減 ⑥87% ※1再資源化率 ※2再資源化等率 (平成24年度)
53	住宅、建築物の省エネルギー化(①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率、②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)	①42%(平成22年度) ②72%(平成22年度)	①70%(平成27年度) ②65%(平成27年度)
54	重量車の平均燃費向上率(平成14年度比)	0%(平成14年度)	12%(平成27年度)
55	モーダルシフトに関する指標(①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨)量))	①21億トンキロ増(平成18年度) ②301億トンキロ(平成18年度)	①36億トンキロ増(平成24年度) ②320億トンキロ(平成24年度)
56	地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	3都市 (平成19年度)	30都市 (平成24年度)
57	年度評価における採択案件の採点の平均値(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標)	-	80% (平成24年度)

32	汚水処理人口普及率(総人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合)	約87%※(平成22年度) ※東日本大震災の影響で調査不能な自治体があるため参考値	約95% (平成28年度)
34	良好な水環境創出のための高度処理実施率(高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている人口の割合)	約33% (平成23年度)	約43% (平成28年度)
31	下水汚濁エネルギー化率(下水汚濁中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合)	約13% (平成22年度)	約29% (平成28年度)
33	特に重要な水系における湿地の再生の割合	約3割 (平成23年度)	約5割 (平成28年度)

3 地球環境の保全

9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

35	特定輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者)	-	①前年度比-1% ②前年度比-1% ③前年度比-1% (平成19年度以降毎年度)
37	環境ポータルサイトへのアクセス件数	平均約5,478件/月(年度平均) (平成19年度)	1万件/月(年度平均) (平成23年度)
36	建設工用機械機器による環境の保全(①PM、②NOx、③ハイブリッド建設機械の普及台数、④建設機械等で使用されるハイオクディーゼル燃料の使用量)	①PM 1.9千t (平成21年度) ②NOx 39.1千t (平成21年度) ③200台 (平成21年度) ④692kL (平成22年度)	①PM 8.1千t (平成28年度) ②NOx 153.0千t (平成28年度) ③1,200台 (平成26年度) ④1,172kL (平成28年度)
37	建設廃棄物の再資源化率・再資源化等率及び建設発生土の有効利用率(①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材(再資源化等率)、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土)	①98.6%※1 ②98.1%※1 ③68.2%※1(90.7%)※2 ④74.5%※2 ⑤292.8万t ⑥80.1% ※1再資源化率 ※2再資源化等率 (平成17年度)	①98%以上※1 ②98%以上※1 ③77%※1(95%以上)※2 ④82%※2 ⑤平成17年度排出量に対して30%削減 ⑥87% ※1再資源化率 ※2再資源化等率 (平成24年度)
38	住宅、建築物の省エネルギー化(①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率、②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)	①42%(平成22年度) ②71%(平成22年度)	①70%(平成27年度) ②65%(平成27年度)
39	重量車の平均燃費向上率(平成14年度比)	0%(平成14年度)	12%(平成27年度)
40	モーダルシフトに関する指標(①トラックから鉄道コンテナ輸送へのシフト(鉄道コンテナ輸送量の増加)、②トラックから海上輸送へのシフト(海上輸送量の増加(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨)量))	①21億トンキロ増 (平成18年度) ②301億トンキロ (平成18年度)	①36億トンキロ増 (平成24年度) ②320億トンキロ (平成24年度)
41	地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	3都市 (平成19年度)	30都市 (平成24年度)
42	年度評価における採択案件の採点の平均値(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標)(5段階評価)	-	3 (平成24年度)
43	都市公園の整備、公共施設等の緑化等による温暖化対策効果	105万t-CO2/年 (平成22年度)	107万t-CO2/年 (平成28年度)
44	下水道に係る温暖化対策削減目標(省エネ・節電対策及び下水汚濁処理の高度化による温暖化対策削減目標)	約129万t-CO2 (平成21年度)	約246万t-CO2 (平成28年度末)

○安 全

4 水害等災害による被害の軽減			
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する			
58 緊急地震速報の精度向上	34% (平成22年度暫定値)	85%以上 (平成27年度)	
59 一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数	0% (平成19年度)	40% (平成23年度)	
60 台風中心位置予報の精度	302km (平成22年)	260km (平成27年)	
61 地震発生から地震津波情報発表までの時間	4.4分 (平成17年度)	3.0分未満 (平成23年度)	
62 内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数	0海域 (平成18年度)	7海域以上 (平成23年度)	
63 防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数	0件/月 (平成18年度)	31,000件/月 (平成23年度)	
11 住宅・市街地の防災性を向上する			
64 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	1,430ha (平成18年度)	7,000ha (平成23年度)	
65 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約25% (平成19年度)	約35% (平成24年度)	
66 下水道による都市浸水対策達成率(①全体、②重点地区)	①約48%(平成19年度) ②約20%(平成19年度)	①約55%(平成24年度) ②約60%(平成24年度)	
67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	約6,000ha (平成22年度)	約3,000ha (平成27年度)	
68 地震時において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合	約35% (平成19年度)	概ね10割 (平成23年度)	
69 地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	約1% (平成19年度)	約40% (平成24年度)	
70 防災拠点と処理場を結ぶ下水道管きよの地震対策実施率	約27% (平成19年度)	約56% (平成24年度)	
71 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(内水)	約6% (平成19年度)	100% (平成24年度)	
72 下水道施設の長寿命化計画策定率	0% (平成19年度)	100% (平成24年度)	
73 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)	①80%(平成20年度) ②79%(平成20年度)	①90%(平成27年度) ②90%(平成27年度)	
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する			
74 洪水による氾濫から守られる区域の割合	約61% (平成19年度)	約64% (平成24年度)	
75 中核・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数	約525万戸 (平成19年度)	約235万戸 (平成24年度)	
76 土砂災害から保全される人口	約270万人 (平成19年度)	約300万人 (平成24年度)	

○安 全

4 水害等災害による被害の軽減			
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する			
45 緊急地震速報の精度向上	28% (平成22年度)	85%以上 (平成27年度)	
46 一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数	32% (平成23年度)	41% (平成28年度)	
47 台風中心位置予報の精度	302km (平成22年)	260km (平成27年)	
48 津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用する沖合津波観測点の数	0観測点 (平成23年度)	35観測点 (平成26年度)	
49 防災地理情報の整備率	56% (平成23年度)	70% (平成28年度)	
50 異常天候早期警戒情報の精度向上	0% (平成23年度)	25% (平成28年度)	
51 天気予報の精度(明日予報が大きくはずれた年間日数)	①26日(平成23年) ②38日(平成23年) ③24日(平成23年)	①23日以下(平成28年) ②34日以下(平成28年) ③22日以下(平成28年)	
52 ①洪水確率 ②高気圧 ③最低気圧			
11 住宅・市街地の防災性を向上する			
50 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	50%(6,468ha) (平成23年度)	100%(13,000ha) (平成28年度)	
51 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約73% (平成22年度)	約84% (平成28年度)	
52 下水道による都市浸水対策達成率(都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道(雨水)整備による浸水対策が完了している区域の割合)	約53% (平成23年度)	約60% (平成28年度)	
53 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	100%(約6,000ha) (平成22年度)	50%(約3,000ha) (平成27年度)	
54 地震時に地すべりや崩壊により重大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	5% (平成23年度)	50% (平成28年度)	
55 地震対策上重要な下水道管における地震対策実施率(地方公共団体が定める地震対策上重要な下水道のうち耐震化が行われている割合)	約34% (平成23年度)	約70% (平成28年度)	
56 内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市区町村の割合	約15% (平成23年度)	約100% (平成28年度)	
57 下水道施設の長寿命化計画策定率(地方公共団体)	約51% (平成23年度)	約100% (平成28年度)	
58 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)	①80%(平成20年度) ②79%(平成20年度)	①90%(平成27年度) ②90%(平成27年度)	
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する			

77	土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数	約2,300箇所 (平成19年度)	約3,500箇所 (平成24年度)
78	土砂災害特別警戒区域指定率	約34% (平成19年度)	約80% (平成24年度)
79	地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(河川)	約10,000ha (平成19年度)	約8,000ha (平成24年度)
80	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	7% (平成19年度)	100% (平成24年度)
81	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(土砂)	16% (平成19年度)	100% (平成24年度)
82	高度な防災情報基礎を整備した水系の割合	約40% (平成19年度)	約70% (平成24年度)
83	リアルタイム火山ハザードマップ整備率	0% (平成19年度)	50% (平成24年度)
84	近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数	約14.8万戸 (平成19年度)	約7.3万戸 (平成24年度)
85	河川管理施設の長寿命化率	0% (平成19年度)	100% (平成24年度)
86	総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数(河川)	3 (平成19年度)	190 (平成24年度)
87	河川の流量不足解消指数	約63% (平成19年度)	約72% (平成24年度)
88	大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	0 (平成22年度)	20 (平成27年度)
13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する			
89	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積	約11万ha (平成19年度)	約9万ha (平成24年度)
90	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(津波・高潮)	約6割 (平成19年度)	約8割 (平成24年度)
91	地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(海岸)	約10,000ha (平成19年度)	約8,000ha (平成24年度)
92	老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合	約5割 (平成19年度)	約6割 (平成24年度)
93 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合			
		約20% (平成19年度)	約17% (平成24年度)

68	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(①重要交通網にかかると、②主要な災害時要援護者関連施設)	①46% ②29% (平成23年度)	①約51% ②約39% (平成28年度)
69	土砂災害警戒区域指定数	約25万9千 (平成23年度)	約46万 (平成28年度)
65 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)			
		49% (平成23年度)	100% (平成28年度)
66 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合			
		約45% (平成23年度)	100% (平成28年度)
67 リアルタイム火山ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、近畿が対象となる火山のうち、リアルタイム火山ハザードマップを整備した火山の割合)			
		約49% (平成23年度)	100% (平成28年度)
63 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ床上浸水のおそれのある家屋数			
		約6.1万戸 (平成23年度末)	約4.1万戸 (平成28年度末)
73 主要な河川構造物の長寿命化計画決定率			
		約3% (平成23年度)	100% (平成28年度)
74 大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数			
		0 (平成22年度)	20 (平成27年度)
59 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の整備率(①河川堤防、②水門・閘門等)			
		①0% ②0% (平成23年度)	①約77% ②約84% (平成28年度)
60 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・閘門等の自動化・遠隔操作化率			
		0% (平成23年度)	約57% (平成28年度)
61 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率			
		0% (平成23年度)	約75% (平成28年度)
71 リエゾン指定数(国土交通省等とリエゾン(災害対策協議会)指定に関する協定を締結している全道の市町村の割合)			
		約71% (平成23年度)	100% (平成28年度)
72 大規模災害を想定した「地域ブロック広域圏」の①実施地域ブロック数、②参加等道府県及び③政令指定都市数			
		①:1(10%) ②:5(11%) ③:2(10%) (平成23年度)	①:10(100%) ②:47(100%) ③:20(100%) (平成28年度)
70 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率			
		0% (平成23年度)	100% (平成28年度)
62 人口・資産密集地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(①調査区域、②調査区域)			
		①約72% ②約57% (平成23年度)	①約78% ②約59% (平成28年度)
64 人口・資産密集地区等の堤防貯留施設の貯留量			
		約27万m ³ (平成23年度末)	約50万m ³ (平成28年度末)
13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する			
77 最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合			
		0% (平成23年度末)	100% (平成28年度)
79 海岸堤防等の老朽化調査実施率			
		約53% (平成23年度)	約100% (平成28年度)
76 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合			
		約78% (平成23年度)	約85% (平成28年度)

94	総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（海岸）	3 (平成19年度)	190 (平成24年度)
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保			
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する			
95	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するため を行う防災工事の箇所数	0箇所 (平成18年度)	186箇所 (平成23年度)
96	鉄道運転事故による乗客の死亡者数	0人 (平成18年度)	0人 (平成19年度以降毎年度)
97	事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事 故件数、③事業用自動車による飲酒運転件数)	① 513人 ② 56,295人 ③ 287人 (平成20年)	① 380人 ② 43,000人 ③ 0人 (平成25年)
98	商船の海難船舶隻数	518隻 (平成18年)	466隻以下 (平成23年)
99	船員災害発生率(千人率)	11.3‰ (平成19年度)	8.9‰ (平成24年度)
100	航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件 (平成14年度)	0件 (平成16年度以降毎年度)
101	国内航空における航空事故発生件数	13.6件 (平成15～19年の平均)	12.2件 (平成20～24年の平均)
102	公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研 修を受けた公共交通事故被害者等支援員の数、②「公共交通事故被害者 等支援室(仮称)」における連携先となる民間支援団体等の数)	—	①150人(平成27年度) ②約150箇所(平成27年度)
15 道路交通の安全性を確保・向上する			
103	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	28% (平成19年度)	概ね100% (平成24年度)
104	道路交通における死傷事故率	約109件/億台キロ (平成19年)	約1割削減(約100件/億台 キロ) (平成24年)
105	あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率	—	約2割抑止 (平成24年)
106	事故危険箇所の死傷事故抑止率	—	約3割抑止 (平成24年)
16 自動車事故の被害者の救済を図る			
107	自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	34.7% (平成22年度)	50.0% (平成27年度)
17 自動車の安全性を高める			
108	衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数	4,201台 (平成22年)	6,000台 (平成27年)
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			

78	下水道浄化BCP策定率（BCP：事業継続計画）	約6% (平成23年度)	約100% (平成28年度)
60	【再掲】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域 等において、今後対策が必要な水門・閘門等の自動化・遠隔操作化 率	0% (平成23年度)	約57% (平成28年度)
75	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等 における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	約28% (平成23年度)	約86% (平成28年度)
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保			
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する			
80	主要なターミナル駅の耐震化率	88% (平成22年度)	100% (平成27年度)
81	鉄道運転事故による乗客の死亡者数	0人 (平成18年度)	0人 (平成19年度以降毎年度)
82	事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事 故件数、③事業用自動車による飲酒運転件数)	① 513人 ② 56,295人 ③ 287人 (平成20年)	① 380人 ② 43,000人 ③ 0人 (平成25年)
83	商船の海難船舶隻数	506隻 (平成18年～平成22年の平 均海難隻数)	455隻以下 (平成27年)
84	船員災害発生率(千人率)	11.3‰ (平成19年度)	8.9‰ (平成24年度)
85	航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件 (平成14年度)	0件 (平成16年度以降毎年度)
86	国内航空における航空事故発生件数	13.6件 (平成15～19年の平均)	12.2件 (平成20～24年の平均)
	公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研 修を受けた公共交通事故被害者等支援員の数、②「公共交通事故被害者 等支援室(仮称)」における連携先となる民間支援団体等の数)	—	①150人(平成27年度) ②約150箇所(平成27年度)
	鉄道の対象路線等における遠隔制御付きATS等の整備率	82% (平成23年度)	100% (平成28年6月末)
	鉄道の対象路線等における安全装置の整備率 ※①遠隔土高警報停止装置 ②遠隔状況監視装置	① 94% (平成23年度) ② 85% (平成23年度)	① 100% (平成28年6月末) ② 100% (平成28年6月末)
15 道路交通の安全性を確保・向上する			
87	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	76% (平成23年度)	100% (平成28年度)
88	道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率	—	約3割抑止 (平成28年)
89	既設幹線道路上の歩道の耐震化率	77% (平成22年度)	82% (平成28年度)
90	選挙地区の歩道整備率 ※支援対象選挙区等整備事業の推進に関する法律第3条で指定された 選区における選挙区	51% (平成22年度)	約6割 (平成28年度)
91	道路側面や盛土等の覆土等の覆土率	54% (平成22年度)	68% (平成28年度)
16 自動車事故の被害者の救済を図る			
92	自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	34.7% (平成22年度)	50.0% (平成27年度)
17 自動車の安全性を高める			
93	衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数	4,201台 (平成22年)	30,000台 (平成27年)
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			

109 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件 (平成14年度)	0件 (平成21年度以降毎年度)
110 要救助海難の救助率	95.2% (平成18～22年の平均)	95%以上 (平成23年以降)
111 ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数	0件 (平成14年度)	0件 (毎年度)

94 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件 (平成14年度)	0件 (平成21年度以降毎年度)
95 要救助海難の救助率	95.2% (平成18～22年の平均)	95%以上 (平成23年以降)
96 ふくそう海域における社会的影響が大きい大規模海難の発生数	0件 (平成14年度)	0件 (毎年度)
※ 航路閉塞の自立型電源導入率	82% (平成23年度)	86% (平成28年度)

○活カ

6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
112 内航貨物船共有建造量	20,526総トン (平成18年度)	23,000総トン (平成23年度の過去5ヶ年平均)
113 国際船舶の隻数	85隻 (平成18年度)	約150隻 (平成23年度)
114 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	概ね11% (平成17年度)	概ね11% (平成23年度)
115 マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数	0件 (平成18年度)	0件 (平成18年度以降毎年度)
116 日本の外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	51% (平成19年度)	100% (平成24年度)
117 内航船舶の平均総トン数	619 (平成22年度)	610 (平成27年度)
118 港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率	0% (平成19年度)	概ね100% (平成24年度)
119 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率	0 (平成19年度)	平成19年度比5%減 (平成24年度)
120 国内海上貨物輸送コスト低減率	0 (平成19年度)	平成19年度比3%減 (平成24年度)
121 地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量	約280万TEU (平成18年)	約340万TEU (平成24年)
122 港湾施設の長寿命化計画策定率	約2% (平成19年度)	約97% (平成24年度)
123 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	50% (平成18年度)	55% (平成23年度)
124 リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数	188社 (平成19年度)	230社 (平成24年度)
125 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	約2,400万人 (平成19年度)	約2,700万人 (平成24年度)
20 観光立国を推進する		
126 訪日外国人旅行者数	622万人 (平成23年)	1,800万人 (平成28年)
127 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	2.12泊 (平成22年)	2.5泊 (平成28年)
128 日本人海外旅行者数	1,699万人 (平成23年)	2,000万人 (平成28年)
129 国内における観光旅行消費額	25.5兆円 (平成21年)	30兆円 (平成28年)

○活カ

6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
97 国際船舶の隻数	135隻 (平成23年央)	230隻 (平成28年央)
98 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	約10% (平成22年度)	約10% (平成28年度)
99 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	51% (平成19年度)	100% (平成24年度)
100 マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数	0件 (平成18年度)	0件 (平成18年度以降毎年度)
101 内航船舶の平均総トン数	619 (平成22年度)	610 (平成27年度)
102 国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率	0 (平成22年度)	平成22年度比5%減 (平成28年度)
103 国内海上貨物輸送コスト低減率	0 (平成22年度)	平成22年度比3%減 (平成28年度)
104 長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率	6% (平成23年度)	100% (平成28年度)
105 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	54% (平成22年度)	60% (平成28年度)
106 リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数	188社 (平成19年度)	230社 (平成24年度)
107 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	約2,640万人 (平成23年度)	約2,950万人 (平成28年度)
108 日本発着コンテナ貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率	10% (平成20年)	5% (平成27年)
※ 国際コンテナターミナルの出入管理情報システムの使用に必要なP Sカード(Port Security カード)の普及率	65% (平成23年度)	85% (平成28年度)
※ 国際コンテナ取扱港湾のうち、中核主要港の港湾物流情報システムと相互連携している港湾数	0港 (平成23年度)	5港 (平成28年度)
20 観光立国を推進する		
109 訪日外国人旅行者数	622万人 (平成23年)	1,800万人 (平成28年)
110 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	2.12泊 (平成22年)	2.5泊 (平成28年)
111 日本人海外旅行者数	1,699万人 (平成23年)	2,000万人 (平成28年)
112 国内における観光旅行消費額	25.5兆円 (平成21年)	30兆円 (平成28年)

130	主要な国際会議の開催件数	741件 (平成22年)	5割以上増 (平成28年)
21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する			
131	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数	30件 (平成18年度)	600件 (平成23年度)
132	景観計画に基づき取組を進める地域の数	92団体 (平成19年度)	500団体 (平成24年度)
133	歴史的風致の維持及び向上に取り組み市区町村の数	0 (平成19年度)	100 (平成24年度)
22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する			
134	三大都市圏環状道路整備率	53% (平成19年度)	69% (平成24年度)
23 整備新幹線の整備を推進する			
135	5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(新幹線鉄道)	15,400km (平成18年度)	15,700km (平成23年度)
24 航空交通ネットワークを強化する			
136	国内航空ネットワークの強化割合(①大都市圏拠点空港の空港容量の増強、②国内線の自空港気象(台風除く)による欠航率、③総主要飛行経路長)	①49.6万回(首都圏) (平成17年度) ②0.40% (平成15~17年度平均) ③18,266.438海里 (平成18年度)	①平成17年度比約17万回増 (首都圏)(平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に) ②約1割削減 (平成24年度) ③平成18年度比29%短縮 平成17年度比約17万回増 (首都圏)(平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に)
137	国際航空ネットワークの強化割合	49.6万回(首都圏)(平成17年度)	平成17年度比約17万回増 (首都圏)(平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に)
138	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	94.7% (平成18年度)	95.0% (平成23年度)
139	地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	約4割 (平成18年度)	約7割 (平成24年度)
140	管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路陥入に係る重大インシデント発生件数	1.1件/100万発着回数 (平成15~19年度平均)	約半減 (平成20~24年度平均)
7 都市再生・地域再生の推進			
25 都市再生・地域再生を推進する			
141	全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率	78% (平成18年度)	78% (平成23年度)
142	都市再生誘発量	3,878ha (平成18年度)	9,200ha (平成23年度)
143	文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件(平成21年度) ②96施設(平成18年度) ③217人(平成22年度)	①80件(平成27年度) ②156施設(平成23年度) ③240人(平成27年度)
144	半島地域の観光入込客数	—	全国の増加比1.00以上 (毎年度)
145	高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合	59% (平成19年度)	100% (平成24年度)
146	都市再生整備計画の目標達成率	70.3% (平成18年度)	70%以上 (毎年度)
147	民間都市開発の誘発係数	16倍 (平成16~18年度)	16倍 (平成19~23年度)
148	まちづくりのための都市計画決定件数(市町村)	1,470件 (平成17年度)	1,470件 (毎年度)
149	駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	4.5万台 (平成20年度)	約10万台 (平成25年度)

113	主要な国際会議の開催件数	741件 (平成22年)	5割以上増(1,111件以上) (平成28年)
114	訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい	①43.5% ②58.2% (平成23年)	①45% ②60% (平成28年)
115	国内観光地域の旅行者満足度、①総合満足度「大変満足」、②再来訪意欲「必ず再訪したい」	—	①25%程度 ②25%程度 (平成28年)
21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する			
114	景観法に基づく景観重要建造物の指定件数	246件 (平成23年度)	470件 (平成28年度)
115	景観計画を策定した市区町村の数	315団体 (平成23年度)	550団体 (平成28年度)
116	歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数	31団体 (平成23年度)	60団体 (平成28年度)
22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する			
117	三大都市圏環状道路整備率	56% (平成23年度)	約75% (平成28年度)
118	道路による都市間交通性の増進率※(※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間道路(都市間の最速道路距離を基準所要時間で除いたもの)60km/hが確保されている割合)	46% (平成22年度)	約50% (平成28年度)
23 整備新幹線の整備を推進する			
119	鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	— (平成23年度)	140万人 (平成28年度)
24 航空交通ネットワークを強化する			
120	大都市圏拠点空港の空港容量	85.7%(64万回) (平成23年度)	100%(74.7万回) (平成28年度)
121	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	94.1% (平成23年度)	94.3% (平成28年度)
122	航空機騒音上重要な空港のうち、地震時に緊急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	57%(約73百万人) (平成23年度)	74%(約95百万人) (平成28年度)
7 都市再生・地域再生の推進			
25 都市再生・地域再生を推進する			
123	全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7% (平成23年度)	82% (平成28年度)
124	都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha (平成23年度)	14,700ha (平成28年度)
125	文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件(平成21年度) ②115施設(平成23年度) ③217人(平成22年度)	①80件(平成27年度) ②140施設(平成28年度) ③240人(平成27年度)
126	半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	—	1.00以上(全国の増加率以上) (毎年度)
127	高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合	59% (平成19年度)	100% (平成24年度)
129	民間都市開発の誘発係数(民間機構が関わった案件の総事業費を当該案件の民間機構支援額で除いたもの)	11.6倍 (平成23年度)	12.0倍 (平成24年度~平成28年度の平均)
130	駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	45(4.5万台) (平成20年度)	100(約10万台) (平成25年度)

150 都市機能更新率(建築物更新関係)	36.9% (平成20年度)	41.0% (平成25年度)
151 中心市街地人口比率の増減率	前年度比0.16%減 (平成21年度)	前年度比1.0%増 (平成26年度)
152 物流拠点の整備地区数	35地区 (平成18年度)	64地区 (平成23年度)
153 主要な拠点地域への都市機能集積率	約4% (平成19年度)	前年度比+0%以上 (毎年度)

8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

26 鉄道網を充実・活性化させる		
154 トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数	21億トンキロ (平成18年度)	36億トンキロ (平成24年度)
155 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(在来幹線鉄道の高速化)	15,400km (平成18年度)	15,700km (平成23年度)
156 都市鉄道(三大都市圏)の整備路線延長(①東京圏、②大阪圏、③名古屋圏、かつ内は複々線化区間延長)	①2,353(211)km(平成18年度) ②1,552(135)km(平成18年度) ③925(2)km(平成18年度)	①2,399(216)km(平成23年度) ②1,591(135)km(平成23年度) ③925(2)km(平成23年度)
157 都市鉄道(東京圏)の混雑率	170% (平成18年度)	165% (平成23年度)
158 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているもの割合	39% (平成18年度)	70% (平成23年度)

27 地域公共交通の維持・活性化を推進する

159 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	60件 (平成19年度)	800件 (平成24年度)
160 バスロケーションシステムが導入された系統数	9,054系統 (平成20年度)	10,000系統 (平成24年度)
161 地方バス路線の維持率	97% (平成20年度)	100% (平成25年度)
162 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合	70% (平成22年度)	68% (平成27年度)
163 生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合	100% (平成23年度)	100% (平成27年度)

28 都市・地域における総合交通戦略を推進する

164 まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率	0% (平成19年度)	約11% (平成24年度)
---------------------------	----------------	------------------

29 道路交通の円滑化を推進する

165 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間	約132万人・時/日 (平成19年度)	約1割削減(約118万人・時/日) (平成24年度)
166 ETC利用率	78% (平成19年度)	85% (平成24年度)

9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
167 公共事業の総合コスト改善率	—	15% (平成24年度)

131 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	36.9% (平成20年度)	41.0% (平成25年度)
132 中心市街地人口比率の増加率	前年度比0.16%減 (平成21年度)	前年度比1.0%増 (平成26年度)
133 物流拠点の整備地区数	79%(63地区) (平成23年度)	100%(80地区) (平成28年度)
134 主要な拠点地域における都市機能集積率	約4% (平成19年度)	前年度比+0%以上 (毎年度)
135 在宅型テレワーカー(ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人)人口	46%(約320万人) (平成22年度)	100%(約700万人) (平成27年度)
128 特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された集積舎が作成した整備計画の数	3件 (平成23年度)	11件 (平成28年度)

8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

26 鉄道網を充実・活性化させる		
136 トラックから鉄道コンテナに転換した輸送トンキロ数	21億トンキロ (平成18年度)	36億トンキロ (平成24年度)
110 【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	— (平成23年度)	140万人 (平成28年度)
137 都市鉄道路線整備により創出される利用者数	— (平成23年度)	206千人/日 (平成28年度)
138 東京圏鉄道における混雑率 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率 ②全区間のピーク時混雑率	①164% (平成23年度) ②201% (平成23年度)	①150% (平成27年度) ②180% (平成27年度)
139 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているもの割合	39% (平成18年度)	85% (平成28年度)

27 地域公共交通の維持・活性化を推進する

140 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	60件 (平成19年度)	800件 (平成24年度)
141 バスロケーションシステムが導入された系統数	9,054系統 (平成20年度)	12,000系統 (平成24年度)
142 地方バス路線の維持率	97.1% (平成20年度)	100% (平成25年度)
143 航路、航空路が確保されている離島の割合(①航路、②航空路)	①70% (平成22年度) ②100% (平成23年度)	①68% (平成27年度) ②100% (平成27年度)

28 都市・地域における総合交通戦略を推進する

144 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合	①三大都市圏 85.8% ②地方中核都市圏 69.1% ③地方都市圏 33.0% (平成22年度)	①三大都市圏 85.8% ②地方中核都市圏 69.5% ③地方都市圏 33.0% (平成28年度)
-------------------------------	--	--

29 道路交通の円滑化を推進する

145 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間	128万人・時/日 (平成23年度)	121万人・時/日 (平成28年度)
146 都市計画道路(幹線街路)の整備率	59% (平成21年度)	63% (平成28年度)

9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
147 公共事業の総合コスト改善率	— (平成19年度)	15% (平成24年度)

168	省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数	0種類 (平成21年度)	5種類 (平成23年度)
169	事業認定処分の適正な実施(新設等により取り消された件数)	0件 (平成18年度)	0件 (平成23年度)
170	研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	92.6%(平成20年度)	90.0%以上 (平成22年度以降毎年度)
171	ICT建設技術を導入した直轄工事件数	146件 (平成21年度)	1,800件 (平成26年度)
172	用地取得が困難となっている割合(用地あり路率)	3.50% (平成13~17年度の平均)	3.15% (平成19~23年度の平均)
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する			
173	不動産証券化実績総額	33兆円 (平成18年度)	66兆円 (平成23年度)
174	指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数	229千件 (平成18年度)	274千件 (平成23年度)
175	宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移	0.37% (平成13~17年度の5年間平均)	0.30% (平成19~23年度の5年間平均)
176	マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移	0.20% (平成17年度)	0.16% (平成23年度)
177	地価情報を提供するホームページへのアクセス件数	25,389,634件 (平成18年度)	41,000,000件 (平成23年度)
178	取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数	①22,659,447件(平成18年度) ②63,636件(平成18年度)	①80,000,000件(平成23年度) ②1,250,000件(平成23年度)
179	低・未利用地の面積	13.17万ha (平成15年度)	13.17万ha (平成29年度)
32 建設市場の整備を推進する			
180	我が国建設企業の海外受注実績	-	5兆円 (平成22~26年度累計)
181	入契法に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)	①75%(平成13年度) ②56%(平成13年度)	①100%(平成23年度) ②100%(平成23年度)
182	建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	87% (平成18年度)	90% (平成23年度)
183	専門工事業者の売上高経常利益率	2.5% (平成17年度)	4.0% (平成23年度)
184	建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD、I)	①1.2%(平成18年) ②30ポイント(平成18年)	①絶対値1.2%以下(平成23年) ②絶対値30ポイント以下(平成23年)
185	建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	63.89日 (平成21年度)	3割減(44.72日) (平成24年度)
186	事業転換を行う建設企業数	0社 (平成22年度)	5千社 (平成27年度)
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る			
187	統計調査の累積改善件数	1件 (平成18年度)	11件 (平成23年度までの累計)
188	統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数(①収録ファイル数、②HPアクセス件数)	①約5,000件(平成18年度) ②約915,000件(平成22年度)	①約14,800件(平成27年度) ②約980,000件(平成27年度)
34 地籍の整備等の国土調査を推進する			
189	地籍が明確化された土地の面積	140千km ² (平成21年度)	161千km ² (平成31年度)

148	省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数	0% (平成21年度)	100% (平成25年度)
149	事業認定処分の適正な実施(新設等により取り消された件数)	0件 (平成23年度)	0件 (平成24年度以降毎年度)
149	国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	92.6%(平成20年度)	90.0%以上 (平成22年度以降毎年度)
149	情報通信技術(ICT)を利用した建設施工技術(情報化施工技術)を導入した直轄工事件数	313件 (平成22年度)	900件 (平成26年度)
150	国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あり路率)	3.06% (平成18~22年度の平均)	2.75% (平成24~28年度の平均)
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する			
151	不動産証券化実績総額	51兆円 (平成23年度)	75兆円 (平成28年度)
152	指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数	136千件 (平成23年度)	165千件 (平成28年度)
153	賃貸住宅管理業者登録制度における登録業者目標数の達成率	20%(1,579業者) (平成23年度)	100%(8,000業者) (平成28年度)
154	土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数	179,474,703件 (平成23年度)	203,000,000件 (平成28年度)
155	我が国建設企業の海外受注実績	1.35兆円 (平成23年度)	1.5兆円 (平成27年度)
156	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)	①97%(平成22年度) ②82%(平成22年度)	①100%(平成28年度) ②100%(平成28年度)
157	専門工事業者の売上高経常利益率	3.5% (平成23年度)	4.0% (平成29年度)
158	建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	88.4% (平成23年度)	90.0% (平成28年度)
159	建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD、I)	①1.2%(平成23年) ②30ポイント(平成23年)	①絶対値1.2%以下(平成28年) ②絶対値30ポイント以下(平成28年)
159	建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	63.89日 (平成21年度)	3割減(44.72日) (平成24年度)
159	新事業展開等を行う建設企業数	0社 (平成22年度)	5千社 (平成27年度)
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る			
160	統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数(①収録ファイル数、②HPアクセス件数)	①約5,000件(平成18年度) ②約915,000件(平成22年度)	①約14,800件(平成27年度) ②約980,000件(平成27年度)
34 地籍の整備等の国土調査を推進する			
161	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49% (平成21年度)	57% (平成31年度)
162	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	40.3% (平成23年度)	100% (平成31年度)

35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		
190 トラック運送業における事業改善事例件数	0 (平成20年度)	70 (平成25年度)
36 海事業の市場環境整備・活性化及び人材の確保を図る		
191 海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準	100 (平成17年度)	165 (平成27年度)
192 造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	100 (平成21年度)	0.50 (平成25年度)

35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		
163 荷主への安全協力要請の発出件数		
	88件 (平成23年度)	44件 (平成27年度)
36 海事業の市場環境整備・活性化及び人材の確保を図る		
164 海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準	100 (平成17年度)	165 (平成27年度)
165 造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	100% (平成21年度)	50% (平成25年度)

○横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
37 総合的な国土形成を推進する		
193 国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数)	-	現状維持又は増加 (平成23年度以降毎年度)
194 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数:国土数値情報ダウンロードサービス)	33万件 (平成18年度)	現状維持又は増加 (平成23年度以降毎年度)
195 在宅型テレワーカー人口	約320万人 (平成22年)	約700万人 (平成27年)
196 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①44自治体(平成18年度) ②36.543kg/日(平成20年度)	①66自治体(平成23年度) ②33.278kg/日(平成27年度)
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
197 電子基準点の観測データの欠測率	0.43% (平成22年度)	0.5%未満 (平成23年度以降毎年度)
198 基礎地図情報の整備率	0% (平成18年度)	100% (平成23年度)
39 離島等の振興を図る		
199 離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数	404施策 (平成18年度)	510施策 (平成23年度)
200 離島地域の総人口	452千人 (平成16年度)	402千人以上 (平成23年度)
201 奄美群島の総人口	122千人 (平成20年度)	114千人以上 (平成25年度)
202 小笠原村の総人口	2.3千人 (平成20年度)	2.5千人以上 (平成25年度)
40 北海道総合開発を推進する		
203 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	-	7%以上上昇(事業着手前との差) (平成27年度)
204 北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	12% (平成16年度)	概ね26% (平成23年度)
205 道外からの観光入込客数のうち外国人の数	51万人 (平成17年度)	110万人 (平成24年度)
206 育成林であり水保全林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	60.1% (平成20年度)	68.1% (平成25年度)
207 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	22,867人 (平成19年度)	31,000人 (平成24年度)

○横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
37 総合的な国土形成を推進する		
166 国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数)	11 (平成22年度)	現状維持又は増加 (平成23年度以降毎年度)
167 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数)	33万件 (平成18年度)	現状維持又は増加 (平成24年度以降毎年度)
168 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①91%(80自治体) (平成23年度) ②0%(36.543kg/日) (平成20年度)	①100%(88自治体) (平成28年度) ②58%(33.278kg/日) (平成27年度)
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
169 電子基準点の観測データの欠測率	0.43% (平成22年度)	0.5%未満 (平成23年度以降毎年度)
169 地理空間情報ライブラリーの運用(国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数)	0件 (平成23年度)	24,000件/年 (平成26年度)
39 離島等の振興を図る		
169 離島等の総人口	①394千人 (平成22年度) ②122千人 (平成20年度) ③2.3千人 (平成20年度)	①353千人以上 (平成27年度) ②114千人以上 (平成25年度) ③2.5千人以上 (平成25年度)
40 北海道総合開発を推進する		
171 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	-	毎年度の事業完了地区の集積率が7%以上上昇(事業着手前との差) (平成27年度まで毎年度ごと)
172 北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	20% (平成21年度)	48% (平成28年度)
173 道外からの観光入込客数のうち外国人の数	51万人(46.4%) (平成17年度)	110万人(100%) (平成24年度)
174 育成林であり水保全林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	65.3% (平成20年度)	73.3% (平成25年度)
175 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	22,867人 (平成19年度)	31,000人 (平成24年度)

	208 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3.10百万円/人 (平成17年度)	3.10百万円/人以上 (平成24年度)
1 1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進			
41 技術研究開発を推進する			
	209 目標を達成した技術研究開発課題の割合	—	80% (平成23年度以降毎年度)
42 情報化を推進する			
	210 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	2件 (平成19年度)	限りなくゼロ (平成24年度)
1 2 国際協力、連携等の推進			
43 国際協力、連携等を推進する			
	211 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	116件 (平成18年度)	121件 (平成23年度)
1 3 官庁施設の利便性、安全性等の向上			
44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する			
	212 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策)	84%(平成17年度)	85%(平成23年度)
	213 保全状態の良い官庁施設の割合等 (①保全状態の良い官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	①71%(平成18年度) ②3事項(平成18年度)	①80%(平成23年度) ②25事項(平成23年度)

	176 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3.10百万円/人 (平成17年度)	3.10百万円/人以上 (平成24年度)
1 1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進			
41 技術研究開発を推進する			
	177 目標を達成した技術研究開発課題の割合	—	80% (平成23年度以降毎年度)
42 情報化を推進する			
	178 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	2件 (平成19年度)	限りなくゼロ (平成24年度)
1 2 国際協力、連携等の推進			
43 国際協力、連携等を推進する			
	179 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	124件 (平成23年度)	131件 (平成28年度)
1 3 官庁施設の利便性、安全性等の向上			
44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する			
	180 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策)	83%(平成23年度)	95%(平成28年度)
	181 保全状態の良い官庁施設の割合等 (①保全状態の良い官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	①48%(平成23年度) ②25事項(平成23年度)	①60%(平成28年度) ②50事項(平成28年度)